

『米国における遺産税の歴史的考察—事業承継税制を中心に—』

目次

序章 研究の目的と意義

第1節	米国の遺産税問題	1
第2節	相続税の歴史についての研究の必要性	2
第3節	本稿における法的分析の意義と志向するもの	4
第4節	シャウプ勧告と日本の税制	7
第5節	米国の資産税について	10
第6節	本稿各章の構成	13
第7節	研究成果の効用	20

第1章 米国連邦遺産税の歴史—シャウプ使節団における問題意識の背景について

第1節	はじめに	1
第2節	1789年から南北戦争まで	4
第3節	南北戦争期間	6
第4節	1870年から1916年まで：更なる議会の実験	9
第5節	1916年から1939年まで：基礎的構造の発展	16
	第1項 1916年法の制定と展開	16
	第2項 初期遺産税法の問題点：州法との矛盾	24
	第3項 「狂騒の20年代」と産業界の遺産税への対応	29
	第4項 好況から大恐慌へ：ルーズベルト大統領の時代	31
	第5項 「遺産税申告書再訪」	40
第6節	1940年から1947年まで：第二次世界大戦期	51
	第1項 安定した制度に	51
	第2項 所得税との統合問題	52
第7節	終わりに	56

## 第2章 第二次世界大戦後の多様な価値観の創出と連邦議会の対応

第1節	はじめに	1
第2節	1948年から1976年まで	2
	第1項 連邦遺産・贈与税プロジェクト	2
	第2項 中小企業税制の黎明	7
	第3項 米国議会における遺産税の議論	12
第3節	1976年から2001年まで：隙間の改革	13
	第1項 1976年における遺産税および贈与税改正の背景	13
	第2項 レーガン大統領による税制改革と議会での議論	16
	第3項 所得税改正の背景	24
	第4項 所得税と比較した遺産税制定の特徴	28
	第5項 「タックス・サリエンス」による分析	30
	第6項 遺産税廃止の胎動	32
第4節	2001年法：死亡税の破棄（および復活）	38
	第1項 遺産税廃止の実現	38
	第2項 遺産税廃止実現の背景	42
	第3項 遺産税廃止後の議論	47
	第4項 オバマ政権後の遺産税議論	49
第5節	終わりに	52

## 第3章 米国における遺産税と事業評価

第1節	はじめに	1
第2節	最近の遺産税の改正について	3
第3節	非公開会社株式の評価と経営意思決定	11
第4節	非公開会社の評価	17
	第1項 評価システムの歴史	18
	第2項 非公開会社株式価格を評価するガイドライン	20
	第3項 3年の贈与税の時効に鍵をかける。	29

第 4 項	挙証責任の納税者から内国歳入庁への転換	30
第 5 項	遺産税および贈与税計画における評価問題	32
第 5 節	終わりに	44
<b>第 4 章</b>	<b>信託を利用した資産継承と世代跳梁税の展開ーデュポン社の事例を中心として</b>	
第 1 節	はじめに	1
第 2 節	信託の歴史	2
第 1 項	イギリス固有法説	2
第 2 項	米国における信託制度	3
第 3 項	米国の信託制度の展開	4
第 3 節	デュポン社の事業継承と信託について	6
第 1 項	デュポン社について	6
第 2 項	デュポン社の起源とウィルミントン社の沿革	7
第 3 項	デュポン家における信託利用	10
第 4 項	デュポン社における経営者の変化	20
第 5 項	クリスティアナ社	20
第 6 項	ウィルミントン社の役割	22
第 4 節	世代跳梁を利用した信託での資産承継の変遷	24
第 1 項	世代跳梁課税に関する 1976 年法以前の動向	24
第 2 項	「税制改革研究・提案」の検討	27
第 3 項	1976 年の世代跳梁税制定の背景	37
第 4 項	1976 年の世代跳梁税の問題点	41
第 5 項	1986 年の世代跳梁税の内容	44
第 5 節	終わりに	45
<b>第 5 章</b>	<b>信託における経営権の留保と課税関係　ー　バイラムの裁判例を中心に</b>	
第 1 節	はじめに	1
第 2 節	内国歳入法 2036 条の沿革	3

第3節	現行の規定	5
第4節	バイラムの裁判以前の最高裁判断	7
	第1項 内国歳入庁長官対ホームズの遺産	7
	第2項 ローバー対合衆国	8
	第3項 合衆国対オマリー	9
	第4項 合衆国対グレースの遺産	10
第5節	バイラムの裁判例	11
	第1項 事案の概要	11
	第2項 内国歳入庁による議論	13
第6節	内国歳入庁の実務上の論点	14
	第1項 内国歳入庁による第一の主張	14
	第2項 内国歳入庁による第二の主張	14
	第3項 最高裁判決	15
第7節	バイラムの事例の意味するもの—経営権の範囲について	18
	第1項 議決権を通じての経営権の留保	19
	第2項 雇用契約などその他の契約等を通じての経営権	25
第8節	バイラムの裁判例の限界の模索：ギルマンの遺産	34
第9節	バイラムの裁判後の制度的な対応	36
第10節	バイラムに関する留保経営権の復活	39
	第1項 2036条(b) 制定後の議論	39
	第2項 判例法におけるバイラムの延長	40
第11節	終わりに	42

## 第6章 資産凍結手法への連邦議会の対応とファミリー・リミテッド・パートナーシップの発展

第1節	はじめに	1
第2節	2036条(c)項の制定と廃止に関わる議会の対応	2
	第1項 資産凍結	2
	第2項 2036条(c)項の制定	3

第3項	1988年改正	8
第4項	国会における2036条(c)項の廃止の議論	9
第3節	国会における立法パターン	11
第4節	ファミリー・リミテッド・パートナーシップ	14
第1項	ファミリー・リミテッド・パートナーシップ制度利用の背景	14
第2項	移転した株式の議決権の留保	16
第3項	ファミリー・リミテッド・パートナーシップの利用	17
第4項	ファミリー・リミテッド・パートナーシップへの課税例	18
第5項	パートナーシップの沿革と米国における定義	22
第6項	パートナーシップの種類	23
第5節	ファミリー・リミテッド・パートナーシップにおける経営権の評価	24
第1項	支配プレミアム	25
第2項	暗黙の支配	28
第3項	支配評価の緩和	29
第6節	14章特別評価ガイドライン	30
第1項	2701条における資本再編成および優先株式持分評価	31
第2項	2702条における評価問題	37
第3項	2703条における持株売買契約およびリース(LLCの営業契約を含む)またはオプションの売却	37
第4項	2704条における消滅する権利および他の制限の評価ルール	38
第5項	ファミリー・リミテッド・パートナーシップに関する裁判例	40
第6項	ファミリー・リミテッド・パートナーシップへの課税の今後	42
第7節	所得の贈与に関する規定	43
第1項	内国歳入法704条(e)以前の判例法	43
第2項	内国歳入法704条(e)の制定	44
第8節	終わりに	46
第7章	わが国における相続税制の展開	
第1節	はじめに	1

第 2 節	日本における相続税廃止の議論	2
第 3 節	相続制度の歴史	4
	第 1 項 上代から中世まで	4
	第 2 項 近世から江戸時代まで	6
第 4 節	明治時代における相続制度	8
第 5 節	日本における相続税の歴史	11
	第 1 項 相続税の創設から太平洋戦争の終結まで	13
	第 2 項 憲法改正による相続法改正からシャウプ勧告による税制改正まで	24
	第 3 項 シャウプ勧告による税制改正が行われた時期	28
	第 4 項 シャウプ税制の改正から昭和 33 年までの相続税制度	39
	第 5 項 昭和 33 年の改正	42
	第 6 項 昭和 33 年改正後から昭和最後までの展開	49
	第 7 項 平成における相続税・贈与税の改正	57
第 6 節	終わりに	62
<b>第 8 章</b>	<b>わが国における事業承継の沿革とこれからのあり方</b>	
第 1 節	はじめに	1
第 2 節	日本の大企業の事業承継	1
	第 1 項 三井財閥の場合	1
	第 2 項 三菱財閥の場合	6
	第 3 項 松下電器産業（現 パナソニック）の場合	10
	第 4 項 ソニーの場合	13
第 3 節	日本における事業承継税制の展開	16
	第 1 項 終戦後から昭和最後までの事業承継税制	16
	第 2 項 昭和最後から現在までの事業承継税制	19
	第 3 項 政策税制としての事業承継税制	22
第 4 節	日本における不動産評価の歴史	23
	第 1 項 明治時代から昭和 21 年まで	23

第 2 項 昭和 22 年から昭和 38 年まで	24
第 3 項 昭和 39 年から昭和最後まで	25
第 4 項 平成時代	27
第 5 節 現行の不動産評価	29
第 6 節 終わりに	31

## **補論 米国における不動産評価**

第 1 節 はじめに	1
第 2 節 米国における不動産評価の規定	1
第 3 節 農業又は事業で使用される不動産の特殊用途評価	5
第 4 節 終わりに	6

## **終章 資産税のあり方について**

第 1 節 歴史的分析の必要性	1
第 2 節 日本における相続税の展開	5
第 3 節 日本の相続税の今後	7
第 4 節 今後の研究の方向性	9

## **引用文献**

## 序章 研究の目的と意義

### 第1節 米国の遺産税問題

米国において現在に至る遺産税が制定されたのは1916年であるから2016年で丁度100年になる。2016年は大統領選挙の年でもあり、現職の大統領であるバラク・オバマ（Barack Hussein Obama）は現在2期目であるので2017年には新しい大統領が誕生することになる。オバマ大統領の任期中の業績といえばオバマケアと称される医療制度改革が特筆されるであろう。2010年3月に成立した医療保険改革法（Patient Protection and Affordable Care Act）により描かれた国民皆保険は2014年に実施されている。米国では人口の15%、およそ5,000万人ともいわれる国民が健康保険に加入していなく、これは同国における大きな社会問題となっていた。この医療保険改革の是非は激戦に終わった前回の2012年の米国大統領選挙の争点のひとつとなった。しかし同法を主導した民主党のバラク・オバマ（Barack Hussein Obama）大統領の再選という結果は、「共に尽くそう（United We Serve）」というオバマ候補のスローガンに象徴されるように、ともすれば社会主義的と揶揄された社会政策を導入したことが、人々に受け入れられたのかもしれない。

前回の大統領選挙では、本稿の対象である遺産税の改廃も争点になっていた。医療保険の充実には莫大な予算が必要とされるのでその財源をどうするか、という税制の議論をともにするのは当然かもしれない。日本における相続税は米国ではその課税形態から遺産税と称される。米国における遺産税についても、大統領選挙で対立した共和党のミット・ロムニー（Willard Mitt Romney）候補が、ジョージ・W・ブッシュ（George Walker Bush）前大統領が打ち出した遺産税廃止路線の継承を唱えたのに対し、オバマ大統領は、遺産税廃止には与していない。実は遺産税は、その財政に占める割合は高くなくて、その存続、廃止の判断においては、その国の人々の富に対する価値観などが影響していると考えられている<sup>1</sup>。オバマ大統領はどのような考えに基づき遺産税の存続を主張したのであるか。また今後の大統領はどのような視点に基づき遺産税を議論していくのであろうか。これら現時点における議論に加えて、歴史的に見て米国人は自らの富の移転に

---

<sup>1</sup> 各国における相続税の現状については少し古くなるが首藤編（2004）参照。



対してどのように考えてきたのか、ということは興味深いことのように感じられる。本稿の大きな目的のひとつは、この米国人の「富の移転」に対する態度を究明することである。

## 第2節 相続税の歴史についての研究の必要性

相続税を巡っては日本でも話題になっている。平成25年度税制改正法案が平成25年3月29日参議院を通過し、成立している。同税制改革法案の相続税の部分に関していうと、今回の税制案は棚上げにされたままであった平成23年の税制改正案が漸く実現したものである。新たな相続税は従前と比較して増税となっており、基礎控除が現行の6割水準に引き下げられ<sup>2</sup>、税率の構造に関しても6段階が8段階になり、最高税率が55%となっている<sup>3</sup>。改正後の相続税が適用されると首都圏の持ち家所有者程度の資産レベルでも相続税を負担する割合が増加するためマスコミなどに取り上げられることも多くなっている。

実は相続税もしくは遺産税は、世界的にみると、どの国でも税収は小さくなく、また近年は米国のように廃止を検討する国も現れている。その意味では、そのような税は過去のものであって将来の発展性はないという考えも成り立つかもしれない。しかし、日本では、税制調査会を中心に相続税の強化を主張する見解が出されてきている。ここ最近の議論の動きを追ってみると、例えば、平成12年度の税制調査会答申『わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択―』は、「相続課税について、ごく一部の資産家層を対象に課税するという従来の位置付けから、より広い範囲に課税していくという方向でそのあり方を検討していくことが必要と考えます。<sup>4</sup>」と述べる。また、平成15年度の税制調査会答申『少子・高齢社会における税制のあり方』は、「今後、少子・高齢化の下では、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるねらいから、課税ベースの拡大に引き続き取り組む必要がある。<sup>5</sup>」としている。また、政権交代前の自由民主党の『平成20年度税制改正大綱（平成19年12月13日）』は、相続税の課税方式を

---

<sup>2</sup> 改正後は3,000万円に600万円に法定相続人数を掛けた金額を加えた金額となる。

<sup>3</sup> 平成27年1月1日以降の相続に対して適用される。

<sup>4</sup> 税制調査会『わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択―』（平成12年7月）、303頁。

<sup>5</sup> 税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』（平成15年6月）、11頁。

遺産取得課税方式に改めることを検討する旨を述べている。同大綱は、新たな事業承継税制の創設について述べているが、その中に次のような記述がある。

「この新しい事業継承税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。」

同様な記述は、財務省の『平成 20 年度税制改正の大綱』（平成 19 年 12 月 19 日）、および閣議決定『平成 20 年度税制改正の要綱』（平成 20 年 1 月 11 日）にもある。現行の相続税制に対する批判<sup>6</sup>はこれまでも少なくなかった。しかし、税制調査会は、最近までこの課税方式を維持する方針を示していた。例えば、相続時精算課税制度を導入する契機となった税制調査会『あるべき税制の構築に向けた基本方針』（平成 14 年 6 月 14 日）は、相続税・贈与税の一体化、累積課税化を検討しつつも、「法定相続分を基調とする取得課税による現行の体系については維持すべきである<sup>7</sup>」と述べていた。しかし、最近になって、上記の税制改正大綱のほか、最近の税制調査会答申『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』（平成 19 年 11 月）においても現行の相続税の問題点が指摘されている。つまり、個々の相続人の相続額に応じた課税がなされないこと、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生すること、及び各種特例が他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があることが指摘されていた<sup>8</sup>。

平成 21 年に政権が交代し民主党政権になってもこの相続税増税の路線は継承され、平成 23 年度の税制大綱には、今回制度化された増税案が盛り込まれるに至った。しかし当時の税制改正においてより大きな問題は消費税の増税であり、相続税の改正についてはその陰に隠れて成立が後回しになっている。そして平成 24 年に再度、自由民主党に政権が交代した後、平成 25 年度の税制改正において相続税増税案が成立した訳である。

驚くべきことに、この間の相続税課税強化論に有識者やマスコミからは目立った

---

<sup>6</sup> 例えば青山学院大学の三木義一教授は、昭和 33 年に現行制度が制定された当時と比較して、現在は「争続」といわれることがあるほど相続人間の利害が対立し、分割の慣習が確立しており、現行制度が前提していた牧歌的な共同相続人関係はほとんど期待できないと指摘し、遺産取得税方式の徹底を提言している。三木（1995）12 頁。

<sup>7</sup> 税制調査会『あるべき税制の構築に向けた基本方針』（平成 14 年 6 月 14 日）、補論 10 頁。

<sup>8</sup> 渋谷（2008）。

反論は聞かれなかったのである。その中で、国税庁長官を歴任した早稲田大学の渡辺裕泰教授は、日本におけるこの様な相続税課税強化論に疑問を呈している。渡辺教授は外国においては相続税に批判的な声が強く、実際に廃止・縮小する潮流にあることを指摘し、「もう一度皆で考えるべき事柄なのではないか。」と問題提起している<sup>9</sup>。本稿はこのような問題提起に対して資料を提供することも目的としている。

### 第3節 本稿における法的分析の意義と志向するもの

ここで本稿において租税法という法的な側面から、米国の遺産税と日本の相続税の歴史を研究する意義について触れておこう。実はこの問題については、日本における租税法研究の沿革に関係している。

東京大学の金子宏名誉教授によると、日本における租税法研究は、昭和40年頃まではドイツの租税法に範をとって、主として租税法基礎理論及び租税手続法を中心とする租税法であった。シャープ勧告が、大学で講義されるべき租税法の内容として考えていたのは、所得税・法人税のようにわれわれの経済生活と密接な関係をもった租税に関する実体法であったことを考えると意外なことである<sup>10</sup>。ここで租税実体法とは、「租税法律関係のうち、租税債務関係の当事者、租税債務の内容、租税債務の成立・承継・消滅等を扱う部分である。このうち、租税債務の内容をなす課税要件法の領域は、他のいずれの法分野でも研究の対象とされない租税法独自の領域であり、しかも、この分野では、従来に引き続き、新しい解釈理論の形成を必要とするような重要な問題が、次々と生じている。<sup>11</sup>」とし、金子名誉教授は「この分野は、租税法全体の中で最も重要な分野である<sup>12</sup>」と指摘している。この租税実体法の本格的研究が開始され、この分野の本格的業績が公にされるようになったのは、昭和40年代に入ってからである。それ以来、租税実体法の研究は、徐々に盛んになって今日に至っている<sup>13</sup>。

東京大学の碓井光明名誉教授も、昭和56年（1981年）1月に「租税法の課題と

---

<sup>9</sup> 渡辺（2012）17－22頁。

<sup>10</sup> 金子（2010）200頁。なお、同稿の初出は、税務研究会・創立35周年記念出版「実践租税法大系基本法論」税務研究会、1981年である。

<sup>11</sup> 金子（2014）26頁。

<sup>12</sup> 金子前掲27頁。

<sup>13</sup> 金子（2010）200頁。

将来」と題し、租税法における課題を整理している。碓井名誉教授によると「戦後、とりわけ昭和 40 年代以降の租税法は、租税法総論の分野における優れた業績を生み出し、また、租税法全体を扱った優れた体系書を生んでおり、他方、外国法の研究や個別の裁判例を中心とした判例研究の業績の点においても、格段の発展を示してきている。」と評価しながらも、「所得税法、法人税法、相続税法というような個別の租税法律に関する体系的な研究は未だ十分になされているとはいえない。これらの法律の課税要件規定に関する論文も、いまだ網羅されているわけではない。このような事情は、租税法総論で扱われる実質主義、租税法と私法などのテーマの研究の基盤を弱めているように思われる」と指摘している<sup>14</sup>。この碓井名誉教授の指摘から 30 年以上経過している。しかし、所得税法や法人税法に関しては金子名誉教授による一連の研究<sup>15</sup>など一定の研究成果が認識できるが、相続税については所得税法や法人税法ほど研究は進んでいないように感じられる。本稿における米国の遺産税と日本の相続税に関する歴史分析は、相続税法に関する体系的な研究に貢献することができると思う。

また、碓井名誉教授は、「租税法を更に豊かにするためには、租税政策論、租税行政論、税制史、租税思想史、租税立法過程論等の作業が不可欠<sup>16</sup>」であると指摘している。この租税政策論等に積極的に取り組んでいる、早稲田大学の畠山武道教授は、税法学の役割の一つに、「既存の税制度を認識し、問題点を発見し、評価し、代案を提示するために具体的に役立つ分析方法や基準を、主権者である市民＝納税者に提供すること<sup>17</sup>」をあげている。この観点から本稿において米国における遺産税および日本における相続税の歴史を分析することにより、過去に市民がどのような経緯でどのような選択肢を採用したかという情報を示すことができる。このことは先の渡辺教授の問題提起における議論のたたき台になると考えられよう。

更に畠山教授は租税立法過程論の研究の必要性を積極的に提唱している<sup>18</sup>。畠山教授は、租税過程を「税法が法律として形成され、執行されてゆく過程は、単純な法律の定立や、その機械的適用ではない。そこには経済的・社会的動向、法律作成の際の官僚や圧力

---

<sup>14</sup> 碓井（1981）56 頁。

<sup>15</sup> 例えば、「所得課税の法と政策（所得課税の基礎理論 下巻）」（1996 年、有斐閣）や「所得税・法人税の理論と課題」（2010 年、日本租税研究協会）など。

<sup>16</sup> 碓井（1981）58 頁。

<sup>17</sup> 畠山（1979）53 頁。

<sup>18</sup> 碓井（1981）58 頁。

団体の影響力、議員の行動様式、法執行の際の官吏の意識や行動様式、裁判官のパーソナリティ、市民の租税観、市民運動など、あらゆる要素が混在し、相互に作用しあっている<sup>19)</sup>ものと考えている。租税過程は、租税立法過程、租税行政過程、租税裁判過程に区分できるのであるが、判決に現れた事実認定や判決に至る過程などを意味し、比較的明確な租税行政過程、租税裁判過程とは異なり、畠山教授は租税立法過程に関して「人々が異なる選考と価値基準を有する場合に、特定の機構やシステムに様々の人が関与し、それを通じて異なる意思が一つの社会的意思に昇華されてゆく連続的な過程<sup>20)</sup>」と定義している。租税立法過程をそのように捉えた後に、日本における租税立法過程を概観するに現行のプロセス、つまり税制調査会での審議・答申→大蔵省主税局による法案の起草→内閣法制局の審査→閣議決定→衆議院大蔵委員会→衆議院本会議→参議院大蔵委員会→参議院本会議という現行の立法仮定を、畠山教授は、「立法の過程で市民の意見を反映させる機会が極めて少なく、また現状では、国会や国会議員に多くをたよることもできない<sup>21)</sup>」と判断している。そして「多くの税制上の不公正を是正し合理的な租税制度を確立するためには、当然のことながら主権者たる市民が市民の立場から税制上の問題を学び、討論し、批判し、行動することによって、問題を提起し続けることが不可欠である。このような動きをどのようにして作りあげ、恒常的に維持してゆくのが、今後の最大の課題となろう。<sup>22)</sup>」と総括しているのである。

これらの確井名誉教授や畠山教授の指摘は30年以上前のものであり、本来は現在までの間に上記分野の研究は進んでいるはずであった。しかし、この約30年の間に日本経済の国際化が著しく進み、また金融取引も複雑化したので国際課税や金融取引に関する課税の研究が租税法研究の相当部分<sup>23)</sup>を占め、租税政策論等の研究が下火になってきたことは否めない。ここに畠山教授の言う「税法が法律として形成され、執行されてゆく過程<sup>24)</sup>」を扱う本研究の意義があると考えるのである。既述の相続税法に関する体系的な研究に加えて、畠山教授の言う「主権者たる市民が市民の立場から税制上の問題を学び、討論し、批

---

<sup>19)</sup> 畠山 (1979) 57 頁。

<sup>20)</sup> 畠山前掲 58 頁。

<sup>21)</sup> 畠山前掲 59 頁。

<sup>22)</sup> 畠山前掲 59 頁。

<sup>23)</sup> 例えば明治大学 水野忠恒教授『国際課税の制度と理論：国際租税法の基礎的考察』（2000年、有斐閣）や東京大学 中里実教授の『国際取引と課税』（1994年、有斐閣）や『金融取引と課税』（1998年、有斐閣）などの一連の研究。

<sup>24)</sup> 畠山 (1979) 57 頁。

判し、行動することによって、問題を提起し続ける<sup>25)</sup>」仕組みを議論する上で本稿の歴史的な分析は意義がある。本稿で取り上げた米国における、特に遺産税廃止運動に関わった政治家、市民、ロビイスト、企業団体等の行動は、相続税の存続を当然と考える日本の国民にとって税制上の問題点に気づくきっかけになると考える。

米国の遺産税や日本の相続税に関する歴史を取り上げる意義を上記のように解釈するならば、本稿において企業承継を中心に取り上げるのは当然であろう。何故ならば建国の歴史が浅い米国においては、富の蓄積・承継が日本のような不動産の保有・移転によってなされるのではなく、事業の創造・発展そして企業の承継によって行われている。従って遺産税制上の問題も企業に関わることが多いのである。事業に成功し、富を蓄積した者の相続をいかにするか、に対する政治家、市民、ロビイスト、企業団体等の対応は、畠山教授が指摘する「既存の税制度を認識し、問題点を発見し、評価し、代案を提示するために具体的に役立ちうる分析方法や基準<sup>26)</sup>」に属するもので、租税の立法過程に影響しているのである。具体的には遺産税の廃止運動や信託を介した事業承継税制の厳格化などが存在している。最近では日本でも企業承継に関わる税制が取り上げられているが、企業を如何に承継させていくか、という課題は遺産税や相続税を議論する上で不可欠といえる。

#### 第4節 シャウプ勧告と日本の税制

本稿では米国における遺産税の歴史と企業経営との関わりを中心に議論する。相続税や遺産税を縮小、廃止する国は数多い中、何故米国の税制を取り上げるのかという  
と、第二次世界大戦後における日本の税制を議論する際には、米国の税制との比較は不可欠と考えられる。というのは現在の税制の起源は米国人研究者によるシャウプ勧告によるものであるからである。

相続税に限らず現代の日本税制が第二次世界大戦後のシャウプ勧告が礎になっていることはよく知られている。シャウプ勧告は、コロンビア大学教授であり、フランクリン・ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 政権において租税政策に従事した経験も持つカール・シャウプ (Carl Sumner Shoup) 博士を団長とする7名からなる日本税制調査の使節団が行ったものであり、使節団は、昭和24年5月から同年8月にわたり熱心に調査

---

<sup>25)</sup> 畠山前掲 59 頁。

<sup>26)</sup> 畠山前掲 53 頁。

し、調査を完了して同年9月に日本税制報告書を公表している。シャウプ使節の日本税制報告書は、国税および地方税の税制の全般にわたり、詳細に、しかも論理的に報告されたものであって、税制に関する日本の政府および国民に与えられた啓蒙の書であったと言える。

シャウプ勧告は昭和25年の税制改革において大筋においてそのまま採用され、わが国の実定制度となった。このシャウプ税制は、占領の継続中は維持されたが、講和条約（1951年9月8日調印）の発効（1952年4月28日発効）とともに次々と基本的修正を受けることになった。しかし次に述べるとおり、このシャウプ勧告の日本の税制に対する意義を評価する研究者は極めて多いのである。

シャウプ勧告は米国国内の税制に対する反省に基づいて行われている。相続税の部分を担当したコロンビア大学のウィリアム・ビックリー（William Vickrey）教授は1947年に著書『累進課税の指針（Agenda for progressive taxation）』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとしている。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している。シャウプ勧告ではこのような欠陥を踏まえて、より優れたと考えられる制度を提案している訳である。

シャウプ勧告が、その欠点を踏まえて制度設計を行ったという米国の遺産税制度は、日本の相続税制度を議論する上で当然検討すべき制度であろう。特にシャウプ勧告と時期が近いフランクリン・ルーズベルト政権における税制改革は、シャウプやハーバード大学教授のスタンレー・サリー（Stanley S. Surrey）といったシャウプ勧告の主要なメンバーが関与しており、検討対象として重要であると考えられる。そしてシャウプ勧告以後にその米国遺産税がいかに推移して行ったか、という経緯を知ることは興味深いことでもある。こうして見てみると米国の遺産税の歴史について整理しておくことの必要性は大きいといえよう。

日本の税制におけるシャウプ勧告の位置を考えると日本の租税法学者がその研究の中心にシャウプ勧告を置いたことは当然である。東京大学の金子宏名誉教授は、「シャウプ勧告は、わが国の税制に決定的ともいえるべき影響を及ぼした」と指摘し、その歴史的意義を6つ挙げている。つまり、民主的租税観、公平の原則、税制の中立性の原則、簡素な税制の必要性、地方分権の推進と地方自主財源の充実の必要性、そして税務行政の改善

を明確にしたことである<sup>27</sup>。金子教授は、上記の平成12年度の税制調査会答申『わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－』がシャープ勧告の理論、哲学と基本的に一致していると考え、大きな賛意を示している<sup>28</sup>が、このことはシャープ勧告の精神が現在に至っても日本の税制の中で息づいていることを示すものと考えられる。

シャープ勧告は、相続税、贈与税に関しては取得税の体系を勧告するとともに、両者を合わせた累進的資産移転税<sup>29</sup>の制度を勧告している。この累進的資産移転税は、いったんシャープ税制によって採用されたが、制度が複雑すぎて納税者の理解と協力を得ることが困難であるという理由で、昭和28年に廃止された。その結果、贈与、相続によって資産を取得するごとに各人の取得財産の価額を課税標準として課税するという、通常の取得税の体系がしばらく続いたが、昭和33年の改正で、法定相続人が民法所定の法定相続分にしかたがって相続したと仮定した場合の税額の合計額を、各相続人および受遺者にその取得した財産の価格に応じて按分する、という制度が導入されて現在に至っている<sup>30</sup>。

シャープ勧告では累進的資産移転税の制度を勧告していた訳であるが、最近のコンピューターの発達を理由に金子教授は改めてこの制度の導入を提唱している<sup>31</sup>。このようにシャープ勧告の「理論と哲学<sup>32</sup>」は未だ日本の租税法の研究者にとって輝きを保ち続けており、その「理論と哲学」の背景を考察することは極めて有意義である。

また本稿における中心テーマのひとつである企業経営と相続税の関係では、先に挙げた自由民主党の『平成20年度税制改正大綱』（平成19年12月13日）は、新しい相続税と事業承継税制のあり方について議論している。米国でも同様に、本稿でしばしば取り上げるコロンビア大学教授のマイケル・グレーツ（Michael J. Graetz）とその元同僚<sup>33</sup>であるイェール大学イアン・シャピロ（Ian Shapiro）が、2010年に実現した遺産税の廃止に至る過程を詳述した著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット（Death by a thousand cuts）』において、全米独立企業連盟（National Federation of Independent Business: NFIB）といたった中小企業の利益団体が遺産税を廃止する運動の中心的な役割を果たしたことが描か

---

<sup>27</sup> 金子（2000）14－17頁。

<sup>28</sup> 金子前掲33頁。

<sup>29</sup> 米国では同様の税制が1976年に制度化されている。

<sup>30</sup> 金子前掲26頁。

<sup>31</sup> 金子（2002）12頁。

<sup>32</sup> 金子（2000）32頁。

<sup>33</sup> マイケル・グレーツは2009年に25年近く勤務したイェール大学からコロンビア大学へ移っている。



れている。このことから考えると遺産税と企業の経営との関係は密接なものがありそうである。実はその関係が米国で指摘されたのは最近の話ではなく、既に第二次世界大戦後すぐの1951年にハーバード・ビジネス・スクールのキース・バタース (Keith Butters) 教授やジョン・リントナー (John Lintner) 教授、税法が専門のノースウエスタン大学のウィリアム・カリー (William Cary) 教授は、共著『課税の効果：企業合併 (Effects of Taxation: Corporate Mergers)』において遺産税と二重課税そして中小企業における合併の間の直接的な関係について示している。彼らは遺産税の非公開会社の所有者に対するインパクトは高い所得税と低いキャピタルゲイン税率とによって増幅されるとしている。遺産税のあり方と合併など企業の重大な意思決定には大きな関連性があり、両者を関連つけて議論することは意義深いと考えるのである。

## 第5節 米国の資産税について

ここで研究のメイン・テーマとして選択した米国の遺産税について少し触れておきたい。米国の遺産税は1916年の税制改正において創設されたものであるが、いわゆる富裕層の多い米国では、遺産税および贈与税上のタックス・プランニングが著しく発達している。このタックス・プランニングは、3種類のテクニックに大別できる。つまり、(1) 信託や非営利団体などの税制上有利な組織の利用、(2) 遺産の財産価値の市場価値との評価の差額の利用、および(3) 生前贈与の利用である。このうち、(2) に関して、非公開会社の利用が、主要なテクニックとなっている。

このタックス・プランニングは、遺産税の構造的問題点を明らかにする働きをしている。これは日本における相続税節税対策が、税制の財産評価の要である財産評価基本通達の欠点を明らかにする働きをしていることと類似している。米国においては、資産評価について日本の財産評価基本通達のような画一的なルールが存在しない。そのため、タックス・プランニングは、遺産税および贈与税の仕組み自体の弱点を攻撃しようとし、それによって活発な議論が喚起されることになる<sup>34</sup>。

ここで少し概念を整理する必要がある。資産移転課税 (wealth transfer tax) とは、遺産税、相続税、贈与税等、財産の移転に関して課される租税である。以後、財産を

---

<sup>34</sup> 渋谷 (1994) 9・75 頁。

移転する者、すなわち故人 (decedent) 又は遺産 (estate)、贈与者 (donor)、または信託の委託者 (grantor) 等を移転者 (transferor) という。そして、財産を受け取る者、すなわち相続人 (heir) 又は受遺者 (legatee)、受贈者 (donee)、又は信託の受益者 (beneficiary) 等を受領者 (transferee) という。資産移転課税は、死亡時の移転に対して課される死亡税 (death tax) と、生前の移転に対して課される贈与税 (gift tax) に二分される。死亡税は、故人の遺産に対して課される遺産税 (estate tax) と、相続人や受遺者に対して課される相続税 (inheritance tax) に分けられる。同様に、贈与税も二種類に分けられる<sup>35</sup>。

米国の場合、国レベルの課税である連邦税に加えて、州レベルの課税の州税も無視できない独自の構造を持っているが、とりあえず本稿の研究対象は連邦税を中心にした。米国の連邦レベルの資産移転課税には、遺産税 (内国歳入法典第 1 1 章)、贈与税 (内国歳入法典第 1 2 章)、及び世代跳梁税 (内国歳入法典第 1 3 章) の 3 種が存在する。この 3 種を合わせて連邦遺産贈与税もしくは単に遺産贈与税と言っているのである。また、用語についてであるが、米国の場合は、内国歳入法に定める「Estate Tax」を「遺産税」、州政府が定める「Inheritance Tax」を相続税とし、日本に関しては、一律に相続税とする。

この遺産贈与税の特徴を整理しておこう。第一の特徴は、遺産税型の課税、すなわち、遺贈又は贈与をした側が課税されるということである。これは遺産贈与税が、米国連邦憲法第 1 条第 8 節第 1 項に規定されている「エクサイズ (excise)」であると理解されていることによる。エクサイズとは、「ある行為をすること、ある業務への従事、又はある特権の享受に対して課される税」であり、「財の製造、販売、利用、又はある業務又は活動の実行、あるいは財産の移転に対して課される税」である。すなわち、遺産贈与税は、財産権行使の一方法である「財産の移転」に対する課税なのであり、従って、財産権の行使主体が課税されるのは当然であるということである<sup>36</sup>。

第二の特徴は、累積的課税である。これは、遺産税又は贈与税の税額算定の際に、過去になされた贈与の価額を遺産又は贈与の価額に加えて、税率を適用し、得られた金額から過去に納付すべき贈与税額を控除して、最終的税額を算出するという仕組みである。これによって、財産を分割して別個に贈与を行うことにより累進課税を免れることを

---

<sup>35</sup> 渋谷前掲 9・75 頁。

<sup>36</sup> 渋谷前掲 9・90 頁。

防止している<sup>37</sup>。第三の特徴は、世代跳梁税の存在である。財産は通常は一世代ずつ継承されていくので、遺産税又は贈与税が、一世代に一回は課税されることになる。しかし、ある者が、二世以上若い世代の者へ直接遺贈又は贈与を行い、あるいは信託を利用して財産を移転すれば、遺産税又は贈与税が課税される回数を減少させることができる。このような場合に、財産が一世代ずつ継承される場合との公平を保つために、遺産税又は贈与税とは別に課税されるのが、世代跳梁税である<sup>38</sup>。

第四の特徴は、遺産税及び贈与税において、配偶者控除が、金額上無制限に認められていることである。また、ある者が贈与を行ったときは、その配偶者の同意があれば、その贈与は、夫婦で2分の1ずつ行ったものとみなされる。この無制限の配偶者控除は、先の世代跳梁税と相まって、遺産税に、一世代に一回課税される資産保有税という色彩を帯びさせている<sup>39</sup>。本研究『米国における相続税の歴史的考察』においては、このような特徴を持つにいたった米国の遺産税がどのように形成されていったか、を明らかにすることを目的とする。

ところで先に相続税は廃止する国もあると指摘したが、実は米国においても、少し前まで遺産税廃止が盛んに議論されており、実際に2010年の1年間だけであるが廃止に至っている。10年ほど前に、「2001年経済発展、課税軽減合意法（The Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）（以下「2001年法」と略す）」を成立されたジョージ・W・ブッシュ政権下においてその方針が示された。2001年法は、遺産税と世代跳梁税の控除額を2002年においては100万ドルであるのを2009年には350万ドルと、徐々に増加させており、また、最高税率も2002年の50%から2009年の45%に1%ずつ減少させている。そして2010年には遺産税と世代跳梁税を廃止するというものがあった。その後米国でも政権が代わり、遺産税廃止論は幾分下火にはなっているが、例えば消費税のように将来的に発展する税とは言い難いであろう。では何故、このテーマを研究するかというと、最近日本でも経済格差の拡大が唱えられているが、経済的な貧富の差においては格段の格差が存在している米国において、歴史的にどのような資産課税が行われてきたかということを検証することは興味深いことであるし、遺産税は廃止されても贈与税は存続するわけで、日本人の国際化が進行する現在においては、課税関係について考

---

<sup>37</sup> 渋谷前掲 9・92 頁。

<sup>38</sup> 渋谷前掲 9・96 頁。

<sup>39</sup> 渋谷前掲 9・99—9・100 頁。

察することは社会的にも意義深いと考えられるのである。しかしこれまで米国における遺産税の歴史的展開についての法的な検討はほとんどなされていないように感じられる<sup>40</sup>。

## 第6節 本稿各章の構成

それでは本稿の構成について紹介しよう。第1章は、米国の遺産税の歴史を南北戦争の前、1789年に遡って、第二次世界大戦までの遺産税の沿革について検討する。その際、「富の再配分」や「財政の要請」など、遺産税の創設もしくは増減税に影響を与えた要素について焦点を当てることにしている。現在に至る米国の遺産税の歴史は1916年に遡ることになる。当時は第一次世界大戦の戦費を賄う必要があり「財政の要請」が大きな要因であった。しかし1916年の遺産税を成立させたのはそれだけが要因ではなく、それ以前の社会のリーダーの価値観も大きく影響している。例えば鉄鋼王アンドリュー・カーネギー（Andrew Carnegie）は、1889年に執筆した随筆『富の福音（The Gospel of Wealth）』の中で、誤った愛情が唯一の原因で親は大きな財産を子供に残すということと、そして相続した機関に固有の悪は、その数少ない利益よりもはるかに大きいと記している。また当時のセオドラ・ルーズベルト大統領は、富の集中することを防止する手段として、急進的な遺産税の課税を強力に支持した、というように「富の再配分」の必要性を指摘する論者も多かったからである。

その後、大恐慌の時代には、他の税からの歳入が伸びない中、遺産税は相当の税収を計上し歳入に対して貢献をした。この大恐慌の時期に政権を担当することになったのがフランクリン・ルーズベルト大統領であるが、彼の租税政策は遺産税に限らず租税政策

---

<sup>40</sup> この分野の先行研究は多いとは言えない。第二次世界大戦前に大蔵省に勤務していた野津高次郎が、野津（1939）において、米国税制全体の中で遺産税についてまとめた研究（野津（1939）590-598頁）が戦前の研究として注目される。また、最近では日本においても事業承継が注目され、米国における遺産税の廃止が検討、実施されるに至って最近の事情についての研究もいくつか発表されるに至っている。例えば渋谷（2003）は、米国とドイツの相続税制の動向を分析しており、川端（2004）も、過去5年あまりに亘る米国の相続税（連邦遺産税）をめぐる議論を概観し、米国における連邦遺産税の現状を整理している。柴（2006）は、1970年以降の政治哲学、ならびに経済学の分配に関する議論を見ながら、連邦遺産税廃止の背景と包括的所得概念に基づく税制改革案の意義について考察している。また高野（2011）では、日本における相続税制の遺産取得税への改正の議論を背景としながら、米国の連邦遺産税の制度を素材として遺産税制度の問題点について検討している。

全体に富裕層の財政的な責任を強調したことが特徴的であった。つまり租税政策に対して公平性を主張し、道徳的なアプローチを採用したのである。同大統領時代のもうひとつの特徴は、租税に関する新しい政策コミュニティが発達したことである。1930年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなく、彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していた。このコミュニティの中にカール・シャープ教授やスタンレー・サリー教授もいたのである<sup>41</sup>。

第2章では第二次世界大戦以後、現在までの米国遺産税の沿革について分析する。すなわち第二次世界大戦前後になると遺産税はその構造的な欠陥が指摘されるに至る。既述のとおりコロンビア大学のビックリー教授は1947年に著書『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとしている。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している。これらの指摘に応える形で、以後、世代跳梁税の創設などの改正が図られることになるのである。一方、第二次世界大戦後には別の異なる動きがなされている。第二次世界大戦後すぐの1951年にハーバード・ビジネス・スクールのバタース教授等は、共著『課税の効果：企業合併 (Effects of Taxation: Corporate Mergers)』において遺産税と二重課税そして中小企業における合併の間の直接的な関係について示している。彼らは遺産税の非公開会社の所有者に対するインパクトは高い所得税と低いキャピタルゲイン税率とによって増幅されるとしている。更に2010年の遺産税廃止を決めた2001年法を推進したのは大企業の創業一族といった富裕層というよりも、全米独立企業連盟 (National Federation of Independent Businesses: NFIB) といった中小企業の経営者によって組織された団体が主体であったが、米国における特に中小企業を対象とした優遇税制は第二次世界大戦前後に端を発している。遺産税のあり方と合併など企業の重大な意思決定には大きな関連性があり、両者を関連つけて議論することは意義深いと考えるのである。また第2章では米国連邦議会の、特に公聴会における議論を分析することによって連邦遺産税に対する成立プロセスの特徴を3つの類型として分類することを試みた。つまり特徴の第一は主に所得税制定において見られる増分主義ではなく、急進的な改正が多いということであり、このことは遺産税等

---

<sup>41</sup> 従って、シャープ勧告にはフランクリン・ルーズベルト政権時の租税政策の影響を受けていると考えられるのである。

の複雑性や控除額が高く、一般の国民には課税対象となることが少ないこと等が起因している。第二の特徴としては、党派による対立軸が存在していないことであり、第三の特徴としては地域的な特徴で、議会での発言者が都会選出というより田園地帯から選ばれた議員が多いということである。またプリンストン大学教授のダニエル・カーネマン (Daniel Kahneman) が 2002 年にノーベル経済学賞を受賞して以来、行動経済学の手法は法律学の分野でも分析の手段として用いられているがここでは主に「タックス・サリエンス (Tax Salience)」、「メンタル・アカウンティング (mental accounting)」という概念を用いて遺産税の特徴について検証を試みている。

これらに加え本章では、コロンビア大学教授のマイケル・グレーツとイェール大学イアン・シャピロが、2010 年に実現した遺産税の廃止に至る過程を詳述した著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット』に描かれている「楽天的」という遺産税を廃止に追い込んだ米国人の価値観についても議論することとしている。

第 3 章では現在の米国における資産税について検討する。米国では 2010 年に遺産税の廃止が実施され、その後も 2008 年に発生したリーマン・ショックによる不景気の影響により減税政策が取られた。2001 年法以降の遺産税は、これら政治的、経済的な大きな変化を反映している。遺産税の改正に関してはこの数年の動きは目覚ましいものがある。2010 年における遺産税廃止の運動に関しては第 2 章で分析するが、その 2001 年法を存続させるか否かの議論は漸く 2013 年にひと段落つくことになる。つまり 2013 年 1 月 2 日にオバマ大統領は 2012 年法 (American Taxpayer Relief Act of 2012) に署名した。そのことにより大統領は 2001 年法以来、遺産税と贈与税関係で不安定な状況に終止符を打ったことになる。この章では、まずこの 10 年余りの期間における資産税の変遷を検討する。次に現行の資産税の概要を述べる。ここでは特に資産税の手続き面を重視している。というのは米国の採用する遺産税の形態は、手続き面に良く特徴が現れると考えるからである。第 3 章の後半には非公開会株式の評価について詳細に検討する。米国においては遺産税および贈与税における非公開会社の評価に関して、画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていない。そのため、裁判上又は学説上、評価に関する様々な主張が議論され、検討の対象となっている<sup>42</sup>。また非公開会社の評価に関する米国の仕組

---

<sup>42</sup> この点は日本において、「財産評価基本通達」(昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56) という、資産評価のための画一的ルールが存在しているのと対照的である。また本稿でしばしば取り上げる株式の評価については、昭和 39 年 4 月に評価基本通達を新たに制定して以

みも、1936年に設立された米国技術鑑定協会（American Society of Technical Appraisers：ASTA）や1939年に設立された技術評価協会（Technical Valuation Society：TVS）など、評価を行う上でのインフラである業界団体はルーズベルト政権の時代に整備されている。これらは公平性を重視した同政権の政策の影響と考えられるのである。公平性には垂直的公平性と水平的公平性があるが、第3章における世代跳梁税の創設が垂直的公平性の確保の動きとすれば、非公開会社の評価へのインフラ整備の動きは水平的公平性を確保する意味があるといえよう。

この遺産税に関する非公開会社の評価に関しては、経営コンサルタントのシャノン・プラット（Shannon P. Pratt）とアリナ・ニクリータ（Alina V. Niculita）による著書『企業評価：非公開会社の分析と評価（Valuing a Business: The Analysis and Appraisal of Closely Held Business）』が5版を重ね、代表的な資料とされているので本書を参考に遺産税に関する非公開会社の評価のあり方を議論していきたい。米国の非公開会社の評価については租税裁判所の上級判事であるデビッド・ラロ（David Laro）が「常に評価に関する担当判事の意見を読むように<sup>43</sup>（Always read the opinions on valuation that were written by the judge handling the case）」と記しているように、多くの意見が示される分野である。判例分析が特に重要な項目であろう。また日本の研究に関しては東北大学の渋谷雅弘教授による詳細かつ網羅的な研究<sup>44</sup>が存在する。従って、ここでは特にその研究以降の判例の動向に主に焦点を当てて分析することにする。

第4章では、第1章で取り上げた遺産税の展開の中で米国企業がどのように対応してきたかを取り上げる。具体的には大企業デュポン社を分析することでそれを行うことにする。ここでデュポン社を取り上げるのは、同社の創成期の主力商品が火薬であり、遺産税の創設原因であった戦争と密接に繋がっているからである。つまり、戦争があった場合、同社は売上の増加があったわけで、創業者一族がその企業価値の増加に対して、どのようにエステート・プランニング（相続対策）をしていったかは興味深いところである。また同社の創業者一族には著名な経営史学者であるアルフレッド・チャンドラー（Alfred

---

来、主要なものとして、昭和47年6月、昭和53年4月、昭和58年4月、平成2年8月、平成6年6月、平成10年9月、平成12年6月、平成14年6月、平成15年6月、平成18年10月および平成20年3月に改正を行い、現在に至っている。株式関係の財産評価基本通達の改正の経緯については、谷口（2013）511－517頁参照。

<sup>43</sup> Laro (1999) p.9.

<sup>44</sup> 渋谷（1994）。

DuPont Chandler) がおり、その著書『組織は戦略に従う (Strategy and Structure)』などでデュポン社の歴史については比較的史料が入手しやすいという側面も記しておく。この章ではデュポン社が創業者一族であるデュポン家のエステート・プランニングの為に信託制度を用いていることを指摘することになる。米国では信託制度は現在でも検認

(probate) 関係の費用を削減する目的等で良く用いられているが、1976年及び1986年の世代跳梁税の創設・改訂までは世代を超えた資産移転の手段として富裕層によく用いられてきたものである。デュポン家における信託の利用については、世代跳梁税導入前におけるコロンビア大学のジョージ・クーパー教授の著名な研究<sup>45</sup>が利用できるのもので、その研究をベースに検討したい。

デュポン社に関する議論の後には、信託に対する課税制度の歴史的な展開および概要を示すことになる。ここで信託制度を用いた巨額資産の世代跳梁移転に関する分析で指導的な立場にあったのは、フランクリン・ルーズベルト政権の租税政策コミュニティの一員であるスタンレー・サリー教授であった。サリー教授は巨額の資産が低い税率で世代間移転されることを防ごうとしたのである。つまり同政権時における公平性の確保という租税政策の思想は世代跳梁税の成立に深く関わっていたといえよう。

第4章では大企業デュポン社およびその創業者一族を例に分析したが、第5章では規模の小さな中小企業の経営問題に関して焦点を当てていく。中小企業においては誰が経営権を握るのか、という問題が大企業<sup>46</sup>以上に重要であると考えられ、そこに信託制度を利用したスキームが用いられてきた。また第2章で分析した通り米国における遺産税の改正、廃止の推進役の一人は中小企業である。その実務がどのようなものであるかは興味深いところでもある。ここでは1972年に最高裁判所によって示された「合衆国対バイラム<sup>47</sup> (United States v. Byrum)」の裁判例を中心に議論を進めていく。本事例は、信託に移転した未公開企業株式に対する個人の議決権などの経営権に関して議論されたもので、経営権の範囲およびその遺産税の取扱いを議論する上で必要不可欠である<sup>48</sup>。このバイラムの事例は信託

---

<sup>45</sup> Cooper (1977).

<sup>46</sup> 大企業の場合は、特に米国では経営者の労働市場が発達しているのもので、外部から雇用するのが容易であると考えられる。しかし中小企業の場合は、米国においても経営者の労働市場が大企業ほどは発達しておらず、誰が経営するか、という問題は日本と同様に重要であろう。

<sup>47</sup> 408 U.S. 125 (1972).

<sup>48</sup> バイラムの裁判例を扱った研究としては、Brant J. Hellwig(2003) 'Revisiting Byrum' *Virginia Tax Review* 23 : 275 や Selwyn A. Horvitz(1974) 'Retention of Control: The



に移転された株式に対して経営権が留保された場合においてもその株式は被相続人の総遺産に含まれない、と判示されたものである。本章では経営権の内容に言及した後に、この事例を契機に検討されたスキームについて分析したい。その過程で経営権の範囲が明らかになってくるのである。この章における分析はわが国における種類株式の評価のあり方にも関わってくることになる。というのはわが国の種類株式の評価も非公開会社の評価と同様に画一的な基準が存在し、経営権に関しては評価されない。その取り扱いは課税の水平的な公平性が担保されているかは疑問の残るところであるからである。米国における経営権の取り扱いは参考になろう。

また第 4 章で考察した信託を用いた資産継承のスキームへの課税が租税法の改正を重ねるに従って厳格になってきたのに対し、この経営権が留保されたまま信託へ移転された資産への課税については議会は寛容であるように見える。その原因はその仕組みが複雑であり、一般に理解しがたいこともあるであろう。連邦議会の公聴会<sup>49</sup>でも指摘されているとおり、遺産税の複雑さはこのような信託を用いるスキームのことを指しているといっても良いだろう。これらのスキームは専門家でなければ理解が難しく、一般的に議論されることが少ない。従って第 2 章で見たように、それが問題となり改正される場合には、急進的とも言える改正になるのである。

第 6 章では資産凍結を取り上げる。この資産凍結というのは、エステート・プランニングにおいてよく用いられる手法である。このスキームに関しては 1980 年代後半に制度が数度に渡って改正され、連邦議会で数多の議論がなされている。一種の事業承継スキームへの議会の対応を考察するには良い題材と考える。資産凍結に関する法案が成立する背景やその後の改正にどのような背景を持つ連邦議員が関与してきたかを分析する。ここでも第 2 章で類型化した 3 つの特徴が確認できることとなるのである。

その後にはファミリー・リミテッド・パートナーシップによる事業承継への課税を考える。第 4 章で検討してきたように信託に関しては世代跳梁税の厳格化もあり、信託以外の手段をエステート・プランニングとして用いる納税者も増えてきている。その際注目されるのが制度としての柔軟性に優れたパートナーシップ制度である。パートナーシップ組織

---

implication of the Byrum Case' 32<sup>nd</sup> Annual N.Y.U. Institute. などがある。また、我が国における研究では、海原文雄「英米の改正税法と財産計画（三・完）」九州大学法政研究 49 号などがある。本稿は主に前二者を参考にしている。

<sup>49</sup> 例えば「1976 年 5 月上院公聴会」では、信託を用いた場合の複雑なスキームによる節税について指摘している。25 頁。

は、巨額の資金調達を資本市場から行うことが比較的容易な株式会社制度とは異なり、少数のパートナーから集めた資金を不動産に投資したり、もしくは会計や法律などの専門サービスを提供したりする場合に多く用いられる。このリミテッド・パートナーシップの利用が増えている理由は、資産の集権的な管理、資本の複数世代にわたる集約、所有権移転の単純化、債権者からの保護、遺言検認（probate）の回避、そして資産税評価における評価額割引の可能性であろう。内国歳入庁はリミテッド・パートナーシップが利用される大きな理由は税制面の有利性にあると強調しているが、実際には同制度が持つ柔軟性の要素が大きい。しかしパートナーシップ制度の柔軟性は事業承継の場面で納税者に有利に働くことは確かなのでその仕組みを分析する必要はある。そこで本稿ではパートナーシップを利用した事業承継税制について検討する。

第7章では日本における相続税制度について検討する。ここでは日本における相続とはどういうものなのかを議論することから始めたい。日本の法制史が専門の石井良助東京大学名誉教授は上代から現代に至るまでの相続法を研究しているが、その研究を検討することにより日本では相続を実施する際、相続人の資格について一定の選考、選抜を行うようになってきたことを指摘する。ここでは明治時代における日本最初の相続税が家督相続に対して配慮したものであったことから、長子相続の制度を中心に議論を展開していきたい。この議論を進めるに連れて日本の相続において「家族の責任」という言葉がキーワードとなっていることに気づくのであるが、そのような相続に対して、明治時代に始まった相続税制度がどのように対応したかを検討する。

第二次世界大戦の敗戦はわが国の統治機構に大きな影響を及ぼすこととなったが、税制もその例外ではなかった。次に第二次大戦後において、わが国の税制の近代化を推進したシャウプ勧告を契機に、相続税がどのように変容していったかを検討していく。前述の通りシャウプ勧告は、フランクリン・ルーズベルト政権における税制改革に関与したカール・シャウプ教授やスタンレー・サリー教授等によって行われたものである。従って、同政権が主張していた課税の公平性や民主的租税観等の要素をシャウプ勧告の中にも見ることができる。シャウプ勧告を機にそれらの要素を日本の課税システムの中で制度化していった訳であるが、その過程で前述の「家族の責任」という概念が薄れていくのである。

一方、そのような、第二次世界大戦前およびその後の相続税制の変化に対して企業がどう対処してきたかは興味あるところであろう。特にシャウプ勧告は、垂直的公平性を求め、財閥による影響の排除を大きな目的の一つとしているから、彼らが戦前の相続税に対し

て、如何に対応してきたかを検討しない訳にはいかないだろう。第 8 章ではわが国における事業継承税制を取り上げる。ここでは代表的な財閥である三井と三菱を取り上げるが、その研究の後に、戦後に大企業に成長したソニーや松下電器産業（現 パナソニック）が如何に事業継承を行なおうとしたかに言及する。

これら日本の大企業の事業継承を検討する過程で、日本の同族企業においては事業継承のために不動産を用い、保有不動産の市場価値と制度上の評価の差を利用して行うケースが多いと指摘するのである。ここではそのような手法を選択するようになった、戦後における事業承継税制の沿革を紹介し、戦後の税制の理論的な支柱であったシャウプ勧告との関係で課税の公平性を議論する。そして政策税制としての事業承継税制は、その政策目的の現実的妥当性、その達成度または効果、他の代替手段との選択可能性、その措置によって失われる課税の公平の内容、程度等を勘案して、たえずそのあり方の見直しを図る必要があると結論づけるのである。その後日本における不動産評価制度について議論する。また日本と米国の租税制度を比較検討するという本稿の趣旨から考えて、米国における不動産評価制度についても言及する必要があることから、補論において同国の不動産評価について分析することとする。

## 第 7 節 研究成果の効用

最後に本稿『米国における遺産税の歴史的考察—事業承継税制を中心に—』の研究成果が社会と学界に対してどのような利益をもたらすことになるのか、整理することしよう。第一に日本の税制においては第二次世界大戦後のシャウプ勧告による影響が大きいとされる。シャウプ勧告の特に相続税部分は米国の制度における欠陥を踏まえて提言されている。とすれば米国の遺産税の沿革を知ることは、日本の相続税のあり方について理解する上で非常に意義深いと考えるのである。第二に、現在までの米国における遺産税についての法制史的な考察はほとんど行われていないため、この部分で貢献できよう。特に連邦議会における議員の発言を分析、類型化し、遺産税の立法過程を明らかにしたことは、畠山教授が指摘する「多くの税制上の不公正を是正し合理的な租税制度を確立するためには、当然のことながら主権者たる市民が市民の立場から税制上の問題を学び、討論し、批判し、行動することによって、問題を提起し続けることが不可欠である。このような動きをどのようにし

て作りあげ、恒常的に維持してゆく<sup>50)</sup>プロセスに貢献できるものとする。これは第4章で議論する信託制度や第6章の資産凍結に対する税制の沿革についても同じである。加えて最近注目を集めている行動経済学的における分析を行うことは租税法における新たな分析手段を提供するものであろう。今後の同分野における研究の端緒になるはずである。

第三にそのような遺産税の改正に対して、米国の企業がどのように対応してきたか、を明らかにする。これは信託制度の利用とともに、非公開会社の場合はその評価額を下げることによって事業承継を有利にできるが、最近の裁判例を詳細に研究したものは少ないため、その資料を提供することになる。米国においても遺産税改正の原動力になったのは中小企業を中心とする企業であったが、彼らの行動を追うことは例えばキャピタルゲイン課税等、他の税制のあり方も検討することになるのである。第四に、米国では遺産税の課税対象が富裕層に集中しているために、一般の国民に対する社会保障の財源としても遺産税が必要であるとの合意も形成できよう。しかし日本の場合、平成27年以降の相続税では、課税対象が一般の国民にまで及んでくる可能性が高くなる。この場合、持ち家を売却して納税に充てるというケースも増えてくる訳で、その価値に代わる社会保障を行政によって提供できるのか、という議論が発生する可能性もあるだろう。ここに持ち家において一家の主が家族を扶養するという、日本の相続の場面において伝統的な「家族の責任」と相続税の関係が問われて当然であるとする。この場合の歴史的資料を提供することができるのである。

---

<sup>50)</sup> 畠山 (1979) 59 頁。

## 第1章 米国連邦遺産税の歴史—シャープ使節団における問題意識の背景について

### 第1節 はじめに

第二次世界大戦以降、米国連邦政府は毎年、400億ドルから2兆ドルの税収を確保してきたが、その中で、本稿で取り上げる遺産税および贈与税による税収は毎年、5億ドルから300億ドルにすぎない。現在の連邦財政の巨大な赤字の中<sup>1</sup>で、課税総額の劇的な減少は難しいであろう。しかし遺産税および贈与税は、全体の税収の中で小さな額でしかないし、将来の税収増がこの遺産税および贈与税によってもたらされるということも考えにくい。これら2つの税による歳入は、巨額な法人税や所得税ばかりではなく、アルコール税やタバコ税と比較した場合でも少ない額である。しかし、第二次世界大戦以前を振り返ると遺産税および贈与税は、それ以降より、全体の税収の中で大きなシェアを占めており、例えば1935年から1941年までの財政年度においては、およそ7%を占めていた。この期間における連邦の税収入は平均して毎年500億ドルであり、その比率は以降、近づくことはなかった。2009年度の連邦政府の税収2兆ドルのうち、遺産税および贈与税による税収は250億ドル、つまり1%程度である。遺産税および贈与税に対する課税がこのように変化していったのは、それらの税が単に政府における財源として機能していた訳ではないことを示すものとする。ここで財源調達以外の機能という点、例えば、富の再配分である。巨額の資産を持つ者からそうでない者へ資産を移転させることによって社会正義を達成しようという意図である。

遺産税には単に税収を確保するという以外に、「富の再配分」などの意義を持つ場合がある。本稿では、このような遺産税および贈与税を取り巻く要素の歴史を論じていくこととする<sup>2</sup>。そしてその時代区分の分類を次の通りとする。

---

<sup>1</sup> 2013年8月15日付の「ウォールストリート・ジャーナル (The Wall Street Journal)」によると、今年度当初10カ月間(2012年10月—13年7月)の財政赤字は6,074億ドルになるという。しかし、前年度同期の9,738億ドルからは大幅に減少している。その後、2016年1月16日付の同紙では米国の財政赤字は2015年には6年連続で減少したと報じている。

<sup>2</sup> この分野の先行研究は多いとは言えない。第二次世界大戦前に大蔵省に勤務していた野津高次郎が、野津(1939)において、米国税制全体の中で遺産税についてまとめた研究(野津(1939)590—598頁)が戦前の研究として注目される。また、最近では日本においても事業承継が注目され、米国における遺産税の廃止が検討、実施されるに至って最近の事情についての研究もいくつか発表されるに至っている。例えば渋谷(2003)は、米国と

- ・ 1789 年から南北戦争まで (第 2 節)
- ・ 南北戦争期間 (第 3 節)
- ・ 1870 年から 1916 年まで : 更なる議会の実験 (第 4 節)
- ・ 1916 年から 1939 年まで : 基礎的構造の発展 (第 5 節)
- ・ 1940 年から 1947 年まで : 第二次世界大戦期 (第 6 節)
- ・ 1948 年から 1976 年まで (第 2 章第 2 節)
- ・ 1976 年から 2001 年まで : 隙間の改革 (第 2 章第 3 節)
- ・ 2001 年法 : 死亡税の破棄 (および復活) (第 2 章第 4 節)

この時代分類は、現在の米国における代表的な資産税の教科書のひとつであるポール・マクダニエル (Paul R. McDaniel) 他<sup>3</sup>著『連邦資産移転課税 第 6 版 (Federal Wealth Transfer Taxation: case and materials: sixth edition)』等、多くの教科書で取り上げられている区分である。米国財政にとって重要な戦争や遺産税にとって重要な法律をメルクマールに区分しているので、本稿もこれに従って論をすすめることとしよう。そして 1916 年に現在の形の遺産税が創設された後、2010 年に 1 年だけではあるが廃止になったその廃止運動の主な担い手になったのは中小企業の経営者であった。コロンビア大学ロースクール教授のマイケル・グレーツ (Michael J. Graetz) らによる遺産税の歴史に関する著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』に描かれたように 2001 年法の制定によって遺産税が廃止された背景にも彼らの積極的な関与があったのであるが、その主張、活動の具体的な内容については折に触れて詳述することとする。

---

ドイツの相続税制の動向を分析しており、川端 (2004) も、過去 5 年あまりに亘る米国の相続税 (連邦遺産税) をめぐる議論を概観し、米国における連邦遺産税の現状を整理している。また、柴 (2006) は、1970 年以降の政治哲学、ならびに経済学の分配に関する議論を見ながら、連邦遺産税廃止の背景と包括的所得概念に基づく税制改革案の意義について考察している。更に高野 (2011) では、日本における相続税制の遺産取得税への改正の議論を背景としながら、米国の連邦遺産税の制度を素材として遺産税制度の問題点について検討している。

<sup>3</sup> 共著者のポール・マクダニエル (Paul R. McDaniel) はフロリダ大学 (University of Florida) 教授、ジェームズ・レペティ (James R. Repetti) はボストン大学 (Boston College) 教授、ポール・カロン (Paul L. Caron) はシンシナチ大学 (University of Cincinnati) の教授である。なお、ポール・カロンは 2013 年にペパーダイン大学 (Pepperdine University) に移籍している。

米国の遺産税の沿革<sup>4</sup>について第二次世界大戦期を境にその前後に分けて議論するのであるが、これには意味がある。米国は同戦争の戦勝国であり、敗戦国であるわが国と比較して戦争の前後で大きな社会的な価値観の変化は見ることはできない。しかし遺産税の分野においては意義深い変化が見取れる。つまり第二次世界大戦以前の時代は、第一次世界大戦などの戦費調達のためから遺産税が創設され、1930年代の不況時には財源としても確立している。そして遺産税を徴収する哲学的なバックボーンも構築される。鉄鋼王アンドリュー・カーネギーやセオドラ・ルーズベルト大統領の示唆した遺産税の「富の再配分」としての役割などである。しかしコロンビア大学のウィリアム・ビックリー (William Vickrey) 教授が指摘した通り、当時の米国の遺産税制度には生前贈与と世代跳梁により課税を逃れることができるなど多くの欠陥が存在していた。これが同教授も一員であったシャープ使節団の共通認識であった。同使節団は戦後の日本の課税体系を構築したと言っても過言ではないが、米国における遺産税の欠陥を是正した課税体系を作り上げるという理念が1949年と1950年、2度にわたって行われたシャープ勧告の「理論と哲学」に反映されているのである。第二次世界大戦以前の時代の米国遺産税の展開はシャープ勧告以降の日本の相続税の展開を議論する上で必要である。

また第二次世界大戦より後の米国の遺産税の展開、改正にはより多くの要素が関係してくる。例えば第二次世界大戦後の地価上昇は農家や中小企業において事業の継承を困難にさせ、遺産税の控除額増額を要求することになり、また1990年代の米国における好景気はマイクロソフト社を創業したビル・ゲイツ (Bill Gates) 氏のような成功者を輩出し、米国人の楽天的な性格もあって遺産税廃止の運動へと一般の市民さえも駆り立てることになる。また米国における遺産税は一部の富裕層のみが実際には課税されるのみで、一般には馴染みがない税目である。従って改正される場合には、マスメディアや学会における問題提起など何か大きな出来事が議会の動かす結果となることが多く、遺産税改正は大規模かつ急進的に行われる傾向がある。更に日本のように資産評価において財産評価基本通達のような画一的なルールが存在するのと異なり米国では、一定のルールに則った後は裁判により結論を出すのが公正であるという観念があるようだ。日本の場合の相続税節税対策は、財

---

<sup>4</sup> 死亡を起因とする税自体は、世界を見回すと新しいものではなく古代エジプトやローマ、ギリシャに存在していたという。West(1908) p.11, Shltz(1926) p.3. また古代ローマ時代の政治家で資産家だったガイウス・プリニウス・カエキリウス・セクンドゥス (Gaius Plinius Caecilius Secundus) はそのような税に対して、肉親を失ったものの悲しみを増大させる「不自然な」税であると批判している。Shltz(1926) p.6.

産評価基本通達の盲点を突く形でなされており、課税の公平性の観点から考えた場合、どちらのシステムの方が優れているか、は議論すべきことであろう。これらの第二次世界大戦後の米国遺産税を取り巻く論点は、今後の日本における相続税改正の議題を提供することになろう。日本の相続税を議論する上で、米国の遺産税の沿革は第二次世界大戦期を境に区分した方がより効果的であるように感じられるのである。

またフランクリン・ルーズベルト大統領およびロナルド・レーガン大統領の時代に関しては遺産税の展開を議論する上で所得税や法人税等、他の税目を含めて議論することとする。というのは両政権時の税制改正は大規模であり、かつ租税立法過程を含めて後の時代の税制への影響も大きく、より広い視野で検討する必要があると考えたためである。

なお、資産移転税の用語について、1916年より前の時代の資産移転税については、相続税 (legacy tax)、相続税 (inheritance tax)、遺産税 (estate tax) など表現が資料により様々であり、特に区別して用いていないが、1916年以降は連邦税である資産移転課税に対して「遺産税」という用語を用い、州税である資産移転課税に対して用いる「相続税 (inheritance tax)」とは区別することとする。

## 第2節 1789年から南北戦争まで

米国の歴史は財政にとどまらず、文化や経済活動なども南北戦争 (Civil War) を起点に語られる事が多い。税制については、南北戦争以前は、連邦政府はその歳入のほとんどを関税に依存していた。つまり 1789年から 91年における全歳入額 4,418,913 ドルのうち、関税は 4,399,473 ドルであった。その後、1861年には全歳入額は、51,987,456 ドルであったが、その内訳は、関税が 49,056,398 ドルであった。この期間で一度だけ連邦議会が資産の移転に対して課税したことがある。1798年に原始的な死亡税 (death tax) といえるものが、無遺言死亡者 (intestate) の財産における持ち分に対する遺産 (bequests) の支払いへの印紙税 (stamp duty) という形で課税されたのである<sup>5</sup>。

この死亡税 (death tax) について少し詳しく述べると、死亡税の連邦としての始まりは 18世紀で、その頃はフランスとの貿易関係が緊張し、強力な海軍を必要としていたのである。1794年に下院の特別歳入委員会 (special revenue committee of the House of

---

<sup>5</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.2



Representatives) が、緊張の結果生じる歳入需要を満たすために印紙税 (stamp duty) のシステムを導入することを推奨したのであった。その税の内容は、次のとおりである。

- ・被相続人の個人資産 (effects) の目録 (inventories) に対して 10 セント。
- ・ 50 ドル以上 100 ドル未満の遺産の取得に対して 25 セント、100 ドル以上 500 ドル未満に対して 50 セント、その後 500 ドルごとに 1 ドル。しかし、夫人、子供、孫は対象としない。
- ・ 遺言書の検査 (probates of wills) と遺産管理状 (letters of administration) に対して 50 セント。

1796 年に下院歳入委員会 (House Committee on Ways and Means) は上述のような税の法案を国会に提出し、実際に 1797 年に立法化された。

1797 年 6 月 6 日成立の印紙法は、遺産 (legacies) および無遺言死亡者 (intestate) の持分の受領や履行に関して連邦印紙の利用を求め、必要な印紙の購入に関して費用を課した。そこでは、1794 年の下院特別歳入委員会 (special revenue committee) で示された税率構造が、夫人 (しかし夫は対象外)、または子供および孫への配分に関する控除とともに採用された。この印紙税は廃止される 1802 年まで継続された<sup>6</sup>。

この税は、税収においてもさしたる額にはならなかった。1815 年には、この形の連邦課税に改良が加えられた。つまり米英戦争 (the War of 1812) において増大した費用の結果、1815 年に財務省は連邦議会に相続税 (inheritance tax) の制定を進言したが、同じ年に戦争が終結したために、その進言は結局、制度とはならなかった<sup>7</sup>。その後の 60 年間は、連邦税の構造の中に、死亡税という形式は存在しなかった<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> Luckey (2012) p.71 ジョン・ラッキー (John R. Luckey) は連邦議会調査局 (Congressional Research Service) の 6 つの部局のひとつである米国家部門 (American Law Division) の弁護士 (Legislative Attorney) で遺産税関係の報告書を複数年に亘り執筆している。また財務省の租税分析局 (Office of Tax Analysis) のデビット・ジョーフィアン (David Joulfaian) も同様の報告書を担当している。Joulfaian (2013). 連邦議会および政府がどのように遺産税を分析しているか知る上で有用である。

<sup>7</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) pp.2-3 この法律は 1978 年 1 月 1 日施行の予定だったが、6 ヶ月延期され、その期限よりも前、1802 年 7 月 1 日に廃止されたので、実施されたのは丁度 4 年ということになる。United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.42.

<sup>8</sup> Luckey (2012) p.71.

### 第3節 南北戦争期間

南北戦争は1861年から1865年まで続いた米国における内戦である。奴隷制存続を主張するアメリカ南部諸州のうち11州が合衆国を脱退しアメリカ連合国を結成し、合衆国にとどまった北部23州との間で戦争となった。この戦争において、お互いにあらゆる国力を投入したことから、南北戦争は世界で最初の総力戦とも言えよう。最終的な動員兵力は北軍が156万人、南軍が90万人に達した。両軍合わせて62万人もの死者を出し、これはアメリカがこれ以降、今日まで体験している戦役史上、最悪の死者数である。しかし、この戦争後、米国は奴隷解放等、有意な政策を実現し、国民国家として発展を続けることになる。

この南北戦争は、国家の歳出を著しく増大させたので、連邦議会は各種の税で歳入を増やそうとした。1861年、サロモン・チェイス (Salmon Chase) 財務長官は、相続税の創設を連邦議会に具申した。その結果、1862年法 (the Act of 1862) では、米国歳入システム上、初めて相続税が登場している。その相続税は動産 (personal property) の移転に対してのみ賦課された。そして、税率は、受益者と死者との関係に従い累進的で、資産の配分額に割り当てられた。続いて相続税の課税対象は、不動産 (real property) の移転にも拡大され、増大した戦費をまかなうために税率も上昇した<sup>9</sup>。

この相続税は以下のように累進していった。

・直系 (lineal) の子孫、直系の先祖、兄弟	0.75%
・兄弟の子孫	1.5%
・両親の兄弟、およびその子孫	3.0%
・祖父母の兄弟、およびその子孫	4.0%
・他の傍系 (collateral) の親戚、姻族、政治 (politic) もしくは企業組織 (corporate bodies)	5.0%

相続税は、死亡者の全資産が1,000ドルを超える場合のみに課税されるとされ、ま

---

<sup>9</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.3.

た、配偶者は対象外とされた。そして被相続人の死後になされた贈与と売却については、課税対象としている。全ての遺言執行人 (executor) と管財人は、宣誓書を付した動産の一覧表を、管轄地域の監督代理人 (assistant assessor) に提出し、資産を配分する前に税を支払うことになる。そして純資産 (clear value) のみが課税対象となった<sup>10</sup>。

遺言書の検査 (probates of wills) と遺産管理状 (letters of administration) に対する税は次の通りに課される。

・ 2,500 ドルを超えない遺産に対して	0.5 ドル
・ 2,500 ドルを超えるが、5,000 ドルを超えない場合	1.00 ドル
・ 5,000 ドルを超えるが、20,000 ドルを超えない場合	2.00 ドル
・ 20,000 ドルを超えるが、50,000 ドルを超えない場合	5.00 ドル
・ 50,000 ドルを超えるが、100,000 ドルを超えない場合	10.00 ドル
・ 100,000 ドルを超えるが、150,000 ドルを超えない場合	20.00 ドル
・ 以降の 50,000 ドル毎、もしくは、は数 (fraction) に対して	10.00 ドル

1864 年 6 月 30 日法では、これらの税が増税され、動産への課税である相続税 (legacy tax) に対して、不動産に対する課税は承継税 (succession tax) を以って補完した。控除額は以前と変わりなく、相続税の税率は次のように定められた。

・ 直系 (lineal) の子孫、直系の先祖、兄弟	1%
・ 兄弟の子孫	2%
・ 両親の兄弟、およびその子孫	4%
・ 祖父母の兄弟、およびその子孫	5%
・ 他の傍系 (collateral) の親戚、姻族、政治 (politic) もしくは企業組織 (corporate bodies)	6%

これらの税率は、兄弟への税率が 1%ではなくて 2%で課税される事を除いては、承継税の場合にも用いられた。しかし、承継税においては少額の遺産に対しての控除はなく、

<sup>10</sup> United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.42.

配偶者に対して有利な控除もない。翌年の法律改正においては、夫人に対する控除が遡及的に認められたが、夫に対する控除は認められていない。そして慈善目的信託の不動産に対しては最高6%の税率で課税すべきであると定められた<sup>11</sup>。

承継税を定めた同じ法律では、遺言書の検査 (probates of wills) と遺産管理状 (letters of administration) に対する課税税率に関して 2,000 ドルを超えない資産に関しては1ドル、以降の1,000ドル毎、もしくは、は数 (fraction) に対しては50セント課税するとされた。また遺言執行人 (executor) と管財人の証書は、1ドルの統一税が課せられるとされた。1867年3月2日成立の改正法では、1,000ドル以下の遺産に関しては、これらの印紙税を免除されている<sup>12</sup>。

1866年1月に、エコノミストのデビット・ウェルズ (David A. Wells) が議長を務める特別歳入委員会 (Special Revenue Commission) は、現在まで相続税 (legacy tax) や継承税 (succession tax) の条項は現実的には死文であり、前年度には546,703ドルの税収があったにすぎない、と指摘している。そして委員会は、その法律の執行をより有効にするために運営上の改正を推奨し、その結果として税収が最低300万ドルになることを予想した。その報告書は、32年を寿命、最低税率を1%とし、毎年、国富の3,200分の1である500万ドルを集めるべきであるとしている<sup>13</sup>。

この時期まで遺言執行人 (executor) と管財人が、必要とされていた一覧表を添付しなかった場合も罰則は定められていなかった。そこで1866年7月13日法では、故意の懈怠、拒否、または誤謬については1,000ドルを超えない罰則を定めている。つまり継承税の納税者は、資産の取得から30日以内に、税額書類を提出する必要があるとされた。加えて、この法では、未成年の子供に対する1,000ドルを超えない動産については非課税としている<sup>14</sup>。

デビット・ウェルズは、特別歳入委員会の議長としての2番目の年次報告書を1868年1月に国会に提出した。そこには、政府は前年よりは大きな税収の拡大があったが、相続税と継承税をまだ正当な税額の半分も集めていないと不満を記している。また彼は内国歳入庁におけるこの部門に特別の係官を任命すべきであると提案している<sup>15</sup>。

---

<sup>11</sup> Id at pp.42-43

<sup>12</sup> Id at p.43

<sup>13</sup> しかしその委員会では、恐らく法律によって認められた控除の観点から、この予想を修正し、広い範囲の誤差を許容している。Id at pp.43-44

<sup>14</sup> Id at p.44

<sup>15</sup> Id at p.44

この期間の最初の相続税は、その税率を 0.75%から 5%の間に設定した。その後、1864 年法 (the Act of 1864) は税率を若干、上げている。最高裁は、1874 年の「シュオリー対リュー (Scholey v. Rew)」の事例において、この課税は「エクサイズ・タックス (excise tax)」にあたり、合憲であるとした<sup>16</sup>。

ここで「エクサイズ」とは、米国連邦憲法第 1 条第 8 節第 1 項に規定されている概念である。つまり、エクサイズとは、「ある行為をすること、ある業務への従事、又はある特権の享受に対して課される税」であり、「財の製造、販売、利用、又はある業務又は活動の実行、あるいは財産の移転に対して課される税」である。すなわち、遺産税および贈与税は、財産権行使の一方法である「財産の移転」に対する課税なのであり、従って、財産権の行使主体が課税されるのは当然であるということである<sup>17</sup>。

連邦相続税は、巨大な戦争のための歳入が必要なくなった 1870 年に廃止になった。しかし、一度、現れた制度は、将来に形を変えて議論され、再現されることは避けられないであろう。次の 40 年間、相続税を復活させる試みがなされたにも関わらず、酒やたばこへのエクサイズ・タックスと関税収入が全連邦歳入の 90%以上を占めることになった。しかし、各階層を代表するグループや社会の影響力を持つ人々は、他の形式の税制を適用するべく、連邦議会に圧力を形成、及ぼしていったのである<sup>18</sup>。

#### 第 4 節 1870 年から 1916 年まで：更なる議会の実験<sup>19</sup>

1870 年 7 月 14 日法の第 3 項により相続税 (legacy tax) や継承税 (succession tax) は廃止の決定がなされ、同年 10 月 1 日から実施された。同法の第 27 項は、これらの税で、まだ徴収されていなく、研究や授業料、慈善目的への贈与については徴収するべきではないとした。遺言書の検査 (probates of wills) と遺産管理状 (letters of administration)

---

<sup>16</sup> Scholey v. Rew, 90 U.S. (23 Wall) 331 (1874).

<sup>17</sup> 渋谷 (1994) 9・90 頁。

<sup>18</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.3

<sup>19</sup> この時期になるとコロンビア大学の講師や政府の企業局 (Bureau of Corporations) における調査官等を務めたマックス・ウエスト (Max West) 博士による 1908 年の『相続税 (The Inheritance Tax)』やボストンの弁護士であるアーサー・ブレイクモア (Arthur W. Blakemore) とマサチューセッツ州の検察官であるヒュー・バンクロフト (Hugh Bancroft) による 1914 年の『相続税法 (The Inheritance Tax Law)』など相続税に関する研究書も出版されるようになっている。

に対する課税は 2 年長く続いたが、他の印紙税と同様に 1872 年 6 月 6 日法により廃止が決定され、同年 10 月 1 日に実施された<sup>20</sup>。相続税 (legacy tax) や継承税 (succession tax) が実施された 6 年間において、それらの税収は 546,703 ドルから 3,091,825.50 ドル、もしくは内国歳入の  $\frac{1}{4}$  % から  $1\frac{2}{3}$  % に増加している。それぞれの年の税収は以下のとおりである (表 1-1)。

(表1-1) 相続税・承継税の税収(1863年から1871年まで)				
年度	相続税	承継税	合計	内国歳入に対する割合(%)
1863	\$56,592.61	-	\$56,592.61	0.138
1864	311,161.02	-	311,161.02	0.266
1865	506,751.85	\$39,951.32	546,703.17	0.259
1866	924,823.97	246,154.88	1,170,978.85	0.376
1867	1,228,744.96	636,570.19	1,865,315.15	0.701
1868	1,518,387.64	1,305,023.60	2,823,411.24	1.477
1869	1,244,837.01	1,189,756.22	2,434,593.23	1.521
1870	1,672,582.93	1,419,242.57	3,091,825.50	1.669
1871	1,430,087.34	1,074,979.79	2,505,067.13	1.739
引用: United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.45.				

ここで最低税率の相続人からの税収が十分に 3 分の 2 を占めている。相続税の約 65% は直接の相続人および兄弟によって支払われ、約 75% の承継税は直接の相続人のみによって支払われる<sup>21</sup>。

1894 年 8 月 27 日制定の国家歳入法における所得税条項において、所得とは「贈与や相続によって得られた金銭および全ての動産の価値」を含むと定義された。それ故に、相続とその年の所得が合算で 4,000 ドルを超えた場合は、その超過部分は 2% 課税されることになった。その所得税を、分割できない全体 (an indivisible whole) の一部とみなして、最高裁は取り消したため<sup>22</sup>、前述の特徴も消失したが、国会が相続税をそのようなものとして課したことは、広く定着した考え方であったと言える<sup>23</sup>。そして、後の 1898 年 6 月 13

<sup>20</sup> United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.44.

<sup>21</sup> Id at pp.44-45.

<sup>22</sup> Pollock v. Farmers' Loan and Trust Co., 158 U.S., 601, 637.

<sup>23</sup> コロンビア大学教授のエドウィン・セリグマン (Edwin Robert Anderson Seligman)

日の戦時歳入法においては、この条項が制定されてしまうことになる<sup>24</sup>。

その戦時歳入法は、1898年4月末に下院を通過したが、印紙税のスケジュールAでは、遺言書の検査 (probates of wills) と遺産管理状 (letters of administration) に対する課税を含んでいる。それらは小さな遺産の場合の50セントから始まり、より大きな遺産の場合の、遺産価値の約2,500分の1から10,000分の1の課税まで変化した。上院財政委員会 (Senate Finance Committee) は、この税を退け、代わりに動産のみを対象とした相続や配分持分に対する課税を持ち出して、丁度、南北戦争の頃の相続税 (legacy tax) や承継税 (succession tax) のように、関係や金額によって税額を累進させるとした。次の最低税率の表は、10,000ドルから25,000ドルまでの個人遺産に対するもので、夫もしくは妻のみが免除されるものである。

・直系 (lineal) の子孫、直系の先祖、兄弟	0.75%
・兄弟の子孫	1.5%
・両親の兄弟、およびその子孫	3.0%
・祖父母の兄弟、およびその子孫	4.0%
・より遠くの親戚、姻族、政治 (politic) もしくは企業組織 (corporate bodies)	5.0%

これらの税率は、25,000ドルから100,000ドルの価値の個人資産については半額増額され、100,000ドルから500,000ドルについては倍、500,000ドルから1,000,000ドルについては2.5倍、1,000,000ドルを超える資産の場合は3倍となる。それ故、最高税率は15%である<sup>25</sup>。

戦時歳入法の遺産や個人資産の分配部分に課税するという項目は、1902年4月12

---

は、所得税課税対象の所得に「相続を含めるのは理論的ではない (inclusion of inheritances is unscientific)」と指摘している。Seligman(1914) p.525. なおセリグマン教授の著書に関しては、例えば1902年刊行の『The Shifting And Incidence Of Taxation』を大蔵省出身の法学博士である関口健一郎は『租税轉嫁論』として翻訳し明治時代 (1909年) に刊行しており、同時期のわが国の財政に対する考え方への影響も少なからずあったと考えてよからう。また米国以外の相続税の展開については例えば Shultz(1926) 参照。

<sup>24</sup> United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.45.

<sup>25</sup> Id at pp.45-46.

日法の項目 7 によって廃止された。

次の（表 1 - 2）はこの税からの歳入であり、その歳入が全体の歳入に占める割合である。

(表 1 - 2) 戦時歳入法の印紙税による歳入の推移		
年度	歳入	内国歳入に対する割合(%)
1899	\$1,235,435.25	0.452
1900	2,884,491.55	0.977
1901	5,211,898.68	1.698
1902	4,842,966.52	1.781
1903	5,356,774.90	2.322
1904	2,072,132.12	-
1905	774,354.59	-
1906	142,148.22	-
引用: United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.46.		

2 年間の歳入の詳細を示した次の（表 1 - 3）は、3 分の 2 以上の相続税が、最低税率に属する親族から支払われていることを示している<sup>26</sup>。

(表 1 - 3) 戦時歳入法の印紙税による歳入の内訳		
	1901	1902
直系 (lineal) の子孫、直系の先祖、兄弟	\$3,495,920.54	\$3,781,468.83
兄弟の子孫	912,343.69	639,940.42
両親の兄弟、およびその子孫	68,767.37	79,997.32
祖父母の兄弟、およびその子孫	4,840.75	4,082.84
他の傍系 (collateral) の親戚、姻族	730,026.33	337,477.11
合計	5,211,898.68	4,842,966.52
引用: United States of America, Government of Commercial and Labor (1907) p.46.		

1870 年代から 1880 年代において、所得税を要求する声は、相続税への需要をはるかに凌いだ。双方の税とも政治的な影響力を持つようになり、しかも、その力は増して

<sup>26</sup> Id at p.46.



いった。最終的には 1894 年に、主に西部と南部における農民の利害および労働者・中間階層の利害を民主党が結びつけた結果、東部の民主党と共和党に対し優位に立つことになり、国会は、関税を軽減し、所得税の規定を制定させた。この 1894 年の規定は所得に対して、4,000 ドルの控除を取った上で、2%の税率を課税するもので、贈与や相続という形で受け取った動産は、課税対象の所得とされた。これに対し、最高裁は 1895 年に、当該課税は直接税であるとし、州の間の配分に欠けることから違憲とした<sup>27</sup>。この判断は、贈与と相続に関する所得課税を退けた<sup>28</sup>。

しかし、相続税は国の税制を考える上で、強い足場を確立していった<sup>29</sup>。1898 年には国会は再度、贈与税と遺産税を組み合わせた死亡税を法律化させた。その税率は、死亡者の総遺産額の規模に累進しており、死亡者に対する受益者および相続人の関係に従っても累進していた。1900 年に最高裁はその法律を合憲と判断した<sup>30</sup>が、適用する税率に関しては、個々の受益者および相続人の配分額を基に決定すべきであるとし、死亡者の総遺産額の規模は考慮すべきではないとした。よってその税金は、通常の遺産税となった。南北戦争時代の終結などで、歳出への圧力が減少したことにより遺産税は 1902 年に終結するに至った<sup>31</sup>。

より強力なグループが連邦所得税および遺産税の復活を主張し続けたが、それは単に歳入を増やすためだけではなく、彼らは遺産を通じた富の集中という傾向もチェックしたいと考えたのである。例えば鉄鋼王アンドリュー・カーネギー (Andrew Carnegie) は、その随筆である『富の福音 (The Gospel of Wealth)』の中で、誤った愛情が唯一の原因で親は大きな財産を子供に残すということと、そして相続した機関に固有の悪は、その数少ない利益よりもはるかに大きいと記している。セオドラ・ルーズベルト大統領は、富の集中することを防止する手段として、急進的な遺産税の課税を強力に支持した<sup>32</sup>。1900 年前

---

<sup>27</sup> Pollock v. Farmers Loan & Trust Company, 157 U.S. 429, rehearing, 158 U.S. 601 (1885).

<sup>28</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.3.

<sup>29</sup> 当時の状況を 1900 年代前半に資産の蓄積について多くの歴史書を残しているグスタバス・マイヤーズ (Myers Gustavus) は、著書『米国における富の世襲の終焉 (The Ending of Hereditary American Fortunes)』の中で「時代のすう勢は財閥の富とその政治的な影響力を排除することで一致している。」と記し、相続税を求める世論が多いことを指摘している。Gustavus (1939) p.222.

<sup>30</sup> Knowlton v. Moore, 178 U.S. 41 (1900).

<sup>31</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) pp.3-4.

<sup>32</sup> Id at p.4.

後を代表する財政学の研究者であるコロンビア大学教授のエドウィン・セリグマン (Edwin Robert Anderson Seligman) は、相続税 (inheritance tax) の課税根拠を民意の観点から分析している。つまり民意が過激な社会主義的傾向になると巨大な富に対して嫉妬が集まり課税に対して合意が形成され、また、民意がより落ち着いた思考をするようになると相続税は平等の観点もしくは担税力の観点から必要であると指摘するようになる、ということであった<sup>33</sup>。

では当時の国会ではどのような議論がなされていたのであろうか。イェンス・ベッカー (Jens Beckert) はドイツの社会学者であり、その著書『相続された富 (Inherited Wealth)<sup>34</sup>』においてドイツ、米国、フランスの富の移転を比較分析している。ベッカーは、遺産税導入前後の米国議会の議論を詳細に分析しており、以降、折に触れて彼の分析を紹介することにする。20世紀の始め、米西戦争 (1898年) の戦費を賄うために導入された税の廃止に関する議論において既に、相続税がもはや単に戦時の税ではないことは明白であった。それ故、下院においては相続税を連邦レベルにおいて導入することは繰り返し議論されたことである。1909年の予算審議において、相続税はついに、公平な課税および富の再配分という文脈において恒久的な国会の議題になった。そして相続税は連邦政府によっては危機の時においてのみしか課税という論法を取る発言者はほとんどいなかった (表1-4)。代わりに、その税の支持者は公平および平等を前面に押し出した発言を行い、相続を努力のない富の取得として批判し、連邦予算を押し上げるためにはその税が必要であると指摘している<sup>35</sup>。それに対して、反対者は、相続税は州の財源であり、その利用のために

---

<sup>33</sup> Seligman(1931) p.127. なおセリグマンは、相続税の導入根拠としてカーネギーの主張に加えて、功利主義の創設者として著名な英国のジェレミ・ベンサム (Jeremy Bentham) の主張である、被相続人の意思のない場合には国家が相続人と同様に財産を取得する権利を有するという説と、ベンサムの説を発展させた英国の哲学者ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) の、被相続人の意思がある場合でも誰も資産を継承する適格性を有しないとする説を紹介している。Seligman(1931) pp.127-130. またイタリアの哲学者であるユーゲニオ・リグナーノ (Eugenio Rignano) による、所得税の代わりに相続税を課すべきであると主張する著書の前書きでセリグマンは、英国や米国のように経済政策におけるだけでなく社会政策においても税制が重要になってきている国では相続税の構造に考慮する必要があると指摘している。Rignano (1924)pp.9-10. 同様な主張として Read(1918)参照。19世紀における著名な哲学者の社会主義的とも言えるこのような主張が米国における遺産税の創設に寄与したことは否定できないであろう。

<sup>34</sup> Beckert (2004). なお同書は最初、ドイツにおいて出版されている。

<sup>35</sup> 1912年にセオドラ・ルーズベルト大統領によって組織された進歩党 (Progressive Party) は、同年に「資産の保有者を平等にする全国的な手段として累進相続税を信じるものである」と主張している。Myers(1939) p.223.

連邦政府は手をつけるべきではないとの論陣を張っている<sup>36</sup>。

(表 1 - 4)

1909年の国会における予算審議の相続税 発言者による自らの立場の理由			
		相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由		75.7	4.0
	相続税は州の課税権を妨害する	62.2	
	戦時にのみ連邦政府は相続税を課税できる	8.1	
	相続税は違憲である	5.4	
	他の法律固有の理由		4.0
財政的理由			28.0
	租税収入を押し上げる		28.0
政治的な理由		8.1	56.0
	富の努力のない取得の特権の拒否		16.0
	租税上の平等	2.7	28.0
	資産処分の自由		4.0
	公共の意見への言及	5.4	4.0
経済的理由		16.2	12.0
	経済的結果	16.2	12.0
他の理由			4.0
		N=37	N=25
注：数字はパーセントを意味している。この討論は1909年3月23日と4月2日の間に開催され、合計で10名が発言した。			

引用：Beckert (2004) p.181.

相続税の導入に対する圧力は、上院によって指名された「労使関係委員会 (Commission on Industrial Relations)」が 1915 年にその報告書 (「マンリー・レポート (Manly Report)」) を発表した時に更に高まった。その委員会は、米国の工業労働者が不満足な理由を調査している。その主要な原因として、報告書は米国における富および所得の不公平な分配をあげている。そして「工業封建制度 (industrial feudalism)」を認めている既存の相続税法を批判し、相続を 100 万ドルに制限する税法を提案したのである。その歳

<sup>36</sup> Beckert (2004) pp.180-181. 結局、死亡税は連邦議会では 1909 年および 1913 年に否決されている。Eisenstein (1955) p.229.

入は教育、社会サービス、そして社会インフラに使うべきであるとした。そして報告書は支配者への富の集中と民主主義政策への脅威の関係を次のように表現している。

「世襲的な貴族政治の成長をチェックするために、国会による効果的な行動が必要とされ、それは米国政府にとっては全く新しいもので、人々の社会福祉や民主主義の国家の存在には驚異となるものである。<sup>37)</sup>

このように「富の再分配」といった観点から、相続税導入への米国社会の中における雰囲気は徐々に醸成されていったと感ぜられるのである。

## 第5節 1916年から1939年まで：基礎的構造の発展

### 第1項 1916年法の制定と展開

米国の第一次世界大戦への参加は、死亡税の形式による歳入が不可欠なほどの財政需要を創出した<sup>38)</sup>。国会はウッドロー・ウィルソン (Thomas Woodrow Wilson) 大統領在任時の1916年に、相続人それぞれへの配分の価値に基づくのではなく、死亡者の純遺産額の価値に基づく、いわゆる「遺産税 (estate tax)<sup>39)</sup>」という形態で制定した<sup>40)</sup>。当初の税率は、最初の純遺産額5万ドルに対する1%から純遺産額500万ドルを超える額に対する10%までとされた。この1916年の遺産税における合憲性の判断は「ニューヨーク・トラスト対アイズナー (New York Trust Co. v. Eisner)」における最高裁の判決において示される<sup>41)</sup>。1900年の「ノートン対ムーア (Knowlton v. Moore)<sup>42)</sup>」における判断に則り、

---

<sup>37)</sup> Beckert (2004) p.180.

<sup>38)</sup> 第一次世界大戦参戦後の1917年度の予想債務は177百万ドル、または1916年の歳入額の約20パーセントであった。Annual Report of the Secretary of the Treasury 1915.

この遺産税の分野は「民主党の1916年の教書 (Democratic textbook of 1916)」では当時の米国では利用されていない最も大きな税目とされたのである。Eisenstein (1955) p.230.

<sup>39)</sup> 1916年より前の時代の資産移転課税については、相続税 (legacy tax)、相続税 (inheritance tax)、遺産税 (estate tax) など表現が資料により様々であるが、1916年以降、連邦税である資産移転税に対して「遺産税」という用語を用い、州税である資産移転税に対して用いる「相続税 (inheritance tax)」とは明確に区別することとする。

<sup>40)</sup> これより前に遺産税の形式で課税されていたのは1916年のロード・アイランド州法のみであった。Bancroft(1917) p.96.

<sup>41)</sup> New York Trust Co. v. Eisner, 256 U.S. 345 (1921).

<sup>42)</sup> Knowlton v. Moore, 178 U.S. 41 (1900). 「ノートン対ムーア」判決の前までは、最高

最高裁は 1916 年歳入法における遺産税規定の有効性を間接税を構成し、州間の配分を要求していないとして支持した。税率や控除額は、歳入を増加させるために、もしくは他の財政以外の目的を達成するために時によって変化したが、この 1916 年歳入法における遺産税の枠組みは 1976 年まで続いていた<sup>43</sup>。わが国においては日露戦争の戦費調達という名目で 1905 年（明治 38 年）に相続税が導入されているが、戦争を契機に新たな税目が導入されている点では一致点を見出すことができる<sup>44</sup>。

では 1916 年における税制改正の議論を分析していこう。いうまでもなく、この年における遺産税の導入の議論は、極度に二極化している。下院の民主党リーダー、クロード・キッチン（Claude Kitchin）は、2 党からなる合意としての遺産税を説明しようと試みたが、議論と投票は、既に決められた境界線、つまり民主党と急進的な共和党が、それぞれの位置に分かれて、行われただけである<sup>45</sup>。

1916 年予算案の草稿には、相続税は遺産税という形で含まれていた。死後の資産の移転に課税するというこの構造は米国に独特である。このスキームの下では、税は「資産の移転」に対して課税されるのであって、遺言をした人・被相続人（testator）または相続人（heir）ではなく、また、そうする事は違憲であった<sup>46</sup>。しかしながら、同時に遺産税と

---

裁は国の死亡税を、資産の継承を規律するための権利の行使として合理化していた。

*Mager v. Grima*, 8 How. 490, 492-93 (U.S. 1949); *United States v. Perkins*, 163 U.S. 625, 628 (1896); *Magoun v. Illinois Trust & Savings Bank*, 170 U.S. 283, 288 (1898); *Holmes, J., dissenting in Chanler v. Kelsey*, 205 U.S. 466, 479 (1907).

<sup>43</sup> 1916 年に制度化された遺産税に関しては、直接税にあたるかどうか、大きな憲法上の判断になっている。ニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン（Louis Eisenstein）は、1948 年に遺産税についての最高裁における判例の歴史的展開について詳細に調査している。彼の研究によると既述の「ノートン対ムーア」の判決後の 1916 年に遺産税が創設されることとなるが、その合憲性の判断は「ニューヨーク・トラスト対アイズナー（*New York Trust Co. v. Eisner*, 256 U.S. 345 (1921)）」における最高裁の判決において示される。ここで最高裁は「ノートン対ムーア」における判断に則り、1916 年歳入法における遺産税規定を、間接税を構成し、州間の配分を要求していないとして支持した。この判決の中でオリバー・ホームズ（*Oliver Wendell Holmes*）判事は次のように述べている。『「ノートン対ムーア」の判決以降、米国政府は遺産（legacy）に課税する権利を持つとされている。しかし、遺産（legacy）に対する税（つまり相続税（inheritance tax））は、その移転のプロセスが終了するまで課されないのに対して、遺産税（estate tax）は移転に対して課され、それは中央政府によって実現されるので、そのプロセスに対する侵害行為であると言われる。Eisenstein (1948) pp.397-399.

<sup>44</sup> わが国においては当初は遺産取得税形式の相続税であった。なおわが国における相続税の展開については第 7 章で議論している。

<sup>45</sup> Beckert (2004) p.182.

<sup>46</sup> 1916 年の遺産税の創設に先立って憲法が修正されている。修正憲法第 16 条条文は「連邦議会は、各州に割り当てをしないで、国勢調査あるいは人口算定に準拠することなく、い

して税を構成することは、相続人が被相続人との関係の親疎により税率を累進させることが不可能になった。つまりその税は相続人に分割される前に、遺産税の形態で遺産全体として課税されたのである。税のこの構造が討論において中心点にならなかったということは、米国における遺産税の話題は、家族政策への関心において、せいぜい二次的な役割しか演じていないことを意味する。遺産税の導入は、ドイツやフランスにおいては、家族を崩壊させると言って大論争になった。それに対して米国では 1909 年と 1916 年の討論において、誰ひとりとして家族に関する議論を持ち出してこなかったのである<sup>47</sup>。

遺産税導入に関する最も詳細かつ本質的な正当化は、民主党の下院議員であるコードエル・ハル (Cordell Hull) によってなされた。彼は既に 1909 年の討論においてもこの税導入に賛成した人物である。ハルにとって遺産課税は公正の問題であった。何故なら、それが政府の仕事に対する原資のうち、所得ではない富に対する唯一の税であったからである。その正当性が既に確立されていたので、ハルは如何にこの税源が効率的かつ公平に、連邦予算の財政ニーズを満足させるものであるかを議論し続けたのである。曰く、州の相続税はこのゴールを達成しない。何故なら豊かな市民はより低い税率か、もしくは相続税がない州に移動することができるからである。また相続税を計算するにおいては州レベルでは多くの不明確なポイントがあり、多くの州が最近、州に移転してきた家族については税を免除したりしたからである。連邦レベルにおける遺産税の導入は、公正な相続税課税に向けて、これらの障害を防ぐことができ、この税からの歳入の 5 倍増につながる。州との間の財源としての相続税に対する潜在的な衝突を避けるために、ハルはその歳入の 3 分の 1 を州の歳入にすることを提案している。ハルは遺産税を国の恒久的な歳入の一部として見ており、その導入を、増大する責任に対するワシントンの政府の反応と見ていた。そのワシントンにおける国家の仕事は、かつては州によって支えられていた訳である。この意味では、遺産税は米国における、力のバランスが州から連邦政府へ移ったことを表現しているのである<sup>48</sup>。

これらの議論の重要性は、また、討論の内容の分析から明白である (表 1 - 5 参照)。遺産税の支持者のほとんどは、税の平等性を挙げている (43.9%)。それに対し、財政収入

---

かなる源泉から生じた所得に対しても、所得税を課し、徴収する権限を有する。」というもので、この修正憲法第 16 条は連邦政府による所得への課税を認めたのであって、富に対しては認めていない。なお、修正憲法第 16 条は、1909 年 7 月 12 日に提議され、1913 年 2 月 3 日に批准されており、同修正は「ノートン対ムーア」の判決と「ニューヨーク・トラスト対アイズナー」の判決の間になされている。

<sup>47</sup> Beckert (2004) p.182.

<sup>48</sup> Id at pp.182-183.

を上げるということを挙げた人は 15.1%である<sup>49</sup>。

---

<sup>49</sup> なおこの直接税をめぐる憲法問題などは 1900 年代初頭に終止符を打っているか、というところではないようである。米国を代表する憲法学者である、エール大学教授のブルース・エッカーマン (Bruce Ackerman) は、1999 年に著した論文「租税と憲法 (Taxation and the Constitution)」の中で、憲法の「直接税」条項の意味に疑問を投げかける。エッカーマン教授は、これらの条項は狭く解釈すべきであり、1996 年の大統領選挙の時に、共和党の大統領候補予備選挙に出馬したスティーブ・フォーブズ (Steve Forbes) らによって議論されたフラットタックスのような抜本的な税制改革案に対する、憲法面での障害とするべきではない、と議論している。ここでエッカーマン教授は、この「直接税」条項の不名誉な起源を強調している。つまり憲法制定時には、その条項は、「より完全な統合 (more perfect Union)」の形成のために支払うべき代償であった、奴隷制度に対するより大きな妥協の主な要素であったという。この事実を認識し、米国の最初の 1 世紀の間は、その条項は一連の最高裁判決によって狭く解釈されてきた。しかし 1985 年に最高裁は「ポーラック対農民貸付信用組合事件 (Pollock v. Farmers Loan & Trust Company)」においてこの制限の伝統を破り、所得税条項は直接税条項を侵害するという意見を支持した。エッカーマン教授は、修正憲法第 16 条の後、20 世紀を通して、ポーラック判決前の制限の伝統に徐々に戻っていく過程を明らかにしている。彼の歴史的調査に基づき、直接税条項の範囲を復活させ、広げようとする最近の学者の主張を退けようと説得している。そして米国人は、自らの社会正義の追及を深く制限する過去の憲法条文や判例を支持することなしに税制改革の将来に焦点を当てるべきであるとしている。Ackerman (1999).

(表1-5)

1916年の国会における予算審議の遺産税			
発言者による自らの立場の理由			
		相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由		87.6	7.5
	相続税は州の課税権を妨害する	75.0	1.5
	危機の場合にのみ連邦政府は相続税を課税できる	6.3	
	相続税は違憲である	6.3	
	他の法律固有の理由		6.0
財政的理由			15.1
	租税収入		15.1
政治的な理由		12.6	57.4
	富の努力のない取得の特権の拒否		10.5
	租税上の平等		43.9
	資産処分の自由	6.3	1.5
	税制の民主的合法化		
	公共の意見への言及	6.3	1.5
経済的理由			12.1
	富の配分におけるより大きな平等		12.1
他の理由			7.5
		N=16	N=66
注：数字はパーセントを意味している。この討論は1916年7月6日と10日の間に開催され、合計で13名が発言した。			

引用：Beckert (2004) p.184.

ここで、1916年に遺産税が制定されてから、初期の段階、1924年法までの条文の変遷を検討していこう。

1916年法においては、遺産税の条文は、第二編 (TITLE II) の200条から212条までに納められている。200条における言葉の定義の後に、201条において次のように規定している。

Section 201. That a tax (hereinafter in this title referred to as the tax), equal to the following percentages of the value of the net estate, to be determined as provided in section two hundred and three, is hereby imposed upon the transfer of the net estate of every decedent dying after the passage of this Act, whether a resident or nonresident of



the United States.

(訳) 201 条. 203 条に定める純遺産の価値の次の割合に等しい税が、米国の居住者もしくは非居住者を問わずに、本法律が通過した後に死亡したものの純遺産の移転に関して課される。

つまり米国における遺産に対して税を課するという遺産税の課税構造は 1916 年の法成立当初から存在していたわけである。この 201 条の後半部分は次のように税率を定めている。

50,000 ドルを超えない純遺産	1 %
50,000 ドル以上であるが 150,000 ドルを超えない純遺産	2%
150,000 ドル以上であるが 250,000 ドルを超えない純遺産	3%
250,000 ドル以上であるが 450,000 ドルを超えない純遺産	4%
450,000 ドル以上であるが 1,000,000 ドルを超えない純遺産	5%
1,000,000 ドル以上であるが 2,000,000 ドルを超えない純遺産	6%
2,000,000 ドル以上であるが 3,000,000 ドルを超えない純遺産	7%
3,000,000 ドル以上であるが 4,000,000 ドルを超えない純遺産	8%
4,000,000 ドル以上であるが 5,000,000 ドルを超えない純遺産	9%
5,000,000 ドル以上の純遺産	10%

次の 202 条では、総遺産 (gross estate) の範囲を定めている。

Section 202. That the value of the gross estate of the decedent shall be determined by including the value at the time of his death of all property, real or personal, tangible or intangible, wherever situated.

(訳) 202 条. 死亡者の総遺産の価値は、どこに位置しようとも、その死亡時の全ての動産、不動産、有形資産および無形資産が含まれる価値によって決定される。

203 条では、純遺産の算定の仕方を示している。それは米国の居住者と非居住者は別々に定められている。同条によると、(a) 居住者の場合は、総遺産から、次の項目を控除

できるとしている。

(1) 葬儀費用、管理費用、遺産に対する請求、未払モーゲージ、保険等によって填補されない火事、嵐、海難または他の遭難または盗難から起こった遺産決済のための損失、遺産決済中の死亡者の扶養者への援助等は、管轄の法により認められる。

(2) 50,000 ドルの基礎控除 (exemption)。

(b) 非居住者の場合は、死亡時に米国内に位置していた総遺産の価値から、上の(1) の項目の内、どこに位置しようと対象となる総遺産に関わるものは控除できる。しかし、非居住者の場合は、遺言執行人 (executor) が 205 条の下に要求されている、死亡時に米国に位置しない総遺産の部分についても申告しなければならない。

204 条では、申告期限について定めている。つまり、遺産税は、被相続人の死亡から 1 年以内に支払うものとしている。そして、早期に納税した場合は、納税期限から起算して、早い期間分だけ年率 5% の割合で減額出来るとしている。また、遺産に対する請求、必要な訴訟、または、徴収者が税額が決定できないと判断した場合を除き、納税期限の 90 日以内に支払われなかった場合は、死亡日から起算して、年率 10% の割合で税を加算する。遺産に対する請求、必要な訴訟、または、徴収者が税額が決定できないと判断した場合は、それらの障害が取り除かれた日までは年率 6% で、それ以降は年率 10% を加算するとしている。205 条では、遺言執行人 (executor) が遵守すべき規定を定めている。遺言執行人 (executor) は、就任してから 30 日以内か、もしくは、被相続人の資産を占有するようになってからか、どちらか早い時期に徴収者 (collector) に対して文書を以て就任を通知することと規定している。そして、遺言執行人は、徴収者に対して、宣誓の上、(a) 死亡者の死亡時における総遺産の価値、(b) 203 条の下で認められた控除額、(c) 203 条で定義された死亡者の純遺産、そして(d) 支払う税の金額、を申告する。また、申告書は、課税対象の遺産の場合、または死亡時における死者の総遺産が 60,000 ドルを超える場合、もしくは非居住者の遺産の場合は、米国内に位置する総遺産について提出する必要があるとしている。

206 条以下は手続きに関する規定を定めている。206 条は、申告書が提出できない場合の規定で、205 条に従い申告書が提出できない場合は、徴収者 (collector) もしくは副徴収者が申告書を作成し、内国歳入庁長官が課すこととしている。207 条は、税の支払い先を規定している。遺言執行人 (executor) は、徴収者 (collector) もしくは副徴収者に税を支払うとしている。また金額が確定しない場合は、徴収者の意見により金額を算定し、支払いを行う等の定めを規定している。208 条は、納税が期限通りに行われなかった場合の規定

で、期限後 60 日以内に支払われなかった場合は、合理的な理由がない限り徴収者は、米国政府の名で、米国の裁判所において適切な手続きを開始するものとしている。209 条は、税が全額払われない場合は、死亡者の総遺産の上に 10 年間、留置権が設定される<sup>50</sup>。210 条は、誤って申告等を行った者は、裁判所の判断により 5,000 ドル以下の罰金または一年以下の懲役とするなど、罰則規定を置いている。211 条は、過去の規定についての適用について定め、最後の 212 条は、当内国歳入法を遂行する上で必要とされる規定や様式等は財務省の承認を得て内国歳入庁長官は設定できる旨、定めている。

1919 年法においては、条文の位置が変更になり、第四編 (TITLE IV) の 400 条からになっている。これは 1921 年法においても引き継がれたが、1924 年法には第三編 (TITLE III) へと再度変更になっている。また 1919 年法における税率は、最低税率が 50,000 ドルを超えない純資産の場合の 1%で同じであるが、最高税率は 1916 年法の 10%から 1919 年法は 10,000,000 ドル以上の純遺産の場合は 25%と大幅に上昇している。この最低税率と最高税率は 1921 年法においても同じ<sup>51</sup>であるが、1924 年法は、最高税率が 10,000,000 ドル以上の純遺産の場合が 40%と更に大幅に上昇している。

1916 年法では 203 条に純遺産の計算の仕方を定めているが、1919 年法では、それは 403 条において定められ、控除可能な項目が増えている。つまり、居住者、非居住者ともに、被相続人が、その死亡の 5 年前以降に死亡した者から受け取ったと識別できる動産および不動産の死亡時の価値 (403 条(a)(2)および 403 条(b)(2)) および、米国政府や州政府等の公的機関もしくは宗教的、慈善的、教育的な団体に寄付した場合はその全額を控除できるとした (403 条(a)(3)および 403 条(b)(3))。この規定は 1921 年法、1924 年法に踏襲されている。また非居住者の場合は、1919 年法において、非居住者が保有する米国国内の企業の株式および米国国内の企業が保険料を支払っている非居住者の生命保険は米国国内の資産と考える (403 条(b)(3)[3]) としている。これらの遺産税の変遷を見ると、1916 年に遺産

---

<sup>50</sup> 但し、その総遺産が司法により管理費用として用いられる場合は除外されるとしている。

<sup>51</sup> 富の再分配に反対する論者は 10 百万ドルを超える純資産に対して 25%という最高税率に対して賛成している。後のハーバート・フーバー (Herbert Clerk Hoover) 政権当時のアンドリュー・メロンの後継である財務長官オグデン・ミルズ (Ogden L. Mills) は、遺産税を富の再分配に用いることに断固として反対しており、歳入目的に用いる場合のみに賛成している。1932 年の上院財政委員会 (Senate Finance Committee) では「然るべき歳入を上げる目的のためには 25%の税率で十分である」と発言している。

Eisenstein(1955) p.232.

税が制定されて、しばらくの間は、制度をより詳細に整備していく様子が見て取れよう。

## 第2項 初期遺産税法の問題点：州法との矛盾

この時期の遺産税に関する問題はどのようなものがあったのであろうか。それを明確にし、答えを見出そうとする会議が設定されている。「全米租税協会（National Tax Association）<sup>52</sup>」の主催で1924年9月15日から19日までミズーリ州セントルイスで、「相続税および遺産税に関する全米会議（National Conference on Inheritance and Estate Taxation）」が開催された。この模様は、議事録としてまとめられているが、その編集ノートには、「連邦遺産税の税率を上げている国会における最近の法律により、相続税から得られる州レベルの収入に大きな影響を及ぼしている。また、様々な州および連邦政府の法律および行政行為が、負荷の重複という結果になっており、いくつかの州の市民の間の負荷の配分において大きな不公平が生まれている。当会議の意見としては、そのいくつかの州にとっては、自らおよび連邦政府を交えて、矛盾が解決されるまで、相続税および遺産税に関して協議する時期が来たと考えられる。従って、当会議は全米租税協会に対して、その役員もしくは委員会を通して州および連邦政府の適切な代表による会議を設け、この問題解決に向けての行動を取るよう推奨するものとする。<sup>53</sup>」と記されている。実は1916年までには、ほとんどの州は遺産税か相続税、もしくはその両者の原理を具体化した税制を既に導入していた。連邦政府の死亡税への分野へ参入のすぐ後に導入されたのに関わらず、州におけるこの税源からの歳入は着実に増加していったのである。しかし、いくつかの州では死亡税の制定に失敗したため、州の間で税率の不平等が生じ、統一性の著しい欠如が生じた。従って裕福な人間は晩年には、死亡税が課されない州に住所を移すことになった<sup>54</sup>。これがこの会議で議論された問題の背景である<sup>55</sup>。

---

<sup>52</sup> 「全米租税協会（National Tax Association）」は、税制にたいして理解を深めることが目的で1907年に設立された。政治的には中立で租税専門家によって構成されている。税制に関しての非営利団体としては最も権威あるもののひとつである。

<sup>53</sup> Holcomb (1925). 編者のアルフレッド・ホルコム（Alfred E. Holcomb）は1933年から1年間、全米租税協会（National Tax Association）の会長も務めている。

<sup>54</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.5

<sup>55</sup> マサチューセッツ州の検察官であるヒュー・バンクcroft（Hugh Bancroft）の著書『投資家への相続税：第3版（The Inheritance Taxes for Investors: Third Edition）』によると1917年時点で相続税形式の法律を制定していない州は、アラバマ、フロリダ、ミシシッピ、ニュー・メキシコ、サウス・カロライナの5州とワシントン特別区のみであった。更に相続税法を持ちながらも、直系の親族に課税されない州は、アイオワ、デラウェア、メリーランド、ニュー・ハンプシャー、オハイオ、ペンシルバニア、テキサス、バ

この会議においては当時の大統領であるカルビン・クーリッジ (John Calvin Coolidge, Jr.) も演説を行っている。共和党のクーリッジ大統領は、この会議の少し前、同年 (1924 年) 6 月 2 日に、1924 年歳入法に署名し、遺産税の最高税率を 25% から 40% へ上げたところであった。クーリッジ大統領の演説では、「この高率な連邦遺産税に、州による相続税が付加される時には、資本の多大な没収が生じてしまう。つまり、私は州と連邦政府が合わせて相続税から最大の収入を得ることの危険さを指摘したのである。政府のコストのためにこのような方法で遺産の過大な部分を取ることは、政府がコミュニティの資本をもとにして生きることを意味するのみである。これは避けなければならない。従って、私は相続税の分野は、州に委ねる方が良いと提案してきた。しかしながら、大きな実際上の困難さを理解し、州と連邦の課税当局の会議に全体の問題を考えるよう指示している。」と述べ、上記の編集ノートで指摘された州間の不公平さについては、連邦政府も含めた州政府間の協力が必要であるとの認識を示している<sup>56</sup>。

ところでクーリッジ大統領といえば、「必要以上の税を集めるのは合法的強盗である (Collecting more taxes than is absolutely necessary is legalized robbery.)」との格言を残し、大統領在職期間 (1923 年 8 月 3 日から 1929 年 3 月 4 日まで) には「狂騒の 20 年代 (Roaring Twenties)」と呼ばれる、社会、芸術および文化など各方面で力強いアメリカを演出した大統領だけに、その遺産税制度に対する理解については興味のあるところである。クーリッジ大統領は、「納税者が毎年稼得したものの中から控除していき、支払いも恐らくは困難が伴わないであろう所得税と異なり、相続税および遺産税は、資本税 (Capital tax) である。つまり資本税は、蓄積された国家の資本の一部を取るものである。この資本は、通常、現金や市場性のある証券という形であるのではなく、容易には売却できない、死亡者が生涯にわたり築き上げたビジネスという形か、長期間保有された資産という形で存在している。従って、相続税および遺産税を現金で支払うためには、遺言執行人 (executor) は、管理する資産の内、課税相当額分の資産を現金に換金しなければならないが、それは通

---

ーモンド、バージニアの 9 州で存在した。Bancroft (1917) pp.4-5. なお同書によると、当時の相続税に関わる課題として統一の相続税法 (uniform inheritance tax law) を制定することで、1910 年の夏にウィスコンシン州ミルウォーキーで行われた第 4 回国際租税会議 (International Tax Conference) では 35 の州とカナダの 2 つの地域、そして 16 の大学が代表を送って議論している。Bancroft (1917) p.100.

<sup>56</sup> Holcomb (1925) pp.8-9. その意図は、資産課税に対する州間の競争を最小化することである。Schulz(1926) pp.161-162.

常、価値の下落という結果につながるのである。<sup>57)</sup>と、過度に相続税および遺産税を課することに否定的であった。その影響として、2つ挙げている。つまり、相続税および遺産税は、直ぐには売却できない市場性のある株式の売却圧力を強めることにより、税の原資となるそれらの価値を下げ、引いては国中至る所の価値を引き下げる傾向にあること、そして、これらの税は、ビジネスを立ち上げ、資産を創造する気持ちを取り去ってしまうことになることである。前者はどちらかという技術的な問題であるが、後者はこの時期の米国における価値観を示しているといえよう。クーリッジ大統領は、「能力のある人間が、自らの家族の将来を守るという動機に大きく動かされ、この国の発展に対して貢献してきたことは、いくら過大に見積もっても過大すぎることはない。もし米国が、法律と人の能力の範囲内において、誰に対しても資産を築くのに自由な国でなかったとしたら、今日のような偉大な国とはならなかったであろう。インセンティブを破壊することは、この国の生産性と繁栄を減じることに等しい。<sup>58)</sup>と、米国社会において個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課すことに対して慎重さを示している。

話を相続税および遺産税における連邦政府と州政府との間の調整に戻すと、相続税において州間で統一性を持たせるために、国会は1924年歳入法によって各州に払われた死亡税の連邦相続税に対する税額控除(credit)を認めるようになっている。最初はこの税額控除の額は連邦遺産税の25%までであったが、1926年歳入法により80%までに増額となった。この税額控除を設定することにより、死亡時に居住する州に無関係に、死亡税の総額が一定となるように、統一が図られることになった。しかし、多くの州の死亡税が、様々な程度において税額控除の最大許容額を超過し、また他の州では連邦税額控除と等しい額だけ「吸い上げる」意図を持った、所謂「スポンジ」税のみを課税するところも出て、格差は残ったままであった<sup>59)</sup>。

当然、1926年の予算案の国会討議においても遺産税は、長い時間を費やして議論された。そこにおける反対意見は、導入時の1916年における議論よりもより激しい調子であった。展開された議論の内容は大きくは変更していない(表1-6参照)。しかしながら、巨大な資産に対する平等な課税の議論は、より重要になって来ており、歳入の観点は後方に押しやられた感じである。この背景は1920年代半ばには、米国の経済状況が安定してきた

---

<sup>57)</sup> Holcomb (1925) p.10.

<sup>58)</sup> Id at p.10.

<sup>59)</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.5

ことにある。遺産税の反対者は、この特殊な税を廃止せよとまで主張している。遺産税に賛成する者は、この時、遺産税に関しては州の権利であるとの議論を展開したのであるが、ここで今一度、連邦と州レベルの相続における二重課税の問題が重要な役割を果たすようになった<sup>60</sup>。その理由は、1924年における様々な州の相続税の税額控除（Credit）の導入により、税の標準化につながり、州間における税の競争を減少させる一助になったのである。その税に対し反対する論者の間では、1916年の議論と比較して、二重課税が最も頻繁に用いられる論拠になったが、それはさほど重要でなくなったのも確かである<sup>61</sup>。

---

<sup>60</sup> シカゴ大学教授でシカゴ連邦準備銀行の議長も務めたシメオン・リーランド（Simeon E. Leland）は、「遺産税の将来（The Future of the Estate Tax）」と題する論文の中で、連邦遺産税と州における相続税とを比較した場合は、税の構造の簡潔さや納税手続きの最小化の観点から連邦遺産税を選択するべきであると独自の説を示している。Leland(1926).

<sup>61</sup> Beckert (2004) pp.186-187.

(表1-6)

1926年の国会における予算審議の遺産税			
発言者による自らの立場の理由			
		相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由		53.6	16.2
	相続税は州の課税権を妨害する	32.1	4.2
	課税システムを標準化	17.9	2.7
	他の法律固有の理由	3.6	9.3
財政的理由		14.3	9.6
	租税収入		9.6
	連邦政府の租税収入の減少	14.3	
政治的な理由		21.5	49.5
	富の努力のない取得の特権		3.8
	社会的不公平の容認	1.8	
	租税上の平等	12.5	37.6
	資産処分の自由	1.8	
	税制の民主的合法化	3.6	8.7
	公共の意見への言及	1.8	0.4
経済的理由		3.6	13.2
	富の配分におけるより大きな平等	1.8	10.6
	他の経済的理由	1.8	2.6
他の理由		3.6	3.9
		N=56	N=263
注：数字はパーセントを意味している。この討論は1925年12月11日と1926年2月3日の間に開催され、合計で33名が発言した。			

引用：Beckert (2004) p.187.

共和党政権の圧力にもかかわらず、1926年に遺産税が廃止されなかったことは、民主党サイドの巧みな働きかけがあったということだろう。国会は州の相続税に対する税額控除 (credit) を80%にまで引き上げている<sup>62</sup>。これは各州および国会議員のこの税における財政的な利害関係を引き上げる結果になった。そして税の理由で居住する州を移動するインセンティブが減少し、遺産税からのほとんどの歳入が州に組み入れられることにな

<sup>62</sup> その結果、連邦遺産税の歳入予想は50百万ドルになっている。Eisenstein (1955) p.233.



った。その上、1926年の予算案は遺産税の税率を減少させ、贈与税を廃止した<sup>63</sup>。特に基礎控除額は100,000ドルに引き上げられ、1,000万ドル以上の遺産に対する最高税率は、20%に後退させた<sup>64</sup>。

### 第3項「狂騒の20年代 (Roaring Twenties)」と産業界の遺産税への対応

クーリッジ大統領は、米国における価値観として、後の家族に残しておくべき個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課すことに対して慎重さを示している。その慎重さは、彼が生きた時代の産業や社会と大きく関わっているはずである。それではクーリッジ大統領の在任期間である1920年代のアメリカの社会、つまり「狂騒の20年代 (Roaring Twenties)」と呼ばれた社会とはどのような社会であったのか。我々はこので触れる必要があろう。1914年から1918年まで続いた第一次世界大戦の後の10年間は、狂騒の20年代、ジャズの時代、またニュー・エイジなどといわれるが、それらは大衆消費社会の産物であった。科学と企業が協力して生み出した自動車や電気製品、映画などに代表される新しい物や文化をアメリカの大半の人々が享受する社会が出現したのである。1920年代、アメリカの国民総生産は年5%以上成長し続け、インフレはほとんどなく、ひとりあたりの所得は30%以上も増加した。こうした経済の拡大をもたらしたのは、科学技術と産業が有機的に結合し、これを政府が支持する「現代アメリカ」のシステムであった。革新主義時代に形成され整備された「現代アメリカ」のシステムは未曾有の経済的繁栄を実現したのである。その経済繁栄に欠かせなかったのは、消費者として成長した中産階級の存在だったのである<sup>65</sup>。

この大衆消費社会を代表した製品は自動車であった。自動車を見るだけで、この時代の産業、人々の生活、アメリカ社会・文化の変化の全貌が見えてくるのである。まず、自動車産業は、1920年代以降のアメリカの産業拡大を支えた。自動車産業の拡大は他の鉄鋼、ガラス、ゴム、石油などの産業拡大を促し、道路網の建設を進めた。そして道路沿いにはガソリンスタンド、レストラン、モーターなどのサービス産業が栄え、郊外では住宅産業が発展するという具合に、各産業に波及し、アメリカ経済の成長をもたらした。次に自動車産業は、この時期に生産プロセスにおいても革新をもたらしている。どの産業においても大量生

<sup>63</sup> 上院財政委員会 (Senate Finance Committee) は、当時、遺産税を廃止すべきであると考えていたが、妥協してより低い税率の適用となった。Eisenstein (1955) p.233.

<sup>64</sup> Beckert (2004) pp.187-188.

<sup>65</sup> 有賀夏紀「アメリカの21世紀 (上) 1890年～1945年」中公新書、2002年。104頁。

産にはベルトコンベアーによる流れ作業が、今日では当たり前になっているが、この流れ作業を最初に効果的に導入したのがヘンリー・フォード (Henry Ford) の自動車工場であった。能率、生産性向上の専門家であるフレデリック・テイラー<sup>66</sup> (Frederick Winslow Taylor) の理論を実践したものであり、このテイラー・システムによって 1920 年代のアメリカの製造業の生産性は飛躍的に上昇し、労働者人口はほとんど増えてはいないが、生産性は 2 倍に増加している<sup>67</sup>。

つまりこの「狂騒の 20 年代」は、自動車産業を中心に、鉄鋼・ガラスなどの基幹産業からレストラン・モーターなどのサービス業、引いては生産管理の分野に至るまで、新しいビジネスに湧いた時代といえるであろう。このような時代においては、クーリッジ大統領が示した価値観のように、後の家族に残しておくべき個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課さない、つまり個人の資産に対しては税を課さないという考えは、産業の発展にとって重要な、個人の動機・インセンティブを刺激する上で重要であったと理解できるのである。

コロンビア大学ロースクール教授のマイケル・グレーツ (Michael J. Graetz) らは 2001 年に遺産税の廃止法案が可決されるまでの経緯を著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』に描いている。そこでは遺産税廃止が実現された背景には中小企業や農業団体の積極的な関与があったとしている。1925 年や 1926 年の遺産税廃止の闘争においては、全米商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) のような中小企業団体は、32 の州知事を巻き込んで廃止を支持しているが、米国農業連合会 (American Farm Bureau) は、廃止に反対している。米国農業連合会が反対した理由は、米国において課税は「納税者の担税能力に応じて課す」べきであると強調している。農民はほとんど遺産税を払っておらず、米国農業連合会は遺産税の廃止は農民の税負担を増加させる要素であると判断したのである<sup>68</sup>。この時期は、まだ後に見るような中小企業団体と農業団体が連

---

<sup>66</sup> 米国の技術者・経営学者であり、「科学的管理法」の発案者として経営学史上、極めて著名な研究者である。

<sup>67</sup> 有賀夏紀「アメリカの 21 世紀 (上) 1890 年～1945 年」中公新書、2002 年。108 頁。

<sup>68</sup> Graetz and Shapiro(2005) p.225. また 1929 年に出版されたエドウィン・セリグマン (Edwin Seligman) の著書『農場救済の経済学 (Economics of Farm Relief)』によると、土地の上の構築物への課税の方が土地への課税よりも容易なために、その構築物への課税結果として農民の租税負担は比較的少ないものであると指摘している。

Seligman(1929) p.145. 従って、土地への課税が主な遺産税等は農民にとって当時は重視されていなかったと考えられる。

携して遺産税廃止を訴えるというような状況には無かったのである<sup>69</sup>。

#### 第4項 好況から大恐慌へ：ルーズベルト大統領の時代

##### 第1 ルーズベルト政権時の遺産税

財政政策を取り巻く環境は 1929 年に始まった世界的な経済危機によって劇的に変化した。前述の 1920 年代の減税政策は強い経済をベースにしており、小さな景気後退が障害となっただけである。しかしながら、1929 年の経済危機により、所得税からの歳入は減少し、政府をまかなう他の原資を探さなければならなかった。そのひとつが遺産税であった。1932 年税法は基礎控除の額を半分に削減し、税率を倍にし、最高税率を 45% とした。その上、州の相続税に対する税額控除は 1926 年当時の率に制限し、贈与税<sup>70</sup>は復活した<sup>71</sup>。贈与税は遺産税の税率の 75% とし、しかし慈善団体への贈与 (charitable gifts) は免税とした。その低い税率は贈与を促す意図があった<sup>72</sup>。その結果、政府は死亡時の富の移転からより早く歳入を得ている。ハーバート・フーバー (Herbert Clerk Hoover) 大統領によって 6 月 6 日に署名された増税法案は、経済危機の中の財政危機を示している。1929 年まで遺産税に対して批判的だった財務長官のアンドリュー・メロン<sup>73</sup> (Andrew William Mellon)

---

<sup>69</sup> カリフォルニア州の弁護士であるデルガー・トロウブリッジ (Delger Trowbridge) によると 1925 年頃の実務家の関心は、合憲の判断においては相続税の課税対象等に移っていて、一般的な問題では例えば夫婦共有財産 (community property) の課税取り扱い等になってきている。Trowbridge (1925)。

<sup>70</sup> 贈与税は 1924 年と 1925 年に設けられたが、「事務手続きが煩雑である、歳入額が少ない、そして容易に回避できる (Senate Report No. 52, 69<sup>th</sup> Congress, 1<sup>st</sup> Session, p.9.)」という理由で廃止になっていた。

<sup>71</sup> なお贈与税の合憲性判断であるが最高裁は、1929 年の「ブロムリー対マッコーン (Bromley v. McCaughn, 280 U.S. 124(1929))」の裁判において贈与税の合憲性を支持した。その判決では、贈与税は、資産に対する使用または権利の行使に対する間接税であり、資産の一般的な所有権に対する直接税ではない、としている。

<sup>72</sup> コロンビア大学の財政学の教授であったローウェル・ハリス (Clement Lowell Harriss) によると、そのような贈与税率の設定は、贈与を促す結果、税収を遺産税の支払いの場合よりも早める効果を意図したものである、という。Harriss(1940) p.11.

<sup>73</sup> アンドリュー・メロンは、著名な米国の銀行家であり、1921 年から 1932 年まで財務長官を務めている。また 1924 年に出版された『税：ピープルズ ビジネス (Taxation: The People's Business)』という租税についての著書もある。それによると「遺産税の改訂を考える上において、その税を富裕層を罰する手段として、または我々の文明の社会善に対して課すという考えを消し去らなければならない。米国は機会の均等という論理に基づき建国されている。社会の道徳の範囲内で個人が自らの能力を用いる限りは、経済的な成功は罪ではなく、逆に国富に追加的な価値をもたらし、生活水準全体において向上をもたらすものである。」とし、遺産税の強化には否定的な考えを示していた。Mellon(1924) p.123.

でさえも、その増税案には賛成であった<sup>74</sup>。

米国では、支配層への (dynastic) 富の集中への不信は、資産の再分配を遺産課税を通して行おうという、その革命期の政治的な議論にまで遡ることができる。資産に対して個人主義的または能力主義的に理解する文脈によると、支配層への富の集中は、努力や能力とは無関係な資産の配分であり、民主的な政治構造への脅威であるとして批判された。この政治的および文化的な背景は、国会の議論にも反映されている。同時に、1898年と1932年間の遺産税導入およびその後の税率変更の時期は、相続税と財政政策の間における「つながり (connection)」を指し示すものである。米国において遺産税の制度化への理由づけというのは、政治改革の議論と財政状態における変化の相互作用のみといえる<sup>75</sup>。

しかしながら1930年代においてこの関係に変更があった。つまり、フランクリン・ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領の時代には、「富の再分配」の動機が、遺産税政策の中心課題と変化してきた。遺産税の役割が新しい段階になったと言えよう<sup>76</sup>。ルーズベルト大統領は、米国の経済を導くにあたって、積極的な経済、社会そして財政政策による政府の、より強い関与を好み、それはニューディール政策により実現された。「革新主義運動 (Progressive movement)」からルーズベルトの政策までを一連の継続したものとも見ることもできるが、1930年代半ばの立法は明らかに20世紀初めの改革を超えるものである。したがって、その変化を「ビジネスが中心の社会から政府が支配する社会への変化で、大きな社会革命である」という者もいる程である。ルーズベルト大統領は、グローバルな経済危機からの自由民主主義への脅威に対応し、「プロテスタントのエスタブリッシュメント」からの激しい抵抗にあった幅広い改革プログラムの政治的結果にも対処したのであった<sup>77</sup>。

遺産税は2つの理由においてルーズベルトの政策において重要な役割を占めた。第一に遺産税を通しての富の再分配は、購買力をより低い社会の階層へも向けることができた。その階層は追加の所得を消費へと向かわせ、結果として経済を活性化させることができた。第二に、ルイジアナ州選出の上院議員であるヒューイ・ロング (Huey Pierce Long, Jr.) がより急進的な富の再分配を要求し、ポピュリズム運動を提唱したのだが、これがルーズベルトにとって危険なものに変化する可能性があったのである<sup>78</sup>。1934年2月にヒュー

---

<sup>74</sup> Beckert (2004) p.188.

<sup>75</sup> Id at pp.188-189.

<sup>76</sup> Eisenstein (1955) p.235.

<sup>77</sup> Beckert (2004) p.189.

<sup>78</sup> 従って遺産税を改革しようとする動きはまず上院で起きている。Eisenstein (1955)

イ・ロングは政治団体とも言える「富の共有社会 (Share Our Wealth Society)」を組織した。その目的は、100 万ドル以上の資産および 400 万ドル以上の所得には没収的な税 (confiscatory tax) を課し、その歳入を以て全ての家族に 5,000 ドルを与え、2,000 ドルの所得を保証し、無料の大学教育などを提供するというものである。1935 年までに「富の共有 (Share Our Wealth)」運動は、南部に偏ってはいるが全米に 7 百万人の会員、27,000 のクラブに広がるまでになった。新しい継承 (succession) および贈与税の導入を提案した 1935 年 6 月のルーズベルト大統領の国会における演説は、高まった支配層への富の集中への不信というこの政治的な環境を示すものであった<sup>79</sup>。

「意思、相続または贈与による巨大な富の世代から世代への伝達は米国市民の理想や感情とは一致しない。自分の家族のために安心をもたらそうと希望することは、自然で健康的であるが、それは合理的な相続によって適切になされなければならない。富の巨大な蓄積は家族や個人の安心という理由では正当化されない。最近の分析ではそのような蓄積は、多くの、極めて多くの他人の喜びを犠牲にして、比較的少数の個人への大きな、望ましくない支配の集中の永続させることにつながるのである。そのような相続された経済力は、この世代の理想とは一致しなく、相続された政治的な力は我々の政府を構成しているこの世代の理想とも一致するものではない。<sup>80</sup>」

---

p.235.

<sup>79</sup> Beckert (2004) pp.189-190.

<sup>80</sup> 同じくルーズベルト大統領による 1935 年の教書 (presidential message) において、アンドリュー・カーネギーとセオドラ・ルーズベルト大統領の哲学を繰り返しながら、次のように語っている。「ある人自身もしくはその家族の保障を提供する願望は自然で健全であるが、それは理にかなった相続により正しく提供される。多大な資産の蓄積は、個人および家族の保障を基礎とすると正当化されない。最近の分析によると、そのような蓄積は、極めて多くの他人の雇用や福祉をないがしろにし、大きく、また望ましくない統制の比較的少数の個人への集中を永続させることになる。」「世襲された政治的な力が、政府を構成する時代の理想とは一致しないのと同様に、そのような相続された経済的な力は、この世代の理想とは一致しない。」「相続された経済的な力への課税は、静的な (static) 富への課税であり、経済的財の健全な普及 (diffusion) を作る動的な富への課税ではない。」「大きな産業に投資された巨大な資産による社会保障の利益を議論する者は、そのような産業の創造者が亡くなった後も、課税が本質的な利益に影響を与えないということに注意しなければならない。彼が創造した生産の構造は残るのである。会社組織の便益は残るのである。ひとつの企業体への多くの投資の蓄積は残るのである。特許のような行政上の特権は残るのである。去ってしまうのは創造者の企業心 (initiative)、エネルギーそして才能である。死はこれらのものは取り去ってしまう。」McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.6

批評家はルーズベルトの遺産税政策を「金持ちのエスタブリッシュメントへの一撃」と見たが、同時にその政策はロング上院議員の扇動的な運動の力を削ぐものであったのである。では、1935年8月の国会における討論の論争構造を見てみよう（表1-7参照）。それは、遺産税の増税やその累進構造、そして生命保険の取り扱いなどを決めるものであったが、1926年の議論とは変化がある。前面に出ているのは経済的な議論で、富の再分配の問題と強く関係している。討論者は富の不平等に関する経済的危機を非難している。その間、税に対する反対者は、増税に関する否定的な経済効果を強く指摘し、また、そのように高い遺産税は人々に支持されないと議論している<sup>81</sup>。

---

<sup>81</sup> Beckert (2004) p.190.

(表1-7)

1935年の国会における予算審議の継承税 (Succession Tax)			
発言者による自らの立場の理由			
		相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由		26.3	5.4
	法律の事実上の受け入れ (de facto acceptance)	21.5	2.7
	他の法律固有の理由	4.8	2.7
財政的理由		11.9	21.7
	歳入の増大	11.9	21.7
	連邦政府の租税収入の減少		
政治的な理由		12.0	25.9
	富の努力のない取得の特権		9.6
	社会的不公平の容認	2.4	
	租税上の平等	2.4	16.3
	資産処分への自由	7.2	
経済的理由		16.7	35.4
	富の配分におけるより大きな平等		24.3
	他の経済的理由	16.7	8.4
	社会政策の理由		2.7
家族上の理由		33.4	
	家族メンバーに供給する	33.4	
他の理由			12.3
		N=42	N=74
注：数字はパーセントを意味している。この討論は1935年8月2日、3日に開催され、合計で7名が発言した。			

引用：Beckert (2004) p.191.

しかしながら、1930年代半ばという時代を米国の遺産税政策において重要な時代にしたのは、富の再分配という政治的なレトリックの強化というよりも、むしろ税法そのものが、巨大な資産に対する真の抑制という目的を徐々に明らかにするものになっていったことである。1933年においても1,000万ドル以上の遺産に対しては60%の課税がなされた。これらの変化は1934年に始まる遺産税収入の著しい上昇という形で反映されることになる。つまりそれは1933年には3,440万ドルであったのが1935年には21,200万ドルになり、租税収入全体の中での位置も向上している。1935年には国会はルーズベルト大統領

の提案を受け入れ、税率が 4%から 75%の追加的な遺産税の導入を認めたが、上院は新しい税を導入するにおいての高い管理コストを理由に否決した。その妥協案は、既存の遺産税における累進率を上げた、新しい 2,000 万ドルと 5,000 万ドルの段階を創設したものである。ここで 5,000 万ドル以上の税率は 70%となった<sup>82</sup>。

1935 年に施行された税法は、初めて相続による巨大な資産の移転を実質的に抑制すると判断できる税率を達成したものである。これらの率は、すでに米国が大恐慌の最悪の時期を脱出していた時期に導入されたのであり、それ故に、その税率は単に悪化している財政状況に対する反応という理解はできない。その上、この時期における税の累進構造は、その目的が遺産税からの絶対的な租税収入を最大化させることではなくて（もしそうなら定額の遺産に対してもより重く課税したはずである）、主に支配層への富の集中の分解であった。これは確かに同時代のオブザーバーにより、その政治的な立場によって、危険な社会主義的な実験であるとか、または、その新しい税法はより社会正義を目指しての重要な政治的  
第一歩であるとか、そういうふう理解されている<sup>83</sup>。

さて、このルーズベルト大統領の遺産税に対する姿勢を評価する必要があるのだが、それは政敵であるヒューイ・ロング上院議員<sup>84</sup>の存在などがあり、どのように評価してもすっきりしない感じが残ってしまうのである。そこで同政権の租税政策全体に関して分析を行い改めて評価してみることとする。

## 第 2 ルーズベルト大統領の租税政策

ここで遺産税に限らず、以後の米国の租税政策に大きな影響を与えたフランクリン・ルーズベルト大統領の時代の租税政策全体を検討しておこう。当時の米国における租税立法課程が如何なるものなのか、を知る上で興味深いものである。米国租税史に関して多くの著書があるジョゼフ・ソンドイク（Joseph J. Thorndike）は、近著『ゼア・フェア・シェア：ルーズベルトの時代の富裕層課税（Their Fair Share: Taxing the Rich in the Age of

---

<sup>82</sup> Beckert (2004) p.190.

<sup>83</sup> Id at p.191.

<sup>84</sup> 遺産税に関しては増税策を主張しポピュリストと揶揄されたヒューイ・ロング上院議員であるが、その息子の民主党ラッセル・ロング（Russell Billiu Long）上院議員は 1966 年から 15 年間の長きにわたって上院財政委員会の議長を勤め、父親とは対照的に減税論者として高く評価されている。米国連邦議会のホームページ

（<http://bioguide.congress.gov/scripts/biodisplay.pl?index=L000428>）から平成 28 年 2 月 17 日に引用。



FDR)』においてルーズベルト大統領の時代の租税政策について分析している。

フランクリン・ルーズベルトが大統領に在任したのは1933年から1945年までであるが、1930年代を通じて、ルーズベルト大統領は、所謂1935年の富裕税法(Wealth Tax of 1935)、1936年の留保利潤税法(the undistributed profits tax of 1936)、1937年の反租税回避法(the anti-loophole Revenue Act of 1937)を含む一連の重要な税制改革を主導した。これら3つの増税法案はルーズベルトを経済界から遠ざける結果となったし、恐らく大恐慌からの回復も遅れる結果となったであろう。しかしその否定的な影響にも関わらず、誰もその課税システムに継続的な変化を加えはしなかった。1930年代における連邦税は1920年代のそれと多くの点で似通っていたといえる。特に課税システムはアルコール類やタバコ、もしくは多くの消費財に対する課税などの消費税(consumption tax)に依存し続けた。この10年においてはこれらの税は連邦における全歳入の4分の1から半分程度を占めていた。確かに民主党は所得税の税率を著しく高く押し上げ、金持ちの米国人には応分の負担(fair share)を支払うことを熱心に推し進めた。しかし、彼らは所得税を、最初の解釈通りに狭く捉え、金持ちのみが払うことを要請されるようにしたのである<sup>85</sup>。

しかしルーズベルトが主導したニューディール政策の租税政策におけるいくつかの短期的で否定的な影響は、その長期における重要性と比較した場合、取るに足らない程度のものである。そして1930年代という境界を超えて分析するならば、2つの要素が重要な事項として浮かび上がってくる。第一にルーズベルトは、富裕層の米国人の財政的な責任を強調し、租税政策に対して道徳的なアプローチを採用したことである。ルーズベルトは行政法の専門家の助けを得ながら、富裕層への税率を高めていった。これらの努力は短期的には少しの再分配効果しか持たないが、戦時の改革、およびそれが育んだ持続的な戦後の課税体制は、高い限界税率をもたらすことになる<sup>86</sup>。

ニューディール政策の法律家は租税回避の問題を、累進課税改革というより大きなプロジェクトと結びつけ、焦点を当てた。一方で、彼らは激しい租税回避は累進税率構造をあざ笑うものになると信じ(累進課税の場合はそれがより強くなる)、彼らは重ねて議員たちに著しい抜け道をふさぐよう依頼したのであった。しかし彼らは租税回避に対する怒りは税率の引き上げや全く新しい歳入手段を含む、より広い種類の税制改革に対して支持を集める場合に用いるべきであると理解していた。確かにニューディール政策の最も革新

---

<sup>85</sup> Thorndike (2013) p.7.

<sup>86</sup> Id at p.7.

的な税制改革のひとつである留保利潤税の創設は、主として株主の間の租税回避を抑制する主たる手段として行われたものである<sup>87</sup>。

ニューディール政策の税制改革における長期的な影響の 2 番目は、租税に関する新しい政策コミュニティの発達である。1930 年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなかった。彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していたのである。このコミュニティはホワイトハウスで大勢を占めていた富裕層に課税をするという案 (soak-the-rich program) とは別の累進課税の改革版を推し進めたのであった。フランクリン・ルーズベルト大統領とニューディール政策の法律家が富裕層に対する課税を推進している間に、リベラルな経済学者<sup>88</sup>によって主導され、新しい世代の租税法の法律家<sup>89</sup>の拠点ともなる、この初期の政策のネットワークは、貧困層への減税により関心があると証明されるのである。特に彼らはより広い意味の所得税に関する再分配機能の可能性を強調した。つまりこの累進的な課税を負担が少ないままであった中間層に延長することにより、過大な負担をしている貧困層への逆進的な消費税を減税する財政的な余地を見つけることができたのであった<sup>90</sup>。

広範な課税ベースの所得税を現実にしたのは第二次世界大戦による財政危機であった。そして立法者が課税ベースを (経済学者が強く迫ったように) 拡大することに最終的に同意した時、(法律家が主張したように) 彼らは税率を高く保つことに注意している。この妥協は富裕層に課税 (soak-the-rich) をしようというニューディール政策の法律家と貧困

---

<sup>87</sup> Thorndike (2013) pp.7-8.

<sup>88</sup> 1934 年の夏にルーズベルト政権の新しい財務長官に就任したヘンリー・モーゲンソウ (Henry Morgenthau) は、ニューディール政策の租税政策のための専門家を招集した。その中には後にシカゴ大学でシカゴ学派を構成することになるジェイコブ・バイナー (Jacob Viner) やコロンビア大学教授のカール・シャウプ (Carl Shoup)、オハイオ州立大学教授のヘンリー・ワルダット (Henry F. Walradt) 等が含まれていた。この中でシャウプは政治的な偏りを示すことを嫌っていたという。当時の民主党議員の大勢は、所得税を富の再分配の手段として、狭く課税すべきであると考えていたが、これらのエコノミストは所得税について、広く課税されてこそ累進効果があるとして、中間層へも課税すべきであるとした。しかしこの考えはルーズベルト大統領には受け入れられていない。Id at pp.105-130.

<sup>89</sup> 1934 年の暮れにルーズベルト大統領はヘンリー・モーゲンソウに貧困層の課税を軽減し、富裕層を増税するアイデアを求めた。モーゲンソウは法律家であり、コロンビア大学やシカゴ大学などで教員をした経歴を持つハーマン・オリファント (Herman Oliphant) にその任務に当たらせている。Id at pp.131-175.

<sup>90</sup> Id at p.8.

層を救うというニューディール政策の経済学者との差を埋めるものである。そして次のことの永続性、持続可能性も証明されたのである。つまり戦時の歳入構造の多くの要素を留保しながら、上記のような課税に関する明確な対立関係という政治力学を維持することはそれ以降の数十年の間、問題とされないままである<sup>91</sup>。

実際、ニューディール政策の課税構造はそれが生み出された政治システムよりも長く続いている。恐慌期の早くに成立し、その後、40年以上も永続する、歴史家が「ニューディール秩序 (New Deal Order)」という政治体制は、ルーズベルト政権時に出現した歳入システムから骨格を得ている。1970年代、および1980年代において「ニューディール秩序」が崩壊し始めた後になっても、累進税率構造を持つ広範なベースの所得税を含む税制は生き続けていることが証明された<sup>92</sup>。

以上のことは、半世紀以上の間においては何も変化がなかったとは言っているのではない。第二次世界大戦時の「大衆税 (mass tax)」は、その後、立法者がより多くの米国人に課税を免除するように選択したため（議会が、所得税額控除のような反貧困のプログラムを導入するために課税システムを利用した）、歳入規模は底辺近くまでに縮小してしまっている。今日では、我々の半分近くは全く所得税を支払っていない。更に、税率は少なくとも経済構造の最上位の者に対しては、戦争時の負担水準では全くない。そして立法者は税率のブラケットの数および税率そのものをもとに劇的に減らしている。確かに過去25年以上の間、実効税率は税法上の税率と比較して下げており、特に富裕層の全体としての負担は減少している。恐らく最も重要なことは、給与税 (payroll tax) が、大きくまた増加している福祉費用を負担する上で、連邦税のシステムの中で重要な要素となっているのであるが、給与税は所得の最初の10万ドルにしか適用できないがために、米国の富裕層にとって取るに足らないものとなっていることである<sup>93</sup>。

しかしながらそのような変更にもかかわらず21世紀初頭の米国連邦税のシステムは20世紀中葉におけるその制度の原型と非常に似通っているのである。累進所得税を廃止、もしくは他の代替手段（フラットタックス、全国売上税 (national sales tax)、もしくは他の消費ベースの課税など）へ置き換えようとする長期間の運動にも関わらず、我々の現存する課税体制はまだ揺るぎないように見える。20世紀後半における共和党の復活は米国政治

---

<sup>91</sup> Id at p.8.

<sup>92</sup> Id at p.8.

<sup>93</sup> Id at pp.8-9.

の風景を変容させ、ワシントンにおける民主党の主導権に終止符を打った。しかしニューディール政策の税制はほとんど無傷のままであった。これは租税を忌避する政治に根付いた運動に対する予期に反する結末などではないだろう<sup>94</sup>。

ジョゼフ・ソンドイクは、ニューディール政策を前例と考えて第二次世界大戦後の税制改革について評価し、その永続性（durability）について調査し結論づけている。ソンドイクによると、租税立法過程の経路依存（path-dependent）が、ルーズベルト時代の税制改革のエッセンスを大体において無傷に保つ結果となったとしている。特に共和党は戦時体制の大枠を変更しないままにしておくことに賛成で、一方、民主党は、累進所得課税の卓越さを脅かすいかなる改革に対しても反対であるという姿勢には忠実なままであったのである<sup>95</sup>。

以上のようなルーズベルト政権時の租税政策全体の分析を行うと、同政権時の遺産税への姿勢が「すっきり」しないというのは、ロング上院議員の件に加えて、政権内部にあった法律家と経済学者の対立などが絡み合って生じたものであると理解できるだろう。しかしクーリッジ大統領時代の好況、つまり「狂騒の20年代」の後、経済が大恐慌に陥る中で、自省的になった米国人がコミュニティの重要性を悟り、そのためには「富の再配分」を必要と考え、ルーズベルトがその意見を租税政策として具体化したと評価できるのではないだろうか。この「富の再分配」という考えは、以後の米国における大きな価値観のひとつになっていく。またソンドイクが指摘するように、ルーズベルト政権時に成立した租税立法過程の枠組みは、以後の米国における租税政策決定上、重要な働きをするようになるのである。

#### 第5項 「遺産税申告書再訪（Estate Tax Returns Revisited, 1916-1931）」

1987年に内国歳入庁は、1916年から1931年までの遺産税申告書を分析し「遺産税申告書再訪（Estate Tax Returns Revisited, 1916-1931）」<sup>96</sup>という名称のレポートにまとめている。当時の遺産税の申告状況を窺い知ることができる統計と考えるのでここで紹介しておこう。

---

<sup>94</sup> Id at p.9.

<sup>95</sup> Id at p.10.

<sup>96</sup> Kathy Medve, 'Estate Tax Returns Revisited, 1916-1931,' Statistics of Income Bulletin, Volume 6, Number 4, Spring 1987.

<http://www.irs.gov/pub/irs-soi/16-31estxrtre.pdf>

1917年に米国はドイツに宣戦布告し、その結果、平和時の経済から戦時のそれに急速に転換していく。そして、戦争は外国との貿易を拡大し、通貨の供給も増やす結果にもつながった。1917年には遺産税の申告書を提出した死亡者は8,275名おり、総遺産は18億ドルであった。これが1919年までには申告書数は25%以上増え、総遺産額も31%増えた(表1-8参照)。

(表1-8)

総遺産の規模および死亡年別の申告書数と総遺産額								
(単位：1,000ドル)								
死亡年	申告書数	総遺産	100,000ドル未満		100,000ドル以上 150,000ドル未満		150,000ドル以上 250,000ドル未満	
			申告書数	総遺産	申告書数	総遺産	申告書数	総遺産
1916	2,365	570,714	1,128	78,722	435	52,957	349	66,349
1917	8,275	1,831,044	4,205	291,995	1,539	185,766	1,117	213,885
1918	9,775	2,206,941	5,099	351,237	1,820	221,143	1,241	237,131
1919	11,119	2,657,620	5,851	399,318	2,027	246,777	1,482	282,332
1920	12,483	2,696,684	6,770	460,285	2,244	272,701	1,598	304,385
1921	11,665	2,287,420	6,287	423,273	2,029	246,051	1,545	295,286
1922	12,414	2,636,791	6,560	440,079	2,186	266,057	1,625	309,688
1923	12,890	2,645,542	6,787	458,343	2,238	272,189	1,716	329,606
1924	13,282	2,799,001	6,830	464,453	2,398	290,928	1,772	339,261
1925	13,746	3,194,920	6,902	473,547	2,468	299,786	1,931	371,868
1926	9,024	3,123,881	1,775	124,000	2,420	296,514	2,083	399,354
1927	7,640	3,283,053	446	34,038	2,272	278,507	2,057	393,277
1928	8,272	3,639,779	414	32,770	2,339	288,678	2,258	433,353
1929	8,774	4,078,632	404	29,888	2,438	301,594	2,358	452,193
1930	8,139	3,891,032	412	30,085	2,318	285,741	2,222	426,829
1931	7,122	2,864,471	483	34,733	2,038	250,667	1,986	379,781
死亡年	250,000ドル以上 500,000ドル未満		500,000ドル以上 1,000,000ドル未満		1,000,000ドル以上			
	申告書数	総遺産	申告書数	総遺産	申告書数	総遺産		
1916		270	93,315	112	76,769	71	202,601	
1917		811	279,391	372	255,689	231	604,318	
1918		958	328,701	403	276,919	254	791,810	
1919		963	333,309	482	329,876	314	1,066,008	
1920		1,077	370,900	466	320,748	328	967,665	
1921		1,045	361,046	488	333,348	271	628,416	
1922		1,179	408,703	548	379,120	316	833,144	
1923		1,231	424,945	583	401,702	335	758,757	
1924		1,363	471,372	570	386,421	349	846,568	
1925		1,415	487,637	611	423,837	419	1,138,246	
1926		1,570	538,770	722	502,873	454	1,262,369	
1927		1,627	562,638	719	490,459	519	1,524,135	
1928		1,805	630,523	869	603,423	587	1,651,033	
1929		1,927	664,686	931	649,575	716	1,980,697	
1930		1,740	607,283	793	551,174	654	1,989,920	
1931		1,471	508,865	693	472,143	451	1,218,281	

注) 1926年2月26日に遺産税の申告要件が50,000ドルから100,000ドルへ引き上げられた。

引用：Medve(1987) p.68.

第一次世界大戦後、連邦政府は劇的に歳出を削減した。それによって 1921 年には深刻な不況に陥っている。つまり 1921 年中は消費者物価指数が 11%近く下落し、卸売物価指数は 3 分の 1 以上下落した。加えて国民総生産と国民所得はそれぞれ 24%と 19%下落している。1921 年に死亡した者の遺産税申告書は、このような不景気の影響を受けており、1920 年の総遺産 27 億ドルが 1921 年には 23 億ドルとなっている<sup>97</sup>。

1929 年の後半は別として、1920 年代のほとんどの時期は既述の様に繁栄の時代であった。遺産税を富裕層のみを対象とするために、1926 年に政府は申告義務の要件を上げた (50,000 ドルから 100,000 ドルへ増額)。この増加にもかかわらず、総遺産は上昇し続け、1922 年の 26 億ドルが、1929 年には当時の強い経済を反映し 40 億ドル以上となっている。100 万ドル以上の総遺産を保有する死亡者の総遺産の割合が着実に上昇していることは、この時期の経済の強さの証明である。1929 年までには遺産税申告書の総遺産の内、半分近くが 8.9%の 100 万ドル以上保有する死亡者が保有している。米国は終わりのない繁栄の時代に入ったと見えた。しかし、この幻想は 1929 年 10 月 29 日に証券市場が暴落し、後に銀行システムが崩壊することで、打ち碎かれることになる。遺産税に対する不況の影響は、最初、主に総遺産の合計が 5%減少した 1930 年に感じられた。しかし、1931 年になって初めて総遺産が 1930 年の 39 億ドルから 1931 年の 29 億ドルへと大幅に減少し、大きな影響を被る事になるのである<sup>98</sup>。

上記のような資産保有の構成についての情報に加えて、遺産税申告書は、また、人口統計上の情報も伝えている。次のように早期の申告書から性別や年齢に関する多くの重要な傾向が見て取れる (表 1 - 9 から表 1 - 13 参照)<sup>99</sup>。

---

<sup>97</sup> Medve (1987) p.59.

<sup>98</sup> Medve (1987) p.59.

<sup>99</sup> Medve (1987) p.64.

(表1-9)

死亡者の年齢と性別の申告書数と総遺産額①						
(単位：1,000ドル)						
死亡年	申告書数	総遺産	男性死亡者		女性死亡者	
			数	総遺産	数	総遺産
全死亡者						
1919	11,119	2,657,620	8,338	2,132,920	2,601	497,829
1920	12,483	2,696,684	9,316	2,132,557	2,995	537,565
1921	11,665	2,287,420	8,681	1,708,985	2,842	557,942
1922	12,414	2,636,791	9,069	2,004,570	3,203	613,190
1923	12,890	2,645,543	9,267	1,944,026	3,496	681,539
1924	13,282	2,799,001	9,604	1,975,356	3,572	809,069
1925	13,746	3,194,920	9,824	2,404,123	3,839	777,498
1926	9,024	3,123,881	6,551	2,360,773	2,457	760,123
1927	7,640	3,283,053	5,451	2,506,600	2,180	775,328
1928	8,272	3,639,779	5,944	2,805,044	2,321	833,499
1929	8,774	4,078,632	6,273	3,056,855	2,495	1,020,788
1930	8,139	3,891,032	5,831	2,933,418	2,303	956,609
1931	7,122	2,864,471	4,992	2,042,292	2,122	820,435
40歳未満						
1919	258	61,560	185	43,583	69	17,126
1920	316	54,211	221	38,875	91	15,024
1921	230	31,892	176	21,869	54	10,023
1922	226	36,076	164	24,750	59	10,980
1923	233	49,962	160	38,995	71	10,862
1924	230	54,584	167	36,773	62	17,748
1925	237	38,346	175	26,093	61	12,199
1926	150	34,112	113	25,579	37	8,533
1927	128	44,953	85	28,426	41	16,236
1928	141	46,225	107	37,403	34	8,822
1929	177	88,241	124	69,124	53	19,117
1930	150	49,658	105	36,368	45	13,290
1931	103	31,075	75	24,014	28	7,061

引用：Medve(1987) p.69.



(表1-10)

死亡者の年齢と性別の申告書数と総遺産額②						
(単位：1,000ドル)						
死亡年	申告書数	総遺産	男性死亡者		女性死亡者	
			数	総遺産	数	総遺産
40歳以上49歳未満						
1919	569	102,371	454	81,828	112	20,150
1920	757	126,552	626	102,466	126	23,549
1921	632	110,930	513	88,354	118	22,308
1922	717	130,266	560	105,808	154	24,301
1923	718	133,605	548	96,426	165	36,297
1924	724	152,246	570	97,113	152	54,973
1925	710	137,346	550	107,244	157	29,623
1926	456	114,364	369	94,240	87	20,124
1927	399	173,056	308	144,214	91	28,842
1928	437	173,601	361	150,081	76	23,520
1929	473	159,085	372	121,856	101	37,229
1930	463	165,356	370	130,088	93	35,268
1931	362	114,827	284	90,064	77	24,483
50歳以上54歳以下						
1919	580	120,115	461	102,577	113	16,340
1920	762	222,523	635	195,698	122	23,866
1921	691	113,800	576	95,554	112	17,663
1922	753	167,249	609	143,375	142	23,456
1923	789	162,683	609	122,894	174	39,198
1924	807	143,022	627	110,962	176	31,802
1925	810	190,520	647	154,197	158	35,835
1926	534	168,852	410	135,237	123	33,413
1927	443	326,000	352	296,517	91	29,483
1928	474	190,533	378	158,799	95	31,610
1929	505	218,497	400	182,129	105	36,368
1930	436	189,219	348	146,444	88	42,775
1931	405	166,553	323	144,718	82	21,836

引用：Medve(1987) p.69.

(表1-11)

死亡者の年齢と性別の申告書数と総遺産額③						
						(単位：1,000ドル)
死亡年	申告書数	総遺産	男性死亡者		女性死亡者	
			数	総遺産	数	総遺産
55歳以上59歳以下						
1919	854	180,604	698	156,045	148	23,731
1920	1,013	230,107	833	200,928	171	27,937
1921	936	181,855	756	150,777	167	29,324
1922	1,001	192,387	790	157,319	201	34,190
1923	1,080	237,141	839	196,262	223	36,938
1924	1,204	226,155	955	186,780	241	38,718
1925	1,178	270,380	922	228,036	249	41,587
1926	747	256,806	590	214,486	155	42,080
1927	628	208,711	518	172,792	110	35,919
1928	702	283,004	544	231,277	158	51,726
1929	797	381,979	603	301,822	194	80,157
1930	698	427,845	574	364,222	122	63,272
1931	561	231,277	446	184,437	115	46,840
60歳以上64歳以下						
1919	1,140	294,306	891	239,314	232	53,294
1920	1,425	271,629	1,147	229,797	268	40,289
1921	1,351	231,363	1,073	181,647	271	48,908
1922	1,448	305,632	1,132	244,757	305	59,407
1923	1,573	298,854	1,242	237,873	323	60,135
1924	1,633	323,644	1,263	253,471	358	68,185
1925	1,566	370,034	1,206	301,145	353	67,686
1926	989	331,473	784	279,063	205	52,410
1927	891	368,373	697	311,247	194	57,126
1928	989	407,328	771	342,240	217	64,976
1929	1,076	551,100	839	421,515	237	129,586
1930	1,007	440,380	816	371,638	191	68,742
1931	817	267,326	633	213,577	184	53,749

引用：Medve(1987) pp.69-70.

(表1-12)

死亡者の年齢と性別の申告書数と総遺産額④						
(単位：1,000ドル)						
死亡年	申告書数	総遺産	男性死亡者		女性死亡者	
			数	総遺産	数	総遺産
65歳以上69歳以下						
1919	1,233	466,694	960	417,551	259	47,481
1920	1,488	318,730	1,132	253,122	337	61,526
1921	1,432	315,872	1,119	249,813	297	62,289
1922	1,639	309,107	1,239	248,751	380	58,434
1923	1,780	365,720	1,330	281,882	442	81,490
1924	1,836	394,354	1,356	302,968	464	89,769
1925	1,939	491,210	1,450	399,581	480	89,507
1926	1,378	489,508	1,068	406,998	308	82,183
1927	1,164	447,378	876	339,930	287	107,342
1928	1,135	465,981	840	346,461	295	119,520
1929	1,201	559,055	918	456,566	283	102,488
1930	1,133	560,060	845	464,442	287	95,208
1931	966	369,064	709	283,141	256	85,736
70歳以上74歳以下						
1919	1,350	301,851	1,019	241,861	316	56,518
1920	1,694	444,056	1,217	364,764	457	75,770
1921	1,663	354,447	1,219	266,507	424	86,264
1922	1,811	372,175	1,297	277,123	482	90,127
1923	1,876	411,452	1,337	315,979	518	91,847
1924	1,863	471,784	1,326	291,243	523	176,863
1925	1,938	433,758	1,355	322,492	573	109,511
1926	1,271	456,793	914	348,155	353	107,922
1927	1,084	449,084	770	334,769	312	114,048
1928	1,196	580,914	843	444,123	352	136,659
1929	1,312	685,815	931	513,850	379	171,713
1930	1,282	617,028	907	474,544	375	142,484
1931	1,105	459,068	749	313,742	356	145,326

引用：Medve(1987) p.70.

(表1-13)

死亡者の年齢と性別の申告書数と総遺産額⑤						
(単位：1,000ドル)						
死亡年	申告書数	総遺産	男性死亡者		女性死亡者	
			数	総遺産	数	総遺産
75歳以上						
1919	2,638	656,759	1,895	498,031	694	149,916
1920	3,434	763,236	2,384	563,034	979	190,849
1921	3,235	671,423	2,234	478,885	943	184,301
1922	3,561	895,082	2,410	642,983	1,101	245,524
1923	3,892	826,024	2,558	544,469	1,287	275,476
1924	3,996	858,348	2,665	582,818	1,296	270,486
1925	4,173	1,032,896	2,694	702,508	1,455	326,651
1926	2,755	1,084,326	1,792	726,770	958	356,478
1927	2,285	1,067,433	1,441	743,556	841	323,417
1928	2,522	1,163,641	1,618	826,248	903	336,908
1929	2,481	1,198,826	1,565	828,385	915	370,308
1930	2,315	1,069,020	1,417	659,349	897	409,526
1931	2,231	1,054,091	1,397	686,523	832	366,864
年齢報告なし						
1919	2,497	473,362	1,775	352,131	658	113,274
1920	1,594	265,641	1,121	183,873	444	76,755
1921	1,495	275,839	1,015	175,579	456	96,861
1922	1,258	228,817	868	159,706	379	66,772
1923	949	160,102	644	109,247	293	49,297
1924	987	174,865	675	113,226	300	60,525
1925	1,195	230,431	825	162,827	353	64,899
1926	744	187,645	511	130,246	231	56,981
1927	618	198,066	404	135,150	213	62,915
1928	676	328,553	482	268,412	191	59,758
1929	752	236,034	521	161,608	228	73,822
1930	655	372,465	449	286,322	205	86,043
1931	572	171,190	376	102,077	192	68,541

引用：Medve(1987) p.70.

1916年から1931年にかけて、男性死亡者は女性死亡者の大きく上回っている。しかしながら、この期間の女性死亡者数は男性と比較して、1919年の24%から1931年の

30%と増加している。1919年（最初に年齢を報告すべきとした年）から1931年までの遺産税の死亡者の平均年齢は68歳であった。女性の死亡者は平均70歳で、男性の死亡者より3歳年長であった。しかしながら、この期間において男女の平均年齢の差は、2歳から4歳へと拡大傾向にあった。全ての死亡者にとって、平均年齢は1929年に0.6歳だけ下がっており、その後、再び上昇している<sup>100</sup>。

1916年に導入されて後、適用される遺産税は多くの改正が加えられたが、その構造は本質的には同じである。しかしながら、総遺産の額とこの期間の人口統計上の性格は、総遺産の定義は変化していないので1982年と比較すると興味深い。申告義務における変化の影響を捨象すると、100万ドル以上の総遺産の者が含まれている。これらの死亡者の総遺産はピークである1929年には259億ドルに達している。これは1982年の240億ドルと比較される。億万長者に対する平均総遺産は1929年から1930年の期間において400万ドルのピークに達し、それは1982年の260万ドルと比較される<sup>101</sup>。（表1-14参照）

---

<sup>100</sup> Medve (1987) p.65.

<sup>101</sup> Medve (1987) p.65.

(表 1 - 1 4)

総遺産100万ドル以上の者の推移						
(単位 : 1,000ドル)						
死亡年	総遺産100万ドル以上			総遺産500万ドル以上		
	数	総遺産	平均総遺産	数	総遺産	平均総遺産
1916	1,194	4,734,288	3,965	174	2,688,104	15,449
1917	3,078	11,340,192	3,684	447	6,134,667	13,724
1918	3,243	12,517,778	3,860	447	7,015,593	15,695
1919	3,010	12,356,676	4,105	426	7,280,614	17,090
1920	2,599	9,625,714	3,704	355	5,263,622	14,827
1921	3,218	10,311,007	3,204	393	4,753,393	12,095
1922	3,317	13,594,738	4,099	533	7,044,156	13,216
1923	3,894	12,883,363	3,309	521	6,162,136	11,828
1924	4,164	14,123,348	3,392	532	6,916,153	13,000
1925	4,380	16,183,181	3,695	623	8,788,096	14,106
1926	4,904	18,362,127	3,744	711	10,024,811	14,100
1927	5,096	20,792,808	4,080	780	12,160,870	15,591
1928	5,671	22,928,157	4,043	911	13,222,067	14,514
1929	6,118	25,938,920	4,240	1,093	15,807,346	14,462
1930	5,742	25,831,985	4,499	981	16,232,803	16,547
1931	5,313	20,636,913	3,884	797	11,508,255	14,439
1982	9,241	24,004,055	2,598	672	8,280,810	12,323

引用 : Medve(1987) p.71.

これらの分析は、遺産税が導入された当時の遺産税申告者層の背景を窺い知ることができ、大変興味深いと考えられる。

ニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン (Louis Eisenstein) は 1955 年に論文「遺産税の評価 (The Rise and Decline of the Estate Tax)」において遺産税が導入された 1916 年から 25 年後の 1941 年までを 4 つの時期に区分して分析を行っている。最初の時期は 1921 年法までで税率を上げていく時期で、目的は歳入の拡大である。第 2 の時期はアンドリュー・メロン財務長官の時期で 1924 年法から 1932 年法までの期間である。この時期は遺産税は一旦廃止された後に、再度歳入源として復活してきている。第 3 の時期は 1934 年法に始まり、1935 年法によって引き継がれた期間である。この 2 つの法案の下では 45% から 70% へと累進税率の度合いが急になっている。その強調するところ

は「富の再分配」であり、また財政的な要求というものも存在していたのである。第 4 は 1940 年法と 1941 年法の時期であり、主に歳入拡大の要請から負担を増大させた時期である<sup>102</sup>。そしてアイゼンシュタインは「富の再分配」という社会的な目的が達成されたのは第 3 の時期のみであり、その時期でさえも巨額の資産保有者に対しては遠慮しがちであり、富の再配分には程遠いと指摘している<sup>103</sup>。この事情を共和党の下院議員のウィリアム・グリーン<sup>104</sup> (William R. Green) は 1933 年における自著『現代税制の理論と実際 (The Theory and Practice of Modern Taxation)』において「より好況の時には、遺産税への攻撃というのは再び新たになるのである。というのは巨大な資産を持つほとんどの家族の心中には、その資産を増やし、そして究極的に家族の中に留保するという執拗な気持ちが中心を占めているのであるからである。<sup>105</sup>」と指摘している。ルーズベルト政権における租税政策にはコロンビア大学教授のカール・シャウプ (Carl Shoup) も関与していたのであるが、このような遺産税における不十分な「富の再分配」機能の反省に立って戦後のわが国への租税体系への勧告がなされたと考えても良いだろう。

## 第 6 節 1940 年から 1947 年まで：第二次世界大戦期

### 第 1 項 安定した制度に

この期間は、連邦歳入法において大きな変化の時代であった。1943 年に制定された源泉徴収制度は、所得税を大衆課税 (mass tax) へと変えていった<sup>106</sup>。また改訂された歳入法の多くはその後、廃案となったものもあるが、新しい物品税 (excises) が歳入システ

---

<sup>102</sup> 1940 年法により軍事付加税 (defense tax) として一時的に 10% の増税となり、1941 年法によりそれが恒久的なものとなっている。

<sup>103</sup> Eisenstein (1955) p.237. 1932 年法の下での税率の累進は 50,000 ドルを超えない純資産に対してはブラケット毎に 1% ずつ増えていき、それを超える額については 2% ずつ増えていくことになるが、1934 年法ではその額を 70,000 ドルに設定し、富裕層により有利になっている。

<sup>104</sup> アイオワ州選出で、クーリッジ政権下でメロン財務長官の下、1923 年から 1929 年まで下院歳入委員会 (House Committee on Ways and Means) の委員長を務めている。

<sup>105</sup> Green (1933) p.171.

<sup>106</sup> 米国では 1913 年法 (Tariff Act of 1913) で源泉徴収制度が採用されたが、1916 年法 (Income Tax Act of 1916) で廃止となっていた。フランクリン・ルーズベルト政権では 1943 年法 (Current Tax Payment Act of 1943) に復活させている。同法では、雇用者に対して従業員の給与から所得税分を差し引き、雇用者が政府に直接支払うものとしている。

ムに加わった<sup>107</sup>。

しかし、遺産税と贈与税の仕組みは、その廃止などが議論に上ることはなく、極めて当然のものになっていた。いくつかの大きな変更と、少しの税率の増加、控除(exemption)のいくつかの減少はあったが、夫婦共有財産(community property)と慣習法(common law)の州間の移転税(transfer tax)の負担(incidence)の均等化(equalization)を試みた以外は、この仕組みはこの期間を通して維持された。後者の結果については、1942年歳入法が影響していた。つまり夫婦共有財産の州<sup>108</sup>において夫婦の内、夫が最初に亡くなった場合、夫の遺産には、夫婦共有財産の内の半分だけを含めるのではなくて、その夫婦の夫婦共有財産を全て含めることが要求される<sup>109</sup>。しかし、妻が最初に死亡した場合は、夫婦共有財産の内、半分のみが妻の遺産において課税対象となる。こういう制度が成り立つのは夫婦共有財産の州法においては、妻はその意思において夫婦共有財産の半分を破棄する権利を有するという考えがあるからである。夫婦共有財産の贈与は、遺産税における場合と同じ例外を除いては、贈与される配偶者に総額課税されたのである<sup>110</sup>。

## 第2項 所得税との統合問題

遺産税および贈与税について、この時期に問題となってきたのは所得税との統合および関係についてである。これは上記のとおり、源泉徴収制度が導入され、所得税がより身近なものになったことが影響しているのであろう。財務省は1944年頃、この関係について調査を開始し、ハーバード大学ロースクールの学部長(Dean)アーウィン・グリスウールド(Erwin N. Griswold)等によって構成された「遺産税および贈与税に関する諮問委員会(Advisory Committee on Estate and Gift Taxation)」に諮っている。

同委員会の報告書は、1947年に出版されているが、このような調査が実施されるようになった背景を、報告書の前文では次のように記している。少し長いが重要と考えるので引用しておこう。「この調査は、最も平等で実行可能な資産移転およびその資産からの所

---

<sup>107</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.6.

<sup>108</sup> 夫婦共有財産制度を採用するのはアリゾナ州やカリフォルニア州など南西部の州が多い。ニューヨーク州やマサチューセッツ州など北東部の州はほとんどが同制度を採用していない。

<sup>109</sup> 但し、妻の個人の労働の対価としての賃金や、そのような賃金として識別可能なもの、または妻の個人財産は除くとする。

<sup>110</sup> Id at pp.6-7. なお、夫婦共有財産の州の取り扱いについてはDeWind(1950) pp.86-91. に詳しい。



得への課税方法を決定する問題にもつばら関心がある。負担の公平性や課税事務の正確性に関心のある者にとっては、偶然の結果として負荷における相対的なインパクトが人により著しく異なること、および現行の税法が節税の方法を知っている者にとって有利であることは長い間の関心事であった。また、生前の資産移転を対象とする異なる規定が、一貫しない課税結果を招き、納税者への不公平な損害につながっていることは明確である。従って、資産の移転が、完全な課税対象贈与として実施される間は、その移転者は、移転された資産から発生する所得に対しては、まだ課税される可能性がある。その上、死因贈与（contemplation of death）の概念を適用するに於ける困難さは、遺産の実際における管理を悩ませ、課税関係の速やかな処理を妨げることになった。

寄付的な資産の移転に関する課税措置の改訂は、現在において特に重要である。現行の制度は長い間の経緯によって、大きく不完全な産物になっている。遺産税は1916年に開始され、その効果を改良また強化するために様々な場面において修正が加えられた。遺産税および所得税の回避を阻止する機能を一部に有している現行の贈与税は、1932年に定められ、同様に時折、補足されている。従って、両税とも、根本的な短所を示すに十分な長期期間、運用されてきているのである<sup>111</sup>。

これら短所の中で最も重要なもののひとつは、遺産税、贈与税そして所得税における一致したルール不在である。その結果として、不適当な負担が法廷に持ち込まれたが、法廷は、不合理さを正し、課税債務を調和のとれた形に統合するところではない。従って、租税の様々なルールの発展は、その場限りの適応を反映し、しばしば手探りで進む性格を持つ。それ故、遺産税と贈与税の構造および所得税の関連項目に関する徹底した再考察に対する極めて重要な必要性があるのは当然である。<sup>112</sup>とし、遺産税、贈与税そして所得税も含めての統一的な課税システムを再構築することの必要性を強調している<sup>113</sup>。

---

<sup>111</sup> 1932年の税法改正による遺産税および贈与税の基本構造が現在に続いているわけであるがその時代背景は、Cooper(2010)に詳しい。

<sup>112</sup> Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947) pp.1-2.

<sup>113</sup> ロンドルフ・ポール (Randolph E. Paul) は租税専門の弁護士でありながらニューヨーク連邦準備銀行の役員やフランクリン・ルーズベルト政権時代の財務長官であるヘンリー・モーゲンソウ (Henry Morgenthau, Jr.) のアドバイザーなどを務めた経歴を持つが、彼の1947年の著書『繁栄のための課税 (Taxation for Prosperity)』には当時の遺産税に関わる課題として遺産税と贈与税の統合問題と所得税、遺産税および贈与税の間の矛盾の除去問題を掲げている。Paul(1947) p.313. これらは既述の「遺産税および贈与税に関する諮問委員会」の意見とほぼ同じであり当時の問題意識は共通したものがあつたと言えよう。

この「遺産税および贈与税に関する諮問委員会」では、上記のような認識に立脚し、「統合された移転税 (Integrated Transfer Tax)」と「所得税との関係 (Correlation of the Income Tax)」という、大きく 2 つの提案を行っている。

まず、ここで提案された「統合された移転税」について紹介すると、それは、現行の贈与税計算の累積ベースの上に理論的には立つものである。そして、死亡時の処分は、納税者による最後の移転とみなされ、死亡時に移転された資産と、生前に移転された資産で死亡時に課税対象となるものを加えることによって税率を決める。現行の贈与税に準拠してなされた税額の計算は以下のとおりになされる。

- (a) 生前および死亡時になされた移転の合計に対して累進税率をかけることにより移転税を計算する。
- (b) 一暦年前における移転の合計に対して累進税率をかけることにより移転税を計算する。
- (c) (a)の値から(b)の値を差し引く。

この提案は、単に現行の贈与税を一步前に進めるだけである。つまり、この贈与税法は、特定の暦年における税額を計算するにおいて、前年における贈与を考慮しながら税率を計算することになる。この場合の何年間にも渡った贈与に対する課税の合計は、おおよそ、全ての贈与を単一の年度に行った場合の税額に等しくなる。そして移転税の統合は、資産の移転に対する累積ベースの課税に対して十分な効果を引き出すものである。生前の移転が死亡時の遺産を、その支払った移転税の分だけ減額させるのを除いては、移転税の負担の合計は、移転が行われた時期に関わらず、概ね同額である。また、移転者によって支払われた移転税の合計は、必然的に同じ移転に対する贈与税と遺産税よりも大きい、とは言えない。確かに、最終的に適用される移転税の税率によって、課される移転税は、贈与税と遺産税の合計よりも少ないかもしれない。また、生前の移転に対する税の課税ベースからの除外 (exclusion) は、もし死亡時に移転が行われた場合に、その額は課税ベースに参入されるので、生前の移転の方が有利である場合もありうる。この統合化された試みの下、この問題を解決する唯一の試みは、移転者の死亡一年前の贈与に関係させることであった。従って、贈与が死亡のおける暦年中になされた場合は、移転された資産は総遺産の一部として取り扱われる。しかしながら、贈与が死亡時の前の暦年になされた場合でも、死亡の 1 年以内であるならば、当該贈与にかかる移転税の額は総遺産の中に含まれるとする。そして「統合さ

れた移転税」の下では、単一の税率表が作成され、全ての移転に関して適用されるべきであると考えられた。つまり、贈与税と遺産税の税率における現行の相違は、改訂が望ましいと考えられていたのである。生前の処分に対する課税は、単に遺産税および所得税の執行から守る手段であるからである<sup>114</sup>。

次に「所得税との関係 (Correlation of the Income Tax)」についてであるが、提案されている遺産税法によると、所得税と遺産税との相関関係は、所得税は、資産の移転者へ、移転者が十分なコントロールまたは接触 (contact) を失うまでは継続される、としている。長年、所得税法の下で完全な資産の移転について定義することが難しく、訴訟や混乱の原因となっていた。大きな枠組みで考えると、この問題は2つに分析できる。第1に所得税の分野での幅広い租税回避の可能性の存在である。規制する法律をかいくぐり、所得税を回避することによって得られる利益は、毎年、継続的に発生している。第2に、比較的上手く制度化され、回避行為に有効な遺産税とは異なり、所得税の条項は、効果を発揮するには狭すぎ、また、高いレベルの予見可能性を確保するには広すぎる、という性格を持っている。従って、重い負荷はむしろ「法的なプロセスの手段」に対して課され、そこでは家族の団結が「納税者をして、権利を他者に明け渡し、そして、少なくとも実質的な権利の所有という意味では、技術的な所有とはいかないまでも、所有権を自らに留保したままにする<sup>115</sup>」ことが可能となるのである<sup>116</sup>。そこで家族の所得を単位 (unit) として課税されることが求められるとした。この諮問委員会で取り上げられた所得税との関係を踏まえて、後述する1948年の遺産税改正が行われることになっている。

以上、第二次世界大戦期とその直後における遺産税の展開を分析してきた。この時代には以前の時代ほど、遺産税に対する価値観の対立というものは、垣間見ることはできない。その代わりに、議論の中心になったものは、遺産税を、所得税を中心に充実してきた歳入システムにいかに調和させていくか、ということである。第二次世界大戦後に日本に派遣されたシャープ使節団の一員でもあったコロンビア大学のウィリアム・ビックリー (William Vickrey) 教授は1947年に著書『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとして

---

<sup>114</sup> Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947) pp.14-15.

<sup>115</sup> *Burnet v. Wells*, 289 U.S. 670, 677 (1933).

<sup>116</sup> Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947) p.20.

いる。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している<sup>117</sup>。制定されて20年以上を経た遺産税は、社会におけるシステムとして確立したものになっていった一方、ビックリー教授の指摘のような構造上の欠陥を如何に克服するか、が課題となって来ているのである。反対に納税者の側から見るとその欠陥を如何に租税計画に取り込んでいくか、が鍵となるが、1946年に弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン（Louis Eisenstein）はその分野を遺産税と贈与税の統合の部分と信託の部分であると指摘している<sup>118</sup>。特に信託については「税法における優れた傑作（superb masterpieces of the law）<sup>119</sup>」とまで表現している<sup>120</sup>。租税専門の弁護士としてはこれらの仕組みを用いて顧客にとってより有利なスキームを提案することになるが、課税庁としては課税の公平性の確保から対策を講じなければならぬところであろう。この信託に関する事業承継のスキームと世代跳梁税（Generation-Skipping Transfer Tax）の創出など行政の対応に関しては第4章において分析している。

## 第7節 終わりに

米国財政史上、初めて相続税もしくは遺産税が登場したのは1862年法における相続税であった。その原因は南北戦争の戦費調達という「財政問題」であった。その相続税は動産の移転に対してのみ賦課された。そして、税率は、受益者と死者との関係に従い累進的で、資産の配分額に割り当てられた。続いて相続税の課税対象は、不動産の移転にも拡大され、増大した戦費をまかなうために税率も上昇した<sup>121</sup>。しかしこの相続税は巨大な戦争への歳出が必要なくなった1870年に廃止となっている。

---

<sup>117</sup> Vickrey(1947) pp.203-216. なおビックリー教授は1992年に「現在における累進課税の指針（An Updated Agenda for progressive taxation）」という小論文を発表している。そこには米国税制全体を通じて更に改善が必要な項目が掲げられているが、遺産税については述べられていない。これはその後の世代跳梁税などの創設を、ビックリー教授が一定程度評価したものと考えられる。Vickrey(1992) pp.257-262. その税の詳細は第4章で分析することになる。

<sup>118</sup> Eisenstein (1946).

<sup>119</sup> Id at p.872.

<sup>120</sup> 米国において信託は古くから財産継承の手段として用いられてきたことを示したが、日本では、当初より、投資のための手段として用いられて、預金類似の機能を有してきており、目的が異なることに留意されたい。詳しくは、道垣内（2007）もしくは新井（2008）参照。

<sup>121</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.3.

現在のような遺産税形態の税が誕生したのは1916年である。その直接的な原因は第一次世界大戦への参戦による歳入拡大という「財政問題」であった。しかし1916年の遺産税を成立させたのは「財政問題」だけではない。1870年の相続税廃止以降、強力なグループは連邦所得税および遺産税の復活を主張し続けた。彼らの主張は単に歳入を増やすためだけではなく、遺産を通じた富の集中という傾向もチェックしたいと考えたのである。例えば遺産税を支持した鉄鋼王アンドリュー・カーネギーは、その随筆である『富の福音』の中で、誤った愛情が唯一の原因で親は大きな財産を子供に残すということと、そして相続した機関に固有の悪は、その数少ない利益よりもはるかに大きいと記している。また1909年まで政権を担当したセオドラ・ルーズベルト<sup>122</sup>大統領は、富の集中することを防止する手段として、急進的な遺産税の課税を強力に支持したのである。この時期に遺産税は財源調達だけでなく「富の再配分」を如何にするか、という観点からも検討されてくるようになるのである。

その後、「狂騒の20年代」を演出したクーリッジ大統領の時代となる。彼は過度に相続税および遺産税を課することに否定的であった。その影響として、2つ挙げている。つまり、相続税および遺産税は、直ぐには売却できない市場性のある株式の売却圧力を強めることにより、税の原資となるそれらの価値を下げ、引いては国中至る所の価値を引き下げる傾向にあること、そして、これらの税は、ビジネスを立ち上げ、資産を創造する気持ちを取り去ってしまうことになることである。前者はどちらかという技術的な問題であるが、後者はこの時期の米国における価値観を示しているといえよう。クーリッジ大統領は、「能力のある人間が、自らの家族の将来を守るといふ動機に大きく動かされ、この国の発展に対して貢献してきたことは、いくら過大に見積もっても過大すぎることはない。もし米国が、法律と人の能力の範囲内において、誰に対しても資産を築くのに自由な国でなかったとしたら、今日のような偉大な国とはならなかったであろう。インセンティブを破壊することは、この国の生産性と繁栄を減じることに等しい。<sup>123</sup>」と、米国社会において個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課すことに対して慎重さを示している。同大統領の言葉はこの時期の「米国社会の気質」を語るものであろう。

しかしその後発生した大恐慌の中で就任したフランクリン・ルーズベルト大統領の時代には、「富の再配分」の動機が、遺産税政策の中心課題と変化することになった。

---

<sup>122</sup> 大統領在任は1901年から1909年までである。

<sup>123</sup> Holcomb (1925) p.10.

同大統領は、米国の経済を導くにあたって、積極的な経済、社会そして財政政策による政府の、より強い関与を好み、それはニューディール政策により実現された。ルーズベルトによる 1930 年代半ばの立法は明らかに 20 世紀初めの改革を超えるものである。したがって、その変化を「ビジネスが中心の社会から政府が支配する社会への変化で、大きな社会革命である」という者もいる程である。ルーズベルト大統領は、グローバルな経済危機からの自由民主主義への脅威に対応し、「プロテスタントのエスタブリッシュメント」からの激しい抵抗にあった幅広い改革プログラムの政治的結果にも対処したのであった<sup>124</sup>。

遺産税だけではなく、フランクリン・ルーズベルト大統領の租税政策という、より広い視野から、同大統領の時代を分析すると 2 つの要素が重要な事項として浮かび上がってくる。第一にルーズベルトは、富裕層の米国人の財政的な責任を強調し、租税政策に対して道徳的なアプローチを採用したことである。そして 2 番目は、租税に関する新しい政策コミュニティの発達である。1930 年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなく、彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していたのである。この中のメンバーであったカール・シャウプ教授やスタンレー・サリー教授が第 4 章で分析する信託税制や第 7 章で検討する第二次世界大戦後の日本の租税政策に関与することになるのである。ニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタインがその 1955 年の論文において指摘した米国における遺産税の「富の再分配」機能における欠如の認識は、シャウプ勧告において強く意識されることになるのである。

ルーズベルト大統領の時代の後も遺産税はいくつかの点から検討を加えられ、また改正されていくのである。つまり財務省によって 1944 年頃に構成された「遺産税および贈与税に関する諮問委員会 (Advisory Committee on Estate and Gift Taxation)」は遺産税と所得税との統合問題について調査し、新しい制度を推奨した。これらの中から新しい仕組みが提案され、後に実際に法制化された提案も多い。

第 2 章では 1948 年から現在に至るまでの遺産税および贈与税の展開について分析していくが、特に国会における議論に注目しながら遺産税の制定プロセスの特徴について整理することとする。

---

<sup>124</sup> Beckert (2004) p.189.

## 第2章 第二次世界大戦後の多様な価値観の創出と連邦議会の対応

### 第1節 はじめに

第1章では米国建国前後から第二次世界大戦期までの遺産税の展開を分析してきた。その中で各時代における相続税もしくは遺産税の制度と共にその制度を支えた背景となる「富の再配分」、「財政問題」などの要素を検討してきた訳である。つまり遺産税は第一次世界大戦の戦費調達という「財政問題」を契機に1916年に制度化されたのであるが、フランクリン・ルーズベルト（Franklin D. Roosevelt）大統領の時代には、「富の再配分」の動機が、遺産税政策の中心課題と変化してきた。しかし弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン（Louis Eisenstein）が指摘したようにルーズベルトの政権時でさえも巨額の資産保有者に対して遺産税制度は遠慮しがちであった<sup>1</sup>。第二次大戦後において、わが国の税制の近代化を推進した、コロンビア大学経済学部のカール・シャウプ（Carl S. Shoup）教授を団長とする7名の日本税制調査の使節団が行ったシャウプ勧告はこれらの当時の米国における遺産税の問題を克服すべく提案を行ったことを考えると興味深い事項であった。彼らはルーズベルト大統領の時代に提唱された「富の再配分」の概念に共鳴する部分を多く持っており、それを踏まえて行ったシャウプ勧告の「理論と哲学」に親しんでいる我々としても受け入れやすい議論であったと感じるのである。

この第2章では第二次世界大戦後から現在に至るまでの米国連邦遺産税の展開について特に事業継承に関して考察することとする。遺産税と事業承継とは当然のことながら密接に関係しており、古くから研究されてきている。例えば第二次世界大戦後すぐの1951年にハーバード・ビジネス・スクールのバタース教授等は、共著『課税の効果：企業合併（Effects of Taxation: Corporate Mergers）』において遺産税と二重課税そして中小企業における合併の間の直接的な関係について示している。彼らは遺産税の非公開会社の所有者に対するインパクトは高い所得税と低いキャピタル・ゲイン税率とによって増幅されるとしているがその理論を紹介しよう。

また本章では特に米国連邦議会での議論を中心に置きたい。というのはわが国の場合は、戦後一時期を除いては自由民主党が中心となって政権を担当しており、自由民主党

---

<sup>1</sup> Eisenstein (1955) p.237.

と政府が一体となって租税政策も運営してきている訳であるが、米国の場合、政権を担当する大統領の政党、および議会の多数派の政党が異なることも多く、租税政策に関して連邦国会議員は特に所属議会の公聴会の場で議論を戦わせているのである。1980年代のレーガン大統領の時代には、所得税の重要な改正も行われた時期であり、例えばウスコンシン大学マディソン校の政治学者であるジョン・ウィッテ教授は、所得税に関する1985年の著書『連邦所得税に関する政治学と発展 (The Politics and Development of the Federal Income Tax)』において「増分主義」という概念を用いて所得税の成立プロセスについて分析している。本章ではウィッテ教授の分析の遺産税版というものを試み、遺産税の連邦議会における成立プロセスの特徴を類型化したい。その結果、所得税における「増分主義」とは全く異なる成立プロセスを明らかにすることになるのである。

## 第2節 1948年から1976年まで

### 第1項 連邦遺産・贈与税プロジェクト

第二次世界大戦後の1948年から1976年までのこの時期にも所得税の改革は続けられた。具体的な施策として1948年には連邦歳入システムは、「二分二乗<sup>2</sup>(split income)」原則を導入した。これは夫婦の合算した所得は、その合算した所得の半分に対して2回課税するのと同じ額を課税するという方法である。これに対しては夫婦共有財産ではない(non community property)制度を有するイリノイ州の上院議員等からは、この二分二乗方式を採用することに懸念する声が上がった<sup>3</sup>けれども最終的には導入に至っている。この所得税における二分二乗方式導入に関しての遺産税および贈与税への影響は、例えば夫婦が第三者に贈与を行った場合、それぞれが半分の贈与したと取り扱うという場合に考えられよう。

概して1948年法の遺産税や贈与税に対する影響は、1942年法の夫婦共有財産(community property)に関わる部分を配偶者控除に置き換えるなど1942年法以前の夫婦共有財産の取り扱いに回帰するものであり、夫婦共有財産でない資産に対して「夫婦共有

---

<sup>2</sup> § 301.(PL 80-471 Revenue Act of 1948).

<sup>3</sup> 1947年の上院公聴会ではイリノイ州の民主党所属の上院議員であるスコット・ルーカス(Scott W. Lucas)は、二分二乗方式を導入した場合の夫婦共有財産ではない州における所得税の不利な取扱い詳細に分析している。「1947年4月および5月上院公聴会」481頁以下参照。



財産である」取り扱いを調和させるものであった。従って、夫婦共有財産の資産に関して、生存する配偶者の半分の持分は、死亡した配偶者の遺産において課税されなく、また、夫婦共有財産でない資産に関しては、生存する配偶者は、死亡した配偶者の遺産の 50%まで、遺産税が課税されずに取得できた。同様に夫婦共有財産に対する贈与税に関しても、夫婦はそれぞれ贈与税を支払うことなしに、夫婦の片方が費用を負担したに過ぎない資産の半分を所有した。また、夫婦共有財産でない資産に関しては、他の配偶者に対する贈与の 50%が、贈与税を免除されたのである。

この時期の遺産税に関わる議論を整理しておこう。当時の遺産税の改訂について、租税法の権威で、カリフォルニア大学教授のスタンレー・サリー<sup>4</sup> (Stanley S. Surrey) は、1942 年および 1948 年の改訂は遺産税および贈与税の構造は混乱を残したままであると認識している。そして課税の構造に対して注意を払わなかった結果、裁判所の判断が 1920 年代から 1940 年代までに大きく揺れ動くことになっていると指摘する<sup>5</sup>。特に 1920 年代の裁判所の判断は遺産税の合憲性について争われており、遺産税のような死亡税 (death tax) は州税とするべきであるとの意見があった。それに対して経済学の観点からウィスコンシン大学のハロルド・グローブ (Harold Groves) 教授は、過去の低い税率の所得税により蓄積された富に対して柔軟に課税するには遺産税は連邦税であることが望ましいとの意見を示している<sup>6</sup>。またニューヨークの弁護士であるアドリアン・デワインド<sup>7</sup> (Adrian W. DeWind) は、遺産税の構造に言及し、その問題点を、資産の移転という同じ事象に遺産税と贈与税の 2 つの税が適用 (dual application) されること、配偶者控除に関する不平等および欠陥<sup>8</sup>が存在すること、の 2 点を掲げている。そしてその解決策として遺産税と贈与税の統合と配偶者間移転の控除の合算 (total exemption) を提案している<sup>9</sup>。この時期の他の研究としては、死亡税 (death taxation) における不公平 (injustice) を多面的に分析した

---

<sup>4</sup> 後にハーバード大学教授となるサリー教授は、日本へ来訪しシャープ勧告を行った所謂シャープ使節団の一員であり、1961 年のケネディ政権時から 1969 年まで財務省の租税政策次官補 (Assistant Secretary for Tax Policy) を務めている。

<sup>5</sup> Surrey (1950) p.1.

<sup>6</sup> Groves(1950).

<sup>7</sup> 財務省の税制顧問 (Tax Legislative Counsel) も勤めている。

<sup>8</sup> 1948 年法は、配偶者控除について夫婦共有財産の州と夫婦共有財産ではない州とにおいて異なる取扱いを定めていた。

<sup>9</sup> DeWind (1950). なお、ニューヨーク大学教授のハリー・ルーデック (Harry Rudick) やウィスコンシン大学のグローブ教授も同様の指摘を行っている。Rudick (1950), Groves and Edwards(1953).

コロンビア大学教授のローレル・ハリス教授の論文も注目される<sup>10</sup>が、総じて遺産税の構造に関するものが多いと言えよう。またエステート・プランニングという概念は何時から米国社会に根付いてきたかははっきりしないが、この分野の研究者として著名なハーバード大学教授のジェームズ・キャスナー<sup>11</sup> (A. James Casner) は 1940 年代にはこの分野の研究に着手していたという<sup>12</sup>。従って特に企業経営者などの富裕層にとってこの時期までには例えば信託を用いた事業承継などは常に行われるようになって来ていたと考えてよからう。

当時のハリー・トルーマン (Harry S. Truman) 大統領も 1950 年 1 月 23 日に議会に向けて、「遺産税および贈与税からの低い歳入額は、現行の税法における重大な欠陥を示している。その欠陥とは過大な控除額、ほとんどの遺産に対する不当に低い税率、そして税法が小さな遺産よりも大きな遺産に対して有利な扱いをしており、課税後にも巨大な遺産が残ってしまうという事実を示している。<sup>13</sup>」として法律の改正を促している。トルーマン大統領の方針は、課税システムの公正性の改善、追加の歳入の確保、そして経済の強化という 3 つの目的があったのである<sup>14</sup>が、遺産税および贈与税の増税により追加的な歳入を確保しようという意図があったのである<sup>15</sup>。しかし、当時、トルーマン大統領は不人気であり、共和党および民主党の保守派の反対に会い、議会の同意は得られていない<sup>16</sup>。結局 1948 年法に続く 5 年間の遺産税および贈与税に関わる規定は、主に技術的な性格を有するものであった。この期間における遺産税と贈与税の税率は、変わらないままであった。つまり、税率は純遺産が最初の 5,000 ドルは 3% で、純遺産が 1,000 万ドル以上は 77% であり、贈与税については純贈与が最初の 5,000 ドルが  $2 \frac{1}{4}$  % で、1,000 万ドル以上は  $57 \frac{3}{4}$  % というものであった。

1954 年の内国歳入法は、その前の法律である 1939 年法を通して、重要な変更を行っている。これらの改革は、多くの遺産税および贈与税の条文が影響を受けてはいるが、

---

<sup>10</sup> Harriss(1954).

<sup>11</sup> 1983 年までに 5 版を重ね、代表的な教科書とされた著書『エステート・プランニング (Estate Planning)』を 1953 年に出版している。

<sup>12</sup> Griswold (1991) p.982.

<sup>13</sup> トルーマン大統領の議会に対する教書 (Message of the President on Revision of the Tax Laws, H.R. Doc. No. 451, 81<sup>st</sup> Congress, 2<sup>nd</sup> Session 6-7 (1950).).

<sup>14</sup> 「1950 年 7 月上院公聴会」3 頁。

<sup>15</sup> 「1950 年 7 月上院公聴会」4 頁。

<sup>16</sup> 民主党のトルーマン大統領は、前任のフランクリン・ルーズベルト大統領の死亡を受けて副大統領から就任した 1945 年以来不人気であり、1948 年の大統領選挙でも有力紙が相手方の当選を誤報するほどであった。

所得税に関して最も顕著であった。上記のスタンレー・サリー教授のような様々な議論がなされたけれども、1954年法から20年間は遺産税および贈与税に関しては結局、小さな技術的な改訂しか行われなかった。この期間の前半は共和党のドワイト・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領の任期であり、議会も共和党が支配していたので遺産税についても減税の方向に進むと思われた。しかしそうはならなかったのである。その事情について1960年代を代表する経済学者であるミネソタ大学教授のウォルター・ヘラー<sup>17</sup> (Walter Heller) は、当時の事情を「政権における租税政策における経済分野の中心は、投資の直接的な刺激に対して強調が置かれている。この政策の下では消費市場や売上の拡大を企図した幅広い減税は補助的な役割をおっているに過ぎない。企業活動の全ての部門における利益幅の増加の為の法人税の一般的な減税でさえ、二次的な役割を果たしているに過ぎないのである。<sup>18</sup>」と記述している。アイゼンハワー政権の関心は減税にはなかったのである<sup>19</sup>。

1960年代は、資産移転課税の全面改定に関心が高まった。財務省は、1968年に準備し、1969年初めに公表された、「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」をもとに移転課税システムの全面改定を推奨した。主な推奨内容には、当時並立していた遺産税および贈与税の構造を、統一した移転課税のシステム<sup>20</sup>に変更すること、税率をより統一的に累進課税とすること、配偶者間の移転の完全な控除を示すことによって課税のユニットを夫婦という形で定義すること、課税ベースを定義する規定の改訂、真正な (outright) 所有権の世代跳梁 (skips generations) 下における資産移転の課税 (そしてそれ故、世代跳梁によって移転課税を避ける)、非公開会社株式などの流動化されていない遺産については租税の支払い方式を柔軟にすること、などがある。その財務省の提案は、政府外部の、現行の遺産税および贈与税規定の大幅な改定における平行した利害を反映したものであり、多

---

<sup>17</sup> 後の民主党のケネディ (John Fitzgerald Kennedy) 政権では大統領経済諮問委員会 (Council of Economic Advisers) の議長も勤めており、民主党政権における減税政策を推進している。

<sup>18</sup> Heller (1955) p.16.

<sup>19</sup> アイゼンハワー政権時の減税をめぐる対応については Linder (1995) に詳しい。またこの投資重視のアイゼンハワー政権の特徴は財務長官であったジョージ・ハンフリー (George Humphrey) や保健教育福祉長官のマリオン・フォルソム (Marion Bayard Folsom) の発言からも確認できる。Heller (1955) pp.16-17.

<sup>20</sup> 統一した移転課税のシステムは上院議員エドムンド・マスキー (Edmund Muskie) によって提案されていたのを、採用したものである。なお、民主党の有力議員であったマスキーはその後、ジミー・カーター (Jimmy Carter) 政権で国務長官に就任している。

くの点において米国法律協会(American Law Institute)の「連邦遺産・贈与税プロジェクト (Federal Estate and Gift Tax Project)」の提言と一致している<sup>21</sup>。

ここで米国法律協会の「連邦遺産・贈与税プロジェクト」について触れておくと、それは 1969 年まで 5 年以上にわたって連邦遺産税および贈与税について研究されたもので、報告者 (Reporter) はハーバード大学ロースクールの教授であるジェームズ・キャスナー (A. James Casner) で、准報告者 (Associate Reporter) として同じハーバード大学ロースクールのウィリアム・アンドリュース (William D. Andrews)、そしてこの分野のコンサルタントやアドバイザーが多く関わっている<sup>22</sup>。既述の 1947 年に報告書が出版された「遺産税および贈与税に関する諮問委員会」は大学教授と行政による委員会であったが、このプロジェクトには、11 人の主に大学教授によるコンサルタントの他に 102 名の主に弁護士によるアドバイザーも関わっている<sup>23</sup>。これはこの 20 年間に租税の分野における専門家が增加してきていったことを示すものと言える。そしてこのプロジェクトの目的は、遺産税や贈与税のような寄付的な取引に関する現行の税制の改良であり、純粋に技術的な誤りだけでなく、政策の公平性や知恵を高めるものである。そして同プロジェクトは「連邦遺産・相続税—米国法律協会および報告者の研究による提案 (Federal Estate and Gift Taxation – Recommendations of The American Law Institute and Reporters' Studies)」という 500 ページ以上の報告書をまとめ、45 の項目について改正点を提案している。その中には、「遺産税および贈与税に関する諮問委員会」において提案されていた、「遺産税と贈与税との統一的な税率」も含んでいる。それに加えて、世代跳梁税などの新しい仕組みが提案され、後に実際に法制化された提案も多い。

この時期の状況に関して、スタンレー・サリー教授は、遺産税や贈与税については適切な構造上の輪郭を描いている途上にあると認識し、上記の米国法律協会やブルッキングス研究所などの研究では、現行税制における短所の分析についてはかなりの部分が共通点に達している、と指摘している<sup>24</sup>。遺産税および贈与税の構造上の問題に関しては、学術的には議論が進んで来たと言えるであろう。

---

<sup>21</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.8

<sup>22</sup> American Law Institute (1969) p.vii.

<sup>23</sup> Id at pp.xi-xvi.

<sup>24</sup> Surrey (1973) pp.28-29.

## 第2項 中小企業税制の黎明

ここでしばらく企業、それも中小企業と遺産税を中心とする税制との関わりを議論しておきたい。というのは中小企業に対する適切な租税措置のあり方に関する議論は、少なくとも第二次世界大戦後、つまりこの時期まで遡ることになると考えられるからである<sup>25</sup>。また後ほど詳しく取り上げるマイケル・グレーツ (Michael J. Graetz) 教授らの著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カツ (Death by a thousand cuts)』において、全米独立企業連盟 (National Federation of Independent Business: NFIB) といった中小企業の利益団体が遺産税を廃止する運動の中心的な役割を果たしたことが描かれている。このことから考えると税制の取り扱いと中小企業の経営との関係は密接なものがありそうである。

ここで中小企業の定義について明確にする必要があるが、1958年に中小企業法 (Small Business Act) は「独立的に所有および運営され、営業の分野において支配的 (dominant) ではない」企業と定義している<sup>26</sup>。現在、中小企業に対して特別の取り扱いを規定しているほとんどの法律は、中小企業法におけるこの規定に言及している。また同法は農業の企業体で750,000ドルを超えない収入の場合は、中小企業に当たるという指標も加えられている。1950年代後期になって中小企業庁 (Small Business Administration) は、中小企業は、従業員数250人以下の工企業 (industrial enterprise)、年間の売上高が500万ドル以下の卸売業そして年間の売上高が100万ドル以下の小売およびサービス業が含まれるとしている。当然のこととしてこれらの数字はおのおの産業で異なっているが1980年代に中小企業庁は、北米工業分類システム (North American Industry Classification System: NAICS) に準拠した中小企業規模基準を適用している。

第二次世界大戦後の中小企業と遺産税との関係を分析した研究には1951年に出版された『課税の効果：企業合併 (Effects of Taxation: Corporate Mergers)』がある。これは金融論が専門のハーバード・ビジネス・スクールのキース・バタース (Keith Butters) 教授やジョン・リントナー<sup>27</sup> (John Lintner) 教授、それに税法が専門のノースウエスタン大学のウィリアム・カリー (William Cary) 教授の共著であり、遺産税と二重課税そして中

---

<sup>25</sup> Bank(2010) p.230. なお、カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (University of California, Los Angeles) のスティーブン・バンク (Steven A. Bank) 教授は米国における法人税の歴史について著書『剣から盾へ (From Sword To Shield)』を著すなど優れた業績を残している。

<sup>26</sup> Small Business Act, Pub L. No. 85-536, § 3, 72 Stat. 384, 384(1958).

<sup>27</sup> ジョン・リントナー教授は資本資産価格モデル (Capital Asset Pricing Model: CAPM) の開発者として著名である。

小企業における合併の間の直接的な関係について調査している。彼らは遺産税の非公開会社の所有者に対するインパクトは高い所得税と低いキャピタル・ゲイン税率とによって増幅されるとしている。中小企業の所有権が遺産の一部として移転された場合、遺産税は移転後すぐに支払わなければならない。非公開会社の所有者は、遺産に対し死亡税を支払う十分な利益を獲得し、十分な流動性を保持するよう持分を流動化させる圧力にさらされている。結果として遺産税の負担は中小の独立企業の消滅や同じ業界のより大きな企業と合併することになり、自由競争を妨げる経済的な集中を促進させる要素となっている。その研究はこの課税構造が独立した中小企業が自らの事業を売却することを促進することを示している。何故ならば、それは定率のキャピタル・ゲイン課税や無税の株式交換を通してより有利な課税取り扱いを与えているからである。このインセンティブは急速に拡大し、資本価値を著しく増大させているが、まだリスクが高い投資であると考えられている企業において明白である。企業に留保された利益に対して重税が課されるという選択肢がある限り、企業の所有者には、より低い税率で換価し、より低いリスクの事業へ投資するというインセンティブがあった<sup>28</sup>。

1951年当時の税制については上記のように中小企業存続には厳しいものであるという分析が示されたが、中小企業そのものの役割については1953年に制定された中小企業法の第2条に、自由競争の米国の経済システムの中核であり、そのためには中小企業の発展が不可欠である旨規定されている。そして同条には中小企業発展のための政府の責任についても規定し、その責任を果たすために同年中小企業庁が設立されている。つまり中小企業の保護は自由で競争的な市場の確立のために必要であるという認識は確認されている。

そのような認識の上に立脚した、中小企業に対する適切な租税措置の議論、具体的には、超過利潤税 (excess profits tax) の廃止や法人税と株主の所得税との統合、そして加速度償却 (accelerated depreciation) や損失の繰り越しや繰り戻しの活用などの会社レベ

---

<sup>28</sup> Butters, Lintner and Cary (1951). なお、経済学が専門のブラウン大学教授のチェルシー・ボスランド (Chelcie C. Bosland) は、1950年代後半の遺産税と企業合併との関係を経営者へのアンケートによって調査している。それによると1955年から1959年にかけて企業を売却もしくは合併させた401社の経営者の意見は、遺産税と資産評価の問題は、非公開会社の所有者の売却もしくは合併そのものの判断までとはいかないが、重要であると指摘している。また、売却もしくは合併のような意思決定は複雑な要素によりなされるけれども、401社中252件、つまり63%は課税の要素は非常に重要であると回答しており、全ての事例の4分の1よりわずかに多い事例において課税以外の要素と同等かより重要であると回答している。Bosland(1963) p.167.

ルの税制上の優遇措置の付加に関する多くの議論は、中小企業への便益という観点から行われた。これはしばしば、中小企業からより支持の得られるように企画されたりしており、大企業によって作り出されたといういくつかの中小企業の利益団体(advocacy groups)が、その立場を主張する「フロント (fronts)」として機能している<sup>29</sup>。

大規模な会社を想定して制定された当時の法人税に、中小企業がほとんど適合しないということは疑いがなかった。1951年に下院の歳入委員会 (House Ways and Means) 委員長であるダニエル・リード<sup>30</sup> (Daniel Reed) は、パートナーシップや個人事業主 (sole proprietorships) に課税取り扱いの選択を許すという、結局は廃案になった法案を提出した。それは、留保金を所得税の高い税率から避けるために法人税の擁護を必要としながら、綿花交換関税および貿易法 (Cotton Exchange Customs and Trade rules) により法人化が禁止されている綿花業の実情を列挙したものであった。1954年の予算教書 (Budget Message) において、ドワイト・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領は1956年に実際に提案した内容よりより広い観点からこの問題に対処している。アイゼンハワーによると「中小企業は、それぞれの独特の環境に望ましい組織の形態を取って、不必要な課税なしに営業できるようにすべきである」とする。その上で「株主 (active stockholders) が少数の会社は、パートナーシップとして課税されるべき選択肢を与えられるべきで、またあるパートナーシップは法人として課税されるべき選択肢を与えられるべきである<sup>31</sup>」と主張している。その結果が、後者を認め、前者を認めないサブチャプターRの法制化であった。これは理論的にはリード下院議員の例におけるパートナーシップが求めている法人税の地位を与えるものであるが、中小企業にとって二重課税の負担を軽減するものではなかった<sup>32</sup>。

1956年におけるアイゼンハワーの提案は、法人にパートナーシップの課税の地位を選択できることを認めることによってサブチャプターRにおける問題を訂正しようとした。その提案は両党派からの支持を享受したが、アーカンソー州出身の民主党議員で後の歳

---

<sup>29</sup> Bank(2010) pp.230-231.

<sup>30</sup> ニューヨーク州選出で共和党所属である。

<sup>31</sup> 1955年度のアイゼンハワー大統領の議会に対する予算教書 (Text of President Eisenhower's Budget Message to Congress for the Fiscal year 1955)。ニューヨーク・タイムズ誌に1954年1月22日に掲載されたものによる。

<sup>32</sup> サブチャプターRは1966年に廃止されている。ほとんどのパートナーシップが法人として課税を選択しなかったという。

入委員会（House Ways and Means）委員長であるウィルバー・ミルズ<sup>33</sup>（Wilbur Mills）のような反対者は、中小企業で法人の形態を採用しているところは10%に満たないと指摘しながら、その案をより広範で総合的な法案の一部とするように要求している。その翌年に上院の中小企業委員会（Senate Committee on Small Business）は再びサブチャプターRをパートナーシップの課税の地位を要求している法人に拡大して認めることを提案したが、それは拒否されている<sup>34</sup>。

1958年の初めには不景気が訪れ、配当金課税の改革が議論されたが、中小企業を除外することによりそのベースを狭めることに焦点を当てたままであった。これは不景気が中小企業により厳しく影響し、通信や金融といった産業にはほとんど影響しなかったことも原因である。1958年1月だけでおよそ200万人が失業し、数年前からの金利の上昇は利用できる借入額を圧縮し、株式市場をほとんど利用できない中小企業の経営にとっては厳しいものとなった。更に、その不景気が大企業の、資本を引き付ける能力に影響を与えたという点で、大企業にとっての被害は8ヶ月という不景気の短さによって軽減された。この文脈においては、次に紹介するような中小企業の援助は政治的に突出したものであり、また民主党のウィルバー・ミルズの様な、より広い緩和策を好むグループはその享受者であった。確かにニューヨーク・タイムズ誌も「中小企業のロビイストでさえも大当たりに驚かされた<sup>35</sup>」と評価している<sup>36</sup>。

配当金課税緩和を導入する手段としてのサブチャプターRに対する一度は失敗した修正案の再提出を主張するよりも、財務省は、サブチャプターSという全く新しい中小企業のための課税スキームを提案した。今回は、サブチャプターSをより広範な中小企業改革の一連の策として推進したウィルバー・ミルズの支持があった。その仕組みは株主が10人以下の中小企業に対して、サブチャプターKにおける通常のパートナーシップ課税を適用する代わりにパススルーの取扱いを適用するものである。中小企業に対して、パススルーの取扱いを認めながら、株主や資本構成、そしてサブチャプターC企業として取得した資産そして獲得した利益への課税に関してより厳しい要求をしているという意味で妥協を図った

---

<sup>33</sup> ミルズは1958年から1974年まで歳入委員会の委員長を務めており、これは米国史上最長である。特にリンドン・ジョンソン（Lyndon Johnson）政権において公的医療制度（メディケア）導入について尽力したことで著名である。ウィルバー・ミルズの議会における業績についてはZelizer(1998)に詳しい。

<sup>34</sup> Bank(2010) p.232.

<sup>35</sup> New York Times, August 17, 1958.

<sup>36</sup> Bank(2010) pp.232-233.



ものと考えられる。これは急激な変化であったが、当時の研究者は、「配当が給与として控除できたり、または株主が利益の再投資を望み、しかも株主の所得税のブラケットが法人に対するものよりも高かった場合など、二重課税が重大な不利とはならない既存の会社にとっては多少の有利さをもたらす」程度であると評価している<sup>37</sup>。

1958年の中頃までには経済は安定し、翌年以降は良くなったので、経済界のリーダーなどからは更なる統合を求める声はほとんどなかった。政治における状況は全く反対であった。1959年の春と秋、民主党は1954年に制度化された、寛容な4%の配当金の税額控除 (tax credit) を廃止する努力を行った。民主党の全国委員会 (Democratic National Committee) のメンバーであるポール・ジフレン (Paul Ziffren) は下院の歳入委員会 (House Ways and Means) で廃止について証言している。「現行の税法のもとでは、配当金として年1万ドルを受けているものは、通常の控除等の後、1,100ドル以下の納税ですんでいるが、同額の給与を受けた場合は1,370ドル以上の納税となる」ことは正当化されないと指摘している。実際に上院では配当金の税額控除に関しては廃止の決議がなされたが、両院協議会 (Conference Committee) で存続が決まっている<sup>38</sup>。

ハーバード大学のバタース教授らの遺産税と中小企業の存続に関する指摘があったにも関わらず、1950年代から1960年代を通してサブチャプターS企業の創設や配当金の税額控除など中小企業の法人段階での課税を緩和させる措置が実現するに留まっている。前述の様に全米商工会議所などの中小企業団体は1925年および1926年の遺産税廃止が議論された時に既に同調の声を上げているのであり、この時期以降の中小企業団体の関心が遺産税の改正に向かうことは理解できるのである<sup>39</sup>。

なお、日本の場合は評価会社を大会社、中会社、小会社と区分し、それぞれに評価方法を定めている (財産評価基本通達178)。しかし米国の場合は会社の規模を明確に区分してそれぞれに評価するという仕組みを有していない。これは米国の場合、第3章で検討するように一応のガイドラインは定めてあるものの、納税者と課税庁との意見が分かれた場合は裁判を通じて解決する習慣があるからであろう。租税裁判所の上級判事であるデビッド・ラロ (David Laro) が指摘するとおり米国の非公開会社の評価については「常に

---

<sup>37</sup> Id at p.233.

<sup>38</sup> Id at pp.233-234.

<sup>39</sup> 日本においても株式の評価について評価基本通達を新たに制定したのが昭和39年 (1964年) であるから関心の時期としてはほぼ一致しているといえよう。

評価に関する担当判事の意見を読むように<sup>40</sup> (Always read the opinions on valuation that were written by the judge handling the case)」することが特に重要であろう。

### 第3項 米国議会における遺産税の議論

それではこの時期における米国議会での遺産税の議論を見ていこう。この時期には中小企業の税制に関する公聴会が頻繁に行われている。1975年6月に3日間と9月から11月にかけて4日間に渡って行われた中小企業税制改革に関する共同公聴会<sup>41</sup>では当時の国会議員の問題意識が伺われる。中小企業政策が専門分野という民主党上院議員(ウィスコンシン州選出)で当時中小企業特別委員会(Select Committee on Small Business)議長でもあったゲイロード・ネルソン(Gaylord Nelson)は、1954年の租税法改正から約20年間の間に租税法は複雑さを増し、また実際に高率の税を支払っているのは大企業よりもむしろ中小企業であることを指摘し、「この種の課税が、米国のイノベーションや雇用、そして経済的成長の源の最たるものである新しい事業の創造と発展を阻害している。換言すれば租税法は米国における経済的発展を抑制しているのであり、1930年代以来の最悪の経済と9%を超える失業に苦しんでいる我々にとって特に有害である。<sup>42</sup>」と主張している。ネルソン上院議員は、遺産税に関する言及はなかった。また、民主党上院議員(テキサス州選出)のロイド・ベンツェン<sup>43</sup>(Lloyd Bentsen)は、「米国人はしばしば、我々の経済において健全な競争を推進、また増大する労働者に雇用を創出し、革新的な考えや商品を開発するという中小企業の欠くことができない役割を忘れている。中小企業こそが、多くの意味で米国の希望そのものという事ができる。米国では常に国民自身で創業すること、つまり自分が自らのボスになることが比較的容易だったのである。<sup>44</sup>」とし、租税政策を通して中小企業を育成すべきとは主張しているが、特に遺産税について改正を主張しているわけではない。

この公聴会では共和党上院議員(カンザス州選出)のボブ・ドール<sup>45</sup>(Robert Joseph

---

<sup>40</sup> Laro (1999) p.9.

<sup>41</sup> Small Business Tax Reform: Joint Hearings before the Select Committee on Small Business and the Subcommittee on Financial Markets of the Committee on Finance United States Senate, Ninety-Fourth Congress, First Session on Study of the Business Tax Structure as It Affects Small Business.

<sup>42</sup> 「1975年6月上院公聴会」3頁。

<sup>43</sup> 後にビル・クリントン政権では財務長官に就任する。

<sup>44</sup> 「1975年6月上院公聴会」2頁。

<sup>45</sup> 1996年の米国大統領選挙では共和党候補に選ばれている。

Dole) は遺産税について言及しているが、それは中小企業というよりも家族経営の農家の保護の側面からであった。ドールは「農業州選出の上院議員として特に私に関心を持っているのは、不合理に低い遺産税控除額によって家族経営の農家にもたらされる厳しい財務状況である。つまり米国における家族経営の農家の存在をも脅かす内国歳入法の時代遅れの条項である。<sup>46)</sup>」と主張しており、関心は家族経営の農家の維持にある。つまり、「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」などが公表されてはいるが、それはアカデミアもしくは実務レベルで留まる話であって、議会における遺産税の改革の機運はこの時期にはまだ熟していない、と考えるべきであろう。

### 第3節 1976年から2001年まで：隙間の改革 (Interstitial Reform)

政治学が専門のイェール大学教授 ユージン・スターリ (C. Eugene Steuerle) は、1980年代を『税制の10年 (The Tax Decade)』と表現し、同名の著書を出版している。確かに、1981年から1990年間に国会は9つの大きな税法を制定し、内国歳入法における8,250以上の小節の修正を行い、8,000ページにも及ぶ法律の変更を行っている<sup>47)</sup>。遺産税および贈与税に関してはフォード政権下の1976年、レーガン政権下において1981年および1986年に改正を行っている。1976年からの改正の詳細を次に分析していこう。

#### 第1項 1976年における遺産税および贈与税改正の背景

1976年の税制改正案<sup>48)</sup>は、1969年の財務省の提案ほどではないが遺産税および贈与税の全面的な改定を含んでいる。1976年の規定は、1969年に財務省によって推奨された統合財産移転税制 (unified transfer tax structure) を完全には採用していなかった。その代わりに1976年法は、二重の税率の構造を単一の統一された税率表に置き換えたが、遺産税と贈与税を分離したシステムはそのままであった。全ての生前贈与と死亡時の移転は累積<sup>49)</sup>され、死亡者の遺産の中で統一的な税率表により課税される。そして、生前贈与に

---

<sup>46)</sup> 「1975年6月上院公聴会」4頁。

<sup>47)</sup> Michael Graetz (1997) p.123.

<sup>48)</sup> 1976年法 (PL94-455) は1976年9月に議会を通過し、1976年10月4日にフォード大統領により署名されている。

<sup>49)</sup> 序章で第二の特徴とした累積的課税はこの時に制度化されている。なお、遡及課税を避けて、1977年以後の贈与のみが累積の対象となっている。

において支払われた贈与税は税額控除されることになった。統一的な税率表の内容は、課税移転の最初の 10,000 ドルにおける 18%から始まり、500 万ドルを超える課税移転は 70%に上る。また統一的な税額控除 (unified tax credit) は、以前の分離した遺産税および贈与税の控除に代わって適用されている。この税額控除は、最大限利用されると 47,000 ドルになり、175,625 ドルの控除と同じになる。その結果、最初の通常適用される限界税率は、150,000 ドルから 200,000 ドルのブラケットにおいては 32%となった。1976 年法ではまた、農場や非公開会社 (closely held business) において用いられる財産 (real property) については、「最高かつ最善の用途 (highest and best use)」ではなく「現在の使用法(current use)」に基づいて評価できるという優先的評価法 (preferential valuation method) が定められた<sup>50</sup>。

1976 年法では、技術的な構造においては、遺産税と贈与税を区別する世代跳梁税 (generation-skipping tax) を制定した。以前の法によると、飛び越えられた世代は多大な経済的便益と信託に対して行使できた支配権を奪われるけれども、裕福な個人は、信託を用いて移転税を 1 世代もしくは複数の世代を飛び越えることができた。制定されると、世代跳梁税は通常、移転者の 2 世代以上の若い世代の人物の利益となる全ての信託 (または同様な仕組み) をカバーした。しかしながら、資産移転による世代跳梁の数に関わらず、譲与者の子供や孫の利益のためのある信託や、信託のような仕組みを伴わない真正な贈与のために例外も設けられている。一般的には、世代を跳梁した信託の基本財産からの分配は、もし中間の世代 (例えば、移転者の孫の親) が実際に移転をしたならば適用されたであろう統一の移転税率 (unified transfer tax rate) により課税される。しかしながらその税は通常、信託の資産から支払われ、跳梁された世代から支払われるのではなかった。極めてリベラルな移行規定は、1976 年 4 月 30 日以前に設立された取り消し不能の信託の元本を免除している<sup>51</sup>。

この 1976 年法成立に先立って 1976 年 5 月に上院<sup>52</sup>で行われた「連邦遺産税法の

---

<sup>50</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) pp.8-9 後に指摘するようにこの評価法の変更による財源の不足を補うために世代跳梁税が新設されることになるのである。

<sup>51</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.9. なお信託の沿革や事業承継における役立ちについては第 4 章および第 5 章で詳説する。

<sup>52</sup> なお遺産税改革の公聴会は上院に先立って 1976 年 3 月に下院でも開かれている。この公聴会では財務省そのものは 150,000 ドルの控除額、無制限の配偶者控除、30%からの課税率の推進には賛成で、死亡時の移転における評価替えの扱いには反対していた。外部の提案の結果、歳入委員会は初めて米国における富の集中のデータについて調査を聞く機会を持っている。Statement of Prof. James D. Smith, in Hearings on Federal Estate and Gift Taxes, Ways and Means Committee, 122 Cong. Rec. 1309 (1976).

改正」に関する公聴会<sup>53</sup>では、ミネソタ州選出の民主党上院議員であるウォルター・モンドール<sup>54</sup> (Walter Frederick Mondale) は、「現行の遺産税の負荷は間違いなく米国の農民と中小企業のビジネスマンが直面する最も深刻な問題の一つである。現行遺産税の控除額である 60,000 ドルは 1942 年から改訂されていない。その結果として、その相続人が相続に関する信じ難い費用を負担できないだけの理由で、多くの農場や中小企業が売却されている。<sup>55</sup>」とし、「家族農場の概念ほど米国人の生活に重要で神聖なものはない。その農場は家族の所有権の中にあるべきであり、中小企業についても同じことが言えるのである。そのことはわが国の経済、つまり国家の競争力維持の要請の観点とこの国の社会的な健全性の両方にとって重要である。<sup>56</sup>」と主張している。しかし、モンドール上院議員は激減した農家の数を挙げ、彼らを保護すべきであると主張しておりその主眼は中小企業よりも農家の保護にあったといえよう。また、この公聴会では共和党上院議員 (カンザス州選出) のボブ・ドール (Robert Joseph Dole) も前年に引き続き発言し、「内国歳入法のどの条文の中で遺産税の規定ほど改訂を必要とされるものはない。1942 年以来、国会は連邦遺産税における税控除 (tax exemption) の水準を改訂していない。当時はインフレーションはさほど進行していないので現行法の 60,000 ドルの控除は、1942 年の遺産税の控除と同じ水準とするならば 200,000 ドルを超える額としなければならない。<sup>57</sup>」と指摘し、前年 1975 年の公聴会と同様に農家の保護を要請している。

スタンレー・サリー (Stanley S. Surrey) 教授はこの 1976 年の税制改正の背景に関して「1976 年税制改正の回顧 (Reflections on the tax reform act of 1976)」という論文を発表し、整理している。その遺産税と贈与税のところではサリー教授は「遺産税と贈与税の改訂は、全くもって農業政策の問題である。決定したこと全ては、農民票の影響の認識なしには説明がつかない。その認識を中心におくと、様々な部分がつながることができるのである<sup>58</sup>。」とその性質について指摘している。そしてサリー教授は、次のような事例が農民団体をして遺産税改正へと向かわせたとしている。「ある年老いた農民の家族が、農地価格が急速に上昇したため、60,000 ドルの遺産税の控除を超える資産となったために遺産税の間

---

<sup>53</sup> 「1976 年 5 月上院公聴会」1 頁。

<sup>54</sup> 1977 年からのカーター政権時代には副大統領を務めている。

<sup>55</sup> 「1976 年 5 月上院公聴会」1 頁。

<sup>56</sup> 「1976 年 5 月上院公聴会」2 頁。

<sup>57</sup> 「1976 年 5 月上院公聴会」2-3 頁。

<sup>58</sup> Surrey (1976) p.319.

題と直面するようになった。この急速な上昇は成長する都市地域で非農業開発に適した地域をカバーしていた。しかし農民やそれ以外のものも自分の持分を拡大したため、農地価格も上昇した。これらの年老いた農民の家族は、若い世代の多くの家族とは異なり、エステート・プランニングの技術について考えることはなかったために、来るべき遺産税の支払いに対して準備をしていなかった。彼らの代表は 60,000 ドルの遺産税控除の増加を解決策として考え、圧力をその点に対して集中させた。ジェラルド・フォード (Gerald R. Ford) 大統領はまず、税の支払い期限の延長という、より緩やかな提案を以って対応した。しかし政治的な状況に屈し、その 60,000 ドルの控除を 150,000 ドルに増額させることを推進した。物語は、遺産税を払うために農民の生活の価値を諦めることを強いられるという農民の家族の話として広まっていった。その物語は実際には文書化されなかったし、恐らく農業関係の遺産を農業が好きな子供とそうでない子供との間に配分することは、農民の家族にとって税務の問題よりも更に困難を引き起こすことになった。しかしその圧力は広まり、多くの立法者は直ぐに農民のために遺産税を緩和するよう求められた<sup>59)</sup>のである。

この 1976 年の税法改正の過程で、遺産税における他の重要な圧力団体である米国銀行協会<sup>60)</sup> (American Bankers Association) も影響力を行使する活動をしてはいたが、農民の圧力は控除額の増額という目標を達成するに十分に強いものであった。農民の圧力は、改革者の手を動かし、アルバート・ウルマン (Albert Conrad Ullman) 歳入委員会委員長をして既述のような全面的な改訂へと向かわせることになったのである<sup>61)</sup>。

このように農民団体および中小企業団体による遺産税改革要求は四半世紀に亘って改正を拒否してきた遺産税の改正を実現したのであった。また米国における信託税制については第 4 章で議論するのであるが、この遺産税改正の余波が、財源不足をもたらし、その結果として世代跳梁信託に関わる税制に影響を与えたことは興味深いところである。

## 第 2 項 レーガン大統領による税制改革と議会での議論

以上のように 1976 年の遺産税の改正は大きなものであったのであるが、改正の翌年の 1977 年には早くも上院の「課税および債務管理一般に関する分科会 (Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally)」の公聴会で 1976 年法によって発生した

---

<sup>59)</sup> Id at p.319.

<sup>60)</sup> 世代跳梁信託と死亡時の移転された資産の評価替え (ステップ・アップ・ベース) の改正が銀行協会の重要な関心事であり、彼らは遺産税の改正などは望んでいなかった。

<sup>61)</sup> Surrey (1976) p.320.

問題が議論されている。そこでは同分科会議長で、バージニア州選出の上院議員（無所属）であるハリー・バード・ジュニア<sup>62</sup>（Harry F. Byrd, Jr.）は「1976年法のいくつかの点は納税者に利益を与えたけれども、当該法がその所定の目的を達成しない多くの部分も示されており、また国会も納税者から1976年法が目的とするところの反対の結果についての報告を受けている。<sup>63</sup>」と指摘している。その問題について弁護士であるトーマス・ユーバンク（J. Thomas Eubank）氏は、遺産税のプロセスがより複雑になっている点であると証言している<sup>64</sup>。1976年以降の遺産税を巡る改正は、この1976年法の欠点を補う形で展開されることになるのである。

そして1980年の選挙では民主党のジミー・カーター（Jimmy Carter）に代わり共和党のロナルド・レーガン（Ronald Wilson Reagan）という極めて保守的な大統領を誕生させ、また、直前と比べて著しく保守的な議会を生んだ。保守派が多数派を占める中で、税制の変化はすぐに、次に述べるように1981年の経済再建租税法<sup>65</sup>（Economic Recovery Tax Act）の中の資産移転税システムの役割と構造を迅速に変化させるという形につながった。

レーガン大統領の最初の税制案には、所得税の項目しか入っていなかったが、議会は遺産税の修正案を付け加え、大統領も承認するに至っている。1980年8月4日の上院「課税および債務管理一般に関する分科会（Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally）」の公聴会で同族企業における遺産税問題を取り扱っているが、同分科会議長で、バージニア州選出の上院議員（無所属）であるハリー・バード・ジュニアは、「国会において個人および事業に対する可能な減税を行うに際しては、遺産税の効果については入念な注意を払う必要がある。高い税率が資本形成と投資に対して否定的な効果を持っているように、遺産税も同様な効果を持つ可能性がある。農場や中小企業はその主たる所有者を失った場合には深刻な流動性の問題に直面する。遺産税はその支払いのために多くの継続して

---

<sup>62</sup> 1966年の初当選当初は民主党所属であったが、その後に離党している。1976年に無所属で再選されているが、これは米国の上院史上初めてのことであり、人気極めて高い議員とされた。1982年の選挙には出馬しなくて引退している。なお、父親のハリー・バード・シニア（Harry F. Byrd, Sr.）も民主党所属の上院議員であった。

<sup>63</sup> 「1977年7月上院公聴会」2頁。

<sup>64</sup> ユーバンクは新しいキャリー・オーバー・ベイシス（Carryover basis）プロセスや、新しい世代跳梁プロセスを経なければならぬこと等を指摘している。「1977年7月上院公聴会」5頁。

<sup>65</sup> PL 97-34. 1981年8月4日に議会を通過し、同年8月13日にレーガン大統領が署名し成立している。

いる企業の清算を引き起こす可能性を持っている。中小企業はしばしば遺産税の支払いのために、中小企業の創意と起業家精神を犠牲にしてより大きな企業との合併をせざるを得ない状況に追い込まれる。<sup>66</sup>」と指摘し、インフレーションの進行もあり高額な遺産税は同族企業に深刻な影響を与えていると指摘している。この公聴会で共和党上院議員（カンザス州選出）のボブ・ドール（Robert Joseph Dole）は「遺産税および贈与税の改正は、我々の努力が 1976 年法という形で結実した後も多くの個人の関心を呼んでいる。1976 年法が完璧な法ではない事は明らかである。<sup>67</sup>」として「米国が近年苦しんでいる激しいインフレーションは、遺産税や贈与税に関する更なる見直しが時宜を得ており、また適切であるという結論を導いている。<sup>68</sup>」と指摘した。また、当公聴会では民主党上院議員（ウィスコンシン州選出）のゲイロード・ネルソン（Gaylord Nelson）も発言し、彼が提出した法案<sup>69</sup>（S. 2967）も検討されたのであるが、これはインフレーションの結果、資産価格が上昇し税の支払いのための流動性に苦しむことになった納税者を考慮したものである<sup>70</sup>。この時期以降は、遺産税の改訂に際しインフレーションの影響というものが大きな存在となってくるのである。

以上のような議論を受けて成立した 1981 年法は、遺産税の控除額を 175,000 ドルから 600,000 ドルへ引き上げることによって引き続き資産移転税の観点からは劇的に削減を続けた。課税技術的には、より高い控除水準は、統一的な課税控除（unified tax credit）を 1981 年の 47,000 ドルから 1987 年の 192,800 ドルへ徐々に上昇させることによって実現されている<sup>71</sup>。1976 年に制定された複雑な配偶者控除規定は、配偶者への資産の移転に対しては、生存する配偶者の死亡まで、課税の繰り延べを事実上認める無制限の配偶者控除規定へと変更になった。増額した控除水準は、所得税目的のためのベース・ルールにおけるステップ・アップと共に、死亡時に移転する資産の価値が 600,000 ドルまでは、所得税も資産移転税も課されないことを意味する。つまり配偶者控除を用いると、結婚している夫婦間においては価値が上昇した 120 万ドルの資産を所得税も遺産税も課されずに移転できることになる。しかも 120 万ドルを超える水準の資産移転についても、無制限の配偶者控除と

---

<sup>66</sup> 「1980 年 8 月上院公聴会」96 頁。

<sup>67</sup> 1976 年法で定めたキャリーオーバーベース条項はこの年に廃止されている。「1980 年 8 月上院公聴会」97 頁。

<sup>68</sup> 「1980 年 8 月上院公聴会」97 頁。

<sup>69</sup> 分科会議長のハリー・バード・ジュニア上院議員等との共同提出である。

<sup>70</sup> 「1980 年 8 月上院公聴会」2 頁。

<sup>71</sup> 401 条(a)項。(1981 年法)



1014 条のベース・アジャストメント・ルールとを合わせると、夫婦それぞれの死亡の間に発生する価値増加に対する、生存していた片方の配偶者の死亡時の遺産税を払えば、当該片方の配偶者の死亡前まで繰り延べた全ての未実現の利益に対する所得税から永遠に逃れることができるのである。

他の改訂について記すと 1981 年法は、遺産税などの資産税の最高税率を 70% から 50% へ減少させ<sup>72</sup>、「現在の所有権 (present interests)」の控除では、年間の各々の受贈者に対するの贈与の控除額が 3,000 ドルから 10,000 ドルへ増額し、また受贈者に対する一定の教育関係、または医療関係の費用の支払いを全額控除している。

1982 年税均衡財政責任法 (Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982: 以下「TEFRA」と略す)および 1984 年の租税改革法 (Tax Reform Act of 1984) は資産移転課税の条項については比較的軽微な技術的改訂だけであった。1984 年の改革法の改訂の中で最も重要とされるのは、資産移転の最高税率における軽減措置の 1987 年までの延期、無金利および低金利ローンに対する資産移転税の規定の条項、および以前あった一定の基準を満たす退職後給付 (qualified retirement plan benefits) の遺産税控除 (これはすでに TEFRA によって 100,000 ドルに制限されていた) の復活などがあった。なお、1985 年の農業や中小企業の税制を議論する公聴会<sup>73</sup>では、課税構造の簡素化などが取り上げられており遺産税は大きな議論となっていない。遺産税に関してはこの後、1986 年に世代跳梁税の改正と言う大きな出来事があるのであるが、その詳細については第 4 章において議論している。

1987 年の連邦予算削減一括法 (Omnibus Budget Reconciliation Act: 以下「OBRA」と略す) は、極めて寛容な法律と考えられている。OBRA は、最高限界税率の 55% を、予定されていた 50% へと軽減することを再び延期し、その結果、最高限界税率は 55% のままであった。新しい段階的廃止条項を通して、まさに最も大きな資産移転が、統一的な税額控除 (unified tax credit) などの特典を失うことになり、その結果、贈与の総額と死亡時の資産移転で 21,040,000 ドルを超える部分は 55% のフラット・レートで課税されることになった (段階的廃止規定においては、最高の限界税率は 60% に増加されている)。極めて重要なのは OBRA は、いわゆる「遺産凍結 (estate freeze)」の技術と取り組む最初の規定を含んだ点である。遺産凍結とは、個人が資産に関する将来の評価益をその後の世代に現在および

---

<sup>72</sup> この減少は 1982 年から 4 年間にわたり行われることとした。

<sup>73</sup> 「1985 年 7 月上院公聴会」。

将来の資産税の負担なしに引き継がせることである。国会は、それへの対応として、非常に複雑な規定を選択した。その要旨は「凍結」の対象となっている資産の評価は死亡時まで行わず、当該資産を移転者の総資産に算入するというものであった<sup>74</sup>。

1988年における「技術的是正及び雑収入に関する法 (The Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988)」は、15%のエクサイズ・タックスを死後の適格退職プランからの「超過」配分に対して課すことにした。また非居住外国人から米国市民への資産移転に対し、税率、控除、税額控除を適用させ、更に複雑な新しい制度である「適格国内信託 (qualified domestic trust)」（Q-DOT と呼ばれる）への移転を除いては米国市民ではない配偶者への資産移転に関する配偶者控除を否定した。加えて新たに米国市民ではない配偶者に対する贈与に関して 100,000 ドルの配偶者控除を設定してもいる。1989 年財政均衡法 (Revenue Reconciliation Act of 1989 ) は、資産税に関しては大きな変更はなかった。

先に制定された「遺産凍結」技術に対する 1987 年法への不満は、1990 年の「財政均衡法 (Revenue Reconciliation Act of 1990 )」において 遡及力のある廃止および改正につながった。この新しい規定は、問題の根本を遺産税の範囲の問題と言うより贈与税の評価として認識したのであった。従って特別な贈与税評価規定をそのような遺産凍結や関連する状況に適用し、将来の評価益が資産税から逃れることを防いだのである。この 1990 年の財政均衡法に続く法は、1990 年代前半の間は、遺産税および贈与税におけるほとんどが小さな改訂であった。当時は著名な財政学の研究者であるハーバード大学のリチャード・マスグレーブ (Richard A. Musgrave) 教授やルイス・カップロウ (Louis Kaplow) 教授は課税の水平的公平性 (Horizontal Equity) と垂直的公平性 (Vertical Equity) の議論を展開しているが、特に遺産税に関して議論している訳ではなかった<sup>75</sup>。

しかし 1990 年代の後半に入り議会での遺産税の分野は活発になってくる。1995 年 1 月 31 日の下院における「遺産税の改革と同族企業 (Estate Tax Reform and the Family Business)」に関する公聴会は中小企業分科会 (Committee on Small Business) で行われたが、共和党下院議員 (イリノイ州選出) のドナルド・マンツロ (Donald A. Manzullo) は、弁護士の経歴を持つがその遺産税に関わった経験から、「家族経営の農家は、教育以外に資本投資が必要のないオフィスや工場で働く者と同額の給与を得るために巨額の資産を

---

<sup>74</sup> この遺産凍結に関しては第 5 章において詳細に分析する。

<sup>75</sup> Kaplow(1989), Musgrave(1990). マスグレーブ教授は、垂直的公平性が第一に考えられ水平的公平性は重要視されていないと指摘している。Musgrave(1990) p.113.

必要とする。<sup>76)</sup>として「少なくとも家族経営の農場や牧場に対しては大変に過酷な税を廃止すべきである。<sup>77)</sup>と主張している。また分科会議長の共和党下院議員(カンザス州選出)のジャン・マイヤーズ(Jan Meyers)は、中小企業の経営者の立場に立って発言している。彼女は、「遺産税は米国の多くの中小企業にとって重要な問題となっている。家族の第二、第三世代への事業の継続は我々の経済への活力ではなく米国社会の重要な視点であるといえる。つまり我々の子供たちそして彼らの子供たちのために何かを築くという視点である。この認識の下に、『米国との契約<sup>78)</sup>(Contract with America)』は遺産税の重要な問題を指摘する条項を含んでいる。法案 H.R.9 の 12001 条である『雇用創出と賃金向上法(Job Creation and Wage Enhancement Act)』は、遺産税および贈与税の統一控除額を増額させている。これらの規定は家族所有の事業に対する税による悲惨な結果を減少させることになろう。<sup>79)</sup>と中小企業の経営者の観点から遺産税および贈与税の軽減を提言している。また上院で 1995 年 6 月 7 日に行われた「中小企業の租税刺激策(Small Business Tax Incentives)」に関する財政委員会の公聴会においても、民主党上院議員(アーカンソー州選出)のデビット・プライアー(David Pryor)は、「遺産税および贈与税はしばしば同族企業および農家を廃業に追い込んでおり、多くの場合、雇用機会や地域にとっての重要な商品やサービスを失う結果になっている。率直に言って遺産税の税率(55%)は高率すぎであり、その支払いは突然、しかも事業から得られる額以上の金額でやってくるのである。<sup>80)</sup>と同様の指摘をしている。

1997 年 6 月 12 日の下院中小企業分科会(Committee on Small Business)「税、財政および輸出に関する小委員会(Subcommittee on Tax, Finance, and Exports)」における「中小および家族所有の企業に関する遺産税のインパクト(The Impact of Estate Taxes on Small and Family-Owned Business)」に関する公聴会では小委員会議長で 1995 年 1 月 31 日の公聴会でも発言した弁護士出身である共和党下院議員(イリノイ州選出)のドナルド・マンツロ(Donald A. Manzullo)は、「私にとって遺産税ほどひどい税はない。税を払う人生が終わった後に、その相続人は葬儀場の外に亡くなった人物の、相当の部分の所得を徴収するために待っている内国歳入庁を心配する、ということはあるべきではない。内国歳

---

<sup>76)</sup> 「1995 年 1 月下院公聴会」43 頁。

<sup>77)</sup> 「1995 年 1 月下院公聴会」43 頁。

<sup>78)</sup> 1994 年の米国国会議員選挙における共和党の公約スローガンである。

<sup>79)</sup> 「1995 年 1 月下院公聴会」44 頁。

<sup>80)</sup> 「1995 年 6 月上院公聴会」40 頁。

入庁は、亡くなった人物の所得が 60 万ドルに到達する場合は、遺産税を徴収する。そしてその税は問題の多い政府プログラムを通して所得を再分配するために用いられるのである。1995 年のホワイトハウスの中小企業の会議への 1,385 人の代表、もしくは 81%の参加者は、遺産税もしくは死亡税を中小企業が直面する 4 番目に重要な課題であるとし、廃止すべきであると投票している。<sup>81)</sup>と指摘し「遺産税は米国全体の実際の生活面で否定的なインパクトを与えている。中小企業ではなくて、この税を殺すべきだ。<sup>82)</sup>と改めて遺産税廃止の主張をしている。税務のコンサルタントの経験を持つ共和党下院議員(ワシントン州選出)のリンダ・スミス(Linda Smith)も、「中小同族企業は我々のコミュニティを構築しており、我々の地方および国全体の経済における成長を牽引している。米国における全ての労働者の 99%近くが中小企業の従業員であり、これらの約 90%の企業が従業員数 20 名より少数であり、その多くが同族企業である。中小の同族企業や農場が、死亡税とその高率のため、閉鎖や縮小または大企業へ合併を余儀なくされる場合に、我々のコミュニティは経済的に困難に陥るのである。<sup>83)</sup>と指摘し、「相続税はアメリカンドリームを奪うものである。これらの中小および同族企業の人々は現在、遺産税の軽減が求められるのである。<sup>84)</sup>と遺産税の見直しを主張している。この時期になると遺産税の廃止を主張する声が大きくなってきているのが特徴的である。

これらの声を受けて、1997 年の「納税者救済法<sup>85)</sup>(Taxpayer Relief Act)」はいくつかの重要な資産移転税の条項を含んでいる。例えば、統一的な控除(unified credit)と同等の控除(exemption equivalent)は 1997 年の 600,000 ドルから 2006 年の 100 万ドルにまで引き上げられている。

---

<sup>81)</sup> 「1997 年 6 月下院公聴会」 32 頁。

<sup>82)</sup> 「1997 年 6 月下院公聴会」 34 頁。

<sup>83)</sup> 「1997 年 6 月下院公聴会」 36 頁。

<sup>84)</sup> 「1997 年 6 月下院公聴会」 37 頁。

<sup>85)</sup> PL 105-34. 1997 年 7 月 30 日に議会を通過し、クリントン大統領により 1997 年 8 月 5 日に署名され成立している。

(表 2 - 1)

統一的な税額控除額と同等の控除額：1997-2006		
年	統一的な税額控除額	同等の控除
1997	\$192,800	\$600,000
1998	\$202,050	\$625,000
1999	\$211,300	\$650,000
2000	\$220,550	\$675,000
2001	\$220,550	\$675,000
2002	\$229,800	\$700,000
2003	\$229,800	\$700,000
2004	\$287,300	\$850,000
2005	\$326,300	\$950,000
2006	\$345,800	\$1,000,000

引用：McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.11.

1997 年法は、また非公開会社持分の所有者に対して 2 つの救済条項を含んでおり、1997 年以降に死亡した者に適用された。最初のもは、遺産税の控除額が「適格家族所有企業の持分利益 (qualified family-owned business interests)」に対して 675,000 ドルまで認めるというものである。しかしながら、1998 年以降は最大控除額は徐々に減少していった。その結果、130 万ドルから統一的な控除 (unified credit) と同等の控除 (exemption equivalent) を差し引いた部分であるとされた。従って 2006 年には「適合する家族所有のビジネス所有権」に対する遺産税の控除は 300,000 ドルになった (つまり、130 万ドルの最大額マイナス 100 万ドルの統一的な控除と同等の控除という計算となる)。

第二の救済条項は、6166 条を修正し、遺言執行人が「適合する家族所有のビジネス所有権」に関する遺産税の支払いを最長 14 年間に渡って分割で行えるようにしたものである。1997 年法は、非公開会社の課税価値における最初の 100 万ドルの繰り延べる遺産税に対して、特別の 2% 金利を設定している (つまり、統一的な控除と同等の控除を超える最初の 100 万ドルを意味する)。従って、2006 年には、100 万ドルから 200 万ドルの間の非公開会社の所有権の価値に対してその 2% の金利が適用された。

1998 年から、10,000 ドルの贈与税の年間控除額、特別利用評価 (special-use valuation) の 750,000 ドルのシーリング、100 万ドルの世代跳梁税の控除、特別の 2% 金利が設定された 100 万ドルの非公開会社の課税価値における遺産税の繰り延べ、も含めて

様々な資産税関係の規定が年間のインフレーション値にリンクされるようになっている。面白いことに 2006 年に統一的な控除と同等の控除が 100 万ドルに到達してからは、それをリンクさせようとする規定はなくなっている。

1998 年の「IRS 改革法<sup>86</sup> (IRS Restructuring and Reform Act)」は 1997 年法におけるいくつかの遺産税および贈与税の規定に対し「技術的な訂正」を行っている。1998 年法は「適合する家族所有のビジネス控除」を選択的な控除に変更し、2033A 条を 2057 条に再設計した。2057 条(a)(1)は、その控除は遺産税目的のみに用いることができるとし、贈与税や世代跳梁税には用いることができないとした。1998 年法以降は、2057 条の最大控除額は 675,000 ドルのままであり、統一的な控除と同等の控除は 625,000 ドルに減額されている。

### 第 3 項 所得税改正の背景

本稿では遺産税および贈与税について議論している訳であるが、ここではレーガン大統領の時代の所得税や法人税の改正過程について分析しておこう。というのはこの時期の税制改正についての議論が後の遺産税の廃止の展開に少なからず影響してくるし、また所得税の成立経緯と遺産税のそれとを比較すると遺産税の立法における特徴というのが見えてくるからである。

この時期の税制改正における国会周辺での舞台裏を解説した著書としては、ウォールストリート・ジャーナル誌の記者であったジェフリー・バーンバウム (Jeffrey H. Birnbaum) とアラン・マレー (Alan S. Murray) が著した『グッチ・グルチの決着 (Showdown at Gucci Gulch)<sup>87</sup>』が有名である。また、税法学者による研究も存在している。租税法における世界的権威であるコロンビア大学ロースクール教授のマイケル・グレーツ (Michael J. Graetz) は、所得税や法人税における著書『所得税の下り坂 (落下?) (The Decline (and Fall?) of the Income Tax)』や既に紹介した著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』など、税法の歴史的考察においても優れた業績を残している。今後はこれらの著作を中心に租税法の改正に影響していった要素を検討していくことにする。

レーガン大統領の任期の中で、主要な所得税の変更は 1981 年と 1986 年に起きて

---

<sup>86</sup> PL 105-206. 1998 年 7 月 22 日に成立している。

<sup>87</sup> 「グッチ・グルチ (Gucci Gulch)」とは、米国の予算歳入委員会のヒアリングルームの外の回廊のニックネームであり、最も如才ないロビイストが陣取っている場所である。

いる。1981年の減税はレーガン大統領の第1期のハイライトで、2期目に行った1986年の税制改正は、彼の国内政策の中で大きな業績と考えられる。その両改正法は、所得税の税率を劇的に低く、フラットにし、税構造を簡素化し、私的な経済意思決定への政府の介入をより少なくし、経済成長により適したものにすることにより所得税を修正、再構築している<sup>88</sup>。

1980年代の改正された所得税は、公約されたものよりもはるかに小規模であった。1981年の減税は、レーガン大統領が国会に要請したものよりも減税幅が大きくなったものであり、国会が決定した歳出をまかなうには少なすぎることであり、また、1986年法は明らかに増収を意図したものではなかった。この1980年代の歳出と歳入の組み合わせが連邦の財政赤字の劇的な拡張に繋がった。つまり1980年には1兆ドル近くあった赤字が1990年には3兆2,333億ドルと3倍以上にもなっている<sup>89</sup>。当時の連邦議会内での様子を見てみると、上院の多数派リーダーであるボブ・ドール<sup>90</sup> (Bob Dole) によって主導された財政保守主義により1982年<sup>91</sup>と1984年に増税法案を成立させた。この赤字を減少させるための増税策の検討は、1986年以降、長期間にわたり政府内において支配的な税制政策目標となっている。

1986年の租税改革法は、第二次世界大戦中に所得税が大衆課税とされて以来、最も重要な租税制度であると一般に認識されている。この1986年法は米国における2大政党の妥協の産物であった。つまり民主党の税制改革は、所得税の課税ベースの算定において控除額を無くしたり、または削減したりして拡大し、そして、所得を、その源泉にかかわらず課税目的としては同様に扱うことにより税の公平を改善することに関心があった。一方、共和党は、伝統的に政府の干渉から国民やビジネスを遠ざけようとするために低い税率の法制化に関心があった。1986年法の成立はこの2者が共働した結果であった。

1980年代初頭に多くの議員提案の税制改革法案が国会に紹介された。これらを受

---

<sup>88</sup> レーガン大統領は課税を抑える一方、膨大する医療費を抑制するために1983年に医療機関に対する診療報酬を出来高払い方式から包括払い方式へ変更するなど歳出の削減を行っている。

<sup>89</sup> 米国財務省のホームページより平成27年10月20日に引用。

[https://www.treasurydirect.gov/govt/reports/pd/histdebt/histdebt\\_histo4.htm](https://www.treasurydirect.gov/govt/reports/pd/histdebt/histdebt_histo4.htm)

<sup>90</sup> ボブ・ドールは1996年の共和党の大統領候補になっている。

<sup>91</sup> 1982年の増税は、当時、下院の共和党のリーダーのひとりであったニュート・ギングリッチ (Newt Gingrich) をしてボブ・ドールに「福祉国家の徴税人 (the tax collector for the Welfare State)」というレッテルを貼る機会を提供することになった。

けて 1984 年の一般教書演説 (State of the Union) においてレーガン大統領は、財務省に「全ての納税者に対して、規模の大小にかかわらず、より公正に取り扱われるように、全ての税法を簡潔化するための行動計画<sup>92</sup>」を準備するよう指示している。多くの提案は、主に学者によってなされたが、国会議員によってなされたものもある。それらの提案の中には所得税を消費税におきかえるべきであると要求したものもある<sup>93</sup>。しかし、共和党および民主党の主導的な提案は、所得税率を減税し、「フラット」にすることと税の控除額を少なくすることにより課税所得の定義を拡張することであった。1985 年 5 月 29 日にレーガン大統領が国会に提出した税制改革案はこの方針を採用し、結局、1986 年の税制改革法において受け入れられた<sup>94</sup>。

では何故、この税制改革が成立したのであろうか。グレーツ教授は、3つの要因が重なった結果であるとしている。まず、ロナルド・レーガン大統領と彼の共和党の同僚が税制改革運動のリーダーになったこと。レーガン大統領は、税制改革を大統領任期の 2 期目における国内最重要課題としたのである<sup>95</sup>。次に議会の税制担当委員会の委員長が反対ではなかったことである。レーガン大統領にとって味方の中心となる国会議員は、当時上院財政委員会の委員長であるオレゴン州選出のロバート・パックウッド (Robert Packwood)<sup>96</sup> 上院議員であった。彼は税制改革については下院の歳入委員会委員長である民主党のダン・ロステンコウスキー (Dan Rostenkowski) と共にあまり熱心ではないように見えたが、特段、税制改革案を廃案にしようとする人間ではなかったのである。第三に世論の関心のないことも要因としている。例えば税制改革を求める世論が国会に押し寄せた 1969 年の改革法の時と異なり、1986 年の税制改革は世論の反応はなかった。人々は抽象論では税の簡素化と改革を支持したけれども、大統領の提案を支持する世論の高まりは出現しなかった<sup>97</sup>。グ

---

<sup>92</sup> 1984 年 1 月 25 日のレーガン大統領の一般教書演説の一部。(Address Before a Joint Session of the Congress on the State of the Union.)

<sup>93</sup> 例えば Charles L. Ballard, Don Fullerton, John B. Shoven, John Whalley (1985).

<sup>94</sup> Michael Graetz (1997) p.131.

<sup>95</sup> 対照的に、民主党のウォルター・モンデール (Walter Mondale) は落選した 1984 年の大統領選挙において、強い働きかけがあったにもかかわらず、税制改革を受け入れることを拒否し、代わりに財政債務削減のための増税の必要性を強調している。Michael Graetz (1997) p.132.

<sup>96</sup> パックウッドはしばしば前の税法を賞賛し、新しい抜け道を推し進めたので、ニュー・リパブリック (New Republic) 誌は彼を「ハックウッド (Hackwood) 上院議員」と揶揄している。「Hack」とは、党利にしか関心のない、いわゆる陣笠政治家のことである。また彼は 1995 年に不祥事で辞職することになる。Michael Graetz (1997) p.132.

<sup>97</sup> 税制改革案が上院において 97 対 3 で可決された日の翌日 (1986 年 6 月 25 日) のニュ



レーツ教授は、税制改革法を必ずしも積極的に推進しないこの 3 つの要素が重なり合い、成立に結びついたと言うのである。

この重要な政治的な有利さは積極的な要素ではないために、税制改革の法制化は不確実な部分もあったと言える。そのターニングポイントは、明らかに、上院財政委員会委員長のバックウッドと彼の中心スタッフであるビル・ディフェンダーファー (Bill Diefenderfer) との間のビールを 2 ピッチャー (two-pitchers-of beer) も空けることになった首都での昼食である<sup>98</sup>。この昼食で、バックウッドは、下院の法案である 35%をはるかに下回る 25%の最高税率を目標に設定し、税率における大きな削減を求めることを決めた。とされる。最高税率をそのように低くするために、所得税ベースを、財政委員会が考えた水準よりも、かなり拡張させる必要があった。最終的にバックウッドとその同僚は最高税率 28%を達成した。これは、アンドリュー・メロンが財務長官であったカルビン・クーリッジ大統領以来の最低水準である。

グレーツ教授の 1986 年法の評価は総じて高いようである。彼によると「1986 年の税制改革は所得税にとり明らかに大きな改善であった<sup>99</sup>。しかし、それには重大な短所もあった。1986 年法の主な役割は同じ状況にある人々をより平等に扱うということであったが、それは税の公平という目標を満足させなかった。肯定的なこと、つまりその改正の最大の功績というのは、高収入の家族が家族間もしくは信託へ資産を移すことで、より低い税率を達成する道を閉ざしたことと、そして収入や投資所得への課税をタックス・シェルターを用いる能力を封じたことにある<sup>100</sup>。」としている。

1986 年法について最も重要なことは、同法が共和党および民主党、両党の政治判

---

ーヨーク・タイムズ誌は、上院の法案がより公正な課税システムを構築するとか、自らの税負担を削減するとかいうことを信じた米国市民は 3 分の 1 もいない、と伝えている。

1986 年 6 月 25 日付ニューヨーク・タイムズ誌。

<sup>98</sup> この昼食での意思決定に至る模様は、Birnbaum and Murray(1987)の「2 ピッチャーの昼食 (The two pitchers lunch)」の章に詳述されている (pp.204-233.)。

<sup>99</sup> シャウプ使節団の一員でもあったコロンビア大学のビックリー教授も 1992 年に、自らの著書である 1947 年に出版された『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』を踏まえて、「現在における累進課税の指針 (An Updated Agenda for progressive taxation)」という小論文を発表している。そこには米国税制全体を通じて更に改善が必要な項目が掲げられているが、遺産税については述べられていない。これはその後の世代跳梁税などの創設を、ビックリー教授が一定程度評価したものと考えられる。Vickrey(1992) pp.257-262.

<sup>100</sup> 他方、今後の課題となったのは、課税免除の州債金利 (tax-exempt state and local bond interest) のように、多くの課税面で有利な投資所得が残されたままになっていることだという。Michael Graetz (1997) pp.133-134.

断を反映したものである、ということである。両党とも、所得税を付加価値税 (value-added tax) や他の形の消費税に置き換えるという経済学者や一部の政治家の主張に留意するよりも、むしろ所得税を保ち続け、より強化しようという考えだった。この点は次に紹介する「増分主義 (incrementalism)」と相いれるところであろう。

1986年の税制改革を米国人の価値観と関係つけて論じるのは難しい。同法は、レーガン大統領の経済政策、いわゆるレーガノミクス (Reaganomics) の中心政策とされ、レーガン大統領の理論的支柱となったサプライサイド経済学からは評価を受けるが、それ以外の経済学者からは財政赤字を増大させた原因として否定的に捉えられることの方が多い<sup>101</sup>。そして、その成立過程から見ても、上院財政委員会委員長のバックウッドがビールを2ピッチャー飲みながら取った昼食の間に決めた所から考えて、2大政党の政策の安易な妥協としてしか捉えることはできないのである。

#### 第4項 所得税と比較した遺産税制定の特徴

ここでこれまで検討してきた遺産税制定の特徴を所得税のそれと比較し、類型化を試みてみたい。前項では1980年代の所得税の改正について分析してきたのであるが、この時期には所得税の成立の政治的なプロセスについて研究もなされている。

ウスコンシン大学マディソン校の著名な政治学者であるジョン・ウィッテ (John F. Witte) 教授は、所得税に関する1985年の著書『連邦所得税に関する政治学と発展 (The Politics and Development of the Federal Income Tax)』において「増分主義<sup>102</sup>」という概念を用いて所得税の成立プロセスについて分析している。ウィッテ教授は所得税の発展について一定のパターンがあると主張しているが、その最も特徴的な事象が「増分主義」という。

増分主義について説明しておく、行政学が専門の東京大学森田朗教授によると増分主義 (インクリメンタリズム) とは「現実には、政府が限られた時間内で、直面する課題に対処し、解決することのできる範囲は非常に限られている。そのため、実際の政策決定は、政府活動全体を視野に入れて最も合理的な活動の選択・設計を行うのではなく、既存の政策体系は所与の前提として、新たに発生した課題への対処、要するに新規政策の立案・実

---

<sup>101</sup> 例えば、スティグリッツ・ウォルシュ (2002) 279 - 280 頁。

<sup>102</sup> 「増分主義」の概念が最初に紹介されたのはイェール大学のリンDBロム教授らの著書 (Dahl and Lindblom(1953)) である。

施に官僚制の労力の大半を投入することによって行われているといわれている。これが最も典型的にみられるのが予算編成であり、このように、既存政策には原則として手を触れず、新規政策のみに取り組む方式<sup>103</sup>」である。森田教授は、「政府活動の規模はそれほどまでに拡大しており、増分主義は限られた政策決定の能力を有効に使うという点で合理的な手法<sup>104</sup>」と評価している。

ウィッテ教授は所得税の改正は、大規模な改革というよりも小規模な修正というべきである、として、「現時点においては、租税政策に関する意思決定は、増分主義のモデル<sup>105</sup>の条件のほとんどを満たしている。その意思決定は、急進的な提案に関する検討にほとんど時間をかけずに、現存する体系において最低限の変化になっている。つまりそれは性格上、修正という色彩を帯びており、課税システムの範疇であろうとなかろうと一般のもしくは特定のニーズもしくは問題に対応するものである。イノベーションは過去の提案に基づくか、またはそのコピーである。そしてそこには調整のプロセスが継続して行われていると外見上見えるのである。というのは新しい価値と目的が導入され、または予期しない結果が現出するからである。これらの観点全てにおいて、所得税の構造は増分主義のプロセスに良く合致するのである<sup>106</sup>。」と指摘し、増分主義の範囲で議論している。

翻って遺産税は、例えば1976年法の改正において税控除の金額を1942年法から34年ぶりに大幅に引き上げていることから考えて増分主義ではなく急進的な色彩を浴びていると言えそうである<sup>107</sup>。これは所得税とは異なり、資産移転税の適用は少数の人間にしか適用されなく、生前の贈与または複数の世代跳梁移転の場合を除いては、一度しか課税されないのが注目を引かないという事情も影響していよう。また議会の公聴会<sup>108</sup>では遺産税の複雑さを指摘することが多かった。特に信託などのスキームを利用すると専門家でなければ理解が難しく、一般的に議論されることが少ないのであろう。そして改正される場合に

---

<sup>103</sup> 森田 (2007) 364 頁。

<sup>104</sup> 森田前掲 364 頁。

<sup>105</sup> 増分主義のモデルとは、「問題そのものを単純化し、処理可能な形で解決できるような規範モデル」である。森田前掲 15 頁。詳しくは、森田前掲 16-19 頁参照。

<sup>106</sup> Witte (1985) p.247.

<sup>107</sup> また1981年には遺産税の控除額を175,000ドルから600,000ドルへ劇的に上げている。

<sup>108</sup> 例えば「1976年5月上院公聴会」では、信託を用いた場合の複雑なスキームによる節税について指摘している。25頁。また特定の法律についてはあるが、「1977年7月上院公聴会」ではバージニア州選出の上院議員ハリー・バード・ジュニアは1976年法の複雑さを指摘している。2頁。

は、急進的とも言える大幅な改正になるのである。これが第一の特徴である。

第二の特徴としては、所得税においては共和党と民主党という党派による対立軸が存在したが、遺産税および贈与税にはほとんど存在しないということである。既に指摘した1976年5月の上院公聴会ではミネソタ州選出の民主党上院議員であるウォルター・モンデールも共和党上院議員(カンザス州選出)のボブ・ドールも遺産税の低減を主張している。その後の1980年8月の上院公聴会では民主党上院議員(ウィスコンシン州選出)のゲイロード・ネルソンも遺産税の引き下げを主張している。所得税の場合は共和党は減税基調で一致しているが、民主党の場合はそうではない。むしろ福祉分野への財源のために増税を主張するのであるが、遺産税に関してはそうではない。この点が第二の特徴である。

第三の特徴としては地域的な特徴があげられる。議会での発言者が都会選出というより田園地帯から選ばれた議員が多いということである。既述のウォルター・モンデール民主党上院議員はミネソタ州選出、ボブ・ドール共和党上院議員はカンザス州、ゲイロード・ネルソン民主党上院議員はウィスコンシン州選出と都会からの選出議員ではない。その後の公聴会で主導的な立場であった共和党下院議員のドナルド・マンツロはイリノイ州選出で都会の選挙区であるが、共和党下院議員のジャン・マイヤーズはカンザス州、民主党上院議員のデイビット・プライアーはアーカンソー州選出と田園地帯からの議員である。これは遺産税の引き下げが家族農園の維持が発端であるということも原因であるが、同族経営の中小企業が地方のコミュニティにとって重要であるという事を物語っているのであろう。そのような組織の存続を危うくする遺産税のようなものは低減、もしくは廃止すべきというのが彼らの地域の声な訳だ。

遺産税および贈与税における以上の3つの特徴は、所得税の制定プロセスと比較して際立っていると言わざるを得ない。

## 第5項 「タックス・サリエンス」による分析

上記の遺産税の第一の特徴は最近用いられている、「タックス・サリエンス<sup>109</sup> (Tax Salience)」と言う概念で整理すると特徴が明確になる。「サリエンス」の概念自体は行動経済学<sup>110</sup>の分野で唱えられたもので、「色彩や動的、もしくは他の際立った刺激が不均衡に注

---

<sup>109</sup> タックス・サリエンスを扱った研究としては Gamage (2013), Schenikt (2011), Morse, Susan Cleary(2008), Galle (2013) などがある。ほとんどが比較的新しい研究である。

<sup>110</sup> 行動経済学については定まった定義があるわけではない。新古典派経済学ように経済

意を喚起し、従って不均衡に判断に影響を与えること。<sup>111</sup>」を言う。従って、「タックス・サリエンス」を大まかに定義すると「納税者が意思や判断を行う際に、税法によって課される税額が納税者に影響を与える程度<sup>112</sup>」ということになる。つまり新古典派経済学理論の想定から納税者がどの程度乖離するかを測定するものである。カリフォルニア大学のデビット・ガメージュ (David Gamage) 助教授とダリアン・シャンスケ (Darien Shanske) 教授は、課税の効率性を促進する多くの改革は、注目を集めない課税システムである、もしくは財政錯覚 (fiscal illusion) という理由で反対され続けてきた<sup>113</sup>、と指摘する。その上でタックス・サリエンスを、「市場 (Market)・サリエンス」と「政治 (Political)・サリエンス」に分けて分析している<sup>114</sup>。「市場・サリエンス」とは、税の表示が如何に、消費行動などの市場の意思決定および経済活動に影響を与えるか、を言い、「政治・サリエンス」とは、税の表示が如何に投票行動および政治のアウトカムに影響を与えるか、を言うのである。

遺産税とタックス・サリエンスの関係を説明する前には「政治・サリエンス」をもう少し詳しく説明する必要がある。ハーバード大学行政大学院のジェフリー・リーブマン (Jeffrey B. Liebman) 教授とリチャード・ゼックハウザー (Richard J. Zeckhauser) 教授は「政治・サリエンス」を「スポットライティング (spotlighting)」と「アイロニング (ironing)」とに分けて説明している。「スポットライティング」とは、消費者が当面の、もしくは地域を限定した価格に反応し、消費者が直面する全ての支払予定を無視してしまうことである<sup>115</sup>。租税に関して言うと「スポットライティング」とは納税者をして合計金額の一部のみに焦点を当てさせ、従って合計金額全体を過小に評価させることである。これ

---

人を前提とするのではなく、実際の感情に影響される人間を分析とするものである。代表的な研究者のひとりであるプリンストン大学教授のダニエル・カーネマン (Daniel Kahneman) が 2002 年にノーベル経済学賞を受賞したために日本でも知られるようになっている。その受賞理由は「不確実性の下にある人間の判断や意思決定に関して、心理学の研究成果を経済学の分野に統合したこと (for having integrated insights from psychological research into economic science, especially concerning human judgment and decision-making under uncertainty)」とある。

[http://www.nobelprize.org/nobel\\_prizes/economic-sciences/laureates/2002/](http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/economic-sciences/laureates/2002/)から平成 28 年 3 月 10 日に引用。

<sup>111</sup> Taylor (1982) p.192. 心理学ではサリエンスを「顕現性」と表現している。

<sup>112</sup> Gamage and Shanske(2011) p.23. 従ってタックス・サリエンスの概念は税に対する納税者の価値観や好みにより引き出されることになる。もっとも行動経済学同様、タックス・サリエンスにしても定まった定義が存在している訳ではない。

<sup>113</sup> Id at p.20.

<sup>114</sup> 他の種類のタックス・サリエンスの存在を否定するものではない。Id at p.25.

<sup>115</sup> Liebman and Zeckhauser(2004) p.3.

に対して「アイロニング」とは、複数の支払方法および支払金額に直面している個人が、彼が消費する場合における平均金額しか認識しない時に発生する<sup>116</sup>。換言すれば「アイロニング」は納税者がその意思決定時に、実行限界税率ではなく、誤ってその平均税率を用いる場合に起きるのである。

一般的に「政治・サリエンス」を増加させる目的で、上記の「スポットライティング」行動を引き起こすことによって、「市場・サリエンス」を減少させる、つまり市場の意思決定に影響を与えない租税設計技術を期待するかもしれない。税額が市場の意思決定の後に決定されるという理由で、納税者が市場の意思決定をする際に税を十分に考慮していない場合、後に納税者が税を支払わなければならない時には、納税者はより嫌気がさすのである。より形式的には、納税者は市場の意思決定の後に税額が決定される場合には、損失であると考えられ、従って、授かり効果<sup>117</sup> (endowment effect) を発現させることになる。しかし市場の意思決定時に課税される税は市場の意思決定時のコストの一部として考えられる。この論理は遺産税において高い「政治・サリエンス」を持ちつつも「市場・サリエンス」に関しては低いことの原因になるのである<sup>118</sup>。前項で分析した第一の特徴である遺産税の改正が急進的に行われるということは遺産税が政治に与える影響が高い、つまり「政治・サリエンス」が高いことを意味する。しかし遺産税はほとんどの納税者には関係しない税であり、また課税対象の納税者は対応可能でもあるから市場の意思決定への影響は高くはない、つまり「市場・サリエンス」は、低いと言えるのである。

## 第6項 遺産税廃止の胎動

上述のように、この時代においては遺産税や贈与税よりも所得税の改正においてより大きな動きが存在している。しかし、遺産税などにも将来の廃止を目指した活動が既に始まっていたのである。マイケル・グレーツとその元同僚<sup>119</sup>であるイェール大学イアン・シャピロ (Ian Shapiro) は、2010年に実現した遺産税の廃止に至る過程を著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』に詳述している。この「デス・

---

<sup>116</sup> Id at p.2.

<sup>117</sup> 自らが保有する資産を手放したくないと考える人々の感情のことである。Thaler (1980).

<sup>118</sup> Gamage and Shanske(2011) p.57.

<sup>119</sup> マイケル・グレーツは2009年に25年近く勤務したイェール大学からコロンビア大学へ移っている。

バイ・ア・サウザンド・カツ」の本来の意味は凌遲刑（りょうちけい）という、清の時代まで中国で行われた処刑の方法のひとつのことである。これは生身の人間の肉を少しずつ切り落とし、長時間苦痛を与えたうえで死に至らず刑で、歴代中国王朝が科した刑罰の中でも最も重い刑とされ、反乱の首謀者などに科された。つまり、米国の価値観を損ねる制度を、長い時間をかけて廃止させようという運動が遺産税を廃止に追い込んだという解釈である。以後の遺産税廃止に至る展開は同書を中心に論を進めることとする。

この著書を通して、グレーツとシャピロは 3 つの質問を投げかけている。第一に少数の富裕な米国民にしか関係しない遺産税に対して、どうして幅広い議会および選挙民が反対したのか。第二に、遺産税廃止のための運動に対して、自らの組織内部および外部からの衝突にどのように耐えていったのか。そして第三に、ブッシュ政権における既に大幅な減税案の中に死亡税廃止を入れることに対してなぜ更なる反対が起きなかったのか、そして反対の運動が驚くほど効果が無かったのか<sup>120</sup>。これらの質問を調査するにおいて、グレーツとシャピロは自らの専門である税制政策と政治学のバックグラウンドを引きながら、鍵となる人物への面接などを実施しながら、研究を行っている。以下、彼らの研究を中心にその答えを整理していこう。

共和党が連邦議会選挙で勝利した 1994 年<sup>121</sup>においても遺産税廃止の概念は、租税政策の中心課題ではなかった。非公開会社（closely held company）や家族農場の所有者などといった遺産税の敵対者でさえ、税の緩和を求めただけであり、廃止は求めていなかった<sup>122</sup>。廃止への反対運動は 1990 年代初めに、その中心関係者以外のところから始まっていた。1990 年代初めは、遺産税廃止は現実離れであると考えられていたが、しかし、全米独立企業連盟（National Federation of Independent Business: 以下「NFIB」と略す）といった中小企業業者の団体や米国農業連合会（American Farm Bureau）といった農業団体など 45 の団体によって 1995 年に設立された同族企業遺産税連合（Family Business Estate

---

<sup>120</sup> Graetz and Shapiro(2005) p.252.

<sup>121</sup> 1984 年の共和党の選挙公約である『米国との契約』には遺産税および贈与税の統一控除額を増額させる内容を含んでいる。

<sup>122</sup> 例えば、1985 年に設立された減税政策支持団体であるアメリカンズ・フォー・タックス・リフォーム（Americans for Tax Reform : ATR）の創設者として有名なグローバー・ノルキスト（Grover Norquist）でさえも、1994 年時点では遺産税廃止には懐疑的であった。Graetz and Shapiro(2005) pp.30-31.しかし既述のように「1995 年 1 月下院公聴会」においては共和党の院議員（イリノイ州選出）のドナルド・マンツロにより遺産税廃止の発言がなされてはいる。

Tax Coalition: 以下「FBETC」と略す)のような熱心な反課税活動家が、極めて裕福な家族の財務的支援を得ながら、民衆の反課税の気持ちを結集し始めた時期である<sup>123</sup>。伝統的な考えでは、ほとんどの米国人は、自分自身が税を払わない累進課税制度に関してはその廃止を支持しなかった。しかしながら、個人はしばしば矛盾した考えを支持し(例えば、減税と公的支出増大、そして均衡財政を同時に支持したりする)、彼らの対応は問題がどのように物語れるか、によって変わる傾向もある。したがって戦術上の課題は、いかに一般の民衆にアピールする反課税のメッセージを投げかけるかにかかっていたのである<sup>124</sup>。巧みなアピールが民衆の中に反遺産税運動を浸透させていくことになったのである。

遺産税廃止に対してのひとつの運動は保守系シンクタンクからなされ、彼らは、遺産税は経済成長を阻害し、しかもほとんど歳入には影響しないという主張を支える「研究」を宣伝した。1973年に設立された保守系シンクタンクであるヘリテージ財団(Heritage Foundation)のアナリストであるビル・ビーチ(Bill Beach)は1995年8月に「死亡税の荒廃: 米国の中流層からの恐怖物語(Death Tax Devastation: Horror Stories from Middle-Class America)」という報告書を出版した。この報告書は農家や中小企業の経営者の「恐怖物語」について研究したもので、遺産税は資源の有効活用を阻害していると結論付けている<sup>125</sup>。シンクタンクや共和党の下院議員であるジェニファー・ダン下院議員のような遺産税反対派は、仕事や儉約さ、そして起業精神という米国における伝統的な価値を引き合いに出しながら、上昇志向というアメリカンドリームの話に直接訴えかけたのである<sup>126</sup>。同時にその物語は、遺産税を通常の家族にそっと近づく恐ろしい脅威の描写として思い起こさせた。より重要なことには、彼らは遺産税を本質的に公平ではない「二重課税」、つまり政府が美德に対して罰を課すものであると描き、道徳の怒りの感覚を刺激したことである<sup>127</sup>。廃止の提唱者は、このように遺産税の問題を、課税の公平性という抽象的な問題として構成することにより、経済的な勝者・敗者という現実の世界の関心や、代替的な歳入源、

---

<sup>123</sup> Graetz and Shapiro(2005) p.32.

<sup>124</sup> 例えば共和党の下院議員であるジェニファー・ダン(Jennifer Dunn)は、自ら救助艇に乗り込み、「中小企業(small business)」と書かれた小魚を飲み込んでいる「死亡税(Death Tax)」と書かれた巨大な鯨を鉤で撃つという漫画を彼女の事務所に掲示していた。後にブッシュ大統領が、2001年の税制改正に署名した時にダン下院議員は直ぐ後ろに立っていたのは、偶然ではなく、このようなアピールにおける彼女の功績がそれだけ大きかったことを意味している。Id at p.42.

<sup>125</sup> Id at p.50.

<sup>126</sup> Id at p.42.

<sup>127</sup> Id at p.43.



および全体的な予算と歳出の優先順位という問題から目をそらしていった。つまり一般の有権者にこの遺産税廃止の問題を、彼らが理解しづらい経済的な議論ではなく、彼らが関係することができる問題、また彼らが奉ずる価値として示したのであった。

シンクタンクによるこのような調査結果が発表される中、遺産税に対して幻滅を感じる世論調査が増えていった。遺産税に反対するヘリテージ財団の行政関係広報 (Governmental Relations) 担当であるマイケル・フランク<sup>128</sup> (Michael Franc) は、2000年におけるタイム誌と CNN による調査を指摘している。それによると 39%の米国人は自分が既に富裕層の上位 1%にいるか「直ぐに」そうなると信じているという自らの将来に対して「楽天」的なものであった。その 1 年前のニューズウィーク誌の同様の調査によると、その数字は 41%で、わずか 26%の人が自分は金持ちになるチャンスがないと感じているに過ぎないというものであった。これらの数字は、米国が歴史上、最も経済的に成功した時代の終わりに計測されたために、著しく高いと感じられる向きもあるかもしれない。しかし、社会学者にとっては、多くの米国人が経済的に豊かな時代には、不平等の水準を低く見積もり、他者と比較して自分の経済力を過信し、自らの経済的な可能性を誇張することは既知のことであった<sup>129</sup>。遺産税に反対する人は、このような自らに都合の良い結果を示す世論調査を引用しながら、その結果を遺産税廃止のための忠誠心を集め、メディアの関心を獲得し、反対する政治勢力をおびえさせるために用いている。こうして短い間に、彼らは世論の主導権を取っていったのである<sup>130</sup>。グレーツとシャピロによる第一の質問の答えはつまり保守系の議員やシンクタンクによる巧みな広報活動があったから、ということになる。

政治的な牽引力を獲得するために、反課税の活動家達は中小企業や家族農場の所有者などといった中心関係者の内部の政治家にアプローチし、遺産税廃止への支持を集め始めた。例えば 1995 年 2 月に開かれた下院歳入委員会の公聴会では 83 歳のアフリカ系男性であるチェスター・ティグペン (Chester Thigpen) が遺産税廃止の必要性について語っている。彼は奴隷の孫であり、森林業を営んでいるのであるが、植林した樹木を育てるには遺産税の課税を廃止し、より長期にわたって同じ家族により代々、営まれることの必要性を主張している。ティグペンとその家族は、米国における勤勉で、環境にやさしい事業を営む少数民族の姿の象徴の様に語られ、彼らが苦しむ姿は、ビル・ビーチの「恐怖物語」のひとつ

---

<sup>128</sup> その後共和党の下院議員 (カリフォルニア州選出) のケビン・マッカーシー (Kevin McCarthy) の顧問をしている。

<sup>129</sup> Id at pp.118-119.

<sup>130</sup> Id at p.130.

つとなっている<sup>131</sup>。このように遺産税廃止を支持する者は、あらゆる政治分野を横断した、多様な利害関係を持つグループに声をかけている。例えば小企業のオーナー、農民、女性、ヒスパニック系などの少数民族、ゲイやレズビアンといった紛れもない多彩な連携である。彼らはまた、非公式な個人的なコネクションや影響力を持つ地方の企業オーナーやコミュニティ・リーダーを「特別構成員」として協力を求め、彼らの国会における代表の関心を遺産税廃止に持ってこようと企図した。この戦略は、遺産税廃止を、広範囲に支持を得ている問題であると描きだすのに寄与し、遺産税廃止の主張に強くは関与しないが、影響力を持つ構成員を遠ざけることを避けた政治家を政治的に包み込む役割を果たしている。つまり廃止を支持することは容易で政治的にコストがかからないが、反対することは報復を挑発することになる訳である。遺産税廃止法案が、2001年にブッシュ大統領によって署名される前の10年間に渡って、大多数の米国人によって支持されたという謎を解くに当たっては、廃止運動が、人々の、死亡税の廃止がもたらす利益に関する概念を変えていったということを軽視してはいけなからいであろう<sup>132</sup>。つまりグレートとシャピロによる第二の問いである、遺産税廃止のための運動に対して、自らの組織内部および外部からの衝突にどのように耐えていったのか、という問の答えは、人々の、死亡税の廃止がもたらす利益に関する概念を変えていったからに他ならならい。

これらの遺産税廃止の運動に対して、主に民主党支持者は否定的の立場であった。遺産税廃止の運動を制する意図により、民主党のクリントン政権では1997年の納税者救済法には「適格同族企業持分 (Qualified Family Owned Business Interest : 以下「QFOBI」と略す)」と呼ばれる規定を盛り込むことになる。このQFOBIは遺産税の節税は675,000ドルを超えないこととする等の内容であった。QFOBIが遺産税廃止運動に効果がないとわかると、民主党はそれ以降、2000年の大統領選挙までは取り立てて策を講じてはいない<sup>133</sup>。同党がこの件に関して積極的でなかったのは、例えばカリフォルニア州選出の上院議員であるダイアン・ファインシュタイン (Diane Feinstein) の様に、遺産税に関係するような極めて裕福な議員が相当数所属していたのも無縁ではないといえるだろう<sup>134</sup>。加えて上述のヘリテージ財団による報告書も含めて豊富な研究の蓄積を持つ遺産税廃止運動と比較して、民主党の支持者団体である労働組合の組合員のための減税運動は、そのシンクタンクの

---

<sup>131</sup> 彼の証言は「1995年6月上院公聴会」においても引用されている。59頁。

<sup>132</sup> Id at pp.72-73.

<sup>133</sup> Id at p.99.

<sup>134</sup> Id at p.105.

研究も含めて準備不足であったという面も挙げられるのである<sup>135</sup>。これがグレーツとシャピロによる最後の問の答えになりそうである。そして第4項で取り上げた遺産税制定の特徴とも通じるものである。つまり遺産税の場合、その課税対象が限られており課税構造の複雑性も相まって一般の関心も高くはないものである。よって十分な議論の材料というのが準備されていなく、結果としてその時々々の環境に流された急進的な内容になる可能性があるのである。

1906年にセオドラ・ルーズベルト大統領が遺産に対する課税という考え方を支持した時、彼はその「主たる目的は、米国の発展にとって利益をもたらすことのない増大した富の相続に対して常時相応の負荷を課すということ」であると指摘している。アンドリュウ・カーネギーも、巨万の富の無制限な相続は、人々を怠惰かつ浪費家にさせると賛成している。富裕層といえばロックフェラー家や鉄道関係の実業家を想起させた20世紀の初頭において、一般大衆も大統領らの考えに概ね賛成していた。彼らは全ての人に平等な機会を与えるという概念の下に設立された米国において、代々経済的な貴族階級を存続させるという考えは好まなかった。しかし今日、富裕層の現実とは言わないまでも、そのイメージは変化している。世間を騒がせたデニス・コズロウスキー<sup>136</sup> (Dennis Kozlowski) やマーサ・スチュアート<sup>137</sup> (Martha Stewart)、もしくはケネス・レイ<sup>138</sup> (Kenneth Lay) といった人々の貪欲さにも関わらず、米国人にとって最も有名な富裕層は、車庫で創業し、億万長者になったIT起業家であった。もしビル・ゲイツ (Bill Gates) にできるのなら、自分にも可能性がある、米国人には少なくともそのような思考が働くのである。そして、自分が起業し、長期間働き、収益を上げ、所得税を支払う場合において、なぜ自分が死んだ時に政府が何か課税すべきなのであろうかという疑問がわいてくるのである。更に、米国はもはや資本家の国家、もしくは資本家希望の人々の国になったのである。ほとんどの人の金融資産は少額だけれども、全ての米国人の半数以上、有権者の70%は、彼らの退職年金を通じて資本市場で投資を行っている。ロナルド・レーガンが大統領に就任した頃は、投資家の数は20%に

---

<sup>135</sup> Id at pp.108-109.

<sup>136</sup> セキュリティ関係のタイコ・インターナショナル (Tyco International) の最高経営責任者であったが、規定外の巨額の賞与を受ける等で2005年に懲役刑の判決を受けている。

<sup>137</sup> 料理や園芸などのライフスタイルに関する事業を行っているが、2002年に製薬会社に関するインサイダー取引で捜査の対象となり、2004年に有罪の判決を受けている。

<sup>138</sup> 2001年に粉飾決算が一因で破綻したエンロン (Enron) 社の実質的な創業者で最高経営責任者であった。2006年に有罪判決を受けている。

近かったのである。こうして考えると自分の資産を守ることは、もはや富裕層の人だけの関心ではなくなっていたのである<sup>139</sup>。つまり米国人の自分の将来に対する「楽天」的ともいえる見方が、遺産税反対へと向かわせたのである。ここに米国の遺産税制度を議論する際の重要な要素である、米国人の自分の将来に対する「楽天」性の発生を指摘できるのである。遺産税反対の活動家は、富に対するこの見方の変化を利用し、また時にはそれを操作しながら、自らの活動の動機を道義上の改革であるとより正当化していったのである。

#### 第4節 2001年法：死亡税の破棄（および復活）

##### 第1項 遺産税廃止の実現

遺産税を廃止しようとする多様な運動を背景として、連邦議会の共和党は、同党出身のブッシュ大統領の誕生、1990年代における好況による思いがけない財政黒字、「死亡税」というあだ名をつくり出した政治コンサルタントなどの後押しもあって「2001年経済発展、課税軽減合意法(The Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)」を制定することに成功した。

この時期は当然のことながら議会でも遺産税の廃止についてしばしば議論されている。1998年3月の「最初の第一歩：死亡税改革(The First Step: Death Tax Reform)」と名付けた下院の公聴会では、共和党下院議員(ワシントン州選出)のリンダ・スミス(Linda Smith)は、「私の郷里であるワシントン州では、死亡税は雇用と環境を破壊している。昨年、我々は死亡税を支払う必要により、家族経営の農家がその保有する森林を著しく早く伐採していた事実を聞いている<sup>140</sup>。多くの他の個人や家族の話は同様に悲惨なものであった。我々は両親の製造業が連邦死亡税のために破壊されたという6月の証人の涙をまだみることができ。要するにいかにかこれら中小企業の事例が全ての米国人に影響しているかを知る必要がある。<sup>141</sup>」と遺産税の悪影響について指摘している。翌年の1999年5月13日の下院中小企業分科会(Committee on Small Business)「税、財政および輸出に関する小委員会(Subcommittee on Tax, Finance, and Exports)」および「地方事業、雇用機会および

---

<sup>139</sup> Id at p.8.

<sup>140</sup> 1997年6月12日の公聴会におけるワシントン州で森林業を営むケリー・ニーミ(Kelly C. Niemi)氏の証言を指している。「1997年6月下院公聴会」7-11頁。

<sup>141</sup> 「1998年3月下院公聴会」24頁。

特別中小企業問題に関する小委員会 (Subcommittee on Rural Enterprises, Business Opportunities, and Special Small Business Problems)」における「死亡税の廃止は中小企業にとって何を意味するか。(What would repealing the death tax mean for small business?)」と題する公聴会においては、共和党所属の下院議員 (ワシントン州選出) ジェニファー・ダン (Jennifer Dunn) は、「被相続人の遺産の 37%から 55%を没収することにより、政府は長期間の貯蓄の習慣を罰し、起業家精神と資本形成を妨げ、そして家族にペナルティを与える。<sup>142</sup>」とし、「今日の租税システムの下では、私の選挙区でしばしば垣間見るので重要なことと考えるが、事業や家族農場を 20%のキャピタル・ゲイン課税で売却したほうが、それらを保持し、成長させ、投資を行い、そして死亡後に次の家族に渡すよりも容易で、かつ安いことになる。死亡税の最低税率は 37%であることに注意すべきである。<sup>143</sup>」と遺産税の構造がいびつであることを指摘し廃止すべきであると主張している。そして民主党所属の下院議員 (テネシー州選出) で財政均衡論者として有名なジョン・タナー (John Tanner) も、「この問題は伝統的に貧富の格差の問題として表現されてきたように考える。そして私自身はより深い調査を行った。というのはフランクリン・ルーズベルト大統領の言葉は重要であると考えからである。すなわちルーズベルト大統領は遺産税は『比較的少数の個人への大きな、望ましくない支配の集中の永続させることは多くの、多くの他者の雇用と福祉を犠牲にする。』ことを避ける適切な手段であると指摘している。私はこの言葉に現時点で異論を挟むことはしないが、この国において遺産税が運営されている状況と中小企業と家族農場が影響されている状況を見た場合、それが自動車販売業や葬祭業などであれ、課税対象遺産はあるが、現金がなく、従って創業者が死亡した場合には巨額の遺産税の支払い請求があるけれども、それを支払う現金がないという事例がある。それらの事例では葬儀場や自動車販売権もしくは小さな家族農場は、その家族が収入を得ている資産を売却しなければならない。社会的な価値は資産、特に中小農場および企業の、ある世代から次の世代へという世代間の移転に組み込まれていると信じている。」と遺産税廃止に同意した。この公聴会では、他に共和党所属の下院議員 (ニュージャージー州選出) フランク・ロビンド (Frank LoBiondo)、民主党所属の下院議員 (ニューヨーク州選出) キャロライン・マッカーシー (Carolyn McCarthy)、共和党所属の下院議員 (ニューヨーク州選出) のジョン・スウィーニー (John E. Sweeney) も発言し、遺産税は中小企業や農場の経営を阻害するなど

---

<sup>142</sup> 「1999年5月下院公聴会」3頁。

<sup>143</sup> 「1999年5月下院公聴会」3頁。

と指摘し、遺産税廃止に同意するのであった。

2001年法は遺産税と世代跳梁税の控除額を、2002年においては100万ドルであるのを2009年には350万ドルと、徐々に増加させており、また、最高税率も2002年の50%から2009年の45%に1%ずつ減少させている。2010年には遺産税と世代跳梁税には廃止される。国会は贈与税と遺産税を切り離し、贈与税は効力を持ち続けさせ（100万ドルの控除を付与）、見かけ上は、納税者をして低い税率で資産を家族に移すことを防ぐようにした。

上院の共和党議員が、10年を超える期間の課税削減を導入する予算案を可決するに必要な60の議席を持たなかったため、2001年法は2010年には満期となる規定であるが、2011年には2001年以前の法律が復活する。結果として遺産税と世代跳梁税が2011年に、2001年法の控除レベルにおいて甦ることになる。

(表2-2)

2001年法以降の基礎控除と税率				
年	遺産税の基礎控除	贈与税の基礎控除	世代跳梁税の基礎控除	最高税率
2002	\$1,000,000	\$1,000,000	\$1,100,000	50%
2003	\$1,000,000	\$1,000,000	\$1,120,000	49%
2004	\$1,500,000	\$1,000,000	\$1,500,000	48%
2005	\$1,500,000	\$1,000,000	\$1,500,000	47%
2006	\$2,000,000	\$1,000,000	\$2,000,000	46%
2007	\$2,000,000	\$1,000,000	\$2,000,000	45%
2008	\$2,000,000	\$1,000,000	\$2,000,000	45%
2009	\$3,500,000	\$1,000,000	\$3,500,000	45%
2010	廃止	\$1,000,000	廃止	35%(贈与税)
2011	\$1,000,000	\$1,000,000	\$1,350,000	55%

引用 : McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.13.

実質的には誰も2001年法が予定通り、つまり2010年に破棄され、2011年以降に復活することを予想していなかった。しかし2001年以降、政治的な混乱が国会にあり、民主党と共和党は行動に至る道筋に合意できなかった。この事情が報道されると、ほとんどの人は、2009年近辺の水準の控除と税率の組み合わせの改革案により、オバマ大統領と議会

が遺産税に関するこう着状況を打ち破ることを期待していた。しかし最終的な制度的解決がなされないまま、家族（とその相談者）は、この大きな不確実性の真ただ中での租税計画という手に負えない仕事に向き合った訳だ。

遺産税廃止法案が可決されるという環境の中で、2001年法では修正キャリーオーバーベース制度（**modified carryover basis**）を導入した。新しい1022条(a)の一般条項の下、死亡者から取得した資産は、そのベースを(1)死亡者のベース、もしくは(2)死亡時の資産の公正市場価値、のどちらか少ない方とするとした。この条項は現行法の下で、死亡者、つまり被相続人が評価された資産を、より高い所得税のベースで相続人に引き渡すために死亡時まで保有するインセンティブを取り除いているが、国会は2つの状況において資産のベースの増額（**step-up**）を認めていた。第一に1022条(b)はどの受益者によって受け取られた資産のベースにおいても130万ドルまで増加を認めた。第二に1022条(c)は生存している配偶者に対しては真正であっても、「クオリファイド・ターミナブル・インタレスト・プロパティ（**qualified terminable interest property**）」であっても残された資産のベースにおいて300万ドルまで増加を認めた。結果として、夫婦は、遺産において合わせて560万ドルまでのベースの増加が可能となっている。これらの額は2009年以降のインフレーションが調整される（1022条(d)(3)）。しかしながら、どのベースの増加も死亡時の資産の公正な市場価格を上限とし（1022条(d)(2)）、これらのベースの増加の対象となるには、死亡時に死亡者が当該資産の所有者として扱われなければならないということを要求する複雑なルールが存在する（1022条(d)(1)）。死亡者が、死亡の3年以内に購入した資産はベースの増加の対象とはならない（1022条(d)(1)(C)）。これらのキャリーオーバー・ベース・ルールを遵守させる新しい報告規定も定められた（6018条）。

この2001年法は以前に紹介したフランクリン・ルーズベルト大統領が提唱した考え方をあきらかに拒絶している。比較的少数の家族によって巨額の富が蓄積されることの社会的、経済的影響に対して議会において議論されることにほとんど関心が持たれなかった。現在の状況が、米国における社会、経済そして政治的な態度の振り子の一時的な振れを表しているにすぎないのか、または、全ての連邦税の構造の中で資産移転税が重要な歳入源として永遠に承継されるのかは、現在のところ不明である。いくつかの予備的な結論が以下の分析により導き出されるであろう。どちらにせよ過去においてそうであったように資産移転税の変化の方向が、米国における生活の現在の社会政治の流れを映し続けることにな

る<sup>144</sup>。

## 第2項 遺産税廃止実現の背景

ここで再びグレーツとシャピロの分析に戻ってこの遺産税の廃止運動について検討したい。まず議会の外であるが、廃止運動への抵抗は驚くほど少なかった。ブッシュ大統領が2001年に2%の富裕層のために遺産税からの歳入を十年間に亘って1,380億ドル削減することを提案した時に、左翼的な古くからの勢力は、政権に対抗することを期待された。農民や中小企業の経営者にとって有利な議論に対して、アメリカ労働総同盟・産業別組合会議<sup>145</sup> (American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations : 以下「AFL-CIO」と略す) の様な左翼勢力はこの問題をどのように捉えていたのであろうか。実はこのようなグループのいくつかは1990年代半ば以降の新しい政治経済の流れにおいて、減税を好むようになっていたのである。つまり左翼系の者も累進性の強い税を減税することを主張する雰囲気となっていたのである<sup>146</sup>。また、遺産税廃止に反対する者達の組織上の問題も指摘できる。例えばAFL-CIOの8人のロビイストの中で、税制を担当するのはデビット・メディナ (David Medina) であったが、彼はその他にも医療関係や労働法、年金改革など多くの役割を負っていた。また1995年にAFL-CIOの会長に取って代わったジョン・スウィーニー<sup>147</sup> (John Sweeney) の主な仕事は特定の政策を実現させるということよりも、むしろ労働組合の組織率低下に歯止めをかけることであった<sup>148</sup>。このように遺産税廃止に反対するグループはスタッフも充実していなく、また積極的に活動するような状態ではなかったのである<sup>149</sup>。

遺産税の廃止が、政治の中心的課題へ変化してきたので、活動家の焦点も中心関係者以外の分散した単一問題グループから、より大きな、より集権的な連携へと移って来た。2001年に政権を取ってすぐにブッシュ政権は、その減税案を具体化し始めている。ブッシ

---

<sup>144</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.14.

<sup>145</sup> 1955年にアメリカ労働総同盟と産業別組合会議が合併して結成されている。57の労働組合と1,200万人の労働組合員によって構成されている。

<http://www.aflcio.org/About> から平成25年10月5日に引用。

<sup>146</sup> Graetz and Shapiro (2005) pp.107-108.

<sup>147</sup> 共和党ニューヨーク州選出の下院議員とは同名ではあるが別人である。

<sup>148</sup> 労働組合の組織率は1955年には31.8%だったのが1960年には28.6%、1980年には23.2%、1990年には13.5%と急激に低下していた。

<sup>149</sup> Id at pp.110-111.



ブッシュ政権で次席補佐官を務めたカール・ローブ (Karl Rove) らは、政権の租税政策を押し進めるために、全米卸売業者協会<sup>150</sup> (National Association of Wholesale Distributors: 以下「NAW」と略す) 会長でワシントンの政治に詳しいディーク・バン・ドンゲン<sup>151</sup> (Dirk Van Dongen) にその任務に当たらせている。ブッシュ大統領の減税政策を実現させる目的で2001年にバン・ドンゲンは「減税連携 (Tax Relief Coalition: 以下「TRC」と略す)」を組織したが、そのことは遺産税廃止運動がワシントン政治の外部における運動から内部のそれによって変わってきたという変質を物語るものである。TRCは大統領が税制改正案の詳細を発表した2週間後で、かつ国会に法案を提出する4日前の2001年2月23日から活動を開始した。TRCの活動にはNAW以外にもNFIBや全米商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)と言った中小企業が主体の団体から、全米製造業者協会 (National Association of Manufacturers: 以下「NAM」と略す) のような大企業が中心の団体も参加している。このNAMの参加は、遺産税の廃止に引き続き法人税減税を示唆するもので大きな意義があったとされる。実際にTRCの活動開始から5日後の2月28日には大企業の役員で構成される「ビジネス円卓会議 (Business Roundtable: 以下「BRT」と略す)」が参加している。FBETCのようなワシントン外部の活動とは別の、ワシントン政治の中で重要とされる経済団体が、遺産税廃止という点で合意を形成していったのである<sup>152</sup>。

このような合意を背景にブッシュ政権は減税法案をより具体化させることになる。2001年5月11日には上院の財政委員会議長である共和党のチャールズ・グラスリー<sup>153</sup> (Charles Grassley) と民主党の上院財政委員会における有力議員であるモンタナ州選出のマックス・ボーカス<sup>154</sup> (Max Baucus) が5月15日の同委員会で検討すべき項目について発表している。このグラスリー・ボーカス案 (Grassley-Baucus Plan) には所得税の減税や子供の税額控除 (child credits) の増額、そして遺産税の2011年における廃止などブッシュ大統領の税制改正案の主要な要素は含まれていた。異なる意見もあったのであるが5月

---

<sup>150</sup> NAWは40,000社以上の企業が所属する団体であり、3兆ドルの売り上げ規模を持っていた。そして会員の80%以上が共和党员であった。Id at p.158.

<sup>151</sup> バン・ドンゲン自身も遺産税廃止論者であり、多くの中小企業のオーナーの立場でそれを推進していた。Id at p.159.

<sup>152</sup> Id at pp.158-162.

<sup>153</sup> アイオワ州選出である。

<sup>154</sup> これに先立ち4月25日にブッシュ大統領はボーカス議員をホワイトハウスに招き、減税策を話し合っている。その場でボーカス議員は、「公正で平等な (fair and equitable)」大規模の減税策を支持することを表明している。Id at pp.186-187.

15 日の委員会では、グラスリー・ボーカス案に近い形で承認され、遺産税に関しても基本的にグラスリー・ボーカス案と同じ内容となっている。ここで特筆すべきなのは上院財政委員会 (Senate Finance Committee) は、10 年間の予算期間が終了した際には、その全体の減税規定は 2011 年 9 月 30 日に失効するという規定を加えている。換言すると、将来の変更がない場合には、遺産税の廃止は 2011 年 1 月 1 日に効力を発し、9 ヶ月後の同年 9 月 30 日に再び遺産税が復活することになる訳だ。この全体の税制案の「サンセット (sunset)」条項は上院における「ビード・ルール (Byrd Rule)」を避けるために必要となる。この「ビード・ルール」は上院議員に予算削減 (budget reconciliation) に関して「ふさわしくない (extraneous)」と考えられる法律に反対することを認めるものである<sup>155</sup>。ある条文は「そのような削減法案が対象とする会計年度が終了した後(この場合は 2011 年 9 月 30 日以降)の会計年度の歳入が減少する」場合、それは「ふさわしくない」と言うことになる。この規定は立法者が、課税削減の歳入コストの審議を 10 年を超えて棚上げすることにより、課税削減の歳入コストを隠すことを抑制することを目的とするものである。上院議員がビード・ルールを無効とするには、60 以上の議決が必要とされるのである。従って 2011 年を超えて課税削減を続けるには 60 の投票が必要であり、上院における議事の妨害を回避するにも同様である。ビード・ルールを回避するために 60 票を集めるのは税法を通過させることと比較して容易ではなかった。しかし遺産税を廃止するには 60 票以上が必要とされたのである<sup>156</sup>。

2001 年の税制改正に関わる調整は、4 人の議員によって行われることになった。その 4 人とは上記のチャールズ・グラスリーとマックス・ボーカスに加えて、ルイジアナ州選出の民主党上院議員であるジョン・ブレックス (John Breaux) とカリフォルニア州選出の共和党下院議員であるビル・トーマス (Bill Thomas) であり、民主党と共和党の議員が 2 名ずつとなっている。そして両党が最終合意に至る鍵は、追加の 700 億ドル近くの予算で、4 人の交渉人が、法律の終了を上院案である連邦政府の 10 年の予算期間の最終日である 2011 年 9 月 30 日ではなく、2010 年 12 月 31 日に変更することによって創出された。この特別のお金は、ワシントンの内部者によって「蜂蜜の壺 (honey pot)」というラベルを貼られ、例えば子供の税額控除 (child credits) などに配分することによって各方面からの

---

<sup>155</sup> この「ビード・ルール (Byrd Rule)」は、1974 年の国会予算法 (Congressional Budget Act of 1974) によって制定されている。

<sup>156</sup> Id at pp.189-191.

合意を取り付けていったのである<sup>157</sup>。

最終的な遺産税廃止に関して 2002 年から 2011 年にかけての 10 年間に亘って 1,380 億ドルのコストがかかっており、それは大統領が提案した案の 45%である。既述の通り遺産税は 2010 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに死亡した人のみに廃止されることになり、最高税率は 2009 年に 45%となる形で減少されていくことになった。控除額は 2009 年に 350 万ドルとなる。贈与税は 2010 年においては、130 万ドルを超えるものについては 100 万ドルの生涯控除とキャリーオーバーベースが加えられた。従って 1 年間の遺産税廃止の間は、遺産税の課税なしに資産の相続を受けながら、その資産を売却する際にはキャピタル・ゲインに対して課税される者も出てくる。新しいキャピタル・ゲイン課税からの 130 万ドルの控除は、最終的な 350 万ドルの遺産税控除よりもかなり低い。(表 2-3) は大統領提案の費用と最終的な合意との主な差異を示している<sup>158</sup>。

(表 2-3)

目的	総費用	
	(単位：10億ドル)	
	ブッシュ大統領	最終規定
所得税減税	560.2	453.6
新しい10%のブラケットの創設	317.1	421.3
子供の税額控除の増額	210.7	171.8
マリッジ・ペナルティの減額	102.7	63.3
遺産税の段階的廃止	305.9	138.0
教育費の控除	6.1	29.4
退職貯蓄の奨励	-	49.6
他の項目	135.5	20.4
合計	1,638.2	1,348.5

引用：Graetz and Shapiro (2005) p.202.

このように 2001 年の税制改正は、農業従事者や全米商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) などの中小企業団体および NAM のような大企業が中心の団体の協力を背景に実現されることになった。そこには 1990 年代半ばからの好景気による財政黒字や遺産税持続に賛成な労働組合における組織内部の問題などの固有の事情もあって不可能とも思

<sup>157</sup> Id at pp.196-201.

<sup>158</sup> Id at pp.201-202.

われた遺産税廃止が実現されたのである。興味深いことにはその 2001 年法が姿を現した時には、連携の中の意思決定は、ブッシュ大統領や 4 人の議員などによる「トップ・ダウン事項」となっていたのである。彼らリーダーは、その構成員に対して代替案について相談することを止め、一般のメンバーは法律を議論する立場になかった。2001 年法に署名される時までには、遺産税廃止の約束は、2010 年一年間だけのモラトリアムになってしまったのである。

ここで 2001 年法の成立に際しても、前節の第 4 項で指摘した遺産税の成立に関する 3 つの特徴が確認できるのである。まず遺産税の何らかの改正ではなく廃止するという結果は、ウィッテ教授の言う「現存する体系において最低限の変化<sup>159</sup>」ではなく急進的なものであろう。増分主義というよりも急進的な改正である。また最終的な意思決定に関与した 4 人の議員のうち、2 人は共和党で 2 人は民主党である。党派による偏りはないし、地域的な特徴も共和党下院議員であるビル・トーマス (Bill Thomas) はカリフォルニア州という都市部の選出であるが、他の 3 人はアイオワ、モンタナ、ルイジアナと田園部の選出議員であり、農村や中小企業の意向を受けたものである。前節第 4 項の遺産税の成立に関する 3 つの特徴は踏襲されているのである。また 2002 年にこの遺産税廃止のプロセスを行動経済学的に分析したシカゴ大学ロースクールのリー・フェネル (Lee Anne Fennell) 教授も遺産税に対して人々が反対する理由を、既述の過度に「楽天」的であること<sup>160</sup>と歳入にもほとんど貢献しないにもかかわらず被相続人の死亡時に課税されるというフレーミング<sup>161</sup> (framing) がなされ、人々にとって魅力のないものになってしまっていたと指摘する<sup>162</sup>。加えてフェネル教授は人々の所得税と遺産税とに対する対応の違いを比較する際にメンタル・アカウンティング<sup>163</sup> (mental accounting) という概念を用いて説明している。所得税は行政の進行中の事業費用を可能にする、進行中の事業の費用として認識される。しかし被相続人の蓄積した資産から一度だけ徴収される遺産税は全く異なるメンタル・アカウントから徴収されると認識されるのである。つまり被相続人の脂肪という著しく重要な (salient) 時に著しく重要 (salient) な額の税を課税し、相関関係のない目的のために用

---

<sup>159</sup> Witte (1985) p.247.

<sup>160</sup> Fennell(2002) p.603.

<sup>161</sup> フレーミングとは、あるものの見方が、特定の方向に誘導されることを言い、行動経済学では良く議論される概念である。

<sup>162</sup> Id at pp.606-607.

<sup>163</sup> 行動経済学で「心理会計」とも呼ばれるもので、人のお金の使い方は必ずしも合理的ではないという場合に用いられる。心理会計については浅川 (2009) 参照。

いることは矛盾して見えるということである<sup>164</sup>。「タックス・サリエンス」の概念を用いればフェネル教授の研究は遺産税における高い「タックス・サリエンス」の状況を示したものと見えよう。

### 第3項 遺産税廃止後の議論

2001年法が成立した後に、遺産税廃止についての様々な議論、研究がなされている。バンダービルド大学の政治学者であるラリー・バーテル (Larry Bartels) 教授は、ラッセル・セージ (Russell Sage) 財団が行った「2002年全国投票調査 (The 2002 National Election Study: NES)」の調査結果を用い、遺産税廃止への世論を分析している。それによると51%の者が遺産税廃止に「強く (strong)」賛成しており、程度は弱い賛成の者は19%で合わせて70%の賛成者が存在した、そして遺産税廃止に対して反対の者は25%のみで、そのほとんどが「強く」は反対しない者であった。より細かく結果を見ると、家族の所得が50,000ドルより少ない者 (サンプルの約半分) の66%が遺産税廃止に賛成し、連邦政府により多くの各種歳出を希望する者の内、68%が廃止に賛成している。また過去20年間に貧富の差が拡大し、しかもそれが悪いことであると認識している者の66%が廃止に賛成している。政策が経済的格差の原因として「大変重要 (very important)」または「いくぶん重要 (somewhat important)」と答えた者 (サンプルの約3分の2) は、67%が廃止に賛成で、富裕層は連邦所得税において少なすぎる額しか払うことを要求されていないと答えた者 (サンプルの約半分) は、68%が廃止に賛成であった。しかも、最も驚く結果としては、遺産税に賛成する理由として最も強力と考えられる、上記の全ての特徴に同意した者 (サンプルの11%) は66%が廃止に賛成したことである<sup>165</sup>。バーテル教授は別の論文で、ブッシュ政権の減税策は、国民全体の税負担に対する程度によって支持されていて、納税者の1、2%しかいない富裕層にしか影響しない遺産税のような税負担に対する国民の態度は反映されていないと指摘する<sup>166</sup>。

バーテル教授は遺産税のような一般の国民には関係のない税は、国民も関心がなくて反対していないとするのであるが、この点は異論もある。政治学が専門のミシガン大学教授のアーサー・ルピア (Arthur Lupia) らは、遺産税の廃止に対する幅広い支持が、市民

---

<sup>164</sup> Fennell(2002) p.609.

<sup>165</sup> Bartels (2004).

<sup>166</sup> Bartels (2005).

の「無知 (ignorance)」の結果であるかどうか、を検証している。それによると遺産税や政策一般に対する増加する情報は共和党支持者と民主党支持者とは異なる効果を持っている。共和党支持者の場合は、情報量の大小に関わりなく遺産税廃止に賛成であるのに対し、民主党支持者の場合は、情報がより少ない者の中で高い支持を得ている。しかしながら最も情報を得ている者は、党派にかかわらず廃止を支持している。よって、「無知」は遺産税廃止に対して多くの人が賛成している理由としては説得力のあるものではないとしている<sup>167</sup>。遺産税に関する国民の情報量と遺産税廃止との関係は議論の分かれるところである。

この時期における議会の議論を検討していこう。2007年11月14日の上院財政委員会 (Senate Finance Committee) における「連邦遺産税：現行法の下での計画の不確実性 (Federal Estate Tax: Uncertainty in Planning under the Current Law)」と題した公聴会では上院財政委員会 (Senate Finance Committee) 議長の民主党上院議員 (モンタナ州選出) のマックス・ボークス (Max Baucus) は、「遺産税は複雑で恐ろしいものである。それは真剣な改革を必要とする。私は廃止を支持しているが、我々はこの分野に確実性を必要としている。従って我々は60票<sup>168</sup>を獲得できる政策を必要としている。我々は、モンタナ州の牧場主や農場主のような納税者に予想可能性と安心を提供する必要がある。<sup>169</sup>」とし、「多くの中小企業の所有者は彼らの子供達が遺産税の支払いのため、事業を清算しなければならないことを恐れている。そこにおける物語は課税内容よりも酷いものである。国立研究所 (National Research Service) の報告によると、遺産税の対象となる同族企業の数 は極めて少ない。つまり同族企業から集められる税は少ないということである。<sup>170</sup>」と指摘している。そして「今日、法律が改正された結果、遺産税の租税計画において複雑であるとの話を聞いている。<sup>171</sup>」と遺産税における複雑さを指摘している。また共和党上院議員 (アイオワ州選出) のチャールズ・グラスリー (Charles Grassley) は、「哲学的な観点からは、死というのは課税が行われる出来事にすべきではないと言ってきた。葬儀の後に死亡者が生涯にわたって働いてきた得たもので、既に一度以上税を支払っている資産を切り取って行くために、政府が徴税に走るというのは根本的に間違っているところがある。個人によって得た金銭的な利益は、極めて特定の理由により課税されたり課税されなかったりしなけ

---

<sup>167</sup> Krupnikov, Levine, Lupia and Prior (2006).

<sup>168</sup> 上院議員がビード・ルールを無効とするには、60以上の議決が必要とされる。

<sup>169</sup> 「2007年11月上院公聴会」1頁。

<sup>170</sup> 「2007年11月上院公聴会」1頁。

<sup>171</sup> 「2007年11月上院公聴会」2頁。

ればならない。人が法に従って遺産を蓄積している限りにおいて、政府は死亡という事象だけにより利益をえることはできない。<sup>172</sup>」とし、「哲学的な観点よりもより重要である技術的な観点からは、遺産税は、死亡から 9 ヶ月目に支払い期限が到来するので、相続人が経済的に貧しい環境において資産を清算させることを強いることになり決定的に欠陥がある。資産の売買時期を自由に決める自由市場に代わり死亡税はその決定を行う。ほとんどの人が自分の保有するもののうち半分を政府に引き渡す正確な日に関与している訳ではないので、死亡税は根本的に公平ではないのである。<sup>173</sup>」と主張している。この 2 人は既述のとおり、遺産税の廃止に大きく関わってきた人物であり、その主張が変化していないことが伺われる。

同公聴会では 2001 年法にはあまり関与していない新しい議員も発言している。共和党上院議員（ケンタッキー州選出）のジム・バニング<sup>174</sup>（Jim Bunning）は、次の数年における死亡税の控除額のパターンが「ローラー・コースター」のように上下すると指摘し、中小企業の経営者が国会議員の気持ちを読む必要の無いよう安定的な制度にすべきであると主張している<sup>175</sup>。民主党上院議員（コロラド州選出）のケン・サラザール<sup>176</sup>（Ken Salazar）は 150 年近く、5 世代に渡って続いたコロラド南部の牧場経営の家庭に生まれているが、巨額の資産を持つ米国人に対しては遺産税を容認する一方、中小企業や彼の実家のような大規模とは言えない農場や牧場主に対しては配慮すべきであると主張している<sup>177</sup>。遺産税の急進的な部分については批判が出てくるのは当然であるし、田園地帯の議員から声が上がるというのは変わらないのである。

#### 第 4 項 オバマ政権後の遺産税議論

2009 年 1 月、民主党のバラク・オバマ（Barack Obama）が大統領になり、初のアフリカ系大統領として話題になった。オバマ大統領は医療保険の国民皆保険制度の実現

---

<sup>172</sup> 「2007 年 11 月上院公聴会」 2 頁。

<sup>173</sup> 「2007 年 11 月上院公聴会」 2-3 頁。

<sup>174</sup> 野球のデトロイト・タイガースなど大リーグの名投手という経歴も持つ。1999 年から 2011 年まで上院議員を務めている。

<sup>175</sup> 「2007 年 11 月上院公聴会」 39 頁。また、民主党上院議員（インディアナ州選出）マリア・キャントウェル（Maria Cantwell）同じ意見である。

<sup>176</sup> 2005 年から 2009 年まで上院議員を務め、2009 年から 2013 年まで内務長官を歴任している。

<sup>177</sup> 「2007 年 11 月上院公聴会」 48 頁。

を中心とする社会保障制度の充実を訴えて当選したわけであるが、連邦政府の財源のひとつとなる遺産税の扱いに関して、ブッシュ政権で決定した 2010 年の遺産税廃止について取りやめるかどうか注目を集めた。しかしオバマ大統領は、結局、遺産税の廃止を取りやめることはしなかった。しかも、オバマ政権は 2008 年に起きた大手投資銀行リーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers) 以降の経済危機、いわゆるリーマン・ショックに対応するためにブッシュ政権で定めた減税策を 2012 年 12 月 31 日までの 2 年間延長している。その後、大統領は公約通り国民皆保険制度を実現するなど、社会保障の充実に努めている。2012 年の大統領では、遺産税廃止を公約に掲げた共和党のミット・ロムニー (Mitt Romney) 候補を下し、再選されたオバマ大統領はいわゆる「財政の崖<sup>178)</sup>」問題に直面することになる。その危機に対処するべき税制案、つまり 2012 年米国納税者救済法 (American Taxpayer Relief Act of 2012) は、議会の混乱もあって採決が年を明けた 2013 年 1 月 1 日の早朝に上院において可決、同日中に下院で可決され 1 月 2 日にオバマ大統領によって署名されている。ウォールストリート・ジャーナルによると、この法案を可決させるための行き詰まりの原因のひとつは遺産税であり、共和党の議員と農業州出身の民主党議員はその緩和を要求していた<sup>179)</sup>。このような中、当初のオバマ大統領と多くの民主党議員の税制案は、最高税率 45% というものであったが、40% という最高税率に変更されるなど、いくつかの修正を経て制度化されている。

遺産税を巡る政治のこのような積極的な議論の中、研究者も積極的に発言している。ウォールストリート・ジャーナルは 2010 年 9 月 20 日に「遺産税をどうすべきか? (What Should We Do With the Estate Tax?)」という特集を組んでいる。その中で、南カリフォルニア大学のエド・マカフリー<sup>180)</sup> (Ed McCaffery) 教授は、遺産税は容易に回避可能で、かつ非効率で、所得税や贈与税とともに廃止すべきであるとする。加えて遺産税は労働者をして、働くことを止めさせ、破産を選択する可能性を含んでいると指摘している。そして代わりに容易に累進課税ができる支出税 (spending tax) の導入を提案している。これ

---

<sup>178)</sup> 「財政の崖」とは、米国で 2013 年の年明けにかけて減税失効や歳出削減が重なり、急激に財政が引き締められることを指す。その規模は 2013 年だけで最大 6,000 億ドルとされる。財政運営が激変するほか、米国の景気が急速に冷え込む恐れがあることから、米国連邦準備理事会のバーナンキ議長が「崖」と名付けた。日本経済新聞朝刊 2012 年 12 月 4 日 37 頁。

<sup>179)</sup> The Wall Street Journal, December 29, 2012.

<sup>180)</sup> 1998 年 3 月の下院の公聴会で参考人として呼ばれている。「1998 年 3 月下院公聴会」10 頁。



に対して、マイケル・グレーツ教授は、遺産税が破産を選択させるというような事実の根拠はなく、また、課税されない遺産は相続者の働く意欲を削ぐものであると指摘している。そして、例えば社会保障税<sup>181</sup>など現行の税制は、富裕層に有利であり、遺産税は公正 (fair) な制度であると主張する<sup>182</sup>。また、ニューヨーク・タイムズも 2011 年 6 月 23 日に遺産税の特集を組んでいるが、保守系のシンクタンクであるアメリカン・エンタープライズ・インスティテュート (American Enterprise Institute) のケビン・ハセット (Kevin Hassett) は、2010 年 11 月のギャラップ (Gallup) の世論調査を引いて、ほとんどの米国人は自由を好み、遺産税があまり自分自身に影響を与えないとしても、それを嫌う傾向にあるとしている。また、タックス・ポリシー・センター<sup>183</sup> (Tax Policy Center) のロバートン・ウィリアムス (Roberton Williams) は、遺産税の税制全体としての補完税としての役割を持つこと、歳入が少ないとは言え一定の額は計上できていること、そして慈善団体への寄付などを促進する効用はあることの理由で、財政的に厳しい現状では重要であるとの認識を示している<sup>184</sup>。

しかし、現状は財政的に厳しく、遺産税のような課税制度を残す方向を主張する論者の方が多いようである。例えば、税法が専門のニューヨーク大学のリリー・バチェルダー (Lily L. Batchelder) 教授は、相続は経済的格差を拡大させる原因となり、また、遺産税は富裕層に課税することでその経済的格差を是正する手段として重要と指摘する。その上で遺産税改正の機会には、適切に課税されるように簡素な制度にすべきであり、また、より野心的な案として相続税 (inheritance tax) つまり遺産所得税の形式を取ることを提案している<sup>185</sup>。バチェルダー教授も再び「相続された経済力は、この世代の理想とは一致しなく、相続された政治的な力は我々の政府を構成しているこの世代の理想とも一致するものではない。」というフランクリン・ルーズベルト大統領の言葉を引いて「富の再分配」の必要性を説いている。今後、議会においてどのような議論がなされるか、興味あるところである。

---

<sup>181</sup> 10 万ドルを超えては支払う必要がない。

<sup>182</sup> The Wall Street Journal, September 20, 2010.

<sup>183</sup> タックス・ポリシー・センターはアーバン・インスティテュート (Urban Institute) とブルッキングス研究所 (Brookings Institution) の共同組織体である。

<sup>184</sup> The New York Times, December 10, 2010.

<sup>185</sup> Batchelder (2009). バチェルダー教授は、総合相続税 (Comprehensive Inheritance Tax) という考えを提唱している。それは一定以上の遺産を相続したものは所得税と追加の付加税 (surtax) を払うものである。その詳細は Batchelder (2008) に詳しい。

## 第5節 終わりに

以上、米国における遺産税の歴史を検討してきた。前章においては各時代における相続税もしくは遺産税の制度と共にその制度を支えた背景となる「富の再配分」、「財政問題」、本章においては米国人の自分の将来に対する「楽天」性等という「米国社会の気質」などの要素を検討してきた。実はこの分野については最近も新しい研究が発表され、従来の見解が見直されるという事態も起きている。例えば政治学研究者であるイェール大学のケネス・シェーブ (Kenneth F. Scheve Jr.) とニューヨーク大学のデビッド・スタサバージ (David Stasavage) は、2012年に選挙権の拡充などの参政権の拡大は遺産税維持には関係はないと指摘するなど、従来の通説とは異なる研究を発表している<sup>186</sup>。米国においては本章で紹介した「タックス・サリエンス」など、行動経済学的分析も研究が深まってくるであろうし、これからますます議論は深まってくる可能性が高い。また序章で紹介した早稲田大学の渡辺裕泰教授の問題提起、つまり外国においては相続税に批判的な声が強く、実際に廃止・縮小する潮流にあるという指摘は本章での事実のようなことを言うのであろう。米国人の気質である自分の将来に対する「楽天」性に対応するわが国における「日本社会の気質」というものを、シャープ勧告の「理論と哲学」と合わせて議論する必要があるだろう。

また本章では米国連邦議会における遺産税および贈与税制定の3つの特徴について類型化を試みた。第一は主に所得税制定において見られる増分主義ではなく、急進的な改正が多いということで、遺産税等の複雑性や控除額が高く、一般の国民には課税対象となることが少ないこと等が起因している。第二の特徴としては、党派による対立軸が存在していないことであり、第三の特徴としては地域的な特徴で、議会での発言者が都会選出というより田園地帯から選ばれた議員が多いということである。実はこのことは第6章で検討する資産凍結に関する連邦議会での議論でも確認できることになる。また第一の特徴については「タックス・サリエンス」の概念を用いて整理した。つまり遺産税の改正が急進的に行われるということは遺産税が政治に与える影響が高い、つまり「政治・サリエンス」が高いことを意味するのである。

本章で議論された税制改革ではロナルド・レーガン大統領の財政政策が注目され

---

<sup>186</sup> Scheve and Stasavage (2012).

る。極めて保守的とされるレーガン大統領の任期の中で、主要な所得税の変更は 1981 年と 1986 年に起きている。1981 年の減税はレーガン大統領の第 1 期のハイライトで、1986 年の税制改正は、彼の大統領任期における国内政策の中で大きな業績となっている。その両改正法は、所得税の税率を劇的に低く、フラットにし、税構造を簡素化し、私的な経済意思決定への政府の介入をより少なくし、経済成長により適したものにすることにより所得税を修正、再構築している<sup>187</sup>。

この 1986 年の税制改革をこれまでに分類してきた米国人の価値観と関係つけて論じるのは難しい。同法は、レーガン大統領の経済政策、いわゆるレーガノミックスの中心政策とされ、レーガン大統領の理論的支柱となったサプライサイド経済学からは評価を受けるが、それ以外の経済学者からは財政赤字を増大させた原因として否定的に捉えられることの方が多いのである。

遺産税の廃止を含む 2001 年法実現への運動は 1990 年代半ばに本格化されている。その中心となったのは、遺産税廃止により恩恵を受ける富裕層ではなく、中小企業業者など一般の人々であった。米国人にとって最も有名な富裕層は、車庫で創業し、億万長者になった IT 起業家であった。もしビル・ゲイツ (Bill Gates) にできるのなら、自分にも可能性がある、「米国社会の気質」とはそのような思考プロセスを持つものである。そして、自分が起業し、長期間働き、収益を上げ、所得税を支払う場合において、なぜ自分が死んだ時に政府が何か課税すべきなのであろうかという疑問がわいてくるのである。更に、米国はもはや資本家の国家、もしくは資本家希望の人々の国になったのである。ほとんどの人の金融資産は少額だけれども、全ての米国人の半数以上、有権者の 70% は、彼らの退職年金を通じて資本市場で投資を行っている。ロナルド・レーガンが大統領に就任した頃は、投資家の数は 20% に近かったのである。こうして考えると自分の資産を守ることは、もはや富裕層の人だけの関心ではなくなっていたといえるのである<sup>188</sup>。つまり米国人の自分の将来に対する「楽天的」ともいえる見方が、遺産税反対へと向かわせたのである。ここに米国の遺産税制度を議論する際の重要な要素である「米国社会の気質」、つまり米国人の自分の将来に対する「楽天的」性の発生を指摘できるのである。

その後、2009 年に就任したバラク・オバマ大統領は医療保険などの社会保障の充実、つまり「財政問題」を理由に遺産税を復活させていくことになる。遺産税がこのように

---

<sup>187</sup> Michael Graetz (1997) pp.123-124.

<sup>188</sup> Graetz and Shapiro(2005) p.8.

展開される中、第 3 章では現時点での米国遺産税および贈与税、そして事業承継の現場で重要な非公開会社株式の評価方法について検討することとしよう。

### 第3章 米国における遺産税と事業評価

#### 第1節 はじめに

第1章および第2章では米国における遺産税の沿革について分析を行った。第一次世界大戦を契機に創設された米国の遺産税には、その発展、展開の過程で米国社会における「富の再配分」という価値観や米国民の「楽天的」な性格などが影響してきていることを示してきた。それでは現行の遺産税、特に企業を巡る部分はどのようになっているのであろうか。第3章では現行の遺産税を始めとする資産税の内容について検討することとする。前の二つの章のところでも詳述したがこの10余年の米国の遺産税は正に大転換期にあったといえよう。例えば2002年の遺産税の最高税率は50%で適用可能な控除額は100万ドルであったが、2009年にはそれぞれ45%、350万ドルとなり、2010年に至っては遺産税は課税されないことになっている。そのような遺産税の転換が社会保障費等の調達という「財政問題」が原因により2013年1月の2012年法（American Taxpayer Relief Act of 2012）成立によりひと段落ついたとは言え、米国の連邦遺産税の歴史を知る者にとっては現行の制度がいつまで続くのか、という事を予言することは難しい。しかし、長い期間に一度だけ発生するという遺産税の性格から考えると、大幅な制度の変化は、課税の公平性<sup>1</sup>において問題があると指摘せざるを得ない。本章ではまずこの10余年の資産税の沿革について述べ、その次に現行の企業関係で重要な意味を持つ非公開会社の株式評価の内容について分析することとする。

オバマ大統領によって署名、制度化された2012年法は遺産税および贈与税の存続を定めている。遺産税のような資産税の税額を計算する上で、税率と資産価値は大きな要素である。ここで税率については議論の余地が少ないところであるが、資産価値については資産の種類によって大きく評価の方法が異なり、様々な角度から検討を要することとなる。税法上の資産価格を評価することは重要で、また資産の種類は数多く存在するが、ここでは特に非公開会社の株式を取り上げて議論していくこととする。というのは非公開会社株式の評価のあり方は経営の意思決定に大きく関与しており、遺産税の歴史と企業経営との関わりを中心に議論する本稿にとっては重要と考えられるからである。第2章で紹介したハー

---

<sup>1</sup> すぐ後に説明する垂直的公平性と水平的公平性の区分をするならば、この公平性は水平的公平性に欠けるということになる。

バード・ビジネス・スクールのキース・バタース (Keith Butters) 教授らの著書『課税の効果：企業合併 (Effects of Taxation: Corporate Mergers)』は、遺産税と中小企業における合併等、経営の意思決定について調査している。そこでは財務省が遺産税のために設定した非公開会社の株式評価における不確実性は、非公開会社が売却される要素となっていると指摘している。

米国においては非公開会社の評価に関して、画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていない。そのため、裁判上又は学説上、評価に関する様々な主張が議論され、検討の対象となっている。この点は日本において、「財産評価基本通達」(昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56) という、資産評価のための画一的ルールが存在しているのと対照的である<sup>2</sup>。画一的なルールではない、非公開会社の評価に関するインフラとしては、例えば評価を行う業界団体などがある。そのさきがけとも言える 1936 年に設立された米国技術鑑定協会 (American Society of Technical Appraisers : ASTA) や 1939 年に設立された技術評価協会 (Technical Valuation Society : TVS) などはフランクリン・ルーズベルト政権の時代に整備されている。これらは何を意味しているのだろうか。

第 1 章ではルーズベルト大統領による租税政策を検討した訳であるが、その体制が長期にわたって続いた要因は、必要性和公平性にあるとされている。必要性とはルーズベルト在任中の場合、戦時における財源の確保のことを意味することは明確であろう<sup>3</sup>。また公平性には垂直的公平性と水平的公平性と 2 種類の意味がある。ここで垂直的公平性とは、富裕層を貧困層と比較して、より多くの税を負担してもらう、富の保有如何による課税上の公平性の問題である。そしてこの垂直的公平性は米国租税史では常に議論の対象となってきた<sup>4</sup>。これに対して水平的公平性とは、同じ条件の納税者は、課税上同じ程度の負担をすべきであるということの意味している。この水平的公平性の確立に関しては、垂直的公平性とは異なり歴史的に党派を超えた支持を得ているところである<sup>5</sup>。非公開会社の評価に関しては、米国においては画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていないのは、各会社にとって適切な価格を決定するためには個々の事情を勘案して決定する方がよ

---

<sup>2</sup> 渋谷 (1994) 9・74 頁－9・75 頁。

<sup>3</sup> 戦争の費用を戦時中に調達できなくても、ニューディール政策の租税システムは戦後にも機能を発揮し、長期的には必要な歳入を得ることに成功している。Thorndike (2013) pp.273-274.

<sup>4</sup> 第 2 章で取り上げた世代跳梁税の創設もこの垂直的公平性の議論の延長線上にあると考えられる。

<sup>5</sup> Id at p.95.

り水平的に公平であるという考えに基づくのであろう。この意味で非公開会社の評価の仕組みは、ルーズベルト政権時の租税政策の影響を受けているといえよう。

なお、この分野に関しては東北大学の渋谷雅弘教授による詳細な研究<sup>6</sup>が存在するが、その研究以降にも米国では多くの議論、判決がなされているので、本稿では新しい事例を中心に検討を加えることとしよう。

## 第2節 最近の遺産税の改正について<sup>7</sup>

遺産税の改正に関してのこの数年の動きは激しいものがある。2010年における遺産税廃止の運動に関しては第2章で詳述したが、遺産税廃止を実現させた2001年法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001: 以下「EGTRRA」と略す）を存続させるか否かの議論は漸く2013年にひと段落つくことになる。

2013年1月2日にオバマ大統領は2012年法（American Taxpayer Relief Act of 2012: 以下「ATRA」と略す）に署名した。そのことにより大統領はEGTRRAの制定以来の、遺産税と贈与税関係での不安定な状況に終止符を打ったことになる。2001年に立法化された時には、EGTRRAは贈与税、遺産税および世代跳梁税に幅広い変化をもたらした。というのは、これらの規定のほとんどは、贈与者や遺産にとって有利なもので、最も目立ったものには、税率の段階的な減少や控除額の増加があり、2009年には遺産税と世代跳梁税の最高税率が45%で、控除額が3,500,000ドルになっている。そして2010年に遺産税と世代跳梁税は廃止されることとなった。しかしながら、当時の国会における「ねじれ」状態と上院における手続き法の適用により、その廃止は2010年だけの適用となった。つまり、その後は、所謂「サンセット」条項が適用され、EGTRRA以前の遺産税、贈与税そして世代跳梁税ルールが有効となっている。つまりほとんどの遺産に関しては55%の最高税率と100万ドルの控除額である。

2001年法が通過した後に国会においても2010年における廃止と2011年における復活を阻止するためのいくつかの努力がなされたが、2010年12月17日に2010年法（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）

---

<sup>6</sup> 渋谷（1994）。

<sup>7</sup> 本節は、米国の租税法関係の専門職に良く用いられているガイドブックである「U.S. Master Estate and Gift Tax Guide」の2014年版を参考にしている。

が通過し、最終的に袋小路が破られるまで、何も起こらなかった。

資産税関係の 2010 年法における主要な規定は次の通りである。ほとんどのところ 2010 年法は 2001 年法での改正箇所を 2 年間延長したに過ぎない。従って明示されない限りは、これらの改正（更にそのほとんどが後に ATRA によって恒久的なものになるのであるが）は 2009 年 12 月 31 日より後で 2013 年 1 月 1 日より前に死亡した被相続人からの移転および生前の移転が対象となる。

- ・遺産税が復活し、最高税率が 35% であり、適用される控除額は 2010 年から 2012 年までは 500 万ドルであった。
- ・世代跳梁税が復活したが、2010 年における税率はゼロで 2011 年と 2012 年は 35% であり、控除額は、2010 年から 2012 年まで 500 万ドルである。
- ・贈与税に関しては 2010 年から 2012 年にかけて 35% のままであるが、控除額は、2010 年が 100 万ドル、2011 年と 2012 年が 500 万ドルである。
- ・2010 年に死亡した被相続人の遺産が、遺産税の免税を選択し、キャリーオーバー・ベース・ルールを適用する以外は、1014 条に定めるステップ・アップ・ベースが 2010 年およびそれ以降に復活する。
- ・遺産の遺言執行人が 2010 年に死亡した被相続人に対して、2010 年法以前の法律（キャリーオーバー・ベース・ルールであるが、遺産税は課されない）を適用されるよう特別に選択しなければ、1022 条のキャリー・オーバー・ベースが 2010 年において廃止される。
- ・2011 年から以降、生存する配偶者の遺産は、その配偶者の亡くなった相手方の使用しなかった遺産税控除額を使用することができる。これには死亡した最初の配偶者の遺産側の選択が必要である。

2001 年法が起点となっている次の点のような改正は、2010 年法においても適用され続けることになる。

・州の死亡税に対する遺産税の控除<sup>8</sup> (deduction) は 2012 年を通して適用されるが、2012 年 12 月 31 日より後に亡くなった被相続人の遺産には適用されない。その日より後に死亡

---

<sup>8</sup> 内国歳入法 2058 条.



した被相続人に対しては、州死亡税控除<sup>9</sup> (state death tax credit) が適用される。

・ 適格な保全地役権<sup>10</sup> (conservation easement) の控除に関して地理的な要求 (distance requirement) の廃止は 2012 年 12 月 31 日まで恒久的なものとされた。

・ 世代跳梁税の規定の下での生前の間接跳梁 (lifetime indirect skip) は、2012 年 12 月 31 日までは世代跳梁税控除のみなし (自動的な) 配分<sup>11</sup>が適格であるとされる。

・ 通常の順序ではない、使用していない世代跳梁税控除の遡及的な配分は 2012 年 12 月 31 日までは利用可能であるとされる<sup>12</sup>。

・ 2642 条(a)項(1)の世代跳梁税規定による適格な分割 (qualified severance) は 2012 年 12 月 31 日までは利用可能であるとされる。

・ 遺言執行人による延長申請を認める世代跳梁税緩和規定については、(1) 移転者の世代跳梁税の控除額の申請の不注意による誤りを訂正するため、または、(2) 移転者が全ての世代跳梁の配分に関する規定に (相当部分は従ったが) 完全には従うことはなかった部分を訂正するため、2012 年 12 月 31 日までは認められる<sup>13</sup>。

・ 遺産が遺産税の分割支払いに適合するためには、2013 年 1 月 1 日より前に死亡した被相続人の遺産に対しては、被相続人が死亡時に保有していた非公開会社のパートナーもしくは株主の最大人数が 45 人でなければならない<sup>14</sup>。

ATRA によって EGTRRA のサンセット条項が廃止になった結果、2012 年 12 月 31 日より後に死亡したものの遺産、贈与、世代跳梁移転は、より低い控除額 (exclusion/exemption) とはならなかった<sup>15</sup>。これら控除額とは別に、ATRA は EGTRRA や 2010 年法の下で実施されていた条項のほとんどを恒久化した。従って死亡した配偶者の未使用の控除額 (deceased spousal unused exclusion: 以下「DSUE」と略す) の転用 (portability) の選択、相続資産のステップ・アップ・ベースの規定、納付済みの州の死亡税控除、世代跳梁移転の規定に関する緩和措置、遺産税の分割納付に対する適格性、そして保全地役権 (conservation easement) に対する遺産税の控除は恒久的なものとなった。死亡時のキャ

---

<sup>9</sup> 内国歳入法 2011 条。

<sup>10</sup> 内国歳入法 2031 条(c)項。

<sup>11</sup> 内国歳入法 2632 条(c)項(1)。

<sup>12</sup> 内国歳入法 2632 条(d)項(1)。

<sup>13</sup> 内国歳入法 2642 条(g)項。

<sup>14</sup> 内国歳入法 6166 条(b)項。

<sup>15</sup> 内国歳入法 2100 条および 2631 条。

リー・オーバー・ベースの適用のルールは 2010 年 1 年間のみの適用となり、そして遺産がキャリー・オーバー・ベースの適用を選択した場合のみになった。更に「適格同族企業持分 (Qualified Family Owned Business Interest : 以下「QFOBI」と略す)」の控除は永久に廃止され、また多額の遺産に対する 5%の付加税は導入されなかった。

ATRA によって廃止されるまで、EGTRRA のサンセット条項は、2010 年 12 月 31 日より後に死亡した被相続人の遺産、贈与、世代跳梁移転については、EGTRRA によってなされた全ての変更は「あたかも当該規定もしくは修正がなかったかのように、遺産、贈与、世代跳梁移転に適用される。」従って、遺産、贈与、世代跳梁移転税の条項は、EGTRRA の施行前の状態に復帰することが予定された。2010 年法はサンセット条項を 2013 年 1 月 1 日まで遅らせることによって、EGTRRA の条項の適用を 2013 年 12 月 31 日まで延長した。ATRA は EGTRRA のサンセット条項を廃棄することにより EGTRRA の変化のほとんどを 2013 年 1 月 1 日から恒久的なものにした。

EGTRRA は、連邦遺産税と世代跳梁税に関して 2009 年 12 月 31 日より後で、2011 年 1 月 1 日より前に死亡した被相続人に対して 1 年の間は廃止するというものを含んでおり、また、廃止前の期間に死亡した被相続人の遺産および行った贈与に関する遺産税システムについても多くの変更を行った。2010 年法は再び遺産税と世代跳梁税を復活させ、また EGTRRA によってなされた変更の多くは延長された。既述のとおり ATRA は 2010 年法のほとんどを恒久化させているが、EGTRRA、2010 年法および ATRA の主な条項を時系列に整理すると以下の通りとなる。

2001 年 :

- ・ 保全地役権 (conservation easement) の控除に関して地理的な要求 (distance requirement) の一時的に中止された。
- ・ 世代跳梁税の控除のみなし、もしくは遡及的配分が許可された。
- ・ 世代跳梁信託の適格な分割 (qualified severance) が利用可能となった。
- ・ 世代跳梁税控除の配分の期日に関する評価のルールが最終的に改訂された。
- ・ 世代跳梁税控除配分の遅延した選択に関し、また、規定の相当な遵守に関して緩和措置が取られた。

2002年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：50%。
- ・大規模な遺産に対する付加税が廃止された。
- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の適用可能な控除額：100万ドル。
- ・州の死亡税控除（credit）は以前の法律の額の75%に減額された。
- ・遺産税の分割納付に関する規定が緩和された。

2003年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：49%。
- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の適用可能な控除額：100万ドル。
- ・州の死亡税控除（credit）は以前の法律の額の50%に減額された。

2004年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：48%。
- ・遺産税、世代跳梁税の適用可能な控除額：150万ドル。
- ・世代跳梁税の控除のインフレーション調整が終了する。
- ・贈与税の控除額：100万ドル。
- ・州の死亡税控除（credit）は以前の法律の額の25%に減額された。
- ・QFOBIの控除は廃止された。

2005年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：47%。
- ・遺産税、世代跳梁税の適用可能な控除額：150万ドル。
- ・贈与税の控除額：100万ドル。

2006年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：46%。
- ・遺産税、世代跳梁税の適用可能な控除額：200万ドル。
- ・贈与税の控除額：100万ドル。

2007年－2008年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：45%。
- ・遺産税、世代跳梁税の適用可能な控除額：200万ドル。
- ・贈与税の控除額：100万ドル。

2009年：

- ・遺産税、贈与税、世代跳梁税の最高税率：45%。
- ・遺産税、世代跳梁税の適用可能な控除額：350万ドル。
- ・贈与税の控除額：100万ドル。

2010年：

- ・遺産税は復活した。
- ・遺産税の最高税率：35%。
- ・遺産税の適用可能な控除額：500万ドル。
- ・贈与税は35%の税率で適用されており、控除額は100万ドルである。
- ・「修正された」キャリーオーバー・ベース・ルールは廃止された。代わってステップ・アップ・ベースに代わった。
- ・特別な遺言執行人の選択（2010年に死亡した被相続人のみに利用可能）は、2010年法の前の遺産税が適用可能で、キャリー・オーバー・ベース法となる（遺産税は課税されないが、キャリー・オーバー・ベースが適用される）。
- ・世代跳梁税は復活した。
- ・世代跳梁税の最高税率：0%。
- ・世代跳梁の控除額：500万ドル。

2011年：

- ・遺産税の最高税率：35%。
- ・遺産税の適用可能な控除額：500万ドル。
- ・贈与税の最高税率：35%。
- ・贈与税の適用可能な控除額：500万ドル。
- ・ステップアップ・ベース・ルールの適用。

- ・ 世代跳梁税の最高税率：35%。
- ・ 世代跳梁の控除額：500 万ドル。

2012 年：

- ・ 遺産税の最高税率：35%。
- ・ 遺産税の適用可能な控除額：512 万ドル（インフレ調整後）。
- ・ 贈与税の最高税率：35%。
- ・ 贈与税の適用可能な控除額：512 万ドル（インフレ調整後）。
- ・ ステップアップ・ベース・ルールの適用。
- ・ 世代跳梁税の最高税率：35%。
- ・ 世代跳梁の控除額：512 万ドル（インフレ調整後）。

2013 年：

- ・ 遺産税の最高税率：40%。
- ・ 遺産税の適用可能な控除額：525 万ドル（インフレ調整後）。
- ・ 贈与税の最高税率：40%。
- ・ 贈与税の適用可能な控除額：525 万ドル（インフレ調整後）。
- ・ ステップアップ・ベース・ルールの適用。
- ・ 世代跳梁税の最高税率：40%。
- ・ 世代跳梁の控除額：525 万ドル（インフレ調整後）。

2014 年：

- ・ 遺産税の最高税率：40%。
- ・ 遺産税の適用可能な控除額：534 万ドル（インフレ調整後）。
- ・ 贈与税の最高税率：40%。
- ・ 贈与税の適用可能な控除額：534 万ドル（インフレ調整後）。
- ・ ステップアップ・ベース・ルールの適用。
- ・ 世代跳梁税の最高税率：40%。
- ・ 世代跳梁の控除額：534 万ドル（インフレ調整後）。

2015年：

- ・遺産税の最高税率：40%。
- ・遺産税の適用可能な控除額：543万ドル（インフレ調整後）。
- ・贈与税の最高税率：40%。
- ・贈与税の適用可能な控除額：543万ドル（インフレ調整後）。
- ・ステップアップ・ベース・ルールの適用。
- ・世代跳梁税の最高税率：40%。
- ・世代跳梁の控除額：543万ドル（インフレ調整後）。

2016年：

- ・遺産税の最高税率：40%。
- ・遺産税の適用可能な控除額：545万ドル（インフレ調整後）。
- ・贈与税の最高税率：40%。
- ・贈与税の適用可能な控除額：545万ドル（インフレ調整後）。
- ・ステップアップ・ベース・ルールの適用。
- ・世代跳梁税の最高税率：40%。
- ・世代跳梁の控除額：545万ドル（インフレ調整後）。

2010年の遺産税廃止に至る経緯については第2章で検討したわけであるが、上記のように2001年から2016年までの制度の変化の程度は、極めて激しいものであり、長い期間に一度だけ発生するという遺産税の性格から考えると課税の公平性（この場合は水平的公平性の欠如となろう）に問題があると言わざるを得ない<sup>16</sup>。これは第7章で検討する第二次世

---

<sup>16</sup> 2000年以降も経済学や租税法の研究者の間で遺産税や贈与税の研究はなされてきたが、その内容はGraetz and Shapiro(2005)の様に遺産税廃止に関するものが多数を占めている。例えば2001年のナショナル・タックス・ジャーナル誌(National Tax Journal)ではノースカロライナ州立大学のロビー・ソイヤース(Roby B. Sawyers)教授は、2001年法に関する2つの代替案について議論しており(Sawyers(2001))、またミシガン大学のジョエル・スレムロッド(Joel Slemrod)教授らは2001年法に至る議論の過程を整理している(Gale and Slemrod(2001))。またスレムロッド(Joel Slemrod)教授とコロンビア大学のウォイチェフ・コプチュック(Wojciech Kopczuk)教授らは遺産税の申告書を分析することにより遺産税の弾力性について研究している(Kopczuk and Slemrod(2003))。2000年代は申告書などの事実に基づいた遺産税そのものの評価を議論

界大戦後の日本における相続税の展開と対照的である。日本の場合は、シャープ勧告が存在し、その「理論と哲学」により課税の公平性等が保たれた訳であるが、米国の場合は、そのような支柱となる「理論と哲学」が存在しないために、このような本来、緩やかに改訂すべき性格の税が、激しく変動したのである。

2013年1月2日にオバマ大統領が2012年法（ATRA）に署名したことにより、2001年のEGTRRA制定以来の、遺産税と贈与税関係での不安定な状況にとりあえずは終止符を打ったことになる。遺産税と贈与税関係の税額を決定する際には被相続人の資産を評価する必要がある。その際に大きな問題となるのは非公開会社株式の評価である。株式を上場している公開会社の場合は、市場での株価を参考に評価額を決定すれば良いが、非公開会社の場合はそのような指標は存在しないからである。それでは遺産税等の税額に大きな影響を与える非公開会社株式については如何に評価すべきか、を次に検討していくこととしよう。

### 第3節 非公開会社株式の評価と経営意思決定

現在における非公開会社株式の評価に関する現状について分析する前に、遺産税における非公開会社株式と経営の意思決定について議論したい。第2章で紹介したハーバード・ビジネス・スクールのキース・バタース（Keith Butters）教授らの著書『課税の効果：企業合併（Effects of Taxation: Corporate Mergers）』は、遺産税と二重課税そして中小企業における合併の間の直接的な関係について調査している。同書によると中小企業の所有権が遺産の一部として移転された場合、遺産税は移転後すぐに支払わなければならない。非公開会社の所有者は、遺産に対し死亡税を支払う十分な利益を獲得し、十分な流動性を保持するよう持分を流動化させる圧力にさらされている。遺産税の負担は中小の独立企業の消滅や同じ業界のより大きな企業と合併することになり、自由競争を妨げる経済的な集中を促進させる結果となっているとしている。つまり、遺産税支払いのための流動性確保

---

する研究が見られる（同様のものとして Kopczyk and Saez(2004)参照）。2010年以降の研究では、英語版が2014年に公刊されたフランス人の経済学者であるトマ・ピケティ（Thomas Piketty）の著書『21世紀の資本（Capital in the Twenty-First Century）』が注目される。同書は富の集中とその分配の妥当性について議論したものであり世界的に話題となったものである。この富の分配の妥当性については遺産税との関連で今後も議論されていくことになろう（その一例として Kopczyk(2015)参照）。

が非公開会社の所有者をしてその売却や他の会社との合併を進めるきっかけであると示している訳である<sup>17</sup>

この流動性確保に加えて、バタース教授らは、財務省が遺産税のために設定した非公開会社の株式の評価における不確実性は、そのような会社が売却される第二の要素となっていると指摘している。この動機はしばしば同族企業が売却される大きな理由として指摘されてきた。この問題に関する1950年の有力経済誌（The Commercial and Financial Chronicle）の記事に次のようなものがある。

「明らかに課税庁が主張する価値が高ければ高い程、より多くの税が集められることになる。つまり我々の政府が税収を求めれば求めるほど、彼らは必然的にできるだけ高い価値を主張するわけである。多くの場合、政府の主張は非現実的でありかつ幻想的な程、高いものである。このことを政府は明らかに意識的に行っており、高い死亡税が今日、多くの中小企業を破壊しているという事実には目を向けていない。（中略）

これは全て、非公開会社が独断的な高い課税評価に対して弱点を持っているという問題が現実であるという事実、そして現在の高い遺産税率のことで、そして高い所得税率のために個人が相当な額の流動性を蓄積することが不可能なことと合わせて考えた時に、多くの家族保有の会社とその一部もしくは全部を強制的に売却もしくは清算される結果になっているという事実を強調する結果となっている。

その結果、我々の現行の事業承継税（succession tax）の課税システムは中小企業を一つずつ除去しており、中小企業をして清算や、通常はより大きな会社へ売却する原因となっている。同時に連邦政府の議員は「中小企業」に対して口ではその福祉に関しての大きな関心を示しているのである。<sup>18]</sup>

評価の不確実性はバタース教授らのインタビューの中で、中小企業の持ち主がそれを売却する要素であるとしばしば語られてはいるが、程度に関してはこの記事の筆者ほど強くはなかった。彼らのインタビューによる調査の大抵は、評価の不確実性は、流動性といった他の租税的な売却の要因や多くの税とは関係のない動機の次に位置していた<sup>19</sup>。

---

<sup>17</sup> Butters, Lintner and Cary (1951) pp.37-38.

<sup>18</sup> Hackett(1950) p.26.

<sup>19</sup> Butters, Lintner and Cary (1951) pp.72-73.



しかし非公開会社の所有者の頭の中に、評価の不確実性の問題が影を落とすのには 2 つの理由がある。一つには非公開会社におけるまとまった単位の株式の評価に関する不確実性の範囲が非常に大きいということである。(表 3-1) はしばしば直面する評価の不確実性の程度を示唆している<sup>20</sup>。

---

<sup>20</sup> (表 3-1) に掲げられている裁判事例は、財務省と納税者、および裁判所の評価の違いを示す目的で任意に選択している。システマチック・サンプリング (systematic sampling) の手続きを用いている訳ではないが、選択されている裁判事例はしばしば発生している広い差異を適切に示している。これらはこの目的のためだけにリストアップされたものである。以上のことは (表 3-2) および (表 3-3) に関しても言えることである。

(表3-1)			
非公開会社評価の事例			
裁判事例	納税者による主張	課税庁による主張	裁判所の判断による評価
スターンによる上訴 (Appeal of Stearns (1925) 1 BTA 1252)	\$300.00	\$351.94	\$351.94
ウォルターによる上訴 (Appeal of Walter (1925) 2 BTA 453)	130.00	170.00	170.00
フィッシャーによる上訴 (Appeal of Fisher (1926) 3 BTA 679)	125.00	185.00	162.98
ケネディによる上訴 (Appeal of Kennedy (1926) 4 BTA 330)	339.44	489.10	463.84
シュロスによる上訴 (Appeal of Jos. Schroth (1926) 5 BTA 326)	175.00	300.00	225.00
サミュエル・オーウェンスの遺産 (Est. of Samuel T. Owens (1927) 19 F. (2d) 362)	110.00	140.00	110.00
ジョナス・フィッシャーの遺産 (Estate of Jonas Fisher (1928) 9 BTA 1314)	89.06	93.08	93.08
ロバート・ホルトの遺産 (Estate of Robert L. Holt (1928) 14 BTA 564)	282.94	319.00	319.00
ミムナー対合衆国 (Mimnaugh v. U.S. (1928) 66 Ct. Cl. 411)	0.00	170.00	170.00
ペンドレトンの遺産 (Estate of A.S. Pendleton (1930) 20 BTA 618)	150.00	400.00	400.00
ハンスコムスの遺産 (Estate of Edw. E. Hanscom (1931) 24 BTA 173)	50.00	100.00	100.00
スー・ホームズの遺産 (Estate of Sue E. Holmes (1931) 22 BTA 757)	160.00	400.00	245.00
フレドリック・コックの遺産 (Estate of Frederick A. Koch (1933) 28 BTA 363)	100.00	453.00	453.00
スタウンントンの遺産 (Estate of Frederick N. Staunton (1933) 29 BTA 376)	150.00	857.00	150.00
ブルック対ウィルクッツ (Brooks v. Willcuts (1935) 78 F. (2d) 270, aff'g 9 F. Supp. 19)	140.00	175.00	175.00
ローズ・シューメイヤーの遺産 (Estate of Rose L. Schurmeier (1938) D. Ct. Minn. ; 23 AFTR 1246)	25.00	125.00	80.00
アルバート・ウィションの遺産 (Estate of Albert Graves Wishon (1941) 42 F. Supp. 359)	640.00	1,023.95	640.00
ヘンリエッタ・ウィションの遺産 (Estate of Henrietta Emory Wishon (1941) 42 F. Supp. 359)	540.00	838.36	540.00
バート・トルラーの遺産 (Estate of Bert A. True (1943) 51 F. Supp. 720)	7.50	10.00	9.70
リジー・オルニーの遺産 (Estate of Lizzie F. Olney (1946) Par, 138 P-H Memo TC)	676.00	1,100.00	855.00
引用 : Butters, Lintner and Cary (1951) p. 87.			

二番目には、遺産税の規模は資産の過大評価によって大きく影響されるということである。これはその過大評価の程度を超えて影響するということである。つまり資産が過

大に評価されるかもしれないという恐れは、関係者の遺産税支払いのための資金の手当てや遺産や相続人の他のキャッシュ・ニーズの計画を極めて困難にさせることになる<sup>21</sup>。

企業が直面する変化の要素は数が多いため、市場性のない資産の過大評価による遺産税の増加の程度がどの程度かを特定することは難しい。しかしその関係は（表 3-2）および（表 3-3）に良く示されている。この 2 つの表は、次のような簡単な推定の上に作成される。つまり(1) 遺産は市場性のない資産のみによって構成されている、(2) 標準の 60,000 ドルの控除（exemption）を除いて控除は存在しない、(3) 配偶者控除によるアドバンテージは取れない、(4) 市場性のない資産の「真実の価値」は、この価値に対する課税と過大評価の変化の程度に対応する課税と比較可能なように決定されることができるとする<sup>22</sup>。

（表 3-2）は、遺産増加の全ての規模に対する遺産税が、過大評価の割合と比較して大きいことを示している。この関係は勿論、税の累進課税の構造を反映している。遺産税の増加割合は特に遺産金額が低い規模の階層において顕著である。その理由はその規模の階層において累進の度合いがより急だからである。しかしながら遺産金額が低い規模の階層における課税が早い割合で増加していくことの意義は、そのような規模の階層の平均税率が、特に資産の過大評価が低い場合は比較的低いということによって調整が取れている。このことは（表 3-3）において示されている。この表は過大評価の変化の程度によって計算された税額が真実の価値の何パーセントであるか、を示している。この（表 3-3）において最も留意すべきことは、非常に大きな遺産に対する税率は、資産の過大評価が著しい場合においてその資産の真の価値に近づくか、もしくはその 100%を超えることもあるということである<sup>23</sup>。

この表を理解するために付け加えておくと、過大に評価された資産のために増額された遺産税を支払うために遺産に保有される流動性資産は、過大な評価により実際に増額された金額より多いであろうということである。1950 年法の緩和条項<sup>24</sup>が適用されない限りは、これらの追加の流動性資産は市場性のない資産の過大評価により、それ自体が遺産税の課税対象となり、それがより高い税率の階層へ押し上げることもさへある<sup>25</sup>。

---

<sup>21</sup> Butters, Lintner and Cary (1951) p.86.

<sup>22</sup> Id at pp.88-89.

<sup>23</sup> Id at p.89.

<sup>24</sup> 1950 年法は非公開会社の株式を売却する際の所得税課税を緩和する等を行っている。

<sup>25</sup> Id at p.89.

(表3-2)						
課税対象遺産の過大評価による連邦遺産税の増加割合						
純遺産の真実の価値(*)	真実の価値への遺産税額	過大評価の変化の程度による遺産税の増加割合				
		10%	25%	50%	100%	
\$100,000	\$4,800	45.8%	127.1%	272.9%	581.3%	
250,000	47,700	15.7	39.4	81.3	165.2	
500,000	126,500	12.6	33.2	67.7	139.9	
1,000,000	303,500	12.5	31.7	65.7	139.3	
2,500,000	968,800	13.4	34.1	70.9	150.9	
5,000,000	2,430,400	13.7	34.6	71.1	148.6	
10,000,000	6,042,600	12.7	31.8	63.7	127.4	
(*) 60,000ドルの控除 (exemption) 前の値である。						
(表3-3)						
課税対象遺産の過大評価の場合の平均連邦遺産税率						
純遺産の真実の価値(*)	真実の価値への税率	過大評価の変化の程度による平均税率 (真実の価値に対する割合で示している)				
		10%	25%	50%	100%	
\$100,000	4.8%	7.0%	10.9%	17.9%	32.7%	
250,000	19.1	22.1	26.6	34.6	50.6	
500,000	25.3	28.5	33.7	42.4	60.7	
1,000,000	30.4	34.1	40.0	50.3	72.6	
2,500,000	38.8	44.0	52.0	66.2	97.2	
5,000,000	48.6	55.3	65.4	83.2	120.9	
10,000,000	60.4	68.1	79.7	98.9	137.4	
(*) 60,000ドルの控除 (exemption) 前の値である。						
引用 : Butters, Lintner and Cary (1951) p. 88.						

また市場性のない資産をその真実の価値または公正な市場価格で売却することは難しいかもしくは不可能なことである。このような場合、その所有者が死亡前に、もしくは彼の死亡後に遺言執行人が、より低い価値で売却することによって遺産税支払いのための資金を用意するために、市場性のない資産を清算せざるを得ないと感じるまでに追い込まれるかもしれない。死亡前の売却は市場性のない資産をその所有者の課税対象遺産から除去することに繋がり、そして死亡後 12 ヶ月以内、つまり代替的な評価日においての真実の販売は評価目的のための公正な市場価格の確実な資料となるのである<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> Id at pp.89-90.

違う角度から上記の事実を分析すると、所有者の行動は、実際には財務省の政策よりもむしろ彼がその政策をどのように信じるか、もしくは恐れるか、によって決められることになる。この区別は重要である。何故ならば多くの所有者が自らが実際に財務省から受ける扱いよりも、はるかに厳しい扱いを受けると予想しているからである。更に市場性のない資産の所有者が、財務省が通常はその評価が合理的であると確信した場合でも、自分の場合は不幸にして勝手に高く評価されるかもしれないという思い込みに苛まれることがあるかもしれない。1回限りのギャンブルにしては利害が大きいので、個人は彼の遺産が不合理な取扱いを受けるリスクが比較的低いにも関わらず、特に彼の家族の資産がそれによって危険にさらされる場合には、何もしないという訳にはいかないのである<sup>27</sup>。

以上のように遺産税の支払いのための非公開会社株式の評価とその会社の売却や合併といった大きな経営上の意思決定とは小さからぬ関係が指摘できる。そして非公開会社の創業者など大株主が、その死亡時に巨額の遺産税を課されるのを避ける目的で信託を設定することは米国ではしばしば行われていることである。この信託を設定することによって遺産税を節税し、事業承継を円滑にする実例、スキームに関しては第4章で分析することになる。そして非公開会社の多くは中小企業であるが、規模が小さな企業の場合は誰が経営権を握るか、という問題が特に重要であると考えられる。信託を利用した場合の経営権の留保という状態では課税条件はどのように異なってくるか、是非公開会社株式の所有者にとって興味あるところであろう。この問題については第5章で検討することになるのである。

さてバタース教授らの著書『課税の効果：企業合併』が出版されたのは現在から60年以上も前のことであるが、現在の非公開会社株式の評価は如何なる状況にあるかを次に分析していこう。

#### 第4節 非公開会社の評価

米国においては遺産税および贈与税における非公開会社の評価に関して、画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていない。そのため、裁判上又は学説上、評価に関する様々な主張が議論され、検討の対象となっている<sup>28</sup>。この遺産税に関する非公

---

<sup>27</sup> Id at p.90.

<sup>28</sup> この点は日本において、「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日付直資56）とい

開会社の評価に関しては、経営コンサルタントのシャノン・プラット (Shannon P. Pratt) とアリナ・ニクリータ (Alina V. Niculita) による著書『企業評価：非公開会社の分析と評価 (Valuing a Business: The Analysis and Appraisal of Closely Held Business)』が 5 版を重ね、代表的な資料とされている。またプラットと租税裁判所の上級判事であるデビッド・ラロ (David Laro) の共著『企業評価と連邦税 (Business Valuation and Federal Taxes)』も豊富な事例を掲載しているので以下はこれら彼らの著書を参考に遺産税に関する非公開会社の評価のあり方を議論していきたい。米国の非公開会社の評価についてはデビッド・ラロ (David Laro) が「常に評価に関する担当判事の意見を読むように<sup>29</sup> (Always read the opinions on valuation that were written by the judge handling the case)」と記しているように、多くの意見が示される分野である。判例分析が特に重要な項目であろう。つまりわが国の場合は評価会社を大会社、中会社、小会社と区分し、それぞれに評価方法を定めている (財産評価基本通達 178) が、米国の場合は会社の規模を明確に区分してそれぞれに評価すると言う仕組みを有していないのである。また日本の研究に関しては東北大学の渋谷雅弘教授による詳細かつ網羅的な研究<sup>30</sup>が存在する。従って、ここでは特に渋谷教授の研究以降の判例動向に主に焦点を当てて分析することにする。

## 第 1 項 評価システムの歴史

米国の場合、非公開会社の評価に関しては日本と比較して詳細に規定が定められている。その内容に入る前にまずその歴史について触れておきたい。

財務省通達 (Revenue Rulings) の目的は 1913 年 3 月 1 日もしくは他の時点における無形資産の価値を決定する方法に関する情報を提供しているが、具体的には内国歳入庁が公表した A.R.M.34 (Appeals and Revenue Memorandum) などに従うことになる。この A.R.M.34 は 1920 年に米国憲法修正 18 条を受けて作成されていて、その目的は 1913 年 3 月 1 日における醸造所や醸造業に関わるビジネスによって失われた無形資産の価格を算定する公式を提供するものである。また A.R.M.34 を発行した後に、その一部を修正した A.R.M.68 が発表されている<sup>31</sup>。

次に評価を行う上での業界団体も組織されるようになっている。1936 年に設立さ

---

う、資産評価のための画一的ルールが存在しているのと対照的である。

<sup>29</sup> Laro (1999) p.9.

<sup>30</sup> 渋谷 (1994)。

<sup>31</sup> Laro and Pratt (2011) pp.358-359.

れた米国技術鑑定協会（American Society of Technical Appraisers：ASTA）と1939年に設立された技術評価協会（Technical Valuation Society：TVS）が合併して1952年には米国鑑定協会（American Society of Appraisers：以下「ASA」と略す）が設立されている。ASAはデラウェア州に設立された非営利団体であり、全ての分野における評価者の効果的な専門職団体を目指すものであり、現在まで続いている<sup>32</sup>。

特に非公開会社の評価に関しては1978年には非公開会社の評価を専門とする企業評価協会（Institute of Business Appraisers：以下「IBA」と略す）が設立されている。このIBAの目的とするところは、専門教育と専門性の認定であるとされる<sup>33</sup>。またASAにおいてもその組織内に1981年に専門教育を目的とする企業評価委員会（business valuation committee）を設けている<sup>34</sup>。米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：以下「AICPA」と略す）も会計の専門家である公認会計士のために1997年に企業評価資格（Accredited in Business Valuation：ABV）を設定し専門能力を高める仕組みを提供している<sup>35</sup>。

このような環境の中、財務省通達（Revenue Rulings）などの規定も整備されることになる。1959年には現在の評価の基礎というべき財務省通達59-60が発表されている。この規定は評価においては全ての要素を考慮しなければならないとし、いくつかの手法を掲げながらも特定の手法を採用していない。原則としてこの規定は遺産税と贈与税にのみ適用されることとされた。1968年には財務省通達65-192が発表され、無形資産にたいしては他の方法が利用できない場合にのみ、公式法（formula approach）が用いられるとしている。1977年に発表された財務省通達77-287は、連邦証券法上、転売が禁止された株式の評価について扱っている。そこでは考慮すべきいくつかの要素と比重について記されている。

これらの規定は1980年代になるとより詳細に規定されるようになる。1983年に出された財務省通達83-120は、優先株式（preferred stock）の評価についてガイドライン

---

<sup>32</sup> Leet (2001) p.6. なお、米国における公的な評価・鑑定は1890年代から1900年代初頭に発生している。当初の努力は、業務分野の識別、組織の構造、教育や倫理上の基準および評価業務にたいする公的な認知を得ることにあつた。Id at p.5.

<sup>33</sup> IBAのホームページから平成25年10月11日に引用。

<http://www.go-iba.org/aboutus.aspx>

<sup>34</sup> Leet (2001) p.57.

<sup>35</sup> AICPAのホームページから平成25年10月11日に引用。

<http://www.aicpa.org/InterestAreas/ForensicAndValuation/Membership/Pages/OverviewoftheAccreditedinBusinessValuationCredential.aspx>

を提供している。また 1993 年の財務省通達 93-12 は、合計するとその会社における支配権を有することになる家族メンバー間の株式持分の移転は、株主間の家族関係のためだけでは支配持分と評価はできないであろうと認めている。この結果、少数持分による割引は未だに同族の経営者に有効である。2000 年代には、ある資産の公正な市場価格は制限されたマネジメント・アカウント (restricted management account: RMA) 契約による割引を含まないという内国歳入庁の立場を明記した財務省通達 2008-35 が発表されている。今後の金融取引の複雑化などを考えると、これらの規定に関しては、今後もより精密なものが発行されることは間違いないであろう。

## 第 2 項 非公開会社株式価格を評価するガイドライン

### 第 1 ガイドラインの種類

非公開会社 (closely held business) 株式における評価の基本的なガイドラインは内国歳入法 (Internal Revenue Code)、財務省規則 (Treasury Regulations)、財務省通達 (Revenue Rulings)、技術アドバイス意見書 (Technical advice memoranda)、私的通達書 (private letter ruling) に規定されている。

歳入法は非公開会社 (closely held business) 株式における評価を 2013 条(b)に規定している。内国歳入庁に関わる、全ての贈与、遺産および所得税における評価の基準は、公正な市場価値である。公正な市場価値とは、売買に関して何の制約がなく、また、両者が事実について合理的な知識があるという環境下において、買い手 (willing buyer) と売り手 (willing seller) との間における資産の取引の価格である<sup>36</sup>。

---

<sup>36</sup> 連邦租税裁判所 (Federal Tax Court) は遺産税や贈与税に関しては、公正な市場価値を価値基準として適用しているが、州の裁判所においてはどの基準を適用すべきか、の問題に直面することがある。「パトリア・キングの遺産 (In re the Estate of Patricia D. King)」の事例においては、ミネソタ上訴審 (Minnesota Court of Appeals) は、信託を経由した 2 人の受取人に均等に分配された少数株主持分の価値を、公正な市場価値か、もしくは投資価値 (investment value) によって決定しなければならなかった。この事例ではその 2 人の内の 1 人に非公開会社の経営権を与えることになっていた。信託の受託者は公正な市場価値によって測定した。しかしながら、受取人のひとりには異議を申し立て、被相続人の均等な分配という意思を尊重するならば、その持分は投資価値を基準に算定されるべきであると主張した。その異議申立人は、他の受取人は会社の経営権を取得しており、このことは公正な市場価値の手法によると相当な価値を操作出来ることになり、均等な分配という意図を侵害することになると指摘した。このミネソタ上訴審は、被相続人が信託資産を受益者に均等に分配するという指示は見当たらないとして、この議論を拒否し、加えて投資価値基準の適用は受益者に与えられる同じ株式に異なる価値を算定する結果になることも理由として挙げられた。少なくとも仮定としては、経営を行おうとするの



ガイドラインにとって次に重要な法源は、歳入法に関する内国歳入庁による解釈が記述されている財務省規則である。各々の規則は、その関連する歳入法の条文と同じような番号が付されている。Regulation Section 20.2031-2(f) は、株式 (corporate stock) を網羅し、Regulation Section 20.2031-3 はビジネスにおける法人化されない組織の権利 (unincorporated interest) について網羅している。同様に贈与税については Regulation Section 25.2512-2(f) および Regulation Section 25.2512-3 がある。

財務省通達 (Revenue Rulings) は、財務省規則ほどは高い規範性を有しない。財務省通達は、財務省規則の改正を必要としないような、一般的な状況の場合に対して、ガイドラインを作成している。非公開会社の株式 (common stock) の評価に対しては財務省通達 59-60 に規定している。

他の形式の歳入庁による意見は、技術アドバイス意見書 (Technical advice memorandums : 以下「TAMs」と略す) および私的通達書 ((private letter rulings:以下「PLRs」と略す) という形で発行される。それらは納税者が個別の問題に関して歳入庁からの意見を求めたものである。TAMs は、特定の問題に対する解釈が歳入庁により提起された場合である。これら TAMs および PLRs は、判例として引かれることはなく、個人の納税者のためのものであるが、歳入庁がある問題に対してどのように考えているのかを知る良い事例となっている。

当然のこととして税務の事例に対しては、裁判所が最終的な管轄を担っている。財務省通達、TAMs および PLRs によって取られている解釈・立場は、ひとつ、もしくは複数の反対の立場を取る通達によって覆されることがある。米国租税裁判所 (U.S. Tax Court)、連邦地方裁判所 (Federal District Court) および連邦上級裁判所 (Court of Federal Claims) のシステムは、贈与税および遺産税の評価問題を含む全ての事例について受け付けることになっている。他の連邦税の問題と同様に、これらの事例も適切な上級審 (Federal District Court) さらには最高裁判所 (Supreme Court) へと上訴できる<sup>37</sup>。

---

に必要な株式は、経営を行おうとする受取人にとって大きな価値を持つであろう。従って、裁判所は、論理的に極端になるため、投資価値法は論理的かつ公平に資産を、同じ持分を持つことになる受益者に分配しようとする者には著しい困難さをもたらすと結論付け、受託者はそのような評価の罠 (trap) を避けるような配慮が必要であるとしている。連邦制を採用する米国では、各州における判断は必ずしも連邦とは完全に一致はしていないということであろう。In re the Estate of Patricia D. King, 668 N.W.2d 6 (Minn. App. 2003).

<sup>37</sup> 各州においてはそれぞれ別の裁判所のシステムが存在している。

財務省通達 59-60 は、後に定められた財務省通達によって修正もしくは補完されている。財務省通達 77-287 は、市場性の欠如について適切な割引を決定する基準を示すことで財務省通達 59-60 を補完している。それはまた連邦証券法 (federal securities laws) 下で制限される上場証券についても適用される割引に対してもガイドラインを提供している。財務省通達 83-120 は、優先株式 (preferred stock) の評価についてガイドラインを提供している。財務省通達 93-12 は、合計するとその会社における支配権を有することになる家族メンバー間の株式持分の移転は、株主間の家族関係のためだけでは支配持分と評価はできないであろうと認めている。この財務省通達 93-12 によると、少数株主持分の家族間の移転は、通常、評価目的のためには少数株主と取り扱われるという歳入庁の主張は、法廷では長い間、歳入庁側の敗訴が続いていると示されている<sup>38</sup>。

分析担当者が、「公正な市場価格」としての価値基準を用いる場合は、これらの規則の要求には従うべきである。しかしながら遺産税および贈与税のために持分を評価する場合には、分析担当者は、常には「典型的な」公正市場価格に従っているわけではない 2703 条および 2704 条の特別評価のルールを知らなくてはならない。これらの鍵となる条文やこの分野における最近の重要な判例法を知らないことは、低い評価につながることになる。この条項は、財務省通達 59-60 および関連する通達における、いくつかの点において注意を促すことになる。

財務省通達 59-60 の 3 条の「評価へのアプローチ」は、一般的に、公開の市場が投資家の合意が最も良く反映されていると指摘し、「同じもしくは類似のビジネスに従事している企業の株式が自由で公開の市場で取引されている価格」を価値の基準として提案している。その条文はまたその評価は、会社の外部の経済的要因と同様に内部要因の結果として変化できると認めてもいる。同条項は評価に影響を与えている要素の複雑性とその不確実性の程度を強調している。公正な市場価格は、事実の問題であり、状況に依存している。従って公式というものは適用できなくて、評価する者はしばしば意見において乖離を感じる

---

<sup>38</sup> 財務省通達 93-12 には、Estate of Bright v. United States, 658 F.2d 999 (5<sup>th</sup> Cir. 1981) の事例が詳述されている。そこでは、被相続人の株式持分における分割不可能な共有財産 (community property) と、被相続人の生存する配偶者の同じ株式の分割不可能な共有財産と併せて会社株式の 55% という支配勢力を構成する。裁判所は、共有持分は分割する権利の対象となるので、被相続人の持分は発行済株式の 27.5% と等しく、それ故、その持分は被相続人の配偶者が遺言信託の委託者として所有されているけれども、少数持分として評価されるべきである、としている。また、Propstra v United States, 680 F.2d 1248 (9<sup>th</sup> Cir. 1982) 参照。

ことになる。それは厳密な科学ではなく、常識と十分な情報による判断および合理性がそのプロセスにはなければならない。

財務省通達 59-60 の 4 条の「考慮すべき要素」は、非公開会社の評価に関して考慮すべき 8 つの鍵となる要素を列挙し、それぞれを詳述している。贈与税と遺産税に関わるとの評価においても、評価担当者は、評価のプロセスにおいて、この 4 条をレビューし 8 つの要素を網羅しているか確認することになる。

財務省通達 59-60 の 4.02 (c) 条は、「株式ひと株当たりの帳簿価格を計算するにあたって、投資タイプの資産は、その市場価格と調整後の帳簿価格に基づいて再評価すべきである」と記している。資産価値を調整するべきであるというこの要請が、必ずしも営業資産ではなくて、特に「投資タイプの」資産に適用されることを認識することが重要である。

4.02 (d) 条は、考慮すべき損益計算書は、「典型的な期間 (representative period)」にすべきであるとしている。つまり評価する者は循環項目と非循環項目、営業所得と投資所得を分離するべきであるとその条項は指摘している。また、同条は、所得のパターンに傾向がある場合は、より近い日にちにウェイトを置くべきであるとしている。

4.02 (h) 条は、同じもしくは類似の営業の公開企業の株価が考慮されるべきで、対象となる株式と最も比較対象となる企業の分析に極力注意すべきであると、再度強調している。

## 第 2 ガイドライン企業選択に関する裁判事例

ここでしばらく類似企業選択についての裁判所の事例について検討していくこととしよう。用いるガイドラインの会社の数に決められたものはない。しかしながら、それぞれの単一の会社に関しより多くのデータが集まり、また対象会社と選択したガイドラインの会社との間の類似性がよりある場合は、ガイドラインの会社として選択する会社は少なくとも受け入れられる。「ヘックの遺産対長官<sup>39</sup> (Estate of Heck v. Commissioner)」の事例において、租税裁判所はひとつだけの類似会社の使用を、「測定対象会社との類似性が下がるので、必要とされる類似会社の数は増加する」と指摘し、拒否した。この事例において、鑑定者は 2 つの類似企業を議論したが、彼は実際にはひとつしか用いていなく、そして裁判所は両方の会社を対象会社とは類似していないと判断した。この事例では、裁判所はマー

---

<sup>39</sup> Estate of Richie C. Heck v. Commissioner, T.C. Memo 2002-34 (February 5, 2002).

ケット・アプローチの利用を拒否した。

「ライヒャーの遺産対長官<sup>40</sup> (Estate of Leichter v. Commissioner)」の事例では、原告および被告、両者とも輸入者および卸売販売会社に対して類似会社を用いている。裁判所は歳入庁のアプローチを、用いられたガイドラインの会社が対象会社とは類似していないという意味で批判している。

「ヘス対長官<sup>41</sup> (Hess v. Commissioner)」の事例では、非公開会社の株式の価値が問題となっている。歳入庁の専門家によるガイドライン企業の分析では、彼は対象会社をガイドラインの会社と比較する株価収益率 (P/E ratio) に専ら依拠している。納税者は株価収益率の採用は間違っていて、価値を算定するには株価収益率は「粗い測定法」であり、対象会社とガイドライン会社との持分の段階、課税レベルそして減価償却レベルを考慮しないものであるとしている。裁判所は、歳入庁の専門家のガイドライン会社の方法は、追加の類似企業の測定を加えた方が、より完全で説得力があるものになるだろうとしている。しかしながら裁判所は、株価収益率は企業評価の分野において良く認められた手法であることは明白であって、株価収益率への依拠そのものは誤りではないとも示している。企業そのものが比較できない場合は、公開企業の株価収益率と非公開会社のそれとは比較されない。

一定の収益構造を持つ会社の株価が、同じ収益構造を持つ他社の株価と同じかどうかは、経営方針、経営能力、過去の業績そして配当方針などの多くの要素に依っている。納税者はガイドラインの会社は測定対象会社と比較しないことを提案したが、裁判所は歳入庁の専門家が分析において用いた4つのガイドラインの会社の内、2社は業績のベンチマーク先として用いられ、また4つの内、3社は納税者の専門家によって、その市場類似法において用いられていると指摘した。従って、裁判所はガイドラインの会社は適切に調整されると対象会社と比較可能であると示している。

「ヘンドリックソンの遺産<sup>42</sup> (Estate of Hendrickson)」の事例では、租税裁判所は、納税者の選択したガイドラインの銀行の株式評価を受け入れ、歳入庁の専門家によって選択された株式評価を却下した。歳入庁の専門家はその第一の選択基準として地理的要因を用いたものである。加えて全ての選択された会社は対象企業よりも著しく大きく、多様なサービスを提供しており、多くの支店を構えていた。租税裁判所は納税者の専門家による選

---

<sup>40</sup> Estate of Natalie M Leichter v. Commissioner, T.C. Memo 2003-66 (March 6, 2003).

<sup>41</sup> Hess v. Commissioner, T.C. Memo 2003-251 (August 20, 2003).

<sup>42</sup> Estate of James Waldo Hendrickson v. Commissioner, T.C. Memo 1999-278 (Aug. 23, 1999).

扱は、規模や対象会社とより類似している営業の性格において「著しくより正確である」と性格づけたのである。

財務省通達 59-60 は、ガイドラインの会社は対象会社と「同じか類似の」営業であるべきであるとしている。「ガロの遺産<sup>43</sup> (Estate of Gallo)」の事例では、十分に比較できるガイドラインとなる公開企業の醸造会社 (wineries) がなかったため、原告、被告、双方の専門家は、蒸留業者 (distilleries)、醸造所 (breweries)、ソフトドリンク会社そして知名度のある食品会社を用いている。「ホールの遺産<sup>44</sup> (Estate of Hall)」の事例では、ホールマーク社 (Hallmark) と同様な公開企業であるグリーティングカード (greeting card) 会社はひとつしかなく、従って租税裁判所はパーカー・ペン (Parker Pens) のような高いシェアを持つ消費財メーカーのグループを採用した。

### 第3 様々な要素を調和すべきウェイト (Weight to be accorded various factors)

5条の「様々な要素を調和すべきウェイト (Weight to be accorded various factors)」の所では、売上は営業会社 (operating companies) を評価する上において最もウェイトを置いて調和すべきであるとし、また持株会社 (holding companies) を評価する上では資産価値に最もウェイトを置くべきであると指摘している。評価者は対象企業の適正な価値を決める観点からこのことにウェイトを置く必要がある。

この条項はまた、資産は、それが営業会社を評価する要素である場合は、市場価値に調整すべきと記している。家族保有の投資会社にとって、ひと株当たりの価値と保有する資産価値を比較は、市場価格の、クローズドエンド型の投資信託ファンド (closed-end funds) や他の投資会社の純資産価値に対する割合に基づいてなされる。なぜならばそのようなファンドに含まれるような会社は定期的に市場価格を公表しているからである。例えば不動産保有会社で非公開会社の場合は、ひと株当たりの価値を、公開不動産保有会社を参照することによって算定することは容易なことではない。多くの不動産会社が保有する不動産の市場価値を公表しないからである。しかし、現在では保有している資産の市場価値 (および純資産価値の合理的な見積もりを提供する外部のアナリスト) を公表している会社が十分にあるので、市場価格の、調整後の資産価値に対する率が掲載された会社の一覧表が、非公開投資会社の株式を評価する上でのガイドを提供するために作成されることができる。

---

<sup>43</sup> Estate of Mark S. Gallo v. Commissioner, 50 T.C.M. 470 (1985).

<sup>44</sup> Estate of Hall v. Commissioner, 92 T.C. 312 (1989).

この点は徐々に改善され企業価値の算定が用意になってきていると言えよう。

#### 1. 資本率 (capitalization rates)

6条の「資本率」は公開株式について更に言及し、適切な資本率は、経済環境のため、企業間および時間によって変化する。

#### 2. 要素の平均 (average of factors)

7条の「要素の平均」は、様々な要素の普遍的な数学的な配分システムの利用の代わりに、すべての状況で適用を推奨されている。その理由は、「数学的な配分システムは他の重要な要素の活動的な考えを締め出す」からということである。しかしながら数学的な配分は、評価者や裁判所においてしばしば用いられている。

#### 3. 制限的合意 (restrictive agreement)

8条の「制限的合意」は、遺産税評価目的のために拘束されるために、買戻条項 (buy-sell agreement) の下、固定された価格は、その株式保有者の死亡時および生涯を通して拘束されなければならないとし、「被相続人の権利を、適切な評価以下で意図する対象者に渡す手段」ではないとしている。

#### 4. ガイドラインの要約

既に述べたように財務省通達 59-60 は 50 年以上も前に書かれたものであるが、非公開会社の普通株式を評価する基礎的基準とプロセスにおいて一定の枠組みを示している。それは少しの修正と拡張を行うだけで、時代の変化に耐えることができるものである。

にもかかわらず、そのプロセスの性質はどうしても多くの主観性と不合意の余地を残している。評価者、歳入庁および裁判所による解釈は一貫性を欠いている。不確かな部分に対して明確な定義を与えることが、ガイドラインの目的ではない。納税者としてはデビッド・ラロ (David Laro) が「常に評価に関する担当判事の意見を読むように」と記しているように、特に裁判例を注視すべきであろう。

### 第 4 手法の選択に関する裁判事例

それぞれの手法を選択するために考慮すべき相対的な一定の事実、どの手法を

採用すべきかの参考となる。

例えば、1993年における「ジャンの遺産 (Estate of Jung)」の事例においては、租税裁判所は、ガイドラインにある公開企業法よりも割引キャッシュフロー法 (Discounted Cash Flow: 以下「DCF」と略す) を採用した。その判決文では次のように述べられている。

「この事例においては、我々は DCF 法がジャン社 (Jung Corp.) を測定するのに市場類似法 (market comparable approach) より信頼できると信じている。類似会社がジャン社と同じ製品ミックス (健康と柔軟織物) を持たないため、市場類似法は当該事例においてはうまく機能しない。<sup>45)</sup>

1999年の「ラコー対長官 (Rakow v. Commissioner)」の事例では、租税裁判所は内国歳入庁の専門家の DCF 法を納税者が主張した市場アプローチを退けて採用し、経営権の不足による 31%の割引を適用した<sup>46)</sup>。

また贈与税が問題となった「ヘス対長官 (Hess v. Commissioner)」の事例では、租税裁判所は、納税者の DCF による価値とガイドラインの公開企業のアプローチによる価値と歳入庁の取引前の DCF、純資産とガイドラインの公開企業のアプローチによる価値との差を区分している。租税裁判所は、企業の将来の所得が比較的予想不可能な場合、もしくは評価の結果が仮定の小さな変化にも左右される場合は DCF 法への比重は小さくされるべきであると結論付けた。しかし裁判所は DCF 法は評価のプロセスにおいて考慮すべきであるとは指摘している<sup>47)</sup>。

「ドッカーリー対長官 (Dockery v. Commissioner)」の事例では、租税裁判所は割引配当法 (discounted dividend method) によって得られた評価を採用した。当該裁判所はまた、割引配当法によって得られた値に対して、アナリストが適用した経営権の欠如と市場性の欠如を合わせた 40%の割引を行うことを受け入れている<sup>48)</sup>。

「ジェムソンの遺産 (Estate of Jameson)」の事例では、持株会社における支配所有権 (controlling ownership interest) と主な資産としての木材が関係している。租税裁判所は、資産ベース・アプローチが「企業の機能が営業というより、持株会社であり、保有す

---

<sup>45)</sup> Estate of Mildred Herschede Jung v. Commissioner, 101 T.C. 412 (1993).

<sup>46)</sup> Rakow v. Commissioner, T.C. Memo 1999-177 (May 27, 1999).

<sup>47)</sup> Hess v. Commissioner, T.C. Memo 2003-251 (August 20, 2003).

<sup>48)</sup> Dockery v. Commissioner, T.C. Memo 1998-114 (Mar. 19, 1998).

る資産の公正な市場価値と比較して収入が比較的少ないという、この事例においては、最も理論的である」としている<sup>49</sup>。

清算 (liquidation) 対継続企業の見通し (prospects) の問題は、極めて価値のある資産を保有しているファミリー・リミテッド・パートナーシップ (family limited partnership) のような組織にとって重要となる。その関連する州法とパートナーシップ契約は、この決定に関し大きな役割を果たすことになる。例えば、「ライヒャーの遺産対長官<sup>50</sup> (Estate of Leichter v. Commissioner)」の事例では、鑑定者は、当該企業は清算価値に比べて継続企業の方が価値が低いという意見を述べている。租税裁判所はその鑑定者が、このような状況下において売り手が清算しないことを選択する理由を説明しなかったことを批判している。好例は良く引用される「ワッツの遺産<sup>51</sup> (Estate of Watts)」の事例で、大量の価値ある材木を保有し、製材工場と合板工場を運営しているパートナーシップにおける経営権のない株式持分を取り扱っている。歳入庁は清算ベースを用い、納税者は継続企業ベースで算定している。これは拘束力のあるパートナーシップ契約により、裁判所は「清算すべき合理的な理由はなかった。従って我々は原告の継続企業ベースの評価を採用する」と結論付けた。従って裁判所は、納税者の専門家が算定したガイドラインによる公開企業の評価方法を採用し、市場性の欠如による 35%の割引を行っている。このファミリー・リミテッド・パートナーシップそのものについては、第6章で詳しく分析することになる。

反対に「マクファーランドの遺産<sup>52</sup> (Estate of McFarland)」の事例では、租税裁判所は継続企業ベースにおいてのみのパートナーシップの持分の評価の提案を否定している。「ワッツの遺産」の事例とは異なり、租税裁判所は被相続人の遺産における持分に対する受託者は、被相続人の死亡に際してパートナーシップを継続する義務ではなくて、権利を保有しているのとした。

「ファーマンの遺産対長官<sup>53</sup> (Estate of Furman v. Commissioner)」の事例においては、租税裁判所は歳入庁のアナリストによる評価を全て否定し、納税者の専門家の評価

---

<sup>49</sup> Estate of Helen Bolton Jameson v. Commissioner, T.C. Memo 1999-43 (Feb. 9, 1999), vacated and remanded by 267 F.3d 366 (5<sup>th</sup> Cir. 2001).

<sup>50</sup> Estate of Natalie M Leichter v. Commissioner, T.C. Memo 2003-66 (March 6, 2003).

<sup>51</sup> Watts v. Commissioner, 51 T.C.M. 60 (1985), aff'd No. 86-8504 U.S. App. (11<sup>th</sup> Cir. Aug. 4, 1987).

<sup>52</sup> Estate of Vera M. McFarland v. Commissioner, T.C. Memo 1996-424 (Sept. 19, 1996).

<sup>53</sup> Furman v. Commissioner, T.C. Memo 1998-157 (Apr. 30, 1998). なお、この事例は後の「キーパーソン不在の割引」のところで詳細に検討される。



を用いた。納税者の専門家は、(1) イボットソン社 (Ibbotson) のデータを用い経済的所得を資本化する手法 (capitalized economic income method) と(2) EBITDA (earnings before interest, taxes, depreciation, and amortization : 以下「EBITDA」と略す) の両方を用いた。裁判所は EBITDA の倍数 (マルチプル) を用い、専門家の価格の倍数を 5.0 から 6.0 へ修正している。専門家は少数株主持分に対しては 30%の割引、市場性欠如のために 35%の割引を適用している。裁判所は、合計で 40%の割引を認め、納税者の専門家によって主張されたキーパーソン割引 10%を加えることとしている。

これらの事例は企業を評価する際に、清算価値を考慮する重要性を示している。また事業承継を考える非公開会社の経営者は、自社の株式における将来の価値上昇を後継者に移転したいと考える場合があるかもしれない。そのような場合のエステート・プランニングには資産凍結という手段が用いられる。この「資産凍結」というのは、「資産における将来の価値上昇を、譲渡人によって移転税の課税なしに譲受人に移転させる試み<sup>54</sup> (an attempt by a transferor to shift future appreciation in an asset to transferees without incurring a transfer tax)」というものである。この資産凍結に関して大企業デュポン社の創業ファミリーにおける事例を第 4 章に分析することとする。第 2 章では遺産税をめぐる連邦議会の対応を検討した訳であるが、この資産凍結に関する規定も 1980 年代後半に制度が数度に渡って改正され、連邦議会で数多の議論がなされている。その議論も実は第 2 章の連邦税の場合と同じ特徴を有しているわけであるがその議論は第 6 章に分析することとしよう。

第 3 項 3 年の贈与税の時効に鍵をかける。

1997 年法 (Taxpayer Relief Act of 1997) は 6501 条(c)項(9)を修正し、3 年の時効は、納税の有無に関わらず、「当該贈与が贈与税申告書に適切に開示されている場合」には贈与税の申告書の提出を開始点とすることとした。

著名な遺産税専門の弁護士であるロナルド・オーカット<sup>55</sup> (Ronald Aucutt) によると「最も典型的な贈与、特に現金や市場性のある株式は価値が変化しない間に、非公開会社株式のようなより複雑な贈与が贈与税申告書を準備するにあたって細心の注意が必要と

---

<sup>54</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.758.

<sup>55</sup> ヴァージニア州に本拠を置く法律事務所であるマクガイヤー・ウッド (McGuireWoods) のパートナーである。

され、より公的な評価が必要とされるようになった。<sup>56</sup>」という。1999年12月3日に発行されたこの事項に関する内国歳入庁の規則(Regulation)は1997年8月5日より後の全ての贈与に適用される。つまり次の要件が必要とされる。

報告書を準備する評価者に関して：

1. 評価者は対外的に当該業務に従事していることを公表し、常時行っているものでなければならない。
2. 評価者は評価対象資産の評価に関して資格を有する者である。
3. 評価者は贈与者、受贈者、または当該家族や当事者の従業員であってはならない。

評価報告書の内容に関して網羅すべき事項：

1. 評価の日付
2. 移転の日付
3. 評価の目的
4. 資産の概要
5. 評価方法も含む、採用した評価内容の記述
6. 打ち立てた前提の記述
7. 考慮した仮説条件の記述
8. 存在する制限の記述
9. 利用者が再計算するに十分な全ての財務情報を含む、評価を決定する上での情報
10. 分析、意見そして結論の裏付けとなる理由
11. 評価分析に用いられた特定の比較対象となる取引
12. 評価をする際に何の割引もしない当該組織の100%の公正な市場価値または組織によって保有される資産(これらの情報が持分の評価決定において関係がないか、もしくは重要である場合)

#### 第4項 挙証責任の納税者から内国歳入庁への転換

クリントン大統領によって1998年7月22日に署名された1998年法は挙証責任

---

<sup>56</sup> Aucutt(1999) pp.6-7.

を「納税者が自らの立場を支える『説得力のある証拠』を示した場合は」納税者から内国歳入庁への転換させる条項を含む 7491 条を含んでいる。

租税裁判所では納税者は原告または「起訴人」である。従って評価の問題に関しては、7491 条が規定する利益は別として、評価に関する事実関係の問題の範囲において納税者は挙証責任（証拠提出責任）を負う。原告と被告である内国歳入庁の双方が挙証責任を果たした場合、その後に租税裁判所が関連する全ての事実に基づいた評価に関する意思決定をする時点になっては、租税裁判所の説得責任（burden of persuasion）が問題となってくる。つまり租税裁判所は究極的にはそれぞれの裁判において自らの評価判断を下さなければならないということである。

7491 条を適用しない場合、内国歳入庁が主張している税額不足という更正に関する反論可能な推論（rebuttable presumption）を許すことになる<sup>57</sup>。

納税者は資料、会議、面接、情報そして証人に関して内国歳入庁の要求に協力すべきである。公正な市場価格を形成する上で納税者は、所有権の贈与もしくは遺産としての移転を伴う非公開持分の適時かつ合理的な評価を得なければならない。

ここでひとつ裁判例を紹介しておこう。住宅設備関連で著名なコーラー社（Kohler Company）が関わった件では、代替評価日におけるフレデリック・コーラー（Frederic C. Kohler）の遺産によって保有される会社株式の公正な市場価値の決定が要求された。その遺産では代替評価日を選択し、4,701 万ドルという申告書を提出している。これに対して歳入庁は代替評価日におけるコーラーの持株会社の公正な市場価値を 14,450 万ドルと評価した。当事者たちは未解決の贈与税におけるコーラーの株式の価値を、決定されている遺産税のコーラーの株式の価値を基準に決定することを取り決めた。また両当事者はおのおのの事例におけるコーラーの株式の異なる種類のひと株あたりの価値は、遺産税の事例におけるコーラーの株式の価値を考慮に入れた公式を基準に決定すべきであるということに合意している。

ここで裁判所は全ての挙証責任の転換の要求は満たされたと判断した。歳入庁長官は、当該遺産側は、ある開示要求を拒否する申し立てを行ったので十分には協力していないと議論したが、裁判所は、当該項目は遺産側としては裁判とは関係のない、秘密で私的な営業上の情報に関しての正当な関心を示しただけであると結論した。一度、租税裁判所が遺

---

<sup>57</sup> Tax Court Rule 142, Danville Plywood Corp. v. U.S., 16 Cl. Ct. 584 (1989).

産側の査問を拒否する申し立てを却下した際、遺産側は被告側が要求した資料を大量に提出していたのである。従って、裁判所は、その資料の一部である膨大な図表は歳入庁が誤っていることを示していると判断した。よって、挙証責任は歳入庁に転換されている<sup>58</sup>。

## 第5項 遺産税および贈与税計画における評価問題

### 第1 家族資産の会社、LLC またはパートナーシップへの移転

既に検討したファミリー・リミテッド・パートナーシップに限らず、様々な家族の資産を相続人に移転させる前に家族が支配する持株会社へ移転させることは考慮する価値がある。監督の中央集権化、債権者に対する個人割合の低下、より円滑な事業承継の確保そして経験不足の相続人による資産浪費のなど、その移転の経営目的は別にしてエステート・プランニングをする上での有利さは指摘できる。資産としては上場証券、不動産、美術品、コインまたは色々な収集品など多くが考えられる。資産保有会社（クローズドエンド型投資会社や不動産投資信託（REIT）などのような資産）の公的に取引されている証券は、基礎となる資産価値よりも低い価格で売却されているので、同じように家族が支配している会社の持分もすべきである。この種類の非公開会社の持分は市場性の欠如により更に価値が割引されている。

もちろん、このような方法で家族のエステート・プランの目的も持つ家族保有の会社を設立する意思決定をするにおいて、割引価値の正当化は真実なもので、操作的に行ったものではないということが理解されなければならない。つまり資産のポートフォリオにおける分割できない持分で構成される家族保有の会社、もしくはLLCの少数持分の贈与を受けた後継者は資産における支配を持たないということである。15%の資産を保有していることと15%の資産保有会社の持分を持っていることは別のことである。清算や資産の移転、配当、そして他の様々な支配を実行する権利は受贈者には行かない。この点においては所得税の要素も加味すべきで、税法の専門家の知識が重要な部分である。これらの仕組みに関して贈与者が理解した場合に、家族が所有する持株会社は総合的なエステート・プランとして節税の特徴を持つことになる。

この手法の延長に、課税されないパススルー組織であるSコーポレーションやLLCそしてリミテッド・パートナーシップへ家族の資産を集中させることがある。エステ

---

<sup>58</sup> Herbert Kohler et al. v. Commissioner, T.C. Memo 2006-152, 2006 Tax Ct. Memo LEXIS 156 (July 25, 2006).

ート・プランニングを効果的にするために、少数株主持分の移転や資本再編に関する次の項のように家族の資産をパートナーシップや LLC に置くことがある。

## 第 2 適時の少数株主持分への移転を通しての課税額最小化

一般的に言って資産税を最小化させるためのエステート・プランニング手法は、株式の価値が比較的低い時期に移転することと最も価値が低いように構成する移転であることを意味している。より早く会社の価値が向上すればする程、継承者に早く、価値が上がる前に株式を移転させることがより重要となってくる。しかしながら、当該ビジネスが周期的な性格を持つ場合は、移転の時期が会社の価値の周期的な谷（低迷期）である可能性もあることは注意が必要である。

構成に関しては、最良の手法は通常、移転を小さな少数株主持分の連続として計画することである。最初に、結婚している夫婦は、28,000 ドル（贈与者一人あたり 14,000 ドル<sup>59</sup>）までの価値のものを、送りただけの数の受贈者に連邦贈与税なしに贈ることができる。しかしながら一定以上の規模の資産の移転に関してより重要なことは、本稿の時点の法と裁判所のルーリングの下では、支配株主のひと株当たり価値と比較して、少数株主持分はひと株当たりの価値が割引されるということである。非公開会社における少数株主持分は、課税目的には、公開企業としての潜在的市場価値を見積もり、その後に市場性の不足により割り引くことによって評価する。一般的に言って、少数株主持分の規模が小さければ小さいほど、この方法は適用可能である。純粋な結果としては、非公開会社の持分の移転は、事実と環境を考えると、割引されない会社全体の支配価値よりもはるかに大きな割引を得ることになる、ということだ。

家族が企業の支配権を保有している場合に、家族関係が少数株主持分の移転に対し意義を唱える唯一の理由ではないという財務省規則（Revenue Ruling）93-12 を内国歳入庁は認めただけでも、内国歳入庁はまだこの問題に対して神経質である。いくつかの少数株主持分は、時々、相対的な所有権による支配の不足と市場性の不足のため、より小さな割引しか値しない場合もあるので、ひとつの家族が支配している会社のための一連の贈与におけるそれぞれの贈与について、評価者は全ての事実と環境を評価すべきである。これは

---

<sup>59</sup> 2013 年、2014 年の場合。Rev. Proc. 2012-41、IRB 2012-45、539 Rev. Proc. 2012-35、IRB 2013-47、October 31, 2013.

所有権の相対分布（いわゆる「浮動票（swing vote）」問題<sup>60</sup>）か、またはひとりもしくは複数の取締役を取締役会に送る能力、そしてそれ故に会社の運営に影響を与えるいくつかの要素のためであろう。

### 第3 キーパーソン（key person）の欠如

評価者はしばしば社長、創業者またはビジネスの鍵となる人物の欠如または喪失が、遺産に含まれる非公開会社の評価に対するインパクトという問題に直面することがある。この状況で、会社価値、ひいてはその株式の価値が企業のマネジメント上の鍵となる人物、すなわち「キーパーソン」の欠如により損なわれている可能性を調査することは合理的である。

このキーパーソン欠如は当然、内国歳入庁も理解しており、財務省通達 59-60 の 4.02 条において次のように規定している。

「所謂『ワンマン（one-man）』ビジネスの経営者の喪失、特に当該企業の後継となるべく人材が育っていない場合、そのようなビジネスの株式価格に対して否定的な影響を持っている。それ故、この種のビジネスの株式を評価するにおいて、将来の経営への期待に対する経営者喪失の影響および事業承継の潜在性の欠如は考慮すべき重要な項目である。他方、経営者の業務の喪失を、一部もしくは全部、相殺する要素も存在する。例えば、ビジネスや資産の性質が経営者の喪失を問題としない場合もある。更に喪失が生命保険により適切にカバーされたり、後継経営者が前任の業務を考慮して採用されたりする。これらの要素、もしくは他の相殺要素が見つかった場合は、企業の株式を評価する際の経営者の喪失に対して注意深く考慮しなければならない。」

更に『内国歳入庁は上訴事務所職員向け手引書（IRS Valuation Training for Appeals Officers Coursebook）』でもキーパーソン割引について下記のように議論している。

---

<sup>60</sup> 内国歳入庁は、この「浮動票」問題を全国事務所技術アドバイス意見書（National Office Technical Advice Memorandum (Letter Ruling 9436005, May 26, 1994)）の中で説明している。

「・キーパーソンとはビジネスへの貢献が顕著であり、将来の収益レベルが当該個人の喪失により否定的に影響されることが確実な人物である。

・財務省通達 59-60 は多くの種類のビジネスにおいて、キーパーソンの喪失は価値に否定的な影響を及ぼすことは認めている。

・裁判所はその否定的な影響をキーパーソン不在による割引を適用することによって説明している。キーパーソン不在による割引を適用するかどうかを決定するにおいて、次のようないくつかの要素を決定しなければならない。

- ① 当該個人は実際に会社の利益レベルに責任を負っているかどうか。
- ② キーパーソンが存在している場合に、当該人物は適切に交代できるかどうか。

個人は企業の創設者であり支配している役員かもしれないが、それが直ちにキーパーソンであるという事にはならない。収益は特許や著作権または長期の契約によってもたらされているのかも知れないからである。特別の専門性や最近の経営判断に関する証拠が示されるべきである。最後に実際に収益が減少したかどうか分析するために、次の年の財務諸表を検討しなければならない。多くの状況において、所謂キーパーソンの喪失は収益の増加に終わっているようである。

従業員数の観点からの会社の規模というのもまた重要である。従業員数が多ければ多いほど、ひとりの人間の貢献が会社収益の歴史に対して果たした責任はより大きかったという事を示している。

キーパーソンが存在するところにおいても、当該個人が適切に交代可能な場合もある。長期間働いている他の従業員が経営管理的な役割を果たせるかどうかに関して考慮すべきである。場合によっては会社はキーパーソンの生命保険を保有するかもしれない。そしてその保険金によって一定期間の亡くなったものに関係する収益を補い、有能な後継者の配置を可能にするかもしれない。

キーパーソンの不在による割引を反映する定められた割合やフォーマットなどはない。そ

れぞれの場合の事実と状況に基づくだけである。<sup>61</sup>」

この手引書でも示しているように、価値の低下が実際に起きているかは事例により異なる。「キーパーソン」の欠如による割引や減損を正当化する上で、次の要素は調査されなければならない。第一に評価者は、死亡した役員の実際の責任と業務の範囲を決定しなければならない。「キーパーソン」は多分、会社に対して日常ベースの経営責任と長期的な関係と同業の産業内における分析に基づいた戦略的な判断を果たしているであろう。第二に評価者は後継となる経営者の能力を調査する。組織力のある企業においてはこの能力を保持している。これは後継案が実際に存在していたことを推定させるものである。しかしながら、多くの企業保有者は、全ての意思決定が蜘蛛の巣のように「キーパーソン」に集中する組織をつくりがちである。つまり組織のダメージの程度は「キーパーソン」の突然の死亡と関係しているということである。第三に評価者は、「キーパーソン」に代わる人物を採用する場合に必要な給与を計算する。第四に評価者は会社に当該会社の業務に不慣れな役員を採用してくることによる潜在的コストの増加をこれまでの係数の計算に対して加える。これらのリスクは、評価者が会社の競争力または財務内容の複雑性もしくは不安定さを調査するとさらに増幅される。これは、非公開会社によくある事であるが、被相続人が会社の債務の個人保証人になっている場合は特に当てはまることである。これらのリスクは将来における売上のロスや利益マージンの低下、または個人保証の欠如による借り入れコストの上昇といった係数で示されることになる<sup>62</sup>。

また損失を埋め合わせる、少なくとも 2 つの相殺要素がある。ひとつは被相続人に払っていた給与や手当などで、支払いは当然、停止することになる。もうひとつは「キーパーソン」が加入していた生命保険で、会社が受取人になっているものである。「キーパーソン」の損失の見積もりは、ある事例にとって適切な評価方法と直接的に関係してくる。つまりそれは標準化した収益による方法、または株価収益率倍数を調整する方法、もしくは将来キャッシュフローの見積もりにおいて減算する方法、によって求めることになる。さもないければ、当該損失は、市場性欠如による割引と同様に、分離した項目として会社の評価額から減算する事ができる。「キーパーソン」の死亡が原因での損失額についての公的市場における株式価格からの証拠は、下落の大きさは状況により変化することを示している。一般的

---

<sup>61</sup> Internal Revenue Service(1998) pp.9-11 – 9-13.

<sup>62</sup> Pratt and Niculita (2008) pp.650-651.



に、公開企業はより大きく、また柔軟な職業的マネジメントチームを持ち、従って、ひとりの「キーパーソン」の損失をより良く吸収する事ができる<sup>63</sup>。

#### 第4 キーパーソン不在の割引に関わる裁判の動向

それでは次にこのキーパーソンの欠如に関する裁判例を検討していくことにする。「ミッチェルの遺産対長官<sup>64</sup> (Estate of Mitchell v. Commissioner)」において、裁判所は、遺産税目的のためには評価における死亡時点基準の考えが重要であると判示している。なぜならば、評価は「移転された資産」に焦点を当てる必要があるからである。このことは死亡時には、当該会社はポール・ミッチェル氏の従事はなかったのである。そして(a) 裁判所はミッチェル氏をまさにキーパーソンであると判断した、(b) 当該会社全体を取得した申し立てられた役員は、ミッチェル氏のこれからの仕事に依存していた、従って(c) 経営の深さにおいて決定的な不足が見られたことを理由に、裁判所は当該会社の企業価値に対して10%の割引を認めたのである。

この判決におけるキーパーソンの要素についての議論は興味深いので紹介しよう。

「私たちはミッチェル氏の死亡のジョン・ポール・ミッチェル・システム社 (John Paul Mitchell Systems : 以下「JPMS」と略す) へのインパクトを考える。ミッチェル氏は JPMS を、有力な流通業者であり、ヘアスタイリストそしてサロンのオーナーへと成長させた。彼は同社の製品開発、マーケティングそして訓練において極めて重要であった。さらに彼は美容業界におけるファッションの傾向を予想できる独特の視野を持っていた。よって JPMS の組織的な未熟さとも相まって、ミッチェル氏の喪失が JPMS の将来に関して不確実さをもたらしたことは確実である。」

従って、JPMS 社の株式について、その企業価値を 150 百万ドルと計算した後に、裁判所は、15 百万ドルを控除して 135 百万ドルと算定した。これは当該遺産の少数株主持分、市場性の欠如、そして訴訟リスク等を計算する前の値である。

また「フェルドマーの遺産対長官<sup>65</sup> (Estate of Feldmar v. Commissioner)」にお

---

<sup>63</sup> Id at p.651.

<sup>64</sup> Estate of Mitchell v. Comm'r, 250 F.3d 696, 2001 U.S. App. LEXIS 7990 (9<sup>th</sup> Cir. 2001).

<sup>65</sup> Estate of Feldmar v. Comm'r, T.C. Memo 1988-429, 56 T.C.M. (CCH) 118.

いては、裁判所は最終的に 25%という割引率に到達したことを次のような言葉で説明している。

「ユナイテッド・エクイタブル・コーポレーション (United Equitable Corporation: 以下「UEC」と略す) は 1972 年に被相続人によって創立された。会社の歴史を通して、被相続人は UEC の日常業務において深く関与していた。被相続人は UEC の革新的なマーケティング手法と新製品・新サービスの創造または発掘において独創的な役割を果たした。

会社はひとりの人間の業務に著しく依存してきており、そして当該人物は死亡のためもはや会社のための業務を遂行できない。従って投資家は、当該会社の株式を買う場合にキーパーソンの喪失が原因のために、公正な市場価格以下の、割引した価格を期待するであろうことを、我々は認めなければならない。これをキーパーソン割引というが、我々は被相続人であるミルトン・フェルドマー (Milton Feldmar) 氏は革新的な経営者であり、UEC の業績は彼の新しいマーケティング戦略と買収政策の実行に依存していたということを知るに至った。従ってキーパーソン割引が適切であると考ええる。

被告 (歳入庁長官) は、UEC の受けた被相続人の喪失による損失は、彼の生命保険金によって十分に填補されているので、キーパーソン割引は必要ないと主張している。しかしながら我々はそのような考えには賛成しない。UEC が被相続人の死によって得た生命保険金は、UEC の非営業資産 (non-operating asset) と考えた方が適切である。我々が UEC の株式価値を簿価対時価法 (market-to-book valuation method) を用いて評価する事によってその考えに基づいた評価を行っている。

UEC の場合、既に確立した経営構造を保持している事、もしくは UEC は死亡時の被相続人と同額の給与を用いて被相続人と同様に優秀な新しい経営者を雇用できた事を理由に、被告はキーパーソン割引を適用すべきでないと議論している。現在の経営陣に関して、(納税者側の専門家が) 面接を実行したところ、彼らは経営者として経験不足であり被相続人の不在により空席になったポジションを満たすには能力不足であることがわかった。また被告側の専門家も、現在の経営者が被相続人に代わる能力を示しているとの意見を示すものはいなかった。このような証拠から、我々は UEC にとって被相続人の喪失は評価日現在に

存在している経営者によって埋め合わせることはできないと結論づける。」

食品関係の会社における裁判事例も検討しよう。「ロドリゲスの遺産対長官<sup>66</sup> (Estate of Rodriguez v. Commissioner)」において、評価対象会社は、タコスやブリトーなどを提供するメキシコレストラン向けにとうもろこし、小麦粉のトルチーヤおよび皮を販売するロス・アミーゴス・トルチーヤ・マニュファクチャリング社 (Los Amigos Tortilla Manufacturing) であった。

内国歳入庁と納税者側のそれぞれの専門家が、キーパーソンの問題に関して異なった意見を示している。納税者側の専門家は税引前利益に被相続人が死亡した影響の金額を調節した。内国歳入庁の専門家はキーパーソンの喪失に関しては通常、収益還元率 (capitalization rate) を調整するとしているが、この会社の場合は、被相続人にかけて会社保有の 25 万ドルの生命保険があるので、調整するには及ばないとしている。加えて、内国歳入庁の専門家は被相続人の給与は新しい経営者への交代に使うことができるとしている。

裁判所は次のように納税者に有利な判断を示している。

「我々は、この事例におけるキーパーソンの喪失による調整が必要ないという内国歳入庁の専門家には賛成しない。歳入庁はロス・アミーゴス社が 25 万ドルの生命保険を受け取った事を理由に調整は不適切であると議論している。また歳入庁の証人は、被相続人の代替りの経営者の人件費は、被相続人の給与と同じなので、キーパーソンとしての被相続人の価値に対して何ら引当をしなかったと証言している。これらの議論は、被相続人のロス・アミーゴス社に対する重要性と彼の死のビジネスに対する否定的な影響を過小評価している。我々は、被相続人の喪失に対する調整が必要という納税者の主張に賛成する。

被相続人はロス・アミーゴス社にとって圧倒的な経営者であったことが証拠によって示されている。彼はビジネスの全ての面において長い時間を使い、指示してきた。彼の死亡時においてはロス・アミーゴス社の顧客と取引業者は、純粋に、またもつともな事であるがキーパーソンを失った同社の将来を心配した。実際、ロス・アミーゴス社は品質を維持できなく

---

<sup>66</sup> Estate of Rodriguez v. Comm'r, T.C. Memo 1989-13, 56 T.C.M. (CCH) 1033.

て、その最も大きな顧客の一つを失っている。その失敗は被相続人の死亡が原因である。ビジネスを運営していた被相続人なしで、利益は急速に下落した。加えて彼の後任になるための訓練は誰も受けていなかったのである。

ビジネスの利益獲得能力が過去と同様に将来にも合理的に予想される場合は、収益還元法（Capitalizing earnings）は適切な評価法であり、調整は必要ないであろう。しかし、当該事例のように、キーパーソンの死亡という大きな出来事が起き、ビジネスにおける収益獲得能力を明らかに減退させる結果となった場合は、利益は適切に調整されなければならない。計算の最後に割り引くよりもむしろ、会社の価値を決めるため、収益を還元する前に調整する方が、減退したビジネスの利益獲得能力を反映させるには適当である。我々は原告の専門家の主張するキーパーソンの喪失に対する利益の調整を適用する。」

複数の子会社を保有する持株会社の評価の事例も検討しよう。「イエーガーの遺産対長官（Estate of Yeager v. Commissioner<sup>67</sup>）」においては、被相続人はいくつかの子会社を持つ持株会社の支配株主（controlling stockholder）であった。裁判所はこの事例におけるキーパーソンの喪失に対して 10%の割引を決定した。その裁判において裁判所は次のように述べている。

「死亡時、被相続人は、カスケード・オリンピック（Cascade Olympic）、キャピタル・カスケード（Capital Cascade）そしてキャピトル・センター（Capitol Center）の社長、最高経営責任者そして役員であった。彼はこれらの会社の日常的業務に関与した唯一の役員であった。被相続人は、カスケード・オリンピックとその関連会社両方の営業にとって重要であった。」

被相続人が評価対象企業の主要な労働力でありながらも既述のようなキーパーソンの割引を加味しない事例も存在する。「ハンツマンの遺産対長官<sup>68</sup>（Estate of Huntsman v. Commissioner）」においては、租税裁判所は次のようにキーパーソン割引をほとんど議論なしに評価に対する最終的な調整としている。

---

<sup>67</sup> Estate of Yeager v. Comm'r, T.C. Memo 1986-48, 52 T.C.M. (CCH) 524.

<sup>68</sup> Estate of Huntsman v. Comm'r, 66 T.C. 861 (1976).

「被相続人の死亡時におけるアッシュビル・スチール社 (Asheville Steel Co.) とアッシュビル・サプライ社 (Asheville Supply Co.) の株式評価は、その収益と純資産価格に基づく場合、それぞれの会社において保険金を受領後の会社価値は、ひと株あたり 33 ドルと 11 ドルである。

買い手 (willing buyer) がこれら 2 つの会社の株式に払う実際の価格を決定するのにひとつの最終的な調整が必要である。被相続人はそれぞれの会社において主要な労働力であり、彼の死は明らかに 2 つの会社にとって株式の価値を低下させる出来事であった。しかしながら、両会社とも被相続人の業務を的確に受継ぐ事ができた優秀な経営者が存在していた。両専門家 (被告および原告) とともに被相続人の喪失を反映させるいくらかの割引を行わなければならないことは合意していた。我々は、被相続人の喪失を反映した公正な市場価格は、アッシュビル・スチール社とアッシュビル・サプライ社において、それぞれひと株あたり 29 ドル、10 ドルと算定した。」

評価の案件について共通することであるが、評価の意見および手法は、否定されないように、適切な証拠によって正しく立証されなければならない。当然ながらキーパーソン割引もまた十分に証明されなければならない。その証明に瑕疵があったとする事例を紹介しよう。

「リヒターの遺産対長官<sup>69</sup> (Estate of Leichter v. Commissioner)」の案件では、租税裁判所は、被相続人とその夫が運営する非公開の S コーポレーションの評価を審査した。被相続人の夫が長く当該会社の社長で、かつチーフ・セールスマンであり、会社業務の 80% から 90% の役割を担っていた。その夫は被相続人よりも数ヶ月早く亡くなった。内国歳入庁は当該遺産は会社の価値を低く評価していると主張し、裁判では、遺産側は自らは申告書において過大に評価していたと主張した (申告書では 200 万ドル以上と示していたが、裁判では遺産側は会社の公正な市場価値は 80 万ドルと主張した)。

その 2 つの遺産の専門家のうちの一人は収益還元法を含む様々な手法を用いて評価していた。これらの評価をするに当たって、彼は会社に対する被相続人の主人の死亡に関

---

<sup>69</sup> Estate of Leichter v. Comm'r, T.C. Memo 2003-66 (2003).

する損失を反映させるために、キーパーソン割引を適用した。彼は市場性の欠如による割引も適用し、当該企業の公正な市場価格は 863,000 ドルであると結論した。しかし、租税裁判所は、その専門家の評価において、キーパーソン割引と市場性の欠如を含む多くの間違いを発見した。そして裁判所は、その割引は重複して行われていると指摘し、専門家の評価の信頼性に疑問を投げかけ、結局、評価額は当初の申告書通りと決定している。

同様に「レニエールの遺産対長官<sup>70</sup> (Estate of Renier v. Commissioner)」の事例において、裁判所は「キーパーソン」割引を否定している。理由は事実関係の証拠など資料が不十分であるとしている。

## 第5 キーパーソンがまだ従事中の事例

以上の事例はキーパーソンが死亡したものであったが、キーパーソンが当該会社にまだ従事している事例をあげてみよう。「ファーマンの遺産対長官<sup>71</sup> (Estate of Furman v. Commissioner)」の事例においては、対象は 27 ユニットのバーガー・キング (Burger King) チェーンの少数株主持分の評価であった。裁判所は歳入庁の評価全体を否定している。その手法を否定する事は別として、ここでは裁判所は、歳入庁は実際には歳入庁が保有していないにも関わらず、ビジネス評価を遂行するための資格を持っていると主張している、と判示している。

納税者は評価において EBITDA (earnings before interest, taxes, depreciation, and amortization) の倍数 (マルチプル) を用い、少数株主持分に対しては 30% の割引、市場性欠如のために 35%、そしてキーパーソン割引で 10% を適用し、合計では 59.05% の割引とした。これに対して裁判所は EBITDA マルチプルを増額修正し、少数株主持分と市場性欠如については合わせて 40% の割引と決定し、合計では 46% の割引とした。

この裁判所の次の議論の、キーパーソン割引に関する部分は参考になると考える。

「1980 年の贈与と資本再編の時には、ロバート・ファーマン氏はファーマン社を積極的に運営しており、有効な後継策は存在しなかった。また同社は経営においてファーマン氏の後継となるような人物を雇用していなかった。ファーマン氏自らのバーガー・キングの代理店としての積極的な参加や経験、ビジネス上のネットワーク、そして高い評価がファーマン社

---

<sup>70</sup> Estate of Renier v. Comm'r, T.C. Memo 2000-298 (2000).

<sup>71</sup> Furman v. Commissioner, T.C. Memo 1998-157, 75 T.C.M. (CCH) 2206.

の価値向上に貢献していた。特に 1976 年における買収を可能にしたのはファーマン氏のネットワークであるし、彼は新しい店舗場所の選定やその建設、開業の管理に関して専門性があり、それらが同社をしてバーガー・キングの地域契約によって定められた拡大機会を享受できる要素となっていたのである。ファーマン氏の不慮の死亡、病気または辞任の可能性は、ファーマン社の営業と将来のキャッシュフローの価値の不確実性に繋がることになっていた。ファーマン氏に代わる専門の経営者の採用は可能であったが、次のリスクは解決されないうままであった。(i) 代替の人物が採用されるまでの経営者の不在、(ii) その専門の経営者がファーマン氏よりも高い給与を要求するリスク、そして(iii) その専門の経営者がファーマン氏ほどは業績を残せないリスク。

ファーマン氏は同社においてキーパーソンであった。彼の不在もしくは不能の可能性は同社の公正な市場価格に対して否定的なインパクトを与えるリスクがあった。1980 年 2 月 12 日の被相続人による同社の普通株式 6 株の無料の移転に関する公正な市場価格は、10%のキーパーソン割引になる。また 1981 年 8 月 24 日のそれぞれの被相続人によって資本再編時に移転された、同社の普通株式 24 株の公正な市場価格も 10%のキーパーソン割引となるとしている。」

上記の第 3 から第 5 にかけてはキーパーソン、つまり経営に携わる人物と企業評価の問題を検討してきた訳である。ではエステート・プランニング上において問題となる経営権の範囲はどのようなものであるのか、については 1972 年に最高裁判所によって示された「合衆国対バイラム<sup>72</sup> (United States v. Byrum)」の裁判例を基点として分析が行われてきた。より詳細な経営権の内容に関する評価とそれが事業承継に与える影響については第 5 章に分析している。

以上、米国遺産税における非公開会社株式の評価について分析してきた。取り上げた裁判例の中には、納税者と内国歳入庁との主張が大きく隔たり、裁判の結果、納税者の主張とは異なる判決が出ることも少なくはない。ここにおいて納税者側から見て評価の不確実性が指摘されるわけであり、現在とは時間的な隔たりは大きいが 60 年以上前にキース・

---

<sup>72</sup> 408 U.S. 125 (1972). 本事例は、信託に移転した未公開企業株式に対する個人の議決権などの経営権に関して議論されたもので、経営権の範囲およびその遺産税の取扱いを議論する上で必要不可欠である。

バタース（Keith Butters）教授らがその著書『課税の効果：企業合併』の中で分析した状況とは大きく異なった状況ではないといえるであろう。これは日本において「財産評価基本通達」という、資産評価のための画一的ルールが存在し、評価の不確実性が比較的少ないことと対照的である。

## 第5節 終わりに

本章はこの10余年の米国における資産税改正の変遷および非公開会社株式の評価方法等について議論してきた。その切り口の一つとしてはルーズベルト大統領による租税政策が長期にわたって続いた要因のひとつともされる公平性である。公平性とは垂直的公平性と水平的公平性と2種類の意味があり、垂直的公平性とは富の保有如何による課税上の公平性の問題で、水平的公平性とは同じ条件の納税者は、課税上同じ程度の負担をすべきであるということの意味する。そして米国における非公開会社株式の評価においてはルーズベルト大統領時代に培われた水平的公平性の概念が影響を与えていると指摘した。

非公開会社株式の評価に関しては、米国の場合、日本とは異なり定型的な規定により非公開会社の評価を行うということはしていない。つまり問題が起きた場合は、個々に訴訟によって解決していくという仕組みを取っている。これが納税者をして不確実性に悩まされることになるのはハーバード・ビジネス・スクールのキース・バタース教授らの研究によって見てきたとおりであるが、反面、課税の水平的公平性は担保されることになる。日本のように財産評価のルールを定めると、それが理論的観点からは妥当であっても、個々の事案において財産の評価を正確に評価しない場合が現れる。それが財産の過小評価につながる場合、その規定を利用した納税者の節税策が必ず発生することになる。これは課税の水平的公平性からは問題となる。東北大学の渋谷雅弘教授は平成15年の論文で「これを避ける一つの方法は、アメリカの非上場株式評価のように、画一的ルールを用いないことである。しかしこれは、おそらくはアメリカでは、最終的には裁判により結論を出すのが公正であるという観念があるから成り立つのである。それゆえ、今日の日本には妥当しにくいように思われる。<sup>73</sup>」と指摘している。日本の課税システムに関しては、10年程前と比較して法曹人口の増加など日本のリーガルシステムも変化しており、また、既述のように相続税負担の対

---

<sup>73</sup> 渋谷（2003）24頁。



象者が増加の予定であり多様な資産の評価が要請される場合に、米国のような手法も一つの選択肢として検討されて良いと考えるのである。

この非公開会社の評価については別の水平的公平性の問題も指摘できる。というのは米国の非公開会社の評価については租税裁判所の上級判事であるデビッド・ラロが「常に評価に関する担当判事の意見を読むように」と記しているように、多くの意見が示される分野である。法律家による判例分析が特に重要な項目であり、高額な弁護士費用を負担できる納税者だけが有利な評価を得ることができるという不公平が存在するのかもしれない。

最初にも指摘したが、米国における最近の遺産税や贈与税の改正の動きは激しいものがある。そして 2010 年には 1 年限りではあるが廃止となっているし、控除額等の金額の変動も著しい。これは特に日本のように第二次世界大戦後は相続税および贈与税についてさほど大きな改正がなかった国から考えると奇異に映るのである。それでは遺産税がどのように展開される中、第 4 章では企業がどのように対応していったかを大企業デュポン社を取り上げ分析し、その事業承継の過程で用いられてきた信託制度について検討することとしよう。

## 第4章 信託を利用した資産継承と世代跳梁税の展開ーデュポン社の事例を中心として

### 第1節 はじめに

本稿では第1章および第2章において米国における遺産税の沿革を分析した。次に前章である第3章では、米国における最近の遺産税、贈与税の展開を述べた後に、遺産税、贈与税の現行制度の概要について検討した。これらの資産税の適用にあたっては、エステート・プランニング上、特に資産の評価が重要になるために、非公開会社の価値評価システムおよび価値の測定に関わる裁判所の判決について検討してきた。

では、そのような政府の租税対策に対して民間企業はいかに対応してきたのであろうか。米国における現在の大企業も設立当初は家族経営的な中小の形態であったと考えられる。それが近代的な大企業に成長する過程でどのように事業を継承していったか、は興味深いところである。そこで本章では、現在の米国を代表する大企業のひとつである、イー・アイ・デュポン・ド・ヌムール・アンド・カンパニー<sup>1</sup> (E. I. du Pont de Nemours and Company : 以下「デュポン社」と略す) を取り上げることにする。デュポン社は、現在は日用品から工業品まで、幅広く製品を生産する化学会社であるが、1802年にエルテール・イレネー・デュポン (Eleuthere Irene du Pont) により創業されてから黒色火薬が主製品であり、戦争による経済的な恩恵を大いに受ける立場にいた。戦争によって得た利益を、デュポン社の創業者一族、つまりデュポン家が、課税にどのように対処してきたか、が本章のテーマのひとつである。特に同社を議論するにあたっては信託制度と関係付けて行いたい。というのはデュポン家の一員であるコールマン・デュポン (T. Coleman DuPont) が創立したウィルミントン・トラスト・カンパニー (Wilmington Trust Company : 以下「ウィルミントン社」と略す) 等の信託会社が、デュポン社における事業継承に果たした役割が大きいと考えるからである。また、人々の記憶に残る出来事として、1974年にネルソン・ロックフェラー (Nelson Aldrich Rockefeller) がフォード政権の副大統領に就任した際の、ロックフェラー財閥に関して行われた調査がある。それによると、ロックフェラー一族 (84人からなる) の資産内容は、資産総額10億ドル強のうち、株式直接保有分が2億9,500百万

---

<sup>1</sup> 2015年12月11日に大手化学会社のダウ・ケミカルとの合併が発表されている。  
<http://investors.dupont.com/investor-relations/investor-news/investor-news-details/2015/DuPont-and-Dow-to-Combine-in-Merger-of-Equals/default.aspx> から平成28年3月24日に引用。

ドル、個人信託寄託分が実に 7 億 3,800 百万ドルと株式保有額の大きさと共に信託の金額の大きさも際立っている。そしてそれらの資産を背景にスタンダード石油の後継会社に対して影響力を行使している<sup>2</sup>。信託資産の中に会社支配を目的とする株式所有が存在することは事実であろう。

その後、信託課税制度の歴史的展開について検討するが、信託制度の利用と世代跳梁税とは密接に関係しているために世代跳梁税の改正の過程についても詳述する。この世代跳梁税の改正に際して、中心的な役割を果たした法律家がハーバード大学のスタンレー・サリー教授 (Stanley S. Surrey) である。第 1 章でニューディール政策の税制改革における長期的な影響として租税に関する新しい政策コミュニティの発達を指摘した。その中で法律家は富裕層に対する課税強化を推進したと述べたが、サリー教授はそのような法律家のひとりであった<sup>3</sup>。サリー教授は、それまで富裕層によって重用されてきた信託を利用した富の移転を、課税負担における公平性<sup>4</sup>を確保するための世代跳梁税創設に尽力してきた訳である。従ってこの時期の世代跳梁税の創設、改正はニューディール税制の延長と考えることもできよう。

## 第 2 節 信託の歴史

### 第 1 項 イギリス固有法説

最初に信託制度そのものの沿革について言及しておきたい。信託法が専門の筑波大学 新井誠教授によると信託制度の基本スキームの成立起源については、諸説あり、イギリス固有法説が通説的見解とされるという。このイギリス固有法説とは、信託の起源をイギリスの古い慣習法に求める立場である。この説によれば、信託とは、11 世紀～13 世紀のイギリスにおいて、当初ユース (use) と呼ばれる形態で慣習法として成立した法制度である。当初は出征中の兵士の土地を妻子・兄弟のために管理するような一時的な目的が主であったが、やがて国王から領地を没収されるのを防止したり、負担を回避したりする目的で土地

---

<sup>2</sup> 松井(1986) 84 頁。

<sup>3</sup> サリー教授は後にハーバード大学ロースクール学部長 (Dean) となるアーウィン・グリスウールド (Erwin N. Griswold) 等と共に財務省で戦時下の 1942 年法 (Revenue Act of 1942) の策定などの業務に従事していた。Griswold (1984) p.329.

<sup>4</sup> 公平性の 2 つの種類 (垂直的および水平的) については第 3 章で検討したが、世代跳梁税の創設は垂直的公平性を担保するためとあって良いであろう。

を教会に寄進するために使われるようになった。コモン・ロー裁判所はユースを保護しなかったが、エクイティ裁判所はユースの有効性を承認した。その後、ユースの利用は法律によって禁止され、一時下火となったが二重のユースとして復活し、これが近代的な信託へと発展していくのである<sup>5</sup>。

旧来のユースには、客体となる財産が不動産に限定されていたこと、受託者が個人に限定されていたこと、そして受託者が無報酬であったこと、という主な特徴が3点あった。しかし、信託の登場により、対象が金銭、有価証券等となり、また有償の観念が導入されることになったのである。イギリスでは、20世紀初頭に、中世以来の複雑な財産法、特に不動産法について、立法を通じた根本的な改革が行われたが、この際、1925年財産権法によってユース禁止法は廃止された。また、同時に、先の特徴を持つイギリス信託法が、1925年受託者法を通じて体系的に整備されている。なお、受託者法は大幅に改訂され、2000年11月に2000年受託者法が制定されている<sup>6</sup>。

## 第2項 米国における信託制度

イギリスにおいて確立した近代的な信託制度は、やがて、米国などへと継受されていった。特に米国に継受された信託制度は、その発展過程において変容を遂げ、徐々に独自の特質を示すこととなった。イギリスにおける信託制度と比較した場合、米国信託制度の最大の特徴は、商事的色彩の濃密性にある。これは米国ではフロンティア開拓のための資金調達手段として信託制度が活用されたという歴史的背景に起因している。つまり、一方の開発者側（受託者側）からみれば、その広大な国土を開発していくうえで必要となる膨大な資金を社会から広く募るための手段として、また、他方の資金提供者側（委託者＝受益者側）からみれば、その開発から得られた収益を目的とした投資手段として、信託制度が利用されたわけである。このようにして米国では、信託が利益追求手段として発展を遂げていき、商事的色彩の濃い営業信託という側面が大きくクローズアップされる結果となっている<sup>7</sup>。

このような機能面での変容の帰結として、制度の具体的仕組みの面でも、米国型信託の特徴が生じている。まず一つは、信託の目的財産が、不動産から動産、とりわけ金銭へと拡大されたという点である。これは、信託が投資手段として活用されたことの必然的な結

---

<sup>5</sup> 新井（2008）3-4頁。

<sup>6</sup> 新井前掲13-14頁。

<sup>7</sup> 新井前掲14頁。

果である。もう一つは、プロフェッショナルとして活動する信託受託者が登場し、報酬請求を前提とするようになったという点である（信託の有償化）。また、この受託者のプロ化と併せて、法人受託者が登場している。信託報酬を収益とするビジネスの手段として位置づけた場合、活動の規模や効率性等の面からいって、個人よりも法人の方が受託者としての適性に優れているから当然のことであろう<sup>8</sup>。また別の研究者は、信託の利用目的として、第一に、家族の世代間の財産移転の手段、つまりエステート・プランニングの手段としての信託の利用を考え、第二には、パートナーシップ及び匿名組合とならんで、投資や事業運営のための財産管理の手段つまり媒体として信託を捉える。後者の場合は、財産の世代間移転の問題はそれほど関係してこないことになる<sup>9</sup>。

ここで米国信託法の現況についても言及しておく、現在は信託法の制定は連邦の立法権には属さず、各州に委ねられている。多くの州の信託は体系的、包括的な立法とはいえない。他方、信託法の統一を求める努力として、米国法律協会による信託法リステイメントの編纂がある。このリステイメントについては、1980年代以降、第3次の改訂作業が行われているが、1992年にプルードント・インベスター・ルール（Prudent Investor Rule）に関する部分が刊行されている。また2000年統一信託法典（Uniform Trust Code of 2000）も最終案が既に2000年8月に承認されている<sup>10</sup>。

### 第3項 米国の信託制度の展開

上述のように発展を続ける新大陸の米国社会では、信託は強い商事的目的のもとに利用されることが多かった。個人受託者の人間的信頼関係よりも、法人受託者の事務的な誠実性・合理的な処理の方がニーズによく応えられたという事情も要因である。このような背景の下、18世紀末頃には銀行が、さらに19世紀初め頃には保険会社が、それぞれ業務の1つとして信託業務をおこなうようになった。さらに1858年には信託を専門に扱う、世界最初の会社であるユナイテッド・ステーツ・トラスト・カンパニー（the United States Trust Company）が設立されている。その後、1865年、南北戦争の終了にともなって、営業信託は飛躍的に隆盛となり、銀行・保険とならんで現代における主要な金融業務の一環としての

---

<sup>8</sup> 新井前掲 14-15 頁。

<sup>9</sup> 水野（2000）165 頁。

<sup>10</sup> 新井（2008）15-16 頁。

確固たる基盤を作りあげたのである<sup>11</sup>。

イェール大学教授のレイモンド・ゴールドスミス (Raymond W. Goldsmith) は、1900年から1952年までの信託会社および銀行における個人信託資産 (Personal Trust Funds) の資産運用の変化を調査している。それによると、1912年以来株式保有が一貫して高い割合であることが目立つ。つまり1912年においては総資産約7,000百万ドル中、株式約2,450百万ドル (35.0%) であり、1952年には総資産約60,000百万ドル中、株式約25,000百万ドル (41.7%) と割合は増加傾向にあった<sup>12</sup>。この株式の保有割合が多いことについて、東京大学教授の安保哲夫は、「この国の大信託会社や個人信託部をもつ大商業銀行がいずれかの財閥資本の系列のなかにある事実からすれば、これらの個人信託部における巨額の株式保管が財閥支配体制の維持に重要な関連を有しているという推定はなりたつように思われる<sup>13</sup>」としている。またロックフェラー等の財閥家族の株式所有についての別の調査によると、フォード政権の副大統領に就任したネルソン・ロックフェラーの資産調査に関連してロックフェラー一族 (84人のメンバーからなる) の持株状況は、資産総額10億ドル強のうち、直接保有分は2億9,500百万ドル、個人信託寄託分7億3,800百万ドル<sup>14</sup>と株式保有額の大きさと共に信託の役割の大きさも印象的である。信託資産の中に会社支配を目的とする株式所有が存在することは事実であろう。

また信託を法的に定義すると、次のようになる。「信託とは、或る財産権を保有する人に、その財産権を他人の利益のために処理すべき衡平上の義務に従わせる財産権に関する信託的法律関係 (fiduciary relationship) であって、当事者の意思表示にもとづき発生するものを言う。<sup>15</sup>」つまり、信託は3者間の関係で、委託者 (trustor) が財産を譲渡、信託を設定し、受託者 (trustee) は財産に対する法律上の権利を有する。そして委託された財産から利益を享受する人を受益者 (beneficiary) と呼び、受託者は受益者のために財産を管理・運用する義務を負うことになる。

従ってデュポン家が設立したウィルミントン社も、受益者の利益のために、信託を受け株式を保有しているデュポン社などの企業の経営を監視し、財務的な情報に注意しな

---

<sup>11</sup> 田中・山田 (1989) 18-20 頁。

<sup>12</sup> Goldsmith(1952) p.384. 次の資産はかなりの差をおいており、1912年は社債 (1,570百万ドル)、1952年は連邦債 (17,500百万ドル) であった。

<sup>13</sup> 安保(1971) 103 頁。

<sup>14</sup> 松井(1986) 84 頁。

<sup>15</sup> American Law Institute (1959) p.6.

がら、収益の改善のために努力を行うよう経営者に求めると共に会社支配を継続させるという役割を負っていたと言えよう。それではデュポン社について分析していこう。

### 第3節 デュポン社の事業継承と信託について

#### 第1項 デュポン社について

デュポン社は、正式名称をイー・アイ・デュポン・ド・ヌムール・アンド・カンパニー (E. I. du Pont de Nemours and Company) という、米国デラウェア州ウィルミントン市に本社を置く化学会社である。同社の主要製品は、火薬などの工業品からライター、台所製品などの民生品まで幅広い。同社のホームページによると、2013年12月期の総売上高は、36,144百万ドルであり、税引き前純利益は3,489百万ドル<sup>16</sup>と、世界有数の大企業であることには間違いない。また、経営陣の構成を見てみると、2012年末現在の取締役会 (Board of Directors) 構成メンバーは12名であり、2009年1月から女性経営者であるエレン・カルマン (Ellen Kullman) が最高責任者を務めている。カルマンは1988年にデュポンに入社したエンジニアであり、デュポン家との親戚関係は認められない。現在の取締役会メンバーの中で、創業者のデュポン家と関係がある者は、2006年に取締役に就任したエルテール・デュポン (Eleuthere I. du Pont) だけであり、監査委員会 (Audit Committee) と科学技術委員会 (Science and Technology Committee) に所属している。このエルテール・デュポンは、ピエール・デュポンが1937年に創設した慈善団体であるロングウッド・ファンデーション (Longwood Foundation) の理事長も兼ねている。ロングウッド・ファンデーションの税務申告書である Form 990-PF を見ると、エルテール・デュポンの2010年度におけるこの慈善団体のための勤務時間は週40時間であり<sup>17</sup>、これから考えると彼のデュポン社の取締役としての業務は大きくはなく、経営陣の監視程度の役割と考えられる。また同社の株主構成を見ると、大企業だけにジェイ・ピー・モルガン・チェース (J.P. Morgan Chase & Co.) など、名だたる金融機関が名を連ねている<sup>18</sup>。ここでは機関株主 (Institutional

---

<sup>16</sup> <http://investors.dupont.com/phoenix.zhtml?c=73320&p=irol-fundIncomea> より平成26年2月24日引用。

<sup>17</sup> ロングウッド・ファンデーションの Form 990-PF から引用。  
[http://dynamodata.fdncenter.org/990pf\\_pdf\\_archive/510/510066734/510066734\\_201109\\_990PF.pdf](http://dynamodata.fdncenter.org/990pf_pdf_archive/510/510066734/510066734_201109_990PF.pdf)

<sup>18</sup> <http://www.nasdaq.com/symbol/dd/institutional-holdings> より平成25年1月26日引用。

holder) における順位 15 位のウィルミントン・トラスト・カンパニー (Wilmington Trust Company : 以下「ウィルミントン社」と略す) に注目したい。というのは、同社はデュポン社の事業継承に大きな役割を果たしたと考えられるからである。

## 第 2 項 デュポン社の起源とウィルミントン社の沿革

歴史が浅い米国企業が多い中で、フランス革命まで遡った歴史を持つところは少ない。しかし、デュポン社はそのような数少ない会社のひとつである。ここではウィルミントン社の社史に沿ってデュポン社の起源とウィルミントン社の沿革をたどっていくことにしよう<sup>19</sup>。

デュポン社の創業者エルテール・イレネー・デュポン (Eleuthere Irenee du Pont) の父親であるピエール・サミュエル・デュポン・ド・ヌムール (Pierre Samuel du Pont de Nemours) は、フランス革命の間は拘束されていたが、その解除後 1799 年に、息子であるエルテール・イレネー (Eleuthere Irenee) を含む家族を伴って米国に移住した。1801 年、フランス公使時代からデュポン家を知っていたトーマス・ジェファースン (Thomas Jefferson) を含む若い米国のリーダー達は、エルテール・イレネーにフランスの火薬工場における訓練と教育を利用して、米国に火薬工場を設立することを奨励した。

入念な調査の結果、エルテール・イレネーは、ブランディワイン川 (Brandywine River) 沿いの 65 エーカーの土地を購入した。そこはデラウェア州 (Delaware) ウィルミントン (Wilmington) の上流 4 マイルのところにある。その川の平均流量は、1 秒あたり 4,500 ガロンで、年間を通して火薬を製造する機械のために理想的な量であった。こうしてイー・アイ・デュポン・ド・ヌムール・アンド・カンパニー (E. I. du Pont de Nemours and Company) は誕生したのである。1802 年の事である。

それから 100 年の間は、デュポン社の爆薬は米国軍隊のみならず、運河、鉄道、港湾、ダムそして鉱山の発展に重要な役割を果たしている。

そして 20 世紀が到来し、米国は経済的な発展と企業精神に沸いたのであった。米国は農民社会から工業社会へと変化していた。新しい企業と新しい起業がこの時代、20 世紀初頭の象徴であった。

---

<sup>19</sup> この項はウィルミントン社のホームページから引用した「ウィルミントン社社史」を参考にしている。  
[https://www.wilmingtontrust.com/repositories/wtc\\_sitecontent/PDF/heritage\\_brochure.pdf](https://www.wilmingtontrust.com/repositories/wtc_sitecontent/PDF/heritage_brochure.pdf)  
から平成 26 年 1 月 11 日に引用。



当時、創造されたビジネスの多くが現在でも活動している。1902年にミネソタ・マイニング・アンド・マニュファクチャリング (Minnesota Mining & Manufacturing : 以下「3M」と略す) が、紙やすりを製作する原料を生産するために設立された。今日、3Mはスコッチ・テープからオーバーヘッド・プロジェクター、ポストイットに至るまであらゆる製品で知られている。同年、ジェームズ・キャッシュ・ペニー (James Cash Penny) は、最初の小売店舗をオープンしている。今日では1,000店以上のJCペニーのデパートが全米に存在している。そしてウィリス・キャリア (Willis H. Carrier) は温度と湿度を管理するシステムを発展させ、現在の空調管理システムを発明している。

1902年に3人のデュポン家の従兄弟、つまりコールマン (T. Coleman)、アルフレッド (Alfred I.) そしてピエール (Pierre S.) の3人は工業の時代の夜明けの機会を議論した。そして彼らは、自らの苗字を冠した会社に、既に一世紀歴史を持つ事業の基礎と新しい技術を組み合わせて新しい経済におけるリーダーとなる可能性があるという結論づけている。このビジョンと適切な起業技術を以って、彼らはデュポン社のオーナーになるための交渉を行った。コールマンのビジョンとピエールの経営技術によって、彼らは世界最大の化学会社のひとつの基礎を構築し始めた。そしてナイロンやテフロンなどその技術革新が我々の生活様式を変えることになる。

当時、コールマンはまた、大きなスケールの他のプロジェクトにも先見性を発揮している。つまり田舎であるデラウェア南部と北部の人口中心地を結ぶ道路 (今日のデュポン道路である国道13号線) を建設し、またニューヨークに位置する有名なウォルドルフ＝アストリア・ホテルも所有している。

コールマンが新しい考えを生み出し続けていた間、ピエールは会社の経営構造を変革し、最新の会計技術を導入し、投資に見合う収益を確保するという実践を浸透させた。他方、アルフレッドは、ビジネスの製造サイドにおいて優れており、研究部門をリードしていた。

その次の年である1903年には多くの米国のイノベーション開始の前触れとなる出来事が起きている。航空界のパイオニアであるオービル (Orville) とウィルバー (Wilbur) のライト (Wright) 兄弟が、歴史上で初めて有人飛行を実現している。またエドウィン・ビニー (Edwin Binney) とハロルド・スミス (C. Harold Smith) もクレヨラ・クレヨン (Crayola crayon) を開発している。そして自動車王ヘンリー・フォード (Henry Ford) は、新しく設立されたフォード・モーター・カンパニー (Ford Motor Company) で生産を始めている。

話をウィルミントンに戻すと、デュポン社の社長であったコールマン・デュポン (T. Coleman DuPont) は、親しい経営者と相談し、個人、家族そして企業向けに高い質の銀行および信託サービスを提供するウィルミントン社を設立した。デュポン社は既に 100 年を経過していたが、発展を続けており、コールマンは、成長しているデュポン社の事業と拡張しているデラウェア州の産業界の成功を、更に加速させるためには、金融資源と信託管理が必要とされると認識した。デラウェア議会は、その事業に額面 100 ドルで 10,000 株、計 100 万ドルの会社設立の許可を出した。操業開始は 1903 年 7 月 8 日で 50 万ドルが授権されることになり、コールマンが初代の頭取兼会長になった。

ウィルミントン社は設立以降、順調に発展していった。1930 年代の大恐慌の時など多くの金融機関が倒産していく中で、同社はデュポン社の信用力もあって、逆に業績を伸ばしている。1950 年代を通して 7 つの金融機関を買収するなど拡大していった。そして 1971 年には新設された新興株式市場ナスダック (NASDAQ) に上場している。

その後も、ウィルミントン社は世界的規模の資産管理サービスおよび企業信託サービスを提供と、拡大していった。特に 1990 年代には、著しく発展を遂げ、1990 年にはピープルズ・バンク・オブ・ハリントン (Peoples Bank of Harrington)、1992 年にはサセックス・トラスト・カンパニー (Sussex Trust Company) を合併し、デラウェア州内における営業拠点を拡大している。また 1992 年にはバンク・オブ・ザ・ブランディワイン・バレー (Bank of the Brandywine Valley) のペンシルバニア州における事業を買収し、1993 年にはペンシルバニア州のフリーダム・バレー・バンク (Freedom Valley Bank) を買収するなど、同州での事業も拡大させている。1990 年代には、更にニューヨーク州、カリフォルニア州などの他州やロンドンにも拠点を設けている。1999 年 1 月にはナスダックからニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange) へ指定替えしている。2007 年の年次報告書によると同社の取締役会 (Board of Directors) にはデュポン社の役員 (Senior Vice President) であるステーシー・モビリー (Stacey J. Mobley) が名を連ねており、また、同年、取締役を退職したロドニー・シャープ (H. Rodney Sharp III) もデュポン社の取締役を 25 年以上勤めた人物で、両社の関係の深さが感じられる<sup>20</sup>。

しかし、このウィルミントン社は 2011 年に、デュポン家とは直接の関係がない商

---

<sup>20</sup> Wilmington Trust 2007 Annual Report. なお、両者の他にもトーマス・デュポン (Thomas L. Du Pont) というデュポンの苗字を冠する取締役が存在したが、デュポン家との関係は確認できなかった。

業銀行の M&T Bank に買収され、そのグループの傘下に入っている<sup>21</sup>。2010年11月2日付のウォールストリートジャーナル (Wall Street Journal) 誌によると、2008年のリーマンショック以降の不活発な不動産市況により、住宅ローンを多く抱えるウィルミントン社の経営は悪化し、同社と取引がある富裕層が預金を移し替える等の動きが出たためとしている。

### 第3項 デュポン家における信託利用

コロンビア大学教授のジョージ・クーパー (George Cooper) の1977年発表の研究はデュポン家における信託の利用を詳細に分析している。クーパー教授のこの著名な研究は単にデュポン家の信託を利用した資産継承に留まらず、同一族のための1977年当時におけるエステート・プランニングの案にまで言及したものである。少し長くなるが以下は彼の記述に従って議論していきたい。

ここでの分析は1802年にデュポン社を創設したエルテール・イレネー・デュポン (Eleuthere Irene du Pont) の孫で、南北戦争の軍需品の売り上げと1870年代と1880年代の火薬トラスト (Gunpowder Trust) の運営で同社を大企業に育て上げたヘンリー・デュポン (Henry du Pont) の子供であるウィリアム・デュポン・シニア (William du Pont) から始めよう。ウィリアムはデュポン家の直系の子孫に当たる。彼は同社が法人化される前は、同社のパートナーであったし、1902年に経営が従兄弟達に移り、その成長からは切り離されてしまったが、ウィリアムは他の資産とともに同社のかなりの持分権を保有していた<sup>22</sup>。デュポン・ファミリーについて書かれた書物は多いが、そのひとつの歴史家であるマーク・デューク (Marc Duke) によって書かれた「デュポン・ファミリー (The Du Ponts)」によるとウィリアム・デュポン・シニアは、「決してお金にうるさいタイプでなかった。<sup>23</sup>」ようである。ここでウィリアム・デュポン・シニアの相続に関する事実関係を下記のように整理しよう。

・ウィリアムの父親であるヘンリーは遺産税が制定される前の1889年に亡くなったため

---

<sup>21</sup> 2011年のM&T Bankの年次報告書 (Annual Report) によると、同社にはウィルミントン社のようにデュポン社と関係の深い取締役は存在しない。

<sup>22</sup> デュポン家に詳しい研究者が語るには、「ウィリーは決してお金を求めたりしない」性格であったと言う。Cooper (1977) p.212.

<sup>23</sup> Duke(1976) p.231.

に、ウィリアムが相続した財産に対して課税はされなかった。

・1928年のウィリアム自身の死に際して、ウィリアムの遺産は3,550万ドルと評価された。加えて彼は、1926年と1927年に息子や娘、義理の娘、義理の息子に対して信託に一連の贈与を行っていた。これらの信託に対して移転させた有価証券の合計額は640万ドルであった。これらの信託が創設されたときに贈与税は存在しなかったため、移転税は課税されることはなかった。

・ウィリアムの遺産に対しては遺産税は課されたけれども、当時の税率は低かったので（最高税率は20%）、課税額は640万ドルであった。

従って米国における最も裕福なひとりであり、また、家族の中で最初に遺産税を払ったウィリアム・デュポン・シニアの遺産は1928年の死亡時に、彼の資産に対して15%の資産税を支払っただけである<sup>24</sup>。

1916年に制定以来、贈与税や遺産税は制度として洗練されてきたため、その対応を必要と感じた次の世代は、十分な準備を行い、結果として移転税を避ける点においてはより成功していると言える。ウィリアム・デュポン・シニアのほとんど全ての資産は彼の息子のウィリアム・ジュニアと娘のマリオン（Marion）に残されている。不動産のいくつかは真正に移転され、多くの遺産の残りは遺言信託（testamentary trust）へ移された後、ジュニアへはその所得の60%、マリオンへは40%支払うことになっていた<sup>25</sup>。

1965年12月31日の死亡時まで、ウィリアム・デュポン・ジュニアの資産は父親の予想をはるかに上回るようになった。ここでウィリアム・デュポン・シニアの場合と同様にウィリアム・デュポン・ジュニアの相続に関する事実関係を整理しよう

・ウィリアム・デュポン・シニアが息子のために創設した遺言信託における彼の持分の価値は24,240万ドルで、更に1926年にウィリアム・デュポン・シニアが息子のために行った贈与により創設された信託における息子の持分は、2,500—5,000万ドルになっていた。加えてウィリアム・デュポン・ジュニアは不動産、有価証券、その他の資産を保有しており、遺言執行人の評価によると負債や管理費用を除いた純資産額は2,240万ドルとされた。従

---

<sup>24</sup> しかしこの金額も恐らくは不適切な租税計画の結果と言えるほど高いものである。またこの課税額は支払われた年における全ての遺産税納税額の約10%を占めることになった。Cooper (1977) pp.212-213.

<sup>25</sup> Id at p.213.

ってウィリアム・デュポン・ジュニアの死亡時における純資産額は、3億ドル以上であった<sup>26</sup>。

・ウィリアム・デュポン・ジュニアは65歳になった1961年までは贈与行為をしていない。その後1961年から1965年にかけて彼は総額660万ドルの贈与を行い、その内、320万ドルは慈善団体であった。非慈善団体の贈与は、統一的なパターンではなかった。1962年と1963年にはウィリアム・デュポン・ジュニアは積極的に贈与の控除を用い、多くの親戚に5,000-6,000ドルの贈与を行った。他の年には、それ程、贈与は行っていない。合計で約200,000ドルは「控除可能贈与」として処分された。追加の180万ドルは家族や従業員のためのいくつかの信託に贈与された。

・ウィリアム・デュポン・ジュニアは彼の子供のための信託に2件の不動産を贈与している。ひとつはカリフォルニア州パームスプリング近くの牧場(100,000ドル)で、もうひとつはデラウェアにある242エーカーの放牧場であり、彼と夫人が住んでいた家の周りの資産(110万ドル)からなるものである。これらの不動産の贈与に関してウィリアム・デュポン・ジュニアはリース・バックし、彼の死亡までは無制限で使用でき占有できるとした<sup>27</sup>。

上記のうちのいくつかは遺産税低減のための贈与を通じた適切な試みに見えるかもしれないが、この大きさの資産にとっては既述のような額は極めて少ない金額であるといえる。金額ベースで最大の非慈善団体への贈与である242エーカーの放牧場および自宅は資産の位置およびリース・バック契約を考慮すると特に遺産税回避目的の動機によるとの外見を有していた。そのために内国歳入庁はウィリアム・デュポン・ジュニアの遺産の内、この資産に関しては税法の買戻し条項(recapture provision)の下、課税に成功<sup>28</sup>している<sup>29</sup>。

しかしながら、この全てのことはウィリアム・デュポン・ジュニアのエステート・プランの中における最も重要で、しかも彼自身は全く努力をしていない項目と比較すれば取るに足らぬことである。それは父親であるウィリアム・デュポン・シニアが創設した1926年の生前信託(lifetime trust)と1928年の遺言信託(testamentary trust)というのは世

---

<sup>26</sup> Id at p.213.

<sup>27</sup> Id at pp.213-214.

<sup>28</sup> Estate of William du Pont, Jr., 63 T.C. 746 (1975). デュポン家にとってはより良く設計されたリース・バック付きの分割払いによる売却の方がより効果的であったと考えられる。

<sup>29</sup> Cooper (1977) p.214.

代跳梁信託であり、ジュニアの世代へは移転税が全く課税されない。これらの信託は世代跳梁信託の初期のもので、最近の信託に通常含まれる広範な指名権<sup>30</sup>(power of appointment)は息子には与えられていない。それにも関わらず、年間数百万ドルに及ぶ、これらの信託からの持分に応じた所得に加えて、ジュニアはその信託の受託者であった銀行の頭取であり、会長<sup>31</sup>であり、また支配株主であったので、生涯にわたり信託の資産に対する有効な管理を及ぼしていた<sup>32</sup>。

ウィリアム・デュポン・ジュニアのデュポン社に対する役割を考察すると、デュポン社は既に100年以上前の時点で大企業であり、所謂「所有と経営」の分離は、1932年の著名な研究である『現代株式会社と私有財産<sup>33</sup>(The modern corporation and private property)』に分析されている通り、かなり進んでいたといえよう。従ってこの時点でのウィリアム・デュポン・ジュニアの役割は、信託会社の幹部としてデュポン社の財務状況を監視する役割に徹していたと考えてよさそうである。

以上のようなエステート・プランニングの最終結果は、ジュニアの遺産が遺産税を合計1,740万ドル支払い、以前における彼自身と夫人の贈与税が50万ドルから100万ドルの間と推定され、資産移転税の合計額は約1,800万ドルであった。これはジュニアが真正に(outright)保有しており、相続人に移転した3,000万ドルから4,000万ドルの資産と比較した場合、適当な合計額である。しかし3億ドル以上という実際の富と比較すると、その課税額はより正しく判断されることになる。それは全体の富のおよそ6%であり、少額消費税(nuisance tax)のようなものとして表現されるほうが正しいであろう<sup>34</sup>。

この信託は家族の財産をジュニアの5人の子供、つまりジーン(Jean)、エブリン(Evelyn)、ヘンリー(Henry)、ジョン(John)そしてウィリアム3世(William III)の世代にもたらしことになる。彼らは現在24歳から54歳である。この子供たちは父親の財産を承継するだけでなく、更に彼らは伯母である現在82歳のマリオン・デュポン・スコット<sup>35</sup>(Marion du Pont Scott)の死に際しては彼女がウィリアム・シニアから受け継いだ資産を受け取ることになる。これらの相続の合計について、これらの子供たちが1966年の価

---

<sup>30</sup> 指名権は経営権に含まれるが、この評価に関しては次章において分析する。

<sup>31</sup> 1929年にデラウェア信託会社(Delaware Trust Company)の頭取に、1952年にその会長に就任していた。

<sup>32</sup> Cooper (1977) p.214.

<sup>33</sup> Berle, Adolf A. and Means, Gardiner C. (1932).

<sup>34</sup> Cooper (1977) p.215.

<sup>35</sup> 彼女には子供がいなかった。その後、1983年9月4日に死亡している。

値にして1億ドル以上<sup>36</sup>のエステート・プランニングに関心があるとし、また、全てが事前の予想の範囲でうまくいった場合という仮定においた場合、彼らの死亡時までには資産が数倍になるとは予想可能である。この巨大な資産は相続した、現在の所有者の生産活動に起因するものではなく、また必ずしも彼らの父親や祖父の活動でもない。むしろその資産の核となる部分は、彼らの曾祖父の時代における収入にまで遡ることになり、残額は巨額の資産が投資された結果としての自然増である。遺産税が施行された後に2つの世代が亡くなったにも関わらず、遺産税はその資産の増加とその維持に大きくは関与しなかったことになる<sup>37</sup>。

この子供の世代がエステート・プランニングをしない場合は、1966年の価値で1億ドル、彼らの死亡時において3億ドルにもなると考えられる遺産を期待することはできなくて、2.1億ドルの遺産税が課税されることになる。彼らはこの課税を劇的に減らすことはできるであろうか。その答えはイエスで、技術と頭脳を用いれば可能となるのである。デュポン家の御曹司にとって唯一のジレンマはその財産がどこへ、どのように行くかと言うことである。これは子供のいない場合や、アンドリュー・カーネギー (Andrew Carnegie) の警告に留意して、相続人に多大な財産を残すことを望まない場合には重要であるが、ここではそのような哲学的な問題は横においておくことにしよう<sup>38</sup>。

ウィリアム・デュポン・ジュニアの5人の子供は子孫を持ち、彼らに最大の財産を残したいと望み、彼らの子供も資産を蓄え、まだ見ぬ世代に対して財産を残そうと考えているとしよう。よいエステート・プランナーはこれらデュポン家の一人に何をアドバイスすれば良いのだろうか。1977年の時点では多くの可能性があり、(図2-1)に整理されている次の案は考えられる一案である<sup>39</sup>。

---

<sup>36</sup> ウィリアム・ジュニアの死亡に際して、ウィリアム・シニアの遺言信託の内、ジュニアの持分はこれら子供達に均等に配分され、各々が4,850万ドル受け取っている。1926年の生前信託が同じように分配され、また他の資産からも相当な金額を受け取ったとすると、これらの子供たちは1966年に少なくとも6,000万ドルを受け取ったことになる。加えて彼らの伯母の1928年の遺言信託における持分からの5分の1ずつの分配は1966年の価値にして追加の3,200万ドルを加えることになる。これは世代跳梁信託なので、課税はされない。更に1926年の信託の伯母の持分からも数百万ドルもしくはそれ以上の金額を受け取ることにもなる。1926年の信託の内、伯母に対する元本は、同じ信託の彼らの父親に対するものよりも額が大きかったのである。Delaware Trust Co. v. Handy, 53 F.2d 1042 (D.Del. 1931).

<sup>37</sup> Cooper (1977) p.215.

<sup>38</sup> Id at p.216.

<sup>39</sup> Id at p.216.

1) 割引の評価を獲得する。

最初のステップは、全ての資産もしくはそれぞれの子供が拠出するできる最大の資産を、子供たちのグループのための共同投資会社として新しく設立した持ち株会社に移転させることである。ここではウィリアム・デュポン・ジュニアの死後に遺産の裁判において兄弟間の争いがある、会社設立のために必要な協力を獲得することは難しいかもしれない<sup>40</sup>。しかしながら、そのような投資会社を持つ課税以外の有利さは、非公開家族企業の少数株主に認められる遺産税および贈与税の 40%から 50%の評価減と合わせて考えると、障害を乗り越えるに十分なものであろう<sup>41</sup>。結局、家族の投資会社を用いるのは古いデュポン家の伝統であった<sup>42</sup>。それぞれの子供が持つ資産の価値が 1 億ドルのときに、その巨額の資産をこの新しい会社に移転させた場合、それぞれの遺産は直ぐに 5,000 万ドルから 6,000 万ドルに減額評価される。差額の 4,000 万ドルもしくは 5,000 万ドルは、何も起きてはいなく、単に税法上、その価値が失われたに過ぎないのである<sup>43</sup>。

2) 遺産の価値を凍結する<sup>44</sup>。

これらの資産保有会社の課税価値を少数持分による割引を行った後に、それぞれ子供達は、自分の個人資産や美術品など、合同会社に所有させるには適当でないものを合同投資会社の株式と共に、分離した個人保有の会社に移すことにする。この分離した個人保有の会社は 2 つの種類を持つことになる。全ての現時点での価値を体現する優先株式は、個人保有会社を設立した子供によって保有されるが、価値の低い普通株式は速やかに贈与される。この普通株式のいくつかは、次の世代を守るための中心となるファンドを始めるという考えの下に、贈与者の子供に対して直接もしくは信託を通して贈与をし、残額は贈与者の孫の利益のための世代跳梁信託に移転させた（もちろん、この計画が 1 年前に実行されたならば、租税法改正の前であり世代跳梁信託は用いられ、有効なままであった）<sup>45</sup>。

---

<sup>40</sup> Du Pont v. Delaware Trust Co., 310 A.2d 915, 919 (Del. Ch. 1973), rev'd, 320 A.2d 694 (Del. 1974).

<sup>41</sup> 非公開会社株式の評価については第 3 章に詳述している。

<sup>42</sup> Paulina du Pont Dean, 19 Tax Ct. Mem. Dec. 281 (1960), Mary A.B. du Pont Laird, 38 B.T.A 926 (1938).

<sup>43</sup> Cooper (1977) pp.216-217.

<sup>44</sup> 資産凍結に関しては第 6 章において詳述する。

<sup>45</sup> 1976 年に世代跳梁税が創設されたためである。



このプロセスは現在世代の持分に関する課税価値を凍結するという目標と、新しい株式において実現される成長のほとんどを少なくともひとつの世代は課税を回避させるという目標の 2 つを達成するものである。加えて、これは元となる資産の所有権に対するもうひとつの企業の階層に課税されるので、評価の割引に対する別の議論が発生することになる。この議論は、優先株式だけが留保されるという事実、そして優先株式は普通株よりもより確実な価値があるという傾向によって減額は限定されるが、優先株式の権利や企業の収益によって、いくらかの割引は可能かもしれない。いずれにせよ、それぞれの子供の持分が最初の 1 億ドルとそれ以上の将来の増加の期待から、将来の増額から切り離された単なる 5,000 万ドルへと減額されることは不合理とは言えないであろう。そしてここまでは遺産税はなんら課税されていないのである<sup>46</sup>。

### 3) 残った資産への課税を無効にする。

それぞれの子供が保有している支配的優先株式は、共同投資会社への最初の 1 億ドルの拠出によって獲得される利益が原資となって配当が得られるが、例えば 4%といった利益率が低い場合は年間税引き後で 100 万ドルを若干超える程度の所得が発生されることになる。顧客は恐らくこの金額を生活のために必要とするだろう。そして更なる生前贈与は考えはしないであろう。しかしながら、この残った株式持分を遺産税から守る方法は様々な方法があるのである<sup>47</sup>。

ステップ 2 において子供と孫に贈与され普通株式が、彼らに適当な生活水準を提供するのに十分な価値を提供するに至った場合、フロント・エンド型遺言慈善信託 (testamentary front-end charitable trust) という信託は、優先株式を運営する手段として、著しい機能を発揮する。つまり、おのおの子供は、自らの持分を 24 年間に亘って年間 400 万ドルの慈善年金 (charitable annuity) を支払う信託に遺贈する。この合計は、その株式が獲得した利益の金額である。それは最初の 1 億ドルの投資に対するほんの 4%の収益にしかならないが、現在は子供の遺産である資産の割引価値に対しては 8%の収益であり、従って、その資産の全 5,000 万ドルの遺産税価値と等しい控除を得る計算になる。換言すれば、評価の割引と、我々の顧客に資産の現実の価値の単に 4%に等しいだけの 24 年間の慈善年金を支払っている間に、完全に遺産税の回避を可能とするフロント・エンド型遺言信託

---

<sup>46</sup> Cooper (1977) p.217.

<sup>47</sup> Id at p.217.

(testamentary front-end trust) とは共存が存在するのである<sup>48</sup>。もちろんフロント・エンド型信託 (front-end trust) における残余持分は、直接に贈与者の孫に支払われることになり、その結果、24 年後にはその家族は全ての資産を保有することになり、ウィリアム・シニアの玄孫の死亡まで、つまり 21 世紀もしくは 22 世紀のいつかにはほとんど遺産税の心配はなくなると考えられる<sup>49</sup>。

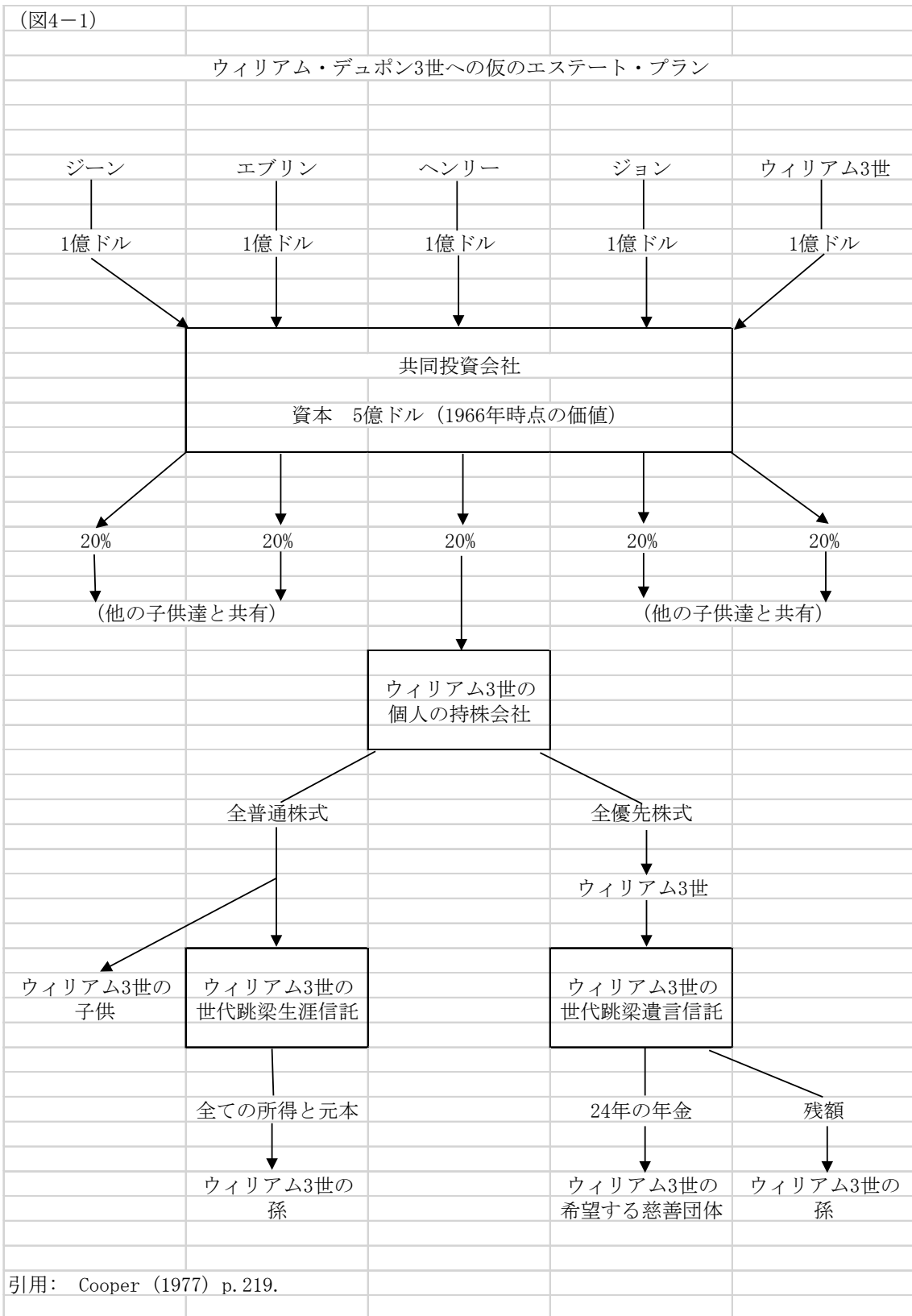
この計画における遺産税および贈与税の総額はいくらになるのでしょうか。ゼロである。そして我々の顧客による所得または資産の引渡しの総額はいくらになるでしょうか。それは (1) 資産の将来における成長による所得の相続人への移転、と (2) 資産の直接の所有権の喪失、とがある。しかしながら、最初の資産からの全ての所得は留保され、全ての資産 (将来の成長を含む) の有効な投票権は維持されている。ということは我々の顧客の相続人から究極的に所得や資産を奪うのは死だけであろうか。一時的なものもある。つまり最初の資産からの所得の一部分の 24 年間の流用、使用である。それが全てで、その中からも顧客によって選択された慈善事業の中の慈善に行くものもあるのである<sup>50</sup>。

---

<sup>48</sup> このスキームにおけるリスクは、それが子供の持株会社における彼もしくは彼女の優先株式を評価するにおいて共同の投資会社の保有資産価値から 50%の割引を全額得ることができるか否かにかかっている。より少ない金額の割引しか得られない場合で、慈善年金 (charitable annuity) が年間 400 万ドルに固定されたままの場合は、その年金額は資産の全額をカバーするだけの十分な大きさの控除とはならない。例えば 30%の割引のみの場合は優先株は 7,000 万ドルの価値となり、年金による 5,000 万ドルの控除を上回る 2,000 万ドルの課税対象資産を残すことになる。このリスクを避ける完全な仕組みは、その年金の金額を実際に優先株のために決定された遺産税評価の固定された割合 (8%) にすることが必要である。従ってその割引が 50%で評価額が 5,000 万ドルの場合は、年金額は計画通り 400 万ドルとなる。もし割引率が 30%しかない場合、評価額は 7,000 万ドルとなり、控除のためには 560 万ドルが必要となる。驚くべきことに財務省規則はフロント・エンド型年金の金額がこのような形で詳細に定められている。Treas. Reg. § 20.2055-2(e)(2)(v) (1974).

<sup>49</sup> Cooper (1977) pp.217-218.

<sup>50</sup> Id at p.218.



上述のエステート・プランニングの鍵となる部分は、著しい割引評価を得る共同の家族投資会社を設立することである。その設立に必要な協力が得られない場合、または子供たちの一人が参加しない場合はどうなるだろうか。その場合は、上述の計画を、ステップ1を除き、実行する策や私的な年金（private annuity）の代わりに世代跳梁の生涯信託（generation-jumping lifetime trust）の利用などが考えられよう<sup>51</sup>。

以上のような例はデュポン家のように、特に資産を持つ者たちへの典型的な計画である。我々の提案の中心である資産を集めた投資会社という考えは、デュポン家だけでなくロックフェラー一族によっても用いられている手法である<sup>52</sup>。同様にロックフェラー一族は世代跳梁信託を多用し、その多くは現在も有効でネルソン・ロックフェラー<sup>53</sup>とその兄弟が亡くなった後の世代まで効果が生じることになる（ネルソンの子供が死亡するまで遺産税は課税されない）。デュポン家の現在の世代に対する我々の提案は、巨額の資産を持っていない人々に対して理解し易く説明しているが、実際の資産家の家族によって実際に長く行われてきたことよりも複雑でもなく、資産に対して個人的な支配を確保したわけでもない<sup>54</sup>。

実際の場合では、エステート・プランニングにおける顧客は間違いなく、予想される相続人のために全面的な節税というものには関与はしない。彼らは信託や会社とは関係ない資産を持ちたいとは願っているが、これらは課税対象となる。しかし、誰かが言ったように、遺産税は任意課税（voluntary tax）とも称され、課税対象の資産を残すかどうかはその顧客に委ねられている<sup>55</sup>。

以上、クーパー教授の分析に従ってデュポン家の一員であるウィリアム・デュポン・シニアの家族の実際の財産承継について検討してきた。そこには特に1916年の遺産税創設以降、世代跳梁信託を用いて巨額の資産を遺産税の課税を最小限に抑制して、次世代へ移転させる姿が描写されていた。クーパー教授の研究はそれだけではなくて、1977年当時の制度下におけるウィリアム・デュポン・シニア家の財産継承策についても言及しているが、

---

<sup>51</sup> Id at p.220.

<sup>52</sup> ロックフェラー家の財産承継については1974年のネルソン・ロックフェラーの副大統領就任時の議会公聴会資料に詳しい。（Nomination of Nelson A. Rockefeller to be Vice-President of the United States: Hearing Before the House Comm. on the Judiciary, 93<sup>rd</sup> Cong., 2d Sess. 224, 775, 847 (1974).）

<sup>53</sup> ネルソン・ロックフェラー自身は1979年に70歳で亡くなっている。

<sup>54</sup> Cooper (1977) pp.220-221.

<sup>55</sup> Id at p.221.

それは 1976 年の世代跳梁税の創設後も信託を利用した財産移転の可能性を示唆したものである。この点に関しては後述の通り 1976 年の世代跳梁税は多くの問題が指摘され、1986 年に新しい世代跳梁税が制定されることになる。

#### 第 4 項 デュポン社における経営者の変化

ここでウィルミントン社がその一翼を担っていた、デュポン社における支配構造である経営者構成の変化について記すこととする。創業の 1802 年から 1940 年まで、会社の経営者はデュポン・ファミリーのメンバーで占められており、1834 年から 1937 年まで経営にあたったエルテール・イレネーの義理の息子であったアントニー・ビダーマン (Antoine Bidermann) を除いては、皆デュポンの名前を冠していた。この一族による統制は 1915 年にクリスティアナ・セキュリティ・カンパニー (Christiana Securities Company: 以下「クリスティアナ社」と略す) を設立することによって強化された。その会社の主要な株主はデュポン・ファミリーであり、同年新しく設立されたイー・アイ・デュポン・ド・ヌムール・アンド・カンパニー (E.I. du Pont de Nemours & Company) の 28 パーセントの持分を保有していた。しかしながら 1970 年代までには税法の関係上、会社の構成が不利である事が判明し、長い法的な手続きの後、1977 年にクリスティアナ社はデュポン本体に吸収された。その後、会社の経営はデュポン・ファミリーと関係のない人間に移ることになり、会社経営者の属性は変化している。つまり 1940 年以降、デュポン・ファミリーで最高経営責任者になったのは、1962 年から 1967 年にかけてのラモント・デュポン・コーブランド・シニア (Lammot du Pont Copeland Sr.) のみである。しかも外部との激しい競争に直面し、効率化経営を行うために、1967 年と 1973 年から 1976 年にかけて大きな部門改編を行っている<sup>56</sup>。その度にデュポン家と経営者との家族的な関わりは希薄になってきている。

#### 第 5 項 クリスティアナ社

ここでウィルミントン・トラストと共にデュポン社の事業承継について大きな役割を果たしたクリスティアナ社のことについて分析しよう。クリスティアナ社は 1915 年という米国における遺産税創設の 1 年前に設立されており、デュポン家の事業継承のツール

---

<sup>56</sup> Britannica Online Encyclopedia の「Du Pont Company」より平成 25 年 1 月 17 日引用。

<http://www.britannica.com/EBchecked/topic/173997/DuPont-Company>

と考えられたことは疑いなかろう。クリスティアナ社のことについては、同社とデュポン社の合併に際し、1974年に米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）が1940年投資会社法（Investment Company Act of 1940）に関する検討資料に詳細が記述されているので、その記述を参考にしていきたい<sup>57</sup>。

1915年にコールマン（T. Coleman）はイー・アイ・デュポン・ド・ヌムール・アンド・カンパニーの最大株主であった。彼はその持分を処理したいと考えた。コールマンの株式をデュポン一族内に保持し、会社に対する経営権を維持するために、コールマンの従兄弟であるピエールや他の家族と共に持株会社を創立した。これがクリスティアナ社であった。従ってクリスティアナ社はコールマンやピエール、そして他の家族が持つ多くのデュポンの株式とクリスティアナ社の株式とを交換して設立された。つまりクリスティアナ社は、デュポン・ファミリーによって創立された、自らの利益のための会社であると言える。デュポン・ファミリーの意見が、クリスティアナ社の持つ多くのデュポン株式を通して実現されたのである。つまりクリスティアナ社は、経営支配の道具であったのである<sup>58</sup>。

ところで、デュポン社における経営の歴史を議論する上において、ハーバード・ビジネス・スクール教授のアルフレッド・チャンドラー（Alfred D. Chandler）の分析を抜きにしては語ることはできない。というのはチャンドラーは、経営史学の第一人者であるとともにデュポン家の一員<sup>59</sup>で、デュポン社の経営の歴史を最もよく知ることが出来る立場にいたからである。そのチャンドラーらの著書『ピエール・デュポンと現代企業の創造（Pierre S. du Pont and the Making of the Modern Corporation）』によると、「ピエールの影響力を最も顕著に示すのは、何よりもクリスティアナ社の会長としての立場であった。彼の親しい家族で60パーセント以上のクリスティアナ社の普通株式を保有していたし、クリスティアナ社はデュポン社の30パーセント以上の普通株式を保有していた。<sup>60</sup>」とあり、クリスティアナ社のデュポン社の経営に対する役割を評価している。

1974年の米国証券取引委員会の検討資料によると、1974年当時のクリスティアナ社の内容は、同社の1915年の設立当初と変化がなく、デュポン社の普通株の多くを保有している。同社はデュポン社の発行済株式の28.3パーセントを保有している。

---

<sup>57</sup> Securities Exchange Commission (1974)  
<http://www.sec.gov/rules/ic/1974/ic-8615.pdf>

<sup>58</sup> Id at p.651.

<sup>59</sup> チャンドラー教授のミドルネームはデュポンである。

<sup>60</sup> Chandler and Salsbury (1971) pp.564-565.

そしてそれは クリステリアナ社の総資産の 98 パーセントに当たるものである。そしてクリステリアナ社がデュポン社との合併を希望する理由は、まず同社の管理費用が高くついていること、そして何よりも税制面で不利なことが挙げられる。つまりクリステリアナ社の収入はデュポン社からの配当なのであるが、それを受け取ってクリステリアナ社の株主に配当する際に所得税を課税されてしまう。現在のクリステリアナ社の株主がデュポン社の株式を保有する場合は、その部分の税負担が必要なくなるのである<sup>61</sup>。

#### 第 6 項 ウィルミントン社の役割

ここでウィルミントン社の役割について、述べることにする。ウィルミントン社は、デュポン・ファミリーやその関係者の受託者 (trustee) としてクリステリアナ社の普通株式の半数以上を保持しており、また、クリステリアナ社もウィルミントン社の株式の 3.5 パーセントを保有するという株式持ち合いの関係にあった<sup>62</sup>。しかし、常にウィルミントン社は、クリステリアナ社の株式を保有していたかと言うとそうではなくて、受託責任により、場合によっては株式を売却することもあったようである<sup>63</sup>。つまり、デュポン社の経営内容に疑問点があった場合などは、ウィルミントン社は、クリステリアナ社の株式を売却することもあったのだろうと考えられる。

ここで再びチャンドラーに登場してもらおうとし、その代表的著作『組織は戦略に従う』に記されているデュポンにおける 1900 年代初頭の経営の変化を検討するとしよう。デュポン社は、1903 年から 1919 年にかけて組織改編を行っている。これは第一次世界大戦の巨大な需要に対応するために従前の組織では不具合が生じるという理由である。また第一次大戦以前から戦中にかけて、統計データがより充実し、その利用法も洗練度を高めていった。ピエールの指揮下で、経理関連部門は体系的な資本配分のための手法を磨いていった。資本支出の割り振りに際しては、景気全般を予測したうえで、プロジェクトごとに詳細な提案を示した。1918 年よりかなり以前から、経理部門の予測・分析課では、資本その他の経営資源を合理的に配分できるよう、「向こう 12 ヶ月間の財務状態を予測し、1 ヶ月ごとに見直すことによって」、職能別部門や経営委員会を補佐していた。資本の割り当てを求める側は、プロジェクト別にコスト、必要性、投資収益率 (Return on Investment: 以下「ROI」

---

<sup>61</sup> Securities Exchange Commission (1974) pp.652-653.

<sup>62</sup> Id at p.652.

<sup>63</sup> Id at p.658.

と略す)の予想などを示すことになっていた<sup>64</sup>。

この時期、中央本社のプランニング、調整、業績評価に欠かせない情報が充実していったが、そのなかでも特筆に値するのが、F・ドナルドソン・ブラウンが考案したROIの算出法だろう。ブラウンはバージニア・ポリテクニク・インスティテュートとコーネル大学で電気技術者としての素養を身につけ、スプレイグ・エレクトリックのボルチモア営業所を経て、1908年にデュポンのセールス部門に転じている。ブラウンが考案した手法は、投資収益率を投資回転率、売上高、利益と関連づけたもので、デュポン社で今日でも用いられている。ROIを算出するためにブラウンは、コスト、投資、売上げなどを細分化した。たとえば資本は工場、機械などの固定資産と、売掛金、完成品、仕掛かり品、原材料、現金などの流動資産に分けて投資された。ブラウンの手法の意義は、中央本社と部本部に正確なモノサシを提供して、各事業部門の業績評価、欠点や非効率の発見、プランや方針の修正を可能とした点にある<sup>65</sup>。このROIなどの財務手法の開発はデュポン社の財務内容を著しく強化したわけであるが、これら手法の開発と信託会社であるウィルミントン社の存在とは無関係ではないだろう。既述のように株式を保有するデュポン社の経営を監視する過程で、考案されたものと考えられる。デュポン社の財務管理をウィルミントン社の果たした役割は大きいと判断できる。

以上、デュポン社と信託との関わりについて検討してきた。エルテール・イレネー・デュポンによって創業された火薬事業は、しばらくの間はデュポン家を中心に経営を行っていた。そして戦争や多角化などにより事業が拡大していくと、その株式の一部を信託会社に委ね、財務内容を中心に経営を監視する役割を担わせることになる。更なる事業の拡大は、より適性の高い経営者を求め、非同族色の強い経営陣となっていく。また、2008年に起きた、いわゆるリーマンショックにより発生した金融の混乱は、ウィルミントン社にも大きな打撃を与え、2011年にデュポン家とは直接関係がない商業銀行のM&T Bankに買収されることになった。これは直接的には不動産市況の悪化によるとされるが、2010年の遺産税撤廃と関係があるとするのもあながち穿った考え方とは言えないであろう。また次節で説明することになる「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」の期間の問題も指摘できよう。相続、あるいは事業承継を実施する上での信託の役割が変容してきているのかもしれない。

---

<sup>64</sup> チャンドラー (2004) 84 頁。

<sup>65</sup> チャンドラー前掲 84 頁。



## 第4節 世代跳梁を利用した信託での資産承継の変遷

### 第1項 世代跳梁課税に関する1976年法以前の動向

前節では、大手企業であるデュボン社の事業承継と信託との関わりを検討してきた訳であるが、デュボン家ほどの資産家でなくても米国では一定以上の富を保有する場合には、信託において世代跳梁、つまり子供ではなくて、孫やひ孫など子供より下の世代に資産を移転させることによって事業や資産を継承させることが行われてきた。このような信託を利用した世代跳梁移転は、1976年および1986年の税制改正を経て世代跳梁課税が整備され、現在では節税上のメリットはほとんどなくなっている。しかし、信託を利用した世代跳梁移転が米国において資産の蓄積に果たした役割は極めて大きいので、ここではその歴史的な経緯について分析しておくことにする。

この世代跳梁の資産移転が遺産税制度における大きな欠陥であると指摘する声は以前から存在していた。第二次世界大戦後に日本に派遣されたシャープ使節団の一員でもあったコロンビア大学のウィリアム・ビックリー (William Vickrey) 教授は1947年に著書『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとしている。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している<sup>66</sup>。当時の資産移転の実際を示す興味深い資料を紹介しよう。(表2-1)に示すように1959年には受贈者において真正の所有権を獲得する約6%の移転しか孫の死亡時まで課税を逃れていない。対照的に、信託における移転のうちほとんど50%が孫もしくはひ孫の死亡時まで課税を逃れている訳である。真正に直接移転された場合と信託を経由して移転された場合とで最終的な資産の所有権はほとんど変わりが無いことから考えて、公平性に関するこれらのデータのインパクトは明らかである。

---

<sup>66</sup> Vickrey(1947) pp.203-216.

(表4-1)				
1945年、1951年、1957年および1959年における富裕層死亡者の真正および信託における移転の遺産税課税時期の調査				
次の遺産税課税の対象となる者	真正な移転		信託における移転 b)	
	金額 (単位：百万ドル)	全体に対する割合	金額 (単位：百万ドル)	全体に対する割合
		1945		
配偶者	77	24		
子供	154	48		
孫	9	3		
ひ孫	c)	c)		
その他	80	25		
合計	320	100		
		1951		
配偶者	164	41	2	1
子供	137	34	95	28
孫	11	3	124	37
ひ孫	c)	c)	20	6
その他	89	22	96	28
合計	400	100	337	100
		1957		
配偶者	405	39	2	d)
子供	362	35	90	18
孫	56	5	209	43
ひ孫	c)	c)	24	5
その他	212	21	162	33
合計	1,034	100	487	100
		1959		
配偶者	468	42	4	1
子供	366	33	91	18
孫	68	6	208	42
ひ孫	c)	c)	37	7
その他	214	19	160	32
合計	1,117	100	500	100
a) 財務省の作成による。				
b) 1945年は入手不可能であった。				
c) ひ孫に対する真正の移転は作表されていないが、金額は無視できるほど小さくまた「その他」に含めている。				
d) 0.5%より小さい。				
引用：Pechman(1971) p. 202.				

また、1946年にニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン<sup>67</sup> (Louis Eisenstein) は、世代跳梁のために用いられる階層的な生涯不動産権<sup>68</sup> (cascading life estates) に関して次のように記述している。

<sup>67</sup> アイゼンシュタインは、「遺産税と最高裁からの教訓 (Estate Taxes and The Higher Learning of The Supreme Court)」(1948年)など遺産税に関して著名な論文を発表している。

<sup>68</sup> 階層的な生涯不動産権は、所有権が一人もしくは複数の生涯不動産権の保有者および残余財産受益者の間で分割される全ての移転を含んでいる。最短の階層的な生涯不動産権 (cascading life estates) は、生存中はAからBへ、Bの死後はCへ所有権が移転するものである。最長のものは資産の相続を特定の継承者に制限する (fee tail) もので、ほとんどの州では認められていない。

「A が彼の（信託にある）資産を B に遺言で譲り、B がその後、その資産を C に遺言で譲った場合、政府は遺産税を A が亡くなった時点と B が亡くなった時点とで集めることになる。しかし、A が信託にある資産からの所得を B の生涯に亘って遺贈し、残りを C に遺贈した場合には、政府は A が亡くなった時点では税を徴収するが、B が亡くなった時点では何も課税しないことになる。私は C がたまたま、B の意思の下の受益者としてではなく、A の信託の下の残余権者として所有と享受を獲得したということが政府の課税結果に影響しているのか理解できない。<sup>69</sup>」

アイゼンシュタインの提案する解決策は、その信託のコーパス<sup>70</sup> (corpus) の価値を、生涯権者 (life tenant) である B の課税対象遺産に含めるというものである<sup>71</sup>。この解決法はその課税を正当化するために、生涯不動産権 (life estates) を、所有権と同じであると取り扱うものである。つまり連邦遺産税を通して、機能的には遺言による移転 (testamentary transfer) と同じ、生前の移転 (lifetime transfer) に関する遺産税を正当化するために用いられているアプローチである。実際上は無償で資産を移転するが、その資産における生涯の使用権は担保する納税者は、長くあたかも生前の移転がなかったかのように死亡時に課税されていた。しかし、このような指摘があってもなお 1940 年代には世代跳梁移転に関して、これ以上の関心は払われなかった<sup>72</sup>。

この世代跳梁問題は 1950 年の国会の遺産税および贈与税改革の公聴会において再浮上し、その問題はフランクリン・ルーズベルト政権の租税政策<sup>73</sup>にも携わった経験を持つスタンレー・サリー教授の遺産税と贈与税に関する 1950 年の論文「連邦遺産税および贈与税の改訂の導入 (An Introduction to Revision of the Federal Estate and Gift Taxation)<sup>74</sup>」

---

<sup>69</sup> Eisenstein(1946) p.872.

<sup>70</sup> 信託の元本についてはコーパス (corpus) という用語をよく用いる。本稿では原文で corpus と表記されている場合には「コーパス」という訳語を充てることとする。

<sup>71</sup> Id at p.872.

<sup>72</sup> Abrams(1987) p.1147.

<sup>73</sup> 第 1 章で指摘したが、フランクリン・ルーズベルト政権において租税政策に携わった法律家は、富裕層の租税回避の問題を特に真剣に取り組んでいる。

<sup>74</sup> サリー教授がこの論文を発表した 1950 年というと、日本においてシャープ勧告が実施された時期とほぼ同時期であり、シャープ使節団の一員であったサリー教授も第 1 章で分析したビックリー教授と同様に世代跳梁移転が米国における遺産税に関する大きな問題であると認識していたという点では一致していたと言える。

発表の後に関心が高まっていった。その理論は巨額の遺産における全資産のほとんど半分が信託において移転され、その価値の 4 分の 3 がひとつ以上の世代の遺産税を跳梁しているということを示す興味深い統計によって裏づけされており、サリー教授は財務省が主張する「移転税に関する果敢な新しい世界の幕開け—生涯不動産権 (life interest) への課税<sup>75)</sup>」という試みに好意的な議論を行っている<sup>76)</sup>。

サリー教授がその論文の中で示したひとつの業績は、生涯不動産権 (life estates) の代わりに A が資産を B に 20 年間移転させ、その後、所有権を C に移転させるといった、年数を限定した遺産を用いた世代跳梁移転の分析を行ったことである。サリー教授は B は、その所有期間の終了時に C に対して贈与を行ったかのように課税されるべきであると提案している<sup>77)</sup>。そうすることによってサリー教授は、所得の受益者を移転税に関しては真正な所有者として取り扱うことに賛成であると暗に論じているのである。実は 1976 年の世代跳梁税は、サリー教授のこのアプローチを踏襲したものであった。委託者が世代的に離れた受益者の信託を設定した場合、そしてその間の世代の人間もまた信託に関して権利を持つ場合には、世代跳梁税が間の世代の人間の権利が消滅した際に課されることになる<sup>78)</sup>。従って、信託の中の資産が対象で、どの期間にあっても子供が受益者である贈与で、その後、孫に贈与される場合は、子供の権利が消滅する際に世代跳梁税が課税された。更に世代跳梁税の金額は、当該子供があたかも実際の譲渡を行ったかのように計算し、また遺産税もしくは贈与税の税率は、当該子供、つまりみなし譲渡人 (deemed transferor) がみなし移転時に生存しているか、もしくは死亡しているかに拠っている<sup>79)</sup>。

このようなより詳細な研究が発表される中で、財務省も 1969 年に「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」という形で、世代跳梁の移転に関して望ましい遺産税の形態を提案することになるのである。次にその内容について検討することしよう。

## 第 2 項 「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」の検討

1969 年に財務省によって公表された「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies

---

<sup>75)</sup> Surrey (1950) p.18.

<sup>76)</sup> Abrams(1987) p.1147.

<sup>77)</sup> Surrey (1950) p.20.

<sup>78)</sup> 1982 年法 2613 条(b)(1) (1986 年に廃止)。

<sup>79)</sup> Abrams(1987) p.1148.

and Proposals)」によると、1957年から1959年の間に提出された遺産税申告書に関して、100万ドルを超える遺産の場合、資産の25%が世代跳梁の形で移転されている（形式としては19%が信託で6%が贈与である）。しかし、30万ドル以下の遺産においては9%のみが世代跳梁の形で移転されているだけである。また100万ドル超のグループにおいて、信託されている全ての資産の約80%は世代跳梁により移転されたものである。更に200万ドルを超える遺産を持ち、信託を用いている被相続人のうち、世代跳梁でない形式の信託を用いたのは25%のみであった。また50万ドルを超えない遺産を残した被相続人のうち77%がそのような信託は使っていなかった<sup>80</sup>。このように高額な遺産を残す場合には、信託を用いて、世代跳梁により課税の額を少なくして子孫に財産を移転させるということが日常的に行われていることが伺われる。この「税制改革研究・提案」に関しては、サリー教授らがその審議過程、ウェストフォール教授がその内容に関して下記のとおり詳細に分析を行っている。

#### 第1 サリー教授らの分析

1969年の税制改革法の審議における世代跳梁税を含む遺産税の取り扱い、1966年から1968年まで財務省で租税を担当していたジェローム・クーンツ<sup>81</sup> (Jerome Kurtz) とハーバード大学のスタンレー・サリー (Stanley S. Surrey) 教授が議論の経緯を記している。この1969年税制改革法については、1969年の3月から5月にかけての下院予算委員会での公聴会で審議が開始され、ジョンソン政権下の財務省により準備され、1969年2月5日に下院の予算委員会と上院金融委員会 (Senate Finance Committee) によって刊行された「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」の中の案を審議するという形で行われた。その財務省の提案には、世代跳梁課税など資産税に関するものも含まれていた<sup>82</sup>。

遺産税に関する公聴会は、1969年3月26日、27日の下院予算委員会で行われた。この分野に関しては、それ以降は予算委員会における動きはなく、その理由としては遺産税関係を扱う時間が不足している、というものであった。予算委員会によっては、この課題に関して直ぐに検討を再開する可能性はあるとの指摘があるのみで、その時期については明

---

<sup>80</sup> 「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」 (1969) p.117.

<sup>81</sup> その後、1977年に内国歳入庁の長官に就任している。

<sup>82</sup> Kurtz and Surrey (1970) p.1365.

確にはされていない<sup>83</sup>。

遺産税に関してこの財務省の提案について証言した者の多数の意見は、反対というものであった。特定の条項に反対するものもいれば、改正案には賛成すべき項目は見当たらないといった意見もあった。これらの証人の意見では、現行の遺産税は模範的なものであるというものである。更に、財務省の提案が発表されて以来、その提案に関して言及した論者は、現行の法律を極めて高く支持しているように思われる<sup>84</sup>。

しかしながらそのような財務省の提案に対する批判を分析すると、既存のシステムにおける不公平を直接扱ったものではないことがわかる。その代わりに彼らの意見は、通常、遺産税の問題に対する何らの代替案を示すことなしに、また、通常、何故、その変化が望ましくないと認識するのか、について満足はいく理由付けなしに、財務省により提案されている変化が及ぼす予想される効果を指摘しているだけのことである<sup>85</sup>。

サリー教授等の分析を信託における世代跳梁移転に絞って検討しよう。ほとんどの世代跳梁の移転は信託においてなされると推定されるので、国会における何人かの証人は世代跳梁税の提案は信託における移転が阻害されると議論している。そしてこの効果は望ましくないと主張されるのである。というのはこれら長期の信託のほとんどは、主に課税回避以外の理由で創設されると考えられるから、という理由である。また、世代跳梁税の提案が長期の信託を阻害するかどうか、または単に信託を創設する上での租税の要素が取り除かれただけなのかは、議論の出発点によるものである。しかしながら、サリー教授等は、世代跳梁税の提案が移転税の長期の信託へのインパクトを、現在においてその信託が保有している税制上の優遇措置を中立的にすることを企図していることは疑いがないことであると指摘する。もし長期的な信託を用いる税制面以外の理由があるならば、また実際そうであるが、その信託は利用され続けるであろう。長期的な信託の創造は禁止されていないし、罰せられもしない。単に移転税の有利さが取り除かれるだけである。税制面以外の優遇措置は、存続するのである。しかし、サリー教授等は、長期的な信託の創設に対する有効な課税以外の理由の存在が、それらの信託に伴う重要な課税優遇措置に関連して議論されているのかは理解できないとし、論者もこの点は丁寧に説明しようとはしないことに対し疑問を投げかけている<sup>86</sup>。

---

<sup>83</sup> Id at p.1365.

<sup>84</sup> Id at p.1365.

<sup>85</sup> Id at p.1386.

<sup>86</sup> Id at pp.1391-1392.

世代跳梁税の提案に対してなされるもうひとつの議論は、現行の制度の下での歳入の損失が少ないということである。しかし、この意見に対してもサリー教授等は、世代跳梁税の提案は第一に歳入を上げるためになされるものではなく、それは公平の実現を第一の目的とするものであると指摘している。そして歳入の損失の合計は少ないかもしれないが、世代跳梁の仕組みを用いることによる特定の家族への税制面での優遇は極めて大きく、その家族の資産が大きいほど、税制面での効果も大きい。従って問題は絶対的な歳入ではなくて、むしろ比較的な不公平さであると述べている。どの家族も、その納税額が政府の歳入の全体から少ないという理由で遺産税からの免除を主張できないし、世代跳梁の提案は多くの点で遺産税における累進性の欠如を防ぐ目的がある。誰も現行の世代跳梁移転のシステムが公平であるという議論を行ってはいない、というのが教授等の意見である<sup>87</sup>。

その他の世代跳梁税の提案に対する議論は極めて論点回避なものである。例えば、2つの世代に関わる世代跳梁信託はまれであって、従って数少ない事例のために全員をかき回す必要はないと主張する者もいる。この議論はもちろん出鱈目であり、関係する少数の人間のみがかき回されるのである。また他の意見としては1つの世代ではなくて、2つの世代が跳梁された場合にのみ、その仕組みに課税することは望ましいとする者もいた。また他の者は被相続人の子供が死亡し、彼の孫が遺産の当然の受益者となるケースや、被相続人が単に子供を嫌っているケースを指摘し、このような場合になぜ世代跳梁税を課さなければならないのかを問うものもいた。しかし、これらの事例などはこの問題の本質ではない。ほとんどの世代跳梁移転は、子供と孫が生存しており、共に被相続人に愛され、彼らの生存中は子供が資産を享受しているケースである。基本的な課税のルールはこれらの通常の状態に即して構築すべきであって、例外のような事例で判断すべきではない。またまず基本的な意思決定を各々の世代に対する課税のための行い、例外のようなケースは別の基準で取り扱われるべきである。国会は各世代に一度課税するという政策をとるということはまだ言っていないと断言する人もいる。もちろん、国会において推進されている提案は、各世代において課税することが資産税を公平に課税する道であるということから進展はしている訳ではない<sup>88</sup>。

サリー教授等による「税制改革研究・提案」に関する国会での議論を紹介、検討してきた。サリー教授等は課税の公平性から世代跳梁税の必要性を主張しているのだが、これ

---

<sup>87</sup> Id at p.1392.

<sup>88</sup> Id at p.1392.

らの議論から判断すると、信託を利用した世代跳梁による資産の移転というものが一般的にはまだ十分に理解されていないということがわかるのである。そしてそれが原因で、世代跳梁税というものに対して世間の支持が得られていないということだろう。では次に「税制改革研究・提案」の内容を取り上げたウェストフォール教授の議論を検討していこう。

## 第2 ウェストフォール教授の分析

ハーバード大学教授のデビッド・ウェストフォール (David Westfall) は1970年に「遺産税および贈与税の復活 (Revitalizing The Federal Estate and Gift Taxes)」という論文を発表し、遺産税等を有効ならしめる諸策を議論しているが、その中で世代跳梁移転に関しては前年の1969年に発表された「税制改革研究・提案」を取り上げている。ここではウェストフォール教授の説に従い、世代跳梁の資産移転に関する制度内容を確認し、そして1969年に発表された「税制改革研究・提案」を検討していくことにしよう。

一般的に、家族の蓄積された富は、親からその子供へ移転され、それぞれの世代において課税される。しかしながら、譲渡人はこの世代ごとの課税を、孫やより遠い子孫に贈与をすることによって、世代ごとの課税を回避することができ、従って、中間の世代を跳梁することができる。世代跳梁の洗練された形式は、信託などを関与させ、委託者の子供を含む後継の受益者が、所得や元本の一部を資産税の課税を受けることなしに享受できることを可能にするのである<sup>89</sup>。

信託の受益者が遺産税や贈与税が課税されることなく、信託資産に関する支配と便益の享受を受けることができる程度については、本来、周知させるべき程には世間的には広くは認識されていない。信託の受益者は投資に対して唯一の受託者として支配を許される立場かもしれない。つまり全てのその所得および彼の扶養のために必要とする元本に対して権利を有するという意味である<sup>90</sup>。加えて信託の受益者はその生涯において元本のうち、年間5,000ドル、もしくは5%のどちらか大きな額を引き出す権利を、生涯もしくは死亡時において他人に元本を与える権利と同様に与えられている<sup>91</sup>。そして信託の受益者が

---

<sup>89</sup> Westfall (1970) p.1006.

<sup>90</sup> 受益者の所得に対する権利は、受益者が亡くなった場合に、彼自身が譲渡者でなければ、信託の元本を受益者の遺産に含める原因とはならない。1954年法2036条。また保有者の扶養のための元本を用いる権利は、制限された場合は、「一般的な指名権 (general power of appointment)」の定義からは除外される。1954年法2041条(b)(1)(A) (遺産税)、同2514条(c)(1) (贈与税)。

<sup>91</sup> 保有者もしくはその遺産、または両者の債権者に有利なように行使できない権利は「一



死んだ場合に、彼は死亡時に引き出すことができた元本「だけ」をあたかも保有したかのごとく課税されることになる。この制度的な「気前よさ」の結果、エステート・プランナーはしばしば信託を重要な贈与に用いるよう提案してきたのである。このように信託は、財務的な知識に難がある未亡人や孤児、または浪費癖のある子孫を守るという本来の目的のためではなく、連邦税から逃れるために設立されている訳である<sup>92</sup>。

もちろん、そのような信託が存続できる期間は通常、「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」の各州における規定によって制限されるが、人生を測定する際の思慮深い (judicious) 選択により、その原則は信託期間を 80 年から 100 年と定めている。いくつかの州では、さらに長い課税猶予が可能である。例えばデュポン社が位置するデラウェア州では、指名権 (power of appointment) の実行によりなされる所有権の授与に許された期間は、信託の創設 (creation) ではなくて、授与の実行 (exercise) の日より測定され、その結果、譲渡人が 4 つの世代を跳梁することを可能にする<sup>93</sup>。

世代跳梁の資産移転は、前の世代からの蓄積された資産を使い果たしていない世代にとって課税を避ける上においての唯一の効果的な方法であるので、その効果的な方法を阻止しようという改革への推進力は、支持を引き出している。エステート・プランナーは通常、そうしないと子供から孫への資産の移転が子供の利益にならなく、単に移転するだけに終わる場合以外は、課税以外の問題を起こす可能性がある複雑な信託には頼らないであろう。子供が蓄積された富の全てを消費した場合、子供の遺産は、その親の蓄積された富に対する課税がなされないので、世代跳梁信託は何の課税上の有利さももたらさない。従って、世代跳梁の利益は、少なくとも遺産税の増加により生活水準が影響を及ぼされる家族にのみ限定されることになる<sup>94</sup>。

ウェストフォール教授は以上のような制度的な分析に加え、世代跳梁により資産移転の定性的な分析も行っている。つまり世代跳梁の仕組みの害というのは租税回避のみに限られるものではない、ということである。間接的な社会コストはその仕組みが回避した課税額と同じくらい大きい。その有利な課税取り扱いとは価値ある資源を、80 年から 100 年

---

般的な指名権 (general power of appointment)」ではない。1954 年法 2041 条(b)(1) (遺産税)、同 2514 条(c) (贈与税)。Treas. Reg. § § 20.2041-1(c)(1), 2514-1(c)。遺産税目的のための年間 5,000 ドル、もしくは 5%を引き出す権利の失効の控除は、2041 条(b)(2)に、類似の贈与税目的の控除は 2514 条(e)に規定されている。

<sup>92</sup> Westfall (1970) p.1006.

<sup>93</sup> Id at p.1007.

<sup>94</sup> Id at p.1007.

存続する可能性のある、取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) へと流出させることになる。一方で、信託を組成する側から考えた場合、そのような信託を創造するエグゼクティブ・プランナーは大きな責任を負っている。彼は、受益者や固定される信託資産の状況を変化させる家族の問題や経済状態におけるあらゆる事態を予見し、備えなければならないからである。そのエグゼクティブ・プランナーが不注意に行った場合、多くの依頼者の生活を悪い方向へと導いてしまうことになる。さらに複雑な信託組成に関する通常管理コストに加えて、信託契約における表現のあいまいさは、個人および社会、両方にとっての法的費用がかかることになる。潜在的に生産的な資産の所有権や管理に関して不確かであることは、信託資産の使用と享受を阻止し、長年、不確実なままとなる<sup>95</sup>。このような批判を背景として、財務省は「税制改革研究・提案」を発表したわけである。

しかしながら改革への必要性への対応である、財務省の「税制改革研究・提案」において提案している世代跳梁の移転に対する代替税（ここでは世代跳梁税を意味する）は、不幸にして非効率な部分と共に非常に複雑な部分を併せ持っている。通常の場合における代替税は、贈与であろうと信託であろうと世代跳梁移転の価値に対する、移転者の限界税率 (marginal rate) の 60% の税率により課税される。しかしながらいくつかの状況において、世代跳梁される間の人間は、当該移転を、最初に彼に移転し、その後、次の世代に移転させるという選択をすることができた。そのような選択がなされると、その選択者は当該移転の全ての価値に課税される。そしてこの価値が彼の将来の移転に対する税率を決定する上で選択者の課税ベースの一部であると考えられる<sup>96</sup>。

財務省の案に示されている最初の例は、その提案の複雑さを十分に示している。祖父 (GF) の孫 (GC) に対する 50,000 ドルの贈与、つまり祖父の子供 (S) であり、孫の父親の跳梁の例を考えよう。祖父の遺産の限界税率が 40% で、代替税は 60%、つまり総贈与額の 24% が課税されることとなる。換言するとその 24% の税率が、税引き後に孫に 50,000 ドルを贈る場合に必要な金額に課されることになる。従って代替税は 15,789.47 ドル、つまり 65,789.47 ドルの 24% が、50,000 ドルの贈与をする場合に必要なのである。しかし、このような代数的な若干の複雑さが、代替税の成果ではない。代替税の成果というのは財務省案の税の「グロスアップ」によっている。世代跳梁の移転は 2 つの移転によって構成される。グロスアップは解釈上の移転 (constructive transfer : 上記の場合 65,789.47 ドル) に

---

<sup>95</sup> Id at pp.1007-1008.

<sup>96</sup> Id at p.1008.

対して計算された税への課税を、移転者が回避するのを避けるために必要とされる。死亡時の移転の課税のメカニズムが、税が控除される前の遺産全体に対して計算されるものなので、グロスアップは、世代跳梁を伴わない贈与には適用されない<sup>97</sup>。

更なる複雑さが、代替税のもう一つの案から提起される。もし、上記の子供（S）もしくは孫（GC）の母親（つまり子供の配偶者）が、資産の移転がなされたときに生存している場合は、彼（S）もしくは彼女（GCの母親）は、「50,000ドルは、自分自身への贈与とし、直ぐに孫に対して移転する」という選択も許される。したがって子供（S）によって支払われる税額は、彼が20%の税率が当てはまり、しかも彼が自分のお金で支払う場合は、12,500ドル（50,000ドルプラス12,500ドルに20%をかけることによる）になる。もし祖父（GF）がその税も負担する場合は、その額も贈与となる。更に孫の両親が亡くなった場合は、祖父の遺言執行者（executor）は後に亡くなった親の税率で税を支払うことも選択できる<sup>98</sup>。

上記のような「簡単な」事例における課税計算を理解できる顧客もいることは疑いない。しかし理解できない人もいるであろう。そしてこの例は世代跳梁の最も簡単な例であるということに注意する必要がある。もし祖父が彼の意思で子孫や遺言執行者が税金を負担しないという一任信託（discretionary trust）を創設した場合、孫への分配は上記で示したように50,000ドルの贈与という形で行われ、ひ孫への分配は、彼の先祖である子供と孫への移転に連続して行われると取り扱われる。受託者によって保有される金額に関して、最後の子供が亡くなった時に、代替税の対象となる移転が起きると考えられる。というのはもはや世代跳梁の移転が起きる可能性がないからである。その後は、言及すべき点が祖父からその子供に移るために、孫への分配は課税されずにひ孫への分配が課税対象となる<sup>99</sup>。

以上、財務省案の複雑さについては十分に説明した。多くの顧客にとっては、その複雑さは世代跳梁を止めるに十分であろう。彼ら（そして顧問弁護士も）が、自らが完全には理解できない行為によって、ペナルティが発生するであろうことは明確であるからである。しかしながら経験を積んだ者にとっては、世代跳梁税は、遺産税を最小化する手段として、長期間の信託の効果的な利用という選択肢を排除しないのである。それは代替税は、当該資産が跳梁された世代に贈与された場合に課税される金額より大きくなることはなく、

---

<sup>97</sup> Id at pp.1008-1009.

<sup>98</sup> Id at p.1009.

<sup>99</sup> Id at p.1009.

実際にはかなり少なくなるという前述の短い説明からも明らかであろう。いくつかの例の場合では移転者の限界税率の 60%という税額は、彼の子供による移転と同額の 100%という税額よりもはるかに低いこともある。さらに彼が死亡するまでは何時でも「選択した人間とその子孫に与えられる」部分に関する信託資産への税を支払うかどうかの選択肢も与えられているのである。従って信託財産の価値が一時的に低下し、税を支払う方が有利である場合に、子供に税を支払うという選択を与える案にはプレミアムが付与されるということである<sup>100</sup>。

他の移転者には強制的な代替税の支払いを可能な限り延長することに関心があるかもしれない。そのような延長は、世代跳梁の受贈者ではない名目的な自由裁量の受益者 (discretionary beneficiaries) を加えることによって達成されるであろう<sup>101</sup>。彼らが何も分配を受け取っていない場合でも、受け取ることができるという明確な可能性は強制的な代替税の課税を延期するのに十分である。もちろん、繰り延べられた税が、信託資産価値の増大により課税ベースが拡大した場合には、税の繰り延べの有利さが打ち消されることもある。しかしながら納税者によっては、将来における、より多額の納税による、結局は打ち消しとなる納税の繰り延べの方が著しく重要な場合もある。それは実際のところ、その結果として他の機関で利用できるものよりは有利な定期の借入れを意味するからである<sup>102</sup>。

このような税制上の有利さおよび複雑さはその代替税の利用を排除することはない。ひ孫やより遠くの子孫への移転といった複数の世代跳梁を扱う、これまで用いられてきた最も良い方法であるように見える。世代跳梁に対処する策については、しばしば議論される様々な提案を完全に分析することは紙幅の関係上、難しい。また注目を集めた提案はすべて、いくつかの異論を投げかけられている。生涯不動産権 (life estates) の終了時に課税するという、1894 年以来、英国で採用されている手法<sup>103</sup>は跳梁された世代が資産に対して何も所有権を受け取っていない移転は対象としない。受益者の所有権が固定されている場合

---

<sup>100</sup> Id at pp.1009-1010.

<sup>101</sup> 世代跳梁とは、家族関係の親等 (degree) もしくは受贈者が家族でない場合は 25 歳以上の年齢差がある場合と定義されている。「税制改革研究・提案 (Tax Reform Studies and Proposals)」(1969) p.393. 従って従兄弟は年齢や関係の疎遠に関わらず、世代跳梁の受贈者とはならない。子孫ではない家族への移転をどのように扱うか、ということは難しい家系上 (genealogical) の問題を引き起こすことになるので、全ての子孫ではない受贈者へは年齢基準にとって処理することが簡単なのである。

<sup>102</sup> Westfall (1970) p.1010.

<sup>103</sup> 1894 年金融法。1969 年金融法によって改訂されている。(Finance Act of 1894, 57 & 58 Vict. 53, c. 30, §§ 1,2, as amended, Finance Act of 1969, c. 32, § 36.)

は生涯不動産権 (life estates) に対して課税することは容易であるが、租税回避にもならず<sup>104</sup>、また面倒な複雑さもない一任信託 (discretionary trust) に対しては簡潔な解決法はない。課税対象ではない指名権の定義を狭めることが 1942 年から 1951 年の間に試されたが歳入増加の点に関しては目に見える成功を収めなかった。再び世代跳梁に関しては、跳梁された世代が何かしらの権利を資産に対して受け取らない限りは課税しないということになって、そのことは世代跳梁を検討する家族の意向に忠実であるがその家族の一員ではないという受益者の採用に対してインセンティブを与えることになった。最終的に、相続税 (accession tax)<sup>105</sup> のようなより急進的な試みは、馴染みのない、それ自体複雑な代替案を支持する現在の遺産税における半世紀の経験を捨て去ってしまうだろう<sup>106</sup>。

ウェストフォール教授は、財務省による「税制改革研究・提案」の中の代替税は現在のところ最良で、おそらく唯一の効率的な複数の世代跳梁による課税回避に対処する方法であると評価しているが、単一の世代跳梁にその複雑性を持ち込むのは望ましくないと指摘している。そして、その歳入の増加はエステート・プランニングと管理における混乱よりもはるかに少ないものであり、その代わりに我々は移転者に対して須らく世代跳梁移転を避けるように勧奨すべきであると主張している。その手段として世代跳梁を伴わない移転者の子供に対する移転への特惠税率 (preferential rate) を創造することを推奨している。何故ならば当該子供は真正の所有権もしくは一般的な指名権を獲得するかする訳であるし、その各々場合も彼を所有者として課税するからである<sup>107</sup>。

以上、ウェストフォール教授による「税制改革研究・提案」の制度内容の検討そしてその複雑性の指摘を見てきた。サリー教授らの指摘にもあったように、世代跳梁移転に関する一般の認識は高いものではなく、また一方、租税法の研究者においても「税制改革研究・提案」における提案の内容から判断すると洗練された世代跳梁課税制度というものが提案できるほどには検討させてはいない、ということも言えそうである。このような環境の上に 1976 年には世代跳梁税が創設されるのである。

---

<sup>104</sup> 1969 年金融法になって初めて、英国法は一任信託による遺産税の回避に対して効果的に対処するようになった。

<sup>105</sup> この相続税 (accession tax) に関しては、American Law Institute(1969) pp.446-589. に詳細に分析・提案されている。

<sup>106</sup> Westfall (1970) pp.1010-1011.

<sup>107</sup> Id at pp.1011-1012.

### 第3項 1976年の世代跳梁税制定の背景

この1976年の税制改革についてもサリー教授は論文「1976年税制改革法についての回顧 (Reflections on the Tax Reform Act of 1976)」においてその制定プロセスについて詳細に分析している。遺産税に関しては、その論文では特に政治的な背景についての記述が詳しいのであるが、サリー教授は遺産税と贈与税の改訂は、全く以って農業政策の問題である、と指摘している。決定したこと全ては、農民票の影響の認識なしには説明がつかないが、農業政策をその認識の中心におくと、様々な部分がつながることができるとしている<sup>108</sup>。

サリー教授は遺産税が農業政策と関わるようになった事情を次のような例をあげて説明している。ある年老いた農民の家族が、農地価格が急速に上昇したため、60,000ドルの遺産税の控除を超える資産となったために遺産税の問題と直面するようになった。この急速な上昇は成長する都市地域で農業開発以外に適した地域を対象にしていた。しかし農民も農民以外の者と同様に自分の持分を拡大したため、農地価格も上昇した。そしてこれらの年老いた農民の家族は、若い世代の多くの家族とは異なり、エステート・プランニングの技術について考えることはなかったために、来るべき遺産税の支払いに対して準備をしていなかった。彼らの代表は60,000ドルの遺産税控除の増額を解決策として考え、圧力をその点に対して集中させた。当時のジェラルド・フォード (Gerald Rudolph Ford Jr.) 大統領はまず、税の支払い期限の延長という、より緩やかな提案を以って対応した。しかし政治的な状況に屈し、その60,000ドルの控除を150,000ドルに増額させることを推進した。この物語は、遺産税を払うために農民の生活の価値を諦めることを強られるという農民の家族の話として広まっていった。その物語は実際には文書化されなかったし、恐らく農業関係の遺産を農業が好きな子供とそうでない子供との間に配分することは、農民の家族にとって税務の問題よりも更に困難な問題を引き起こすことになった<sup>109</sup>。しかしその税制改正に対する圧力は広まり、多くの立法者は直ぐに農民のために遺産税を緩和するよう求められたのである<sup>110</sup>。

ここで農民の代表は寛容であった。彼らは、中小企業、つまり非公開の同族会社が

---

<sup>108</sup> Surrey (1976) p.319.

<sup>109</sup> アイオワ・ロー・レビューの農民の遺産に関する調査によると、アイオワ州における農民の家族は、通常、彼らの50歳代において、エステート・プランの問題について認識すると死亡前に中小企業の家族によって通常用いられている手法によって解決した。Iowa Law Review (1974).

<sup>110</sup> Surrey (1976) p.319.

比較先として適当であると考えた。確かに、全ての遺産はインフレーションのために、60,000 ドルという彼らに言わせれば時代錯誤な程低い控除額を増額させるに値する状況にあった。遺産税の改革推進派は議会に、その 60,000 ドルのレベルでも、7%の被相続人のみが遺産税を支払うべき純遺産を持っているに過ぎなく、その結果として富裕層に大きな課税を求めることはほとんどできないとしている。150,000 ドルの控除はこの 7%を 2%に満たない程度に減少させる結果となり、16 億ドルの歳入もしくは現行の遺産税による歳入の 20%から 30%を減少させる結果となる。もちろん、遺産税の対象となるほとんどの遺産は、主たる資産として多様な有価証券を保有しており、従って、納税のための流動性や農民の生活や同族会社という米国の美德を損なうものではない。しかし関与していた家族は最初は、静かに農民のグループによるロビー活動を見つめることに甘んじていた<sup>111</sup>。

このような背景があって、この遺産税改革は 1976 年の下院歳入委員会 (the Ways and Means Committee) では、突出した課題となった。公聴会は 1976 年 3 月に開かれた。財務省そのものは 150,000 ドルの控除額、無制限の配偶者控除、30%からの課税率の推進には賛成で、死亡時の移転における評価替えの扱いには反対していた。外部の提案の結果、歳入委員会は始めて米国における富の集中のデータについて調査を聞く機会を持っている<sup>112</sup>。委員会はまた、生存する配偶者および孤児の控除を守るために、より広い配偶者控除に関する提案に対して、成人した子供を遺産税から守る必要性に関する質問も聞いている。しかしこれらの観点は農民の圧力において消し去られることになった。そして下院歳入委員会および両院のスタッフにおける税制の改革推進派は、遺産税改革の範囲を広げることによって反撃し、遺産税の控除額を上げることによるコストをまかなうために様々な改革を提案した。その中には贈与税と遺産税の統合や、配偶者控除の増額 (もちろんこれには反対はなかった)、死亡時の移転された資産の評価替え (ステップ・アップ・ベース) による所得税回避における改正、そして「世代跳梁」移転を通しての遺産税回避の終了という規定も含んでいる。両院のスタッフはまた、控除の税額控除 (credit-against-tax) という、農民を満足させる工夫を行い、増額した控除に関する歳入の減少幅を少なくした<sup>113</sup>。サリー教授によるこれらの指摘から考えると 1976 年の税制改正における世代跳梁課税の創設は、

---

<sup>111</sup> Id at pp.319-320.

<sup>112</sup> 公聴会でミシガン大学のジェームズ・スミス教授が証言している。(Statement of Professor James D. Smith, in Hearings on Federal Estate and Gift taxes, Ways and Means Committee, 122 Cong. Rec. 1309(1976).)

<sup>113</sup> Surrey (1976) p.320.

農民のグループが要求する遺産税の控除額の拡大に対応した税源の確保という一面もあったということがわかるのである。

この段階では遺産税における他の重要な圧力団体、米国銀行協会（American Bankers Association）も政治活動を開始した。世代跳梁信託と死亡時の移転された資産の評価替え（ステップ・アップ・ベース）の改正がこの組織の重要な関心事であり、十分に制度の防御のための準備はなされていた。その公的な利益団体はジレンマを抱えていた。彼らは遺産税の改正などは望んでいなく、民主党政権に政権交代した場合<sup>114</sup>の、より良い日々を待ち望んでいた。しかし農民の圧力は控除額の増額という目標を達成するに十分に強いものに思われたので、それによる歳入不足はこれらの相殺する遺産税の改革を推し進め、そして何かを達成する機会を提供した。農民の圧力は、改革者の手を動かし、アルバート・ウルマン（Albert Conrad Ullman）歳入委員会委員長をして全面的な改訂へと向かわせることになったのである<sup>115</sup>。

遺産税改正法案（H.R. 14844）は、歳入委員会から提出され、下院議会に送られた。しかし下院ではそれは、頓挫し、2つの修正しか許さないという改革の逆流に会っている。その2つというのは法案における単一の40,000ドルの税額控除（153,750ドルの控除水準）に対して、それぞれの納税者に対して29,800ドルの分割控除（split credit）に加え、農民と同族企業に対しては25,000ドルの税額控除の増額、および世代跳梁規定における親から子供や孫に対する移転に関して100万ドルの控除の廃止である。そして反対グループはその法案の中の、死亡時のキャリーオーバー条項などについて採決することを望んだりした。この様な状況の中、ウルマン委員長はその法案を引き下げている。その間、上院財政委員会（Senate Finance Committee）は税制改革法案にいくつかの遺産税改正法案を組み込んでいた。これらの改正の主なもの50,000ドルの税額控除（197,667ドルの控除水準）、下院案と同様の配偶者控除の最低額250,000ドルへの増額、そして下院案において除外部分を排除した世代跳梁条項であった。上院議会では、分割控除（split credit）を行うという改革の動きに対して唯一の真剣な議論が行われた。しかし財務省の支持を得た農民グループはより高い控除額を求めるための露出した立場をとる事を望まなかったため、この駆け引きは50対34で敗れることになった。結局、3,000に満たない数の家族がこの高い控除を

---

<sup>114</sup> 1976年は大統領選挙の年であり、ウォーターゲート事件の余波もあり結局は民主党のジミー・カーター（James Earl Carter）が勝利することになるのであるが、現職としては共和党のジェラルド・フォード（Gerald Rudolph Ford Jr.）が政権についていた。

<sup>115</sup> Id at p.320.



享受するはずであったのであるが、結果としてこれらの家族に関する 10 億ドルの歳入の損失予定を転用する形で、全ての他の家族（約 150,000）が高い控除額の恩恵に浴することとなったのである<sup>116</sup>。

下院の税制改革案は遺産税の項目を含んでいなく、また上院の案もいくつかの項目がある程度であったので、分離された下院の案（H.R. 14844）の範囲における遺産税改革は協議に付されなかった。前述の米国銀行協会は何らの政治的な活動を起こそうとはしなかったし、改革グループもまた事態を終わらせることに同意したのであろう。しかし、その税制改正案は農民のグループの目的を達成する唯一の手段のように思えたので、彼らは毅然たる態度を取った。協議における支援者は、法案の審議が終わりに近づいた時にその税制改革法案そのものを長引かせたり、妨害したりした。そして最後の段階で、いくつかの修正を加えた下院の案に沿ったものが急いで税制改革法案に加えられた。議会の状況は上院と下院で別々の投票を要求していた。下院ではキャリーオーバーベースへの反対者がその改訂に反対しており、唯一の議論がなされた。法案の反対者はその全体の構造を解明しなかったであろうが、改革推進派は法案に賛成するために農民の側につき、従って法案は 229 対 181 の結果で可決となった<sup>117</sup>。

このように約 3,000 件の農民家族に利益をもたらす農業政策は、四半世紀の間、変化を拒んでいた遺産税と贈与税において広範囲に及ぶ改訂をもたらした。この改訂とともに死亡時の評価替えに関する所得税の取り扱いにおける大きな改正も行われている。この法制史に関して、面白く、しかしほとんど注目されていない点としては、農民グループが攻勢を強めている間に農業省（Department of Agriculture）や農業の専門家たちは一貫して不思議なくらい静かであったことである。この点に関し農業省の専門家の観点からは、控除の増額という農民のロビー活動の目的は米国における農民の共同体の一番の関心事ではないと指摘している。これらの専門家は明らかに現行の制度下において農民家族の脅威を理解していなく、代わりに、控除の増額は農地保有のいくつかの家族への集中、そして新しい若い農業参入者に対する障壁となると捕らえていた。従って、農業省はその政治の風が頭を通り過ぎ、財務省に政権の「農業の知恵（agricultural wisdom）」を具現化させようとしているように見える<sup>118</sup>。

---

<sup>116</sup> Id at pp.320-321.

<sup>117</sup> Id at p.321.

<sup>118</sup> Id at pp.321-322.

1976年の遺産税の分野における税制改革の背景には、既述の課税の公平性の問題の他に、このような農業政策の問題があった訳である。そして政治的な駆け引きの下に拙速に成立した結果、実際の制度は世代跳梁課税に関して問題の多いものになっていた。この点を引き続きサリー教授の研究に従って検討していこう。

#### 第4項 1976年の世代跳梁税の問題点

下院の歳入委員会の報告書は、世代跳梁移転の問題に対処する現行の構造上のルールにおいて適応すべき基準を示している。前述の法案(H.R. 14844)に添付された報告書は下記のように述べている。

「連邦遺産税と贈与税の目的は単に歳入を上げるだけではなく、世代ごとに可能な限り統一した効果を得られる形で課税することである。歳入の確保と平等な取り扱いは、移転(遺産および贈与)税が平均的に、しかも合理的に統一された期間ごとに支払われるところに達成されるものである。同様に、移転税の課税が、現行の法制度において世代跳梁信託を通して、可能な限り非常に長い間隔に繰り延べられるときにこれらの政策は阻害されることになる。(中略)

委員会は信託を創設する課税以外の多くの妥当な目的があることを認識してきた。しかし、税法は中立であるべきであるし、信託を設定することで課税に有利に働くということとはすべきではない。」

エステート・プランナーによって用いられている世代跳梁移転は明らかにこの基準に反している。そのような移転において、信託は、所得または元本をまず子供に分配し、その後には孫やひ孫へ、(信託の創設時には)遺産税なしに分配され、そして資産の享受が世代から世代へ受け継がれて行くために創設される。これらの信託の長さは各地方の「永久拘束禁止の原則(Rule Against Perpetuities)」によって定められるが、現存の信託の多くは100年以上存続している。実際にウィスコンシン州ではいくつかの永久信託(perpetual trusts)が存在している。明らかに世代跳梁移転の下に得られた租税からの回避は、遺産税は最も裕福な家族に課することに失敗していることを意味しており、ハーバード大学のジェームズ・キャスナー(James Casner)教授の下院公聴会における発言のように、これらの移転は遺産

税をして「任意的な課税 (Voluntary levy)」に変えたといえる<sup>119</sup>。

従って税制を改革しようとする者は、これらの移転に課税しようとしたときに、明確で避けられない目標があった。しかし 1976 年法において適用されている技術的なルールはこの目標に対して極めて不十分であった。例えば 1976 年法は、祖父の孫に対する贈与の場合は、無制限の世代跳梁の移転を認めている。そして同法は、信託を贈与と同等とみなしているため、祖父が孫のために信託を創設することを認める結果、子供を孫やひ孫のために世代跳梁することも可能になる。裕福な家族は、子供のため、孫のため、またひ孫のために、いくつもの別々の層になった (layered) 信託を用い、家族のエステート・プランニングを満足させ、結果として 1976 年法の下においても世代跳梁を明らかに可能にしている。ここでのエステート・プランニングを成立させるには信託は 2 つ、もしくはそれ以上の世代の受益者を有しなければならないため、世代跳梁信託に関する税法の定義はこの「重層 (layering)」を認めている。しかし、そのような網羅された信託でさえも、大きな差異 (gaps) というものが生じる。従って、子供、そして孫のための信託においては、信託に関わるそれぞれの子供に対する信託のコーパスの 250,000 ドルの控除が存在する。更に、所得の孫に対する分配は課税されないことになっている<sup>120</sup>。

多くの法律家の印象は、初めからこのような世代跳梁条項は、富裕層の家族のエステート・プランニングには深刻には関係しないというものであった。遺産税が富裕層の家族に関係しない場合、その目的とは何であろうか。そして、与えられた目標に対してのこの失敗の原因は何であったのだろうか。ひとつの要素は米国銀行協会の反対で、彼らは少なくとも一つの世代の跳梁を推し進めていた。しかし委員会はその見解に反対し、250,000 ドルの控除のみを認める意思だったように見える。もうひとつの要素は、贈与を認めるという意思決定と信託が全く異なる仕組みであるということを委員会メンバーが理解できなかったことが重なっている。それ故、贈与で課税対象ではないもの（それ自身は真意のはっきりしない意思であり、少なくとも最高限度額を示すべきものである）は、自動的に課税対象ではない信託と同じくすべきではない、ということが実施されていない。贈与は生存する受贈者に関与させるものであり、確固たる道具と言える。それに対し信託は生まれていない受益者に対して設定でき、所得と元本の処分、受益者の数や取り扱いなどに関して非常に柔軟な対

---

<sup>119</sup> Id at p.324

<sup>120</sup> 世代跳梁の条項は技術的には分離された課税を構成し、その結果として移転税の仕組みは贈与税、遺産税と世代跳梁税となった。Id at p.324.

応が可能となる<sup>121</sup>。もうひとつの要素は専門家が、下院の委員会の関心をこれらの移転に関わる巨額の富に注目させることに対する明らかな能力不足であった。従って下院の歳入委員会では僅差で、子供一孫（children-grandchildren）の信託の除外を決定した。その決定は突然覆され、委員が、これらの信託にいくら含まれているかという情報、つまりいくつかの家族は少なくとも5億ドルは保有している<sup>122</sup>ことを知った時に、下院で当初議論されていた100万ドルの控除が両院の協議で250,000ドルとなった。確かにここで財務省は適切な条項を確実にするための手助けはしなかった。世代跳梁や他の改革に対する税制担当のチャールズ・ウォーカー（Charles M. Walker）次官補（Assistant Secretary）の言葉として、「なぜ連邦政府がこれらのことについて制度化すべきなのか。なぜこのような社会問題に馬鹿騒ぎしなければならないのか。<sup>123</sup>」というものがあるが、財務省の租税政策の記録としては似つかわしくないものである。様々な法律家のグループは、何の支援もしなかった。つまり彼らの発信は見せ掛けの注意の喚起だけで、法律が複雑すぎないようにする為の行動は全くなかったのである。これらの信託の複雑な条文を作成する能力を持つ法律家が複雑性について心配した理由は、ミステリーのままだに違いない<sup>124</sup>。

サリー教授は以上のように1976年の世代跳梁税の成立プロセス、そして制度の問題点を指摘し、税法における世代跳梁の規定は、新しい規定に慣れ、現状を変えないでほしいと言う新しい世論を生み出す前に修正、しかも速やかな修正が必要である、と主張している。更に、その速やかな改正の内容に関しては、全ての現在の世代跳梁信託に関する税法の適用免除の修正が必要であるとも主張している。そしてこれらの問題が発生した理由は、既述のとおり歳入委員会が問題の本質に焦点を当てる事に失敗した事にあると指摘している訳である。サリー教授が指弾しているのは、歳入委員会において、デュポン家のような50年以上もの間、課税されていない少数の家族の何百万ドルもの資産のことを取り上げないでいることの不作為と課税の公平性に関する議論の欠如である。1976年の世代跳梁税成立後もその欠陥を巡る議論は、ことあるごとに繰り広げられ1986年の改正へと繋がることになる。

---

<sup>121</sup> 英国の場合、移転税は信託を対象とし、贈与は対象としない。

<sup>122</sup> 既述のようにデュポン家やロックフェラー家は巨額の資産の移転に際して世代跳梁信託を用いていた。

<sup>123</sup> Balz (1976) p.328.

<sup>124</sup> Surrey (1976) p.325.

## 第5項 1986年の世代跳梁税の内容

1976年法における欠陥は特別の利害団体をしてその廃止を推進することとなった。当事者である財務省は、世代跳梁税を定める第13章は「管理の視点からは過剰に複雑であり、また遺産税回避目的のための世代跳梁が通常は一番の動機ではない多くの一般的な状況におけるエステート・プランニングに対して不適当な影響を与えているかもしれない。<sup>125)</sup>と甘んじて認めている。しかしながら、財務省は断固として、1976年法の公平性と中立性における欠点を正した簡略した代替案の制定なしには世代跳梁税の廃止には反対したのであった。1981年と1984年における公聴会の後、議会は1976年法をその開始時に溯り廃止し、1986年法を定め、世代跳梁移転に関する全く新しい税を制定した。1986年法は多くを1983年に公表された財務省案に基づいていた<sup>126)</sup>。

1986年に制定された世代跳梁税は、その大枠はほとんど変更されずに現在に至っている<sup>127)</sup>。なお、1986年の世代跳梁税を制定する際には、1983年の財務省案の他に米国法律協会(American Law Institute)による案も検討された。その案の中心となる概念は、信託への移転は全て「確認された人物(identified person)」に対してなされたと取り扱う、とする。そして次の当該信託からの移転は、先の「確認された人物」からなされたものと考え、また、自然人が信託の所有者として扱われない場合は、信託そのものが「確認された人物」として取り扱われるとするものであった<sup>128)</sup>。しかし最終的にはこの案は採用されていない。

先に紹介したビックリー教授は1992年に、著書『累進課税の指針』を踏まえて、「現在における累進課税の指針(An Updated Agenda for progressive taxation)」という小論文を発表している。そこには米国税制全体を通して更に改善が必要な項目が掲げられているが、遺産税については述べられていない。これは1986年における世代跳梁税などの改訂を、ビックリー教授が一定程度評価したものと考えられる<sup>129)</sup>。信託制度の長所はその

---

<sup>125)</sup> 財務次官補のデビット・グリックマン(David G. Glickman)による「遺産税と贈与税に関する1981年の上院金融小委員会における世代跳梁税に関する公聴会(Senate Finance Subcommittee on Estate and Gift Taxation, Hearings on the Generation-Skipping Transfer Tax, 97<sup>th</sup> Cong., 1<sup>st</sup> Sess. 62(1981))」における証言。

<sup>126)</sup> Surrey, McDaniel and Gutman(1987) p.886.

<sup>127)</sup> 2001年法により2009年12月31日より後に発生する世代跳梁移転に関して世代跳梁税は課税されなく、2010年12月31日より後に死亡した非相続人に関しては1974年法(Congressional Budget Act of 1974)により世代跳梁税が復活することになった。

<sup>128)</sup> American Law Institute(1984).

<sup>129)</sup> Vickrey(1992) pp.257-262. なお、世代跳梁税に関して発言を続けていたサリー教授の

柔軟性であるが、それが世代跳梁の概念と組み合わせると巨額の富の移転が容易に可能になる。1986年の世代跳梁税の制定はその機能の抑制に一定の役割を果たしている。

## 第5節 終わりに

三つの世代を経ると財産が無くなるといわれる日本の相続税制度の下に生活をしていると、米国における、一世紀以上前に獲得された巨額な資産が代々受け継がれている社会の仕組みというのは不思議な印象を持つものであろう。その不思議さを発生させる仕組みのひとつが信託制度にあったのである。特に世代跳梁移転によってデュポン家のような資産家は巨額の資産を、孫やひ孫に対して移転していたのであった。

ここで信託を用いた世代跳梁移転の分析対象として、1802年にデュポン社を創設したエルテール・イレネー・デュポンの孫で、同社を大企業に育て上げたヘンリー・デュポンの子供であるウィリアム・デュポン・シニアとその子孫を取り上げた。ウィリアムの父親であるヘンリーは遺産税が制定される前の1889年に亡くなったために、ウィリアムが相続した財産にはなんら課税はされなかった。1928年の彼自身の死に際して、ウィリアムの遺産は3,550万ドルと評価された。加えて彼は、1926年と1927年に息子や娘、義理の娘、義理の息子に対して信託に一連の贈与を行っていた。これらの信託に対して移転させた有価証券の合計額は640万ドルであった。これらの信託が創設されたときに贈与税は存在しなかったため、移転税は課税されることはなかった。ウィリアムの遺産に対して遺産税は課されたけれども、当時の税率は低かったため、課税額は640万ドルであった。従って家族の中で最初に遺産税を払ったウィリアム・デュポン・シニアは、彼の資産に対して15%の資産税を支払っただけである<sup>130</sup>。

ウィリアム・デュポン・シニアのほとんど全ての資産は彼の息子のウィリアム・ジュニアと娘のマリオン（Marion）に残されている。不動産のいくつかは真正に移転され、多くの遺産の残りは遺言信託（testamentary trust）へ移された後、ジュニアへはその所得の60%、マリオンへは40%支払うことになっていた<sup>131</sup>。1965年12月31日の死亡時まで、ウィリアム・デュポン・シニアの息子の資産は父親の期待をはるかに上回る。ウィリア

---

この1986年法に関する意見も気になるところであるが、サリー教授は1984年8月27日に逝去されており、残念ながらそれは不可能なこととなった。

<sup>130</sup> Cooper (1977) pp.212-213.

<sup>131</sup> Id at p.213.

ム・デュポン・シニアが息子のために創設した遺言信託における彼の持分の価値は 24,240 万ドルで、更に 1926 年にウィリアム・デュポン・シニアが息子のために行った贈与により創設された信託における息子の持分は、2,500—5,000 万ドルになっていた。加えてウィリアム・デュポン・ジュニアは不動産、有価証券、その他の資産を保有しており、遺言執行人の評価によると負債や管理費用を除いた純資産額は 2,240 万ドルとされた。従ってウィリアム・デュポン・ジュニアの死亡時における純資産額は王侯貴族並であり、3 億ドル以上であった<sup>132</sup>。

以上に加えてウィリアム・デュポン・シニアが創設した 1926 年の生前信託 (lifetime trust) と 1928 年の遺言信託 (testamentary trust) というのは世代跳梁信託であり、ジュニアの世代へは移転税が全く課税されない。これらの信託は世代跳梁信託の初期のもので、最近の信託に通常含まれる広範な指名権 (power of appointment) は息子には与えられていない。それにも関わらず、年間数百万ドルに及ぶ、これらの信託からの持分に応じた所得に加えて、ジュニアはその信託の受託者であった銀行の頭取であり、会長であり、また支配株主であったので、生涯にわたり信託の資産に対する有効な管理を及ぼしていたのである<sup>133</sup>。これらエステート・プランニングにおける最終結果は、ジュニアが遺産税を合計 1,740 万ドル支払い、以前における彼自身と夫人の贈与税が 50 万ドルから 100 万ドルの間と推定され、移転税の合計額は約 1,800 万ドルであった。これはジュニアが真正に (outright) 保有しており、相続人に移転した 3,000 万ドルから 4,000 万ドルの資産と比較した場合、適当な合計額である。しかし 3 億ドル以上という実際の富と比較すると、その課税額はより正しく判断されることになる。それは全体の富のおよそ 6% である<sup>134</sup>。

デュポン家のような富裕層によって行われていた、以上のような信託制度を利用した世代跳梁移転は租税法の研究者から課税の公平性の観点から問題視されてきた。フランクリン・ルーズベルト政権において租税政策に関与してきたスタンレー・サリー教授もそうした一人で、この世代跳梁問題はサリー教授の遺産税と贈与税に関する 1950 年の論文「連邦遺産税および贈与税の改訂の導入」発表の後に関心が高まっていったのであった。

しかし、1976 年の世代跳梁税の制定の決め手となったのは、農業分野における緩和税制の後の、財源補填策の一環、第 2 章の分類を用いるならば「財政問題」によるもので

---

<sup>132</sup> Id at p.213.

<sup>133</sup> Id at p.214.

<sup>134</sup> Id at p.215.

あったとは興味深いことである。日本の場合は、第7章で議論するシャープ勧告の「理論と哲学」が存在し、税制の議論においてはあらゆる場面でその「理論と哲学」に沿った検討がなされているが、米国の場合はそのような理論的な支柱のようなものがないために様々な議論がなされることになる、ということであろう。

1986年における世代跳梁税の改正後は、信託を用いた巨額の租税回避ということは不可能になってきている。また、デュポン家のような古くからの資産家にとっては「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」の観点から信託の魅力が薄れてきているのかもしれない。しかし、信託を利用したエステート・プランニングが全く途絶えたかというところではない。信託には検認回避 (probate avoidance) ができるという課税以外の魅力というものは現在でも存在するし、遺言信託で検討したように制度の柔軟性や課税の有利性は、一般の米国人にとっては未だに利用価値が高いと考えられるのである。

本章では大企業デュポン社とその創業家一族を取り上げた訳であるが、大企業の場合、企業の所有と経営の分離は早くから進み、創業家の関心の重点は経営権というより経済的な権利の継承にあったように思われる。しかし中小企業の場合は、経営権を如何に確保するか、ということは重要な課題であろう。信託を利用した事業承継スキームにおいて、経営権を留保した場合にどのように課税されるか、は中小企業の経営者にとっては興味深いところである。次章では1972年に最高裁判所によって示された「合衆国対バイラム<sup>135</sup> (United States v. Byrum)」の裁判例を中心に信託における経営権の留保と課税関係について検討していくこととする。

---

<sup>135</sup> 408 U.S. 125 (1972).



## 第5章 信託における経営権の留保と課税関係 — バイラムの裁判例を中心に

### 第1節 はじめに

第4章では米国の企業における信託制度の利用に関して、大手化学メーカーのデュポン社およびその創業者一族を例に分析した。そこでは大企業の発展の過程において米国では資産継承の目的で信託を用いてきたことを示すことができた。信託が1976年および1986年の世代跳梁税の設定により税制面で利用するメリットが薄れてきたとは言え、検認回避や柔軟なエステート・プランニングの可能性など未だ魅力は多い。

前章で取り上げたデュポン社は既に100年以上前の時点で大企業であり、アドルフ・バーレ (Adolf A. Berle) とガーディナー・ミーンズ (Gardiner C. Means) による1932年の著名な研究である『現代株式会社と私有財産<sup>1</sup> (The modern corporation and private property)』に示されているとおり、同社における「所有と経営」の分離は、20世紀前半には既にかかなりの程度で実現されていたといえよう。大企業を経営するには相応の能力が必要であるし、上場企業の場合は多数の創業家以外のステークホルダーの存在から考えて必ずしも経営権の保持が魅力的なものとはならないかもしれない。そこで本章では大企業ではなく、より規模の小さな中小企業の経営問題に関して焦点を当てていく。中小企業においては誰が経営権を握るのか、という問題が大企業<sup>2</sup>以上に重要であると考えられ、そこに信託制度を利用したスキームが用いられてきたからである。また第2章で分析した通り米国における遺産税の改正、廃止の推進役の一人は中小企業である。その実務がどのようなものであるかは興味深いところでもある。ここでは1972年に最高裁判所によって示された「合衆国対バイラム<sup>3</sup> (United States v. Byrum)」の裁判例を中心に議論を進めていく。本事例は、信託に移転した未公開企業株式に対する個人の議決権などの経営権に関して議論されたもので、経営権の範囲およびその遺産税の取扱いを議論する上で必要不可欠である<sup>4</sup>。このバイ

---

<sup>1</sup> Berle, Adolf A. and Means, Gardiner C. (1932).

<sup>2</sup> 大企業の場合は、特に米国では経営者の労働市場が発達しているため、外部から雇用するのが容易であると考えられる。しかし中小企業の場合は、米国においても経営者の労働市場が大企業ほど発達しておらず、誰が経営するか、という問題は日本と同様に重要であろう。

<sup>3</sup> 408 U.S. 125 (1972).

<sup>4</sup> バイラムの裁判例を扱った研究としては、Brant J. Hellwig(2003)'Revisiting Byrum' *Virginia Tax Review* 23 : 275 や Selwyn A. Horvitz(1974) 'Retention of Control: The

ラムの事例は信託に移転された株式に対して経営権が留保された場合においてもその株式は被相続人の総遺産に含まれない、と判示されたものである。本章では経営権の内容に言及した後に、この事例を契機に検討されたスキームについて分析したい。その過程で経営権の範囲が明らかになってくるのである。

また第 4 章で考察した信託を用いた資産継承のスキームへの課税が租税法の改正を重ねるに従って厳格になってきたのに対し、この経営権が留保されたまま信託へ移転された資産への課税については議会は寛容であるように見える。その原因はその仕組みが複雑であり、一般に理解しがたいこともあるであろう。連邦議会の公聴会<sup>5</sup>でも指摘されているとおり、遺産税の複雑さはこのような信託を用いるスキームのことを指しているといっても良いだろう。これらのスキームは専門家でなければ理解が難しく、一般的に議論されることが少ない。従って第 2 章で見たように、それが問題となり改正される場合には、急進的とも言える改正になるのである。

わが国においても中小企業における事業承継税制を如何にするべきか、は大きな問題となっている。平成 21 年 3 月 1 日の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」と略す）（平成 20 年 5 月 16 日法律第 33 号。なお法律自体は平成 20 年 10 月 1 日に施行）の民法の特例に関する規定の部分の施行、平成 21 年 4 月 1 日の新事業承継税制<sup>6</sup>（中小企業非上場株式等に係る相続税・贈与税納税猶予制度）施行により、中小企業の事業承継を巡る法律環境はここ数年で大きく変化している。これらの新しい法律の下でも信託を用いたスキーム<sup>7</sup>は利用され、その中では種類株式を用いるケースが多い。しかし種類株式の評価についてはこれまでに指摘してきた非公開会社株式の評価と同様に画一的な基準<sup>8</sup>が存在している。しかしこのわが国における取り扱いは第 3 章で指摘

---

implication of the Byrum Case' 32<sup>nd</sup> Annual N.Y.U. Institute. などがある。また、我が国における研究では、海原文雄「英米の改正税法と財産計画（三・完）」九州大学法政研究 49 号などがある。本稿は主に前二者を参考にしている。

<sup>5</sup> 例えば「1976 年 5 月上院公聴会」では、信託を用いた場合の複雑なスキームによる節税について指摘している。25 頁。

<sup>6</sup> この税制は制度の複雑さ、適用要件の厳格さにより適用件数が低迷していたので、平成 25 年度税制改正により適用要件の大幅な緩和や手続の簡素化、税額計算の手直しなど多岐にわたる改正が行われ平成 27 年 1 月 1 日以降適用された。

<sup>7</sup> 具体的なスキームについては米田（2011）、中田（2013）等を参照。

<sup>8</sup> 平成 19 年 3 月 9 日付国税庁資産評価企画官情報第 1 号、資産課税課情報第 6 号、審理室情報第 1 号「種類株式の評価について（情報）」。

した水平的公平性<sup>9</sup>の観点から問題はないのであろうか。第3章では例えば「ラコー対長官<sup>10</sup>(*Rakow v. Commissioner*)」の事例など経営権に関わる種々の要素を検討してきたが、わが国の場合、このような経営権に関わる要素は考慮されない。水平的公平性の確立に関して、歴史的に党派を超えた支持を得ている米国<sup>11</sup>の例を検証することは必要であろう。

## 第2節 内国歳入法 2036 条の沿革

最初に内国歳入法 2036 条の沿革について触れておこう。同規定が経営権の留保に対して規定しており、その解釈が重要だからである。

この 2036 条の起源は 1916 年の遺産税法の条項に遡ることができる。同条項は、被相続人の総遺産の移転に際して、「彼の死亡時、もしくはそれ以降に保有もしくは享受の効果が発現するという計画もしくは意図で被相続人が創設した信託に関しては<sup>12</sup> (*with respect to which the decedent had created a trust, in contemplation of, or intended to take effect in possession or enjoyment at or after his death.*)」被相続人の課税対象である総遺産に含めるとしている。しかし、最高裁は 1930 年の裁判である「メイ対ハイナー<sup>13</sup>(*May v. Heiner*)」の事例でこの規定が多く of 解釈を生んでいることに驚くことになる。このメイの事例では最高裁は、「第二の生涯不動産権 (*secondary life estate*)」を留保した信託への移転は、規定の意味における「死亡が原因で (*in contemplation of death*)」とはならないと判示している。最高裁は信託に対する移転は絶対的 (*absolute*) なものであると強調しながら、この事例においては資産における何の権利も死亡時に被相続人から他の人に移転しないと結論付けている。1931 年 3 月 2 日における 3 つの別々の最高裁判決<sup>14</sup>において、裁判所は全裁判官一致の意見として、メイの事例を援用し、移転した資産における「第一の生涯不動産権 (*primary life estate*)」の留保は、規定における「死亡が原因で (*in contemplation*

---

<sup>9</sup> 水平的公平性とは同じ条件の納税者は、課税上同じ程度の負担をすべきであるということの意味している。

<sup>10</sup> *Rakow v. Commissioner*, T.C. Memo 1999-177 (May 27, 1999).

<sup>11</sup> *Thorndike* (2013) p.95.

<sup>12</sup> 1916 年内国歳入法 463 章 202 条(b)。

<sup>13</sup> 281 U.S. 238(1930). 最高裁は 1918 年の遺産税法の 402 条(c)を解釈している。

<sup>14</sup> この裁判とは「バーネット対ノーザン・トラスト (*Burnet v. Northern Trust Co.*, 283 U.S. 782(1931))」、「モースマン対バーネット (*Morsman v. Burnet*, 283 U.S. 783(1931))」そして「マコーミック対バーネット (*McCormick v. Burnet*, 283 U.S. 784(1931))」の 3 つの判決である。

of death)」の移転にはあたらないとしている。

このような中で米国連邦議会は、法律が裁判所において適切に解釈されていないと考えるとその対応策は素早く打ち出されることになった。つまりこれらの判決が出された次の日に、上院と下院は共に 1931 年 3 月 3 日付けで両院共同決議<sup>15</sup> (Joint Resolution) を発表した。両院共同決議は、当該条項を、「移転者の死亡時、もしくはそれ以降に保有もしくは享受の効果が発現するという計画 (in contemplation of) もしくは意図で」の移転は次のことを含むということを確認し修正を行っている。つまり、

「移転した者が彼の生涯の間、もしくは死亡する前の時期に、(1) 資産、もしくは資産からの所得の保有もしくは享受、または、(2) 当該資産または所得を享受する者を指名する権利、を留保した移転<sup>16</sup> (a transfer under which the transferor has retained for his life or any period not ending before his death (1) the possession or enjoyment of, or the income from, the property, or (2) the right to designate the persons who shall enjoy the property or the income therefrom...)」

である。従ってこの修正された規定は、移転した者が移転した資産の受益権を留保した場合だけでなく、移転した者が経営権の一部である、他の者の受益権を管理する能力を留保した場合にも適用された。

ハーバート・フーバー (Herbert Clark Hoover) 大統領は同日、同両院共同決議 (Joint Resolution) に署名し法律として制定させた。その法案通過の経緯から、国会が 1932 年法<sup>17</sup>で更に改正した際には、国会が共同決議によりメイの裁判における判断を覆す意図であることを表明したものである。これらの出来事は 1949 年における最高裁の「長官対チャーチの遺産<sup>18</sup> (Commissioner v. Estate of Church)」の判断においてメイにおける判断を覆しているという形で影響しており、また第三者としては最高裁の判断を確認することができる訳である。

---

<sup>15</sup> H.J. Res. No.131, ch.454, 46 Stat. 1516-17 (1971).

<sup>16</sup> H.J. Res. No.131, ch.454, 46 Stat. 1516-17 (1971).

<sup>17</sup> 第 1 章で詳述したが 1932 年法は世界恐慌を受けて遺産税を増税し、現在に至る贈与税を創設した法律である。

<sup>18</sup> 335 U.S. 632(1949).

### 第3節 現行の規定

それでは現行の 2036 条の規定内容を分析していこう。現行の 2036 条は、被相続人の死亡時、もしくはそれ以降に保有もしくは享受の効果が発現するという移転はその適用において包括的なものであるとして除外した。その代わりに、共同決議の中で示された 2 つの例が当該規定における総遺産算入の要因となっている。現行の 2036 条(a)は以下のとおりであるが、全ての関連する規定でバイラム氏の裁判以前と同じである。

#### 2036 条 生涯不動産権 (life estate) を留保した移転

##### (a) 一般原則

総遺産の価値は、被相続人がその人生の何時においても移転を行った持分の範囲における全ての資産の価値を含む。(金銭もしくは金銭価値における適切で十分な対価による真正の売却を除いては) その移転は信託もしくは他の手段によって行われるものであり、被相続人はその生涯、もしくは彼の死亡について言及していない不確定な期間、または彼の死亡の前に実際上終了する期間において次の項目を留保するものである。つまり、

- (1) 資産の保有または享受、もしくはそれからの所得を受ける権利、または、
- (2) 個人もしくは他人と共同で、資産の保有または享受する人物、もしくはそれからの所得を受ける人物を指名する権利。

#### Section 2036. Transfers with retained life estate.

##### (a) General rule

The value of the gross estate shall include the value of all property to the extent of any interest therein of which the decedent has at any time made a transfer (except in case of a bona fide sale for an adequate and full consideration in money or money's worth), by trust or otherwise, under which he has retained for his life or for any period not ascertainable without reference to his death or for any period which does not in fact end before his death—

- (1) the possession or enjoyment of, or the right to the income from, the property, or

(2) the right, either alone or in conjunction with any person, to designate the persons who shall possess or enjoy the property or the income therefrom.

従って、2036条(a)(1)の下では、収益を生み出さない資産の利益享受 (beneficial enjoyment) や収益を生み出す資産によって発生する所得の流れを被相続人が留保した移転は、被相続人の総遺産に含まれるとしている<sup>19</sup>。被相続人が実際には移転した資産から所得を得ていない場合でも、被相続人がそのような権利 (right) を有している限りは 2036条(a)(1)は適用されることになる。第三巡回裁判所 (Third Circuit) における1959年の「マクニコルの遺産対内国歳入庁長官 (Estate of McNichol v. Commissioner)」の裁判例に示されているように、2036条(a)(1)は「紐 (string) を引く移転者を要求しているのではなく、また移転した資産の紐を引くことを意図してもいない。つまり同項は紐の存在そのものを要求しているだけ<sup>20</sup>」なのである。

2036条(a)(1)は被相続人が移転した資産からの実際の便益、または便益を受ける権利 (right) を留保した場合に適用されるのに対して、2036条(a)(2)は被相続人が他人の受益権に影響を与える権限 (ability) を留保した場合に適用される。財務省規則は 2036条(a)(2)における「指名する権利 (right...to designate)」を、移転された資産から得られた収益を受領する人物、もしくは収益を生まない資産を保有もしくは享受する人物を指名する権限 (power) を留保するものであると定義している<sup>21</sup>。同規則は、そのような権限 (power) が留保されているものの能力 (capacity) については重要ではないとしている<sup>22</sup>。同様に重要でないとしているのが、他人と共同してのみ被相続人が行使できる権限 (power) の実行能力である。つまり権限 (power) の共同保有者がその権限の実行に反対する持分を持っている場合も対象とされる<sup>23</sup>。最後に、留保した権限 (power) は、被相続人の死亡時に行使可能である必要はない。2036条(a)(2)は、権利の行使は、被相続人の管理を超えた偶然性を伴うものであるが、それは被相続人の死亡前に行使されない場合も含むと暗に示している<sup>24</sup>。

---

<sup>19</sup> 審議した下院の議事録には、2036条(a)(1)は、被相続人が移転した資産からの所得または収益を生み出さない資産の保有および享受を留保した場合に適用されると示している。(H.R. Conf. Rep. No. 81-1412 at 10-11(1949))

<sup>20</sup> 265 F.2d 667, 671 (3<sup>rd</sup> Cir. 1959).

<sup>21</sup> 財務省規則 § 20.2036-1(b)(3). 1960年に修正されている。

<sup>22</sup> 財務省規則 § 20.2036-1(b)(3)(ii).

<sup>23</sup> 財務省規則 § 20.2036-1(b)(3)(i).

<sup>24</sup> 財務省規則 § 20.2036-1(b)(3)(iii).

以上のように 2036 条(a)(2)の下では、移転された資産からの所得を享受する人物を「指名する権利」は、財務省規則から明確にされるように、極めて広いものとされたのである。

ここで権限 (power) とは、受託者義務 (fiduciary duty) を果たす上で必要な能力のことで、会社の運営に関わる場合、経営権とほぼ同義に解されるものであり、権利 (right) とは区別して理解する必要がある。この権限と権利の判断の違いが、以下に議論する問題を提起することになるのである。

#### 第 4 節 バイラムの裁判以前の最高裁判断

バイラムの判断に先立つ一連の裁判を検討していこう。それらにおいて、最高裁は 2036 条とその関係条文である 2038 条の解釈を積極的に行う姿勢を示したのであるが、それはこれらの規定がより広く効果を発揮できるようにする目的もある。またバイラムの裁判との違いが認識でき、バイラムにおける判断が如何に画期的であるかわかるのである。

##### 第 1 項 内国歳入庁長官対ホームズの遺産 (Commissioner v. Estate of Holmes)

1946 年に示された「内国歳入庁長官対ホームズの遺産」<sup>25</sup> (Commissioner v. Estate of Holmes) の事例では、被相続人によって創設された複数の取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) が問題になっている。その信託は彼の 3 人の子供を受益者としており、被相続人自身が受託者となっている。それぞれの信託は 15 年の期間を設定しており、その期間終了後は元本と蓄積された収益は受益者へ支払われる。受益者が信託の期限が来る前に亡くなった場合は、信託の資産はその子孫、もしくは被相続人の他の子供かその子孫に支払われる。受託者として被相続人は信託の収益を蓄積させるという自由裁量の権限 (discretionary power) を有していた。被相続人は信託を終了させ、その結果、現在の受益者に信託資産の配分を加速させる権限も留保していた。

最高裁は、信託資産の配分を加速させる被相続人の権限が、2038 条(a)の前規定における、信託に移転した資産の享受を「変更、修正もしくは廃止する (alter, amend, or revoke)」権限に該当するか否かを判断した<sup>26</sup>。被相続人は信託における受益者に授与された持分を変更する権限 (ability) を留保していないという遺産の内容に対応して、裁判所は、

---

<sup>25</sup> 326 U.S. 480(1946).

<sup>26</sup> Id at 481-82.

規定に用いられている「享受」という概念は技術的な権利(titles)または遺産の授与とは無関係であり、むしろ「重要な現在の経済的便益 (substantial present economic benefit)」の意味も含むとした<sup>27</sup>。被相続人は信託の所得を蓄積させる権利を保有していたとしても、信託の現在の受益者である息子でさえも信託資産の直接の享受に対する現在の権利(present right)を保有している訳ではなかったと裁判所は理由付した。被相続人の配分を加速させる権限(power)はここでは、単なる享受の時期の問題ではなく「享受の権利そのもの(very right of enjoyment)」に影響しているとしながら、最高裁は租税裁判所と第五巡回裁判所の決定を破棄し、当該信託資産は適切に総遺産の中に含まれているとした。裁判所はこの問題の分析を次の警告で結んでいる<sup>28</sup>。「贈与者が贈与しているもので取り戻す権限を超えるものへ実際的にかつ直接の享受に対して強い支配力を維持している贈与者は、2038条(a)が課税を避けるために要求する管理の程度を除くものである。<sup>29</sup>」

## 第2項 ローバー対合衆国 (Lober v. United States)

上記のホームズの判断から7年後の1953年に、最高裁は「ローバー対合衆国<sup>30</sup> (Lober v. United States)」の裁判において判断の範囲について明確にしている。ローバーの事例における被相続人は、自らを受託者として彼の子供達を受益者とした取り消し不可能な信託を創設した。信託の文言は、被相続人は受益者が21歳になるまで信託の所得を蓄積することができ、21歳になった時に蓄積した所得は分配されるというものだった。受益者が25歳になるまで被相続人が信託に元本を留保している間、被相続人はまた信託の資産を受益者にいつでも分配できるという自由裁量の権限 (discretionary power) を留保していた<sup>31</sup>。従って、ローバーにおける問題の信託はホームズの事例における信託と極めて似ていた。しかし重要な相違点がひとつあった。ローバーの事例における問題の信託は、信託資産は受益者が死亡した場合には、受益者の遺産に含めるとしたので、被相続人の信託への資産の蓄積を加速させる権利の行使によって消滅される可能性がある残余持分の増減に関する偶然性は否定された<sup>32</sup>。

---

<sup>27</sup> Id at 486.

<sup>28</sup> Id at 487.

<sup>29</sup> Id.

<sup>30</sup> 346 U.S. 335(1953).

<sup>31</sup> Id. at 335-36.

<sup>32</sup> Id. at 337.



遺産側の主張というのは、上記の、被相続人が信託の残余財産に関する偶然性を消滅させることができないことはホームズにおける結果の反対の結果を正当化するものであるという主張である。裁判所はこの主張を退けている。むしろ裁判所は、信託の所得を蓄積させるという委託者の能力および受益者の個性は問題となっていないという 2038 条に暗示されている、委託者の信託資産の分配を加速させる権限と併せて明確にし<sup>33</sup>、課税対象となるとした。被相続人は資産を自分の子供達に、贈与がなんら制限なく効果を発揮する日にちを変更する権限を留保することなしに贈与することができたはずであると指摘しながら、裁判所は、ホームズの意見の部分で述べた忠告を繰り返して述べたのである<sup>34</sup>。

### 第 3 項 合衆国対オマリー (United States v. O'Malley)

1966 年の「合衆国対オマリー<sup>35</sup> (United States v. O'Malley)」の事例では、信託の所得を蓄積させるという留保された権限に関する遺産税の課税関係の判断が再び最高裁に委ねられたが、今回は 2036 条の解釈に関してであった。最初の問題は被相続人の、彼が信託に移転した資産から得られる所得を蓄積、もしくは分配する受託者としての権利は、2036 条(a)(2)の前の規定が定める所得を得る人物を指名する権利を意味するのかどうかである。裁判所はこの問題をかなり簡単に肯定して解決しており、ホームズの決定に依拠しながら信託の所得を蓄積させる権限を、「重要な権限 (significant power)」と特徴づけた。従って、被相続人によって信託に移転された資産は、被相続人の総遺産に含まれた。

第二の問題は、被相続人が実際に規定の意味において蓄積された所得の移転を信託に対して行ったかどうかである。当該遺産側の議論は直接的なもので、つまり、当該規定は移転された資産の受益的な享受に対して留保された権限を要求するのであり、また、被相続人により移転された唯一の資産は最初の信託のコーパスであったために課税対象とはならないというものであった。この議論は地方裁判所と控訴審では支持された。しかし、2036 条(a)(2)の前の規定は遺産税が「不完全な生存者間移転の目的物である全ての資産」を対象とするのが規定の趣旨であることを指摘して、最高裁判所は原審を取り消した。文字通りの移転を通してか、もしくは蓄積する権利を通してか、信託の元本に対する全ての増加分は被相続人自身に全て起因することができることを理由として、最高裁判所は被相続人は「所得

---

<sup>33</sup> Id.

<sup>34</sup> Id.

<sup>35</sup> 383 U.S. 627 (1966).

の蓄積に関して 2036 条(a)に要求された‘移転’を明らかに行った」と結論づけた。従って全ての信託の財産は被相続人の総遺産に含まれたのである。

#### 第 4 項 合衆国対グレースの遺産<sup>36</sup> (United States v. Estate of Grace)

バイラムの事例の前に 2036 条について最高裁判所が解釈した最後の事例は、1969 年の「合衆国対グレースの遺産<sup>37</sup> (United States v. Estate of Grace)」であった。この裁判例はある夫婦によって創設された相互信託 (reciprocal trusts) に起因するものであった。夫は妻に妻の生涯にわたって所得を配分する信託を設定したが、残余財産の指名権に関しては彼女には限定的な権利しか与えなかった。数日後、その妻は夫の利益のためにほとんど同じような内容の信託を設定した。夫の遺産は、2036 条(a)の前の規定が夫が生涯受益権を持つ信託に対して適用されないという状況にあった。というのはその妻が実際の資産の信託への移転者なので、彼は移転した資産における生涯不動産権 (life interest) を留保していなかったのである<sup>38</sup>。

この事例の解決法は、「相互信託の法理 (reciprocal trusts doctrine)」を適用する必要性のある基準を持ち出すことになった。その法理は適用可能な場合は、当該夫を、彼が実際に妻の利益のための信託に移転した価値の範囲については夫自らの利益の信託のために資産を移転していると扱われる。控訴審は「相互信託の法理」は、それぞれの信託が他方の信託の対価として設立されたという事実がある場合のみ、適用されるとした。報酬の合意を示唆するような事実関係がなかったことを基礎として、控訴審は夫の遺産の主張を支持した。最高裁判所は、2036 条(a)の前規定の一般的な目的は「被相続人の遺産に含めるものは、本質的に遺言が残っている移転、つまり移転者が重要な持分を残している、もしくはその生涯にわたって移転した資産に移転者が管理を及ぼしている移転<sup>39</sup>」と指摘しながら、「相互信託の法理」を適用するのに必要な、よりリベラルな証拠上のハードルを選択した。つまり伝統的な意味での対価は家族内部の移転の中では普通は意味をなさない指摘しながら、最高裁判所は「相互信託の法理」の適用は、信託が相互に関係仕合う場合、そして当

---

<sup>36</sup> 本判決に関する我が国における解説に関しては、外山興三 (1971) 「United States v. Estate of Grace, 395 U.S. 316 (1969) --Reciprocal Trust の価値が estate tax の適用上は、被相続人の gross estate に含まれるとされた事例」、アメリカ法 19711119-124.参照。

<sup>37</sup> 395 U.S. 316 (1969).

<sup>38</sup> Estate of Grace v. United States, 393 F.2d 939, 940 (Ct. Cl. 1968).

<sup>39</sup> 395 U.S. at 320 (Estate of Church, 335 U.S. at 643 を引用)。

該契約が移転者にあたかも自分の信託を創設したかのような同じ状況を与えた場合のみ該当する。この方法において、最高裁判所は、2036条(a)の前の規定、夫の生涯の利益に対して創設した信託に及ぶということを決定している。

1972年のバイラムの裁判に至るまでのこれらの最高裁判所の事例は、留保された持分または遺産税の留保された権限それぞれを解釈するにおいて特定の関心は払われていないと示唆している。上記議論のいずれにおいても、裁判所は文言通りにおける包含に関する関連条文の安易な解釈もしくはその適用を避けるために狭く解釈しただけだったかもしれない。そして裁判所は時々、全ての不完全な生前の移転に対して遺産税を課税するという国会の目的を達成するために満足させる規定の文言を探すために道を踏み外し、しばしば控訴審の判断を覆した。従って、政府は2036条(a)を幾分新しい方法でバイラムの未公開株式の移転に適用しようとしたけれども、一般には裁判の流れは政府に有利であると見えたのである。

## 第5節 バイラム (Byrum) の裁判例

### 第1項 事案の概要

それでは「合衆国対バイラム<sup>40</sup> (United States v. Byrum)」の事例を検討しよう。この著名な裁判例は事業承継に際し、高齢の経営者が、遺産税額の軽減の為に信託に保有する未公開会社株式を移転させている。しかし、一方で会社の経営に関しては全てを手放さずに一部の経営権に関しては自分が留保したという事例である。

ミリケン・バイラム氏 (Milliken C. Byrum) は、彼が従事してきた印刷業に関連して3つの未公開会社の株式を所有していた。1958年に彼は子供達のために取り消し不可能な信託を創設し、その信託に株式の持分を移転した。ここでバイラム氏自身は当該信託の受託者ではなく、バイラム氏と信託で支配権を行使できる株式を保有していた。このような状況下で、バイラム氏が生存中は彼が望むように株式によって議決されるために、また、信託の受託者が株式を売却しないようにするために、バイラム氏は信託の中の株式について次の権限を留保した。

---

<sup>40</sup> 408 U.S. 125(1972).

- (a) 信託に移転した株式の議決権を留保した。
- (b) 受託者による株式の売却もしくは他の方法での移転に対する拒否できる権利を留保した。
- (c) 受託者を解任し、後継者として他の別の法人 (corporate) の受託者を選任する権利を留保した。
- (d) 投資変更の選択に対して拒否権を行使する権利を留保した。

本事例の場合、受託者はハンチントン・ナショナル銀行 (Huntington National Bank) であって、その受託者は信託の所得を、現在のところは所得の受益者に対して配分する裁量を持っていた。受託者はまた受益者が未成年の場合は所得を蓄積しておくという権限も持っていた。また、信託に株式が移転されたそれぞれの企業には、バイラム氏とは無関係の少数株主が存在していた。バイラム氏の死亡時に保有されていた、取り消し不能な信託に対して移転された株式の所有権および有効議決権は下記の通りである。

	BLC <sup>41</sup>	GRI <sup>42</sup>	B <sup>43</sup>
・取り消し不能な信託に			
移転された株式	12%	48%	46%
・死亡時にバイラム氏によって			
保有された株式	<u>59%</u>	<u>35%</u>	<u>42%</u>
・死亡時のバイラム氏の			
有効支配	71%	83%	88%

議決権 (right to vote) と株式の売却を拒否する権利を留保するために、(a) 彼の保有していた株式と(b) 信託によって留保された所有権を通じて、上記のとおりバイラム氏が死亡した際に、彼は 3つの会社に対して 71%から 88%の有効支配(effective control)を持っていた。

<sup>41</sup> Byrum Lithographing Co., Inc. (バイラム・リトグラフィング株式会社) の略。

<sup>42</sup> Graphic Realty, Inc. (グラフィック・レアルティ株式会社) の略。

<sup>43</sup> Bychrome, Co. (バイクローム株式会社) の意味。

## 第2項 内国歳入庁による議論

政府はバイラム氏の連邦課税遺産の算定において2つの議論を提起している。双方ともに2036条に関するものである。

### 第1 第一の議論—2036条(a)(2)

最初の議論は、生涯にわたって「単独もしくは他の者と共同して、所有もしくは以降の当該資産または所得を享受するものを指定する権利(the right, either alone or in conjunction with any person, to designate the persons who shall possess or enjoy the property or the income therefrom.)」を留保した場合は、委託者に対して課税されるという2036条(a)(2)に関するものである。内国歳入庁は、バイラム氏は株式に対して留保している支配(control)を通じて、当該資産(株式)またはそれからの所得を保有もしくは享受する人物を指名する権利を留保していたと主張した。

この議論における内国歳入庁の主な根拠は、既述のオマリー(O'Malley)の裁判例<sup>44</sup>であった。オマリー(O'Malley)の裁判例では、委託者は資産を移転した受託者のひとりでもあった。その受託者は所得を分配もしくは蓄積する権限(power)を有していた。委託者は信託に移転した元本に対して課税されるという点では疑問の余地はなかったが、オマリーの遺産は蓄積された所得に対しては課税されないと主張している。最高裁は2036条(a)(2)を理由に、彼の受託者としての支配(control)を理由に最初の元本だけではなく蓄積された元本に対しても課税されるとした。

### 第2 第二の議論—2036条(a)(1)

内国歳入庁の第二の議論は2036条(a)(1)を根拠にバイラム氏は生涯にわたって「資産またはそれからの所得の保有もしくは享受、またはそれに対する権利(the possession or enjoyment of, or the right to the income from, the property.)」を留保していた、と判断した。

この議論における内国歳入庁の主な根拠は、「パメラリア・ホルランドの遺産<sup>45</sup>(Estate of Pamela D. Holland)」の裁判例であった。ホルランドの事例では、子供への株式の売却と

---

<sup>44</sup> United States v. O'Malley, 383 U.S. 627(1966).

<sup>45</sup> Estate of Pamela D. Holland, 47 B.T.A. 807(1942), Mod., 1 T.C. 564(1943).

称される部分は、その親の総遺産に含めるべきであるとされた。何故ならばこの事例では親の生存中の所得の留保付きの移転は、次のような条件、環境が付いていたからである。つまり、(a) 寄贈者がその生涯にわたって議決支配 (voting control) を留保している、(b) 担保としての株式の収益、(c) 寄贈者の生存中は株式の売却もしくは他の形の移転は禁止する、(d) 寄贈者を生涯に渡って社長として雇用し、その勤務に関わりなく 25,000 ドルの給与を支払うという契約 (給与の支払いの遅れは寄贈者に株式の返還をもたらす、事業年度の終了後、4ヶ月後に検証される)、(e) 当該企業からは給与支払前の利益が 25,000 ドルを超えることは考えられなかった。ホランダの事例において、租税裁判所はこれら 5つの状況を、対象となっている株式の売却 (格安での売却) を寄贈者の総遺産の中へ含めることを支持している。

## 第6節 内国歳入庁の実務上の論点

バイラムの事例では、内国歳入庁の理論は双方とも最高裁判所によって否定されているが、2つの主な理論的な分類によって要約できる。

### 第1項 内国歳入庁による第一の主張

委託者は非公開会社の株式の投票権 (vote) を管理しており、そのことによって役員の人事を管理できることになる。従って彼は配当金をいくら非公開会社から信託へ分配すべきか決定することができたであろうし、そして所得と信託の残余財産との間のキャッシュフローに影響を与えることができたのである。その行為を直接に行ったならば 2036 条 (a)(2) が規定する「指定する権利 (right to designate)」に該当し、委託者の総遺産に含まれることになる。

### 第2項 内国歳入庁による第二の主張

バイラム氏のこれらの企業の戦略への関与 (議決を支配することはバイラム氏に役員に対する支配を与えることになる) を通して、バイラム氏は彼自身を役員かつ従業員としての地位を留保でき、経済的な便益を享受できた。そしてこのことが内国歳入庁が 2036 条(a)(1) における「資産またはそれからの所得の保有もしくは享受、またはそれに対する権利 (the possession or enjoyment of, or the right to the income from, the property.)」の留

保に該当すると主張する根拠である。

### 第3項 最高裁判決

以上の主張に対して最高裁は、2つの内国歳入庁の主張、それぞれへの具体的な回答と一般法理を示すことになる。

#### 第1 「内国歳入庁による第一の主張」への具体的な回答

「内国歳入庁による第一の主張」に対する最高裁判事の多数意見は、2036条(a)(2)において信託に移転した資産が課税対象になるのは、その権利が「確かめられるもの (ascertainable) であり、法的に強制可能なもの」でなければならないとしている。そして最高裁判事は、配当金支払いに関して役員に影響を及ぼすことができるという多数株主の立場を用いる権限を留保するだけでは、「確かめられるもの (ascertainable) であり、法的に強制可能なもの」とは言えないとする。そして次のことを強調している。

#### (a) 受託者義務 (Fiduciary Duty)

多数株主には会社の利益を犠牲にして自分自身の利益を追求することによりその権限を乱用しないという受託者義務がある。役員を選任する権限 (power) は配当金の支払いに関して命令を下す法的な権利 (right) を何ら意味しない。役員はまた会社の利益を増進させる受託者義務を負っている。バイラム氏の会社の役員に対する影響が如何に大きくても、役員の実責任は全ての株主に対してでありバイラム氏の信託に対しての願望とは全く別の法的な基準に従わなければならない。

#### (b) 事業の変化 (Vicissitudes of Business)

配当に関する意思決定をする際、役員は利益が出た場合に株主の合理的な配当期待と利益の留保の企業ニーズとを調整しながら、多くのことを考慮しなければならない。役員の実第一の目的は長期的な企業財務の安定性を図ることである。企業の事業の性格は、経営の戦略と同様に配当政策と関連している。また利益が出た場合に、配当を支払わないことは留保金課税 (accumulated earnings tax) の対象となる。これらの様々な経済的な事項は役員の実責任で取捨選択される。役員は配当金の支払いに関して広い自由裁量を持っているが、

その裁量は法的な制限に服し、役員が株主の利益を無視した場合は株主からの訴訟にも発展する可能性があるのである<sup>46</sup>。

#### (c) 少数株主 (Minority Shareholders)

これらの企業にはバイラム氏と無関係の多くの少数株主が存在している。バイラム氏や役員がその義務を怠った場合には、少数株主はオハイオ州法の下における適切な行動を起こしたであろう。受託者としての銀行は少数株主のひとりであり、その受託者を排除する権利を有してはいるが、受託者がバイラム氏自身の行為に対して異議を主張している場合にバイラム氏がそうすることは軽率であろうし、後継の受託者も前任者と同様のことをするであろう。

#### (d) 流入対流出 (Flow in Versus Flow Out)

バイラム氏が信託に所得を誘導しようとしたとしても、彼は受託者に所得を内部留保ではなく配当金に回すべきであると強制はできない。またバイラム氏の死亡時にはほとんどなかったわけであるが、他の信託資産から配当を行うこともバイラム氏は防ぐことはできなかったのである。

### 第2 「内国歳入庁による第二の主張」への具体的な回答

2036条(a)(1)を根拠にした「内国歳入庁による第二の主張」を却下するにおいて、最高裁判所の多数意見は、移転された資産を遺産に含めるという2036条(a)(1)の権限は「相当な現在の経済的便益 (substantial present economic benefit)」であることを要求していて、これはバイラム氏の場合には当てはまらない。

#### (a) 信託は支配下に置かなかった。

信託に対して移転された唯一の資産は株式であった。信託はどの企業の株式も50%は保有していなかったため、バイラム氏は「経営管理」は信託に移転しなかった。バイラム氏は支配を手放さなかった。従って、バイラム氏が望む給与を支払うという決議を彼自身が行うためには十分な権利を信託に移転されてはなかった。

---

<sup>46</sup> 408 U.S. 125 (1972) pp.139-40.



(b) 相当な現在の経済的便益 (substantial present economic benefit) の不存在

しかしバイラム氏が多くの株式を移転し、議決支配を留保した場合でも、最高裁は彼は「相当な現在の経済的便益 (substantial present economic benefit)」を留保していたとは言えないと結論付けた。課税庁が指摘するバイラム氏の留保する 2 つの「現在の経済的便益 (present economic benefit)」は、(1) 清算もしくは合併を実施する権限 (power)、(2) 給与、である。最高裁は、清算もしくは合併を実施する権限は「現在の経済便益」ではないとした。むしろそれは机上の議論に過ぎない (speculative)、偶発的 (contingent) な便益で、実現するかどうかかわからないものであるとしている。課税庁の議論における第二の「便益」は給与であった。多数意見は継続的な雇用や給与の可能性は、規定の意味においては移転された資産の相当な「享受」とは言えないとしている。最高裁は、もし役員の雇用や給与などがその任務の適切な執行に反し、会社および全ての株主の利益に反する場合は、少数株主は役員に説明を求めることができたであろうと指摘する。更に最高裁は企業の役員に対して支払われた不合理な給与を営業費用としての控除を内国歳入庁が否認したことを絶対的な管理に対する第二の種類の手防手段と指摘している。

### 第 3 一般法理

バイラム氏側勝訴の判決を下した最高裁は一般的な法理を示している。つまり、事実上の管理 (株主を管理している状態) だけでは、管理が法的かつ経済的制限にかかるという 2036 条の意味における管理と判断するのは不相当であるということである。移転された資産を被相続人の総遺産に含まれると判断されるには、留保された管理が「法的に強制される権利 (legally enforceable right)」でなければならないことを強調している。

### 第 4 事実の重要性

バイラム氏の実事については 2 つの疑問を提起している。受託者が所得を蓄積する代わりに、受託者が全ての所得を分配することを要求された場合はどうなのであろうか。この場合は、委託者に支払われた全ての配当金が自動的に受益者に分配されるので、信託の流入対流出 (Flow in Versus Flow Out) に対する最高裁判所の判断は打ち消されることになったと考えられる。

また信託に流入した所得は全て、信託契約条項によって所得の受益者に分配されなければならない場合はどうであろうか。この場合は、バイラム氏の裁判における結論は変化していないであろう。というのは、その後の租税裁判所の「グッドウィンの遺産<sup>47</sup> (Estate of Goodwyn)」の事例では、バイラム氏の事例を引用しながら、被相続人が投資、管理そして分配に関して実行していた信託の不動産を総遺産には含めなかったからである。

## 第7節 バイラムの事例の意味するもの—経営権の範囲について

それではバイラムの事例を踏まえて、遺産税上留保可能な経営権の範囲について考察することとする。セルウィン・ホルビッツ (Selwyn A. Horvitz) はエステート・プランニングが専門のペンシルバニア州の弁護士であり公認会計士であった。ここでは1974年における彼の研究<sup>48</sup>を中心に、留保されたどのような経営権が被相続人の連邦総遺産に含まれるか、を議論することとする。ここでは経営権のみが問題とするために、各例において被相続人は、死亡する直前、3年間は生存するものとする。

ホルビッツ弁護士の研究は30年以上前のものであるが、以後の租税法改正等によってもそのスキームは影響されていない部分が多いことが分かる。また最初に指摘したが、このような信託を用いたスキームが複雑性を増し、一般には理解しづらい部分を発生させるのである。

ここで経営権の内容について確認する必要がある。一般に経営権の内容を考えた場合に、我が国における会社法上の共益権（議決権および監督是正権）を連想させる。しかし実際に会社の経営と言う場合はその範囲は広いことになる。「経営学」でいう経営は各国において企業の発展過程が異なるように、その意味も各国によって異なる。日本における経営学の代表的な研究者である一橋大学伊丹敬之教授と神戸大学加護野忠男教授による教科書『ゼミナール 経営学入門<sup>49</sup>』では、「経営学の分野には、広く受け入れられた論理の体系というものがまだない<sup>50</sup>」としている。しかし経営の主体から経営を考えると、会社の職階であるトップマネジメント（代表取締役や執行役員等）とミドルマネジメント（部長や課長等）が存在するが、経営を行うのはトップマネジメントである、と言える。デュポン社の

<sup>47</sup> Estate of Goodwyn, 32 T.C.M. 740 (7/16/73).

<sup>48</sup> Horvitz(1974) pp.246-266.

<sup>49</sup> 伊丹、加護野（2003）。

<sup>50</sup> 伊丹、加護野前掲 ii 頁。

ような大企業の場合は、トップマネジメントとミドルマネジメント、双方とも重要であり優秀な人材が集まると思料するが、中小企業が多数である未公開企業の場合、特に重要なのはトップマネジメントであろう。中小企業ではトップマネジメントが自社の戦略を決定し、実際の実行も行う場合が多い。ではトップマネジメントの重要な職務である戦略とは何か、ということであるが、伊丹教授と加護野教授は、戦略について2つの定義を示している。

- ・戦略とは、「市場の中の組織としての活動の長期的な基本設計図」である。
- ・戦略とは、「企業や事業の将来のあるべき姿とそこに至るまでの変革のシナリオ」を描いた設計図、である。

ここで注目すべきキーワードは「組織としての」と「変革のシナリオ」であろう。「組織としての」という部分は、戦略は組織という人間集団を率いるための構想であることを含意しているし、「変革のシナリオ」という部分は、あるべき姿を示すだけでは戦略とは言えず、あるべき姿と変革のシナリオと二つがそろって戦略を決めたことになるのである<sup>51</sup>。これらから考えると経営権とは、組織としての態様に影響を及ぼすことができる権利と共に「変革のシナリオ」、つまり日常的な業務にも影響を及ぼすことができる権利と考えることもできよう。この概念は、会社法上の共益権（議決権および監督是正権）よりも広い意味を持つものである。そこで本章では、議決権を通じての経営権の留保と雇用契約などその他の契約等を通じての経営権の行使の場合を検討することとしよう。

#### 第1項 議決権を通じての経営権の留保

企業の経営は株式の議決権を通じて行うことが最もオーソドックスな方法であろう。まず株式を信託に贈与した後に企業の議決権を留保することによって経営権を行使するスキームに焦点を当てて議論する。

#### 第1 49%を贈与し、51%を留保する場合

高齢な経営者が非上場企業の100%の株式を保有しており、その49%を子供に贈与したとする。経営者が保有している51%の株式は企業の経営に関与するために保有して

---

<sup>51</sup> 伊丹、加護野前掲 21-25頁。

いるものである。51%の株式の支配は、贈与した株式を連邦税における総遺産に含めるとい  
う結果につながるであろうか。

財務省通達<sup>52</sup> (Revenue Ruling) 67-54 によると、内国歳入庁は、信託に移され  
た議決権のない普通株式は、(a) 受託者として、当該委託者がその生存中に移転した資産の  
処理の管理ができる、または、(b) 受託者が移転された資産の処分に関して、何らかの形で  
権利を制限されている場合、には贈与者の総遺産に含まれるとする。財務省通達 67-54 に  
おける事実の下では、「被相続人は議決権のある株式を 10 株保有し、990 株の議決権のな  
い普通株、議決権のない優先株を所有し、また負債を負っていた。その被相続人は子供たち  
のために、その 990 株の議決権のない株式を信託に移転した。受託者は、移転した株式を  
処分する前に、委託者の了解を取る必要があった。<sup>53</sup> 被相続人が死亡時まで 10 株の議決  
権付き株式を保有することにより、被相続人は会社の経営に対して完全に関与できること  
になった。内国歳入庁は、財務省規則で「被相続人によってどのような権利が行使されうる  
のかは重要ではなく、当該権利が支配株主によって行使可能であれば十分である<sup>54</sup>」と結論  
づけていた。従って、内国歳入庁の見方によると、1972 年のバイラムの事例の前では、被  
相続人が移転した資産の処分に制限を加え、留保した議決権のある株式を通じて企業の経  
営に関与した場合は、2036 条の遺産参入となる移転と結論づけていた。

明らかに内国歳入庁は、受贈者が自由に株式を処分できる、49%の株式の贈与につ  
いて疑問を呈しているわけではない。従って単に無制限の株式の贈与し、過半数の議決権付  
き株式を留保しただけでは、バイラムの事例の前でも後でも、移転された株式を総遺産の中  
に含むためには十分ではない。

高齢者が 49 パーセントの株式を移転したとして、彼の生存中はその了解なしに株  
式の処分を禁じるという制限はどうだろうか。財務省通達 67-54 は明らかに、議決権の行  
使に加え、処分に対する制限がなされた場合は、49 パーセントの株式の贈与は委託者の総  
遺産に含まれる、と規定していたのであった。しかし、この財務省規則はバイラムの事例に  
よって覆されたのであろうか、またはまだ生きているのであろうか。バイラムの事例におけ  
る 2 つの要素が欠けている。つまり無関係の少数株主や、配当から得た所得を受益者に配  
分しないという意思決定ができる受託者の存在である。

---

<sup>52</sup> Rev. Rul.67-54 (C.B. 1967-1, 269). この通達は 1981 年に Rev. Rul.81-15 に取って代  
わっている。

<sup>53</sup> Rev. Rul.67-54 (C.B. 1967-1, 269).

<sup>54</sup> 財務省規則§20.2036-1(b)(3).

筆者の意見ではバイラムの事例は、財務省通達 (Revenue Ruling) 67-54 を覆すものではなく、また、上記の 2 つの要素の欠如はこの結論に影響を与えるものではない。無関係の少数株主に関しては、バイラムの事例は、受贈者、または受託者は、信託の権利を委託者のためにごまかされることから守るために代表訴訟 (derivative suite) を起こすことができることを示している。バイラムやグッドウィン (Goodwyn) における流入対流出 (Flow in Versus Flow Out) の議論で示されたように、これはバイラムの事例における追加的な議論に過ぎなく、重要なものとは言えない。従って、株式の 49 パーセントの贈与は、委託者が 50 パーセント超を留保している場合は、委託者はその生存中は、株式の処分を制限されるのであるが、移転された株式が委託者の連邦総遺産に算入されないと考える。

## 第 2 50 パーセント超の株式の取り消し不可能な信託への贈与の場合

非公開会社の議決権付き普通株式の 100 パーセントを持つ高齢者が、その株式の全てもしくは 50 パーセント超を、子供と孫を受益者として信託に移転せたとしよう。その条件は(a) 委託者の生存中は信託による株式の売却を制限することと、(b) 信託中に議決権を有する株式を留保していた。要約するとバイラムの事例と比較すると、3 つの要素が異なっており、その要素は移転した株式が移転者の総遺産に参入される原因を構成しない。

上記に議論されている第一と第二の違い、(1) 信託の所得が現時点で配分可能か否かはその結果を変更させない、そして(2) 無関係の少数株主の欠如はその結果を変更させない、ということだ。第三の違い、50 パーセント超の経営権の信託への移転、つまり被相続人が留保している議決権の移転はその結果を変更させない。バイラムの事例で最高裁判所は、内国歳入庁の 2036 条(a)(1) の論点について、バイラムが議決権を留保している場合は、株式の大部分を移転したとしても、彼は「相当な現在の経済的便益 (substantial present economic benefit)」を留保していたとは言えないとしている。同様の結論は 2036 条(a)(2) の論点についても得られる。その支配が移転から発せられるかどうかに関わらず、同じ経済的および法的な制限が当該高齢者の事実上の支配を毀損させることになるからである。

## 第 3 3 種類の株式

資産を贈与し、しかも経営権を留保する手段として、財務省通達 (Revenue Ruling) 67-54 に規定されているものに似た 3 種類の株 (three-class-of-stock) を用いたスキームがある。このスキームの下では、非公開会社は、被相続人が留保する「議決権付き優先株」、

被相続人が一時的に保有するが、彼の残りの生存期間中に分配する「議決権なしの優先株」、そして当該企業の将来の成長を全て反映し、被相続人が(a) 自分自身の連邦の総遺産に、企業の「のれん」の価値を算入すること、および (b) その連邦総遺産を増加させる将来の留保利益の算入、を避ける目的で速やかに手放す、「議決権のない普通株」という 3 種類に資本構成するであろう。留保された経営権のために贈与した株式が委託者の総遺産に含まれることがないので、バイラムの事例以降はこの技術は認められたエステート・プランニングの手段であるように考えられる。

財務省通達 67-54 は、贈与した株式の処分に制限がある場合は、議決権付き普通株の留保は被相続人である委託者の連邦総遺産に含まれると結論づけていたけれども、同項は制限のない真正な贈与に関しては課税しようとはしなかった。バイラムの事例は、移転された議決権なしの株式の委託者の処分について制限がある場合のエステートプランをむしろ奨励したことになる。

#### 第 4 10 年の議決権（限定）信託または代理投票

高齢者が非公開会社の株式を処分しながらも経営に関与しようとするために採用しようとするもうひとつのエステート・プランニングは、議決権を行使する代理権を受けること、または彼自身を投票の受託者として議決権信託を立ち上げることである。代理権（持分と併せた）または議決権信託は、彼の死亡時において贈与した資産が委託者の連邦総遺産になる要因となるであろうか。

1970 年のベックウィズ (Beckwith) の事例<sup>55</sup>において、被相続人は非公開会社における株式を信託に移転した。年毎に彼に与えられた代理権を合わすことによって、彼は当該企業の株式の多数に対して議決権を行使できたのであった。租税裁判所は、被相続人は 2036 条(a)(1) の意味での株式の所有や享受を留保していなく、また 2036 条(a)(2) の意味における株式もしくは株式からの所得を誰に帰属させるか指定する権利を留保していなかったとしている。彼の死亡時には、被相続人は自分名義では株式を保有していなかった。バイラムの事例にあるように、内国歳入庁は、蛇口理論 (spigot theory) を持ち出して、被相続人は当該企業の配当政策に関与することによって信託への所得の流れを管理することができたと主張した。被相続人は株式の 22 パーセントの議決権を持つ取り消し不可能な信託

---

<sup>55</sup> 55 T.C. 242 (1970)(A., C.B. 1971-1, 1).

(irrevocable trust) の受託者であり、また彼の夫人が創設した 15 パーセントの投票が可能な信託の受託者にもなり、合計 37 パーセントの議決権を有する。これに加えて毎年、他の株主から与えられた代理権によって 39 パーセントの議決権を行使することができた。この代理権について裁判所は、「彼は「留保した」権利ではなく、代理権を持っていたに過ぎない」と判示した。ベックウィズ (Beckwith) の事例においては内国歳入庁は不本意ながら従わざるを得なかった。しかし 1972 年のバイラムの事例以降、代理権が贈与時に留保されていたとしても、また議決権信託が贈与計画の一部として設定されていても、議決権を通じた経営権の留保はその高齢者が処分した株式が連邦総遺産に含まれるという十分な理由にならないということが明確になったのである。

#### 第 5 委託者が受託者を兼任の場合の取り消し不能信託

ある委託者は自分の子供や孫のために取り消し不能信託に株式を移転し、しかも受託者として経営権を確保したいと希望しているでしょう。そのような試みの成否は受託者によって留保される権利の種類によって異なる。一般的に委託者を同じ信託の受託者にすることは推奨されない。

経営権の留保はそれ自体では必ずしも、死亡時に移転した資産が委託者の 2036 条における連邦総遺産の一部として認識される結果を意味しないけれども、経営権の大幅な拡充となる場合は、当該資産は連邦総遺産の一部として認識される結果になる。

単なる経営権では決定的にはならない。つまり即座に総遺産として認識されることにはならない。バイラムの事例においては、最高裁判所は、経営権における広範な権利の委託者による留保は、最高裁判所におけるノーザン・トラスト<sup>56</sup> (Northern Trust) の事例を理由に必ずしも信託を連邦遺産税の課税対象とはしない、としている。1962 年のキングの遺産<sup>57</sup> (Estate of King) の事例では、委託者は信託の財産における経営や投資に関する受託者を指示する権利を留保していた。課税庁は委託者は従って、信託への所得の流入を管理できる立場にあったと主張した。租税裁判所はこの主張を退け、遺産側を支持した。委託者は「投資の種類意思決定に対して幅広い範囲に裁量」を留保していたが、租税裁判所はこれが、移転した資産からの所得を誰が享受すべきであるか、という指名する権利と同様とされる。所得の流れに対する管理ではないと判断した。バイラムの裁判所はこのノーザン・

---

<sup>56</sup> Reineke v. Northern Trust Company, 278 U.S. 339 (1929).

<sup>57</sup> Estate of Willard V. King, 37 T.C. 973(1962).

トラストの事例とキングの遺産の事例に沿った判断をしている。

ノーザン・トラスト、キングの遺産そしてバイラムの事例など<sup>58</sup>に基づいて、委託者側に受託者として留保された単なる経営権は、信託に移転した財産が贈与者の連邦遺産に含まれる要因とはならない、と結論づけることができる。委託者によって留保された議決権は、委託者により信託に移転させた資産の総資産への算入をさせるに十分な原因とはならない。

主な問題は配分する権利にある。委託者が、受託者等として配分する権利を留保した場合には、信託を被相続人が委託者の信託の資産を連邦総遺産に含めることになる<sup>59</sup>。従ってエステート・プランニングをする者は所得の配分または元本の取り崩し、または信託の終了を加速させるような意思決定に関与するような委託者としての権利を留保することは避けるべきであろう。

元本と所得とを区別するような受託者としての管理権 (administrative power) の留保は、裁判上の議論となっており、既述の配分権と同様に考えられる管理権は留保しないよう配慮する租税計画が賢明とされる<sup>60</sup>

## 第6 「支配権を行使できる株式 (Control Stock)」を買うオプション

高齢者が株式を贈与もしくは売却したいと考え、しかし、後になって経営権を確保することが必要と考えた場合には、「支配権を行使できる株式」を買うオプションを取得できるのであるか。また当該オプションは受贈者が持っている株式に対するものと未発行株式に対するものとは違いを生じることになるのであるか。

既述のジョージ・バーの遺産<sup>61</sup> (Estate of George H. Burr) の事例では、被相続人は、会社創設後直ぐに、発行されていない株式を購入するオプションを得ている。その株式を取得した場合には、会社の経営権を把握できるものである。その後、被相続人は保有する株式を全て処分している。内国歳入庁は、オプションを実行することにより、被相続人は

---

<sup>58</sup> Gardner v. Delaney, 103 F. Supp. 610 (N.D. Mass. 1952), rev'd and aff'd 204 F.2d 855 (1st Cir. 1953).

<sup>59</sup> United States v. O'Malley, 383 U.S. 627 (1966).

<sup>60</sup> State Street Trust Co. v. United States, 263 F.2d 635 (1st Cir. 1959), overruled by Old Colony Trust Co., 423 F.2d 601 (1st Cir. 1970); Estate of Edward Ford, 53 T.C. 114 (1953); Jennings v. Smith, 161 F.2d 74 (2d Cir. 1947); Budd, 49 T.C. 468(1968); Ritter, 297 F.Supp. 1259 (D.C. W.Va. 1969).

<sup>61</sup> Estate of George H. Burr, 4 T.C.M. 1054 (1945).



会社に対して完全な支配を及ぼすことができ、彼が処分した株式の価値を減殺することができる」と主張し、被相続人は「当該資産またはそれからの果実を保有または享受する」権利を留保しているとした。

この主張に対し租税裁判所は、被相続人が「支配権を行使できる株式」を取得できるという潜在的な権利は当該企業との取引を通じて取得され、株式の移転に際して留保されていないという事実を指摘し、当該オプションは処分した株式が総遺産に含めるべきであるという意見の理由にはならない、としている。では、公正な価格で実行できるこのオプションが、贈与の一環として与えられた場合は、贈与者の連邦総遺産に含める要因となったのであろうか。同じジョージ・バーの遺産の事例で租税裁判所は、「そのオプションが会社の株式による支配を獲得する趣旨で実行されたとしても、取得した権利は被相続人をして移転の契約を変更せしめることを可能とはしなかったし、また移転した資産、つまり株式やそれからの所得を所有したり享受したりすることを可能ともしなかったのである」。更に租税裁判所は、「これはせいぜい株式に対する間接的な管理で、部分的なものであり、価値に対して影響を与えるだけで、そのような権利は移転した資産を被相続人の総遺産に含めるべきという理由にはならない<sup>62)</sup>」と強調した。

バイラムの事例およびジョージ・バーの遺産の事例から、贈与者以外の人物から「支配権を行使できる株式」を購入する単なるオプションは、被相続人が以前処分した株式の総遺産に含めるか否かの議論には影響を与えないと結論づけることができる。しかし、処分した株式に対するオプションは、被相続人は株式のオプション部分の価値のみを贈与し、超過価値に対する権利は留保していると判断されることになる。会社もしくは贈与者ではない者から「支配権を行使できる株式」を公正な価格で買う権利は、エステート・プランニングを行う高齢者にとって必要ならば経営戦略を管理する権利を留保させるが、危険が潜んでいる技術であるように思われる。エステート・プランナーとしては、被相続人の総遺産に含まれるオプションの価値に対して関心を持つべきであろう。

## 第2項 雇用契約などその他の契約等を通じての経営権

通常、経営権の留保という場合は議決権を通じて行うことが多いが、雇用契約などの契約によって企業の経営を支配することも考えられる。以下はその態様を分析していき

---

<sup>62)</sup> Id.

たい。

## 第1 雇用契約

高齢の経営者が子や孫に非公開会社の株式を信託へ贈与、もしくは真正に贈与したとして、その贈与の前に彼自身を生涯、もしくは20年に渡って100,000ドルの給与で社長として処遇するという長期に雇用するという契約を結んだとしよう。その雇用契約の事実は移転した株式を総遺産に含める要因となるだろうか。

1942年のパメラ・オランダの遺産<sup>63</sup> (Estate of Pamela D. Holland) の事例ではオランダ夫妻は非公開会社の株式を彼らの子供たちに廉価で売却し、担保として同じ株式を取り戻すなど様々な経営に関する要素を留保した。例えば、オランダ夫妻の生存中は議決権を留保し、また株式の売却や他の手段による移転を制限したり、株式を担保にとったり、業績や労働に関係なく25,000ドルの給料と社長として雇用するという契約を付す等するものである。オランダ氏が夫人に先立って亡くなった場合にはオランダ夫人は25,000ドルの年収を引き継ぐことになっており、実際にそうだったのであった。企業の収益が下落した場合には、年収は6,000ドルに減額されている。給与と称する支払いが、労働とは独立していること、また125,000ドルという企業価値の20パーセントを占めていることから考えて、国税不服審判所 (Board of Tax Appeals) は、移転された株式はオランダ夫人の総遺産に含めるべきであると判断した。

この事例に関して、給与が雇用契約締結時に被相続人によって提供された労務に相応しい金額であった場合に、オランダの事例における結果は異なってくるのであろうかという疑問が発生する。この質問はオランダの事例から直ぐ後の1945年のホフォード (Hofford) の事例<sup>64</sup>において提起されている。ホフォードの事例では被相続人は73歳で生前は健康で、全ての株式の所有者であり非公開会社の中心的経営者であった。彼と当該会社は生涯にわたり唯一の管理者 (sole manager) として雇用し体調や能力に関係なく年間15,000ドルの定額を支払うとの契約を結んでいる。以前からの約束に従って、雇用契約を結んだ当日に6つの取り消し不能信託を創設した。一つは夫人に対して、一つは娘に対してで、残りの四つは4人の孫に対してであり、創設から二週間以内に全ての株式を6つの信託に移転した。3年後に彼は死亡する、という事例である。

---

<sup>63</sup> 47 B.T.A. 807 (1942), Mod., 1 T.C. 564 (1943).

<sup>64</sup> Estate of William F. Hofford, 4 T.C. 790 (1945), Mod., 4 T.C. 542(1945).

課税庁は、信託に対する当該移転はホフォード氏の総遺産の中に含まれると主張する。最初の意見<sup>65</sup>では、租税裁判所では、年間 15,000 ドルの給与は当該会社の 150,000 ドルの会社価値の 10 パーセントに相当し、また信託契約では被相続人が生存している間は、彼の同意なしには株式の売却を禁止するという条項があることから考えて、パメラ・オランダの遺産 (Estate of Pamela D. Holland) の事例では、被相続人の管理下にあり、当該株式は被相続人の総遺産に含めるべきであると判断した。

当該事例に関して、租税裁判所は異例の早さで前の判断を覆している<sup>66</sup>。租税裁判所は自らの判断を覆し、信託への移転は被相続人の総遺産の中には含まれないと判示した。つまり租税裁判所は次の事実に注目したのであった。被相続人はホフォード社を創業以来、死亡するまで 30 年以上にわたって経営している。彼の会社との雇用契約は健康状態や能力に関係なく年間 15,000 ドルを支払うというものであるが、被相続人は雇用契約締結時には健康であり、またそうであることを希望していた。そして実際に死亡するまでホフォード社を経営したのであった。更に年額 15,000 ドルという金額は彼が以前、同社から得ていた金額と同額であった。

1929 年のドーシュック (Doerschuck) の事例<sup>67</sup>において、被相続人はビール会社の株式を自分の子供たちへ贈与し、同時にその 4 人の子供達と会社、そして被相続人との間で契約を結び、被相続人を年間 62,000 ドルの給与で社長として雇用するということを決めたのであった。彼の以前の給与は 4 年前において年間 50,000 ドルで贈与の直前 3 年前は年間 40,000 ドルであった。国税不服審判所 (Board of Tax Appeals) は、被相続人は当該企業において圧倒的な存在であって 62,000 ドルというのは彼がそれまで、および生涯を通じて提供してきた労務に対して、妥当なものである。従って国税不服審判所は、移転した株式は被相続人の総遺産に含まれないと判断した。

バイラムの事例は上記のオランダの事例とホフォードおよびドーシュックの事例と言う相反事例の境界線を記すことに影響を与えるものではない。従って被相続人の生涯にわたって当該企業の全ての所得を引き出そうという計算で雇用契約を結んでいる場合で、オランダの事例のように被相続人の受け取る給与が労務の対価として相当ではない場合には被相続人の総遺産の中に含まれる。雇用契約時に公正な給与を設定している場合は、生涯

---

<sup>65</sup> Estate of William F. Hofford, 4 T.C. 790 (1945).

<sup>66</sup> Estate of William F. Hofford, 4 T.C. 542 (1945).

<sup>67</sup> Estate of Gustav J. L. Doerschuck (George C. Doerschuck, Richard Doerschuck and Walter Doerschuck, Executors and Trustee), 17 B.T.A. 1123 (1929), (A., C.B. IX-1, 15).

にわたって経営権を留保し、また病気などで委託者が勤務できない場合にも会社によって解雇できなくても、移転した株式は総遺産に含めない。

## 第2 経営機能の付随した手形の売却または償還

エステート・プランニングを行う高齢者が自らの老後の流動性に最も関心があるとしよう。彼はその保有する株式を、他の株主もしくは当該会社が買うことができる金額で売却し、その不足額はその金額を要求できる手形で受け取るという手段を選択するかもしれない。

1945年のジョージ・バーの遺産（Estate of George H. Burr）の事例<sup>68</sup>では、被相続人はある会社の株式と約束手形を保有しており、その株式については贈与している。内国歳入庁は、被相続人は約束手形の所有を通して、配当金の支払いを管理できたはずであると主張した。つまり例えば、被相続人は金利の支払いを免除することにより、結果として受贈者に対して支払う配当金が増えるという効果が発生する。取締役会は金利を決定する権限を持っていた。被相続人は株式を移転した後は、株式を保有したことはなく、また彼は手形の金利を決定する法的な地位にはいなかった。このような環境の下、租税裁判所は、当該手形は移転した株式を総遺産に含める要因にはならないし、被相続人が留保していた権限は、当該企業の債権者が保有していた権限以上のものではなく、被相続人が彼の子供達に贈与した株式の性格に影響を与えるものではないとしている。

## 第3 株主との契約を通しての管理

エステート・プランニングを行う高齢者が非公開会社の株式を処分すると決定した場合で、その高齢者が、受贈者がその株式を外部者に売却もしくは処分しないか関心がある場合を考えてみよう。

1950年のジェームズ・ギルバートの遺産（Estate of James Gilbert）の事例<sup>69</sup>において、被相続人は自らが全ての株式を保有していた会社の株式437株を夫人に移転していた。その移転に付随して被相続人および夫人と当該会社のあいだに契約が結ばれた。その契約内容としては、(1) 当該会社は株式の一部もしくは全部を借り入れのために担保に供することができる、(2) 株主名簿に記載の株主が、第三者から株式買受の申し出があった場合

---

<sup>68</sup> Estate of George H. Burr, 4 T.C.M. 1054 (1945).

<sup>69</sup> Estate of James Gilbert, 14 T.C. 349 (1950).

には、会社にはそのオファー価格と同額で購入する 30 日のオプションを付与する、そして、  
(3) 被相続人の夫人が亡くなった場合には、保有していた株式を会社に遺贈すること、を規定している。被相続人の夫人は、株式を受け取ってすぐに、株券に署名し被相続人に返却している。彼はそれを死亡時まで彼しか利用できない金庫に保管していたのであった。租税裁判所は、当該株式は被相続人の総遺産の中に含めるべきであると判示している。

租税裁判所は、夫人の所有を「外見的 (technical)」なものであるとし、夫人が自らの株式を自由に処分できるという権利が実質を伴わない場合は、一連の取引の評価は、彼女の株式を売却する権利は制限されており、実質的に存在しないものとされる。夫人が彼女の株式を会社に移転するという条件と併せて、会社に株式の買い戻しもしくは抵当に取る権利を付与するという契約条項は、その夫人の相続人、個人的な代理人、後継者および受託人全てを拘束するものであり、裁判所は、被相続人の移転された資産に対する将来所有権 (reversionary interest) の留保と同等であると判断したのであった。

このジェームズ・ギルバートの遺産 (Estate of James Gilbert) の事例は、特異な例であるとして理解されなければならない。株式の受贈者が、被相続人もしくは会社、または被相続人が管理している事業体に対して株式を遺贈するという契約が欠如している状況においては、総遺産に含まれる状態ではないと考えられるべきである。

#### 第 4 分割販売もしくは償却

エステート・プランニングを行う高齢者は、公正な市場価格より低い価格で、もしくは公正な市場価格に会社が支払うことができる金額を適合させた価格で株式を償却することを考えるかもしれない。この方法で、彼はその意図する通りに、生活のために必要な所得を留保し、彼の遺産に含める価値 (購入価格の未払残高まで) を減額した。その代替案として彼は、彼の意図する受益者に株式を売却し、当該会社にサブチャプター S を選択してもらい、受益者にその S 企業からの配当金で購入代金を支払うということも考慮したであろう。

1961 年のディスブローの遺産 (Estate of Disbrough) の事例<sup>70</sup>において、被相続人は何の留保事項も付随事項もなく、同族会社の保有する株式を、150,000 ドルである会社に売却した。当該会社は 6,000 ドルを最初に支払い、残額を月々 1,000 ドル 12 年間か、も

---

<sup>70</sup> Estate of Disborough, 37 T.C. 185(1961)(A., C.B. 1962-2, 4).

しくは被相続人が死亡するまでか、どちらか早く訪れた時期まで支払うこととした。被相続人が死亡した時には、同契約の下の残高は 44,000 ドルであった。課税庁は、被相続人がその生涯にわたって便益を留保していたことを理由に、その株式全ての価値を総遺産に参入すべきであると主張はしていないが、残額の 44,000 ドルは総遺産に参入すべきとしている。租税裁判所はその 44,000 ドルは、2036 条の下、総遺産に含めるべきではないとしている。というのは最初の取り決めは 6,000 ドルを最初に支払い、残額を月々 1,000 ドル 12 年間か、もしくは被相続人が死亡するまでか、どちらか早く訪れた時期まで支払うこととしたものであり、被相続人はその株式に対する権利や経営権を全て失っていたからである。更に、租税裁判所は当該支払いは会社による所得とは異なるものであると指摘している。

もうひとつの所得税節税技術が、株式の売却または会社清算に関して、株主がその株式を信託、子供または関連先に分割して売却し、そして家族の購買者は、企業を再建し株式を売却するか、または会社を清算し清算金を受け取ることになる。信託、子供または関連先は株式の購入価格が高いために、その売却や清算に関して売却益を計上しない。またその購入代価は家族の単位で受け取られているのであるが、エステート・プランニングを行う高齢者は支払いを移転したのから受けることになるので分割式の売却に対して売却益を計上することになる。この手法は第五控訴審 (Fifth Circuit) の事例<sup>71</sup>では認められたが、財務省通達 (Revenue Ruling) 73-157<sup>72</sup>に規定されているとおり内国歳入庁の基準には合致しない。

このエステート・プランニングの事例は、その支払いが株式の所有によって得られる金額におおよそ近い金額か、もしくは税引き後の企業所得に近い場合でなければ、固定額でのどのような売却も株式が被相続人の総遺産に含まれるという主張は受け入れられないように考えられる。

## 第 5 パートナーシップによる管理

株式を保有するより、ある高齢者が個人事業主 (proprietorship) もしくはパートナーシップの持分 (interest) という形で保有していたとしよう。その高齢者は、移転した持分を彼の総遺産に含めることなしに、パートナーシップを創設、もしくは拡張し、パートナーシップの活動に大きな影響を与えることはできるのであろうか。

---

<sup>71</sup> W.B. Rushing and Mozelle Rushing v. Commissioner, 441 F.2d 593(5<sup>th</sup> Cir. 1971).

<sup>72</sup> Rev. Rul. 73-157(I.R.B. 1973-14, 6).

1949年におけるロッデンベリーの遺産（Estate of Roddenbery）の事例<sup>73</sup>では、被相続人はその息子達とパートナーシップを所有しており、その契約書には持分は譲渡できなく、また全ての利益は留保されなくてはならないとの規定があった。更に多数派の経営というのは、経営者を選任すること、給与を決定すること、パートナーシップを運営する方針を決定すること、および利益の配分の仕方を決定することの権利を意味する。パートナーシップの持分はメンバーの全員の文書による承諾がなければ売却や処分、贈与などが禁止されており、また持分の75%同意がなければ解散することもできないとされた。2つのパートナーシップが同様の契約で成立している。被相続人は死亡時にひとつのパートナーシップに10%の持分をもうひとつのパートナーシップに20%の持分を持っている。

課税庁はパートナーシップ持分の受贈者は、存在しているパートナーシップ契約と同じ条件を引き継いでおり、従って、そのパートナーシップ持分は利益の配分も含む、全てのパートナーシップの事項について多数派として位置づけられる。裁判所はパートナーシップ持分の贈与は、被相続人の経営権の留保を理由としては、その総遺産に含まれないとした。裁判所は、パートナーシップ契約における制限は贈与の前に設定されたということと、被相続人は、自分が持っていた時と同じ程度、規制に縛られないパートナーシップ持分の権利を移転しているという事実に注目した。つまり被相続人は、全ての他のパートナーのパートナーシップ持分に対してどのパートナーが制限を受けないのと同様に贈与された持分に対して制限を受けないのである。

では被相続人が20%の持分を保有し、その被相続人の20%の留保されたパートナーシップ持分は利益の分配に関して排他的な権利を持つ場合には、結論はどのようになるか疑問に思われる向きもあろう。バイラムの事例とは異なり、パートナーシップ持分が被相続人の総遺産に含められるのを阻止するには、その高齢者は確実に法的に強制力がある利益配分の権利、もしくは事実上の経営管理は法的および経済的な成約を受けべきなのであろうか。受贈者の資本勘定は、贈与者の総遺産から除外されるのであろうか。

1946年のルイス・ベンデットの遺産（Estate of Louis Bendet）の事例<sup>74</sup>では、夫は会社から40,000ドル引き出し、夫人に与えている。夫人はそれを夫が経営者で、夫婦だけから構成されているパートナーシップに寄付している。夫が死亡した時に、夫人の資本勘定は彼の総遺産には含まれていなかった。しかしながら彼女は資本を引き出すことを妨げ

---

<sup>73</sup> Estate of Walter Blair Roddenbery, Sr., 8 T.C.M. 781(1949).

<sup>74</sup> Estate of Louis Bendet, Dec'd, 5 T.C.M. 302 (1946).

られてはいなかった。

賢明なエステート・プランナーは高齢者に対して、利益の分配もしくはパートナーシップにおける被相続人の持分の一部である資本を引き出すことに影響を与える独断的な権利を与えることを避けるであろう。理論においてはバイラムの事例においても似たような経済的、法律的な制約がこの行動を実行する上では存在している。パートナーシップ契約の柔軟性は、事実を変更することを可能にしてしまう。従って、委託者は、利益や資本の分配に対する独断的な管理を除いた主要な経営意思決定事項を留保できるのである。それではなぜ追加的なリスクが発生するのであるだろうか。

しかしながらロッデンベリーの遺産 (Estate of Roddenbery) の事例のように、被相続人が経営権において分割された投票権しか持っていない場合には、その経営権が利益の分配を防ぐことができたとしてもパートナーシップ持分の贈与は、その総遺産に含めることはないとされる。

このパートナーシップを用いるエステート・プランニングについてはファミリー・リミテッド・パートナーシップ (Family Limited Partnership: FLP) という形で最近増えてきており、詳細は第6章で分析することとする。

## 第6 故意の事実 (prearranged facts)

被相続人がその生存中、持分もしくは経営権を「事実上」留保した場合、つまり被相続人が資産を贈与した後でも資産を享受し続ける事例を考えよう。つまりは被相続人の生涯に亘る資産からの便益の留保に対する口頭上のみを理解を意味している場合にバイラムの事例は影響を持つだろうか。

例えば、1959年のダニエル・マクニコルの遺産 (Estate of Daniel McNichol) の事例<sup>75</sup>において、被相続人は収益不動産をその子供達に移転している。子供達の口頭の理解においては、被相続人は死亡するまでその不動産から得られる家賃を全て受け取っている。彼は家賃収入を所得として税務申告しており、申告書では資産維持に係る費用を控除していた。それに対して子供達は被相続人が死亡する前は何ら家賃収入を得ていなかった。

遺産側は、所得持分は移転の契約 (instrument) の中に留保されていないために、留保所得持分を扱う移転の条文は適用できないと主張した。第三控訴審 (Third Circuit)

---

<sup>75</sup> Estate of Daniel McNichol, 265 F.2d 667 (3<sup>rd</sup> Cir. 1959), cert. denied 361 U.S. 829 (1959).



は、この解釈は過度に規定を狭く解釈した考え方であると主張した。つまりその規定は、生涯不動産権 (life interest) は移転に付随して留保されなければならないとしている。その留保は移転の契約において明示される必要はない。更に 2036 条(a)(1)の「所得への権利」条項の前の規定は、「保有または享受」の範囲を広げていたので、被相続人が事実上、所得を留保することによって死亡するまで資産を「享受した」という結論は否定できない。第三控訴審 (Third Circuit) は、「移転者による『事実上の』資産の保有もしくは享受、特に当該資産からの所得の享受が、移転者の死亡によってのみ止められる場合は、譲渡法に関する技術的な概念は、死亡税のインパクトに対する盾としては用いることはできない。」としている。

バイラムの事例は、ダニエル・マクニコルの遺産 (Estate of Daniel McNichol) の事例の線を覆すものではないと考えるべきだろう。マクニコルの事例では、当該事実は口頭の理解では、資産またはその所得の「保有または享受」に対する権利に関して規定している 2036 条(a)(1)と同等の規定における総遺産参入を要求していることを示している。つまり事実上の所得の留保は権利の留保を示している。バイラムの事例は、他の法的小および経済的制約がある事実上の管理というのは所得の留保もしくは保有または享受の権利にはならない、ということを示しているに過ぎない。脚注の 30 で、バイラムの裁判所は、マクニコルや同様の事例を引用してそのことを「これら全ての事例においては、チャーチの事例<sup>76</sup>と同様に、委託者が生涯に亘って不動産の権利または所得持分または利用する権利を留保している。」

生涯所得を留保した取り消し不可能な信託に関係した 1949 年の「歳入庁長官対チャーチ」の事例<sup>77</sup>において、米国最高裁は、「委託者が絶対的に (absolutely)、疑いの余地なく (unequivocally)、取り消しできなく (irrevocably) そして留保の可能性がなく (without possible reservations)、移転した資産からの全ての権利、全ての保有そして全ての享受から分離されている真実の移転を除いては、信託への移転によって遺産税は回避できない」と判示している。

上記のチャーチの事例で主張されている包括的な意見とバイラムの事例との関係をどのように理解すればよいのであろうか。委託者が贈与した株式の議決権を留保しており、受託者によって株式の売却を禁止している場合は、委託者は「留保の可能性がなく」

---

<sup>76</sup> Commissioner v. Church, 335 U.S. 632 (1949).

<sup>77</sup> Commissioner v. Church, 335 U.S. 632, 645-6 (1949).

真実の移転を行い、また「移転された資産に関する全ての保有および全ての享受」から分離されたと言うことができるのであろうか。明らかにバイラムの事例は、外部の法的小および経済的制約を受ける単なる議決権の留保や、資産の処分に対して拒否権の留保は、小さな「留保」であり、贈与した信託の元本全てを提供者の遺産に含むには及ばないということを結論づけることによって、チャーチの事例における意見から逸脱した場所にある。

現在は高齢者にとって、適当な経営権を留保した資産の贈与を行うことによる幅広いエステート・プランニングが利用可能となっている。その高齢者が受益者に対して贈与した資産に関する所得の分配を管理する直接的な権利を及ぼすような管理は与えるべきではない。適切な給与の仕組みは認められ、また、議決権を通しての管理と資産処分に対する生涯の拒否権の組み合わせは、贈与した資産が総遺産に含まれる原因となることなしに留保可能な経営権と考えられる。

以上のように分析するとバイラムの事例以降、多様な経営権を行使するエステート・プランニングが可能になってきている。議決権を留保することで「組織としての」活動に影響を及ぼすことができるだろうし、雇用契約を通じて「変革のシナリオ」をリードすることも可能である。また特に議決権を経由しない経営権の留保については上記の例以外にも多数考案される可能性が高く、エステート・プランニングは多様化・複雑化していったと考えて良いだろう。

## 第8節 バイラムの裁判例の限界の模索：ギルマンの遺産

1972年にバイラムの判断が示された後の早い時期に、下級審はその限界を解釈することになっている。1975年における「ギルマンの遺産対内国歳入庁長官<sup>78</sup> (Estate of Gilman v. Commissioner)」においては、租税裁判所は、より強力な会社支配の留保を含み、またより大きな売上を持つバイラムに似た信託取引を示した。内国歳入庁長官は、1,800万ドルを超える不足額を指摘したので、「ギルマンの遺産」側はその主張を裏付けるために当然、バイラムの裁判例を取り上げている。

事例の内容であるが、ギルマンの被相続人は、収益率が高いギルマン・ペーパー社

---

<sup>78</sup> 65 T.C. 296(1975), aff'd, 547 F.2d 32 (2d Cir. 1976).

(Gilman Paper Co.) の多数派議決権付き株式保有者で、同社の発行済株式数は 10 株の議決権付き株式と 10,000 株近くの議決権なしの優先株式からなっていた<sup>79</sup>。問題の信託創設前に、被相続人は発行済の議決権付き株式 10 株の内、6 株を保有していた。被相続人の 4 人の妹が残りの普通株を等しく保有していた。また被相続人は優先株を 5,241 株保有し、妹達はそれぞれ 1,140 株保有していた。被相続人とその義理の弟、および年長の息子が会社の取締役会を構成していた<sup>80</sup>。

1948 年に被相続人は彼の 6 株の普通株式を移転させる信託を創設した。そして被相続人は 3 人の共同受託者のうちの一人であり、共同受託者は、移転された株式の議決権も含めた、幅広い経営および投資に関する権限 (power) を持っていた。しかし、受託者は信託資産の享受に関してほとんど自由裁量を持っていなかった。信託契約は純利益を被相続人の息子達に半年毎に分配し、子供が亡くなった場合は、コーパスを被相続人の子孫に分配するというものであった。1948 年から 1956 年までの間、普通および優先株式への配当金は 1 株あたり 6 ドルから 28 ドルであった。これらの支払いは信託に対して 300 ドルの配当所得をもたらしている。当該会社が被相続人の妹によって所有された株式を償還した 1957 年から、被相続人が死亡した 1967 年まで、会社はどの種類の株式に対しても配当を払っていない。

この事例では内国歳入庁長官は信託に移転した 6 株の普通株は 2036 条(a) の下、被相続人の総遺産に含めるべきであると決定した。これに対し租税裁判所は、最高裁判所のバイラムの判断は「現在、議論の最中<sup>81</sup>」にあるという事を指摘しながら、租税裁判所はバイラムの判断と歩調を合わせ、2036 条(a)(1) の下の移転した株式の受益的享受 (beneficial enjoyment) にも 2036 条(a)(2) の下の株式によって獲得される所得を享受する人物を指名する権利 (right) にも当たらない、と判示した<sup>82</sup>。租税裁判所の考えでは、バイラムの事例と異なる主な点は関係のない少数株主の欠如であった<sup>83</sup>。しかし裁判所はこのことを重要であるとは考えなかった。裁判所は、家族内の不和の証拠を示しながら、被相続人の妹の持分を被相続人の持分とは「明確に反対のものである (decidedly adverse)」と特徴づけた<sup>84</sup>。

---

<sup>79</sup> Estate of Gilman, 65 T.C. at 299.

<sup>80</sup> Id at 299-300.

<sup>81</sup> Id at 305.

<sup>82</sup> Id at 317.

<sup>83</sup> Id at 310.

<sup>84</sup> Id at 310-311.

特に裁判所は、被相続人の義理の兄弟（妹達の持分を代表した）が被相続人の息子と共同し役員の意思決定に対し、被相続人を上回る議決数を獲得する 3 つの事例を指摘した。従って無関係の株主が不在にも関わらず、裁判所は、関係者である少数株主の敵意に満ちた関係は、被相続人の会社を統治する実際的な能力に対してチェックする機能を果たしていたと認定した。裁判所は、被相続人および他の共同の受託者は、企業および全ての株主に対する受託責任（fiduciary duties）により、企業に対する議決権の支配の行使を制限される、としている<sup>85</sup>。

しかし、この事例を扱った租税裁判所の判事であるラーム判事（Judge Raum）は、反対意見を唱え、明確に意見を示している。彼の見方では、被相続人は 2036 条(a)(1) における移転された株式の享受に関して疑い無く留保していた。つまり、「6 株の唯一の目的はチャールズに会社に対しての意義ある支配をすることによって疑いがあるのでしょうか？これらの株式はその目的のためだけに発行されている。その目的の中心は支配であった。チャールズ的手中にあるそのような支配の彼の残りの人生の期間における継続的な存在が、2036 条(a)(1) の意味における「享受（enjoyment）」を構成する。<sup>86</sup>」と言う訳である。

信託に移転された普通株式に関わる状況が、バイラムにおけるそれとは著しく異なることを主張して、ラーム判事はバイラムの事例において遺産側に有利な判断をするために必要とした概念に反対した。被相続人の受託責任（fiduciary duties）が被相続人をして会社を支配することを妨げているという多数派の意見に対しては、ラーム判事は「現実問題として、そのような起こりうる制限は一般的であって、この事例においては大きな意味を持たなかった。<sup>87</sup>」その代わりに、ラーム判事は、被相続人が会社の支配を続けるという暗黙の了解が受託者の間にあったと判示したのである<sup>88</sup>。

## 第 9 節 バイラムの裁判後の制度的な対応

ギルマンの裁判例でその適用を拡大されたバイラムの判断は、効果的に移転者が経営留保することによって不完全な移転にターゲットを絞るという遺産税の抜け穴を正当化したのであった。

---

<sup>85</sup> Id. （バイラムの裁判例を引用している。）

<sup>86</sup> Id at 320.

<sup>87</sup> Id at 320 n.4.

<sup>88</sup> Id at 322-23.

バイラムの再審請求において、行政は裁判所の判断は、信託を利用した場合、移転した資産に対して支配権を留保する手段としての会社形態の使用に遺産税において課税上のプレミアムを置くものであると警告した<sup>89</sup>。バイラムの決定に至った過程を述べた文章から判断すると、この点はエステート・プランナーにおいても、また国会においても失念していた項目である。

2036条の限定的な解釈に対応する状況が続く中で、国会は1976年改正税法(Tax Reform Act of 1976)の雑則(miscellaneous provision)を通してバイラムの結果を覆すために2036条を修正した<sup>90</sup>。バイラムにおける事実等に対する直接の言及の後に、予算委員会(House Ways and Means Committee)は、次のように修正を正当化した。

「議決権は企業の株式に関しては重要であるため、贈与者による議決権の留保は遺産税の目的のために株式の享受の留保であると取り扱われるべきであると当委員会は信じる。当委員会はこの取扱いは、遺産税・贈与税の回避を防ぐために必要である。<sup>91</sup>」

この最初の修正は、2036条(a)の最後に次の文章を付与するという形で行われた。「段落(1)のために、留保した株式における議決権の留保は当該株式の享受の留保であると考えられる。<sup>92</sup>」従って、国会は2036条(a)(1)の留保した享受の観点をバイラムの裁判所によって認められた遺産税戦略に焦点を当てた手段であるとしたのである。

1976年の改正は厳しく、実務家には悪評であった。「1976年法により生じた遺産税および贈与税の問題(Estate and Gift Tax Problems arising from the Tax Reform Act of 1976)」と題された1977年7月の上院の「課税および債務管理一般に関する分科会(Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally)」の公聴会で証言した弁護士ジョゼフ・カーチゲナー(Joseph Kartiganer)は、1976年法は「比較的小さな問題に象を打つ銃を使うようなものである<sup>93</sup>」と酷評している。そのような意見を受けて1978年に国会は「反バイラム」の規定を、以前の2036条(b)を2036条(a)に一文を付け加える

---

<sup>89</sup> Petition for Rehearing at 6-7, *United States v. Byrum*, 408 U.S. 125 (1972).

<sup>90</sup> Pub. L. No.94-455, 90 Stat. 1520 (1976).

<sup>91</sup> H.R. Rep. No.94-1380, at 65(1976).

<sup>92</sup> Tax Reform Act of 1976, Pub. L. No. 94-455, § 2009(a), 90 Stat. 1520, 1893.

<sup>93</sup> 「1977年7月上院公聴会」40頁。同弁護士の証言では、1976年法の影響により全ての株式を処分する場合を除いては、株式を移転する者はいなくなったと言う。

形で改訂した<sup>94</sup>。株式が移転された企業における移転者の比較所有権持分に関わらず 1976 年の規定は企業の株式に対する全ての留保した議決権に対して適用されることになっていたが、新しい 1978 年の規定は、被相続人が「支配された企業 (controlled corporation)」の移転された株式の議決権を留保した状況に対する事実上の留保した享受の規定を制限した<sup>95</sup>。ここで「支配された企業 (controlled corporation)」とは、移転された後はいつでも、また被相続人の死亡から前の 3 年間において、被相続人が企業の全ての種類株式の総議決権の少なくとも 20 パーセントを保有か、もしくは議決権を保有している会社を言う<sup>96</sup>。当該規定は、被相続人の企業における所有持分を決定する目的の内国歳入法 318 条の帰属ルール (attribution rules) と連動しているので、その主な影響は、配偶者や両親もしくは直系の子孫によって実際に保有されている株式は被相続人が保有していると取り扱うことである<sup>97</sup>。この方法において、国会は未公開会社における 2036 条(a) の適用に対して具体的な境界線を引いたのである。

1978 年法は「支配された企業 (controlled corporation)」に対する反バイラムのルールを制限する一方、同法は移転された株式に対する議決権は直接または間接的に留保されうるということを明確にすることによって規定を拡張させた<sup>98</sup>。2036 条(b) に関わる制度の沿革によると、議決権の間接的な留保とは、「支配された企業 (controlled corporation)」において委託者から信託による株式の購入に続いて受託者として現金を自分の元へ移転させる委託者も含むのである<sup>99</sup>。2036 条(b) の下、提案された規定 (1983 年に発行されたが、成案とはならなかった) は、追加の議決権の間接的な留保の例を含んでいた。内国歳入庁は、最近、ゼネラル・パートナーとして移転した株式の議決する能力を通してファミリー・リミ

---

<sup>94</sup> 1978 年法 (Revenue Act of 1978)

2036 条(b)項 議決権 :

(1) 一般 — (a)項(1)の目的のために、支配された企業の (直接的または間接的) 議決権の留保は移転された資産の享受の留保と考えられる。

(2) 支配された企業 — (1)の目的のために、資産の移転後いつでも、そして被相続人の死亡の日に終了する 3 年間に、被相続人が、全ての種類の株式の合計した議決権の少なくとも 20 パーセントを有する株式を保有した場合 (318 条の適用により)、もしくは議決権を有した場合 (単独もしくは他の者と共同で) に、当該企業は「支配された企業」と取扱うこととする。

<sup>95</sup> 内国歳入法 2036 条(b)(1).

<sup>96</sup> 内国歳入法 2036 条(b)(2).

<sup>97</sup> 内国歳入法 318 条.

<sup>98</sup> 内国歳入法 2036 条(b)(1).

<sup>99</sup> S. Rep. No. 95-745, at 90(1978).

テッド・パートナーシップ (family limited partnership) に移転した株式に対する議決権を個人は間接的に留保することができるという立場をとった<sup>100</sup>。にもかかわらず制度の沿革および提案された規則、両方共に、議決権の間接的な留保は、被相続人が保有する、移転の対象とはなっていなかった株式の議決権にのみに基づいてでは認識されないということは明確にされる。例えば、被相続人が「支配された企業 (controlled corporation)」において議決権付き株式と議決権なし株式を持っていて、議決権なし株式のみを移転した場合、被相続人の継続的な議決権の保有という理由で 2036 条(b) は適用されない<sup>101</sup>。議決権なし株式の移転を通して、当該規定は容易に避けられるので、2036 条(b) に関する畏は大きく減殺される結果となっている。なお、上記の内国歳入庁の立場もあり、ファミリー・リミテッド・パートナーシップを用いるエステート・プランニングは増えており、次章で詳述する。

#### 第 10 節 バイラムに関する留保経営権の復活

反バイラム条項である上記の 2036 条(b) の制定を受けて、日本の研究ではバイラム的な権利の留保は課税対象になるという指摘までで議論を終了している<sup>102</sup>が、実際はそうではない。

##### 第 1 項 2036 条(b)項制定後の議論

1978 年における 2036 条(b) の制定後、同条項はバイラムの事例を排除するものなのか、の議論がなされた。バイラムにおける裁判所は、移転した未公開会社の株式に対する議決権の留保は、遺産税の目的のための不完全な移転であり、国会は、そのような環境下において移転した株式は移転者の総遺産の中に含めるべきである、という規定を制定することで否定の意思を明示している。国会はバイラムの事例において裁判所は遺産税回避の手法を示したものと考えたのである。にもかかわらず国会はこの目的を 2036 条(a)(1) の下の、留保した享受の範囲の修正によって達成したため、規定は裁判所が判断した留保した経営権に関わる 2036 条(a)(2) の結論および分析の部分は手付かずの状態のままであった。国会は 2036 条(a)(2)に関する裁判所の分析を實際上価値のないものにするによって効果的

<sup>100</sup> Tech. Adv. Mem. 1999-38-005 (Sept. 24, 1999).

<sup>101</sup> S. Rep. No. 95-745, at 91(1978); Prop. Treas. Reg. § 20.2036-2(a), 48 Fed. Reg. 35,143 (Aug. 3, 1983).

<sup>102</sup> 例えば川口 (2008) 336 頁、海原 (1983) 参照。

に却下したとする議論がなされてきたかもしれない。加えて、2036条(a)(1)への明確な言及が、移転した閉鎖会社の株式の議決権を行使する権利の「享受」というものは、会社の果実から個人的に利益を得る能力だけではなく、他人の受益権に対して権利を行使する能力であるという理由を示す2036条(a)(2)に必然的に暗示された包含原理であるということを経験されたかもしれない。にもかかわらず後の裁判所や、また行政でさえも2036条(a)(2)におけるバイラムの見方を、反バイラム条項の否定的な趣旨に言及することなしに、裁判例や規則を通じて復活させているのである。

## 第2項 判例法におけるバイラムの延長

バイラムにおける意見は、しばしば引用される2つの互いに関連した原理を含んでいる。最初の原理は、2036条(a)(2)の下、移転した資産からの所得を享受する人物を「指名する権利 (right . . . to designate)」は、所得の受益権的享受に影響する確実に法的に強制しうる権限 (power) であると暗示するものである<sup>103</sup>。従って、2036条(a)(2)の移転への適用は、実際上の影響ではなく法的な権利によっている<sup>104</sup>。バイラムの事例が他の裁判によって引用される第二の原理は、多数派株主や役員によって会社の最適利益の追求と株主平等とを負われる受託者義務 (fiduciary duty) は、企業の配当政策に対する自由裁量権限 (discretionary power) の実行に関して意義ある制限を加えるというもので、自由裁量権限 (discretionary power) が、法律によって要求される指名の「権利 (right)」のレベルに引き上げられることを防ぐものである。

---

<sup>103</sup> Estate of Wyly v. Commissioner, 610 F.2d 1282, 1291(5<sup>th</sup> Cir. 1980); Estate of Trotter v. Commissioner, 82 T.C.M. (CCH) 633, 638 (2001); Estate of Wall v. Commissioner, 101 T.C. 300, 310-11(1993); Evans v. Commissioner, 55 T.C.M. (CCH) 902, 902(1988); Estate of Cohen v. Commissioner, 79 T.C. 1015, 1027 (1982); Estate of Goodwyn v. Commissioner, 35 T.C.M. (CCH) 1026, 1039 (1976).

<sup>104</sup> その区別は、Estate of Tully v. United States, 528 F.2d 1401(Ct. Cl. 1976).に詳しい。当事例では被相続人は会社の50パーセントの株主の2人の内の一人であり、会社の雇用契約においては死亡時にはそれぞれの株主の配偶者に弔慰金 (death benefit) を支払う契約になっていた。被相続人の死亡に際し、会社は104,000ドルの弔慰金を配偶者にしはらったのであるが、内国歳入庁長官は2038条(a)(1)によりその弔慰金は被相続人の総遺産に含めるべきであると主張した。長官の議論では、被相続人は彼自身の要求に対する便益の額を変更させる実際上の能力により、2038条(a)(1)において弔慰金を「変更し、改正、無効または廃止 (alter, amend, revoke, or terminate)」する権利を保有していた、と主張した。控訴審は、他の50パーセントの株主が被相続人の提案を拒絶することができたとしてこれを棄却した。



1982年12月20日の「コーヘンの遺産対内国歳入庁長官<sup>105</sup> (Estate of Cohen v. Commissioner)」の事例における租税裁判所の判断では、反バイラムの法律が制定された後においても、2036条においてのビジネスの受託者関係 (fiduciary relationships) の重要性を強調した。コーヘンにおける被相続人は3人の息子と共に非公開会社を通じて流通業を営んでいた。当該会社が売り場面積の増加を計画した時、被相続人と息子達はマサチューセッツ州の不動産信託を設立し、会社に賃貸する資産を購入した。流通業を第三者に売却した後、被相続人と子供達は不動産信託の受益持分を、議決権のない優先持分と議決権のある普通持分とに再編成した。その資本再編の後に、被相続人は彼の普通持分を3人の息子に移転し、彼らだけが議決持分の所有者とした。そして被相続人は、その優先持分のほとんどを娘や孫、ひ孫に移し、息子の信託の経営に支障なく、しかも家族全体を利するという目的を得ようとした。被相続人と息子達は不動産信託の受託者としてその創設時より被相続人が死亡する時まで従事し、受託者は全員一致の投票結果によってのみしか信託を代表して行動に移せなかった<sup>106</sup>。

歳入庁長官は、被相続人の生存中に移転された不動産信託の持分は、2036条(a)(2)の下、総遺産に含めるべきであると主張した。長官は、不動産信託の共同受託者としての被相続人の能力において、被相続人は優先持分への配当を決定することにより移転した持分の受益的享受に影響を与えることができた、と主張している。優先配当を支払わない場合は、普通持分の保有者である息子達に役に立つことになるが、反面、優先配当の支払いは明らかにそれを保有する家族を利益することになった。長官は、バイラムの最高裁判決において、代表訴訟を通じて被相続人の受託者責任を問うことができる第三者の少数派株主の存在を強調し、この不動産信託には第三者の持分保有者はいなかったために当事例とバイラムとは区別できると議論した。

裁判所は長官の主張を退け、マサチューセッツ州の不動産信託は、バイラムの事例を持ち出すにおいて全く同様とは言わないけれども合理的な範囲の事例の企業であると決定した<sup>107</sup>。裁判所は、配当政策に影響を与える実際の権限 (practical power) をバイラム

---

<sup>105</sup> 79 T.C. 1015 (1982).

<sup>106</sup> Id. At 1017-19. 信託契約では行動に際して受託者に全員一致を求めており、マサチューセッツ州法も信託を代表した行動には全ての受託者の一致を求めていた。Tech. Adv. Mem. 80-38-014(June 9, 1980). 従って被相続人は、優先もしくは普通持分に対する配当の支払いに対して拒否する権限を有していた。

<sup>107</sup> Estate of Cohen, 79 T.C. at 1024.

の裁判で示された 2036 条(a)(2) の下で指名する権利 (right to designate) に変質させるといふ「重要な法的な障害 (critical impediments)」は、州法で多数派持分所有者や会社役員に課された受託責任(fiduciary obligations)にあるとした<sup>108</sup>。従って裁判所は、被相続人の配当金支払い意思決定への参加が、2036 条(a)(2) が指摘する指名する権利に該当するには、信託契約が「配当金の支払いを任意に (arbitrarily) もしくは恣意的に (capriciously) 保留することができる、無制限の自由裁量」を与えている場合のみである、としている。その条件は寛容なものであり、裁判所はその当てはめをするのに苦勞することはなかった。経営判断の忠実な実行を通じてのみ優先持分への配当が行われるという信託契約から推測して、またマサチューセッツ州の裁判所がそのような制限を課す傾向であるということを確認できないことから、裁判所は受託者は任意に (arbitrarily) 配当を保留することはできないと決定した<sup>109</sup>。裁判所はそれ故、被相続人は 2036 条(a)(2) に言う「指名する権利 (right to designate)」を持っていなかったと判示したのである<sup>110</sup>。

移転した株式の配当金支払いを「任意に (arbitrarily) かつ恣意的に (capriciously)」保留する権限のみが、2036 条(a)(2) に言う「指名する権利 (right to designate)」に該当するという理由付けによって、コーヘンの租税裁判所は、受託者に対して制限が付された所得の配分に対する自由裁量の権限は遺産税が課税されないという考えに近くなった。2036 条(a)(2) を解釈する規則<sup>111</sup>が、移転した資産からの所得を受け取る人物を指名する権限 (power) を「重要ではない (immaterial)」と性格付けることは支持できるとすることは当然のこととして、自由裁量の権限は、伝統的にビジネスの運営と関わりがある組織の受託者としての移転者によって留保されたものであるので、納税者は歳入庁に広くバイラムの事例を適用することを躊躇することを期待するであろう。

## 第 11 節 終わりに

本章では信託における経営権の留保と課税関係について 1972 年に最高裁判所によって示された「合衆国対バイラム<sup>112</sup> (United States v. Byrum)」の裁判例を中心に議論

---

<sup>108</sup> Id. at 1025.

<sup>109</sup> Id. at 1025-26.

<sup>110</sup> Id. at 1026-27.

<sup>111</sup> 財務省規則 § 20.2036-1(b)(3)(ii).

<sup>112</sup> 408 U.S. 125 (1972).

してきた。バイラムの裁判例の以前は、1946年に示された「内国歳入庁長官対ホームズの遺産<sup>113</sup> (Commissioner v. Estate of Holmes)」の事例から1969年の「合衆国対グレースの遺産<sup>114</sup> (United States v. Estate of Grace)」の事例まで、留保された持分または遺産税における留保された権限については特に関心が払われずにそのような留保された権限があった場合は総遺産に含めるとしている。しかしバイラムの事例で最高裁判所は内国歳入庁による2つの主張、つまり(1) 委託者は非公開会社の株式の投票権 (vote) を管理しており、そのことによって役員の人事を管理できることになる。従って彼は配当金をいくら非公開会社から信託へ分配すべきか決定することができたであろうし、そして所得と信託の残余財産との間のキャッシュフローに影響を与えることができたということ、(2) バイラム氏のこれらの企業の戦略への関与を通して、バイラム氏は彼自身を役員かつ従業員としての地位を留保でき、経済的な便益を享受できた、という主張を退けたのである。このバイラムの判決以降、信託を用いて経営権を留保するスキームは幅広く用いられることになる。水平的公平性を考慮したこのような考えは、わが国における種類株式の評価にも影響を与えるべきだと考える。ひとつの考えは平成19年10月22日に公認会計士協会によって示されたDCF法 (Discounted Cash Flow Method) を中心とした考え<sup>115</sup>であろうが、種類株式の内容が権限 (power) なのか、権利 (right) なのかを整理し、評価することも必要であろう。また日本においても2006年 (平成18年) に信託法が改正され<sup>116</sup>、民事信託が可能になると信託を取り巻く利害関係者も複雑になってこよう。その課税関係を再考する上で米国の事例は参考になると考えるのである<sup>117</sup>。

本章では経営権の内容にも言及した。一般に経営権の内容を考えた場合に、わが国における会社法上の共益権 (議決権および監督是正権) を連想させる。しかし実際に会社の経営と言う場合はその範囲は広いことになる。信託を用いての経営権の留保を議論しているコンテキストにおいては伊丹教授と加護野教授による戦略について2つの定義の内、「組織としての」と「変革のシナリオ」が重要であると考えた。そして本章では、その2つに係する「議決権を通じての経営権の留保」と「雇用契約などその他の契約等を通じての経営

---

<sup>113</sup> 326 U.S. 480(1946).

<sup>114</sup> 395 U.S. 316 (1969).

<sup>115</sup> 日本公認会計士協会 平成19年10月22日付 租税調査会研究資料第1号 「種類株式の時価評価に関する検討」。

<sup>116</sup> 平成18年12月8日に国会で成立し、自己信託に関する規定を除き、平成19年9月30日に施行された。

<sup>117</sup> 現行の問題点等は川口 (2008) に詳しい。

権の行使」の場合を分けて経営権の留保を分析している。

バイラムの裁判以降、政府は1976年法により厳格に取り締まることを意図したが、あまりの厳しさに反発に会い国会は1978年法による再改正することとなった。しかし1982年12月の「コーヘンの遺産対内国歳入庁長官<sup>118</sup> (Estate of Cohen v. Commissioner)」の事例など、判例法によってバイラムの事例と同じ効果を認めるようになっている。また既述のように内国歳入庁は、最近、ゼネラル・パートナーとして移転した株式の議決する能力を通してファミリー・リミテッド・パートナーシップ (family limited partnership) に移転した株式に対する議決権を個人は間接的に留保することができるという立場を取っている。次章ではエステート・プランニングで用いられる資産凍結とその手法に対する議会の対応を検討した後にファミリー・リミテッド・パートナーシップを分析することとしよう。

---

<sup>118</sup> 79 T.C. 1015 (1982).

## 第 6 章 資産凍結手法への連邦議会の対応とファミリー・リミテッド・パートナーシップの発展

### 第 1 節 はじめに

前章では信託に移転した資産に関して委託者が議決権等の経営権を留保した場合の取り扱いについて分析した。この問題に関して重要な裁判例は、「合衆国対バイラム<sup>1</sup> (United States v. Byrum)」であり、同判決以降、幾度かの租税法改正を経ても経営権の広範な留保が認められているということを示してきた。第 4 章の信託を用いた世代跳梁に関しては連邦議会は世代跳梁税の新設という厳格な立法で対応したのに対し、第 5 章の議決権の留保に関しては寛容な対応を示していることは興味深い。

本章では資産凍結を取り上げる。「資産凍結」というのはその具体例を第 4 章のデュポン家の事業承継スキームの考察の部分でも考察したが、エステート・プランニングにおいてよく用いられる手法である。このスキームに関しては 1980 年代後半に制度が数度に渡って改正され、連邦議会で数多の議論がなされている。一種の事業承継スキームへの議会の対応を考察するには良い題材と考える。資産凍結に関する法案が成立する背景やその後の改正にどのような背景を持つ連邦議員が関与してきたかを分析する。

その後にファミリー・リミテッド・パートナーシップによる事業承継への課税を考える。第 4 章で検討してきたように信託に関しては世代跳梁税の厳格化もあり、信託以外の手段をエステート・プランニングとして用いる納税者も増えてきている。その際注目されるのが制度としての柔軟性に優れるパートナーシップ制度である。パートナーシップ組織は、巨額の資金調達を資本市場から行うことが比較的容易な株式会社制度とは異なり、少数のパートナーから集めた資金を不動産に投資したり、もしくは会計や法律などの専門サービスを提供したりする場合に多く用いられる。このリミテッド・パートナーシップの利用が増えている理由は、資産の集権的な管理、資本の複数世代にわたる集約、所有権移転の単純化、債権者からの保護、遺言検認 (probate) の回避、そして資産税評価における評価額割引の可能性であろう。内国歳入庁はリミテッド・パートナーシップが利用される大きな理由は税制面の有利性にあると強調しているが、実際には同制度が持つ柔軟性の要素が大きい。

---

<sup>1</sup> 408 U.S. 125 (1972).

しかしパートナーシップ制度の柔軟性は事業承継の場面で納税者に有利に働くことは確かなのでその仕組みを分析する必要はあろう。そこで本稿ではパートナーシップを利用した事業承継税制について検討する。

## 第2節 2036条(c)項の制定と廃止に関わる議会の対応<sup>2</sup>

### 第1項 資産凍結

「資産凍結」というのは、エステート・プランニングにおいてよく用いられる手法である。ここではその定義を、「資産における将来の価値上昇を、譲渡人によって移転税の課税なしに譲受人に移転させる試み<sup>3</sup> (an attempt by a transferor to shift future appreciation in an asset to transferees without incurring a transfer tax)」としよう。渋谷論文に示されている、数種の株式を発行する会社を用いたスキームを用いて資産凍結の例を示すことにしよう。

「(a) まず、100万ドルの資産を保有する個人(A)を想定する。Aは、この資産を出資して会社(B社)を設立する。B社は、優先株式と普通株式をそれぞれ一万株ずつ発行する。優先株式は、額面を100ドルとし、優先配当額を6パーセント、会社解散時の優先清算額を100ドルとする。

このとき、もし優先株式の一株あたりの評価額が100ドルと認められれば、優先株式の価値だけで100万ドルに達するので、普通株式の価値は名目的なものとなる。従って、その普通株式を子(C)へ贈与しても、贈与税はほとんどかからない。そして、その後普通株式の価値が上昇すれば、その価値上昇分は無税で移転されたことになる。普通株式の価値上昇は、会社の高収益及びインフレの他、優先株式への配当の抑制による内部留保蓄積によってももたらされうる。<sup>4</sup>」

上記の例を基本形として、例えばある会社については親が優先株式を、子が普通株式を購入する等、応用は数多あり、エステート・プランニングが必要な家族のニーズに合わせるこ

---

<sup>2</sup> 本節に関しては、Gazur(1989)および渋谷(1994)を参考にしている。

<sup>3</sup> McDaniel, Repetti and Caron (2009) p.758.

<sup>4</sup> 渋谷(1994) 4・72-4・73頁。

が可能である。

この遺産凍結に関して、利用者が考慮すべきなのは、第一にプランニング時の贈与税課税を避けること、第二に死亡時における遺産税を極力低く抑えること、第三に自己の生存中は財産に対する管理・支配・享受の権限を実質的に維持することである。この第三の目的を達するために、資産凍結は第 5 章で検討したバイラムの事例のように信託を用いることが多い。

米国の遺産税に関しては、議会においてもインフレーションの程度と関係付けて議論されることが多いが<sup>5</sup>、この資産凍結の手法を用いるとインフレーションの効果は子や孫などの譲受人に引き継がれ、遺産税への影響はほとんどないことになる。また、遺産価値を固定する手段として、民間年金 (private annuities)、委託者留保持分信託 (Grantor-retained-interests trusts、GRITS) のような仕組みが入る場合もある<sup>6</sup>。資産の生前の移転を利用することによって、年長の世代は若い世代に所有権を移転でき、生涯にわたって経営権や、資産からの所得も留保でき、贈与税は移転時の資産の価値に対して課税されるなどこのスキームは利用価値が高い。

この資産凍結に対しては、後で検討する 2036 条(c)が制定される 1987 年以前は、前章で分析した 2036 条(a)項が資産凍結について規定していた。同条(a)項の下では、被相続人が資産における生涯の持分もしくは、資産の保有や享受する者を指名する権利を留保していた場合は、総遺産は移転された資産 (適切な対価を得た真実の売却以外のもの) の価値を含む、とされた。2036 条(c)項の制定の前は、事業の将来の価値の増加を子供に移転しながら、親が事業における固定持分の留保することは、2036 条(a)項によって、移転された資産の価値を留保された障害遺産として親の総遺産に参入されることはなかった。

## 第 2 項 2036 条(c)項の制定

### 第 1 国会での議論

資産凍結に関しては国会において 2036 条(c)項が制定される前にも議論されてきた。1977 年には上院の「課税および債務管理一般に関する分科会 (Subcommittee on

---

<sup>5</sup> 例えば「主な遺産税および贈与税の問題 (Major Estate and Gift Tax Issues)」と題された「1981 年 6 月上院公聴会」では、ワシントン DC の弁護士であるダン・シチュアート (Dunn, H. Stewart, Jr.) は、インフレーションの影響で 1956 年と 25 年度の 1981 年では税負担が 5 倍になっていると証言している。40-41 頁。

<sup>6</sup> Gazur(1989) pp.116-117.

Taxation and Debt Management Generally)」の公聴会<sup>7</sup>で資産凍結が話題になっているが、バージニア州の弁護士であるルイス・コステロ (Lewis M. Costello) 氏等の資産凍結の仕組みに関する説明に対し、共和党所属の上院議員 (オレゴン州選出) であるロバート・パックウッド<sup>8</sup> (Robert Packwood) は、「家族経営の事業にとっては、従業員が 400 人もしくは 500 人従事し、ひとりの人間には経営が難しいという場合に、税の支払いのために経営者が死亡した場合にその事業を売るしか選択肢がないというのは米国にとって健全な傾向とは言えない<sup>9</sup>」と否定的な見解を示している。同分科会議長で、バージニア州選出の上院議員 (無所属) であるハリー・バード・ジュニア (Harry F. Byrd, Jr.) も「国会が中小企業もしくは中小農家を大企業と合併せざるを得ないような租税法を制定する場合はより適切な証明が必要である」としながら、「米国には現在、非常に多くの大企業が存在し、米国の大きな問題は我々が大きな政府、大きな労働組合、そして大企業の結合体 (combination) であるということである。それにも関わらず租税法は中小企業を大企業に売却するよう強いている。我々が望むこと、租税改革のあり方とは、違う道である<sup>10</sup>」とロバート・パックウッド上院議員と同じ考えを示している。

しかしその後の米国政府の財政状態の逼迫が状況を変化させている。1987 年の国会は歳入の拡大を図るため、大衆の抗議を受けずに導入できる財源を探し始めていた。資産凍結の禁止はそのような財源のひとつと考えられたといえよう。ワシントンポスト紙によると 1987 年の上院予算委員会 (Senate Finance Committee) は、「予想外の速さ<sup>11</sup> (unexpected speed)」で 1987 年法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1987) を審議したと報じている。同紙によると、予算委員会議長の民主党ロイド・ベンツェン

---

<sup>7</sup> 1976 年の税制改革法によって提起された遺産税および贈与税に関する問題を議論する公聴会である。(Estate and Gift Tax Problems Arising from the Tax Reform Act of 1976: Hearing before the Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally of the Committee on Finance, United States Senate, Ninety-Fifth Congress, First Session, July 25, 1977)

<sup>8</sup> 彼は 1985 年から 1987 年まで、および 1995 年に上院予算委員会 (Senate Committee on Finance) の議長に就任し財務分野で重きをなすに及んでいる。しかし 1995 年に自らの不祥事から議員を辞職することになる。

<sup>9</sup> 「1977 年 7 月上院公聴会」30 頁。

<sup>10</sup> 「1977 年 7 月上院公聴会」31 頁。

<sup>11</sup> 1987 年 12 月 4 日付ワシントンポスト紙。

(<http://www.washingtonpost.com/archive/politics/1987/12/04/senate-panel-swiftly-passes-tax-package/a1c25687-017f-4fcf-80cd-1db4547bfc34/>から平成 27 年 9 月 5 日引用。)



(Lloyd Bentsen) 上院議員 (テキサス州) は同法案を「可能な限り痛みの少ない<sup>12)</sup>」法案であるとしているが、これは遺産凍結への課税強化のような制度が一部の富裕層のみに関係している法律であることを物語っている<sup>13)</sup>。また当時の米国議会の情勢について触れておくと、1986年の国会議員選挙の結果、下院では民主党が258議席、共和党が177議席、上院も民主党55議席、共和党45議席と議会においては民主党の勢力が強い状態にあった。そのような状況が富裕層を対象とした課税強化の制度をもたらしたことは否定できない。この2036条(c)項を含む同法案は結局、当時の共和党ロナルド・レーガン大統領によって同年12月22日に署名、成立している。しかし後に述べるように2036条(c)項の制定に関わる拙速な対応が直後に大幅な改正を必要とする事態を招くのである。

## 第2 内国歳入庁での議論

長年に渡って内国歳入庁は資産凍結を遺産税の仕組みの悪用であると指摘してきたが、裁判所は、当該移転は2036条(a)項に定める「留保された生涯遺産 (retained life estate)」の範囲外に位置するという考えを支持してきた。例えば、1987年に示された「ボイキンの遺産<sup>14)</sup> (Estate of Boykin)」の裁判例においては、租税裁判所は、親が子供のために、議決権のない普通株式を留保しながら議決権付き普通株式を信託に移転される資本再構成を2036条(a)項に違反しないと判示している。しかしながら「ボイキンの遺産」の裁判例以後は、2036条(c)項の制定により、「留保された生涯遺産 (retained life estate)」の定義を広めることになった。

2036条(c)項の制定の沿革を検討すると、この2036条(c)項の制定の目的は優先株式を用いた資本再構成の手法に課税をすることを主目的とするもの<sup>15)</sup>である。にもかかわらず、エステート・プランナーは、2036条(c)項の規定が不明確なため優先株式を用いた資

---

<sup>12)</sup> 1987年12月4日付ワシントンポスト紙。

(<http://www.washingtonpost.com/archive/politics/1987/12/04/senate-panel-swiftly-passes-tax-package/a1c25687-017f-4fcf-80cd-1db4547bfc34/>から平成27年9月5日引用。)

<sup>13)</sup> 但し資産凍結に対する課税の項目はペンシルバニア州選出の民主党下院議員であるウィリアム・グレイ・3世 (William H. Gray III) の提案である。(H.R. 3545, 100<sup>th</sup> Congress.)

<sup>14)</sup> 53 T.C.M. (CCH) 345 (1987). なお1986年の国会議員選挙の結果、下院では民主党が258議席、共和党が177議席、上院も民主党55議席、共和党45議席と議会においては民主党の勢力が強い状態にあった。

<sup>15)</sup> House of Representatives, 100<sup>th</sup> Congress, 1<sup>st</sup> Sess. Report 100-495, p.996.

本再構成策の他の手法に影響があるか否か確かではなかった。1987年制定の2036条(c)項<sup>16</sup>は次の通り規定されている。

2036条(c)項(1) :

(a)項の目的のために、(A) ある者が企業において実質的な持分 (substantial interest) を有していた場合、そして(B) その者が1987年12月17日より後に、企業からの所得もしくは企業における権利 (rights) の相当に大きな割合を留保しながら、企業におけるその者の持分の価値上昇する可能性を有する相当に大きな割合の資産を実質的に移転 (in effect transfers) する場合は、留保した持分の留保は、移転した資産の享受の留保に当たると考えられる。

2036(c)(1):

For the purposes of subsection (a), if (A) any person holds a substantial interest in an enterprise, and (B) such person in effect transfers after December 17, 1987, property having a disproportionately large share of the potential appreciation in such person's interest in the enterprise while retaining a disproportionately large share in the income of, or rights in, the enterprise, then the retention of the retained interest shall be considered to be a retention of the enjoyment of the transferred property.

そして続く2036条(c)項(3)(A)は「実質的な持分 (substantial interest)」を「当該企業における議決権もしくは所得、または両方を直接的もしくは間接的に10パーセント以上」有するものと定義していた。そして内国歳入法の中では規定されなかったが、1987年のコンファレンス・レポート (Conference Report) では、同項の「権利 (rights)」には「議決権、変換権 (conversion rights)、清算権 (liquidation rights)、ワラント (warrants)、オプション (options) そして他の価値に関する権利」を含むとしている<sup>17</sup>。同レポートには「企業 (enterprise)」に関しても「所得もしくは利益を生む可能性がある事業または他の資産」として定義している<sup>18</sup>。しかしこの定義の設定は時を置かずに混乱を招くことになる。とい

---

<sup>16</sup> 26 U.S.C. 2036(c) (1987).

<sup>17</sup> House of Representatives, 100<sup>th</sup> Congress, 1<sup>st</sup> Sess. Report 100-495, p.996.

<sup>18</sup> Id at p.996.

うのはほとんどのものが「企業」と考えられることができるからである。例えば人は現金の保有することを「企業」とすると議論することも可能である。というのは現金というのは「所得もしくは利益を生む可能性がある資産」であるからだ。にもかかわらず内国歳入庁は、通知（Notice）89-99において、個人の資産が所得や利益を発生させようとも、事業および投資の観点が個人的な利用の観点よりも優っていない限りは、国会はこの種類の資産を「企業」ではないとしている<sup>19</sup>。従って住居や生命保険などの個人的な利用の資産は「企業」とは考えられないであろう。通知の中に現金の取り扱いについて言及しないことにより、内国歳入庁は現金を「企業」と考えることができる可能性を残しておいたのである。その使用方法により、事業および投資の観点で現金の個人的な利用を優先する場合もあるかもしれない。

また「実質的に移転（in effect transfers）する」という表現もまた混乱を招いている。多くのエステート・プランナーは、(c)項におけるこの文言は、2036条(a)項における「移転した（made a transfer）」という文言よりもより広いと考えた。というのは(a)項における文言は実際の移転を意味しているが、(c)項は実質的な移転のみで良いとしているように見えたのである<sup>20</sup>。

資産凍結のほとんどを排除する他に、2036条(a)の下で認められた家族の一員へ真正の売買が行われた場合の例外を認めないことにより同族企業（family business）を衝撃を与えている。同規定は家族の一員として、移転者の配偶者、直系の卑属、父母または祖父母、そして配偶者の同様な立場にいる個人を定義している<sup>21</sup>。従って同規定の下では、子供が独立したファンドの金銭によって購買し、当該持分に対して適切な金額を全額支払ったとしても、当該資産は親の総遺産に含められなければならない<sup>22</sup>、ということになる。

2036条(c)項の制定において、国会は事業における相当な割合の移転が、移転時の評価が低いために遺産税が課税されないことに関心が関心を持っていた。低評価は、親が移転した資産の価値を公正な市場価値より低く申告する場合か、または親と子供の間で固定価格で資産を売却するという長期間の契約が存在する場合に起きる可能性がある。低評価は、持分を評価するに際して移転者が内国歳入庁の試算表において誤った価値選択をした

---

<sup>19</sup> IRS Notice 89-99, 1989-38 C.B. 4.

<sup>20</sup> コンファレンス・レポートには「移転には、その実現に際して採用される手段や方法に関わらず、資産が他へ移転する全ての取引を含むが、しかしそれに限定するものではない」と説明されている。House of Representatives, 100<sup>th</sup> Congress, 1<sup>st</sup> Sess. Report 100-495, p.996.

<sup>21</sup> 内国歳入法 2036条(c)項(3)(B)。

<sup>22</sup> 内国歳入法 2036条(c)項(2)。

場合にも起こりうるのである。

更に国会は、資産が一旦移転した後に親もしくは子供が権利の行使を実行する、もしくは実行しないことによって富が親から子供へ無税で移転することを支持している。配当、議決権、または清算権等を実行しないことにより、親は遺産税や贈与税を課されずに子供の持分を増やすことができる。例えば優先株式を用いた資本再構成においては、親は優先株主には配当を支払わないことを選択することによって富を子供に移転できたのである。つまり配当金を支払わないことにより会社は若い世代へ利益を蓄積できるということである。また親は子供に対して資産を蓄積させる議決権、清算権、または転換権の行使、不行使を通じて富を移転することができる。

最後に国会は、年長の世代が事業における相当の所得持分を留保した場合に、原則として当該個人は「全企業に関する利益の享受を留保」していることに関心を示している。従って、当該規定は親の持分の移転は、死亡時に全ての資産が親の総遺産に含められて初めて完成すると見ていた。

### 第3項 1988年改正

上記のように1987年法では2036条(c)項の趣旨に関して不明確の部分があったので、エステート・プランナー達は当該条項適用のための詳細な追加規定を求めた。国会もその要望に応え、2036条(c)項の明確な取扱いを規定した1988年法(1988 Technical and Miscellaneous Revenue Act)を制定した。国会は2036条(c)項には適用されないであろう新しいセーフ・ハーバー・ルールを制定した。同法はまた2036条(c)項の適用を明確にする新しい規定も含んでいる。

国会は1988年法に(c)項が適用されない5つの例外を含ませている<sup>23</sup>。その5つとは、適格債務(qualified debt)、開業債務(start-up debt)、商品およびサービスの売買もしくはリース契約(agreements for the sale or lease of goods and service)、公正な市場価値にて資産を売買するオプションおよび契約(options and agreements to buy and sell property at fair market value)、所得持分の適格信託(qualified trust income interests)である。最初はエステート・プランナーはセーフ・ハーバー・ルールが厳密に適用され、他の取引は、重要な違いがなくても2036条(c)項が適用されるのかに関心が持たれた<sup>24</sup>。しか

<sup>23</sup> 26 U.S.C. § 2036(c)(6), (7)(A), (7)(D) (1989).

<sup>24</sup> 内国歳入庁通知(Notice) 89-99, 1989-38 C.B. 4, 11.

し内国歳入庁はセーフ・ハーバー・ルール適用対象ではない他の取引を具体的に規定するのではなく、2036条(c)項の範囲内に当たる取引であるかどうか決定するそれぞれの事例の事実や状況を個別に考慮するような姿勢を取るようになってきている<sup>25</sup>。

このように1987年法により制定され、1988年法によって洗練されてきた資産凍結への課税制度であるが、その制度を廃止すべきであるという声は直ちに議会に届いている。これに対して1989年5月17日の上院予算委員会(Senate Finance Committee)で、財務省税制顧問(Treasury Tax Legislative Counsel)のダナ・トライアー(Dana Trier)は「現時点での同項の廃止は、深刻な歳入不足を発生させる」として2036条(c)項の廃止に否定的な意見を述べている<sup>26</sup>。このトライアーの意見に対して同委員会議長の民主党ロイド・ベンツェン(Lloyd Bentsen)上院議員(テキサス州)は「我々は内国歳入庁に指標を求めるビジネスマンやエステート・プランナーを見てきた。内国歳入庁には多くの専門家がいるはずである。我々は助言を求めている。」と不満を示している<sup>27</sup>。ベンツェン上院議員は2036条(c)項制定時の上院予算委員会議長でもあるのだが、「ビジネスマンやエステート・プランナー」が抱く制度の複雑さへの不満も廃止を検討する材料になったのは間違いなからう。

#### 第4項 国会における2036条(c)項の廃止の議論

1990年には廃止を検討する公聴会が上下両院で開かれている。まず1990年4月24日の下院歳入委員会における公聴会において、議長であるイリノイ州選出民主党下院議員ダン・ロステンコウスキ<sup>28</sup>(Dan Rostenkowski)は、資産凍結に関する課税は「同族企業(family business)に対してより根本的であり重要な問題を引き起こす可能性がある。しかし、反面、資産凍結に関する法律がなければ連邦遺産税および贈与税は洗練されたタックス・プランナーにより任意課税(voluntary tax)となる危険性が高い<sup>29</sup>」と指摘し、公聴会の目的を「連邦遺産税および贈与税の実効性(integrity)を保ちながら中小の同族企業の懸念を取り払う中庸の策(middle ground)の存在を探ること<sup>30</sup>」であるとしている。

<sup>25</sup> 内国歳入庁通知(Notice) 89-99, 1989-38 C.B. 4, 11.

<sup>26</sup> Tax Notes, May 22, 1989, p.926.

<sup>27</sup> Id at p.926.

<sup>28</sup> 1981年から1994年まで下院歳入委員会議長を務めた。同分野の実力者とされたが、その後、汚職事件で服役することになる。

<sup>29</sup> 「1990年4月下院公聴会」34頁。

<sup>30</sup> 「1990年4月下院公聴会」34頁。

しかし同公聴会においては中庸の策の議論というより 2036 条(c)項を廃止すべきであるとする意見が大勢を占めている。テキサス州選出の共和党下院議員ビル・アーチャー<sup>31</sup> (Bill Archer) は、2036 条(c)項が過度に同族企業の事業継承を阻害している事実に加え当該租税法の複雑さを指摘している。そして簡易 (simplification) な課税方法をとることに努力を傾けるべきであると主張している<sup>32</sup>。

また同じ公聴会の中でアイダホ州選出である共和党上院議員のスティーブン・シムズ (Steven Symms) は「同族企業はひとつの世代から次の世代へ引き継がれるものである。若い世代は当該事業において、いかに事業を伸長させ成功させるかを学びながら成長するのである。若い世代および年長の世代、双方の人生の中のある時点で『松明をリレー (pass the torch)』することが適当であろう。年長の世代の退職金は事業の継続に依拠しているために、退職金の源泉である所有持分を留保するのである。ワーキング・キャピタルを持つという全ての事業の必要性により、ほとんどの期間、引退した家族は蓄積した蓄えを事業から取り出すことを不可能にしている。それにも関わらず、その期間において年長の世代の遺産税は当該事業に付随しているのは良いことではない。<sup>33</sup>」と 2036 条(c)項を否定的に解釈し、「我々の正義や構成といった基本的な概念を毀損するものである<sup>34</sup> (It is violation of our basic concepts of justice and fairness.)」と主張するまでの強い反対意思を示している。

下院の公聴会から 2 ヶ月後には上院でも公聴会が開催されている。サウス・ダコダ州選出の民主党上院議員であるトーマス・ダシュル (Tomas Daschle) は法律が複雑であることを指摘し、代替案を採用するにしてもより簡易な法律にすべきであると指摘している<sup>35</sup>。デラウェア州選出の共和党上院議員であるビル・ロス<sup>36</sup> (William V. Roth, Jr.) は、「資産を子供よりも他人に渡すことが簡単になるような法制は行き過ぎである」と主張しながらも「巧みな実務家により将来に悪用されるような道を残すような改正はすべきではない」とも指摘している<sup>37</sup>。また、オクラホマ州選出の民主党上院議員はディビット・ボ

---

<sup>31</sup> アーチャー議員は 2036 条(c)項廃止への努力により 1989 年に米国中小企業評議会 (Small Business Council of America) から 1989 年議会賞 (Congressional Award) を受けている。同議員は同項廃止のために同年廃止法案 (H.R.60) を提出し 58 名の賛同者を得ている。Tax Notes, June 5, 1989, p.1293.

<sup>32</sup> 「1990 年 4 月下院公聴会」34-35 頁。

<sup>33</sup> 「1990 年 4 月下院公聴会」51 頁。

<sup>34</sup> 「1990 年 4 月下院公聴会」51 頁。

<sup>35</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」2-3 頁。

<sup>36</sup> 年金プランであるロス IRA (Roth IRA) の創設者としても有名である。

<sup>37</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」3 頁。

レン (David L. Boren) は、この 2036 条(c)項を「現在の米国で中小企業が直面する最も重要な問題のひとつ<sup>38</sup> (one of the most severe problems facing small businesses in the country today)」と判断し、積極的に発言している。彼は現行の規定では「大企業が中小企業を合併する傾向をほとんど強制している。いくつかの事例では、過大な遺産税の負担により中小企業は店を閉じ、多くの失業者を輩出している<sup>39</sup>」と分析し、これを地方のコミュニティの維持の問題であると指摘している。つまり、「電話会社、小さな家族農場、そして中小企業のような小さなコミュニティに関して言うと、事業を次の世代に引き継ぐことは小さな街や田舎のコミュニティにおいては普通の出来事である。それは正にコミュニティを存続させ維持させることなのである。<sup>40</sup>」と都会ではなく地方のコミュニティの社会問題であると指摘している。確かにこれまで検討してきた議員の主張は、ニューヨーク州やカリフォルニア州などの都市部の議員よりもより地方の州の議員によってなされたものが多い。ボレン議員によるとオクラホマ州やダシュル議員の地元であるサウス・ダコダ州のような小さなコミュニティからは 500 万人程度が既に流出したという<sup>41</sup>。

また 4 月に下院で発言したアイダホ州選出である共和党上院議員のスチーブン・シムズ (Steven Symms) も再度発言し、「遺産税は通常の家族間の取引を阻害し、米国民の希望や夢に対する障害である。<sup>42</sup> (I think estate taxes discourage normal interfamily transaction and stand as a barrier to the hopes and dreams of the American people.)」とまで語っている。

これらの批判を受けて 1990 年には 2036 条(c)項は廃止され、その代替策として新たに第 14 章 (Chapter 14) を設定し、その中に特別評価ガイドライン (Special Valuation Guidelines) を定めている。この第 14 章については後のファミリー・リミテッド・パートナーシップ (Family Limited Partnership) の節で詳述する。

### 第 3 節 国会における立法パターン

上記の国会における議論を踏まえて米国における遺産税および贈与税の立法の態

---

<sup>38</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」4 頁。

<sup>39</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」4 頁。

<sup>40</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」5 頁。

<sup>41</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」5 頁。

<sup>42</sup> 「1990 年 6 月上院公聴会」6 頁。

様を整理していこう。

コロラド大学教授のウェイン・ガズール (Wayne M. Gazur) 教授は、1989年に資産凍結への課税に対する国会の対応を分析している。ガズール教授は、遺産税および贈与税の態様は、「パッチワークの修正<sup>43</sup> (patchwork amendments)」のようなものであると指摘している。そしてその課税構造が複雑であるのは、対象となる納税者や課税そのものに対して不公平な運用を行った結果が一因であるという。また資産移転税条項に関する混乱のいくつかは、不適切な制度化を急いだが故に発生したのであった。最近の資産移転税の分野における国会の努力も同様の性急さにさらされることになった。法文を頻繁に、しかし専ら技術的な文章の改正を繰り返すのは、所得税において最も良く見られる制度の「増分主義 (incrementalism)」を反映したものとも考えられる。

「増分主義」は第2章においても取り上げているが、ガズール教授は、ウiskonシン大学マディソン校の著名な政治学者であるジョン・ウィッテ (John F. Witte) 教授による所得税に関する1985年の著書『連邦所得税に関する政治学と発展 (The Politics and Development of the Federal Income Tax)』に示されたこの「増分主義<sup>44</sup>」という概念と対比させて資産凍結の課税制度の変遷を論じている。ウィッテ教授は所得税の発展について一定のパターンがあると主張しているが、その最も特徴的な事象が「増分主義」である。『新訂版現代政治学事典』によるとこの「増分主義」は、「決定を、これまでの状態を前提として、それと相違する部分ないし現状に対する増分 (increments) に着目しておこなおうとする点に特徴<sup>45</sup>」があると言う。ウィッテ教授は所得税の改正は、大規模な改革というよりも小規模な修正というべきである、として、「現時点においては、租税政策に関する意思決定は、増分主義のモデルの条件のほとんどを満たしている。その意思決定は、急進的な提案に関する検討にほとんど時間をかけずに、現存する体系において最低限の変化になっている。つまりそれは性格上、修正という色彩を帯びており、課税システムの範疇であろうとなかろうと一般的もしくは特定のニーズもしくは問題に対応するものである。イノベーションは過去の提案に基づくか、またはそのコピーである。そしてそこには調整のプロセスが継続して行われていると外見上見えるのである。というのは新しい価値と目的が導入され、または予期しない結果が現出するからである。これらの観点全てにおいて、所得税の構造は増分主

---

<sup>43</sup> Gazur(1989) p.99.

<sup>44</sup> 「増分主義」の概念が最初に紹介されたのはイェール大学のリンダブロム教授らの著書 (Dahl and Lindblom(1953)) である。

<sup>45</sup> 大学教育社(1998) 62頁。



義のプロセスに良く合致するのである<sup>46</sup>。」と指摘し、増分主義の範囲で議論している。

遺産税の分野におけるこの「増分主義」の例としては、1976年法および1981年法（Economic Recovery Tax Act of 1981）による遺産税の改正で歳入の著しい不足を生じさせたのを、1987年法と1988年法（The Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988）によって僅かな歳入増をもたらしたというような事をあげられるかもしれない。しかし、カズール教授は、「所得税とは異なり、資産移転税の適用は少数の人間にしか適用されなく、生前の贈与または複数の世代跳梁移転の場合を除いては、一度しか課税されないの

で更に注目を引かない。<sup>47</sup>」ことを理由に「現時点の資産移転税システムに対する根本的な変化は急進的すぎる<sup>48</sup>」と指摘し、「増分主義」ではなく急進的な色彩を浴びていると考えているようである。これは第2章で紹介した筆者の考えと同意見である。また既述のように資産凍結への課税を定めた1987年法の審議においてロイド・ベンツェン予算委員会議長が同法案を「可能な限り痛みの少ない」法案であるとしているが、これは資産凍結への課税のような制度が一部の富裕層のみにしか関係しない場合には、突然課税対象となるということである。更に、我々は既に2010年の遺産税廃止および復活の経緯を承知しているわけであるが、遺産税はその時々

の世論や財政状態により課税されたりされなかったりという所得税における「増分主義」とは全く異なる急進的な課税パターンを取ることになるという特徴が存在するのである。

資産凍結への課税に関する国会の立法パターンとしてのもうひとつの特徴は、資産凍結への課税廃止は民主党や共和党と言った党派を超えた合意がなされているということである。確かに1986年の税制改正時の時のように所得税の課税ベースの算定において、その源泉にかかわらず課税目的としては同様に扱うことにより税の公平を改善することに関心があった民主党は、財政逼迫の状況において資産凍結に関し、増税の立場を取ったけれども、その後の議論においては共和党の議員と異なるところは見当たらない。

また2036条(c)項に反対する議員の選出地域の特徴も指摘できる。1990年4月24日の下院歳入委員会における公聴会で、同族企業の承継を主張した共和党上院議員のスチーブン・シムズ（Steven Symms）はアイダホ州選出であり、また1990年6月の上院公聴会で地方のコミュニティ維持の問題を取り出した民主党上院議員であるディビット・ボレ

---

<sup>46</sup> Witte (1985) p.247.

<sup>47</sup> Gazur(1989) p.100.

<sup>48</sup> Id at p.100.

ン (David L. Boren) はオクラホマ州選出と田園地帯の州選出議員である。第 2 章で指摘した 3 つの特徴がここでも確認できるのである。第 4 章で分析したデュポン社は大企業であり、その創業一家のような富裕層が利用している世代跳梁のための信託のような場合は、連邦議会は厳しい対応を採るが、地方の中小企業や農業経営者が大きな影響を被る場合は、米  
国議会は彼らの利益を守ろうとする、という事だろう。

また第 2 章で紹介した、「タックス・サリエンス (Tax Salience)」と言う概念で資産凍結を整理しておく、その導入は上記の 1987 年法の審議においてロイド・ベンツェン  
予算委員会議長の発言のとおり、税の表示が消費行動などの市場の意思決定に影響を与えない、低い「市場・サリエント」を狙ったものであるといえる。しかし実際は制度の困難さ  
および中小企業経営への影響等により税の表示が如何に投票行動および政治のアウトカム  
に影響を与える「政治・サリエンス」が高かったわけである。この「市場・サリエンス」と  
「政治・サリエンス」の関係も第 2 章の遺産税の場合と同じことが確認される。

また前章で触れたように内国歳入庁は、1999 年にゼネラル・パートナーとして移  
転した株式の議決する能力を通してファミリー・リミテッド・パートナーシップ (family  
limited partnership) に移転した株式に対する議決権を個人は間接的に留保することがで  
きるという立場を採った<sup>49</sup>こともあり、最近では事業継承手段としてパートナーシップを用  
いる事例が増加している。2036 条(c)の後の規定である内国歳入法第 14 章の分析も併せて  
次にパートナーシップの節で議論したい。

#### 第 4 節 ファミリー・リミテッド・パートナーシップ

##### 第 1 項 ファミリー・リミテッド・パートナーシップ制度利用の背景

第 3 章で指摘した 1986 年の世代跳梁税の改正もあって、富裕層が事業承継の目的  
のために信託制度を利用するメリットが少なくなっている。その代替手段として 1990 年以  
降、企業経営者を含む富裕層はパートナーシップ制度に注目し、特にリミテッド・パート  
ナーシップを利用したエステート・プランニングが増えてきている。パートナーシップ組織は、  
巨額の資金調達を資本市場から行うことが比較的容易な株式会社制度とは異なり、少数の  
パートナーから集めた資金を不動産に投資したり、もしくは会計や法律などの専門サービ

---

<sup>49</sup> Tech. Adv. Mem. 1999-38-005 (Sept. 24, 1999).

スを提供したりする場合に多く用いられる。このリミテッド・パートナーシップの利用が増えている理由を租税専門の弁護士であるジョン・ソントン (D. John Thornton) は、資産の集権的な管理、資本の複数世代にわたる集約、所有権移転の単純化、債権者からの保護、遺言検認 (probate) の回避、そして資産税評価における評価額割引の可能性を指摘している<sup>50</sup>。ソントンによると内国歳入庁はリミテッド・パートナーシップが利用される大きな理由は税制面の有利性にあると主張しているが、実際には同制度が持つ柔軟性の要素が大きいとしている<sup>51</sup>。つまり後継者の放漫経営等を防ぐには、経営権を留保すると有効であるが、そのためにはこのリミテッド・パートナーシップ制度が有効であるということである。しかしパートナーシップ制度の柔軟性は事業承継の場面で納税者に有利に働くことは確かなのでその仕組みを分析する必要はあろう。そこで本稿ではパートナーシップを利用した事業承継税制について検討する<sup>52</sup>。

米国のパートナーシップで行われる事業は、我が国における民法上の組合<sup>53</sup> (以下「組合」と略す) 形態での事業と類似性が指摘される。高橋論文は我が国における関連当事者間の組合契約ないし共同事業から生じた所得と、その組合員間の自由な配賦による所得の帰属ルール潜脱の問題に対する立法的対処法を考察している<sup>54</sup>が、その問題は事業承継の場面でも生じるものである。

また我が国の医療法人も米国のパートナーシップと似たような形態を採ってきたといえるだろう。数名の出資者が持分を保有し、医療組織を運営してきた。しかし高齢化による医療費の高騰もあって、最近、我が国では医療制度の改正が度々なされている<sup>55</sup>。特に平成 18 年の医療法の改正は、将来の医療法人の方向性を「持分なしの医療法人」という形態へと導くことになっている。しかし、現在でも医療法人の圧倒的多数は「持分ありの医療法人」であり、平成 26 年における厚生労働省の調査では 80%以上が依然「持分ありの医療

---

<sup>50</sup> Thornton(2005) p.19-2. ニューヨーク大学租税研究所 (NYU Institute on Federal Taxation) の季報には、「ファミリー・リミテッド・パートナーシップ：継続される経験談 (Family Limited Partnerships: The Continuing Saga)」という題で、弁護士のジョン・ソントン (D. John Thornton) やジョン・ポーター (John Porter) などの実務家が、継続的に論文を発表している。本節および次節は、Thornton(2005)および Bittker, Clark and McCouch(2005) pp.318-322. を参考にしている。

<sup>51</sup> Thornton(2005) p.19-2.

<sup>52</sup> 米国のパートナーシップ税制を扱った論文としては、平野 嘉秋(1993)、須田徹 (1994)、高橋 (2008) などがある。

<sup>53</sup> 民法 677 条以下。

<sup>54</sup> 高橋 (2008) 323 頁-346 頁。

<sup>55</sup> 医療法人制度の沿革については、品川 (2013) に詳しい。

法人」社団である<sup>56</sup>。そのような中、現行の出資持分の評価のあり方や医療法人に関する事業承継税制のあり方について疑問を呈する研究者も多い<sup>57</sup>。「持分ありの医療法人」において持分を有する医師をゼネラル・パートナー、そうでない持分保有者をリミテッド・パートナーと考えることもできよう。

なお、経営のガバナンスの構造として、信託を利用した場合は、株式の受託者が経営権に関しても受託し、会社の運営を行うのに対し、パートナーシップを利用した場合は、ゼネラル・パートナーが経営権を取得し運営を行うという点で大きく異なることに留意する必要がある。

## 第2項 移転した株式の議決権の留保

1976年に国会は前章で分析した「合衆国対バイラム<sup>58</sup>(United States v. Byrum)」の判決を無効にする法律を制定した。1978年に改訂されたこの「反バイラム」の規定は現在、内国歳入法 2036 条(b)として施行されている<sup>59</sup>。この規定は 2036 条(a)(1) の目的のためには、被相続人の「被支配会社の株式の議決権を行使する権利の留保は、移転した資産の享受の留保と考えられている。」ここで「被支配会社 (controlled corporation)」とは、移転後において、または死亡前 3 年以内に何時でも被相続人が保有している会社、または「全ての種類株の議決権の合計」の少なくとも 20%の議決権を持っていることをいう。被相続人が受託者として議決権を保有していた場合や、もうひとりの人物と併せてのみ議決行使できる場合は 2036 条の適用を受けることになる。

内国歳入法 2036 条(b) は被相続人が議決権を「直接的もしくは間接的」に留保していた場合に適用される。例えば、被相続人が株式を信託に移転し、当該信託は被相続人の指示に従い議決権を行使した場合、その受託者の議決権は被相続人に属すると推定される<sup>60</sup>。しかしながら被相続人は「単に親戚が議決権を行使した受託者であった」ということで信託における株式の議決権を留保したと取り扱われることはない<sup>61</sup>。

---

<sup>56</sup> 厚生労働省「種別医療法人数推移」平成 26 年 3 月 31 日現在。49,498 の内 41,476 が「持分ありの医療法人」社団である。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/houzinsuu04.pdf>

<sup>57</sup> 例えば、品川 (2013)。

<sup>58</sup> 408 U.S. 125 (1972)。

<sup>59</sup> 内国歳入法 2036 条(b)は、1976 年 6 月 22 日から後の移転に対して適用される。

<sup>60</sup> Rev. Rul. 80-346, 1980-2 C.B. 271.

<sup>61</sup> S. Rep. No.745, 95<sup>th</sup> Cong., 2d Sess. 90 (1978). ある者 (A としよう) が企業の議決権

### 第3項 ファミリー・リミテッド・パートナーシップの利用

2036条は、被相続人が非公開株式の議決権付き株式を留保したバイラムの事例のような移転には適用されるけれども、バイラムの事例の原理を分析すると2036条(b)によってカバーされない状況もありうるということがわかるのである。つまりその条文を分析すると、2036条(b)は支配されている会社における株式の移転に対してのみ適用されるということに注意する必要がある。つまり同条はパートナーシップの持分の移転に対しては適用されない。ここで、親が自分が死亡するまでパートナーシップの支配権を留保する場合には、ファミリー・リミテッド・パートナーシップ (family limited partnership) において富は被相続人(親)から相続人(子供)へ課税されずに移転される、という可能性について注目が集まったのである。

例をあげて分析しよう。被相続人(親)の持分が99%のリミテッド・パートナー、相続人(子供もしくは子供の保有する組織)の持分が1%のゼネラル・パートナーと言うファミリー・リミテッド・パートナーシップを親子で創設したとしよう。つまり親子はそれぞれパートナーシップにおけるそれぞれの持分に応じた資産を拠出する。市場性の欠如と支配の欠如を理由に、被相続人(親)は資産を著しく低い価値のリミテッド・パートナーシップ持分と交換したけれども、租税裁判所はパートナーシップの組成は資本勘定が適切に維持されて資本が一人のパートナーから他のパートナーへ移行しない限りは、課税対象の贈与とはならないと判示している<sup>62</sup>。この判断は、被相続人(親)は完全には提供した資産の占有や支配を放棄しないから、完全な贈与というものは存在しないという考えに基づいているのであろうか、または被相続人(親)は提供した資産に見合うだけの金銭的な対価を受け取っているという調査に基づいているのであろうか。この見極めというのは死亡時にリミテッド・パートナーシップ持分を持っている被相続人(親)に対する遺産税の課税対象額を決める上で重要である。もし被相続人(親)がパートナーシップ創設の時に完全な贈与を避けるために、十分な占有や支配を留保した場合、死亡時に同じ持分や権利を保有した時に

---

付き株式および議決権なし株式の全てを保有しているとしよう。Aは議決権なし株式を取り消し不能信託に持分や権限の留保なしに移転し、死亡するまで議決権付き株式の保有を通して企業の支配を行った。2036条の解釈上、議決権なし株式はAの総遺産に含まれるであろうか。答えは含まれない。その理由は移転した株式に対して議決権を持っていないからである。Rev. Rul. 81-15, 1981-1 C.B. 457.

<sup>62</sup> Estate of Albert Strangi v. Commissioner, 115 T.C. 35.等を参照。

は 2036 条の下、その 99%のパートナーシップ資産は親の総遺産の中へ算入されるであろう。逆に被相続人（親）のリミテッド・パートナーシップ持分が提供した資産のすべての対価を構成した場合、その移転は 2036 条の例外の真正な売却に該当し、2033 条において総遺産に参入されるのはリミテッド・パートナーシップ持分の価値（つまり市場性欠如および支配欠如の割引後の値）のみの結果となる。

#### 第 4 項 ファミリー・リミテッド・パートナーシップへの課税例

いくつかの事例において、内国歳入庁は、被相続人がファミリー・リミテッド・パートナーシップに対して提供した資産享受の留保に際して 2036 条を適用し課税している。例えば 2004 年の「トンプソンの遺産対内国歳入庁長官<sup>63</sup> (Thompson's Estate v. Commissioner)」の事例においては、95 歳になる被相続人は 2 人の子供と共にリミテッド・パートナーシップを組成した。被相続人は、ほとんどが市場性のある株式からなる彼の資産をリミテッド・パートナーシップ持分と交換に拠出し、彼の日常生活を支えるのに十分な資産を留保しなかった。確かに実際のところは、そのパートナーシップは被相続人の日常生活費用（家族への贈与する資金の部分も含む）を賄い、また死後に遺産と遺産税を支払うだけの現金を獲得した。この事例に関して裁判所は、「一般的な遺言書 (general testamentary character)」の観点からは、暗黙の契約に従って被相続人は移転した資産の享受を留保したものであると推測した。裁判所はまた「2036 条(a) の意味において考慮すべき移転はなかった」と指摘し、当該移転は、パートナーシップが「適合する業務 (legitimate business operation)」を行っていない、また「課税外の利益 (nontax benefit)」も提供していないことから、真正の売買の例外には該当しない、と結論づけた。

同様な事例をいくつか挙げておくと、「ハーパーの遺産対内国歳入庁長官<sup>64</sup> (Harper's Estate v. Commissioner)」の事例では、「資産のプールまたは利益の見込みには何の変化もなければ、回りくどい「価値のリサイクル (recycling of value)」に他ならない。」と判示されている。また「レインチャーツの遺産対内国歳入庁長官<sup>65</sup> (Reichardt's

---

<sup>63</sup> Thompson's Estate v. Commissioner, 382 F.3d 367 (3<sup>rd</sup> Cir. 2004).

<sup>64</sup> Harper's Estate v. Commissioner, 83 T.C.M. (CCH) 1641 (220).

<sup>65</sup> Reichardt's Estate v. Commissioner, 114 T.C. 144 (2000). 同様の判決では「アブラハムの遺産対内国歳入庁長官 (Abraham's Estate v. Commissioner)」の事例など。Abraham's Estate v. Commissioner, 408 F.3d 26 (1<sup>st</sup> Cir. 2005), cert. denied, 547 U.S. 1178(2006).

Estate v. Commissioner)」の事例では、被相続人は資産の管理と配分の時期と額について排他的な支配を留保していた。つまり被相続人の住居及び他の資産のパートナーシップへの移転の後は「法的な権利以外は何も変化していない」。これらの判決は、2036条(a)(1)の下、被相続人の留保された享受を基礎に決定されたことに注意が必要である。被相続人がゼネラル・パートナーの場合は、2036条(a)(2)の下、受益権を支配する権利を留保していることを根拠として同じ結果を得られるのであろうか、またはバイラムの事例における理論は、被相続人の権利は受託者の義務によって十分に制限されており、実際のビジネスの要請は同条項の適用を妨げるということを示唆するのであろうか。この経営権に関する問いかけに関しては後ほど詳細に分析することになる。

他の事例において裁判所は、被相続人の資産のパートナーシップへの抛出が真正売却の例外の範囲内にあたるとして2036条の適用を拒否した。裁判例としてよく示される2004年の「キンベル対合衆国<sup>66</sup> (Kimbell v. United States)」の事例を紹介したい。

事実関係：

1998年1月に被相続人であるルース・キンベル (Ruth A. Kimbell) は息子と義理の娘と共に有限責任会社 (Limited Liability Company: 以下「LLC」と略す) である R.A. キンベル・マネジメント社 (R.A. Kimbell Management Co.) を設立した。被相続人は当該 LLC の50パーセントを保有し<sup>67</sup>、息子と義理の娘は残りの50パーセントを等しく保有していた。当該 LLC は所謂、経由経営型 (manager-managed) であり被相続人の子供が唯一の管理者として機能していた。当該 LLC が設立されて間もなく被相続人と LLC はテキサス州法に基づき R.A. キンベル・プロパティ (R.A. Kimbell Property Co., Ltd.) というリミテッド・パートナーシップを設立した。当該 LLC は当該パートナーシップの資本1パーセントにゼネラル・パートナーとして出資し、被相続人はパートナーシップの資産の99パーセントをリミテッド・パートナーとして出資した。パートナーシップが組成されて約2ヶ月後に、被相続人は96歳で死亡した。

この事例において、裁判所は家族のパートナーシップの取引は「偽装の贈与 (disguised gift)

---

<sup>66</sup> Kimbell v. United States, 371 F.3d 257 (5<sup>th</sup> Cir. 2004).

<sup>67</sup> 実際は彼女の取消し可能信託を経由して保有したのであるが、話の簡略上本稿では、すべての資産は彼女が個人的に保有したとする。

または見せかけの取引 (sham transaction)」ではないと判示した。同判決は、被相続人は自らが生活するのに十分な資産を留保しており、パートナーシップの資産と彼女自身の資産を混同することはなかったこと、パートナーシップを創設するに於ける必要な形式的要件は満たされていること、パートナーシップに抛出した資産は積極的な経営が必要とされる石油やガス関係の資産に対する持分が含まれていること、そして当該パートナーシップの組成には経営および資産保護に関する「課税以外の事業上の理由」が部分的に関係していること、を指摘している。そこで裁判所はパートナーシップへの移転は、適切で周到な考慮の下での真正売却であり、パートナーシップの資産を被相続人の総遺産から除くべきものであると結論付けた。キンベルの事例の裁判所は、次の判決文のように割引後の比例配分したパートナーシップ持分 (discounted pro rata partnership interest) と交換した資産の抛出は、適切な対価という考えを排除するものであると言う概念を退けた。

「現金または他の資産を、リミテッド・パートナーシップに於ける移転が制限された、非経営持分 (non-managerial interest) と交換するというビジネス上の意思決定は、購入した人物の経営能力や新しく購入したリミテッド・パートナーシップ持分をドルあたり 100 セントで売却するという能力の他に財務的な考察 (financial consideration) も関係している。そのような持分を購入する投資家は、経営者の専門性や安全性、資産管理、運用益そして個人の負債からの忌避などの利益を期待するのである。従って一方で投資家のお金によりリミテッド・パートナーシップ持分を適切な独立者間取引で購入することと、他方で、取得した資産が、支払った対価より低い金額である公正な市場価値、つまり取得時点での売却価格を有することを認めることは矛盾しない。これは古くから良く知られた形式の取引である。<sup>68</sup>」

---

<sup>68</sup> Kimbell v. United States, 371 F.3d p.266. 2003 年の「ストーンの遺産対内国歳入庁長官 (Stone's Estate v. Commissioner, 86 T.C.M. (CCH) 551 (2003).)」の事例では、被相続人による比例配分したパートナーシップ持分 (discounted pro rata partnership interest) の受領は、金額の違いにも関わらず、提供した資産の全ての対価となる。これは 2036 条(a) の文面である真正な売却の例外とは異なる議論である。またキンベルの裁判所が指摘する「財務的な考察 (financial consideration)」は、移転した資産と交換に受け取ったリミテッド・パートナーシップ持分との価値の差を埋め合わせる「金銭もしくは金銭価値における (in money or money's worth)」必要な対価に関して、および、その裁判所の説明は、当該交換は通常の事業取引 (ordinary business transaction) であって、その価値の差異に対する説明の要否に関しては、Hellwig (2003) に詳しい。



では、如何なる要素が 2036 条の例外である真正な売却の意味におけるパートナーシップの提供であるかを決定するにおいて考慮すべきであろうか。この点について 2005 年の「ボンガードの遺産対内国歳入庁長官<sup>69</sup> (Bongard' Estate v. Commissioner)」の事例で、租税裁判所は次のような基準で整理している。

「ファミリー・リミテッド・パートナーシップの上で、適切で十分な対価 (adequate and full consideration) の例外ための真正の売却とは、記録がファミリー・リミテッド・パートナーシップを創設するための、合法で重要な課税と無関係な理由 (legitimate and significant nontax reason) の存在を示し、移転者が、移転した資産の価値に対して比例配分したパートナーシップ持分を受け取った場合に発生する。その客観的な証拠は、課税以外の理由がパートナーシップを組成するに及んだ重要な要素であると示さなければならない。重要な目的は実際上の動機であって、理論的な正当性ではない。<sup>70</sup>」

この「合法で重要な課税と無関係な理由 (legitimate and significant nontax reason)」の要求は裁判所によって様々に解釈されてきた。パートナーシップが業務を積極的に行うこと、または投資活動を運用することは必要であろうか。例えば 2007 年の「ビッグローの遺産対内国歳入庁長官<sup>71</sup> (Bigelow's Estate v. Commissioner)」の事例では、パートナーシップへの移転は「業務目的 (business purpose)」を欠いており、裁判所は、遺産側から主張された目的である資産保護や所有権および経営権の統合というものを否定した。また、「レクターの遺産対内国歳入庁長官<sup>72</sup> (Rector's Estate v. Commissioner)」の事例では、パートナーシップは「資産の内容もしくは利益の傾向において変化は無かった」し、「合法的なビジネス (legitimate business) における投資というよりもエステート・プランに近い」位置づけであった。

またパートナーシップが、事業目的ではなく、専らパートナーの財務的およびエステート・プランニング目的を追求する目的で設立されたことで十分なのだろうか。2008 年の「ミロウスキーの遺産対内国歳入庁長官<sup>73</sup> (Mirowski's Estate v. Commissioner)」の事

---

<sup>69</sup> Bongard' Estate v. Commissioner, 124 T.C. 95 (2005).

<sup>70</sup> Id at p.118.

<sup>71</sup> Bigelow's Estate v. Commissioner, 503 F.3d 955 (9<sup>th</sup> Cir. 2007).

<sup>72</sup> Rector's Estate v. Commissioner, 94 T.C.M. (CCH) 567 (2007).

<sup>73</sup> Mirowski's Estate v. Commissioner, 95 T.C.M. (CCH) 1277 (2008).

例では、「投資の共同運営と子孫への移転は『合法で重要な課税と無関係な理由 (legitimate and significant nontax reason)』にあたる」としているが、反対に「エリクソンの遺産対内国歳入庁長官<sup>74</sup> (Erickson's Estate v. Commissioner)」では、パートナーシップはほとんどが、「被相続人のタックス・プランニングを助け、その家族を益することを意図した受動資産 (passive assets) の単なる集合体」であった。つまり重要な課税以外の目的がなく、パートナーシップは「資産への投資形態の変化のための手段に過ぎなく、単なる資産の入れ物である。」としている。

このパートナーシップの目的に関しては、いくつかの裁判においては、被相続人の独特な「投資哲学」が永続していれば十分とされている。これは例えば2005年の「シュットの遺産対内国歳入庁長官<sup>75</sup> (Shutt's Estate v. Commissioner)」では、「買って保有 (buy and hold) する哲学」であり、「ブラックの遺産対内国歳入庁長官<sup>76</sup> (Black's Estate v. Commissioner)」でも、同様に軽率な孫と潜在的な債権者から守るために買って保有する哲学であった。また、「ミラーの遺産対内国歳入庁長官<sup>77</sup> (Miller's Estate v. Commissioner)」では、株式のチャートに基づく積極的な売買戦略であった。これらはパートナーシップの目的の多様性を示すものであり、ジョン・ソントン (D. John Thornton) 弁護士等が指摘するパートナーシップ制度の柔軟性を示すものである。

## 第5項 パートナーシップの沿革と米国における定義

それではここでパートナーシップの概念等について整理しておこう。パートナーシップの概念は古く、紀元前のハムラビ法典まで遡れるという。その制度が古代ギリシア、ローマ時代を経て、中世ヨーロッパにおいて商業上重要な役割を果たし発展してきた。中世に入ると異国間の貿易はパートナーシップにより行われることが多くなり、パートナーシップに関する商慣習法 (law merchant) が発達した。その商慣習法が英国のコモン・ローの一部として採り入れられ、その地位を確立し、1890年には、英国でパートナーシップ法が制定されている<sup>78</sup>。

---

<sup>74</sup> Erickson's Estate v. Commissioner, 93 T.C.M. (CCH) 1175 (2007).

<sup>75</sup> Shutt's Estate v. Commissioner, 89 T.C.M. (CCH) 1353 (2005).

<sup>76</sup> Black's Estate v. Commissioner, 133 T.C. 309 (2009).

<sup>77</sup> Miller's Estate v. Commissioner, 97 T.C.M. (CCH) 1602 (2009).

<sup>78</sup> フランスを中心としたヨーロッパの組合の歴史に関しては山本桂一『フランス企業法序説』東京大学出版会 (1969) に詳しい。

パートナーシップに関する英国のコモン・ローは、米国のコモン・ローにおいても採り入れられた。1914年に米国で統一パートナーシップ法（Uniform Partnership Act）が制定<sup>79</sup>され、現在ではルイジアナ州を除く全州で採用されている。

本稿で特に取り上げるリミテッド・パートナーシップは、米国では1822年にニューヨーク州で初めて制定されている。このニューヨークの制度が他の州のモデルとなり、1916年には統一リミテッド・パートナーシップ法（Uniform Limited Partnership Act）が制定されるに至っている<sup>80</sup>。

統一パートナーシップ法では、パートナーシップを「2名以上の者が共同所有者として営利目的のために事業を遂行する団体である（A partnership is an association of two or more persons to carry on as co-owners a business for profit.）<sup>81</sup>」と定義している。従って非営利目的の団体はパートナーシップを創設することができない。またここで「者（persons）」とは、「個人、法人、事業信託、遺産、信託、パートナーシップ、団体、ジョイント・ベンチャー、政府、行政法人、行政代行機関、または他の法的もしくは商業的組織（an individual, corporation, business trust, estate, trust, partnership, association, joint venture, government, governmental subdivision agency, or instrumentality, or any other legal or commercial entity.）<sup>82</sup>」を言う。

## 第6項 パートナーシップの種類

米国パートナーシップの基本的形態は、ゼネラル・パートナーシップ（general partnership）とリミテッド・パートナーシップ（limited partnership）である。ゼネラル・パートナーは、運営（management）とパートナーシップ業務の行為（conduct of the partnership business）に参加する平等の権利を有しており<sup>83</sup>、パートナーシップの資産はパートナーシップを代理する場合しかパートナーは使用もしくは保有することはできない<sup>84</sup>。リミテッド・パートナーシップは、統一リミテッド・パートナーシップ法により「本法により、もしくは11章（転換または合併）または1206条(a)または(b)により、二名以上

<sup>79</sup> 最新のものは1997年に制定されている。

<sup>80</sup> 同法はその後、1976年、1986年および2001年に修正され現在に至っている。

<sup>81</sup> 統一パートナーシップ法101条(6)。なお、統一パートナーシップ法においてはパートナーとはゼネラル・パートナーのことである。901条(1)。

<sup>82</sup> 統一パートナーシップ法101条(10)。

<sup>83</sup> 統一パートナーシップ法401条(f)。

<sup>84</sup> 統一パートナーシップ法401条(g)。

で組成され、一名以上のゼネラル・パートナーと一名以上のリミテッド・パートナーによって構成される組織体である。<sup>85</sup> (an entity, having one or more general partners and one or more limited partners, which is formed under this [Act] by two or more persons or becomes subject to this [Act] under [Article] 11 or Section 1206(a) or (b). )」 と定義されている。

リミテッド・パートナーの権利に関しては、法は「リミテッド・パートナーはリミテッド・パートナーとしてリミテッド・パートナーシップのために活動し、または契約をなす権利を有していない。<sup>86</sup> (A limited partner does not have the right or the power as a limited partner to act for or bind the limited partnership. )」 と規定している。リミテッド・パートナーシップに関しては、経営・運営に関してはゼネラル・パートナーが行い、リミテッド・パートナーは現金もしくは資産の提供を行うのみである。

本稿は事業承継税制の中で特に経営権のことについて議論しているわけであるから、パートナーシップのガバナンス（統治機構）について触れておくと、上記のゼネラル・パートナーシップとリミテッド・パートナーシップの定義から考えて、経営権を有するのはゼネラル・パートナーだけであり、ゼネラル・パートナーが戦略策定を含むトップマネジメントの職務を行うのである<sup>87</sup>。そしてゼネラル・パートナーの持分の移転の場合に経営権の価値が評価されるのである。

## 第5節 ファミリー・リミテッド・パートナーシップにおける経営権の評価

支配しているゼネラル・パートナーの持分が評価される場合、その支配プレミアム（control premium）の問題が処理されなくてはならない。プレミアムは支配の欠如、または少数持分の割引とは反対の意味であり、支配価値というものが存在する場合はパートナーシップにおける持分の調整前の価値から上方に修正することが要求される。支配プレミアムの問題は通常、企業の多数派持分の評価において持ち出されてくるが、リミテッド・パートナーシップにおけるゼネラル・パートナーは多数派株主と同じ立場にあると考えられるので、リミテッド・パートナーシップにおけるゼネラル・パートナーの支配持分の評価は

---

<sup>85</sup> 統一リミテッド・パートナーシップ法 102 条(11)。

<sup>86</sup> 統一リミテッド・パートナーシップ法 302 条。

<sup>87</sup> 戦略の意義等は前章参照。

同じ概念が考慮されなければならない。

リミテッド・パートナー持分の評価における支配概念の考慮の必要性にも関わらず、適切に創設されたリミテッド・パートナーシップにおいて支配プレミアム、もしくは支配に付随した付加価値というのは存在しないのである。何故ならばパートナーシップ制度は人的な信頼関係によって成立している側面が存在するからである。ゼネラルまたはリミテッド・パートナー、またはその両方の所有者は、支配関係にあるとしても、その支配を第三者に移転する能力は有していない。支配しているパートナーによる移転が贈与であろうと死亡時に関わる評価事項であろうと、支配はパートナーから移転者へと効果的に移転はされない。州のパートナーシップ規定とパートナーシップ契約に基づいて、州法およびパートナーシップ契約の要求事項が、適正にパートナーシップ持分の譲受者がパートナーとして、もしくはパートナーの権利の持つ者として認められないという概念を打ち立てた場合は、移転された者が他のパートナーによってそれらが認められるまでは、譲受人持分以上のものが移転されない。この論理で行くとパートナーシップに 99 パーセントの持分を有するパートナーでさえも、残り 1 パーセントを保有しているパートナーがその譲受者をパートナーとして認める了解がなければ、第三者に対して経営権を及ぼすことはできない。

また第 5 章で検討した非公開会社の株式における経営権の評価と比較するとパートナーシップにおける経営権は、経営権の強さ・弱さにおいて評価に違いが出てくるという点が異なっていることに注意が必要であろう。これはパートナーシップ制度という形態自体が不動産投資等の限られた分野で多く用いられるからであると考えられるし、また、非公開会社と比較して同制度が事業継承に用いられるようになって歴史が浅いということも一因かもしれない。経営権の強さ・弱さを表すには支配 (Control) という語が適切と考えられており、この言葉がよく用いられる。次に裁判例を中心に具体的にその評価方法を検討していこう。

#### 第 1 項 支配プレミアム (Control Premium)

支配プレミアムは、単に持分がゼネラル・パートナーであるからといって付加されるものではない。つまり、その持分は多数派または支配しているゼネラル・パートナーの持分でなければならない。1990 年の「ニューハウスの遺産対内国歳入庁長官 (Estate of Newhouse v. Commissioner)」の事例で説明されたように「支配とは、保有している持分が原因で、株主が企業行動の指示や、経営者の選任、配当金額の決定、企業の資本構成の再編

成、そして清算、合併または資産売却の意思決定を一方的に行うことができることを意味する。<sup>88)</sup>のである。株式の50%より少ない所有者やゼネラル・パートナー持分はこの種類の「支配」を保有していなく、従って支配プレミアムの対象とするべきではない<sup>89)</sup>。経営判断に参加する能力だけでは十分ではなく、議決権付き株式の所有者またはゼネラル・パートナーの持分がこれらの権利を持つことになる<sup>90)</sup>。代わりに支配プレミアムは、持分の所有者が一方的にこれらの判断を行える場合にのみ認識されることになる<sup>91)</sup>。

リミテッド・パートナーシップの評価に関して、ニューハウスの裁判例における分析を用いると、ゼネラル・パートナー持分の所有者がそのパートナーシップを代表して一方的に行動する場合にのみ、支配プレミアムは認められる。多数のゼネラル・パートナーが存在し、どのゼネラル・パートナーも全てのゼネラル・パートナーの55%超を保有しない場合は、どのゼネラル・パートナーも支配プレミアムを持つことにはならない。

支配プレミアムが適用可能な場合として、1975年の「サルズベリーの遺産対内国歳入庁長官<sup>92)</sup> (Estate of Salsbury v. Commissioner)」の事例において裁判所は、プレミアムとは「一般的に、支配している株式の集まり (block) に対して支払う金額が、少数持分として売却する場合に支払う金額よりも上回る割合として表現され、全てもしくは特定のクラスの少数株主によって保有された株式価値の割合に基づかないものである。<sup>93)</sup>」と判断している。このサルズベリーの事例では裁判所は38%のプレミアムが、支配している株主が役員全体を選任および解任することができたこと、会社の業務を指示できたことを反映して適当であると結論づけた<sup>94)</sup>。

一般的に納税者は支配プレミアムの影響を軽減しようと試みる。しかしながら、1987年の「チェノウエツの遺産対内国歳入庁長官<sup>95)</sup> (Estate of Chenoweth v. Commissioner)」の事例では反対に、納税者は配偶者控除を増額させる目的のために、支配プレミアムを算入すべきであると主張している。租税裁判所は、納税者に賛成して、「全ての価値の機械的な51パーセントという割合の配偶者控除のための企業の株式の(51)パー

---

<sup>88)</sup> Estate of Newhouse v. Commissioner, 94 T.C. 193, 251-52(1990).

<sup>89)</sup> Id at 252.

<sup>90)</sup> Id at 252.

<sup>91)</sup> Id at 252.

<sup>92)</sup> Estate of Salsbury v. Commissioner, 34 T.C.M. (CCH) 1441, 1451(1975).

<sup>93)</sup> Id.

<sup>94)</sup> Id.

<sup>95)</sup> Estate of Chenoweth v. Commissioner, 88 T.C. 1577, 1585(1987).

セントを単に評価することは、株式の集合体に本来備わっている支配に対する価値の付加的な要素に対して影響を与えないであろう。<sup>96</sup>」と判示した。その意見の中で、裁判所は、また、株式の少数派および多数派持分に割り当てた価値の合計額が、死亡時に 100 パーセント保有していた被相続人に対する株式の価値を上回らない可能性も存在するが、少数派への割引が多数派へのプレミアムを上回る場合は、被相続人への価値が双方の価値の合計額を下回ることになるかもしれない、と説明している<sup>97</sup>。

1988 年の「フェルドマーの遺産対長官<sup>98</sup> (Estate of Feldmar v. Commissioner)」の事例において裁判所は、投資家は支配している株式の集合体には 15 パーセントのプレミアムを払うだろうと結論づけた。しかしながら当該裁判は、その支配プレミアムは、キーパーソンの喪失による割引により打ち消されるべきであるとも判示している。検討された事例の中では、フェルドマーの事例は、キーパーソンの喪失による割引と支配プレミアムが同時に検討された唯一の事例であった。にもかかわらず、その支配プレミアムは、キーパーソンの喪失による割引による打ち消されるべきであるとしている。リミテッド・パートナーシップにおけるゼネラル・パートナーの関係では、これらの調整は常に考慮すべきである。「オーマンの遺産対長官<sup>99</sup>(Oman v. Commissioner)」の事例では、裁判所は、未公開会社の 75 パーセントの持分を評価するには、買主は会社を清算することができそして会社の経営や方針を支配することができるので、20 パーセントの支配プレミアムを適用すべきであるとしている。

どの持分が評価されるべきかを認識する目的のために家族のメンバーによって保有される持分の分離を支えている経営方針もまた支配プレミアムの分野において認識される。「リーの遺産対長官<sup>100</sup> (Estate of Lee v. Commissioner)」の事例においては、遺産税目的の株式評価の問題を議論するにあたって、被相続人とその夫が共有資産 (community property) として保有していた発行済み株式の 80 パーセントの集まりを評価するにあたって、支配プレミアムを考えるのは適当ではないと結論づけた。当該裁判所は、被相続人が居住していたワシントン州の、それぞれの配偶者はそれぞれの共有資産において分割できな

---

<sup>96</sup> Id at 1589.

<sup>97</sup> Id at 1589-90. チェノウェツの法廷では多数派株式に対していくらプレミアムを付与すべきかは記されていない。

<sup>98</sup> Estate of Feldmar v. Comm'r, T.C. Memo 1988-429, 56 T.C.M. (CCH) 118.

<sup>99</sup> Estate of Oman v. Comm'r, 53 T.C.M (CCH) 52, 69(1987).

<sup>100</sup> Estate of Lee v. Comm'r, 69 T.C. 860, 874 (1978).

い持分を持っているという理論に立脚しており、共有資産を全体として分割できないと考える州とは異なった立場を示していた<sup>101</sup>。

租税専門の弁護士であるジョン・ソントン (D. John Thornton) は、これらの事例から、次のような 2 つの原則を導くことができるとしている。(1) 支配プレミアムは、当該パートナーシップにおける全ゼネラル・パートナーの 50 パーセント超をゼネラル・パートナーの受贈者が保有する場合は認められる。そして、(2) 支配プレミアムは、市場性の欠如による割引や支配しているゼネラル・パートナーが他のパートナーに対して負っている受託義務の存在によって軽減される可能性が高い<sup>102</sup>。先に指摘したとおりパートナーシップにおける経営権は、その経営権の強さ・弱さにおいて評価に違いが出てくる訳であるからこれら 2 つの原則は妥当なものと考えられる。

## 第 2 項 暗黙の支配 (Implied Control)

暗黙の支配 (Implied Control) の概念は最近の裁判例において提起されてきたし、リミテッド・パートナーシップの評価において注意深く考慮されなければならない問題である。2000 年の「アルバート・ストラングの遺産対長官<sup>103</sup> (Estate of Albert Strangi v. Commissioner)」の事例では、被相続人は企業のゼネラル・パートナーを有するリミテッド・パートナーシップを組成し、被相続人が 99 パーセントのリミテッド・パートナー持分を所有し、加えて残りの 1 パーセントのゼネラル・パートナー持分を有する企業のゼネラル・パートナーにおける 47 パーセントの少数派持分を保有していた。裁判所がパートナーシップが有効であると判断した事実や、パートナーシップの成立に際し贈与はなかったという事実、および内国歳入法第 14 章はパートナーシップを別扱いにしなかったという事実にも関わらず、裁判所は被相続人が支配を有していたと判断した。被相続人は、当該ゼネラル・パートナーの少数派株主であるから法的な支配力を持っているわけではないが、裁判所は被相続人がパートナーシップの資産に対する支配を断念したとは判断していなかった。リミテッド・パートナーシップを無視するのではなく、むしろ原告 (遺産側) の評価の専門家が提案した、少数持分や市場性の割引を減少させるために、裁判所は法的な支配よりも「暗黙の支配 (Implied Control)」の概念を採用した。この事例において原告の専門家は、

---

<sup>101</sup> Estate of Lee v. Comm'r, 69 T.C. 873 (1978).

<sup>102</sup> Thornton(2005) p.19-33.

<sup>103</sup> Estate of Albert Strangi v. Commissioner, 115 T.C. 35 (2000).



被相続人のゼネラル・パートナーにおける少数派持分の価値を評価するのを怠るという致命的な失敗を犯している。当然のことながら判例法には、パートナーシップにおいて被相続人によって保有される全ての持分は評価のプロセスにおいて考慮されるべきであると示している。しかし、この事例において困難なことは、企業のゼネラル・パートナーとリミテッド・パートナーシップが州法に基づき適切に成立し、有効であると点においての意思と事実において明確な不一致があり、これが被相続人が支配の持分を有していなかったと意味していたのである。にもかかわらず、裁判所は幾分無理な形で被相続人が支配の要素を保有していたと認めているのであった。

2002年の「ゴッドレーの遺産対長官<sup>104</sup> (Estate of Godley v Commissioner)」の事例においては、被相続人と被相続人の息子がそれぞれゼネラル・パートナーシップにおいて50パーセントの持分を有しているという持分の状況を考慮した。裁判所は、どの関係者も支配する立場になく、また、どの関係者も少数派持分や支配が欠ける立場にないとしながら、パートナーシップ契約の文言は被相続人の持分を少数派持分の水準までに減じることとはしなかった。裁判所は、被相続人の子供はパートナーシップに対して取り消し不能の経営権を持っているにもかかわらず、支配の欠如、もしくは少数派持分の割引は適用すべきではないとしている。しかしながら、これらは譲受人の持分なのか、または被相続人が第三者に支配を移転させ得たのかは、裁判所の記録やパートナーシップ契約もしくは州法にも記されていない。

被相続人が譲受者の持分を移転する能力のみしか保持していない状況において、被相続人は、50パーセントのパートナーの権利さえも移転する能力を欠いていたかもしれないし、従って当該被相続人の持分に関して支配の欠如に対する割引を評価の専門家と裁判所は考慮するのが適当であろう。この部分の取扱いは、裁判例が増加すると明確な指針というものが示されることになると思う。

### 第3項 支配評価の緩和 (Mitigation of Control)

パートナーシップ制度上、支配要素に関しては減額をすべき場面も多く、それらの支配プレミアムは州法<sup>105</sup>によって減額されるのが適当である。それらについて紹介するこ

---

<sup>104</sup> Estate of Godley v Commissioner, aff'd, 286 F.3d 210 (4<sup>th</sup> Cir. 2002).

<sup>105</sup> 既述のとおりパートナーシップは統一パートナーシップ法 (Uniform Partnership Act) に準拠した州法によっている。

とにする。第一の減額要素は譲受者の持分の概念から導き出される。契約<sup>106</sup>等によりパートナーがパートナーシップの地位を譲受者に贈ることができない場合は、移転された持分は譲受者の持分として評価されるべきで、パートナーの持分として評価されるべきではないだろう。またパートナーがパートナーシップの地位を他の者に譲ることができた場合でさえも、支配プレミアムは受託責任 (fiduciary duties) に関する第二の減額要素により更に減額されるであろう。つまり法律上、ゼネラル・パートナーはリミテッド・パートナーに対して受託義務を負っている。その割引の程度は明確ではないけれども、最低限、その割引額はゼネラル・パートナー持分の支配プレミアムや浮動票 (swing vote) のプレミアムを打ち消す程度には見込むべきである。

#### 第6節 14章特別評価ガイドライン (Chapter 14 Special Valuation Guidelines)

既述の通りファミリー・リミテッド・パートナーシップがエステート・プランニングの道具として魅力的とされる理由はいくつかある。そのひとつとして両親や祖父母が、家族保有の資産を、その管理を失うことなしに持分を移転することができる点である。また資産評価の観点からはリミテッド・パートナーシップへの所有持分の贈与もしくは移転は、その純資産価値を比例配分するよりもより低く評価される。その理由は、リミテッド・パートナーシップは経営権や市場性を失う可能性があるからである<sup>107</sup>。このファミリー・リミテッド・パートナーシップの評価は内国歳入法14章の2703条と2704条との関係で議論されることが多い。内国歳入法第14章は、1990年の連邦予算削減一括法 (Omnibus Budget Reconciliation Act : OBRA) によって制定されたもので、本章の前半でその沿革を分析した2036条(c)項に代わるものである。つまり1990年に国会は一連の特別評価ルールを決め、新しく設けた内国歳入法14章に収めることにしたのである。それは評価に係る規定の乱用に歯止めをする目的を持つ。14章は4つの条文からなり、そのうちの2701条、2703条、2704条の各条は家族メンバーの間の所有権の移転のみに用いられている。これらの特別評価ルールは、14章が施行された1990年10月8日以降の、家族が支配する会社に関わる全ての取引に適用される可能性がある。

---

<sup>106</sup> 契約以外には例えば法律専門職のパートナーシップの場合、譲受者が法曹資格を保持しない場合はパートナーの地位は受けることはできない。

<sup>107</sup> Trugman (2002) p.451.

もしこの 14 章が適用されない場合は、第 3 章で示した基礎的なガイドラインおよび他の一般に受け入れられている技術が適用されるということは留意すべきである。特別評価ルールである 14 章そのものは、関連する者が支配する企業を巻き込む遺産税および贈与税の評価目的のための一般に受け入れられた評価のガイドラインを修正する目的である。従って、その特別評価ルールの構造は明らかに、国会は、家族メンバーがグループとして企業の支配を維持している場合でも、少数持分移転に対する所有権支配の欠如による割引や、遺産税や贈与税の問題のために市場性の欠如による割引の考えを放棄する考えはない、ということを示している<sup>108</sup>。以下その条文を紹介していこう。

#### 第 1 項 2701 条における資本再編成 (recapitalization) および優先株式持分評価

14 章の 2701 条には、劣後株式持分 (会社、パートナーシップおよび LLC に関する) が一人の家族メンバーから他に移転された場合、そしてその移転者が当該会社の優先株式持分を有している場合の、生前贈与 (lifetime gift) に用いられる特別評価ルールを定めている。換言すれば、2701 条は年長の世代のオーナーが、価格が上がらない定額の償還価値 (例えば、優先株式 (preferred stock)) の株式のみを保有することにより遺産税における資産を凍結することを扱っている。

ここで特別評価ルールの適用、つまり 2701 条を適用するには次の特徴がなければならない。

- ・ 残余の証券が、移転された劣後証券に対して、条件的に優先 (class senior) されていなければならない。
- ・ 目的となる証券 (残余の優先証券および移転された劣後証券の両方) が、非公開でなければならない。
- ・ 取引が「家族のメンバー (members of the family)<sup>109</sup>」の中で移転されなければならない

---

<sup>108</sup> しかしながら 2005 年には上院財政委員会委員長のチャールズ・グラスレー (Charles Grassley) や上院議員のマックス・バーカス (Max Baucus) の求めにより、税制に関する両院委員会 (Joint Committee on Taxation) は、2005 年 1 月 27 に「税法遵守改善と税支出改革に関する選択 (Options to Improve Tax Compliance and Reform Tax Expenditure)」という報告書を提出し、少数持分と市場性に関する割引の選択可能性に制限を加える提言を行っている。

<sup>109</sup> 「家族のメンバー」とは、移転者の配偶者、移転者 (または配偶者) の直系の子孫と定義される。つまり、養子も含めた子供または移転者の子供の子孫、および全ての関係す

い。

・移転の直前に、移転者および「適用できる家族メンバー (applicable family members)<sup>110</sup>」は合わせて 50%以上（議決権もしくは価値において）の会社株、もしくはパートナーシップかリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (Limited liability company : 以下「LLC」と略す) の資本もしくは利益分配権 (profits interest) の支配 (control) を持っている。または、移転者および「適用できる家族メンバー (applicable family members)」はリミテッド・パートナーシップにおけるゼネラル・パートナーシップを持っていないなければならない。

・移転は全ての優先および劣後株式持分の比例配分 (proportionate) した移転ではなくて、また、既述のように移転者は優先株式持分を保有し続けなくてはならない。

移転がこれらの特徴を持った場合は、「適用できる保有権利 (applicable retained interest)」(2701 条では優先株式 (preferred senior security) として呼ばれる) のある保有権利は無視されなければならない、連邦贈与税のための公正な市場価格を決定するにおいて評価の特別差額方式<sup>111</sup> (special subtraction method) が用いられなければならない。

2701 条は基本的に、支配している家族によって配当の支払額や時期が操作可能な優先株式の全ての権利と特徴は無視され、また優先持分の部分が可能な限り低く評価され、結果として贈与税の評価額としては高くなる。結果として、全ての非累積型の分配権 (配当のような) は価値がないと評価される。同様に、プット、コール、コンバージョン、清算権利 (liquidation right)、または株式持分 (equity interest) を取得するオプションのような特別な支払権は、下記の例外を除いては価値がないと評価される。

評価の観点からの、これらのルールの実務的な影響は、わずかな特徴が「適用できる優先株式 (applicable retained senior securities)」に対して価値を付与する基礎をもたらすだけである。これらは次の項目を含んでいる。

---

る配偶者である。伯父や伯母から甥や姪への移転には適用しないことに留意する必要がある。

<sup>110</sup> 「適用できる家族メンバー」とは、「家族のメンバー」と異なって定義される。「適用できる家族メンバー」とは、(1) 移転者および配偶者、(2) 移転者 (配偶者) の祖先 (または祖先の配偶者)。支配を測るという目的では、移転者の兄弟姉妹、または移転者 (または配偶者) の両親の他の直系子孫もまた、権利保有者の測定グループの一部として含まれる。会社、パートナーシップおよび信託を通しての間接的な「適用できる家族メンバー」もまた含むことになる。

<sup>111</sup> 贈与税の対象価値を、移転者が保有する全体の価値から、優先株式の価値を差し引いて算定する。詳細は後述することとなる。

・累積的配当または配分権 (cumulative dividends or distribution rights)。これらの金額は、公的な市場金利に対して固定した割合でリンクされた場合は、固定にもなるし変動する可能性もある。これらは「適格配分権 (qualified distribution rights)」と呼ばれている。納税者は、どの非累積的配分権も累積的、つまり「適格配分権」として扱うことを永久選択 (permanent election) することが許される<sup>112</sup>。それ故、評価者は顧客もしくは顧客の税務アドバイザーにそのような選択がなされたか、もしくはする予定があるか、を確かめなければならない。もしそのような適格配分が、予定している支払い日の 4 年以内に実際になされない場合は、保有者が死亡もしくはその権利を移転する場合は、これらの支払われない分配は贈与として扱われ、最終的な支払いまで堆積していくことになる。

・投票権 (voting rights)。しかしながら投票権を評価するにあたっては、上述の特異な支払い権利 (extraordinary payment rights) のどれも、存在しないか、もしくは下記に述べる「低価 (lower of) 法」の下、実行されるかどうか決定される。

・義務的償還権 (Mandatory redemption rights)。償還権のこの分類は、特定の金額を特定の期日に受け取るという保有優先持分 (retained preferred senior interest) を要求するものである。保有者もしくは会社から自発的に実行される、選択的な特異な支払い請求権 (optional extraordinary payment redemption) は、計算されない。

・未失効変換権 (Nonlapsing conversion right)。2701 条の下に価値を加える変換権は、優先権は、表示されている数、もしくは割合の移転された権利と同じ権利に変換されることを条件としなければならない。明らかに、これは劣後株式 (junior equity securities) と共に優先権の価値を向上させ、従って、優先権の凍結 (freeze) は失敗することになる。変換の時期は選択することができる。

また、もうひとつの低価評価法があり、それは評価者が、特異な支払い権利 (extraordinary payment rights) のどれかが、適格配分権 (qualified distribution rights) と結合して実行された場合に、優先株式 (preferred security) の合計価値を下げるかどうか

---

<sup>112</sup> 納税者は、また、累積的配分権を「適格配分権」として扱わないことも選択できる。その配分権は贈与税目的には価値がないので、これはむしろ通常ではない。対象会社が、分配が 4 年の 2701 条(d) 項の支払いに対する猶予期間 (grace period) 内に一貫してなされるのが確かでない場合に、このケースは意味を持つてくるかもしれない。

か、を決定することを要求している。もし下げる場合は、その価値の低い方が優先株式における「適用できる優先株式 (applicable retained senior securities)」の価値として用いられなければならない。

この低価評価法の一つの例として、優先株式が額面額 (par value) を超える価値をもたらす、高い固定の累積的配当利回り (cumulative dividends yield) を持った場合、しかしその優先株式がまた、プット権利 (put right) もしくは額面額において清算を強制できる権利を持っていた場合はその優先株式に用いられる価値は額面額、つまり 2 つの価値の低い値となる。

先に言及した特別控除法の適用を説明しよう。取引が 2701 条の特別評価ルールに該当する場合、そして「優先株式における適用できる残余権利 (applicable retained interest in the senior preferred securities)」のある権利と特徴が 2701 条の下における価値を付加する場合、またはしない場合は、移転された劣後株式 (transferred junior equity interest) の価値は 2701 条の控除法によって求められる。その価値は次の 4 つのプロセスによって決定される。

ステップ 1 :

「基本的なビジネス持分評価手順 (standard business interest valuation procedures)」を利用して移転者 (または配偶者)、適格な家族メンバーおよび移転者 (または配偶者) の両親の子孫によって保有されている対象会社の株式の全ての公正な市場価値を見積もる。2701 条の下では、評価者は、これらの家族保有の持分の全てがひとりの人間が保有していると仮定しなければならない。この点では、ステップ 2 で用いられるように、移転者または適格な家族メンバーが合計で、優先もしくは劣後の株式持分の何パーセントを持っているのかを決めるのは適切である。多くのケースにおいて、当該家族が株式の全てを保有している時には、ステップ 1 は、支配ベース (control basis) での、継続企業もしくは清算価値としての会社の評価を要求するであろう。

ステップ 2 :

ステップ 1 において得られた価格から、次の項目を控除する :

1. 家族保有の「優先持分 (senior equity interest)」の全ての市場価値 (移転者および「適用できる家族メンバー (applicable family members)」以外のもの)。また、下の 2 で議論

されるように、移転者もしくは「適用できる家族メンバー」によって保有される優先株式 (retained senior securities) の割合で、同じ移転者もしくは「適用できる家族メンバー」グループによって保有されている劣後株式持分の最大割合を超える部分は全て、ステップ 2 のこの時点で加算される。これらの「優先持分 (senior equity interest)」の価値は「基本的なビジネス持分評価手順」を用いて測定される<sup>113</sup>。全ての家族メンバーの持分保有者は次の 2 に含まれるので、ほとんどの家族保有のビジネスにおいて、この計算は実行されないであろう。

2. 2701 条に定める移転者および「適用できる家族メンバー」の「優先持分」に関する特別評価のルール下で決定される価値。上記に述べたように、この額は更に、移転者および「適用できる家族メンバー」が保有する株式持分の劣後持分の割合を超えないように減額調整される。

例として、移転者と「適用できる家族メンバー」が資本再編成 (recapitalized) された会社において優先株の 100%を保有しているが、しかし、普通株は 90%しか保有していない場合 (残りは家族ではない従業員によって保有されている)、2701 条に定める特別評価のルールの下での優先株式の数は、優先株式の 90%である。残りの優先株式は、上記 1. に示した「基本的なビジネス持分評価手順」を用いて測定される。

この手順は、優先株式の非適格分配 (nonqualified distribution) および特異な支払い権利 (extraordinary payment rights) を実行しない場合の利益が、引き継いだ家族メンバーだけでなく、全ての劣後債の保有者に対して及ぶ可能性を意味している。

ステップ 3 :

残余価値を家族保有の劣後株式持分に配分する。ひとつ以上の階層の劣後株式持分があった場合には、その配分は他の劣後株式持分と比較して最も優先権の高いものから始めなければならない。残余価値の配分は、ステップ 1 における全ての家族保有持分の、ステップ 2 における優先株式の評価における一連の仮定を適用する (つまり低価法およびゼロ価値法)。

2701 条における最後の特別な「最小価値 (minimum value)」法は、劣後株式持分に対する配分される価値の合計は、(1) 企業 (enterprise) の株式持分の全ての価値合計に対して、(2) 移転者および「適用できる家族メンバー (applicable family members)」に

---

<sup>113</sup> 財務省通達 83-120 (Revenue Rulings 83-120) 参照。

負っている負債の総額、を加えたものの合計の 10%は決して下らないとしている。

ステップ 4 :

贈与の額を決定する。移転された劣後株式持分の配分された価値は典型的には少数株式持分（所有者支配の欠如）および市場性の欠如による割引に関し調整される。財務省通達 93-12（Revenue Ruling 93-12）に記された通り、そのような割引の適用は当該会社における所有権に関し、家族全体の持分に関係なく考慮される。

当該最終規則（final regulations）は、保有者による支配の欠如や市場性の欠如のために、配分された価値への減算の合計は、移転された劣後株式の価値が、「基本的なビジネス持分評価手順」を用いて測定した公正な市場価格よりも下回る原因になるべきではないと示唆している。

更に、移転される側によって移転する側に支払われるいかなる対価（consideration）もまた、2701 条の下での贈与価値を決定するプロセスの段階で、配分された価値に対して減価しなければならない。例えばその対価が、追加の優先株で、移転される側によって移転する側の普通株と交換する場合には、対価である優先株の価値が 2701 条の下の特別評価ルール（special valuation rules）による価値となる（公正な市場価格ではない）。

最後に、2702 条の下で決定される価値も、このステップの間に控除される。移転された劣後株式に対して配分された残余の調整後の価値が贈与のみなし価格（deemed amount）となる。

ステップ 3 の「最小価値」法に関する最終規則（final regulations）における議論とステップ 4 における割引のための最大控除の議論は、追加の繰り返し（additional iteration）が 2701 条における控除のプロセスの一部であることを示唆している。評価者は、2701 条の下の特別評価ルール（special valuation rules）を無視して、特別評価の計算結果と対照するために、「適用できる優先株式持分（applicable retained senior equity interest）」および「移転された劣後株式持分（junior transferred equity interest）」の公正な市場価格を見積もる必要があると我々は考える。

2701 条での分配された価値は、優先株式に対する累積的配当（cumulative dividends）に対してのみなので、現行の資本再編活動（recapitalization activity）の多くはパートナーシップや LLC に焦点を当てている。そのような組織は、優先持分が分配され



る前の組織レベルで税を支払わなければならないという所得課税の問題は起きないのである。

しかしながら、2701条の下の特例評価ルール（special valuation rules）の複雑な性格は、多くのエステート・プランナーをその使用を要求する取引を避けるよう勧めてきた。結果的に伝統的な優先株式の遺産凍結（estate freeze）の使用は著しく人気を失った。しかしながら、1990年10月8日以降の普通株式の追加の贈与が必要であろう、古い14章以前の優先株式の未払い（outstanding）の遺産凍結がある非公開会社がまだ数多くある。これら、後に続く取引は、2701条の規定の適用となる。2701条の下の特例評価ルール（special valuation rules）に関わる評価に関わる全ての評価者は、各規定や判例などを注意深く読むことが期待される。

## 第2項 2702条における評価問題

2702条は第4章で検討した贈与税目的のための信託を経由した仕組みを取り扱っているために、非公開会社を直接取り扱った評価のルールはない。非公開会社の株式は委託者留保年金信託（Grantor Retained Annuity Trust, GRATs）などによく組み入れられる。しかしこれらのケースにおける第一の評価の問題は内国歳入庁の年金と期待余命（life expectancy）のテーブルの適用である。従って本稿ではこれ以上は議論しない。

## 第3項 2703条における持株売買契約（Buy-Sell Agreement）およびリース（LLCの営業契約を含む）またはオプションの売却

遺産税目的のために最終的に持株売買契約が成立するかどうかは、4つの要素がある。

- ① 契約は、所有者の生存中そして死亡時における株券の移転に関して売買価格を制限しなければならない。
- ② 契約を締結するために有効な営業上の目的がなければならない。
- ③ 契約に記載されている価値は、それが締結された時点で適切で公正なものでなければならない。
- ④ 価値は当該企業が属する産業における関連者間取引でない（arm's length）典型的な値を反映しなくてはならない。

従って適切に作成され、しかも「既得権を認めた (grandfathered)」移転価格を固定した売買契約は、家族メンバーが保有する株式の価値を、死亡時には市場価値よりは低い金額に凍結する道を提供したものである。しかし 1990 年 10 月 9 日以降、この手法は遺産税の観点からは利用できなくなっている。というのは内国歳入法 14 章における 2703 条の制定により持株売買契約 (Buy-Sell Agreement) の制度が修正されたからである。

2703 条は家族間の持株売買契約 (Buy-Sell Agreement) およびリースを規定している。同条項は、資産の価値は、その契約文言が関連者間取引でない (arm's length) 取引における当事者による同様の契約と比較可能でない限りは、資産の売却や使用する権利に関して何ら制限を加えないで決定される、とする。

2703 条の下、評価する者が考慮すべき大きな問題は、制限が次の項目に該当していることである。

- ① 真実の営業契約であること。
- ② 資産を家族に対して公正な市場価格より低い値段で移転する手段ではないこと。
- ③ 関連者間取引でない (arm's length) 取引における当事者による同様の契約と比較可能であること。

第 4 項 2704 条における消滅する権利 (Lapsing rights) および他の制限の評価ルール

2704 条は評価の問題における 2 つの基礎的な部分を取り扱っている。2704 条(a)項は、家族が支配する会社、パートナーシップまたは LLC における一定の消滅する権利 (Lapsing rights) または清算の権利 (liquidation right) を贈与税または遺産税対象のみなし移転 (deemed transfer) として取り扱っている。2704 条(b)項は、家族が支配する企業体の所有権移転の評価をする際に、評価者に企業の所有権に関する清算の権利 (liquidation right) に関して一定の制限を無視するように要請している。

ある権利の消滅 (Lapse) について説明しよう。2704 条(a)項は次の状況において効力を発生することになる。

・失効した投票もしくは清算権利の保有者および「適用できる家族メンバー (applicable family members)」は合計で対象会社を支配する権利を保有している。ここで「適用できる

家族メンバー」および支配の定義については既に 2701 条のところで整理している。

・失効した投票もしくは清算権利が発生するときはいつでも効力を発生する<sup>114</sup>。それが生前に発生した場合は、それは贈与として扱われ、死亡時にはそれは遺産税の問題として扱われる。失効は現在において実行可能な権利が制限されたり消滅されたりする時点で起きると見なされる。投票もしくは清算する権利の売却または移転は、現存の贈与税および所得税の条文で評価されるので、この条項には含まれない。

二重課税を防ぐために、当該移転が既に 2701 条で評価されている場合は 2704 条(a)項は適用されない。また、失効を引き起こす州法に変更があった場合にも、2704 条(a)項は適用されない。もちろん、当該家族が清算に関する片務的な能力しか持たない場合も 2704 条(a)項は適用されない。例えば、会社清算のためには持分保有者の全会一致の賛成が必要な場合に、家族ではない者の持分保有者の存在は 2704 条(a)項の適用とならないのである。

2704 条(a)項の実際的な影響は、支配所有ベースの清算という前提で、保有者の持分が最も高い公正価格の時のみに、追加の贈与税もしくは遺産税価値の可能性を創り出すことである。これは、持株会社に加えて、重工業、農業および不動産業のように資産集約的な企業の場合に影響する傾向がある。

適用可能な制限の無視についても説明しなければならない。2704 条(b)項の下、もし下記の状況が当てはまる場合は、評価者は会社を清算する能力に関する適用可能な制限を無視しなければならない。

- ・持分が移転者の家族もしくはその便益のために移転される場合（直接的または間接的に）。
- ・移転者とその「家族のメンバー」が移転前に会社を支配していた場合。「支配」の定義は 2701 条の場合と同じであるが、「家族のメンバー」の定義は少し違う。2704 条の下では、ある個人の「家族のメンバー」とは、(1) 個人の配偶者、(2) 個人および配偶者の祖先、(3) 個人および配偶者の直系の子孫、(4) 個人の兄弟（とその配偶者）、である。
- ・適用可能な制限は、その制限がない場合に州法によって通常は当該組織に適用される制限よりもより制限的である。
- ・移転の後か、もしくは移転者および移転者の家族が、個人的にまたはグループで制限を取

---

<sup>114</sup> 財務省は、他の消滅する権利がこのリストの中に加えられるべき時は、この条項の下、追加する権利を有している。

り除くための権利を持った後に、失効する制限。

2704 条(b)項は、連邦および州法による清算に関する制限の場合は適用されない。従って、当該会社が設立された州法における基本的な債務不履行条項は、評価者が、個人の持分を評価するにおいて会社の清算価値を考慮しなければならないという程度において重要なインパクトを持つ。

加えて、清算に関する制限が会社の資金調達の一部として行われ、関連者間取引でない (arm's length) 第三者によって課された商業的に合理的な制限の場合は、2704 条(b)項は、適用されない。この典型的な例は、通常の銀行のローン契約にある、ローン返済が未済の場合に株主に資産を分配することの制限である。

持株売買契約 (Buy-Sell Agreement) に関する 2703 条に規定しているオプションまたは他の契約は、適応可能な制限として見なされない。この規定は 14 章の下で同じ問題を二重にカバーすることを避けているのである。

支配している家族が適切な時期に都合よく適応でき、そして排除することが可能な州の規定に含まれる基礎的な権利よりも、より面倒な制限を、2704 条(b)項は、第一に扱っている。2704 条(a)項と同様に、2704 条(b)項の実際的な影響は、支配所有ベースの清算という前提で、保有者の持分が最も高い公正価格の時のみに、追加の贈与税もしくは遺産税課税の可能性を創り出すことである。これもまた 2704 条(a)項と同様に、持株会社に加えて、重工業、農業および不動産業のように資産集約的な企業の場合に影響する傾向がある。

#### 第 5 項ファミリー・リミテッド・パートナーシップに関する裁判例

ここでファミリー・リミテッド・パートナーシップと 14 章との関係で争われた裁判事例をいくつか検討することにしよう<sup>115</sup>。

「ベイン・カーとその夫人対長官<sup>116</sup> (Baine P. Kerr, et ux. V. Commissioner)」の事例では、歳入庁はファミリー・リミテッド・パートナーシップ契約は、2704 条 (b) 項の意味における「適合する制限 (applicable restrictions)」を構成する、パートナーシップの清算に関して制限を含んでいるが、これらの制限は移転された持分を評価する上で無視すべきであると主張している。裁判所は当該契約はより制限的とはいえないので、従って

<sup>115</sup> ここにおける裁判例の分析に関しては Trugman (2002) pp.455-456. に依っている。

<sup>116</sup> Baine P. Kerr, et ux. v. Commissioner, 113 T.C. No. 30 (1999).

「適合する制限」とはならないとした。裁判所は次のように述べている。

「テキサス州法ではリミテッド・パートナーシップの解散、清算に関しては、パートナーシップ契約に定める事項の発生もしくは全てのパートナーの文書による承諾によるとしているので、パートナーシップ契約の 10.01 項に定める制限事項は、テキサス州法下のパートナーシップに一般的に適用される制限と比べてより制限的とはいえない。」

「イナ・ナイトおよび夫対長官<sup>117</sup> (Ina F. Knight v. Commissioner, et vir v. Commissioner)」の事例では、歳入庁は、パートナーシップは経済的な実態が欠けており、連邦法におけるパートナーシップとしては該当しないと主張した。原告(歳入庁)は、パートナーシップの権利と法的関係と彼らの子供たちのそれは、パートナーシップが組成され、資産がそこに移され、持分が子供達の信託に移転された時に、著しく変化しており、そのパートナーシップは連邦贈与税の目的のためであると認識されなければならない、と主張した。

ここで裁判所は、当該パートナーシップは連邦贈与税の目的のためであると認識すべきであるという原告に同意している。

「州法は資産の権利に関する性格を決定し、連邦法はこれら権利の適切な課税について決定することになる。

両者とも、テキサス州法上、全ての要件を満たしてパートナーシップは手順に従って創立され、また、設立されて以降、当該パートナーシップはリミテッド・パートナーシップであったと規定していた。従ってテキサス州法の下、移転された持分はパートナーシップにおける持分である。原告はテキサス州法上、明らかに有効で執行する権利のある、制限のあるパートナーシップに課税したのである。」

「チャーチ対合衆国<sup>118</sup> (Church v. United States)」の事例について紹介しよう。この事例は、ファミリー・リミテッド・パートナーシップへの証券の出資とその対価としてのパートナーシップ持分との関係について判断したものである。当該遺産は、被相続人家族のパートナーシップ持分に対する専門家の評価を基準として遺産税の還付の権利を有する

---

<sup>117</sup> Ina F. Knight v. Commissioner, et vir v. Commissioner, 115 T.C. 36.

<sup>118</sup> Church v. United States, 85 AFTR 2d 2000-804.

としていた。パートナーシップは、家族で牧場を営み、分割できない農場持分を合併し、子牛を育てる目的でテキサス州において設立され、同州法上、有効であった。つまり被相続人は、死亡前に、保有していた証券を有効にパートナーシップに移しており、パートナーシップ契約は彼女の受益者としての持分を放棄する意思を示していた。

また、パートナーシップの組成に関する資産の移転は課税対象の贈与ではない。つまり証券の価値が被相続人のパートナーシップの持分を超えなかったという事実は、その移転が、パートナーシップが経済的な便益をどのパートナーにも贈らなかったという、無報酬の移転であることを意味しない。従って生涯不動産権 (life estate) の留保付き (retained) の移転を規定した 2036 条と取消し可能な移転 (revocable transfers) を規定した 2038 条は適用されない。

加えて、2703 条の「資産 (property)」という語句は、死亡前の拋出を意味しない。そして規定上の文言と制度の歴史は、当該法律がパートナーシップ契約の売買制限について網羅しないことを示しており、パートナーシップ持分の価値を減少させている。

勿論、以上のような裁判例は常時、検討されなければならない。既に第 3 章で紹介した著名な租税裁判所の上級判事であるデビッド・ラロ (David Laro) の、「常に評価に関する担当判事の意見を読むように」という言葉は、評価に携わる専門家は常に念じなければならないのだろう。

## 第 6 項 ファミリー・リミテッド・パートナーシップへの課税の今後

以上、ファミリー・リミテッド・パートナーシップに対する遺産税および贈与税の沿革と現在の課税制度に関して分析してきた。このファミリー・リミテッド・パートナーシップは遺産税や贈与税の評価において、非公開会社ほど長い歴史を持つ訳でも裁判例を重ねてきた訳ではないし、連邦議会において議論がなされた訳でもない。パートナーシップ制度は先に指摘したように不動産投資等に適した組織であり、第 4 章で検討してきたデュポン家における富裕層の事業継承の仕組みのようなものであると議会が判断した場合は、遺産税の課税対象となろうし、その場合は急進的な形で立法されることになることも否定できないであろう。また不動産に加えてパートナーシップが営む業種は法律などの専門サービスの提供が多く、これらは田園地帯というよりもむしろ都市部で展開されることが多いために、例えば 1997 年の下院公聴会で共和党下院議員 (ワシントン州選出) のリンダ・スミス (Linda Smith) が、「中小同族企業は我々のコミュニティを構築しており」、「中小の

同族企業や農場が、死亡税とその高率のため、閉鎖や縮小または大企業へ合併を余儀なくされる場合に、我々のコミュニティは経済的に困難に陥るのである。<sup>119)</sup>と主張したような地域コミュニティとの関係でパートナーシップのビジネスを擁護すべきであるとの論調も起さないような気がする。今後の世論の動きを注視したい。

## 第7節 所得の贈与に関する規定<sup>120)</sup>

事業承継でパートナーシップを用いる場合は、株式会社等とは異なる問題点も発生する。所得の贈与の問題であり、次にこの問題に触れることにする。

通常、他人に自らの所得を贈与することは課税対象になる。では、例えば、親がその子供に対してパートナーシップ持分を与え、次にパートナーシップがその持分に応じて子供に所得を分配した場合、どのような課税環境になるだろうか。実質課税主義の原則から言って、贈与税等が課税されると答えるのが通常であろう。しかし、この問題に対しては課税されない、というのが正答である。現在施行されている規定より前に存在した判例は多くの事例において処理するものとなっているが、国会は内国歳入法 704 条(e) の制定によりこの分野を整理している。

### 第1項 内国歳入法 704 条(e) 以前の判例法

現行の内国歳入法 704 条(e) が制定される以前は、判例がパートナーシップ持分の受贈者が真正のパートナーとして扱われるべきか否かという問題の解決法を定めていた。最高裁判所における「内国歳入庁長官対タワー<sup>121)</sup> (Commissioner v. Tower)」の事例では、当事者はパートナーシップを創設するという意思を持たなければならないと結論づけた。そして、もしあるパートナーがパートナーシップに対して「最初の資本 (original capital)」もしくは「不可欠なサービス (vital services)」を提供していた場合は、それはパートナーシップの一員になる意思を示すものであろうとしている。

その後、1947 年の「カルバートソン対内国歳入庁長官 (Culbertson)」の事例にお

---

<sup>119)</sup> 「1997 年 6 月下院公聴会」 36 頁。

<sup>120)</sup> Lipton, Carman, Fassler and Schwidetzky(2008) pp.132-133 を参考にしている。またファミリー・パートナーシップ条項については高橋 (2008) 326-346 頁に特に詳しい。

<sup>121)</sup> 327 U.S. 280(1946).

いて、租税裁判所はパートナーが課税上パートナーとして扱われるには、「最初の資本」もしくは「不可欠なサービス」を提供しなければならないと判示した<sup>122</sup>。しかし最高裁判所はこの判決をタワーの判決の趣旨とは異なるとして否定し、「最初の資本」および「不可欠なサービス」は必要ないとしている。参加者が家族の一員であることは、正当化される要素であるが、必要不可欠の事実ではないとしている<sup>123</sup>。本質的な質問としては「全ての事実、つまり契約、契約条項を実施する上での当事者の行為、その発言、第三者の証言、当事者の関係、それぞれの能力および資本の貢献、所得の実際の管理やその目的、および彼らの真の意図に関する他の事実を考慮しながら、誠実な関係者が現在の事業行為において共同で事業をなす意思を有しているかどうか (whether, considering all the facts – the agreement, the conduct of the parties in execution of its provisions, their statements, the testimony of disinterested persons, the relationship of the parties, their respective abilities and capital contributions, the actual control of income and the purposes for which it is used, and any other facts throwing light on their true intent – the parties in good faith and acting with a business purpose intended to join together in the present conduct of the enterprise.)<sup>124</sup>」である。カルバートソンの事例における、この基準が真正のパートナーとして扱われるべきか否かという問題の解決策とされたのである。

## 第2項 内国歳入法 704 条(e)の制定

連邦議会はパートナーシップのこの問題を取り上げ、1954年に内国歳入法 704 条(e)を制定する。その規定は、ある人物は資本が重要な所得を獲得する手段であるパートナーシップに資本持分を有する場合は、そのような持分が自らが購入によって得たものであろうと、また他の人物から贈与されたものであろうと、パートナーと認定できるとする<sup>125</sup>。従って内国歳入法 704 条(e)(1)は、「所得移転の法理 (assignment of income doctrine)」を覆すものである。つまり資本が重要な所得を獲得する要素であるパートナーシップにおいて、パートナーが何もパートナーシップに貢献していなくても、所得は受贈者であるパートナーに配分されるということである。

---

<sup>122</sup> *Culbertson v. Commissioner*, 1947 T.C.M. (P-H) ¶ 47,168, rev'd, 168 F.2d 979(5<sup>th</sup> Cir. 1948), rev'd, 337 U.S. 733(1949).

<sup>123</sup> *Commissioner v. Culbertson*, 337 U.S. 733 (1949).

<sup>124</sup> *Id* at p.742.

<sup>125</sup> 内国歳入法 704 条(e)(1).



では、資本が重要な所得を獲得する要素になるとはいつのことであろうか。このことは確定することが難しい場合もそうでない場合もあるが、通常は当事者の期待の時期になってくる。例えば所得を主にアパート等の不動産投資から得ているパートナーシップの場合はこの判断に馴染むであろう。しかし会計士や弁護士のように労務によって所得を獲得している場合はそうではない。資本が重要な所得を獲得する要素ではない場合は、内国歳入法 704 条(e) は適用されない。そしてある者のパートナーシップの地位が認められるかどうかは、タワーおよびカルバートソンの裁判例に依拠しなければならないのである。

ある贈与者であるパートナーはパートナーシップに対して行った労働に対して低い金額した対価を受け取らないかもしれない。このような取引は経済原則とは反するが、パートナーシップが親族のみで構成され、例えば親が子や孫に資産を継承したい場合などは十分考えられるであろう。このような事例に対応するために、内国歳入法 704 条(e)(2) は、パートナーシップは贈与者であるパートナーにその提供した労務に対して適切な報酬を支払うことを要求した。同条は受贈者の資本に対する収益率が贈与者の資本に対するそれよりも上回ることがないように要求した。

内国歳入法 704 条(e)(1) および(2) は、ある家族のメンバーが他の家族のメンバーから購入によってパートナーシップ持分を取得した場合にも適用される。内国歳入法 704 条(e)(3) は、このような状況下、移転されたパートナーシップ持分は売り手から贈与されたと考えられるとし、「購入した持分の公正な市場価値は贈与された資本として考えられるべきである (the fair market value of the purchased interest shall be considered to be donated capital)」とした。従って「所得移転の法理」は、資本が所得を獲得する要素でない場合は、ある家族のメンバーから他の家族のメンバーへのパートナーシップ持分の購買に対して適用される可能性はある<sup>126</sup>。

ただし、米国では夫婦間のパートナーシップの場合は、1948 年法 (Revenue Act of 1948) によって 301 条以下が制定され、夫婦間での共同の申告書提出が認められている。従って夫婦パートナーシップによる所得移転の問題は既に解決しているが、高橋祐介教授も指摘しているように「本質的に、ファミリー・パートナーシップ問題は、課税単位の問題

---

<sup>126</sup> この内国歳入法 704 条(e)(3) は、反論不可能な規定のように見えるが、実際には財務省規則は例外条項を定めている。例えば Reg. § 1.704-1(e)(4)(ii)には「購入した持分の真実性に関するテスト (Tests as to reality of purchased interests.)」と題して、パートナーシップにおいて購入した資本持分が真実の売買であるかどうか基準が示されている。

と密接に関係している<sup>127</sup>」のである。

## 第8節 終わりに

本章では資産凍結を取り上げた。資産凍結というのは「資産における将来の価値上昇を、譲渡人によって移転税の課税なしに譲受人に移転させる試み」と定義されるが、1987年法で2036条(c)項が定められ、この資産凍結への課税が強化された際には予算委員会議長の民主党ロイド・ベンツェン上院議員(テキサス州)は同法案を「可能な限り痛みの少ない」法案であるとし、一部の富裕層への課税であるとしている。しかし同項の構造が複雑すぎるとし1990年には廃止を検討する公聴会が開かれている。本章では上下両院における各議員の発言を詳細に検討したわけであるが、その特徴は3つあげられることを指摘した。第一は所得税のような増分主義に依る改正ではなく、急進的な改正である。これは制度が複雑でしかも一部の富裕層のみが対象のため改正するとなると急進的なものになってしまうということである。第二には2036条(c)項の廃止への議論に関しては共和党、民主党といった党派による差ということは見られなかったということである。そして第三には2036条(c)項の廃止に関しては特に都市部というよりも田園地帯から選出の議員が熱心であったということである。これは資産凍結に対して厳しい姿勢を持つ同項により重要な役割を担っている地域の中小企業の事業継承が妨げられる結果、地域のコミュニティが崩壊の危機にさらされる選挙区の議員が強く反対しているものと指摘できる。この3つの項目は第2章で指摘したことと同じであり、米国における資産課税について一般的な事象であるとも考えられるのである。

本章の後半ではファミリー・リミテッド・パートナーシップによる事業継承について分析した。第5章で検討した非公開会社の株式における経営権の評価と比較するとパートナーシップにおける経営権は、経営権の強さ・弱さにおいて評価に違いが出てくるという点が異なっていることに注意が必要である。これはパートナーシップ制度という形態自体が不動産投資等の限られた分野で多く用いられるからであると考えられるし、また、非公開会社と比較して同制度が事業継承に用いられるようになって歴史が浅いということも一因

---

<sup>127</sup> 高橋(2008)346頁。更に高橋教授は、所得の帰属を変えた後、所得が帰属した者と実際に経済的利益を有する者との間の、いわゆる対応的調整が必要かどうかについても考慮する必要がある、としている。

かもしれない。経営権の強さ・弱さを表すには支配という観点からが適切で、支配プレミアム、暗黙の支配、支配評価の緩和という3つの観点から分析を行った。そして支配プレミアムに関しては、(1) 支配プレミアムは、当該パートナーシップにおける全ゼネラル・パートナーの50パーセント超をゼネラル・パートナーの受贈者が保有する場合は認められる。そして、(2) 支配プレミアムは、市場性の欠如による割引や支配しているゼネラル・パートナーが他のパートナーに対して負っている受託義務の存在によって軽減される可能性が高い、という原則を示すことができた。

その後、内国歳入法第14章の条文とファミリー・リミテッド・パートナーシップにおける所得の贈与の問題に関して言及している。ファミリー・リミテッド・パートナーシップに関して用いられてきたのは最近のことであり、議会での議論も十分とは言えないであろう。そのような中、この納税者に有利な制度に対して議会が第2章や本章の資産凍結で示した3つの特徴を見せるかどうか興味あるところである。

第1章から第6章まで米国の遺産税および事業承継税制について議論してきた訳であるが、次章ではわが国における相続税の歴史について検討してみたい。

## 第7章 わが国における相続税制の展開

### 第1節 はじめに

第1章から第3章では、米国における遺産税、贈与税の歴史的展開を述べた後に、遺産税、贈与税の現行制度の概要について検討してきた。これらの資産税の適用にあたっては、エステート・プランニング上、特に資産の評価が重要になるために、非公開会社の価値評価システムおよび価値の測定に関わる裁判所の判決について検討してきた。これらの章を通じてフランクリン・ルーズベルト政権時、その体制が長期にわたって続いた要因のひとつとされる公平性との関連性を指摘した。例えば第3章において分析した非公開会社の価値評価システムは非公開会社の評価に関して、米国においては画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていないのは、各会社にとって適切な価格を決定するためには個々の事情を勘案して決定する方がより水平的に公平であるという考えに基づいていると指摘した。水平的公平性とは、同じ条件の納税者は、課税上同じ程度の負担をすべきであるということを意味している。また信託制度について考察した第4章で取り上げた世代跳梁税の創設は、垂直的公平性の見地からその制度化が促進されている。垂直的公平性とは、富裕層を貧困層と比較して、より多くの税を負担してもらい、富の保有如何による課税上の公平性の問題である。更に第5章では信託を利用した事業継承スキームにおいて経営権を留保した場合の取り扱いについて、第6章ではエステート・プランニングを行う上で良く用いられる資産凍結手法に対する連邦議会の対応と信託制度に加えて最近用いられるようになったファミリー・リミテッド・パートナーシップについて検討した。これらの研究を通じて議会における遺産税制度に対する対応の3つの特徴が指摘できたのである。では日本における相続税は、どのような経緯、思想で現在の姿になったのであろうか。本章においてはわが国における相続税制の展開と事業継承のあり方についての視点を検討したい。

本章では、まず、日本における相続とはどういうものなのかを議論することから始めたい。日本の法制史が専門の石井良助東京大学名誉教授は上代から現代に至るまでの相続法を研究しているが、その研究を検討することにより日本では相続を実施する際、相続人の資格について一定の選考、選抜を行うようになってきたことを指摘する。ここでは明治時代における日本最初の相続税が家督相続に対して配慮したものであったことから、長子相続の制度を中心に議論を展開していきたい。この議論を進めるに連れて日本の相続におい

て「家族の責任」という言葉がキーワードとなっていることに気づくのであるが、そのような相続に対して、明治時代に始まった相続税制度がどのように対応したかを検討する。

第二次世界大戦の敗戦はわが国の統治機構に大きな影響を及ぼすこととなったが、税制もその例外ではなかった。次に第二次大戦後において、わが国の税制の近代化を推進した、コロンビア大学経済学部のカール・シャープ（Carl S. Shoup）教授を団長とする7名の日本税制調査の使節団が行ったシャープ勧告を契機に、相続税がどのように変容していったかを検討していく。その中で前述の「家族の責任」のあり方も再び問われることになる。一方、そのような、第二次世界大戦前およびその後の相続税制の変化に対して企業がどう対処してきたかは興味あるところであろう。

この戦後日本の租税政策に大きな影響を及ぼしたシャープ勧告とルーズベルト政権の税制政策とは実は関係しているのである。というのは団長のカール・シャープ教授は、ニューディール政策の租税政策の専門家の人であった。1934年の夏にルーズベルト政権の新しい財務長官に就任したヘンリー・モーゲンソウ（Henry Morgenthau）は、ニューディール政策の租税政策のための専門家を招集したが、その中にシャープ教授も含まれていたのである。またシャープ使節団のひとりであるハーバード大学のスタンレー・サリー教授（Stanley S. Surrey）はルーズベルト政権の租税に関する新しい政策コミュニティに属する人物であった。ルーズベルト政権における公平性はシャープ勧告において、例えば財閥による影響の排除において垂直的公平性の確保が図られ、遺産所得税形式の採用で水平的公平性を図っているなど、随所に垣間見ることができるのである。

## 第2節 日本における相続税廃止の議論

米国においては第1章および第2章で詳細に検討してきたように、特にこの10数年の間、遺産税は様々の議論がなされ、2010年には1年だけではあるが廃止されるということにもなった。日本における遺産税に当たる相続税のあり方に関しては日本の租税法の研究者についても意見が分かれるところである。成蹊大学の武田昌輔名誉教授は、平成5年（1993年）に、「私は、大胆にいわせてもらえれば、相続税は廃止すべきであるとかねてから考えているのである<sup>1</sup>」と、現行の相続税に否定的な意見を述べている。そして「私は、

---

<sup>1</sup> 武田（1993）7頁。

相続税を全く廃止すべきであると真から考えているわけではない。」「私のいいたいのは、相続税をまず廃止するという基本的立場に立って、しかる後、新たに総合的に勘案して、もし設けるべきことのコンセンサスを得た場合においては、これを設けることも認めるべきだということにあるのである。」とし、「基礎控除を少なくとも 10 億円とし、まず、相続税は庶民には関係のない税とすることが必要である<sup>2)</sup>」と提案している。新井隆一・早稲田大学名誉教授も「相続という制度は、夫婦・親子・兄弟姉妹などの愛や血のつながりによる生活集合の安定した存続、資本・事業などの連綿とした系図的な承継、などを願望する人びとにとって、必要不可欠な社会的仕組みである。相続税制度が相続制度を崩壊に導くようなことがあってはならないし、相続税制度が相続制度を空洞化するようなことがあってもならない。<sup>3)</sup>」と相続税制度に対して慎重な姿勢を示している。これに対して中里実・東京大学教授は、包括的所得概念の理論により、相続税・贈与税の廃止の効果に疑問を投げかけている<sup>4)</sup>。しかし、これらの議論が米国のように国民を巻き込んでの大きな議論になっているか、というところではないであろうし、また議論の対象も家族制度や税の構造など多岐にわたり、まとまりのある展開ともなっていない。

このような背景もあって、平成 25 年度の税制改正において相続税増税案が成立した際にも有識者やマスコミからは目立った反論は聞かれなかったのである。その中で、国税庁長官を歴任した早稲田大学の渡辺裕泰教授は、日本におけるこの様な相続税課税強化論に疑問を呈している。渡辺教授は外国においては相続税に批判的な声が強く、実際に廃止・縮小する潮流にあることを指摘し、「もう一度皆で考えるべき事柄なのではないか。」と問題提起している<sup>5)</sup>。この章はこのような問題提起に応えるものであるが、税制について議論する前に、まず日本において相続とはどのようなものであったのか、を検討することにしよう<sup>6)</sup>。

---

<sup>2)</sup> 武田前掲 8 頁。

<sup>3)</sup> 新井 (2009) 10 頁。

<sup>4)</sup> 中里 (2008) 18 頁。東京大学の金子宏名誉教授も、相続税の存在意義は所得税の補完税としている。金子 (2002)。

<sup>5)</sup> 渡辺 (2012) 17-22 頁。

<sup>6)</sup> 相続税・贈与税に関しては財政学の研究者によっても様々な検討がなされている。例えば遺産の動機については、国枝 (2002) は、(1) 偶発的遺産 (accidental bequest)、(2) 利他的遺産動機 (altruistic bequest motive)、(3) 贈与の喜び (joy of giving)、(4) 戦略的遺産動機 (strategic bequest motive)、(5) その他、に分類しわが国の望ましい税制に関して議論している。また、概して財政学の研究者よりも税法の研究者の方が相続税に懐疑的な考えを持つ者が多いように感じられるが、それは租税回避行動の可能性についてよ

### 第3節 相続制度の歴史

#### 第1項 上代から中世まで

日本の法制史が専門の石井良助<sup>7</sup>東京大学名誉教授は、日本における上代（推古天皇11年以前）からの相続法の歴史を研究している<sup>8</sup>。それによると日本最古の相続の対象は火を切出す特権であり、それが氏上にのみ存し、当時の氏上に氏上たらしめる権威を与えていたという。そして相続のときに火継の行事が行なわれ、したがって相続のことを火継と呼んでいた。そして火継相続は弥生文化時代（上代前期）に生まれたという。その後、上代中期に入り、一般氏族においては政治的活動に重点が移ったので、氏上の地位の相続は氏上の政治力の根源である氏神の祭祀の相続に変わり、またその権力の象徴として鏡・剣・玉が用いられるに至り、相続の際にはこれが相続されるに至った<sup>9</sup>。また相続の方法であるが、上代中期においては卜定（ぼくじょう）相続が行なわれ、しかも、分割相続で、相続人の中の一人が氏神の祭祀を相続したのであるが、後期に入るや、行事の相続とこれが表徴たる氏名の単独相続となり、しかも選定相続になったのである<sup>10</sup>。

推古天皇の11年（603年）、憲法17条の制定以後、康保4年（967年）までを上世とする。本時代はいわゆる律令時代であって、中国より継受された律令の行われた時代である。律令では相続を家の相続と財産の相続とを別個に規定している。まず家の相続は、大宝令によると有位者の場合は、長子単独相続の制によるが、有位者でない庶人に関しては始め、嫡子はなく、庶人にも嫡子を立てることが許されたのは養老5年である。財産の相続に関しては、大宝令は嫡子単独相続ではないが、これに近いものといえることができる。そして諸子の中の一人が死亡した場合には、その子は父の分を承けることができたのであり、長子優越主義は徹底したものであった。ただ相続人たる諸子が全部死亡した場合には、その子等（被相続人の孫）は全部平等に均分したのであり、この場合には、唐令の規定するところと同一の平等主義になったのである<sup>11</sup>。

---

り詳細に分析しているからであろう。

<sup>7</sup> 昭和59年文化功労者、平成2年に文化勲章を受章している。

<sup>8</sup> 相続税と相続制度について、比較法的に考察した研究として、来栖（1976）を参照されたい。

<sup>9</sup> 石井（1980）3-11頁。

<sup>10</sup> 石井前掲22-23頁。

<sup>11</sup> 石井前掲24-36頁。

中世は康保4年(967年)以後、応仁元年(1467年)までである。上世においては、相続に、家(継嗣)相続と財産相続との別があり、中世に入っても同じく、家の相続と財産相続との別が存したが、そのほか、古の氏上の地位の相続の後身とも言うべき家督の相続の制が生じたので、都合、家督相続、家の相続および相続財産の3つの相続が存したことになる。まず、家督の相続であるが、これはことに武士の間において顕著に発達したところである。平安時代後半期において、武士が発達したことは周知のところであるが、これら武士の間には血族的団結の風がことに強く行われたのである。当時において一族、一家等と呼ばれたものは、いずれもこの血族団体であるが、この一族の首長を一門家督、家門棟梁等と呼んだ。家督の下には一族の輩があり、彼らは家督の統率に服した。つまり軍事的統率が家督の最大任務であるが、付随的なものとして、御家人の任官叙爵は家督の推挙によるべきものとされた。この家督たる地位を承継することを、「家督を継ぐ」または「家督を相続す」と言ったが、それは一族の輩に対する軍事的統率権の相続に外ならないのであり、祭祀の相続でも、家名の相続でもない。この家督に誰になるかと言え、それは本家の嫡子である。そこで、家督の相続人を説くことは本家の相続人を述べることになるのであり、本家の相続人は一般の家の相続法によって定まるのである<sup>12</sup>。

家相続の家というのは名字の家を構成する本家または分家の各家を指すのである。しかしてこの意味の家は夫婦とその卑属を中心とした結合であって、家長を示す語はなく、家族間の関係は、夫婦、父子、兄弟のごとき親族関係として表示されるに止まったのである。鎌倉時代にあって、結合の中心になったのは家業であった。武士について言えば、家業は主君に対する奉公であり、抽象的に言えば武士の道である。家が家業を中心とする団体であるとすれば、家の相続はすなわち家業の相続に外ならない。そしてこの家の相続については、長子単独相続法が行われたのである。そして財産相続であるが、平安朝時代後半期に入ると、生前に処分しておく、つまり処分相続が普通となり、処分なくして、死亡した場合を未処分と言って、例外とされたが、これは中世を通じて同様であった。中世においては、この処分相続の場合においても、未処分相続の場合においても、長子の単独相続ということはないのであって、事実上、嫡出長子は普通、嫡子として、他子よりも多くの所領を受けたことは受けたが、それは固より法定相続があったわけではなかったのであり、財産相続に関する限り、中世においては長子相続は行われていなかったのである<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup> 石井前掲 42-46 頁。

<sup>13</sup> 石井前掲 52-57 頁。



## 第2項 近世から江戸時代まで

近世とは応仁元年（1467年）以後、安政5年（1858年）までの間をさすのであるが、これを前期（戦国時代及び安土桃山時代）及び後期（江戸時代）に分けて述べることにする。まず前期の家相続であるが、古くより遺産のことを遺跡と言ったが、室町時代末より戦国時代にかけて、これをまた跡職と呼んだ。これが名字相続の概念と合体して名跡相続の観念を生じた。当時においては嫡子の単独相続制は、確立した原則になっていた。しかも、嫡子（嫡出の長子）の慣習法的な推定相続人たる地位は、正当な理由なくしては、親といえども、これを奪い得ないものとされた。しかし、嫡子の定立は鎌倉時代においては、原則として、被相続人の自由になしえたところであるが、室町時代より戦国時代にかけては、戦乱相継いだため、武士の間にあつては、軍事的勤務の重要性が特に増大し、ために、武士が主君より宛行われた恩領の対価とも言うべき軍事的勤務の充実がとくに要請されるに至った。そこで武士の相続に対して、主君が強く干渉するようになったのである<sup>14</sup>。財産相続に関しては、この近世前期は、武士について、名跡相続が一般化する過程であるが、諸分国法の規定の中には、私領（主君より恩給された恩領に対する意味）その他の財産相続に関するものが見れるが、それはいずれも分割相続を予定しているものである。しかし、分割相続の場合も主君や父祖の以降に沿った場合という留保条件がついている<sup>15</sup>。

江戸時代に入ると、武士の支配する土地は原則として、主君より扶助された領地のみであり、私有地を有することは例外的なことになったので、その生活は完全に主君との封建関係に閉じ込められた。ここにおいて、主君は家臣の身分的行為に全面的に干渉するに至ったのである。これに反して、庶民の身分法については、幕府法は原則として放任主義をとったので、ここに親族法及び相続法につき、武家法と庶民法との対立を見るに至ったのである。武家法においては、武士は幕府より扶助された封地のほか、土地を私有することが許されなくなったので、中世におけるような、主君より恩給された恩領とそれ以外の原因で取得した私領との対立はなくなった。しかも封地の処分は禁ぜられたのであるから、戦国時代前後において成立した武士の名跡相続の封建制は、江戸時代に入ってさらに徹底化したものといえる。すなわち、江戸時代において、封地の相続はなくなったのであり、封禄の相続という言葉を用いてはいるが、実は被相続人よりの願出に対してなされる再給に

---

<sup>14</sup> 石井前掲 68－70 頁。

<sup>15</sup> 石井前掲 71－73 頁。

外ならなかったのである。そして武家法上の家は、長子単独相続税であった<sup>16</sup>。

庶民法においては、中世において家の相続が家業の相続を中心としていたのと同様に、家の相続は、家業の相続であり、その物的裏付として、家産の相続があったのである。しかし、この家業がいかに外部に表現されるかは、農民と町人とで趣を異にしたのである。農民については、祖先伝来の農業がすなわち家業であった。従って、家の相続といえは、祖先伝来の農業の相続にほかならなかった。商家においても、家は家業を中心とする団体であり、家業とはつまり商事のことである。商家にあっては、家の相続は商事の相続であるから、商家の相続人は商売の相続人である<sup>17</sup>。

以上、上代から近世までの相続法の歴史を検討してきた訳であるが、東京帝国大学の法学部長も務めた穂積陳重博士は、この相続税発達の時代区分を、第一期（太古）は祭祀相続時代、第二期（中世）は身分相続時代、第三期（近世）は財産相続時代とし、これを財産法の三変と表現している<sup>18</sup>。これに対して民法における相続法の代表的教科書である中川善之助『相続法』では「どんな未開人も生きて行く努力は怠らなかったであろうし、そのため食糧や、食糧生産の用具や土地といったようなものが財産として蓄積され、承継されていたことは想像できる。そうだとしたら、相続も祭祀承継が最初の契機ではないといわねばなるまいし、また相続の本来の対象は財産だということもいえるであろう<sup>19</sup>」とし、また「家族制度の時代になれば、家長の地位が強化され、殊に封建法の上では、一族に対する軍事統率権を中核とする家督の相続が、財産、殊に封禄の承継と結合してくる。これが前述した穂積陳重博士のいわゆる身分相続であるが、この封建法的家督相続法は、封建制度の崩壊後もなお残存し、明治民法においては、それが封建法だけに限られず、一般民法として全国民に適用される相続法になったのである・それが明治民法 986 条の『家督相続人は相続開始の時より前戸主の有せし（身分上ならびに財産上一切の）権利義務を承継す』という規定になったのである。」としている。つまり、同書では、第一期の祭祀相続時代および第二期の身分相続時代ともに財産の必要性はいつの時代も存在したのであると指摘している。この指摘は石井博士の歴史分析からも伺い知れることでもある。

これらの歴史分析において印象的なのは、近世の前半、つまり室町時代より戦国時

---

<sup>16</sup> 石井前掲 73－79 頁。

<sup>17</sup> 石井前掲 80－83 頁。

<sup>18</sup> 穂積（1888）102 頁。

<sup>19</sup> 中川（1964）2 頁。

代にかけて、武士の間にあつては、軍事的勤務の重要性が特に増大し、武士の相続に対して、主君が強く干渉するようになったことと、後半の江戸時代においても、武士の生活は完全に主君との封建関係に閉じ込められ、主君は家臣の身分的行為に全面的に干渉したということである。これは相続の条件として、武家の場合は、親族だけではなく、主君、つまり幕府や藩主などの一定の評価を得ることが必要になったということである。その評価の要素としては、戦国時代においては軍事的な能力であったであろうし、江戸時代にあつては、例えば武力に加えて、主君に対する忠誠心といったものであったろうと考えられる。それらの能力、いわば「家族の責任」を果たすことが可能であると周囲から評価された者だけが相続を受けることができた訳である。これは少なくとも武家においては相続という行為が、「家族の責任」を果たせるかどうかの評価を経た後に与えられたもの、と考えて良いであろう。

#### 第4節 明治時代における相続制度

それではこの相続制度が、明治時代以降にどのような形で制度化されたかを検討していくことにする。明治初年において、家の相続のことを家督相続または家名相続と言った。しかし、華士族においては家禄の問題があるので、平民とは異なる取扱いを受けたのであるが、家禄の制も明治10年には廃止され、しかも士族の窮乏は平民に劣らない有様となったので、この頃からようやく士族は平民と共通の法に従うようになった。明治新政府が相続人につき始めて規定したのは、明治3年12月頒布の新律綱領戸婚律立嫡違法条である。この規定は嫡長男子の家督相続権を確保したもので、明治15年旧刑法の施行に至るまで行われたのであるが、華士族平民のいずれにも適用された<sup>20</sup>。

ところで明治以降、家督相続に関する最初の私法的立法は、明治6年1月22日第28号布告であった。これによれば総領、つまり嫡長男子の家督相続権はきわめて薄弱なものとなり、父の心底次第、その相続権は剥奪されるわけであり、明白に前述の新律綱領戸婚律立嫡違法条に矛盾するので、7月22日に同規定は第263号布告により改正され、総領男子の相続権は疾病等のやむを得ない出来事があり、かつまた所轄官庁の許可がなければ、これを奪うことができないとした。ここで、一応、長男相続制は確立した形となった<sup>21</sup>。

第263号布告は元来、華士族に関する規定であつて、平民は除外されているので

---

<sup>20</sup> 石井(1980)90頁。

<sup>21</sup> 石井前掲90-91頁。

あるが、それが平民にも準用されるべきか否かについては多少の変遷があった。最初、明治7年2月9日に広島県が正院に対して、平民への適用を問い合わせたところ、適用されるべきとの解釈が返ってきている。しかし同年7月の滋賀県からの質問には、平民への適用を否定している。結局、明治9年1月22日および同年2月18日の内務省からの伺いに対する正院指令は、明確に平民には適用されないとの解釈が示されるに至っている<sup>22</sup>。

以上のように明治初期における長男子相続法は一応形を整えたのであるが、それは相当幅のあるものであったことを注意しなければならない。そしてこれ以後の変遷について特に注目される点は、明治に入っても家業の相続という観念が存したことである。当時において家督相続をもって家業相続と考えていたという証拠は幾つか存在するのである<sup>23</sup>。

さてその後、明治時代も進むと各種法律制度も充実してくるのであるが、民法においても同じである。明治民法典は、明治31年(1898年)7月16日から施行された。徳川時代には上記のとおり、私人間の身分と財産の関係を定める一般的な法令は存在しなかったため、明治政府はこれを定めるために、近代的な民法典を編纂しようと努力した。明治3年に太政官に制度取調局を設け、江藤新平を長官に任じて準備をはじめ、明治12年にはフランスの学者ポアソナードを招いて、主としてフランス民法典(1804年のナポレオン法典)を範として、草案を作り、明治23年にこれを公布し、明治26年から施行しようとしていた。この草案の親族と相続に関する部分は、ポアソナードの意見に従いながらも、わが国の慣行も取り入れたものであったから、家・戸主・家督相続という制度も認められていた。しかし、家族制度の維持を主張する一派の学者は、強くこれに反対したので、延期派と断行派とに分れて、いわゆる「民法典論争」を生じた。そして、結局、延期派の勝利となり、政府は右の草案を廃棄し、改めて法典調査会を設け、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の3人を起草委員とし、両派の俊秀を委員にして、草案を作成させた。起草委員は、公表されていたドイツ民法の第一草案をも参照しながら原案を作り、委員会では激しい論戦が行われたが、民法典の中の前の三編(総則、物権、債権)は明治28年に、後の2編(親族、相続)は明治30年に完成し、帝国議会ではさほどの論議もなく成立し、既述のように全五編が明治31年から施行されることとなった<sup>24</sup>。

戸主は家産を管理し、家族員を扶養し(但し、夫婦・親子の扶養義務が優先する)、

---

<sup>22</sup> 石井前掲 91-97 頁。

<sup>23</sup> 石井前掲 99-100 頁。

<sup>24</sup> 我妻(1969) 36 頁。

祖先の祭祀を主宰する。墳墓・祭具・系譜・系図などは、家督相続の特権として、戸主から戸主へと伝えられる。戸主はできるだけ男子をあてようとするが、そのことは、家督相続の順位に現れることになる<sup>25</sup>。

戸主の地位は、家督相続によって、一人の者に伝えられる。嫡出の男子（長幼による）が第一順位だが、第二順位は、非嫡出男子（庶男）で、嫡出女子が第三位、というところに戸主はできるだけ男子という思想が現れている。つまり非嫡出の男子は、嫡出の女子に優先して戸主になったわけである。ちなみに妾は明治初年まで公認されていた（妻妾二等親）。それが明治13年（1880年）の旧刑法制定の際に大論争の結果、法律上は何ら特別の権利義務を認められないことになったが、妾の子が家を継ぐ、つまり家を継ぐ男子をえるために妾を置くという思想は、民法の中に持ち込まれたわけである<sup>26</sup>。

家督相続を重要視した民法は、法定推定家督相続人（長男、男子がいないときは長女）は、家を去りえないものとした。「跡とり娘は嫁にゆけない」（婿養子を迎える他はない）という拘束を生じたのはそのためである。家督相続について最も注意すべきことは、戸主の財産（家産）を長男が一人で相続し、他の者（次男や姉妹など）は一銭も貰えない、ということである。この制度は、家が生産の主体であり、家産がその生産の施設・用具である場合には、その分裂を防ぐ作用をしたことは疑いない。しかし、家が消費団体（家族の生計の資が戸主のサラリー）である場合には、家産といっても、それは公債か預金、たかだか住宅だけになるから、長男以外の子に分けないことは著しい不公平と考えられるようになる<sup>27</sup>。

なお、民法も、戸主でない者（家族員）が死亡すれば、遺産相続が開始するものとし、そこでは、遺産をすべての子に平等に分けた。従って、祖父が戸主である間に父が死亡すれば、均分相続となり、父が戸主になってから死亡すれば、長男子一人相続となる。戸主ではない者は目ぼしい財産をもたない場合には、この二本建相続制もそれほど不公平とはならないであろう。しかし、祖父も父もサラリーマンである場合には、甚だしい不均衡とある<sup>28</sup>。

このようにわが国における相続制度も近代的な法制度の中に取り入れられることになった。しかし、この明治民法典は、例えば相続において江戸時代に見られた「家族の責

---

<sup>25</sup> 我妻前掲 39 頁。

<sup>26</sup> 我妻前掲 39 頁。

<sup>27</sup> 我妻前掲 39－40 頁。

<sup>28</sup> 我妻前掲 40 頁。

任」の視点による評価のプロセスの欠如など、形式にとらわれている嫌いがあり、穂積八束博士による著名な論文『民法出デテ忠孝亡ブ<sup>29</sup>』など、大きな批判にさらされることとなった。このような制度化された民法における家族制度および相続制度に関する議論は、その後も継続してなされることになるが、租税法に関しては当然ながら制定された民法を前提として議論、制度化されていくことになるのである。以後は、日本における相続税の沿革について検討することにしよう。

## 第5節 日本における相続税の歴史

租税法の権威である金子宏東京大学名誉教授によると、日本において租税法の研究と教育が本格的に行われるようになったのは、昭和25年(1950年)ころからのことである、という<sup>30</sup>。一方、ハーバード大学教授のスタンレー・サリー(Stanley S. Surrey)やコロンビア大学教授のウィリアム・ワーレン(William C. Warren)によると米国の場合、その開始は1925年というから、日本の場合、租税法の研究と教育の分野は、四半世紀ほど遅れることになる<sup>31</sup>。しかし、日本の場合、税制に関する主幹官庁である大蔵省は、官庁の中で最優秀な人材を擁することで知られており、その中で税制に関する知識は蓄積していたと想像される<sup>32</sup>。

日本の相続税の歴史を議論する上で、第1章および第2章で米国について議論した場合と同様にいくつかの時代を区分して議論したい。相続税の課税体系の上からわが国の相続税について沿革的にみると、大きくは4つの期に分けて考えることができる。第1期は、相続税の創設から太平洋戦争の終結までで、年代でいうならば、明治38年(1905年)から昭和21年(1946年)までである。第2期は、憲法の改正に伴う相続法の改正からシャープ勧告に基づく税制改正が行われるまでで、昭和22年(1947年)から昭和24年(1949

---

<sup>29</sup> 明治24年(1891年)の法学新報第5号に掲載された。

<sup>30</sup> 金子宏著「租税法 第十七版」弘文堂 平成24年。はしがき(初版の序)。各大学では、シャープ勧告によって「各大学の法学部においては、税法の講座を独立の課目として設けるべきである」と指摘されて租税法の講義が開講されたという。水野(2006)4頁。

<sup>31</sup> Stanley S. Surrey and William C. Warren, 'Federal Estate and Gift Taxation Case and Material' The Foundation Press, Inc., 1952. ix (Foreword to 1950 edition).

<sup>32</sup> 元大蔵省(現 財務省)主税局税制第一課の櫻井四郎はそのような優秀な官僚の一人とあって良いであろう。その著書『相続税』(中央経済社刊、昭和34年)は、昭和33年に至るまでの相続税の歴史を詳説している。本稿における相続税の昭和33年改正までにおける記述は、同書に依るところが大きい。

年) までであり、第 3 期は、シャープ勧告による税制改正が行われた時期、つまり昭和 25 年から昭和 32 年までである。そして第 4 期はシャープ勧告によって導入された遺産所得税方式に修正が加えられ、遺産税的な色彩を持った法定相続分課税方式による遺産所得税の現行制度になった時期、つまり昭和 33 年から現在までである。本稿ではこの 4 期に分けて論じることとする。

つまり課税体系でいうならば、第 1 期および第 2 期においては、ともに相続の開始があった場合に、被相続人の遺産額を課税標準として課税する遺産税体系がとられていた。しかし、その内容においては、第 1 期と第 2 期とでは、かなり相違している。すなわち、第 1 期の時代においては、家の制度を中心とする相続法のもとで、相続税も家督相続に対するものと、遺産相続に対するものとに分け、前述のように相続税制度の上においても、家の存続ということに多大の配慮がされていた。そして、相続税の課税体系としては、遺産税体系をとりつつも、相続人と被相続人との間の親等の親疎の別に応じて税率を異にすること等により、財産取得者の実情を考慮し、そこに若干でも、遺産取得税体系的な要素をとり入れたものであった。

それが、第 2 期においては、太平洋戦争の終結に伴う憲法の改正により、相続法は全面的に改正されて、平等の原則のもとにたつて、家督相続の制度が廃止された。これに伴って、相続税も、遺産課税に対する課税一本となったが、相続税の課税体系としては、なお遺産税体系のもとに、財産取得者と被相続人との親等の別による税率の差を設ける等、遺産取得税体系的な要素がとり入れられていた。ただ、この時代においては、相続税の補完税として贈与税の制度を設け、親族以外のものに財産を贈与した場合にも、その者が贈与した財産について、その者の一生を通じて累積課税を行うこととして、遺産税体系をより徹底したものとして整備していることがみられる。

次に、第 3 期は、昭和 25 年 (1950 年) のシャープ勧告に基づく税制改正が行われてから昭和 32 年までである。この時代における相続税は、遺産取得税体系をとっているのであるが、この時代は、さらに 2 つの時代に区分して考えることができる。まず、昭和 25 年 (1950 年) から昭和 28 年 (1953 年) の相続税法の改正が行われるまでは、相続税は財産の無償取得税であって、相続、遺贈または贈与により財産を取得した者に対し、その者の一生を通ずるこれらの取得財産の価額を累積して課税する制度がとられた。したがって、相続税は、被相続人の遺産に関係なく、相続人が遺産をどのように分割して取得したかにより、相続税の額が定まることとなった。次いで、昭和 28 年 (1953 年) の相続税法の改正から昭

和 33 年（1958 年）の相続税法の改正までの期間である。シャープ勧告に基づく相続税は財産取得者の一生を通じた無償取得財産を累積して課税する制度であつたが、昭和 28 年（1953 年）の改正では、主として税務執行上の要請から財産取得者の一生を通じた累積課税の制度は廃止され、相続税は相続税と贈与税との二本建の税制となり、相続、包括遺贈および被相続人から相続人に対する遺贈により取得した財産については相続税を、また、贈与および特定遺贈（被相続人から相続人に対するものを除く。）により取得した財産については贈与税を課することとし、相続税については相続のつど、贈与税については一暦年間中における取得財産の価額を合計して、それぞれ課税するものとしていた。

そして、このような遺産取得税体系についてあらわれてきた各種の弊害を除去するため、昭和 33 年（1958 年）には、相続税の課税体系について、遺産取得税体系を維持しつつ遺産税体系的要素をとり入れた改正が行われることになった。現在に至る、第 4 期としている時期の始まりである。相続税の沿革の上では、昭和 33 年（1958 年）の相続税の改正以後は、新しい時代にはいったとみることができる。この時代の相続税は、相続税の課税体系は遺産取得税体系をとりつつも、その税額の計算については、遺産の額と相続人の数により各相続人および受遺者の納付すべき相続税の総額を計算し、これを各相続人および受遺者に係る相続税の課税価格に応じて按分して納付税額を計算する制度がとられたのである。この昭和 33 年の相続税改正の骨格は現在も適用されているのであるが、分析するに当たっては、昭和 33 年の税制改正時、それ以後の昭和期、平成期の 3 つの時代に分けて考察することにする。

それでは各時期をより詳細に検討することとしよう。

## 第 1 項 相続税の創設から太平洋戦争の終結まで（第一期）

### 1. 相続税の創設とその理由

明治 37 年（1904 年）に勃発した日露戦争の戦費は約 17 億円に達し、日清戦争の戦費、約 2 億円に比べれば約 8 倍半に達していた。その戦費の大部分は国債によって賄われ、その割合は約 82.5%に及んでいる。しかし、国債だけでは戦費の全部を賄えないので、これに合わせて増税も行われている。その増税額は、明治 37 年度および 38 年度の両年度に、予算額で 212 百万円であった。明治 37 年度に第一次として、所得税や酒税などが増税され、増税額は 6,220 万円であった。しかし、戦局が進むにつれて、軍費の必要性はさらに



増大し、第二次増税に至った。このような非常事態に際して、増税財源も従来の方針にとらわれず、再検討が要請されることになり、ここに浮かび上がったのが、既存の税目の増税や通行税の創設などと相続税の創設であった<sup>33</sup>。

では相続税法案提出に至るまでの経過はどのようなものであったのであろうか。政府は明治 37 年 10 月に増税に関する法案要綱を作成して各方面との折衝を始めている。当時、最も有力な政党であり、政府の与党的立場にあった西園寺公望総裁の立憲政友会は、相続税法の設定を是認し、この期の議会において政府からこの法案を提出させることを決議している。また立憲政友会に次ぐ勢力を有する政党である大隈重信が党首である憲政本党も、創設賛成に傾くなど、議会の多くの支持を得るところとなっていた。世論はどうかというと、東京朝日新聞は、「相続税の考察」という社説を掲げ、「吾人はこれを可とするに躊躇せず」と賛意を示すなど、大体において相続税創設賛成論を打ち出していた。しかし全てが賛成ということではなくて、後の総理大臣である加藤高明が主幹であった東京日々新聞は相続税に反対の態度を取っている。その主な反対理由は、相続税は財産の細分を促して、わが国古来の家族制度変更の結果を生ずる恐れがある、というものであった。この家族制度変更の恐れありという批判は、当時の家族制度の伝統維持を美風とした時流の中で、最も有力な相続税反対論として、語られることになるのである<sup>34</sup>。

相続税の課税根拠については、相続税法の立法前から多くの学者によって論ぜられている。それらは 6 つの根拠<sup>35</sup>に整理される。その中で、当時、根拠として依拠していたのが偶然所得課税説である。これは相続財産の取得という事実に着目し、それを相続による偶然所得の発生であるとして、その所得（財産）に対し、負担能力に応じて課税を行おうとする説である。戦前のわが国における相続税の課税根拠は、この偶然所得課税説を中心に、他の説を組み合わせてなされるのが普通で、相続税の根拠に、富の再分配説的な考え方が強く入ってきたのは、戦後の相続税改正後のことである<sup>36</sup>。この点は、富の再分配が遺産税導入の大きな理由の一つであった米国とは異なっている。

---

<sup>33</sup> 大村（1975）124－125 頁。税務大学校教授の大村巍は、相続税が創設された当初の学説の動向や行政・世論の動向を詳細に調査している。

<sup>34</sup> 大村前掲 126－128 頁。

<sup>35</sup> 偶然所得課税説の他には、相続制限説、相続参加説、財産分配説、報償説、所得補完説があった。詳しくは、大村前掲 130－131 頁。

<sup>36</sup> 大村前掲 130－132 頁。

## 2. 創設当時の相続税

このような背景の下に創設された日本の相続税制度であったが、当初の法律の内容としては次のようなものであった。

- (1) 相続開始の際に日本にある財産を標準として課税するものとし、
- (2) 被相続人が日本に住所を有するときは、ア.日本にある動産および不動産、イ.当該不動産の上に存する権利、ウ.それ以外の財産権、をもって相続財産とし、被相続人が日本に住所を有しないときは、ア.およびイ.の財産をもって相続財産とする。
- (3) 課税原因は、ア. 家督相続の開始、イ. 遺産相続の開始、ウ. 被相続人が推定家督相続人および推定遺産相続人に対し財産を贈与したこと、ならびに、エ. 分家をするに際し、または分家の後、本家の戸主が分家の戸主または家族に対し財産を贈与したことであり、これらの課税原因により移転する財産の価額を標準として相続税を課することとしていた。
- (4) 相続税の免税点は、家督相続については 1,000 円、遺産相続については 500 円となっていた。

なお、被相続人が相続開始前 1 年以内に贈与した財産で日本にあるものは、これを相続財産の価額に加算して相続税額を計算するものとし、また、公共団体、慈善団体に対する贈与または遺贈に係る財産は非課税財産として、その価額は課税価格に算入しないこととしていた。さらに、相続税の徴収は、原則としては一時徴収としていたが、税額が 100 円以上であるときは、3 年以内の延納を認めることとしていた<sup>37</sup>。

相続税創設当時の税率については、家督相続と遺産相続とに区分し、さらに被相続人との続柄の親疎関係によって、次の表のように定められた。

---

<sup>37</sup> 櫻井 (1959) 17-18 頁。

家督相続			
課税価格	税率		
	相続人が被相続人の家族たる直系卑族なるとき	(1)	(2)
5,000円以下の金額	1,000分の12	1,000分の15	1,000分の20
5,000円を超える金額	1,000分の15	1,000分の17	1,000分の25
10,000円を超える金額	1,000分の17	1,000分の20	1,000分の30
20,000円を超える金額	1,000分の20	1,000分の25	1,000分の35
30,000円を超える金額	1,000分の25	1,000分の30	1,000分の40
40,000円を超える金額	1,000分の30	1,000分の35	1,000分の45
50,000円を超える金額	1,000分の35	1,000分の40	1,000分の50
70,000円を超える金額	1,000分の40	1,000分の45	1,000分の55
100,000円を超える金額は、其50,000円毎に（百万円に至って止む）	1,000分の5を加う	1,000分の5を加う	1,000分の5を加う
(1) 相続人が被相続人の指定したる者、民法第982条（法定又は指定の家督相続人なき場合）に依り認定せられたる者、被相続人の家族たる直系尊族または入夫なるとき			
(2) 相続人が民法第985条（民法982条に依る家督相続人なき場合）に依り選定せられたる者なるとき			
遺産相続			
課税価格	税率		
	相続人が直系卑族なるとき	相続人が配偶者又は直系尊族なるとき	相続人が其他の者なるとき
1,000円以下の金額	1,000分の15	1,000分の17	1,000分の25
1,000円を超える金額	1,000分の17	1,000分の20	1,000分の30
5,000円を超える金額	1,000分の20	1,000分の25	1,000分の35
10,000円を超える金額	1,000分の25	1,000分の30	1,000分の40
20,000円を超える金額	1,000分の30	1,000分の35	1,000分の45
30,000円を超える金額	1,000分の35	1,000分の40	1,000分の50
40,000円を超える金額	1,000分の40	1,000分の45	1,000分の55
50,000円を超える金額	1,000分の45	1,000分の50	1,000分の60
70,000円を超える金額	1,000分の50	1,000分の55	1,000分の65
100,000円を超える金額は、其50,000円毎に（百万円に至って止む）	1,000分の5を加う	1,000分の5を加う	1,000分の5を加う

ここで家督相続と遺産相続との間に税率に差を設け、家督相続に軽く遺産相続に重くしたのは、家督相続には家族扶養の義務（旧民法 747 条）がついて回ることを考慮したためである。被相続人と相続人の続柄の親疎関係により税率を異にしたのは、諸外国にその例の多いことを参考にするとともに、その理由を「自然の人情」と説明している<sup>38</sup>。

<sup>38</sup> 大村前掲 144－145 頁。

この相続税の税率に関する大きな特色は、わが国で初めて超過累進税率を採用したことである。所得税が超過累進税率を採用したのは、これよりも遅く、大正 2 年（1913 年）のことであった。これは、当時の諸外国の相続税の税率が、超過累進税率を多く採用していたことを模範とし、それが合理的であるという理由のほかに、単純累進税率に比べ、累進の度合が緩和される点に注目したものであった<sup>39</sup>。

### 3. 相続税と家族制度

当初の相続税は、家督相続と遺産相続とに区分して課税されることとしているが、それは旧民法（明治 31 年法律第 9 号）の相続の区分によるものである。そして、家督相続と遺産相続とで、課税価格の限度を変え、また、税率に差別をつけて、家督相続に有利に規定したのは、家督相続は財産を受継ぐと同時に、家族を扶養する義務を負うが、遺産相続は単に財産を承継するに過ぎないという点に着目したためであった。この限りにおいては、相続税は旧民法の規定に準拠し、旧民法が特に配慮したわが国固有の家族制度を尊重したという事ができる。この家族制度と相続税との関係は、相続税の創設時よりも、明治末期から大正初年にかけての税制整理期に、家督相続に対する相続税の廃止論となるなど、大きな問題として取り上げられることになる<sup>40</sup>。

相続税の創設は、わが国の当時の家族制度のもとにおける家の存続という思想からは、かなり画期的なものであった。このようなことから、その施行に関しては慎重な注意を要するので、明治 38 年 1 月相続税法公布の直後において、大蔵大臣は特に相続税法の施行に関して大臣内訓を発している。これは 15 の項目からなるもので、第一に「税務署ニ於テハ常ニ各人ノ資産ノ増減ニ注意シ出来得ヘクンハ其ノ価額ヲ推算シ置キ相続税賦課上ノ参考ト為スヘシ」という税務署員の課税上の心構えから、動産課税についての第 4 項「相続税法第二条ニ掲クル相続財産ハ総テ課税価格ニ算入スヘキモノナリト雖モ動産中家宝、什器、書籍、家具其ノ他日用器具等ノ如キ営利ノ目的ヲ以テ所有スルモノニ非スシテ直接所得

---

<sup>39</sup> 大村前掲 147 頁。

<sup>40</sup> 大村前掲 134-137 頁。また、当時は華族制度が存在しており、その華族世襲財産については、華族世襲財産令（明治 19 年勅令第 34 号）があつて、世襲財産に指定されたものは、売買譲渡などが制限され、相続税を納税するうえで問題となっていた。しかし、この問題は、大正 5 年（1916 年）に華族世襲財産法が全文改正になった際、財産処分の制限が緩和されて、一応の決着をみることになる。大村前掲 140-141 頁。

ヲ生セサルモノハ相続財産目録中ニ掲記アラサルモ強テ之ヲ掲記セシメテ課税価格ニ算入スルニ及ハサルモノトス」という徴税上の留意点を指摘するなど、課税上の留意点を示していた<sup>41</sup>。

本章において既に見てきたとおり、江戸時代から明治にかけて日本においては「家族の責任」を果たすことが可能であると周囲から評価された者が相続を受けることになっており、それは明治時代に家督相続という形で一部制度化されていた。相続税制においても、その家督を受け継ぐ者に対して有利な仕組みになっており、家督制度を維持させる上で配慮された形となっている。これは、第1章で検討したように、ほぼ同時（1916年）に成立している米国の遺産税が、鉄鋼王アンドリュー・カーネギー（Andrew Carnegie）やセオドラ・ルーズベルト（Theodore Roosevelt）大統領など、当時の指導者層の考える、「富の再分配」、つまり富の集中することを防止する目的として、当時の家族制度維持とはほとんど無関係に成立したこととは対照的であるといえよう。

#### 4. 創設後の相続税：明治・大正期

相続税の創設に当たっての重要な問題の一つとして、これを永久税法で設けるか、それとも臨時立法にするかということがあった。第二次の増税立法として、相続税以外の租税の増税は、そのほとんどが非常特別税法という臨時立法によって、平和回復後の翌年12月をもって廃止するという条件がつけられていた。しかし、相続税のみは、政府も政党各派も、これを永久税として創設することに合意があり、衆議院の審議においては、問題なく通過した。しかし貴族院では、これを臨時立法にしようとの強い主張に合うが、戦時という時間的な制約があり結局は、相続税は永久税として出発する<sup>42</sup>。このいわば拙速な審議と前述の家族制度との問題が日露戦争後の相続税見直しの議論につながることになる。

日露戦争の終結によって、相続税もそれが非常特別税とともに整理されるべきであるとの声もあり、また、相続税はわが国の家族制度とも相容れないから、これを廃止すべきである、とか、あるいは相続税の税率が重く、納税者の苦痛も大きいので、それを是正す

---

<sup>41</sup> この訓示事項の動産課税の部分などの税務の取扱いは、その後、長く適用された。全部が消滅したのは、昭和22年の戦後の相続税改正の時であると考えられる。大村前掲151頁。

<sup>42</sup> 大村前掲152頁。

べきである、など種々の議論もあったので、政府においても、税法審査委員会を設けてこれを検討することとした。税法審査委員会においては、相続税は、戦時税の一環として創設されたものではあるが、その目的は単に一時的に戦時の財源に充てるのみでなく、永久的な制度とすることは創設当初から予定されていたところであり、また、その性質から一時の施行にとどめるべきではないとし、これを存続することとして、年賦延納の期間延長や家督相続の税率軽減などの軽減策を決議したのである。この税法審査委員会の決議に基づいて、政府は、相続税法の改正法案を明治 43 年（1910 年）の第 26 回帝国議会にて、成立させている<sup>43</sup>。

その後、大正 3 年（1914 年）の改正では、家督相続に対する課税最低限を 1,000 円から 2,000 円に引き上げ（遺産相続については従前通り 500 円）、また、家督相続については、課税価格 3,000 円以下の場合は 1,000 円を、5,000 円以下の場合は 500 円を控除できるようにした（従前はこの規定はなかった）<sup>44</sup>。また、大正 11 年の改正では信託法の制定に伴い、信託財産に対する相続税の課税関係規定を追加している<sup>45</sup>。この時期の相続税は家督相続制度に対して寛容なものに改正されている。

## 5. 大正末期の相続税（臨時財政経済調査会）

わが国経済は、大正の初期から中期にかけて、第一次世界大戦の影響を受けて飛躍的な発展を実現し、これに伴い租税の自然増収も期待された。従って、ある程度の租税の増徴も行われたが、租税制度の根本については大きな改革は加えられていない<sup>46</sup>。しかし、大

---

<sup>43</sup> 更に大正 3 年（1914 年）にも、家督相続についての相続税の軽減が行われている。櫻井（1959）21-22 頁。

<sup>44</sup> なお、大正 3 年の改正では、家督相続および遺産相続ともに税率を半減させている。

<sup>45</sup> 大正 11 年に信託業法と信託法が制定されている。また第 4 章で、米国において信託は古くから財産継承の手段として用いられてきたことを示したが、日本では、2006 年（平成 18 年）に信託法が改正されるまで、投資のための手段として用いられ預金類似の機能を有してきており、目的が異なることに留意されたい。詳しくは、道垣内（2007）もしくは新井（2008）参照。

<sup>46</sup> 歳入総額は大正 3 年度の 7 億 3,464 万 8,000 円から、大正 7 年度には 14 億 7,911 万 6,000 円と 2 倍以上の増収となっている。租税構造では大正 7 年度は増税、専売代金、通信料金の値上げ、臨時事件費の財源に戦時利得税を創設した。直接税体系では明治維新らしい税収の中軸であったが、経済成長とともにその租税総額に占める割合は低下している（大正 3 年度の 21.8%から大正 7 年度の 12.2%へ）。それは他税種の伸率が急テンポであったからである。例えば所得税は 3,715 万 7,000 円、10.8%から 1 億 2,281 万 2,000 円、20.4%へ、相続税は 331 万 7,000 円、1.0%から 461 万 8,000 円、0.8%へと税収は大幅に

戦終了後においては、一方において軍備の増強を主目的とする政府の積極政策を行うために新規の財源を必要とし、他方においては好況による物価の高騰が原因で国民生活は窮乏化し労働運動が先鋭化するなど、いわゆる社会問題が重要な政治問題となった。これに対応して租税制度の上においても、増収を図るとともに社会政策的な見地から租税を検討し、改正すべきであるという議論が強くなっている。このような中、原敬内閣は第 42 議会に大正 9 年（1920 年）度予算を軍備の充実、交通通信機関の整備、教育の振興、産業の奨励という政友会の 4 大綱領を基本に据え、積極的予算を編成し提出した<sup>47</sup>。

第一次世界大戦は日本資本主義の発展にとって大きな転機となった。それは戦前における軽工業中心の産業構造が、大戦による軍需輸出によって重化学工業の産業構造に転換し、国際収支も大幅な黒字となったことである。しかし、戦後における日本資本主義は戦時中の飢餓輸出によって物価は騰貴し、産業間格差、所得格差が顕著となり、大戦景気とは裏腹に多くの庶民は窮乏化していた。こうした動的变化に対応して、日本財政は軍拡中心に急膨張し税負担は過重されつつあった。こうした意味で財政構造について再検討すべき時期が到来していた。大正 8 年 2 月の第 41 回議会において、犬養毅らは「財政整理ニ関スル臨時調査機関設置ノ建議案」を提出し、衆議院を通過した。政府はこれを受け入れ大正 9 年 6 月には「税制整理ニ関スル根本方策如何」について諮問した。この税制整理諮問に対して、臨時財政経済調査会が開かれ、2 年の審議を得て大正 11 年 6 月 15 日に答申を行っている<sup>48</sup>。

この臨時財政経済調査会の税制整理案は、わが国の租税制度の研究としては極めて大きな意義をもつものであって、直接国税の体系として、所得税をもって直接国税の中核税とし、これに対する補完税として形式的、名目的財産税をもってする方法を最良の方法とする等、わが国の税制改革論上相当の意義をもつものであった。税制整理案の大綱の中で相続税に関しては、現行法の組織のままこれを存置することとしている。その理由としては、「相続税は、本邦特有の美風である家族制度の趣旨に反するの嫌いがあり、これが財産税を創設して財産所有者に対して特別の課税をする場合において、なお、この税を存置すること

---

増大している。坂入（1989a）47 頁－48 頁。

<sup>47</sup> 坂入前掲 59 頁。原内閣は大正 9 年 2 月に衆議院を解散したため、改めて第 43 回議会に既述の政友会の綱領に基づく大正 9 年度追加予算案を提出し、成立した。坂入前掲 67 頁。

<sup>48</sup> 坂入前掲 74 頁－75 頁。この他にも大正 8 年には糧食の充足について等の諮問を行っている。

は、財産に対する課税が重きに過ぎるとの感を生ぜしめるおそれがある。この点から考えれば、むしろ相続税を廃止することがいわゆる税制整理の目的に副うようにも考えられるが、元来相続税が家族制度を破壊するおそれがあるか、否かは、その課税の程度如何の問題であって、負担すべき税額が多きに失することなく、すなわち家産を浸蝕して一家の存続に不安を来さしめるような程度にならない限りは、強いて家族制度の趣旨を没却するということとはできない。<sup>49)</sup>としている。

大正 15 年における税制改正の相続税に関する部分は、免税点を引き上げ、家督相続の 2,000 円を 5,000 円に、遺産相続の 500 円を 1,000 円とし、家督相続の場合の特別控除の制度を廃止した。また税率を若干引き上げる、等が実施された。

このように明治・大正時代を通じて、わが国において相続税を議論する上で、常に考慮されていたのは家族制度、特に「家族の責任」と問うた家督制度の維持であった。しかし、昭和時代に入り、第二次世界大戦に参戦する中で、そのような論調は次第に薄れていくことになる。

## 6. 昭和初期の相続税

第一次世界大戦後においては、世界経済は好景気を維持してきたのであるが、その後世界的不況が全世界に浸透するに伴って、わが国の経済も昭和 5、6 年頃を転機として世界恐慌に巻き込まれることになった<sup>50)</sup>。その結果として財政も収入の減少を来し、赤字を示したので、赤字財政をいかに立て直すか、ということが、昭和 6、7 年以降、毎年大きな問題になった<sup>51)</sup>。しかし、増税により財政再建を行うだけの機運が熟さないままに、昭和 6

---

<sup>49)</sup> 櫻井 (1959) 23-24 頁。その他にも、直接国税の中心として、所得税をもってすることは同じであるが、その補完税として明治以来発展してきたところの地租のほかには家屋税および営業収益税ならびに資本利子税の諸税をもって構成するという方法や、やはり所得税を中心とするが、収益税と異なり、各種の所得を個別的に分類してそれぞれ異なった税率で課税するところのいわゆる特別所得税をもって補完するという方法の 2 つが公表されている。

<sup>50)</sup> 加えて浜口雄幸内閣は大正 5 年 1 月 11 日から金解禁を行ったが、世界経済恐慌による海外需要の減少等もあって、経済は混乱し失業と貧困が深刻化した。結局、昭和 5 年 11 月 14 日に浜口首相が有翼テロで重傷を負い退陣後、第二次若槻礼次郎内閣を経た、犬養毅内閣によって昭和 6 年 12 月 13 日に金輸出再禁止が実行された。

<sup>51)</sup> 坂入 (1989a) は当時の財政構造を詳細に分析しているが、大正 6 年度は大正 3 年度と比較して約 20%の租税の減少となっている。坂入前掲 341-351 頁。



年（1931年）の終りごろに満州事変<sup>52</sup>が勃発し、その後に幾度か軍備の拡張をめぐって財政の処理をいかにすべきか、という問題が当時の政府の最も重要な問題の一つになってきたのである<sup>53</sup>。

ところでその後、政界の情勢も経済恐慌や満州事変の影響、および昭和7年の五・一五事件で犬養毅首相が暗殺されるなどの事件も加わり著しく変貌するに至った。政界は軍備拡張による歳出膨脹に対する財源をいかにすべきか、という問題に直面した。このような中に成立した昭和10年度予算には満州事変による軍需工場や輸出産業の利得に対して課税される臨時利得税<sup>54</sup>が創設された。しかし、税制上、根本的な改革を加える必要が生じていたので、昭和11年（1936年）に至って根本的な改革案を立案し、議論を行う環境に至った<sup>55</sup>。

これが広田弘毅内閣の「税制改革要綱」で、その要点は、国民の税負担の不均衡を是正し、中央・地方とも税収の増加をはかるとともに、弾力性ある税制を確立することにあつた。この改革案は、所得税、資本利子税、相続税を中軸とし、財産税をもって補完するという直接国税の体系をとり入れるとともに、間接税体系では、酒税、織物消費税などを1割から2割増徴し、新たに売上税等を創設するというものであつた。この提案は、農本主義的思想があつたものと思われるが、その影響は経済界および庶民にたいして大きなものであり、広田内閣の更迭とともにその実現をみるに至らなかつたのである<sup>56</sup>。

しかし、いずれにしても国防の充実などのために増収を図る必要は当時の財政事情からみて緊要なものであつたので、昭和12年2月2日成立の林銑十郎新内閣は、税制の根本的改正については、税制調査会を設置してその調査研究に着手するとともに、その間の国際情勢の変化に対応して数次の増税を重ねるに至つたのである。具体的には、まず、昭和12年（1937年）に、北支事件特別税を創設して、租税の増徴が行われた。相続税については、税率を2割ないし10割増徴する。そして延納期間を、相続財産のうちに不動産の占め

---

<sup>52</sup> 当時の恐慌深化からの脱出を軍部は大陸に求めたものが昭和6年9月に勃発した満州事変だつた。満州事変は政治、経済、社会思想を包含するあらゆる面において日本の進路に対し180度の方向転換を軍部ファシズムは強要した。坂入（1989b）1頁。

<sup>53</sup> 櫻井（1959）28頁。

<sup>54</sup> 大正7年の戦時利得税が参考とされた。

<sup>55</sup> 昭和7年度から昭和9年度の歳入総額は21億円台から22億円台で推移し、6年度より7億円の増加となっている。10-11年度では12億円台から25億円台である。高橋是清大蔵大臣の積極財政により、この間に不完全雇用から完全雇用に移行したことを財政収入が示している。詳しくは坂入（1989b）83頁-86頁。

<sup>56</sup> 坂入前掲105頁-111頁。

る割合が2分の1以上であるものに対しては10年（通常は7年）に延長する、等の措置が行われた。次いで、昭和13年（1938年）には、相続税について根本的な改正が行われた。税制改正については、税制調査会で調査研究を行い、その結果に基づいて昭和15年（1940年）に根本的な改正が行われたのであるが、相続税については、その前に昭和13年（1938年）において、根本的な改正が行われた。すなわち、臨時租税増徴法による相続税の増徴率を改めて超過累進税率で算出した税額により増徴を行うこと、相続の開始地が相続税法施行地にあるときは、相続税法施行地外にある財産に対しても課税すること等が実施された<sup>57</sup>。

満州事変を起点のひとつとした軍備の増強は、重工業部門を持った三菱や三井といった財閥の経営を潤す結果になっている訳であるが、同時にこの時期における相続税の増徴策は財閥家族の相続税支払いを困難にする結果となった。そのことは後に分析するよ  
うに財閥企業の組織再編をももたらす結果になっていったのである。

## 7. 戦時下の相続税

その後、税制調査会においてようやく税制改正についての成案を得て、昭和15年（1940年）度を期して中央、地方を通ずる税制の一般的改正の実現をみるに至った。この税制改正の事業は、大正15年（1925年）の税制の一般的改正に優るとも劣らない根本的なものであって、わが国の税制改正史上特筆すべき事業であった。このときは、税制の根本的体系としては、所得税をもって直接国税の中核たらしめ、これに対する補完税として新たに分類所得税を設けて、いわゆる所得税制を総合所得税と分類所得税の二段階のものとし、分類所得税は各種所得の種類ごとに異なった比例税率をもって相当広範囲に課税し、総合所得税は各種所得を総合して相当高度の超過累進税率により課税することとしたものである<sup>58</sup>。この昭和15年（1940年）の税制改革後においては、同年に改革された税制のもとで、ほとんど毎年のように増税が重ねられ、太平洋戦争の戦費の調達のための増税は、主として昭和15年（1940年）に改正された税制の上において行われた。しかし、相続税については、昭和13年（1938年）に相当広範囲にわたって改正が行われていたので、昭和15年

---

<sup>57</sup> 櫻井（1959）29－30頁。

<sup>58</sup> この総合所得税と分類所得税の二段階制度の制定に関する事情等は、平田他（1979）78－80頁に詳しい。なお、同書は旧大蔵省出身者中心に、昭和における税制改正の沿革について議論しているもので、同時代の税制制定に関わる逸話を知る上で重要な資料と考えられる。

(1940 年)以降は、若干の改正に留まることになる。

昭和 15 年の改正では、まず、総税額において 3 割程度の増徴となるよう税率を改正し、また、新たに扶養家族控除の制度を設けた。昭和 16 年の改正では、新たに物納の制度が設けられ、相続税額が 1,000 円以上で、かつ、相続遺産の 2 分の 1 以上が不動産である場合には、相続財産である不動産により物納を申請することができるものとした。また昭和 17 年には、太平洋戦争の遂行に伴い、税制全般にわたり増徴が行われたが、相続税についても総税額において 2 割程度の増徴が行われる等の改正がされている。更に昭和 19 年の改正においても相続税について総税額において 2 割程度の増徴が行われるよう税率が改正されている。このように敗戦前数年の相続税改正は、長期的な視点に立った改革というよりも、財政的に困難な状況の中、必要に迫られての制度改正という色彩は否めない。このような中で昭和 20 年 8 月 15 日の終戦を迎えることになるのである。

昭和 20 年 (1945 年)における太平洋戦争の終戦に伴い、わが国経済は徹底的な打撃を被ることとなり、国民生活も極めて困難な状態に落ちこむこととなった。一方でポツダム宣言の受諾により、民主化に沿うよう社会改革を行なうことにもなってきた。そのような中の昭和 21 年 (1946 年)の相続税改正は、悪性インフレーションに対する対症療法的改正という性格を持ち、課税最低限の引き上げや年賦延納範囲の拡大を行うに留まることになった。

## 第 2 項 憲法改正による相続法改正からシャープ勧告による税制改正まで (第二期)

昭和 22 年においては、総司令部の勧告に基づいて敗戦後の日本の社会および経済に適合するための税制改正が行われた。この税制改正は 21 年末に新設された税制調査会に税制改正案を諮問していたが、その答申に基づき、22 年 4 月、所得税をはじめとして、直接税、間接税の両面にわたり、大幅な改正を行った。今回の改正は特に所得税に重心を置き、昭和 15 年の分類所得税と総合所得税の 2 本立てのシステムを総合累進所得税の一本立てにした。また法人税については、従来資本金 500 万円以上の会社のみ申告納税であったのを、全法人について申告納税制度を採用する等に改正された。この申告納税制度は、直接税の課税方式としては民主的な原則に即応した、より進んだ制度と評価されるものである。しかし優れているとされる制度も敗戦後の極めて混乱した経済生活のなかにおいて取り入れることになったために、課税側および納税者側ともに不慣れなことも手伝って、わが国の戦後の租税の問題を一段と混乱させることになった。しかしこの申告納税制度はインフレーション

ンに対決するために有効な制度でもあったのである<sup>59</sup>。

この時期の総司令部の相続税改正に対する具体的主張は、総司令部において財閥解体などを扱う経済科学局（Economic and Scientific Section: ESS）に所属し、租税問題を担当していたヘンリー・シャベル（Henry Shavell）による勧告、つまり「日本の相続税及び贈与税に対する原則と勧告」として提示されている。昭和21年11月6日に提示された、このいわゆる「シャベル勧告」は単にこの年度の相続税改正を決定的に規定したというだけでなく、シャープ勧告における相続税改正の理念の形成という視点からも極めて重要な勧告とされる。当時、日本政府は財政収支の均衡という視点から増税を計画していたわけであるが、総司令部は税制に対して「所得と富の再分配」を企図していた。シャベル勧告も当然、総司令部の考えに沿った内容となっている。

ここでシャベル勧告の内容について少し詳しく記しておく、それはそれまでの相続税について「日本国内における民主的な組織及び制度の確立を目指す占領目的に合致しない」とし、その理由として、家督相続人の財産相続に対する優遇、累進的ではない税率、生前贈与などに対する課税の不備、という三つの欠陥を挙げ、それにより「日本国における巨富の急速な蓄積とその保全とを助長してゐる」からだとしている<sup>60</sup>。シャベルが1948年に発表した論文に「財閥の力の排除が占領の大きな目的のひとつである。財閥の持株会社が富の配分のピラミッドの頂点を成しているので、著しく累進的な課税の選択が財閥の力を減少させるために適切である<sup>61</sup>」と記しているように、シャベル勧告が、相続税改正の基本方針を、占領目的からする「民主化」においていたことは明らかで、この相続税の民主化を、財閥という富の集中形態を念頭におきながら、そうした富の集中を抑制することとして理解していたと指摘できる。それはこの相続税改正における民主化を、民法の改正により、封建的な「家」の観念が解消されることになったことにもなう問題として説明している日本政府の態度とは根本的に峻別されるべきである<sup>62</sup>という意見もあるが、当然であろう。しかし、その財閥も後に述べるように、戦時下の厳しい相続税の規定の中で、従前と比較して資産内容が劣化していたことも確かである。

さて、このシャベル勧告が提唱した相続税の具体的な改正内容は、まず、それまで

---

<sup>59</sup> 昭和22年度の税制改正一般に関する政治および大蔵省内部の対応に関しては、平田他（1979）253頁－290頁および大蔵省財政史室編（1977a）187－204頁に詳しい。

<sup>60</sup> 大蔵省財政史室編（1977a）198－199頁。

<sup>61</sup> Shavell（1948）p.132.

<sup>62</sup> 神野（1984）30－31頁。

の相続税制度に混在していた遺産取得税的要素<sup>63</sup>を取り除き、課税形態として米国の連邦遺産税と同様の、純粋な遺産税方式の採用である。更に累進税率については、他の民主的工業国家と同程度の累進課税を導入すべきなどとしている<sup>64</sup>。そしてこれに対して昭和21年12月21日に大蔵省から出された「改正相続税試案」では、被相続人と相続人との親等関係によって差別的税率を設けていることと、累積的贈与税と遺産税方式の相続税とが二本立てで課税する形態が採用されていたことがシャベル勧告と相違していたことが注目される<sup>65</sup>。前者について詳述すると、被相続人と相続人との親等関係によって、第1種 直系卑族および配偶者、第2種 直系尊族、兄弟姉妹及びその直系卑族、第3種 その他、の3種類に分類し、差別的税率を設けるものである。シャベル勧告は全くの平等の税率を提案したのに対し、同時期の日本では、それを受け入れることはあまりに急進的すぎるという判断であったのであろう。

結局、上記の「改正相続税試案」どおりの内容で昭和22年(1947年)に法制化されることになっている。相続税については、相続法の改正その他の情勢に鑑み、家督相続と遺産相続との区分を廃止して課税を強化し、他人に対する財産の贈与について課税する贈与税を創設して相続税の補完税たらしめ、申告納税制度を採用する等の改正が行われた。この改正は、新憲法施行の日(昭和22年5月3日)から施行されたのである。その主要な改正点を列挙すると次の通りである<sup>66</sup>。

- (1) 相続法の改正に伴い家督相続の制度が廃止されたので、相続税法についても、家督相続に対する課税の制度を廃止して遺産相続に対する課税の一本とし、従来の親族間の贈与についてのみ課税していた相続税についてその課税範囲を拡張し、他人に対する贈与についても課税することとして、新たに贈与税を創設する。
- (2) 相続税の納税義務者は、相続人、受遺者および相続開始前2年以内に被相続人から財産の贈与を受けた者とし、相続開始前2年以内に被相続人がした贈与はこれを相続財産に加算し、従来の免税点の制度を廃止して5万円の基礎控除制度に改め、扶養家族控除の制度

---

<sup>63</sup> もっともそれまでの相続税も遺産税方式を採用していたが、家督相続と遺産相続との区別や相続人と被相続人との親等関係による差別税率などの、相続人の個人的事情を考慮するという遺産取得税方式的要素を含んでいた。

<sup>64</sup> 大蔵省財政史室編(1977a)199頁。

<sup>65</sup> 大蔵省財政史室編前掲216-220頁。

<sup>66</sup> 櫻井(1959)36-38頁。

を廃止する。

(3) 相続税の非課税財産の範囲を、ア. 国および地方公共団体に贈与または遺贈に係る財産、イ. 公共事業に対する贈与または遺贈については 10 万円か、または基礎控除前の課税価格の 10%相当額かいずれか低い方の金額までの金額とし、ウ. 個人に対してした贈与で同一一年中に同一人に対するものの価額が千円以下のものとする。

(4) 相続税の税率を引き上げ、第一種（納税義務者が直系卑属または配偶者であるとき）は、2 万円以下の 100 分の 10 から 500 万円超の 100 分の 60、第二種（納税義務者が直系尊属または兄弟姉妹であるとき）は、100 分の 13 から 100 分の 63、第三種（納税義務者がその他の者であるとき）は、100 分の 15 から 100 分の 65 にいたる超過累進税率によるものとする。

これらは終戦直後という困難期に、遺産税の体系は維持されたものの、大胆に改正したように感じられる。その日本政府内における事情を大蔵省主税局長（昭和 22 年 2 月から昭和 22 年 12 月まで）で、その後、衆議院議長も務めた前尾繁三郎は「相続税は、22 年から憲法が変わって、民法も変わった。従って従来とは全然変わった相続税になるものだから、その法律を通しておこなきゃ間に合わんという問題が起こったわけですよ。だから、一日で国会を通してしまった。しかも、一生の間に贈与したものを全部累積して課税する。しかし、これらは時間的余裕がないので将来改正することにして、一応通すというような無理をやって・・・<sup>67</sup>」と述懐している。つまりこの昭和 22 年の改正は、少なくとも大蔵省の中では、当初から更なる改正を予定しての制度であったわけである。しかし、これらの改正に際して特筆すべきことは、相続税創設以来、維持されてきた家督制度の維持という考えが、新しい民法の制定とともに廃止されたということであろう。

その後、相続税については、昭和 25 年（1950 年）のシャープ勧告に基づく税制改正が行われるまでの間、おおむね昭和 22 年に改正された相続税制度が存続されたが、物価等の状況に応じて、昭和 22 年および 23 年において、次のような若干の改正が行われている。まず、昭和 22 年 12 月の改正においては、加算税の日歩 3 銭が 5 銭に改められ、罰則の強化が行われ、次いで、昭和 23 年においては、課税価格に算入しない少額贈与の限度を従来の千円から 3,000 円に引き上げ、保険金、退職手当等の課税価格不算入の限度を 5 万

---

<sup>67</sup> 平田他（1979）275 頁。

円に引き上げる等である。

次いで、昭和 25 年には、シャウプ勧告に基づく税制改正の一環として、相続税制度について根本的な改正が行われた。シャウプ勧告に基づく相続税制度は、わが国相続税史上極めて画期的なものであって、現行の相続税制度の基本をなすものである。

### 第 3 項 シャウプ勧告による税制改正が行われた時期（第三期）

#### 1. シャウプ勧告と税制改正

第二次世界大戦後の財政経済の運営については、昭和 21 年度の卸売物価上昇率が 364.5%という急速なインフレーション<sup>68</sup>を止めるため、徹底的な経済統制、金融緊急措置による通貨措置の断行等あらゆる対策が講ぜられた。しかし当時のわが国の財政および経済状況では、これを完全に克服するに至らなかった。これが昭和 24 年度には、急激なインフレーションもほとんど収まり、均衡のとれた総合予算が編成され、いわゆるドッジ・ラインに基づく予算が編成され、これが実行されることとなった。

昭和 24 年度の当初予算においては、税制に関しては従前のものを改正せずに執行されることとなったのであるが、その結果、租税負担は著しく重いものとなっている。具体的には昭和 24 年度の租税負担は 28.5%と、現在に至るまでのわが国最高の負担率である。このように重い租税負担のもとにおいて、税制を根本的に改正し、租税負担の軽減を図ることは、各方面の熱望するところであった。

このように税制の全面的改正の必要は、各般の見地から要望されることとなっていた。従ってマッカーサー司令部においても米国から税制改正に関する有力な専門家を招聘して、これに客観的な研究をする必要があるということを決定したのであった。このような事情<sup>69</sup>で米国から日本の税制について調査研究するために来訪したのが、当時コロンビア大学経済学部の教授で、ニューディール政策の租税政策にも関与したカール・シャウプ（Carl S. Shoup）を団長とする 7 名からなる日本税制調査の使節団であった。このシャウプ使節団は、昭和 24 年 5 月から同年 8 月にわたり熱心に調査し、調査を完了して同年 9 月

---

<sup>68</sup> 卸売物価上昇率はその後、昭和 22 年に 195.9%、昭和 23 年 165.6%、昭和 24 年 63.3%と低下していくことになる。平田他前掲 375 頁。

<sup>69</sup> シャウプ使節団の来日の背景については、大蔵省財政史室編（1977a）369—372 頁および金子（2000）3—7 頁に詳しい。

に日本税制報告書を公表している<sup>70</sup>。

シャウプ使節団の日本税制報告書は、国税から地方税に亘る税制全般に及び、論理的で、しかも実務面にも配慮されたものであって、税制に関する日本の政府および国民に与えられた啓蒙の書ともいえるものであった。この報告書に基づき、国税関係については昭和24年11月の臨時国会、および昭和25年1月の第7回通常国会において、地方税関係については、昭和25年7月の第8回国会において、それぞれ税制の画期的な大改正が行われたのである。

## 2. シャウプ勧告の相続税制への基本姿勢

シャウプ勧告（シャウプ使節団日本税制報告書）は、昭和24年9月15日に本文14章、その10月3日に附録A～D、合計英文6万5千語にもおよぶ膨大な勧告書4巻として発表された。その内容は、国税及び地方税制度の全般にわたって詳細を極め、公平な租税制度の確立に主眼をおいた次のような各種の提案がなされていた。

- (1) 恒久的な健全な税制としては個人及び法人に対する所得税を中心とし、それに配する地方税として不動産税、住民税などの直接税をもって構成し、間接税としては酒、たばこに対する消費税その他入場税、物品税など比較的必需品でないものに対する課税をもって構成する。
- (2) できる限り直接税を多くする。
- (3) 必需品課税的な間接税と合理性の少ない各種の小さい租税は極力整理し、基本的な主要な租税をできる限り合理化して、それによって必要な歳入を得るようにする。
- (4) 今後は所得税に重点を置く。
- (5) 各主要税目を国、府県、市町村の3者間に縦割的に配分し、同一税目について各団体が重視して課税することを避ける。

シャウプ勧告書が取り上げていた事項は必ずしもこのような租税制度自体又は税務行政自

---

<sup>70</sup> シャウプ使節団のメンバーの履歴の詳細および真摯な執務状況については、平田他（1979）383－387頁を参照。



体の問題だけでなく、公認会計士制度、税務代理士制度について等も述べられている<sup>71</sup>。

このシャウプ勧告を基調として昭和 25 年の税制改正は行われている。そこでは所得税を中心とした減税、青色申告制度の導入および異議処理の方法、罰則等の合理化、地方税制の自主性の強化、法人税法基本通達の制定などの現在に続く制度も含む重要な改正を行っているのである<sup>72</sup>。

それではこのシャウプ勧告と相続税・贈与税との関係を検討していこう。財政学の研究者である神野直彦東京大学名誉教授は、シャウプ勧告と相続税・贈与税との関係についての研究を行っている。まず、シャウプ勧告の相続税・贈与税の部分が、シャウプ使節団の一員であるコロンビア大学のウィリアム・ビックリー (William Vickrey)<sup>73</sup>教授の考えに基づくものであるから、その理論との関連性を検討している。ビックリーは経済発展の原動力が「社会の富を有効に利用する冒険的投資」にあると考え、「安全な退嬰的な公債投資」などを嫌悪する。そのためビックリーは、移転回数の減少が生じれば、資産管理能力のない年少者に社会の富が移り、それは結局のところ、安全な投資を増加させ、冒険的投資を抑圧してしまうと効率性の減退を危惧する。こうした理由からビックリーは、所得税のタックス・ベースに相続・贈与を含めずに、独立に課税すべきであると提唱している。つまり、ビックリーは相続・贈与を移転と捉え、移転に関する中立性を確保することに、相続税・贈与税の課税の根拠を見出していた。シャウプ勧告も所得税のタックス・ベースを包括的所得概念に接近させながら、相続・贈与をそのタックス・ベースから除外している。つまりシャウプ勧告は、ビックリーの理論どおりに、所得税とは独立に相続税・贈与税を課税する租税体系を採用していたのである<sup>74</sup>。

シャウプ勧告の背景にある問題意識を検討してみよう。実はシャウプ勧告は、米国における遺産税、贈与税制度が適切に機能していないという認識に立って、米国において問題と考えられた部分を克服する制度を提案しようとしている。ビックリーは、その著『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、現行の米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとし、その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課

---

<sup>71</sup> 武田 (1983) 184-185 頁。

<sup>72</sup> 武田前掲 187 頁。

<sup>73</sup> 情報の非対称性下におけるインセンティブに関する研究で 1996 年のノーベル経済学賞を受賞している。

<sup>74</sup> 神野 (1984) 36-37 頁。

税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している<sup>75</sup>。従ってシャープ勧告においてもそれらの項目については配慮されているはずである。確かに生前贈与に関しては、ビックリーの主張する相続を累積課税の対象に含め、贈与税と相続税とを統合するという課税形態がシャープ勧告において採用されている。シャープ勧告は、生前贈与という租税回避を防止しつつ、富の分配を促進するために取得税という課税形態を提唱したのであり、それはビックリーが『累進課税の指針』で展開した課税形態に関する理論と全く同一のものと言って良いものである<sup>76</sup>。しかし、世代跳梁に関してはビックリーが主張するような、相次相続控除の活用によって、一世代に少なくとも一回課税する案を採用せずに、シャープ勧告は、親等関係による差別課税を、移転回数に対する中立性を確保する仕組みとして活用するため、「例えば、最低税率は尊族に対する遺産に、中間税率は兄弟姉妹、叔父叔母等に対する遺産に、最高税率は、孫その他に対する遺産に適用されるべきである」とし、さらに「配偶者に対する遺産は、両親や他の尊族に対する遺産と共に最低税率の範囲に入れるのが妥当であろう」と主張し年長者控除と配偶者控除を勧告している。シャープ勧告は世代跳梁による租税回避に関しては、ビックリーの相続税理論とは異なる、便宜的であり、有効性に疑問を持たざるを得ない課税方法を勧告したと評価できる。これは生前贈与という租税回避に対してシャープ勧告がビックリーの相続税理論に忠実な課税方法を勧告していたのとは著しい対照をなすものと言える<sup>77</sup>。

シャープ勧告におけるこの対照的な態度の意味を考える必要がある。まず、世代跳梁の手段として米国で盛んに利用されている信託が、日本ではあまり発達していないという認識がシャープ勧告に存在していたことも事実であるが、基本的には課税目的に関わる問題として理解されるべきである。つまりビックリーの理論によれば、生前贈与という租税回避は、相続税の実質的担税者である取得者の担税力に応じた課税の公平を損い、富の再配分効果を減殺するものとして認識されている。しかし、世代跳梁という租税回避は、取得者の担税力に応じた課税の公平を直接損なうものではない。ビックリーが世代跳梁による租税回避の防止を主張するのは、既述のとおり、それが安全な投資を増加させ、冒険的投資を抑圧してしまうという効率性の視点からである。これらの事実から考えると、シャープ勧告

---

<sup>75</sup> Vickrey(1947) pp.203-216.

<sup>76</sup> この項目は前のシャベル勧告にも含まれていて、結局は実現しなかったのであるが、シャープ勧告は、遺産税方式での統合を示したシャベル勧告とは異なる遺産取得税方式での相続税と贈与税との統合を勧告している。

<sup>77</sup> 神野（1984）39－43頁。

において、ビックリーは、効率性を軽視し、担税力に応じた課税の公平、さらには富の再配分という観点を強く意識していたことを伺い知ることができよう<sup>78</sup>。

シャウプ勧告を反映した相続税制の内容に入る前にいささか詳細に議論したき嫌いがあるが、次に昭和 25 年改正の相続税について分析していこう。相続税については、昭和 22 年に根本的な改正が行われて間もないのであったが、このシャウプ勧告に基づいて、再び根本的な変革が加えられたのである。

### 3. シャウプ勧告における新しい相続税の提案

シャウプ勧告の中には、いくつかの新しい提案があったが、遺産・贈与に対する課税も全く新しい構想のもとに勧告がなされた。簡単にいうと、従来からあった相続税と贈与税の 2 つの形態を、相続税 (succession tax) あるいは取得税 (accession tax) に統合しようというものである。使節団は、相続税と贈与税の改正に当たって、当時の日本の制度を米国に類似したものと受けとっている。しかし米国の相続税・贈与税は、きわめて不十分なもので脱税が多く、決して日本が手本にすべきものではないとしている。そしてまったく新しい視点からの税制改正を考えていた<sup>79</sup>。

この新しい視点から考案されたのが、相続税あるいは取得税といわれるものであった。シャウプ勧告によって提案されている相続税とは、次のようなものであった。

「承継税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめるにある。このための最もよい租税形態の一つとして、「取得税」がある。取得税は、贈与と遺産の受領者に対する累積税である。これは特定の個人の受領する贈与および遺産の総額に応じて課税する累進税である。その適用の方法は、贈与税の場合に類似している。即ち、贈与と遺産の課税総額にそれを加えて、現行税率によりこの総額に対して税

---

<sup>78</sup> 神野前掲 43-44 頁。シャウプ勧告による「富の再配分」を目的とする新たな税としては富裕税があった。これは個人の純資産のうち 500 万円をこえる部分について、毎年 0.5% から 3% までの 4 段階の累進税率で課税を行うという構想であり、所得税の税率の大幅引下げ（昭和 22 年の 85% から昭和 25 年の 55% への減税）をカバーすることを目的とするものである。しかし、富裕税は税込総額が多くなく、資産の包括的把握の税務執行上の問題が浮上したため、昭和 28 年に廃止され、代わりに所得税の税率が 65% にされている。

<sup>79</sup> 大蔵省財政史室編（1977b）94 頁。

額を算出する。同時に従前の累積総額に対して現行税率で税額を算出し、両税額の差額が今回納税すべき税額となるのである。<sup>80)</sup>

それでは、従来の相続税および贈与税を統合した形の相続税または取得税の制度は、従来の相続税および贈与税の制度に比して、次のような諸点の長所を有していることを指摘している。

(1) 租税負担が各相続人により公平に分配されることとなる。すなわち、取得税においては、財産総額に対する租税総額は、一人で全部を相続する場合よりも二人以上で相続する場合の方が低くなる。これに各相続人間で遺産を分割して相続すれば、それだけ相続税の負担が軽くなる。これに反し、相続税においては、相続人の数如何にかかわらず、その税額は概ね変わらない。前者のような結果の方が望ましい。

(2) 取得税は、相続税よりもより広範に富を分散することになる。

(3) 取得税は、相続税と贈与税とを組み合わせたものよりも簡単である。すなわち、2つの税率に代わって単一の税率をもってこと足りる。さらに、全体として、複雑な計算が少なくすむ。一人の受領者が多額の贈与を2回以上受領するという事は、一人の贈与者が多額の贈与を2回以上する場合よりも少ないであろう。

(4) 現行の相続および贈与税法では、税率は別個の累進税率であるので、贈与者は、生前の贈与と死後の遺贈とを綿密に使い分けすることが得策である。取得税では、贈与が生前中になされようと、死後になされようと、租税総額に何ら変わらない。従ってこの意味においては、取得税は中立的な租税であるが、現行の贈与税と相続税の組合せはそうではない<sup>81)</sup>。

税額の計算をする際には税率を決定する必要があるが、その決定要素として相続人および被相続人の親疎の区別が必要となる。何故なら、当時の相続税法（昭和22年4月30日法律第87号）には、基本税率に加えて付加税率として、兄弟姉妹及び直系尊属に対する遺産には3%、それ以外のケースで5%が賦課されていた。新しい取得税を具体化するに当たって、この親疎の問題を使節団は、次のように考えている<sup>82)</sup>。

---

<sup>80)</sup> 「シャープ勧告」143-144頁。

<sup>81)</sup> 「シャープ勧告」144-145頁。

<sup>82)</sup> 大蔵省財政史室編（1977b）96頁。

「相続税の気まぐれな性格の一つは、時たま課税されるということである。その間隔は場合によって非常にまちまちである。即ち、ある場合には、短期的に相続税が一つの財産に何度も課税されるが、他の場合には、長期間を通じただ一回しか課税されない。課税の度数により相続税の負担に不公平が生ずるが、これを完全に除去することは全く困難であり、そうしようとするればかなり複雑な租税となる。しかしながら、相続人の種類によって税率区分の基礎を変えるだけで、この方向に対し、何らかの措置を講ずることができる。即ち、相続財産がかなり短期間に再び課税されるような場合は、その税率は比較的に低くすべきであり、又相続財産が長期間再び課税されそうもない場合は、その税率は比較的高くすべきである。従って、例えば、最低税率は尊属に対する遺産に、中間税率は兄弟姉妹、叔父叔母等に対する遺産に、かなり重い税率は子供に対する遺産に、最高税率は孫その他に対する遺産に適用されるべきである。<sup>83</sup>」

以上のような相続人、被相続人の間の親疎の区別を残すことを前提に、具体的な税率は次のような議論を経て決定されている。ここでまず重要な点は、所得税の税率との比較である。当時の相続税の税率表は、最高 60%となっていた。これに対して所得税の方は、最高 85%で、しかも所得には事業税、住民税のような他の租税が付加されるので、その総負担額は 100%近くなっていた。使節団は、この関係はむしろ逆であると指摘している。つまり継承に対する最高税率は、所得税と同一の課税標準に対して課税せられるすべての付加税およびその他の租税を含めて、所得に対する最高税率と少なくとも同程度でなければならないとしている。そして継承税への課税根拠を次のように整理している<sup>84</sup>。

- (1) 高率の継承税は同率の所得税に比して、生産力および個人の勤労意欲にほとんど重大な影響をおよぼさない。
- (2) 高度累進課税の主たる目的は、少数の人の手中に経済の支配力を集中するような富の過度の集積を阻止することにある。継承税は、富に基礎を置くものであるから、富の集中を処理するに当って、所得税よりも優れた選択力をもっている。
- (3) 継承税は、それに相当する税率の所得税に比して、優れた企業経営と産業の能率を阻害

---

<sup>83</sup> 「シャープ勧告」146 頁。

<sup>84</sup> 大蔵省財政史室編（1977b）97-98 頁。

することが少ない。

これらの課税根拠から考えても、相続税の税率は所得税よりも高いということになる。そしてその背景にはシャープ勧告の相続税に対する考えが、「富の再分配」にあることを確認できる。しかし、それは戦前の相続税に見ることができた「家族の責任」を果たす者に対する評価というものは除外していることにも留意することが必要であろう。

#### 4. シャープ勧告の整理

そして、シャープ勧告における相続税制度の概要は、次のようなものであった。

- (1) 相続および贈与税は、贈与と遺産の受領者に対する累積的取得税にとりかえられるべきである。
- (2) 本税においては、行政上の理由により、毎年一贈与者または遺言者から受領する贈与または遺産のうち、最初の3万円は控除されるべきである。
- (3) (2)における控除の外に、受領者毎にその一生を通じ、15万円の特別控除が認められるべきである。
- (4) 税率は、基礎控除後の課税価格20万円以下の税率25%から、基礎控除後の課税価格5,000万円超の90%まで14段階定められている。
- (5) 遺産が故人の未成年の子供に対して、またはその子供の養育の責任者に対して残されたときは、18歳に達するまでの各1年毎に1万円の追加控除が認められるべきである。但し、これは贈与には適用されない<sup>85</sup>。

相続税について、このような勧告が行われ、これに基づいて相続法の改正が行われたのであるが、その実際の改正については次に紹介することとしよう。

---

<sup>85</sup> 詳細は大蔵省財政史室編（1977b）101－102頁を参照。

## 5. シャープ勧告に基づく相続税制度の改正

このようなシャープ勧告に基づき、相続税法は昭和 25 年にその全文が改正されることとなった。この新しい相続税法はすなわち、従来の相続税は、相続税とこれを補完する贈与税との二本建の制度で、相続、遺贈または贈与による財産の移転があった場合にそれまで財産を所有していた者について課税したのであるが、これを改め、財産を取得した者に担税力があるものと認め、取得財産の累積額を標準として一本建の相続税を課税することとした。つまりここで、従来の遺産税体系から遺産取得税体系へと、改正が行われたのである。主な具体点は次の通りとなる。

- (1) 課税体系 被相続人または贈与者の財産について総合して課税する従来の制度を根本的に改正して、相続、遺贈および贈与による財産の取得者に対し、財産取得者ごとに分割して、その一生を通ずる取得財産の累積額を標準として課税すること。
- (2) 納税義務者 相続、遺贈または贈与により財産を取得した者とすること。
- (3) 課税価格 相続、遺贈または贈与により個人から取得する財産の価額とする。<sup>86</sup>
- (4) 基礎控除 納税義務者に係る課税価格の一生を通ずる累積額から 15 万円(従前 5 万円)を控除すること。
- (5) 評価 取得財産の評価については、原則として取得時における時価によることとし、地上権および永小作権、定期金、生命保険契約の権利等に関する評価規定を設けること。

この改正により、わが国の相続税制度は、遺産取得税体系をとることとなり、従来の遺産税体系を採用していた相続制度に対して変革をみることとなった。そして、昭和 25 年以後こ

---

<sup>86</sup> 但し、次に掲げるものの価額は、課税価格に算入しないとされた。

ア. 同一人から同一年中に取得する財産の価額のうち 3 万円までの金額(従前は 3 千円)

イ. 配偶者であった者の死亡によりその配偶者が取得する財産については、当該財産の価額の 2 分の 1 に相当する金額

ウ. 18 歳に満たない者が相続により取得する財産については、1 万円にその者が 18 歳に達するまでの年数を乗じた金額

エ. 宗教、慈善その他の公益を目的とする事業を行う者が遺贈または贈与により取得する財産のうち公益の用に供することが確実なものの価額(従前は、相続については、10 万円または控除前の課税価格の 10 分の 1 相当額のいずれか低い一方の金額、贈与税については、1 万円および 1 万円をこえ 10 万円までの金額についての 2 分の 1 相当額との合計額)

の遺産取得税体系に基づく相続税制度について、わが国財産相続の状況等から改正が行われた。基本的には遺産取得税体系を基調とするシャウプ勧告に基づく相続税制度を基として、その基本的考え方のもとで改正が行われることとなったのである。

## 6. シャウプ勧告に対する検討

ここで戦後の日本の税制に極めて大きな影響を与えたシャウプ勧告について整理しておこう。シャウプ勧告そのものに関しては色々な評価があり、また実際に立法化された時期が米国の占領下にあったことを考えると租税立法過程論の文脈で議論するのは適切ではないかもしれない。その中で租税法の研究者である水野忠恒一橋大学名誉教授は、「シャウプ使節団は、日本の当時の経済情勢を十分に認識してはいたが、それはむしろ司令部を中心とした経済政策に委ね、税制としては、あるべき恒久的な基盤を作ること志していたのではないと思われる。税制の一般的な原理を日本の税制に植えつけるということを考えていたわけである」と評価している。そしてシャウプ勧告が当時の日本の経済情勢に最大限の配慮をして富裕階層に対する大幅減税を行っていたならば「60年も長期間にわたり参照されるような税制はできなかったと思われる」と指摘している<sup>87</sup>。

では水野教授の指摘する「恒久的な基盤」とは何であろうか。これに対しては金子宏教授の考えが整理されている。金子宏教授は、シャウプ勧告の歴史的意義について6つの点を掲げている。第1は、民主的租税観である。シャウプ使節団が直接税中心主義、特に所得税中心主義を勧告した理由のひとつは、税負担を感じつつ納税する直接税の方が、納税者が政府を身近かに感じ、租税の使われ方について看視の目をゆきとどかせることができるということにあった。国民が主権者としての意識をもち、租税の使われ方についてたえず関心をもつことをエンカレッジするような税制が21世紀においても必要であることはいうまでもない。その意味で、税制は実体面でも手続面においても、国民の建設的な参加意欲を刺激するようなものであることが望ましい。第2は、公平の原則である。公平は、制度の実態面においても手続・適用面においても、税制の最も基本的な原則である。税制が公平性を欠くと、税制に対する国民の信頼と納税意欲が徐々に低下し、マッカーサー元帥が述べたように国家は衰退に向かうことになる<sup>88</sup>。その意味で、21世紀においても、税制は実体面で

---

<sup>87</sup> 水野（2010）182頁。

<sup>88</sup> マッカーサー元帥は、1947年の半ばに旧知の内国歳入庁職員ハロルド・モス氏が訪問



も手続・適用面でも公平でなければならない。第3は、税制の中立性の原則である。シャウプ勧告は、特別措置に対してきわめて厳しい態度をとり、シャウプ税制では、原則としてすべての特別措置が廃止されたが、これは今後の経済政策および税制のあり方に多大の示唆を与えるものである。シャウプ勧告後にも、わが国では特定産業の保護のために特別措置を用いてきたが、21世紀においては、規制緩和の推進とともに市場原理に即した競争中立的な税制の必要性がますます高まると思われる。

第4は簡素な税制の必要性である。勧告は、簡素と公平が両立しない場合が多いことを念頭に置きつつ、多くの納税者に対しては簡素を重視すべきことを主張する一方で、経済的利害の複雑な富裕な納税者については、簡素を犠牲にしても公平を維持しなければならない場合のあることを指摘している。第5は、地方分権の推進と地方自主財源の充実の必要性を強調したことである。シャウプ勧告は、地方自治に、特に市町村の自治権の拡大・強化について、きわめて前向きな考え方をとっている。第6は、税務行政の改善である。シャウプ勧告は、申告納税制度の定着と発展の必要性を改革し、その観点から税務行政の改善のために種々の勧告をした。その結果、税務行政が格段に進歩したのみでなく、税制および税務行政に対する健全な批判精神の醸成、税務に関する会計実務の発達による納税者の便益の増大など、税務をとりまく環境が大きく改善された<sup>89</sup>。

シャウプ勧告の歴史的意義に関する金子教授のこれら6つの指摘に対しては、水野教授を始め、他の研究者も同意するのではないであろうか。そこでシャウプ勧告後の相続税の展開についてはこれら6つの視点に留意しながら検討していくことにしよう。またこのシャウプ勧告と本稿で検証してきたルーズベルト政権の税制政策とは実は大きく関係しているのである。というのは団長のカール・シャウプ教授は、ニューディール政策の租税政策の専門家の一人であった。1934年の夏にルーズベルト政権の新しい財務長官に就任したヘンリー・モーゲンソウ (Henry Morgenthau) は、ニューディール政策の租税政策のための専門家を招集したが、その中にシャウプ教授も含まれていたのである。またシャウプ使節団のひとりであるハーバード大学のスタンレー・サリー教授 (Stanley S. Surrey) はルーズ

---

したところ、「自分が歴史を読んで学んだことは、国家の衰退は、常にではないにしても、しばしば税制の著しい非効率によっておこるということである。日本は、現在は破滅に近い状態にあるが、健全な税制の創設と実施を含めて、必要な措置がとられるならば、2、30年のうちに世界の最も有力な民主国家の一つになるであろう。」と述べている。金子 (2000) 6頁。

<sup>89</sup> 金子 (2000) 14-17頁。

ベルト政権の租税に関する新しい政策コミュニティに属する人物であった。ルーズベルト政権における公平性はシャープ勧告において、例えば財閥による影響の排除において垂直的公平性の確保が図られ、遺産所得税形式の採用で水平的公平性を図っているなど、随所に垣間見ることができるのである。

#### 第4項 シャープ税制の改正から昭和33年までの相続税制度

##### 1. シャープ勧告後の相続税の改正

シャープ勧告に基づく相続税制度については、昭和25年の後においては、国民生活の実情等から控除創設・引き上げあるいは税率引き下げによる負担の軽減が行われることになった。これに伴って昭和26年および27年と相続税の減税が行われ、更に昭和28年には、相続税制度について別に贈与税を創設する等の改正が行われた。次いで昭和29年には、それに部分的改正が行われる等の改正が行われたが、その基本的な考え方は、遺産取得税体系を基とするシャープ勧告に基づく相続税制度を中心としたものであった。

具体的には、昭和26年においては、新たに保険金控除の制度を設け、被相続人の死亡により相続人その他の者が取得する生命保険金については、その取得する保険金のうち10万円までの金額を特別に控除することとする。次いで、昭和27年においては、基礎控除の額を15万円から30万円に引き上げ、被相続人の死亡によって取得する保険金についての保険金控除の金額を10万円から20万円に引き上げるとともに、新たに退職金控除の制度を設けて、被相続人の死亡により相続人その他の者の取得する退職給与については、その支給される退職給与の額の合計額のうち20万円までの金額を控除するものとした。また税率を、20万円以下の金額に対する20%から1億円を超える金額に対する70%までの超過累進税率に引き下げ、立木および不動産の価額が相続財産の価額の半額以上を占める場合の延納期間を10年に延長するとともに、延納の場合の利子税を日歩4銭から2銭に引き下げ、相続の場合の概算申告書の提出および納付の期限を相続の開始を知った日の翌日から6カ月以内（従来は4カ月以内）に延長する等の改正が行われた。

##### 2. 昭和28年の改正

昭和 28 年においては、講話条約の発効<sup>90</sup>により、独自の考え方に基づいて税制全般において大幅な改正が行われた。その目的は一層国民の租税負担を軽減して、民生を安定し、資本の蓄積に資することとされた<sup>91</sup>。相続税制度についても、大幅な改正が行われた。

この昭和 28 年における相続税制度の主な改正点は、次のとおりである。

- (1) 従来<sup>92</sup>の累積課税制度を廃止し、
  - ア. 相続および包括遺贈によって取得した財産については、そのつど相続税を、
  - イ. 贈与および特定遺贈によって取得した財産については、1 暦年間分を合算して贈与税を、それぞれ財産の取得者に対して課税することとし、相続開始前 2 年以内に被相続人から贈与により取得した財産の価額は、これを相続税の課税価格に加算して相続税を計算する。
- (2) 基礎控除の額を、相続税については 50 万円、贈与税については 10 万円とする。
- (3) 相続税の税率を、20 万円以下の金額に対する 15% から 1 億円をこえる金額に対する 70% までの超過累進税率とし、贈与税の税率を 20 万円以下の金額に対する 20% から 3 千万円をこえる金額に対する 70% までの超過累進税率とする。

等の改正が行われた。つまり再び、相続税と贈与税の二本立てとなり、原則として相続および贈与が生じるたびごとに課税される従来<sup>92</sup>の制度に戻るようになった。

### 3. 昭和 29 年の改正（税制調査会）

昭和 29 年度予算に関連する税制改正について、政府は、税制の根本的検討の必要を認め、昭和 28 年 8 月に内閣の閣議決定をもって内閣に税制調査会を設置した。シャウプ勧告以来、はじめて税制を審議する場が公に設けられたことになり、その活動および答申の内容が注目に値する。当初税制調査会は、シャウプ税制以後の税制全般を総点検し将来に展

---

<sup>90</sup> 昭和 26 年 9 月に調印し、昭和 27 年 4 月に発効している。

<sup>91</sup> 当時、大蔵省の幹部（昭和 27 年 12 月から昭和 30 年 7 月まで国税庁長官、昭和 30 年 7 月から昭和 32 年 5 月まで大蔵次官）として事務を担当した平田敬一郎によると、この昭和 28 年の改正は、講話条約発効に加えて、昭和 25 年の朝鮮動乱により、特需と輸出がふえて、日本の経済が自立の方向へ向かっていたことも非常に大きなきっかけとなったとしている。また、経済の発展段階に税制を合わせる必要性も指摘し、シャウプ税制の修正の必要性を正当化している。平田他（1979）517-518 頁。

<sup>92</sup> シャウプ勧告で推奨された累積課税制度廃止は、理論的にすぎて実施が容易でなく、また複雑で納税者の理解が得にくいという理由であった。金子（2000）11 頁。

望を与えるという野心的な目的をもっていたようである。しかしながら時間的な制約もあり、その目的は大幅に縮小され翌 29 年度における当面の諸問題に対する勧告のみに終わってしまっている<sup>93</sup>。この税制調査会設置の基本的な狙いは、「税制調査会設置要綱」でうかがい知ることができる。それによると「税制運営の現状及び経済情勢の推移等にかんがみ、この際、国税および地方税を通じて、わが国現下の実情に即した合理的な租税制度の確立を期するとともに、税制および税務行政の簡素能率化を図るため必要と認められる改善事項を調査審議する目的をもって、左記の要領により税制調査会を設けるものとする」としている。税制調査会は、その調査審議の結果に基づいて同年 11 月に答申した。

この税制調査会の答申は、上記「要綱」からも理解できるように国税および地方税を通じた広汎なものであるが、その大要は、国民負担の現状ならびに資本蓄積の緊要性にかんがみて、国税および地方税を通じ、所得税を中心として直接税の負担を軽減する。直接税の軽減に要する財源の全部を租税の自然増収で賄うことは困難であるので、その財源の一部に充てるとともに、奢侈的消費の抑制に資するため、間接税等について若干の増徴を行う。地方税については、財源の偏在を是正し、地方公共団体にできるだけ多くの独立財源を与えるため、入場税および遊興飲食税は国において賦課徴収し、その大部分を人口に按分して都道府県に配付し、都道府県民税およびたばこ消費税を新設する。地方財政平衡交付金制度を廃止して、地方交付税制度を設ける。そして、国税および地方税を通じて税制および税務行政の簡素化を図る、ことであった。

これらの答申のうち相続税に関する事項は、相続税については、遺産取得税体系を維持することとするが、負担の調整を図る等のため、税率については、戦後における貨幣価格の変動に応じた調整がまだ十分でないから、これを緩和する等の項目が報告された。

税制調査会の答申は、その後の経済情勢により、税制全般について答申どおりの改正を行うことができなかったが、相続税制度については、この答申に基づき、死亡保険金および退職給与に対する保険金控除および退職金控除の額を 50 万円に引き上げるなどの改正が行われた。

---

<sup>93</sup> 大蔵省財政史室編（1990）9 頁。

## 第5項 昭和33年の改正（第四期）

### 1. 相続税制度改正の要望

相続税制度は、昭和25年以降、シャープ勧告に基づき遺産取得税体系を基とする課税体系がとられてきたが、この課税体系については、それがわが国財産相続の実情に適合せず、また、農家、中小企業等の財産相続について、遺産分割が困難なことから相対的に相続税負担が重くなる等、次に掲げるような欠点があることを理由として、相続税制度について根本的検討を加え、改正を行うべきである、という意見が広く起ってきた。

(1) 現行の相続税は、相続により取得した財産の価額を標準として課税する建前であって、相続により遺産が各相続人によって分割相続されることを前提としたものである。しかし、わが国財産相続の現状は、必ずしも分割の慣習が徹底しているとはいえない。また、税務執行の上では、財産相続の現状のもとでは遺産分割の状況を確認することは極めて困難であるため、時に税務執行の行き過ぎがいわれる反面現行の相続税制度が遺産分割の程度により相続税負担に大きな差異を生ずることから、事実と異なるような申告が行われ、相続税の負担に不公平をきたしていることが相当多いように見受けられる現状である。

このようなことは、負担の公平を欠くばかりでなく、納税思想を低下させ一般の税務に対する信用を失わせているものと認められる。

(2) 遺産を分割することを前提とした現行の相続税制度のもとでは遺産を分割することが困難な農業用資産や中小企業用資産その他の資産を相続した場合には、その財産が分割困難なため、単独または少数の相続人によって相続されることと相まって、その負担は相対的に重いものとなっている。

(3) 現行の相続税の負担は、累次の軽減にもかかわらず、なお重く、特に中小財産階層においてかなり重いものとなっている。このことは、個人生活の経済基盤をぜい弱にしているほか、納税者の誠実な申告と円滑な税務執行を困難にしていると認められる<sup>94</sup>。

実は上記の指摘は次に説明する税制特別調査会の最終答申の冒頭に記されているものである。現在の相続税制の礎となっている昭和33年の税制改正に大きな影響を与えた税制特別

---

<sup>94</sup> 税制特別調査会『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』（昭和32年12月）1-2頁。

調査会の設置の経緯等を見てみることにしよう。

## 2. 税制特別調査会の設置

わが国の税制改正に関する問題については、昭和 25 年のシャウプ勧告に基づくシャウプ税制制定以来、昭和 28 年における税制調査会および昭和 30 年に設けられた臨時税制調査会において、税制全般については根本的な検討が行われ、それぞれその調査・審議結果に基づいて税制改正が実施された。しかし、これらの調査会においては、要請の強かった所得税をはじめとする租税負担の合理化を重点とした検討が行われ、相続税制度に関する問題については、全面的な検討は見送られてきた。この点、臨時税制調査会の最終答申では次のように述べられている。

「現行の取得課税方式を遺産税方式に改めるべきかどうかという問題は、相続税の基本に関する問題であり、相続税の性格からみて、軽々しく断定を下すことは適当でない。また、控除及び税率の問題も、この相続税制の基本と関連して同時に解決されるべきであろう。当調査会は、時間の関係上審議を尽くすことができなかつたので、この問題については結論を留保し、今後の研究に期待することとしたい。<sup>95)</sup>

しかし、翌昭和 32 年にはこの臨時税制調査会の答申に基づいて、所得税について大幅な減税が行われ、税制も安定した形になったので、政府も、上記のように答申において相続税制度に関し、指摘されている欠陥を除去する目的で、大蔵省に税制特別調査会を設置した。そして相続税制度について根本的検討を行うために、同調査会<sup>96)</sup>に対し「相続税制度についてどのような改正を行うべきか」について諮問したのである。

税制特別調査会は、昭和 32 年 6 月 20 日の第 1 回の会合以来、相続税制度について集中的に審議し、同年 12 月 20 日にその結論をえて、大蔵大臣に答申されている。

---

<sup>95)</sup> 臨時税制調査会『臨時税制調査会答申』（昭和 31 年 12 月）227 頁。

<sup>96)</sup> 当時の税制特別調査会の会長は、財政学が専門の一橋大学 井藤半弥教授（後に学長）であった。

### 3. 税制特別調査会の答申

税制特別調査会の相続税改正に関する答申は、相続税の租税制度のうちに占める役割、すなわち、相続税の課税の意義およびわが国将来における相続税制度のありかたなどについて検討し、財産相続および税務執行の情状からとるべき相続税の体系について検討して答申を行ったものである。その答申は、「答申」ならびに「答申の理由及び説明」の二部からなるもの<sup>97</sup>で、わが国相続税制度についての啓蒙の書であるとともに、その答申による相続税の課税体系は、遺産取得税体系をとりつつも、相続税額の計算について遺産の額と相続人の数とをとり入れるという、全く画期的なものであったといえることができる<sup>98</sup>。

次にその最終答申の内容について検討していくことにしよう。

(1) 相続税課税の意義 相続税制度の検討に先だって、まず相続税課税の意義について検討している。少し長いが現在の相続税に繋がる重要な箇所であるので引用しておこう。

「相続税制度を検討するに当たっては、まず、相続税課税の本質について考えてみる必要がある。

相続の開始により相続人その他の者が被相続人から承継する財産に対し、相続税を課することは、それがどのような課税方式をとるにしても、相続の開始によって被相続人から相続人等に移転する財産に対する課税となり、その際に、相続人の取得する財産に応じその一部が課徴されることとなる。その意義は、これにより富の集中の抑制を図ることにあるといわれている。国民の財産は、個人生活における経済基盤を強くする意味において、一般的になるべく厚くすることが望ましいことはいうまでもない。しかし、少数の特定の者に多額の財産が集中していることは、その富の蓄積に個人の経済手腕が優れていることに基因していることのほか、社会一般から受ける利益に基因しているものであるもので、その個人の死亡の際に相続税を課税し、その富の一部を社会に還元することにより富の集中の抑制を行うことができるといわれている。

---

<sup>97</sup> 税制特別調査会『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』（昭和 32 年 12 月）。

<sup>98</sup> 櫻井（1959）58 頁。

さらに、相続税は、被相続人の生前において受けた社会及び経済上の各種の要請に基く税制上の特典その他租税の回避等による負担の軽減が清算されるという意味において税制上重要な役割を果すものであるといわれている。

また、このような意義をもつ相続税の負担を適正なものとするためには、被相続人の生前における財産の贈与について何らかの課税を行うことが必要である。この意味において贈与税が相続税とならんで税制上大きな意味をもっているものと考えられる。<sup>99)</sup>

ここで確認しておく必要があるのが、この答申においても相続税の大きな目的は「富の集中」の抑制であり、この点においてはシャープ勧告とは異なることである。

(2) 長期的見とおしにたつ相続税制度 「相続税は、他の租税のように毎年くりかえして課税されるものと異なり、相当長期間に一回課税されるものである。しかも、相続税は、その税収入の租税収入全体のうちに占める地位は僅かなものである反面、その課税による個々の納税者の受ける影響は極めて大きなものがある。このようなことから、相続税は、他の租税のように経済の変動や財政事情に直接結びつけて改正をひん繁に行うことは適当でなく、むしろ相当長期的見とおしにたつて、安定した相続税制度を確立する必要がある<sup>100)</sup>」旨を述べている。

(3) 改正の方向 税制特別調査会は、このような観点にたつて相当長期にわたる安定した相続税制度の確立を目標とし、

ア. まず、相続税の課税体系の問題としては、それが理論的に満足しうるような合理的なものであっても、適正な執行が困難視されるようなものはさけるべきであり、むしろ理論的にある程度不満とする点があつても、税制の上においても、また、執行の上においても公正な負担が実現できるようなものが望ましい。

この意味において、相続税の課税体系においては、各相続人が相続により取得した財産を標準として課税する制度をとりながらも、相続税の総額は、遺産の総額と相続人の数とにより決定できるような建前をとることが適当である。

イ. 次に、相続税負担の問題としては、相続税課税の本質にかえりみて個人生活の経済的基

---

<sup>99)</sup> 税制特別調査会『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』（昭和 32 年 12 月）2 - 3 頁。

<sup>100)</sup> 税制特別調査会前掲 3 頁。



盤をある程度強化することとし、そのため課税最低限を大幅に引き上げるとともに中小財産階層の負担を軽減することが適当である。

しかし、反面、ある程度以上の財産階層については、富の集中を抑制するという見地を十分に取り入れてその負担を定めることが適当である<sup>101</sup>。

(4) 改正案の骨子とその考え方 以上の方針のもとに、相続税制度の改正案の骨子およびその考え方を次のように述べている。

ア. 相続税の課税最低限については、個人生活の経済基盤を強化するため、通常の農家およびこれに準ずる程度の中小企業、その他の一般世帯における相続については、なるべく相続税の課税対象外とすることが望ましい。

このような見地からは、遺産 150 万円に相続人 1 人ごとに 30 万円を加算した金額までの場合には、相続税を課税しないことが適当である。

イ. 相続税の課税体系については、同額の遺産を相続した場合にも、相続人の数が多い場合には、少ない場合に比して負担がある程度軽いことが適当である。そのためには、遺産取得税体系を維持することが適当であるが、ただ遺産分割の状況によって大きく負担に差異が生ずることを防止することが必要である。

このような見地からは、実際の取得財産により遺産総額に対する相続税の負担が大きく変わる方式はこの際棄て、共同相続人が遺産を民法第 900 条の相続分の割合より取得したものと仮定して算出した税額を、各相続人が相続により実際に取得した財産の価額に応じて納付させる方式をとることが適当である<sup>102</sup>。

ウ. 配偶者控除は、配偶者が相続した財産については、相次相続控除制度により救われない比較的早い次の相続税の課税の時期があること、配偶者が遺産の形成に寄与したこと、および配偶者の老後の生活の保障を考慮して設けられたものであるが、これらの諸点を考慮しても、高額な財産階層については配偶者控除による利益をある程度制限することが適当であるととも、この制度の利用が乱に流れることを防止することが必要である。

このような見地からは、配偶者控除は、税額控除の方式に改め、配偶者の納付すべ

---

<sup>101</sup> 税制特別調査会前掲 3 頁。

<sup>102</sup> このようにこの最終答申に基づき、わが国では他国に例をみないわが国独自の相続税体系である遺産税、遺産取得税併用方式が採用された訳であるが、その経緯に関しては、大蔵省財政史室編（1990）248—258 頁に詳しい。

き相続税額（民法第 900 条の割合により算出される配偶者に属する税額を限度とする）の 3 分の 1 を控除するのが適当である。ただ、遺産額が 3,000 万円をこえる場合には、3,000 万円の場合に受ける配偶者控除の金額を限度とすべきである。

エ. 未成年者控除については、現行の未成年者控除額を大幅に引き上げてその恩典を特に中小財産階層に厚くすることが必要である。

このような見地からは、未成年者控除は、配偶者控除にあわせて税額控除方式に改め、未成年者の納付すべき相続について、その者が成年に達するまでの 1 年につき 1 万円を税額から控除することが適当である。

オ. 相続税の負担については、中小財産階層の負担を軽減するため、最低税率 10% の階級を、現行の「20 万円以下」から「30 万円以下」に引き上げ、遺産が 1,000 万円程度の階層までの負担を大幅に軽減するよう累進率を調整することが適当である。

なお、相続人が配偶者および第 1 親等以外の者であるときは、相続による財産の取得の偶然性等にかえりみ、ある程度負担を加重することが適当であり、そのためこれらの相続人の負担については、相続人が配偶者および第 1 親等の場合の負担のおおむね 20% 程度を加重すべきである。

カ. 贈与税については、おおむね現行制度を維持することとし、控除および税率については、相続税負担との関連において定められることが適当である。

このような見地からは、基礎控除額については、現行の 10 万円を 20 万円に引き上げ、税率については、中小財産階層の相続税負担が軽減されたことに伴って少額財産の贈与については、負担を緩和することとし、そのため少額贈与財産については税率を引き下げる反面、相当額以上の贈与財産に対する税率については、相続税負担との関連において合理的な負担が実現できるようある程度引き上げるべきである。

なお、相続税および贈与税の負担をより合理化するため、5 年以内に同一人から取得した財産額については、これを累積して課税する制度をとることが適当である<sup>103</sup>。

答申では、採用すべき相続税制度およびその考え方について以上のように述べたほか、租税は、税制がいかにか合理的なものであっても、その執行の適正を期しえなければ公正な負担を実現することは到底不可能で、特に相続税および贈与税については、これらの税

---

<sup>103</sup> 税制特別調査会『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』（昭和 32 年 12 月）3 - 5 頁。

が所得税や法人税のように毎年くりかえして課税されるものと異なり、相続の開始または贈与の際に課税されるものであることから、その負担の適正を期することの必要性を特に強調し、適切な税務執行を期待している<sup>104</sup>。

(5) 改正の内容 税制特別調査会のこのような相続税制度改正に関する答申に基づいて、昭和 33 年度の税制改正において、相続税法の大幅な改正が行われた。

昭和 33 年度の税制改正は、国民負担の現況に鑑み、答申に示された相続税における体系の合理化および負担の軽減等の根本的改正に加えて、法人税および下級酒類に対する酒税の軽減を図るとともに、貯蓄の増強および科学技術の振興等に資するための税制改正も含んでいた。相続税については、遺産取得税体系を維持しつつ、相続税の総額は、遺産額と法定相続人の数とにより決定できるよう体系を合理化するとともに、相続税および贈与税の課税最低限の引き上げおよび税率の緩和を行い、後ほど説明するように中小企業経営者や農家などの中小財産階層における負担の軽減を図る等のために、課税最低限の引き上げ<sup>105</sup>などの改正が行われた。

また贈与税について、相続税の負担との関連においては基礎控除を 20 万円に引き上げ、税率を合理化するとともに、一定期間の贈与については、これを累積して課税する制度を設ける、を内容とするものである。なお、相続税は課税財産の範囲とならんで、財産評価の問題をも発生させる。この場合、業種ごとに固有の問題があり、公聴会でも種々な要望が出されている。例えば中小企業においては、相続に際しての非上場株式の評価が問題になる。当時、東京商工会議所中小企業部会長の石田謙一郎は、「中小企業における非上場株式に対する評価を引き下げられたい。非上場株式の価格は、上場相場または気配相場のあるものより著しく割高となっており、特に同族会社に対しては不均衡が生じている。特に非上場株式は一般株式と異なり市場換価性に乏しく、納税の場合換金しようとするれば不当に安く買い叩かれる始末である。以上の点にかんがみ非上場株式に対する評価方法の適正化について特に考慮せられたい」と主張している。同様な問題は農業においても生じていた。この財産評価は結局のところ、シャープ型の遺産取得方式の下での財産分割の問題になる。相続に際し現実に財産分割が困難な中小企業や農業にとりわけ問題が生じ、上述のごとき要望

---

<sup>104</sup> 税制特別調査会前掲 5 頁。期待される税務執行とは、答申には、課税対象となる財産の把握や適正な財産評価、調査が最も困難であると認められる預貯金、無記名債権等不表現財産の把握や同族会社の株式の評価等の適正化などが掲げられている。

<sup>105</sup> 遺産の金額が 150 万と 30 万円に法定相続人の数を乗じた額との合計額以下の場合には、課税しない、とされた。

となつてはねかえってくる。この種の問題が、相続税制度の抜本見直しの背景になってきたことは疑いない<sup>106</sup>。第2章では米国において中小企業が遺産税の改正に対して果たした大きな役割に関して言及したのであるが、その時期は主に1950年代であった。ほぼ同時期に日本においても同じような現象が起きているのは興味深いところである。これは日本にあつては朝鮮戦争特需もあつて中小企業の経営が安定し、米国と同様に政治的な発言権を得てきているということの意味するのであろう。

この昭和33年の相続税改正で特筆すべきことは、このときの検討で戦後の相続税制度を確立したことである。つまり、遺産税と遺産取得税の二つの要素を加味したわが国独自の相続税の体系を構築したのであつた。それ以降、この制度は今日にいたるまで基本的には手を加えられずに持続しており、平成2年(1990年)の段階までと言うと重大な欠陥も指摘されていない<sup>107</sup>。それでは昭和33年の改正以降、現在までの主な改正を見ていこう。

## 第6項 昭和33年改正後から昭和最後までの展開

### 1. 昭和33年以降、昭和48年まで<sup>108</sup>の相続税改正

上記の昭和33年の相続税の大規模な改正以降、昭和48年までの相続税の改正は、主として課税最低限の引き上げと配偶者の税負担の軽減を中心に行われた。贈与税の改正では、その非課税限度額となる基礎控除の引き上げが1回行われたほか、配偶者の負担の軽減が図られた。

課税最低限の額を相続人を5人として計算すると、昭和33年度の300万円にはじまって、昭和37、39年度はそれぞれ450万円、500万円であつたが、昭和41年度には(配偶者控除も含めると)一挙に1,000万円にも引き上げられた。その後、昭和42、46年度には、それぞれさらに1,200万円、1,800万円に引き上げられている。このように相続税の課税最低限は、相当程度引き上げられてきたといえるが、その中でも昭和41年度の2倍増の改正は大きなものであつた。しかもこの年度には昭和33年度から40年代にかけて、唯一の相続税税率の引き下げも図られている<sup>109</sup>。この昭和41年度の税制改正の背景について

---

<sup>106</sup> 大蔵省財政史室編(1990)266頁。

<sup>107</sup> 大蔵省財政史室編前掲247頁。その後、三木(1995)などによって現行の制度に関する問題点が指摘されるのであるが、それについては後ほど検討する。

<sup>108</sup> この時代区分は、大蔵省財政史室編(1990)に依っている。

<sup>109</sup> 大蔵省財政史室編(1990)412頁。

は後ほど詳述することとする。

次に税額控除の改正を検討する。税額控除は、配偶者の軽減措置、未成年者控除と昭和 47 年度に創設された障害者控除からなり、それぞれ引き上げが図られている。この中では、控除額から言うと配偶者の軽減措置が重要であり、この措置の改正は夫婦間の財産移転への課税を考えるうえでも大切である<sup>110</sup>。そこで、この措置の改正についても後ほど、夫婦間で移転された財産の課税に関して論じる際にあらためて検討することとする。

贈与税では、基礎控除の改正が昭和 39 年度になされ、20 万円から 40 万円に引き上げられた。贈与税は相続税を補完する役割を持ち、富の分配の公平という観点から生前贈与による次世代への富の移転にきびしく課税している。こうした観点から、その後昭和 41 年度に相続税率の引き下げとのバランスを図るために、贈与税率が引き下げられたときも、基礎控除の引き上げはなされなかった<sup>111</sup>。

上に述べたように昭和 41 年度の改正は、相続税の負担を大幅に引き下げた。この改正当時の資産課税の問題としては、遺産額の上昇に課税最低限の見直しが追いつかなかったため、相続税の負担が著しく大きくなったことである。資産課税の仕組みの変更がなされた昭和 33 年度以来、相続税の国税に占める割合は、昭和 33 年度の 0.3%から昭和 40 年度には 1%に上昇する一方、死亡者数に占める課税対象者件数は 0.8%から 1.9%へと増加している。更に相続財産に占める土地の割合を検討し、その比率が昭和 33 年の 41.9%から昭和 40 年度に 55.4%に急騰していることを示し、土地価格の高騰がこうした相続税の負担の上昇の主要な原因の一つであることを指摘している<sup>112</sup>。

昭和 41 年の税制調査会の答申は、こうした相続税の負担の上昇が中堅財産階層の資産の形成を阻害することを危惧し、「相続税においても、このような中堅財産階層の蓄積ないしは生活の基盤を課税によって失わせることのないよう、その限度において富の集中化を抑制し富の再配分を行うべきものと考え<sup>113</sup>」と記している。このような考え、背景に従い答申は、既述の改正とほぼ同一の改正案を示していたのであった<sup>114</sup>。

---

<sup>110</sup> 大蔵省財政史室編前掲 412 頁。

<sup>111</sup> 大蔵省財政史室編前掲 412－413 頁。

<sup>112</sup> 大蔵省財政史室編前掲 415－416 頁。

<sup>113</sup> 税制調査会『昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明』（昭和 40 年 12 月）61－62 頁。

<sup>114</sup> 大蔵省財政史室編（1990）416 頁。

## 2. 夫婦間の財産移転への課税

昭和 41 年度の税制改正においては相続税および贈与税に配偶者控除が設けられ、夫婦間の財産移転にともなう税負担の軽減が図られた。この制度について昭和 41 年度の税制調査会の答申には、一切触れられていないばかりか、答申は次のように述べ、夫婦間の財産課税の軽減に対して慎重な態度を取っている。

「夫婦の贈与については、その財産の取得について夫婦間に贈与の認識がないようなものが多い反面、明らかに贈与と認められるものもあり、われわれは、これを一律の判断で処理することには問題があると考ええるものである。

また夫婦間において形成した財産は、課税面においても所得稼得者の財産とみるのが現在の財産制度の上では一般的に理解し易いというようなことも考えられる。

しかし、この問題を全面的に解決するには、まず、わが国の財産制度のあり方及び歴史的社会的背景を反映する現実の姿を十分に認識したうえ、それを基礎として検討しなければならないが、このような検討を短時日の間に行うことは、これが現行の課税体系の基礎にもふれることから困難である。

このような見地から、われわれは夫婦間の課税問題は、今後においてさらに慎重に検討すべきものと認めた<sup>115)</sup>。」

このように夫婦間の財産移転への課税を安易に軽減しないというのが、この問題に対する税制調査会の基本的な考え方であった。しかし、税制調査会の慎重な態度とは反対に、現実の税制改革は独り歩きし、既述のように昭和 41 年度の改正では相続税および贈与税に配偶者控除が新設され、その翌年度には相続税における配偶者の軽減措置の拡大がなされた。これらの改正は昭和 33 年度に創設された配偶者の法定相続税の 2 分の 1 軽減制度を拡大し、遺産総額 3,000 万円を上限としてそれまでの配偶者の法定相続分全額を控除することにしたものである<sup>116)</sup>。昭和 33 年の税制改正の場合もそうであったが、税制調査会の答申や政府案と比較し、国会では配偶者への財産移転に関しては寛容であるといえよう。当時の国会

---

<sup>115)</sup> 税制調査会『昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明』（昭和 40 年 12 月）72 頁。

<sup>116)</sup> 大蔵省財政史室編（1990）417－419 頁。

における議論で相続税の配偶者控除に関するものを記しておくとして昭和 41 年 3 月 18 日の衆議院大蔵委員会において日本社会党の藤田高敏議員の「妻の立場というものを資産税の中でさえ今度は生かしてきておるわけですから、それをより積極的に生かしていくためにはどういう形の条件をつくっていくべきかということについての見解を承っておきたいと思います。」という質問に対して、福田赳夫大蔵大臣は、相続税の配偶者控除等の配偶者に対して配慮する税制に関して「今後税制を考えていく場合におきます重大な問題の一つである」と肯定的な答えをしている<sup>117</sup>。世論はそのような制度を支持していたであろう。

その後、配偶者の相続税負担の軽減を求める要求はますます強くなっていったが、この問題に対する税制調査会の見方には大きな変化は見られなかった。しかし昭和 47 年の答申では、「同一世代間の財産移転のすべてを非課税とするような基本的な変更を行うことについては問題があり、慎重に検討すべきである<sup>118</sup>」とこれまでの姿勢を踏襲する一方、一定の限度を設けて夫婦間相続について特別の軽減を行うことを提案している。その結果、昭和 47 年度から婚姻期間が 20 年を超える配偶者の場合、3,000 万円までの相続は非課税となった<sup>119</sup>。

### 3. 昭和 49 年以降、昭和 54 年まで<sup>120</sup>の相続税改正

日本の相続税及び贈与税の特徴の一つは、累進構造が強いことである。このことは資産価格が継続的に上昇している状況においては、税負担率の上昇という問題が起ることを意味している。従って相続税・贈与税の改正は、所得税と同様、物価調整的な減税を余儀なくされることになる。また、相続税・贈与税のあり方は、家族内の世代内・世代間のつながりに影響を与えるものであり、その改正は、家族のつながりに関する慣習、価値観あるいは世論といったものにも影響される。昭和 50 年に行われた改正は上記の 2 つの点において重要な意味を持つものであった<sup>121</sup>。政府税制調査会の昭和 50 年度の答申では、次のように指摘している。

---

<sup>117</sup> 第 51 回国会衆議院大蔵委員会議事録 23 号（昭和 41 年 3 月 18 日）。

<sup>118</sup> 税制調査会『昭和 47 年度の税制改正に関する答申』（昭和 46 年 12 月）3 頁。

<sup>119</sup> 大蔵省財政史室編（1990）420 頁。

<sup>120</sup> この時代区分は、財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）に依っている。

<sup>121</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）316 頁。

「相続税の控除及び税率は昭和 41 年以来基本的な見直しが行われていないため、その後における地価及び一般的な物価水準の著しい上昇を反映して、相続税の負担は急激に増加している。そこで、一般的な負担の調整を図るとともに、併せてかねてよりの懸案であった配偶者の負担の軽減問題及び農地に対する相続税負担の問題を解決するため、次の措置を講ずることが適当である。<sup>122)</sup>

この答申を受けて昭和 50 年には相続税の課税最低限の引上げが実施され、遺産にかかる基礎控除額が 2,000 万円と法定相続人 1 人当たり 400 万円となった<sup>123)</sup>。

昭和 50 年には、相続税については、農地の扱いに関しても改正が行われた。それは、相続税における農地の評価が、近傍農地の高い売買実例価格を基礎として課税が行われるため、農業を継続する意思をもちながら、農地の一部を手放さざるを得ない人が生ずるに至っているという状況を考慮して行われた改正であった。具体的には、農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち「恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格<sup>124)</sup>」を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで、又は納税猶予後 20 年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除するという制度が昭和 50 年度に導入された<sup>125)</sup>。

#### 4. 昭和 55 年以降、昭和 63 年まで<sup>126)</sup>の相続税改正

上記のとおり昭和 50 年の相続税及び贈与税改正には資産価格の上昇による税負担率の増加という課題と、家族のつながりに関わる慣習や価値観との関係という課題が影響していたが、その後もこの 2 つの課題に答える形で税法の改正がなされることになる。昭

---

<sup>122)</sup> 税制調査会『昭和 50 年度の税制改正に関する答申』（昭和 49 年 12 月）5 頁。

<sup>123)</sup> また配偶者の相続税の軽減措置が配偶者の相続財産のうち遺産額の 3 分の 1 相当額（その額より 4,000 万円の方が大きい場合には 4,000 万円）に対応する相続税まで非課税とすることに改められ、この規定に吸収される形で遺産にかかる配偶者控除の制度は廃止された。加えて、昭和 41 年以来据え置かれていた相続税率の累進度が緩和されるとともに、最高税率が 70%から 75%に改められる規定等が定められている。

<sup>124)</sup> 税制調査会『昭和 50 年度の税制改正に関する答申』（昭和 49 年 12 月）7 頁。

<sup>125)</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）325 頁。

<sup>126)</sup> この時代区分は、財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）に依っている。



和 55 年には、相続に関する民法の改正が行われ、これに伴う相続税の改正が行われた。具体的には法定相続分の改正と寄与分制度の新設の 2 つがある。法定相続分の改正とは、核家族化の進行に伴い子供の数が減少してきており、例えば子 1 人の場合には配偶者よりも子の方が法定相続分が大きくなるという問題が現れてきているとともに、配偶者の貢献に対する一般の評価が高まり、これを相続に反映させるべきであるという意見が国民の間で有力となってきたこと等に鑑み、法定相続分を配偶者と子が相続人である場合に、改正前は配偶者が 3 分の 1、子が 3 分の 2 であったのを、改正後は配偶者が 2 分の 1、子が 2 分の 1 に変更する等となっている<sup>127</sup>。

寄与分制度の新設というのは、従来の民法では、例えば農業や自営業の商店などで父親を助けてその事業に従事し、被相続人である父親の財産の維持増加に特に貢献してきた相続人であっても、遺言等がない場合には他の相続人と同様に相続分に応じた財産を取得できるに過ぎないこととされており、相続人の間での実質的な衡平が保たれないという問題が指摘されていた。そこで、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした相続人（以下「寄与相続人」と略す）は、寄与分については、共同相続人の協議又は家庭裁判所の審判によって定められるものとした<sup>128</sup>。

このような民法の改正に伴い、昭和 55 年度の相続税改正においてどのように改正を行うべきかが問題となった。民法が改正されて上記の例（配偶者と子が相続人である場合）のような場合の配偶者の法定相続額が、遺産額の 2 分の 1 に引き上げられたことに伴い、非課税額についても対応する引き上げを行うことが妥当とされた。そこで、まず、配偶者が取得した相続財産については、遺産額の 2 分の 1 相当額と 4,000 万円のいずれか多い金額までは相続税を課税しないこととするという改正が行われることになった<sup>129</sup>。

一方、寄与分制度の新設に対しては、遺産分割が完了している場合には、相続者が取得した財産の合計額により課税されるため、特に問題とはならないのであるが、相続人が 2 人以上の共同相続において寄与相続人が含まれる場合には、その扱いが問題となってくる。従来の民法の下では、民法の規定による相続分の割合に従って、各相続人の相続額を計算することとされていた。寄与分制度の創設に伴い、寄与相続人の法定相続額が民法の新しい規定に従って計算した上で、課税額を計算するという改正も考えられたが、現実にはそのよう

---

<sup>127</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）573 頁。

<sup>128</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編前掲 573－574 頁。

<sup>129</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編前掲 574 頁。

な改正は行われず、従来どおり、寄与分を考慮しない法定相続額に基づいて課税が行われることとされた<sup>130</sup>。

寄与分を考慮した課税というのは、相続税が累進課税になっている点に注目すれば、寄与相続人に対する課税額を引き下げることになる。しかし、寄与分は共同相続人間の協議なり家庭裁判所における審判によって初めて明らかになるもので、実際には遺産が未分割である場合には寄与分も具体的には定まっていないことになる。従って相続税については、従来どおりの寄与分を除く民法の規定による相続分に従って遺産を取得したのものとして、課税額を計算するとされたのである<sup>131</sup>。

なお、昭和 55 年 3 月 18 日の衆議院大蔵委員会で公明党の古川雅司議員による寄与分について相続税の課税上軽減措置を講ずるべきではないかとの指摘に対し、当時の大蔵省高橋元主税局長は、「寄与分は、遺産分割の協議、審判において、寄与の方法や程度に応じて個別に定められるということがたてまえになっております。法定の相続分を寄与分によって修正するという考え方は、今回はとられておりません。したがって、相続税の課税上何らかこれについて軽減措置を講ずるということに仮にいたしますと、相続人相互の協議で任意に寄与分としての額が定められてしまうことになって、同じ相続財産について、相続人の数が変わる以外の理由で税額が動いてくる、相続税の負担が動いてくるということがございます。それがたとえ寄与分として妥当なものでない場合でも、税務当局が寄与分を査定することはできませんので、したがって、真に寄与相続人であるかどうかという判定を税務当局が行うというわけにはまいりませんから、そうなりますと、相続人相互の自由な意思で寄与相続人と寄与分を決めてしまえば相続税負担がそれだけ軽くなってしまいうということで、横の公平という観点から、これについて軽減措置を講ずることは相当ではないのではないかというのが私どもの考えでございます。<sup>132</sup>」と課税の公平性を理由に否定的な考えを示している。

昭和 58 年度には中小企業等の相続税の改正が行われた。これは中小企業の経営者に関する相続税に関して、中小企業の事業継承の円滑化の観点から行われている。基本的には、従来の方式に加えて、新しい評価方式を選択することが可能となるような措置を導入す

---

<sup>130</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編前掲 574－575 頁。

<sup>131</sup> 財務省財務総合政策研究所財政史室編前掲 575 頁。

<sup>132</sup> 第 91 回国会衆議院大蔵委員会議事録 13 号（昭和 55 年 3 月 18 日）。高橋局長は、この時に、寄与分についても相続人が相続によって取得した財産そのものであるから、相続税が課税されるのは当然である、との考えも示している。

ことで、中小企業等の相続税負担を引き下げることが目的としている。なお、中小企業の事業継承に関わる税制の変遷に関しては後ほど整理・検討している。

昭和 63 年度には相続税の改正がなされ、負担の軽減および合理化を図ることされた。この昭和 63 年度の改正の前の昭和 61 年における税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』では、昭和 50 年以来、相続税制の本格的な改正が行われていないこと等を踏まえて、次のように議論されている。

「相続税制を検討するに当たっては、健全な個人資産の形成と国民生活の安定に配慮しつつ、相続税の基本的役割の一つである富の再分配機能に留意し、適正・公平な課税を目指すことが必要である。

この場合、遺産所得課税方式（各相続人ごとに取得財産の価額を標準として課税）と遺産課税方式（被相続人の遺産額を標準として課税）とを併用した現行相続税の基本的仕組みは、両方式の問題点を法定相続分課税の導入により解消した合理的な制度であり、今後とも維持していくことが適当であると考える。

今日における相続税の負担水準については、この際、特に軽減する必要性は認められないとする意見もあったが、諸控除等の水準が昭和 50 年以来据え置かれてきており、この間の課税件数の増加、死亡者中に占める課税割合の著しい上昇等を考慮すれば、経済諸情勢の変化を踏まえ、ある程度の見直しを行うことが適当であると考え。また、これに併せ、相続税制においても公平・公正の原則を維持する観点から諸制度のあり方につき見直しを図るべきであると考え。<sup>133)</sup>

このような答申を受けて、昭和 63 年には次のような相続税制改正が行われた。

- (1) 遺産に係る基礎控除等を 2 倍に引き上げる。
- (2) 税率区分の幅を拡大し、最高税率を 75% から 70% に引き下げる。
- (3) 配偶者の非課税枠を拡大する。

このような改正が行われた昭和 63 年 4 月の税制調査会による『税制改革についての中間答申』には相続税について次のような記述がある。

---

<sup>133)</sup> 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』（昭和 61 年 10 月）、72 頁。

「相続税については、昭和 50 年以来制度の基本的な見直しが行われていないため、個人財産の増加及び地価の上昇、特に最近における東京を中心とした異常な地価高騰等を反映して、死亡者数に占める課税割合は昭和 50 年の 2.1%から昭和 61 年の 6.9%へと急速に増大しており、一件当たりの相続税の負担も増加している。このような状況を踏まえ、負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げ、税率構造の緩和を行うとともに、配偶者の生活の安定に資するため配偶者に対する相続税の負担軽減措置を拡充するほか、負担の公平を確保するため各種の相続税の税負担回避行為に対し必要な措置を講ずることが適当である。<sup>134)</sup>

この答申が指摘しているのはバブル経済の中での地価の高騰により、相続税の負担が重くなりその軽減が必要になってきた事と、養子縁組等により税負担を回避する行為が多発したためにその対策が必要になってきた事であろう。このような中、平成の時代になると昭和 61 年の税制調査会『税制の抜本の見直しについての答申』では、「今後とも維持していくことが適当」とされた、遺産所得課税方式と遺産課税方式とを併用した相続税の基本的仕組みは、議論の対象となっていくのである。

#### 第 7 項 平成における相続税・贈与税の改正

平成の時代に入っていくと、しばらくの間は昭和後期からのバブル経済が続き、相続税も地価の高騰にいかに対処すべきかが問題となるが、それもしばらくするとバブル経済の崩壊により不景気になり問題が地価の高騰から不景気下における雇用の維持ということに変化することとなる。そして雇用の維持のための事業承継のあり方という新しい相続税の問題が議論されることになってくるのである。また平成時代に入ると情報技術、いわゆる IT の発達による徴税業務の著しい効率化が実現できるようになる。この技術を用いるとシャープ勧告によって推奨、制度化されながらも、技術的問題で直ぐに廃止になった累積的課税制度も再び議論にのぼってくることになる。

---

<sup>134)</sup> 税制調査会『税制改革についての中間答申』（昭和 63 年 4 月）、28 頁。

## 1. 土地の相続税評価の改正

平成 2 年 10 月の税制調査会答申『土地税制のあり方についての基本答申』では、土地高騰の現状を踏まえ、土地の評価時点について前年の 7 月 1 日から当年の 1 月 1 日に合わせていく必要があると示すとともに、「土地の相続税評価については、相続税納付のために仮に売り急いだとしても売買価格が相続税評価額を下回ることはないよう、地価公示価格水準の 70%（評価割合）を目途として行われているが、そうした配慮が結果的に金融資産等の資産に比べ土地の有利性を高め、かえって相続税課税上のゆがみや節税を目的とする不要不急の土地需要を招来させている。この問題に 대응するためには、土地の評価割合をある程度引き上げていく必要があると考える。<sup>135)</sup>」としている。そして上記のような考え方で土地の相続税評価の適正化を図る場合には、実質的な相続税負担の増加を伴うことになるので、課税最低限の引上げや税率の区分の幅の拡大等による負担軽減を行う必要がある、としている。これを受けて、平成 4 年には土地の相続税評価の評価割合を地価公示価格水準の 8 割（従来は 7 割）程度に引き上げる等の適正化に伴う相続税および贈与税の負担調整等を行うため、遺産にかかる基礎控除額の引上げ、税率の適用区分の拡大等が行われた。具体的には、相続税の遺産にかかる基礎控除額が、4,800 万円と法定相続人の数に 950 万円を掛けた額に引き上げられ、相続税の税率について、適用区分の幅が 1.8 倍程度に拡大される等が制度化されている。また平成 6 年の改正では、相続税の遺産にかかる基礎控除額が、5,000 万円と法定相続人の数に 1,000 万円を掛けた額に引き上げられた。また、税率の適用区分の幅が拡大されたほか、税率の刻み数が 13 段階から 9 段階に削減される等の改正がなされた。更に平成 8 年には、昭和 63 年末の税制抜本改革において導入された相続開始前 3 年以内に取得した不動産については取得価額によって相続税の課税価格を計算する特例制度が廃止される等の改正が行われた。この時期あたりまでは地価の高騰に対する相続税の対応が税制改正の中心を占めていると言えよう<sup>136)</sup>。

---

<sup>135)</sup> 税制調査会『土地税制のあり方についての基本答申』（平成 2 年 10 月）、32 頁。

<sup>136)</sup> 不動産関係の改正でいうと、その後の平成 9 年には、不動産等にかかる相続税の延納等の特例における特例利子税率の割合が適用される期限が 2 年間延長される等の改正が行われた。平成 11 年の改正では、相続税において小規模宅地等の特例適用の限度面積が、特定事業用等宅地等の場合は 330 m<sup>2</sup>、その他の場合は 200 m<sup>2</sup>とされ、その両者がある場合の調整措置が設けられる等の改正が行われた。また平成 13 年の改正において相続税部分については、小規模宅地等についての課税価格の計算の特例について、限度免責要件を拡充する等の措置を講じる等の改正が行われた。

## 2. 国際租税回避への対策

また、平成時代に入り、日本国外に居住する日本人も増大し、居住地が国外にあることを利用して節税を図るケースが増加した<sup>137</sup>。そこで平成 12 年の改正では相続または遺贈により日本国外にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者または当該相続もしくは遺贈に係る被相続人が当該相続または遺贈に係る相続の開始前 5 年以内において日本国内に住所を有したことがある場合に限られる。）は、相続税を納める義務があるものとするものとされた。したがって、その者および被相続人の双方がその相続の開始前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがない場合の相続等については、日本国外にある財産について課税の対象の適用外とされた。

また贈与により日本国外にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者または当該遺贈に係る贈与者が当該遺贈前 5 年以内において日本国内に住所を有したことがある場合に限られる。）は、贈与税を納める義務があるものとするものとされた。したがって、その者および贈与者の双方がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがない場合の贈与については、日本国外にある財産について課税の対象の適用外とされる。

## 3. 世代間移転の促進

平成に入ってバブル経済崩壊による不景気下における雇用の維持ということが議論され、雇用の維持のための事業承継のあり方という新しい相続税の問題が議論されることになってくるのである。この問題に関して税制調査会の『平成 14 年度の税制改正に関する答申』では次のように指摘し慎重な態度を示している。

---

<sup>137</sup> 著名な例としては武富士事件が挙げられよう。これは香港においてオランダ法人の株式の贈与を受けた者の住所が香港にあったと判断された例で、結局、日本への納税義務を否認されている。最判平成 23 年 2 月 18 日判タ 1345 号 115 頁。原審、東京高裁平成 20 年 1 月 23 日判タ 1283 号 119 頁、月報 55 卷 2 号 244 頁。原々審、東京地裁平成 19 年 5 月 23 日月報 55 卷 2 号 267 頁。

「中小企業の事業承継について更なる配慮が必要ではないかとの意見があるが、これについては、相続税の税率構造や課税ベースなど、幅広い見直しとの関連で検討していかねばならない。既存の優遇措置は、事業の円滑な承継を通じて中小企業の活性化につながる点は認められるが、次のような問題点も存在する。

- ① 自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等
- ② 次世代の経営能力の如何を問わず事業資産が移転され、資源配分の効率性を損なうこと
- ③ 事業用資産を持たない給与所得者の相続税負担とのバランス

したがって、公平性や構造改革の観点、「すべての財産を公平に課税する」という基本原則に照らし、吟味していく必要がある。<sup>138)</sup>

このような状況の下、平成 14 年では、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例が創設されるに留まっている<sup>139)</sup>。また、平成 14 年には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正等も行われている。

しかし、ほぼ同時期に一般の国民の間における世代間移転に関しては高齢化社会の到来を迎えての生前贈与という考えが浮上してきた。平成 15 年度税制改正に向けて、生前贈与を円滑に進めるため相続税・贈与税の一体改革が、税制調査会によって主張されている。

「高齢化社会の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきている。また、高齢者の保有する資産（住宅等の実物資産も含む）の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請もある。かかる状況の下、相続税・贈与税の改革については、生前贈与の円滑化に資するため、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要となってきた。こうした状況を踏まえ、相続税・贈与税の一体化措置を平成 15 年度税制改正において新たに導入する。

---

<sup>138)</sup> 税制調査会『平成 14 年度の税制改正に関する答申』（平成 13 年 12 月）、12－13 頁。

<sup>139)</sup> 特定事業用資産相続人等が、相続等により取得した一定の要件を満たす事業用資産のうちこの特例の適用を受けるものとして選択したものを相続開始の時から相続税の申告期限まで引き続き有している一定の場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額は、一定の割合を乗じて計算した金額とすることとされた。

この一体化措置は、従来の相続税と贈与税との関係を大きく見直すものであり、両税の抜本的改革として位置づけられるものである。<sup>140)</sup>

こうして平成 15 年に相続時精算課税制度が創設されている。これは 65 歳以上の親（贈与者）からの贈与により財産を取得した 20 歳以上の子（受贈者）は、従来の贈与税の課税方式（暦年課税方式）の適用を受けることに代えて、その受贈者の選択した場合には、贈与時に贈与財産に対する贈与税（非課税額：累積で 2,500 万円、税率：一律で 20%）を支払い、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から既に支払った贈与税相当額を控除した額をもって納付すべき相続税額とする相続時精算課税制度の適用を受けることができることとされた。加えて平成 15 年には相続税および贈与税の税率構造の見直しも行われ、最高税率を 50%（改正前：70%）に引き下げるとともに、税率の刻み数を 6 段落（改正前は相続税 9 段階で、贈与税は 13 段階に設定されていた）に削減し、税率適用区分の調整が行われる等の改正が行われた。

平成 15 年以後も小規模な改正は行われていくことになる。平成 16 年の改正は、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限を改正前の 3 億円から 10 億円に引き上げることとされ、平成 17 年には住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の適用対象となる既存住宅のうち耐震基準に適合したものは建築後の年数制限を問わないこととされた。平成 18 年の改正に関しては物納制度について、物納不適格財産の明確化等の措置が講じられ、また申告書の公示制度が廃止された。平成 19 年には取引相場のない種類株式の評価方法が明確化され、取引相場のない株式等の相続時精算課税の特例が設けられる等の改正が行われた。平成 20 年には、特別の法人から受ける利益に対する相続税・贈与税の課税規定の改正や人格のない社団もしくは財団または一定の法人に対する相続税または贈与税課税の改正等が行われた。

平成 21 年の改正は、2 回に分けて行われている。3 月の改正は、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の新設と、それに伴う従来の農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の改正が行われている。そして 6 月の改正では、経済危機対策の一環として、租税特別措置法の改正が行われ、住宅取得資金の贈与税についての 500 万円控除を内容とするものである。平成 22 年の相続税の改正は、保険法の制定に伴うみなし相続財産

---

<sup>140</sup> 税制調査会『平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—』（平成 14 年 11 月）、10 頁。



の規定の整備や障害者控除の拡大等が行われたとともに、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正等の租税特別措置法の改正がなされている。

平成 23 年度税制改正における相続税の部分では、更正または決定に基づく相続時精算課税制度に係る贈与税額を還付する場合の還付加算金の計算期間について、相続税の申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後 1 月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後 3 月を経過する日と当該更正の日の翌日以後 1 月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととする改正がなされた。また相続税の連帯納付義務等についても改正がなされている。

実は『平成 23 年度税制改正大綱』では相続税の増税案が含まれていた。大綱は「相続税は格差是正・富の再分配の観点から、重要な税です。相続税の基礎控除は、バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行うために引き上げられてきました。しかしながら、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。そのため、相続税は、亡くなられた方の数に対する課税件数の割合が 4 パーセント程度に低下しており、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、相続税の再分配機能が低下しています。<sup>141</sup>」とし、相続税の改正を示していた訳である。しかし、実際には当時議論されていた消費税の増税を優先される形で、相続税の改正は先送りされた。実際に相続税の改正がなされたのは、平成 25 年度税制改正法においてであり、平成 25 年 3 月 29 日参議院を通過、成立している。新たな相続税は従前と比較して増税となっており、基礎控除が現行の 6 割水準に引き下げられ<sup>142</sup>、税率の構造に関しても 6 段階が 8 段階になり、最高税率が 55%となっている。

## 第 6 節 終わりに

以上、日本における相続税および贈与税の沿革について検討してきた。相続制度そのものは明治時代において、江戸時代以前から培われてきた「家族の責任」を果たせるか否かによって相続人を選ぶという家督制度を民法に定めることになった。そして相続税もその家禄制度を基礎としたものに落ち着くことになる。第二次世界大戦はわが国の社会シ

---

<sup>141</sup> 『平成 23 年税制改正大綱』 15 頁。

<sup>142</sup> 基礎控除額が、3,000 万円と法定相続人の数に 600 万円を掛けた額となっている。

テムに大きな影響を及ぼすことになったが、相続制度も同様に封建的な民法からより民主的なものへと変化した。それに従って相続税も変化したのであるが、その変化に大きな役割を果たしたのがシャウプ勧告である。

第 1 章および第 2 章で検討した米国遺産税の歴史と比較した場合、米国の社会が日本と比較して極端に裕福な層が存在し、遺産税が彼らに対する制度と認識されているのに対し、日本の場合は、そのような著しく裕福な層が少ない故に、相続税はより広い層を対象としてきた。また米国では遺産税が対象とする富裕層が少ないために、例えば 1990 年代のような好景気の時代には遺産税を廃止しようとする声が出てくることになる。しかし日本においてそのような意見、議論が出ることはなかったのは、金子宏教授が指摘する、シャウプ勧告の歴史的意義のひとつである民主的租税観に起因するところが大きいのではなからうか。つまり、税負担を感じる租税の方が、納税者が政府を身近に感じ、租税の使われ方について看視の目をゆきとどかせることができるということにあった。また第 2 章では米国遺産税制定の特徴を急進的であると指摘した。これは米国民にとって遺産税は控除額の水準が比較的高いので馴染みがなく、また制度自体が複雑なため一般に理解しにくく改正される場合は大胆かつ急進的なものになるという意味であった。日本の場合は民主的租税観のようなシャウプ勧告の「理論と哲学」が日本社会に根付いており相続税制定は急進的にはならず増分主義的な制度制定に特徴があると言えるであろう<sup>143</sup>。同様に第 2 章で行ったタックス・サリエンスによる分析について言及すると、日本の相続税の改正が増分主義的に行われるということは遺産税が政治に与える影響が低い、つまり「政治・サリエンス」が低いことを意味する。また特に最近の相続税は広い範囲の納税者に関係してくることであり市場の意思決定への影響は高くなる、つまり「市場・サリエンス」は、高いと言えるのである。これらは米国の場合と逆になるのである<sup>144</sup>。

しかし、現行の制度に問題が出ていないとはいえない。平成 2 年（1990 年）の大蔵省の資料には、遺産税と遺産取得税の二つの要素を加味したわが国独自の相続税の体系には重大な欠陥は指摘されていないと記されている。これに対して平成 7 年（1995 年）に

---

<sup>143</sup> 日本の場合は、自由民主党が長い間、政権をになってきたために自民党が政府と一体となって税制（通常の場合、増税政策）を推し進め、野党はそれに反対するという立場をとっているため米国におけるような議員の選挙区や政党による特色というのは抽出しがたい。

<sup>144</sup> 第 2 章で行った行動経済学のメンタル・アカウンティング（mental accounting）の概念による分析であるが、日本人は歳入と歳出について関連付けて考慮していないと考えるが、これは今後の実証的な研究を待ちたい。

青山学院大学の三木義一教授は、昭和 33 年に現行制度が制定された当時と比較して、現在は「争続」といわれることがあるほど相続人間の利害が対立し、分割の慣習が確立しており、現行制度が前提していた牧歌的な共同相続人関係はほとんど期待できないと指摘し、遺産取得税方式の徹底を提言している<sup>145</sup>。また金子宏教授も最近の情報処理技術の進展を理由に、シャープ勧告の取得型に累積型を組み合わせる制度を妥当としている<sup>146</sup>。このような指摘を受けて『平成 20 年度税制改正の要綱』では、平成 21 年度の改正で再び純粋な遺産取得税の体系に移行することが予定されていたが、平成 21 年度には見送られ、現在も改正はなされていない。これは今後の課題として残ることとなったが、これらの議論の背景にあるのは、シャープ勧告の意義の一つである公平の原則といえよう。制度の実体面においても手続・適用面でも公平な制度とは何かという問いかけが、より洗練された制度の提言という形になっているのである。この意味でシャープ勧告の哲学は現在にも受け継がれているといえよう。

本章で見えてきたようにこの戦後日本の租税政策に大きな影響を及ぼしたシャープ勧告とルーズベルト政権の税制政策とは実は関係しているということは興味深いことである。ルーズベルト政権における公平性はシャープ勧告において、例えば財閥による影響の排除において垂直的公平性の確保が図られ、遺産所得税形式の採用で水平的公平性を図っているなど、随所に垣間見ることができる。次章ではこのような相続税および贈与税の制度の変遷に対し、企業がどのように対応してきたかを分析することとしよう。

---

<sup>145</sup> 三木 (1995) 12 頁。

<sup>146</sup> 金子 (2000) 27 頁。

## 第8章 わが国における事業承継の沿革とこれからのあり方

### 第1節 はじめに

第4章で我々は米国のデュポン社が遺産税の創設に対して、いかに経営を変化させてきたかを議論してきた。そこでは彼らが遺産税の創設や維持に対して、特に信託制度を有効に利用し、事業を承継してきたことを指摘することができた。同様の分析で日本において企業の事業継承を議論する上では、第二次世界大戦が節目となると考える。というのは終戦直後の第7章で検討してきたシャベル勧告およびシャウプ勧告の底流には日本における財閥の排除があり、そのために策が講じられてきたからである。そこには米国政府は財閥が日本の課税システムに影響されないで富を蓄積してきている、と判断した事を指摘できる。そこで、わが国における相続税の変遷に対して、企業経営がいかに対処してきたか、は興味があるところである。ここで第二次世界大戦前の事業継承として財閥、その代表的存在である三菱財閥と三井財閥の事業継承を検討することにする。その後、第二次世界大戦後の分析対象企業として、松下電器産業<sup>1</sup>（現パナソニック）とソニーを取り上げることとする。この2社はともに電機業界に所属するが、松下における事業部制組織の採用やソニーにおける国際化戦略など、経営戦略的にもユニークな会社であるし、創立者の松下幸之助と盛田昭夫は一流の経営者と評価されている。ここで検討するに値する企業であるといえよう。

### 第2節 日本の大企業の事業承継

#### 第1項 三井財閥の場合

##### 1. 三井財閥の歴史

財閥の中で最も歴史も古く、財閥を構成する家族も多い三井の場合は相続税の負担は深刻であったようである。まず三井財閥とはどのような組織であったのであろうか。その沿革を辿ってみよう。

三井家は延宝元年（1673年）の開業で、屋号として越後屋を名乗り、呉服業と両

---

<sup>1</sup> 松下電器産業の場合は、戦前既に大企業となっていたが、創業者である松下幸之助が死亡したのは平成元年（1989年）であり、事業継承という意味では戦後企業という位置づけで問題はないと考える。

替業を主業として江戸時代を送っている。明治維新时期には多くの同業者は時代の変化についていけず没落し、三井と同時期に開業した呉服業と両替業兼営の同業者のなかで、明治以後も発展を続けたのは、大丸屋、白木屋くらいである。大丸と白木屋は呉服小売りに多種の商品の小売りを加えることにより、百貨店化した。しかし百貨店という小売業においては、利益の自己蓄積だけでは所要資本をまかないきれなかった。従って外部から資本を調達するため、株式会社に切りかえ、同族による閉鎖的な所有は開放され、同族経営色は薄められていったのである<sup>2</sup>。

三井家は明治初年に不振の呉服業を分離して三越呉服店とし、明治 25 年から明治 37 年までは三井の所有にもどすが、37 年から再び三越を独立させている。三井家は明治 9 年、両替業、御用所を三井銀行に切りかえ、別の独立企業として三井物産会社を起こした。そして三井銀行と三井物産が協力して、明治 21 年三池炭礦を買収して、のちに三井鉱山会社とした。三井家ではこの間外部から資本を導入しなかった。貨幣発行その他の政府の諸事業を請け負った御用所（明治 9 年から三井銀行）と三井物産の活躍により三井家の資力は急速に膨張し、利益の自己蓄積により投資を拡大し得たからである。従って繁栄した三井家の方が出資の閉鎖性を維持し得たのである<sup>3</sup>。

企業形態としては株式会社形態を明治 42 年から採用するが、外部から資金(資本)を導入するのは大正 8 年の三井銀行が最初であり、その他の直系会社の株式公開はできるだけ延期する努力がなされた。三井が他の同業者とは異なった発展をなしえたのは、明治前半期の多角化(多業種化)が成功したからであり、それは主として三野村利左衛門、益田孝などの専門経営者の活躍によるものであった<sup>4</sup>。

終戦直後の昭和 20 年(1945 年)9 月末の三井財閥の参加企業に対する支配関係は、財閥の頂点に、三井一族すなわち総領家、五本家、五連家の計 11 家が立ち、財閥本社である三井本社の発行株式数 1,000 万株の 63.6%を所有し、支配していた。そして三井本社は傘下の直系 10 社、準直系 12 社<sup>5</sup>の株式の 46.5% (金額)を所有し、支配していた。このように三井一族は、三井各社を支配する三井本社を支配して、それを通じて財閥企業を支

---

<sup>2</sup> 安岡、石川、千本(1982)9 頁。

<sup>3</sup> 安岡、石川、千本前掲 9 頁。

<sup>4</sup> 安岡、石川、千本前掲 9-10 頁。

<sup>5</sup> 直系会社とは、三井物産、三井鉱山、三井信託、三井生命保険、三井化学、三井不動産、三井船舶、三井農林、三井造船、三井精機工業の 10 社で、また、準直系会社とは日本製粉、三井倉庫、大正海上火災保険、熱帯産業、東洋綿花、三機工業、東洋レーヨン、東洋高圧、三井油脂、三井軽金属、三井木材、三井木船建造の 12 社である。

配していたわけだが、これとは別に直接、傘下企業の株式を所有しており、なかには三井不動産のように、一族で全株を保有していた例も見られる<sup>6</sup>。

この三井本社のもと直系 10 社、準直系 12 社の堅牢な組織が出来上がったのは、昭和 19 年 3 月になってのことである。三井財閥はわが国最古の歴史を誇っていたにもかかわらず、その基調に自由の思想をもっており、組織作りは必ずしもうまくなかったし、結束もゆるやかであった。このため、戦時下、軍が産業界に相談する際に、三井の場合は、窓口に困ったという逸話も存在する。このような事業もあって、本社組織を形成したわけであるが、その翌年 8 月には終戦、財閥解体となった訳であるから、この本社組織が実際に活用されたのは短期間である<sup>7</sup>。因みに三井財閥における本社組織の歴史を振り返ると、徳川時代の大元方にまでさかのぼることができるが、それは明治 26 年（1893 年）に三井元方、三井家族会と改められたあと、明治 42 年（1909 年）に三井合名に改組された。この三井合名が、昭和 15 年まで続いたので一般には三井合名時代の名がよく通っているのである<sup>8</sup>。

## 2. 三井財閥と相続税対策

さてこの三井財閥も増税基調にあった第二次世界大戦に至る過程で相続税の負担に大変苦勞したとの資料が残っている。三井財閥の創設から第二次世界大戦後の財閥解体までを記した『三井本社史』によると相続税負担が重荷となった経緯を次のように記している。

「昭和 12、3 年頃から法人、個人を問わず税金の負担が重くなる一方で、特に三井家には相続税の重圧が非常な重大事となるに至った。即ちその当時未納となっていた相続税 4 千数百万円（三井 11 家のうち 5 家が相続税納付中であった）の支払いについてみると、先づ合名会社が所有株式を売却して資金を作り、これによって社員配当金を増加して社員個人の相続税納入資金を得させるほかないが、この配当金には多額の所得税が課せられる。加え、その株式の売却差益がある場合はそれに対する課税もあり、また会社並に社員の納入する国税の他に更に地方税も之に加わるので、合名会社の資産処分金は殆ど社員の手に残らずに、税金となって国と地方公共団体に吸取られる結果となるので、かかる不利な保有株式の

---

<sup>6</sup> 久保田（1966）17－19 頁。

<sup>7</sup> 久保田前掲 23－24 頁。

<sup>8</sup> 久保田前掲 24 頁。

売却を繰返しては、資産は減少の一途をたどるのみならず、各事業会社の収益金は、当該社に於て課税された上に更に合名会社で二重課税を受けているのであり、今後に予想される増税を考慮すれば、その損失は莫大なものである<sup>9</sup>。」

そして昭和 12 年（1937）、盧溝橋事件をきっかけに日中戦争が勃発、戦時体制が進むにつれ、政府・軍部の財閥に対する処分も苛烈さを増していった。このような状況下において規模の大小を問わず財閥は傘下事業の発展を考える場合は勿論、蓄積された資本を維持するという最小限の要求を満たすためにさえ、同族的閉鎖性の脱却を求められた。このような状況を『三井本社史』は次のように記している。

「事実、昭和 10 年から始まった三井家の相続税総額は約 7 千万円に上り、これが単に三井家の財務のみならず、三井の事業全体に与えた圧迫は著しいものがあつた。既述の三井合名所有株式の公開が、所謂財閥転向の一策であつたと同時に、納税資金調達の為でもあつたのである。

そのみならず。満州事変勃発後の企業拡張に應ずるため、傘下事業会社の増資並びに創立資金は増大の一途を示し、加え社会情勢の推移に対応する寄付金、援助金等の急膨張（三井報恩会寄附 3 千万を含む）あり、さすがの三井合名会社も、漸く資金難の悩みを感じざるを得なかつた。当時、三井合名会社の払込済資本金は 2 億 4 千 7 百万円、これに諸積立金約 9 千万円を加えて約 3 億 4 千万円であつたが、所有株式の昭和 12 年度の相続税における税務署評価は 7 億 8 千 3 百万円であり、その後の三井鉱山倍額増資による所有株増加は、株式公開放出数を遥に超えていたから、13 年末における時価推算是、実に 8 億 6 千 5 百万円と見積もられた。かかる巨大な資産を擁するにも拘わらず、合名会社の組織を以てしては、株式会社などのように株式の一部を公開して資金調達の途を求める方法もなく、換金不能の状態なので、昭和 11 年 12 月の三井物産増資新株の払込に際しては、9 百余万円の株式を同社に売却してこれに充て 13 年 9 月には三井鉱山新株払込と納税のために国債及び王子・鐘紡等 4 社株式を担保として 3 千 5 百万円を三井銀行から借入れたのを初め、14 年 1 月に配当金及び納税のため 6 百万円を三井銀行から、更に納税及び株式払込資金を

---

<sup>9</sup> 中井信彦『三井本社史』。中井信彦は日本史が専門の元慶応義塾大学教授（平成 2 年逝去）。なお、同書は公刊されていないが、三井財閥の歴史に関する極めて評価が高い資料である。北海道大学に所蔵。

同年3月千2百万円、同年7月千8百万円、15年3月2千8百万円と相次いで三井銀行、三井信託から借入れるの余儀なきに至った。これは、相続税納入と時局産業の拡充のための資金を、三井合名のみならず傘下金融機関の資力を動員して賄ったことを示すものに他ならないが、中核としての三井合名会社の機能低下は既に覆ふべくもなく、機構の改革は、明らかに緊急を要するものとなった。<sup>10)</sup>

このような状況の下、資金難打開のためにはこれまで三井11家の共有財産である合名を株式会社組織に改めるか、他の方法を選択するかで議論があった。その事情を、当時の三井合名の実務担当者としてこの再編業務に関与し、後に三井不動産の社長として活躍することになる江戸英雄は次のように記している。

「合併の株式化については2つの方法があった。1つは合名を解散した上、株式の大部分を三井各家の直接保有として、その一部を出資、本社を新設する案（住友本社はこの方法によった）、一つは合名物産合併により株式会社組織に変更する案であって、前者は課税される欠点があるが、改組後の形がすっきりする点その他に利点があり、元合名不動産課勤務駒田民造君が主唱し、石田礼助氏がこれを支持し、三井家の一部がまた強力にこれに合流し、合併論との間に一大論争を展開したのであって、この解散論と合併論は三井の裏面史に特筆すべきものであった。合併についても、合名、物産、鉱山の三者合併、鉱山または物産との合併の諸案があったが、話が長引いている間に鉱山株が公開されてしまったので、手続の簡易迅速を求め株式未公開の物産に合併したのである。親会社たる合名が子会社たる物産に合併するのは変態であったが、当時、合名の合併による株式化の方法としては、これ以外なかったのである<sup>11)</sup>。」

課税の重圧に加えて臨戦態勢において軍需産業を拡張しなければならない当時の緊迫した状況が浮かんでくるのである<sup>12)</sup>。

この合併の理由としては、課税関係の他に、株式公開により三井の事業に対する社

---

<sup>10)</sup> 中井信彦『三井本社史』。

<sup>11)</sup> 江戸（1951）。

<sup>12)</sup> 合名の会計課員である桜井遵は、「この際三井合名を改組しなければ三井財閥は立ちいかぬ」と当時の合名社長三井高公に上申書を提出している。桜井はこの税金のことでノイローゼとなり昭和13年晩春病没したという。緊迫の程度を示す一例である。星野（1968）300頁。



会の協力を求める、株式組織化により社債発行、借入金等を容易にし金詰まり打開をはかる、物産の資本資力を増大して国際信用向上に資す（当時は貿易による外貨獲得が大いに叫ばれていた）などがあげられている。物産と合名の合併は昭和 15 年 9 月 1 日に行われた。物産は資本金 1 億 5 千万に合名の資本金 3 億円を加えて、4 億 5 千万円の資本金となったが、合併で取得した自己株式の一部を償却して 1 億 4 千 5 百万円を原資し、3 億 44 万 9 千 5 百円の資本金となった。これと同時に 4 分の 1 の株式が公開された<sup>13</sup>。会長に向井忠晴（後の大蔵大臣）、常務に石田礼助（後の国鉄総裁）が就任した。三井物産は当時、社長を置かない会長制であった<sup>14</sup>。

このように三井財閥の相続税対策は、企業経営の仕組みを大きく変化させる事態にまでなっていたのである。次にもうひとつの財閥の雄、三菱を検討することとしよう。

## 第 2 項 三菱財閥の場合

戦車などの重工業を得意とする三菱の収益構造は火薬を主製品としていたデュポン社と似て、増税要因である戦争により収益を獲得する構造であり、同財閥が相続税に対して如何に対応してきたかは興味深いところである。

### 1. 三菱財閥の歴史

良く知られたことではあるが、三菱の歴史について振り返るとしよう。三菱財閥の始まりは明治初年の岩崎弥太郎による海運業であった。海運業を中心に事業を多角的に展開してきた三菱は、明治 18 年（1885 年）の日本郵船会社の設立により海運部門（郵便汽船三菱会社）を手放すことになった。しかし、それまでに鉱山、炭坑、銀行などの諸事業にも進出しており、明治 19 年にはこれまでそれらを統括してきた岩崎事務所を三菱社と改称した。郵便汽船三菱会社は政府命令によって副業を禁じられてきたため、海運業以外の事業は

---

<sup>13</sup> 星野前掲 301 頁。

<sup>14</sup> この新会社は三井合名から引き継いだ膨大な持株部門と三井物産本来の業務である商事部門を併せ持つ上、これまで合名傘下だった子会社が物産傘下に列せられるという一見、奇妙な組織体系である。そこで同年、事業統括機関として資産も法人格を持たない「三井総元方」を設置。議長は三井総領家第 11 代当主・三井八郎右衛門高公、専務理事（後に理事長）は三井物産会長の向井が就任した。三井総元方はかつて三井越後屋での統括機関「大元方」に倣ったもので、三井各社の最高人事、株主総会、融資などを理事会で決定、実質的な統帥権を担った。三井グループの広報機構である「三井広報委員会」のホームページから平成 25 年 3 月 10 日に引用。

(<http://www.mitsui-pr.com/history/taisho/zaibatsu.html>)

岩崎家の家業として行われていたものであり、それらを管轄したのが岩崎事務所であった。従って、同所を改称しただけの三菱社はまだ会社とは言えないものであったが、それが三菱合資会社の設立に至ったのは明治 26 年（1893 年）のことであった。この年は商法の一部が施行開始された年であり、合名、合資、株式の 3 つの会社形態が準備されている。ここで三菱が合資会社を選択した理由は定かではないが、責任の面で合名会社に優れていると判断し、また同族以外の者が株主になる危険性があるため株式会社を避けたのであろう<sup>15</sup>。

日清戦争の頃から三菱合資会社の諸事業は急速に拡大し始める。それにつれて、組織機構も整備されることになる。それは多角的に展開した諸事業を事業内容ごとにとりまとめた「部」の創設であった。明治 28 年（1895 年）には銀行部および売炭部（明治 32 年に営業部へ改称）が、明治 29 年には鉱山部が、明治 32 年には庶務部が作られるなどしている。しかし、この時期の部制は、すでに独立採算制をとっていた銀行部を除けば、合資会社内の各事業を部単位で処理していたにすぎず、また、全社的な立場で経営戦略を形成する機構もできてはいなかった。そこで明治 41 年（1908 年）に組織改革が行われている<sup>16</sup>。

明治 41 年の組織改革によって、鉱業、銀行、造船の 3 部にそれぞれ内部資本が設定された。その枠内で各部は主体的に事業運営を行えるようになったのである。また起業、部内人事、規則手続きなどの権限も委譲された。明治末年には三菱合資会社は 8 部から構成されるまでになった。この当時の三菱財閥とは、三菱合資会社そのものであり、同社は多くの諸事業を直接に経営する一大事業会社であった。従って、次第に全社的な立場から戦略立案し、また各部の利害を調整する機関を設置する必要性が高まってきたのである。明治 33 年（1900 年）には「管事職務覚書」が出されて管事の権限が強化された<sup>17</sup>。

そして大正 6 年（1917 年）以降、三菱合資会社は持株会社へと転化することになる。つまり、これらの「部」を株式会社として順次「独立」させることによって、いわゆるコンツェルン形態へ移行しはじめたのである。三菱財閥では直系会社のことを「分系会社」と呼んでいる。すなわち、分系会社とは「本社の統理助長下にある直轄会社」であった。この分系会社は、大正 10 年（1921 年）の時点では九社<sup>18</sup>であった。そして、これら九社の分系会社はすべて、基本的にはそれまでの三菱合資会社の内部事業から誕生したものであつ

---

<sup>15</sup> 下谷（1996）65－66 頁。

<sup>16</sup> 下谷前掲 67 頁。

<sup>17</sup> 下谷（1996）68 頁。

<sup>18</sup> それは、三菱海上、三菱鉱業、三菱商事、三菱銀行、三菱内燃機、三菱造船、三菱電機、三菱製鉄、三菱倉庫の九社である。

た。三菱合資会社は、その内部事業を次々と株式会社に分離独立させることによって分系会社を作り出し、コンツェルン形態へと移行していったのである。このことによって、本体の三菱合資会社のほうは、地所部を除いてほとんどの現業部門を外へ出したことより、傘下に九分系会社を擁する「持株会社」へと転化したのである<sup>19</sup>。

では、この時期にそれまでの内部事業を株式会社に改組した理由、すなわちコンツェルンへと移行した理由は何であったのであろうか。確かに株式会社という形態は資金調達に便利な制度である。しかし、三菱の場合、この時期に株式を公開したのは大正9年の三菱鉱業のみであるから、この理由は必ずしも当たらないであろう。ひとつには事業のリスクヘッジの役割、そしてより大きな理由としては大正2年に行われた税制改正への対策であった。法人税はそれまで2.5%の定率税であった。それが合名・合資会社は4～13%の累進税へ、株式会社は6.25%の定率税へと改正されたのである。当時、最高の累進税率を適用されていたと考えられる三菱合資会社にとって、株式会社への移行は有効な節税対策になったはずである<sup>20</sup>。

## 2. 三菱財閥と相続税対策

それでは三菱財閥における相続税対策について検討していこう。実は後に記すように三井と比較して若い財閥である三菱には相続税は実際にはほとんど影響せずに戦後の財閥解体を迎えるのである。

二・二六事件の直後、昭和11年（1936年）3月に成立した広田弘毅内閣は大蔵大臣馬場鍈一のもとで準戦時体制を強引に推し進めようとした。具体的には軍事目的に沿って軍事費を増大させ軍需産業の急速な拡張をはかる一方、経済活動諸部面への政府の統制をよりきびしくした。翌昭和12年2月に成立した林銑十郎内閣は蔵相に経済界出身の結城豊太郎を引き入れ、軍事費予算における軍部と財界との抱き合いを策した。この軍と財界の協力政策により、日本経済が準戦時体制から戦時体制へと進展する過程で、三井、三菱、住友等、明治以来の大財閥の伝統的運営方式は大きな改革を迫られることになった。つまり税制の大幅な改訂による所得税の増徴傾向が、財閥家族ならびに本社の租税負担を格段に重くする一方、傘下事業が軍需生産の規模を急速に拡大し、内容を拡充するに伴って、多額の

---

<sup>19</sup> 下谷（1996）69頁。

<sup>20</sup> 下谷前掲70－71頁。

資金を調達する方式が確立される必要が生じたからである。ことに昭和 11 年から昭和 12 年にかけて現実化したのは租税負担回避の問題で、昭和 12 年 6 月には三菱は三菱合資の改組を発表し、12 月には株式会社三菱社が誕生している。この改組の目的は岩崎家の租税負担の回避にあったと推測される<sup>21</sup>。しかしその後、三菱の中心人物に関しては亡くなることなしに第二次世界大戦終了を迎えることになる。

終戦後の財閥解体時の財閥家族の資産状況を記しておこう。解体前は財閥家族は持株会社の役員として、あるいは傘下企業の役員として強力な支配力を持っていたので、財閥機構の人的要素としての一族の企業支配力を消滅させることが必要とされた。財閥解体を行う持株会社整理委員会の作った基準<sup>22</sup>により、財閥家族が指定され、その財産が処分される訳であるが、岩崎家からは 11 名が該当者とされた。彼らの保有していた有価証券は、三代目総帥の岩崎久弥の長男である彦弥太の 5,588 万円を筆頭に総計 1 億 7,730 万円であったが、三井家 11 人の 3 億 9,057 万円、住友家 4 人の 3 億 1,496 万円に比較すると非常に少額であり、持株率 10%以上の所有株式総計 6,575 万円も、三井の 2 億 1,990 万円、住友の 2 億 2,281 万円にくらべるとかなり低く、同族による企業支配は三大財閥の中で最も低かった所に三菱財閥の特徴がある<sup>23</sup>。

以上、三菱財閥の事業継承を含む経営システムについて外観してきたわけであるが、三菱の場合、財閥運営と相続税との関係はそれほど大きなものであったとは言い難い。というのは三菱財閥の創始者である岩崎弥太郎は、相続税が創設される前の明治 18 年（1885 年）に死亡しており、その長男である三代目総帥の岩崎久弥が死亡したのは財閥解体が行われた後の昭和 30 年（1955 年）である。また弥太郎の死後、三菱会社の第 2 代社長に就任した岩崎弥之助は、弥太郎の弟であるが、米国留学から帰朝した明治 6 年（1873 年）には創業直後の三菱商会に入社し、兄の下で副社長に就任するなど、兄から事業を受け継ぐというより実質的にはビジネスパートナーとしての機能を果たしている。そして弥之助の長男である小弥太であるが、小弥太も英国から留学後すぐの明治 39 年（1906 年）に三菱合資会社の副社長に就任している。そして小弥太が死亡したのは終戦の年の昭和 20 年

---

<sup>21</sup> 野田（1967）81-84 頁。租税負担の回避は住友でも同様で昭和 12 年 3 月 1 日、住友合資は株式会社住友本社に改組している。野田（1967）82 頁。

<sup>22</sup> その基準には、①財閥家族姓を名乗る尊卑族三親等およびその家族、②所有有価証券、現金、預貯金合計 100 万円以上、③所有家屋 500 坪、宅地 2,000 坪、農地山林 50 町歩以上、④持株率 10%以上の株式などの所有者、などであった。

<sup>23</sup> 三島、長沢、柴（1981）350 頁。

(1945年)であり、財閥は解体される直前であった。こうしてみると、三菱財閥の運営に相続税はほとんど関係していないのがわかるのである。

明治から第二次世界大戦終了時までの三井財閥と三菱財閥の経営上の違いは、三井が「所有と経営の分離」を果たしており、経営は益田孝、団琢磨らの専門経営者に委ねていたのに対し、三菱の場合は、創業家である岩崎家出身の4代の社長によって経営が行われていた点である。そして相続税対策上の両財閥の共通点を挙げるとするならば、両者とも長期的な視点からエステート・プランニングを行っていたとは言い難く、それは昭和15年以降の三井の組織再編における試行錯誤に見て取れる。

それでは松下電器産業とソニーについて検討していこう。

### 第3項 松下電器産業（現 パナソニック）の場合

松下電器産業（以下「松下」と略す）は大正6年6月に松下幸之助により大阪市福島区大開町に松下電気器具製作所として創業されている。日本の代表的な立志伝上の人物である松下幸之助は、9歳の時に大阪の火鉢屋や自転車屋などに丁稚奉公し経験を積んだ後に、22歳の時に同社を創業している。当初は創業のきっかけとなった焼物製電燈用ソケット、改良二燈用差込プラグ、第一の飛躍のきっかけとなった大正12年の砲弾型ランプを製造していた。その後、昭和2年に以後使用されることになる「ナショナル」ブランドのランプを販売するなど業容を拡大していった。

松下の経営上、注目されるのは昭和8年5月に採用<sup>24</sup>された製品別事業部制組織の採用である。第一事業部 ラジオ部門、第二事業部 ランプ・乾電池部門、第三事業部 配線器具・電熱器部門といった形で、製品別の担当部門がおかれた<sup>25</sup>。しかもこの段階において、松下の事業部は、それぞれ専属工場群をもっているばかりでなく、販売活動まで独自に展開するという製販一致を実現していた<sup>26</sup>。この事業部制組織は各事業部ごとに損益管理を厳密にし、各事業部長の評価に反映させる仕組みを持つ。高い評価を得た事業部長は、その後、経営層に登用される可能性を持つことになり、経営の仕組みとしては事業を継承させる経営能力を育成するには効果的な組織とされる。

---

<sup>24</sup> 日本企業において事業部組織が本格的に採用されたのは多角化が進んだ1960年代で松下のケースは例外的に早いと考えられる。

<sup>25</sup> なお昭和9年には、さらに電熱器部門が分かれて、第四事業部となっている。

<sup>26</sup> 岡本（1979）42頁。

第二次世界大戦後の危機を乗り切った松下は、戦後の高度経済成長を享受し、順調に発展することになる。同社を一貫して指導してきた松下幸之助は平成元年4月27日に死亡している。同年11月に公示された同氏の遺産は2,449億円という当時史上最高の遺産額であった。遺産の97.5%にあたる2,388億円が有価証券で、残りの61億円が自宅や美術品などである。相続人は7人でむめの夫人が遺産の半分に当たる約1,225億円、長女が約448億円、女婿で幸之助の後継社長である松下正治が約446億円、残りを異母兄弟の4人で相続するという事になった。遺産のうち大きな部分を占めたのは松下電器本社の株式3,400万株（時価約765億円）であったが、むめの夫人が2,900万株、残りを娘夫婦が半分ずつ相続し、松下電器以外の株式は相続税の支払いのために売却等されている<sup>27</sup>。むめの夫人も4年後の1993年9月に死去しているが、公示された遺産総額は約56億円であり、幸之助からの相続財産のうち、1,085億円は孫の松下正幸（当時 松下電器専務）等に生前贈与していた<sup>28</sup>。松下正治も2012年7月に死亡したが、平成23年3月期の有価証券報告書によると、パナソニックの発行済株式総数2,453,053,497株のうち、松下正治の保有株式数は95,980百株（発行済総数の0.39%）、松下正幸は79,241百株（同0.32%）であった。

ところで松下家の資産管理会社としては昭和27年12月に設立された松下興産が知られているところである。松下興産は松下グループの倉庫などを管理するために、松下家、住友銀行（現三井住友フィナンシャルグループ）、松下電器産業の出資により設立した会社であるが、一方で松下電器、松下電工の株式を合わせて1億株近く保有する「松下グループの大株主」でもあった。その資産管理の手法として特徴的なことは不動産投資を行うことにあった。昭和58年6月から平成14年6月まで同社の社長・会長を務めた関根恒雄<sup>29</sup>は、社長在任中にその信用力を背景に、国内外の不動産投資、リゾート開発にも注力している。当時はバブル経済の勃興から崩壊に至る時期であり、バブル経済崩壊後には同社は借入金が7,000億円あり、3,000億円の債務超過に陥ることになった。結局、同社は2005年2月に9割の減資後、10月に特別精算を開始している。この資産処分過程で松下興産は保有していた松下グループ企業の株式について大半を売却、松下電器の大株主トップ10からも姿を消した。松下家が大株主である松下興産が松下電器の大株主になることで、松下電器への影響力を保持するという、多くの創業家を取る間接支配の構図はこの時点で終焉したの

---

<sup>27</sup> 日経産業新聞 1989年11月30日 1頁。

<sup>28</sup> 日本経済新聞朝刊 1994年6月14日 35頁。

<sup>29</sup> 松下幸之助の孫娘の夫である。

である<sup>30</sup>。

前述の事業部制組織における評価を勝ち抜いてきた松下の経営層には松下家の支配に関しては複雑な感情がありそうである。平成13年(2001年)に当時の社長である中村邦夫は、会社と創業家の松下家との関係を聞かれて「いや、創業家は関係ないですよ。トヨタ自動車だって豊田家があるでしょう。大切にしていますが、経営にタッチされたり、小言を言われたというのはありません。<sup>31</sup>」と答えている。この背景には創業家出身の経営者によって主導された米国の映画会社 MCA 買収などの失敗がある。同じインタビューで中村は「現場は1円、10円単位でギリギリとコストを削減していた。にもかかわらず、経営者が何千億円も飛ばした。そこで求心力がなくなっただけです、トップに立つ人の。<sup>32</sup>」と語っている。

上述のように創業家と距離を置く現在の経営陣は、経営手法においても松下幸之助らによって確立された従前の方法を変更している。既に事業部制組織は松下の経営にとって代名詞的な存在になっていたが、事業部間の事業重複や分散が顕著になって来たため、中村邦夫社長主導により2003年1月から事業部より大きなくくりで事業を定義した14の事業ドメイン(領域)に再編している<sup>33</sup>。更に2006年に社長に就任した大坪文雄は、2008年10月に社名を松下電器産業からブランドネームであるパナソニックに変更し、創業家の色を払拭している。

2008年に起きた米国投資銀行のリーマン・ブラザーズの破綻、いわゆるリーマンショック後の不景気とアップルやサムソンなどの海外の電器メーカーの攻勢により、日本の電器産業は危機的な状態に陥っている。パナソニックも例外ではなく、2013年3月期まで2期連続で7,000億円以上の最終赤字を計上している。このような環境下、2012年6月に就任した津賀一宏社長は、製品ごとに収益管理を徹底させる事業部制を2013年4月から10年ぶりに復活させている<sup>34</sup>。創業家色を払拭した同社がどのように経営に求心力を保っていくのかは興味あるところである。

---

<sup>30</sup> 日経ビジネス 2008年1月21日号 7-9頁。

<sup>31</sup> 日経ビジネス 2001年5月28日号 29頁。

<sup>32</sup> 日経ビジネス前掲 29頁。

<sup>33</sup> 日経産業新聞 2003年1月1日 24頁。

<sup>34</sup> 日本経済新聞朝刊 2013年2月19日 1頁。

#### 第4項 ソニーの場合

戦前から存在していた松下とは異なり、ソニーは戦後に設立した会社である。ソニーは昭和 21 年 5 月、井深大や盛田昭夫らによって東京都中央区日本橋に設立されている。当初の社名は東京通信工業と言ひ、ソニーと変更したのは昭和 33 年のことである。ソニーと言う社名は、その数年前から盛田昭夫がラテン語で「音」を意味する「sonus」と「坊や」と言う意味の「sonny」とを合わせて作ったブランドネームに由来することはよく知られている。

有名なソニーの設立趣意書によれば会社設立の目的は「真面目なる技術者の技能を最高度に発揮せしむべき自由闊達にして愉快なる理想工場の建設」であり、経営方針は「経営規模としては寧ろ小なるを望み、大経営企業の大経営なるが為に進み得ざる分野に、技術の進路と経営活動を期する」ことであった。その経営方針に沿うようにソニーは既存の大企業が着目していなかった新しい技術を開発していくことになる。例えばトランジスタラジオで、ソニーが飛躍的に発展したのはトランジスタラジオの製造販売を始めた昭和 30 年頃からである。その後もトランジスタテレビやウォークマンなど独創的な技術に基づく製品を開発・販売している。ソニーの経営の特徴は、ベンチャー精神を持って新しい技術に挑戦していることと、日本国内というよりもむしろ海外部門に注力していったところにある。後者の戦略を採った理由は、日本国内には松下や東芝など戦前からの企業が既に流通網を支配しており、後発メーカーであるソニーの参入する余地はあまりなかったことに由来する。

製造業を始める場合、初期投資が高額となるがソニーの場合、それは主に盛田昭夫の実家から出資された。ソニーの草創期は盛田家の金銭的な援助がなければ息をつけない状態だった。盛田昭夫の実家は 1665 年（寛文 5 年）創業の名古屋の造り酒屋であり、明治時代からは醤油なども製造している<sup>35</sup>。盛田昭夫の実家である盛田株式会社が出資を行いソニーの立ち上げを支えている。この創業時の出資の割合が関係して、1997 年 12 月に死亡した井深大の遺産総額が約 99 億円<sup>36</sup>なのに対して、1999 年 10 月に亡くなった盛田昭夫の遺産総額が約 393 億円<sup>37</sup>と差が生じている<sup>38</sup>。

---

<sup>35</sup> 日本経済新聞社（2005）296 頁。

<sup>36</sup> 日本経済新聞夕刊 1998 年 11 月 24 日 18 頁。

<sup>37</sup> 日本経済新聞夕刊 2000 年 10 月 13 日 19 頁。

<sup>38</sup> 昭和 48 年 4 月期の同社の有価証券報告書によると代表取締役会長である井深大の所有株式数は 970 千株なのに対して、代表取締役社長の盛田昭夫の所有株式数は 1,876 千株で



その盛田家の資産管理会社としてはレイケイ株式会社が知られているところである。レイケイは昭和 49 年設立で、盛田昭夫の実家の盛田株式会社が保有するソニーの株式（11,666 千株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合 8.80%）などの資産を会社分割により引き継ぐ形で設立された。ソニーの有価証券報告書によると平成 7 年 3 月期までは 15,555 千株（同 4.16%）を保有し<sup>39</sup>筆頭株主であった。社長は盛田昭夫の長男である盛田英夫で、ソニーからの配当収入などの運用益を元手に食品卸売業や飲食業へ進出し、平成 5 年（1993 年）に開業したアライマウンテンなどのスキーリゾートや 1997 年に北海道国際航空<sup>40</sup>などの投資している。それらの事業のほとんどはその後、経営破綻している。レイケイ自体はその後、自動車レースの F1 関連事業でも巨額損失を出し、平成 17 年（2005 年）に解散している。その過程で担保にしていたソニー株の大半は既に手放していた<sup>41</sup>。奇しくも松下興産が清算手続きに入ったのと同じ年である<sup>42</sup>。

上記のようにソニーはベンチャービジネス、つまり新しい分野の事業展開に企業の強みを見つけてきたので、経営者に求められる資質も松下電器とは異なっている。ソニーが事業本部制を導入したのは、1983 年 5 月であるが、当時の社長である大賀典雄は、「一人の天才でコントロールできる時代は過ぎた。事業本部制を導入したのもそのためだ。<sup>43</sup>」と語っている。これは裏を返せば、それまでは天才的な経営者によって事業が行われてきたと自負しているのであり、新しい技術を事業化するという能力はその後も求められるということを示唆している。

ソニーの歴代経営者としては、創業者である井深、盛田の後は、盛田らが請うて入社させていた音楽家出身の大賀典雄が 1982 年に社長に就任している。社長時代の大賀はコンパクトディスクの開発とソフトの普及や米国の映画会社であるコロビア映画や CBS レコードの買収やソニーコンピュータエンタテインメントなど新しい事業を手がけている。また組織的にもソニーの事業を 8 つに分け、それぞれに大きな権限を与えて擬似企業化した「カンパニー制」を敷くなど、責任と権限の面で事業部制を更に進化させている。また、

---

あった。

<sup>39</sup> 平成 6 年度 有価証券報告書

<sup>40</sup> 日本経済新聞地方経済面 1997 年 9 月 23 日 1 頁。なお、同社は平成 14 年（2002 年）に民事再生法の適用を申請している。

<sup>41</sup> 有価証券報告書によると、同社は平成 15 年 3 月期を最後に上位 10 位の大株主ではなくなっている。

<sup>42</sup> 日経ビジネス 2008 年 1 月 28 日号 12 頁。

<sup>43</sup> 日経ビジネス 1984 年 6 月 11 日号 54 頁。

1995年6月に社長、1999年6月に会長に就任した出井伸之は「リ・ジェネレーション」(第二創業)「デジタル・ドリーム・キッズ」というスローガンを打ち出し、パーソナルコンピュータ事業やインターネット事業への事業展開に成功している。またコーポレート・ガバナンスの観点では2003年6月に委員会等設置会社へ移行させている。2005年6月に会長兼最高経営責任者に就任したハワード・ストリンガー(Howard Stringer)は「初の外国人CEO」として話題となりソニーグループの一致団結を訴える「ソニー・ユナイテッド(ソニーの結集)」という経営方針を示し、各事業の連携を呼びかけた。しかし、松下電器同様、リーマンショックの不況から立ち直れずに主力のテレビ事業などで赤字体質から脱出できずに2012年3月期も4期連続の最終赤字となり、2012年6月に最高経営責任者をソニー生え抜きで音楽部門や海外部門を経験してきた平井一夫に交代している。

ソニーの経営者にとって創業者一族に対する感情は松下の場合と異なっている。ソニーの創業者である盛田昭夫の妻 盛田良子はソニーの古い役員やOBの間では「ミセス」というニックネームで通っている。ソニーのCEO(最高経営責任者)であった出井伸之は、創業家との関係を「創業家を大切にしないのは自分の親にツバをするようなもの。創業者がいなかったら、会社は存在しない。自分がCEOの頃は、定期的にミセスと食事をして、事業の節目ではちゃんと説明に行ったが、経営に口を出されることはなかった。<sup>44)</sup>と語っている。ソニーでも松下電器同様、創業者の家族が経営の後継となる場面もない訳ではなかった。平成2年の日本経済新聞には次男の盛田昌夫がソニー本社の経営戦略グループ企画推進室長に就任し、将来の盛田昭夫の後継との報道もなされている<sup>45)</sup>。しかし、ソニーの場合、常に新しい技術を見つけ、事業化する必要があるというポジションにあり、創業者の家族が後継経営者となるという選択はそぐわないところがあるように感じられる。加えて、社外の取締役も構成員であるコーポレート・ガバナンスやレイケイの顛末の点からも難しかったのであろうと考えられるのである。

ここまで日本企業における事業承継の姿を見えきたわけであるが、第4章で分析してきた米国のデュポン社と比較するとデュポン社が信託といった組織を利用して来たのに対し、第二次世界大戦前の財閥は別として、松下電器産業やソニーといった現代の日本企業の場合は、組織としては通常の株式会社形態を用い、それに株式と土地を利用して価値を継承しようと試みていることがわかる。これは日本においては欧米ほど、事業継承に用いら

---

<sup>44)</sup> 日経ビジネス 2008年1月28日号 10頁。

<sup>45)</sup> 日本経済新聞朝刊 1990年10月8日 56頁。

れる信託制度が発展しなかったことに由来しようが、一方、土地を事業継承に用いるメリットも存在していたという。ここには土地の価格は下落しないという所謂「土地神話」があったことも確かであろうし、事業承継策に関する他の有効な手段が存在しなかったという事情もあるだろう。次に日本における事業承継税制の展開を議論した後に、相続税額に大きく影響する土地の評価手法の沿革について述べることにしよう。

### 第3節 日本における事業承継税制の展開

ここで第二次世界大戦後の日本において事業承継税制はどのように推移してきたかを整理しておこう<sup>46</sup>。

#### 第1項 終戦後から昭和最後まで事業承継税制

まず戦後まもなくの頃は、農林業のような第一次産業の事業承継をどのようにして円滑に進めるかが議論の対象となっている。この時期は昭和25年から昭和32年のシャウプ勧告による税制改正が行われた時期が丁度、この時期と重なることになる。従ってシャウプ税制と農林業との関わりについて議論していくことにしよう。

シャウプ税制は既述のように富の再分配を主たる目的としているが事業承継という観点からはどのように評価されるのであろうか。先に紹介した神野直彦東京大学名誉教授は、シャウプ税制の富の再分配効果に対する検証を行っている。

神野名誉教授の研究によると、シャウプ税制の下で、分割容易な資産を保有する比重の高い富裕階層では、遺産取得税方式の遺産分割促進効果が強く作用し、遺産分割を広汎に実施して、相続税負担の軽減を図ることができた、としている。しかし、その反面、遺産分割を実施しなかった農民や中小自営商工業者<sup>47</sup>の比重の高い低資産階層は、相対的に重課される結果になった。つまり相続税の課税客体が主として農民を中心とする旧中間層の相続財産から構成されるという戦後の日本の状況のもとでは、遺産分割効果をもつ遺産取得税方式の採用は、そうした階層に相続税が相対的に重課されるという結果をもたらすこ

---

<sup>46</sup> 事業承継税制に対する概括的な沿革に関する研究としては岩崎（2008）などがある。

<sup>47</sup> 彼らは家族的経営を維持するためには遺産分割を広汎におこなうことが困難であり、長子などによる単独相続か、せいぜいのところ、それに配偶者が加わる程度の遺産分割しかおこなわれなかった。神野（1984）60頁。

とによって、富の再分配効果を低下させる重要な要因として機能したものと指摘している<sup>48</sup>。

その後の相続税改正によって再分配効果が上昇していったのも、シャープ相続税制のもとで相対的に重課されていた農民層を中心とする旧中間層の負担を軽減するとともに、その課税網からそうした階層を大量に解放していったからである。シャープ相続税制に激しい抵抗を試みたのは農民であり、その要求は(1) 低資産階層に適用される税率の引き下げ、(2) 課税最低限の引き上げ、(3) 単独相続税あるいは均分相続税という遺産分割とは無関係な相続税負担、の3点を骨子としていた。この3点に加えて農民層は贈与と相続との統合課税にも反発した。それは農民層が生前贈与を、新民法の均分相続制のもとでのうちの分散を防ぎ、小農経営を維持する方途として盛んに活用していたからである。シャープ勧告に基づく税制改正が実施されてからの相続税改正は、まさにこうした農民層の要求に応える方向で行われたのである<sup>49</sup>。

具体的には昭和27年(1952年)の相続税改正で、最低税率が25%から20%に引き下げられ、基礎控除も15万円から30万円に引き上げられる。しかし、この相続税改正では最高税率も90%から70%へ引下げられたため、再分配効果は上昇していない。これに対し翌年におこなわれた相続税改正では、最高税率うい据え置いたまま、最低税率を20%から15%へ引き下げ、しかも基礎控除を30万円から50万円へと大幅に引き上げている。その結果、再分配効果は顕著な上昇を示している<sup>50</sup>。更に昭和33年の相続税改正では「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」が採用される。これにより単独相続でも均分相続でも無関係に、同一の負担が実現することになった。したがって、この改正で広汎な遺産分割が困難な農民あるいは中小自営商工業者が相対的に重課されるという事態は解消され、その結果として再分配効果は急上昇している<sup>51</sup>。

戦後の相続税制度がひとまず安定する昭和33年の相続税改正までを眺めると、農民層を中心とする旧中間層を相対的に重課するというシャープ相続税制の欠陥を是正することによって、第一次産業の事業継承を円滑にするという戦後の保守基盤からの要請は担保されることになったといえる<sup>52</sup>。

---

<sup>48</sup> 神野(1984) 60-61頁。

<sup>49</sup> 神野前掲 61-62頁。

<sup>50</sup> 加えてこの改正では、税務行政上の理由を建前として、生涯を通じて贈与と相続を累積的に統合課税する方式が廃止された。

<sup>51</sup> 神野前掲 62頁。

<sup>52</sup> しかし、その過程で最高税率が引下げられたこと、また贈与と相続との統合課税が廃止されたことなどは、富の集中抑制機能を著しく減殺したことも指摘される。神野前掲 62

横浜国立大学の岩崎政明教授は、昭和 33 年の相続税改正における法定相続分課税方式による遺産取得税方式を「事業承継税制の萌芽<sup>53</sup>」と位置づけている。確かに事業を継続するために分配しえない財産を取得する者の税負担が過重にならなくなったという点ではそういえるだろう。その後、昭和 50 年法改正により農業承継を円滑に進めるため、農業用地につき農業投資価格を超過する部分に対応する相続税については、納税猶予・免除を認める制度が導入されている<sup>54</sup>。

昭和 58 年には小規模商工業者の事業承継を円滑に進めるため、事業承継税制が導入された。具体的には、(1) 小規模宅地等（事業用・居住用）の相続に関する課税価格の特例と、(2) 取引相場のない株式の相続に関する課税価格の特例とが定められている。この時期に通商産業省中小企業承継税制問題研究会座長などを務め、承継税制の提起と立案形成に中心的な役割を果たして中央大学の富岡幸雄名誉教授は、中小企業の事業継承税制問題として相続税制の改革問題が提起されるにいたったのは、戦後にできた中小企業、特に企業の所有者が同時に経営者である資本閉鎖性企業である「オーナー型企業」の創業経営者が高齢化し、世代交代期をむかえ企業経営の継続維持と、事業後継者への円滑な事業承継を図るために、現行の相続税・贈与税制度を見直し、その改善・改革を求める声が一段と強まったことを現実的・社会的背景とする、と指摘している<sup>55</sup>。

富岡名誉教授は、このように昭和 58 年の事業承継税制改正当時の背景を説明した上で、検討し解決されるべき論理的基盤となる基本的な課題を 3 つ指摘している。つまり(1) 社会経済の実態に適合した相続税制の確立と合理的な運用への期待、(2) 相続税財産評価原理の根本的改革の提示、(3) 評価方式・手続の発想方法の改革の提示、である。富岡名誉教授は、それまでの相続税の課税理念のなかになかった「事業承継」もしくは「企業承継」の重要性を指摘し、使用収益・利用目的とする事業用財産、農業用財産、居住用財産等に関しては相続税の課税の基礎となる相続財産の評価は、譲渡性評価、つまり清算価値である譲渡価値（売却価値）よりも収益性評価、つまり使用収益価値である収益価値ないし利用価値である利用価格に改めることが検討されるべきであると提案している。加えて株式評価に

---

頁。

<sup>53</sup> 岩崎（2008）20 頁。

<sup>54</sup> ただし、この制度は平成初期の所謂バブル経済期において、都市部における土地供給を阻害するという観点から平成 3 年法改正により、縮減された。

<sup>55</sup> 富岡（1983）16 頁。なお同書には昭和 58 年における事業承継税制の創設の経緯等が詳述されている。

関しては評価通達が定める画一的であり単一の計算方式を強制するのではなく、個別事情や特殊事情に対応し課税上、無理の生ずることのないように柔軟な運用ができるような制度を構築すべき、ともしている<sup>56</sup>。昭和58年における事業承継税制の創設には、このような思想の一部が具体化された訳である。

## 第2項 昭和最後から現在までの事業承継税制

その後、消費税の導入による直間比率の見直し等、抜本改革が提唱された昭和63年の税制改革に関連しては当然のことながら多くの議論がなされることになる。相続税改革についても多数の議論がなされるが、当時はバブル経済による地価高騰の最盛期であり富岡名誉教授が指摘する「事業継承」の議論よりも、むしろ理由なき養子縁組や相続直前における債務発生による土地所得など土地高騰による相続税負担の増大を回避する「行き過ぎた節税」に対していかに対処すべきか、に議論の中心が当てられるようになる<sup>57</sup>。そしてその直後の平成2年と平成6年の税制改正では、富岡名誉教授が事業承継税制の後退と評する<sup>58</sup>、相続税課税評価額を高額に引き上げることによって厳しくする「評価額規制措置」として評価通達を改正している。

平成12年度の税制改正では取引相場のない株式の評価方法の改正がなされている。この改正は税制調査会による『平成12年の税制改正に関する答申』において「経済社会の変化に応じて、より実態に即した適正な評価を行うとの考え方に基づいて見直すことが適当であると考えます。<sup>59</sup>」と答申されたのを受けて制度化されたものである。その主要な項目は次のようなものである。

- (1) 株式評価上の会社規模区分の改正
- (2) 類似業種比準価額の計算式の改正
- (3) 比準要素数1の会社の株式の取扱いの新設

---

<sup>56</sup> 富岡前掲16頁－22頁。

<sup>57</sup> 渡辺編(1987)を参照。なお同書の「第三部 土地に関する相続税制改革試案」として掲載されている金子宏「相続税の課税方式と負担水準」(165頁以下)、桜井四郎「土地価額の評価」(170頁以下)、北野弘久「宅地」(184頁以下)、富岡幸雄「事業承継」(195頁以下)、松沢智「農地課税」(219頁以下)、吉良実「養子縁組」(232頁以下)の各論文は、当時の地価高騰とそれに対する相続税改革案について議論しており極めて重要な資料と考える。

<sup>58</sup> 富岡(2001)88－144頁。

<sup>59</sup> 税制調査会による『平成12年の税制改正に関する答申』(平成11年12月)、10頁。

(4) 土地保有特定会社とされる小会社の範囲の改正

(5) 評価会社が自己株式を有する場合の取扱いの新設

(6) 純資産価額の計算上の「現物出資等受入れ資産」に対する規制の改正

これは、「財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」（平成 12 年 6 月 13 日付）であり、平成 12 年 7 月の中旬に公表されている<sup>60</sup>。富岡名誉教授は、この改正について「厳しい財政事情のもと、減税路線と訣別し増税論議の時機をうかがい財政再建を指向する時期の改革としては、破格な措置でありそれなりの前進であるともいうべき」と評価している<sup>61</sup>。

その後、小規模宅地（事業用）の課税の特例を受けられる面積が平成 15 年法改正より 400 m<sup>2</sup>に引き上げられている。これにより少人数で事業を行っている事業者の不動産関係の相続税負担は相当に軽減されたと考えられる。また、同年の改正では、相続税の累進税率が、10%から 50%の超過累進税率に縮減された結果、課税価格の合計額から基礎控除額<sup>62</sup>を控除した残額が 1 億円以下であれば、適用される累進税率が 10、15、20、30%の 4 段階で済むようになったことも、中小規模の事業者にとっては事業承継を行う際に有利に機能することになるであろう<sup>63</sup>。

こうして見てみると我が国の事業承継税制については、長い間、事業用の土地をいかに承継させるか、に大きな関心が払われてきたという歴史があることがわかる。このような状況において、パナソニックやソニーなどの創業家も相続税法上優遇される不動産を用いて事業承継策を考えることも理解できよう。

ところでパナソニックの創業者である松下幸之助が亡くなったのが平成元年（1989 年）で、ソニーの盛田昭夫は平成 11 年に亡くなっている。平成の時代に入って、終戦後の高度経済成長期に活躍した経営者が事業承継を行う必要性が特に高くなってきたといえよう。パナソニックやソニーのような上場している大企業ならともかく、そうでない中小の企業にとっては事業をどのように承継させるかは重要な課題となってきた。この中小企業の事業承継に関しては、平成 20 年の「中小企業における経営の承継の円滑化に関

---

<sup>60</sup> このほとんどが平成 12 年 1 月 1 日以降の相続、贈与などに適用される。

<sup>61</sup> 富岡（2001）151 頁。

<sup>62</sup> 5,000 万円 + 1,000 万円 × 人数。

<sup>63</sup> この他の一般措置としても、相続税の配偶者控除が、配偶者の取得財産の全相続財産に占める割合がその法定相続分以下あるいは 1 億 6,000 万円以下である場合にまで及ぶことは、特に中小規模事業者において事業承継のために有効に機能すると指摘できる。岩崎（2008）20 頁。

する法律」(以下「経営承継円滑化法」と略す) およびこれを受けた平成 20 年、21 年の税制改正において基本的に措置されたところである。まずその経緯について分析していこう。

現在、中小企業は、経営者の高齢化や後継者不足などにより廃業を余儀なくされるケースが多い。中小企業が廃業に追い込まれた場合、多数の雇用が失われ、また製造業の場合、高い技術力やノウハウも失われることになる。このような状況を考えるならば、中小企業の事業承継の円滑化は、地域経済の活力の維持や雇用確保の観点から重要であると考えられている<sup>64</sup>。そこで平成 20 年の経営承継円滑化法は、雇用確保および地域経済の活性化を目的に、(1) 民法の遺留分制度に特例を設定すること、(2) 金融支援措置の設定すること、(3) 相続税課税について措置すること、を 3 つの大きな柱としている。この経営承継円滑化法を受けて改正された相続税に関する項目は、非上場株式等に係る相続税の納税猶予(措置法 70 条の 7 の 2) および非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(措置法 70 条の 7) である。

この適用対象法人は、計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認を受けている一定の中小企業と規定されている。ただし、資産管理会社に該当しないことが求められる。適用対象株式は、後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分である。被相続人は、会社の代表者であったこと、同族関係者で過半数の議決権をもち、相続開始の時期に同族関係者において筆頭株式であったことを要する。相続人は、代表者であり、被相続人の親族であること、相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50%超を保有し、かつ同族内で筆頭株主であることとされる。更に 5 年間の事業継続要件として、代表者を継続すること、雇用の 80%以上を継続すること、相続した対象株式を継続保有することが求められる。

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予は、経営承継円滑化法による経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の後継者が、先代経営者からの贈与により当該経営者の保有する株式の全部<sup>65</sup>を取得した場合には、その経営者の死亡の日まで、その贈与税の全額の納税を猶予するというものである。一方の贈与税の納税猶予の適用要件は、相続税のそれと同一項目が多いが、後継者が 20 歳以上であり、役員就任から 3 年以上経過していること、贈与する株式は一括贈与であること、先代経営者は役員を退任すること、などの要件が付されて

---

<sup>64</sup> 中小企業における事業承継の事情については田中(2010) 87-89 頁を参照されたい。

<sup>65</sup> ただし、贈与前から後継者が既に保有していた株式を含め、発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分に限るという条件がある。



いる点で違いがある。贈与税の納税猶予制度の下では、先代経営者が死亡した場合は、その死亡の時点で猶予税額は免除される。贈与を受けた特定株式等については、相続財産に含めて相続税を計算するが、その際の評価額は贈与時の評価額とする。このように計算した相続税額については、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができる。また、5年間の事業継続要件は、贈与時から発生していることになる。

この事業承継税制に関しては、実務家などから制定当初からその実効性に関しては疑問の声があがっていた。税理士で当時の政府税制調査会特別委員でもあった上月英子は、5年間の事業継続要件やその後の株式保有継続要件に関して、要件を満たすことができなくなった時点で、猶予税額に加えて多額の利子税がかかるという制度設計について実効性に問題があると指摘している<sup>66</sup>。

このような批判を踏まえ、平成25年度税制改正では、制度利用前に、経済産業大臣の事前確認を受けなくても利用可能となり、事前確認が廃止され、先代経営者の親族以外についても後継者対象とし、親族外承継を対象化した。また雇用確保要件も緩和され、適用後5年間において、平均して雇用の8割以上を維持しておけば良いとされた。加えて、負担の重さが指摘されていた利子税も軽減され、納税猶予打切りの際の利子税率が現行の2.1%から0.9%に引き下げられ<sup>67</sup>、また、適用5年経過後に猶予税額を納付する場合、現行では5年間の利子税の納付が必要であったのが、適用5年経過後の打ち切りの場合、5年間の利子税を免除すると改正されるなど、条件面での緩和がなされている。

### 第3項 政策税制としての事業承継税制

最近の事業承継税制に関しては、本章の前半部分で検討した家督相続制度と同様に後継者の選定が加味されるという点では、「家族の責任」を果たせるかどうかという評価のプロセスを経るという、伝統的な日本における相続のあり方を踏襲するものであろう。しかし、戦後のシャープ税制との関係から論ずると、課税の公平性からの観点により、問題がないということではない。このことに関して同志社大学の田中治教授は、政策税制としての事業承継税制は、その政策目的の現実的妥当性、その達成度または効果、他の代替手段との選択可能性、その措置によって失われる課税の公平の内容、程度等を勘案して、たえず見直

---

<sup>66</sup> 上月（2009）3頁。

<sup>67</sup> 平成26年1月から。

しを図る必要がある<sup>68</sup>、と主張するが、当然のことであろう。

それでは相続税の税額に大きな影響を及ぼしている不動産の評価方法について検討していこう。なお本稿では米国と日本の制度について比較検討しているわけであるが米国における不動産の評価方法に関しては補論において整理することとする。

#### 第4節 日本における不動産評価の歴史

不動産の評価に関わる主要な部分を検討する前に、まず、日本の相続税における土地の評価の沿革について触れておきたい。

##### 第1項 明治時代から昭和21年まで

相続税が導入された明治38年4月の前年、明治37年12月に衆議院および貴族院で相当の時間をかけて審議されているが、その中心的な議論の一つは土地の評価であった。当時の帝国議会の議事録をみると、政府が提出した原案では「相続財産ノ価格ハ相続開始ノ時ノ価額ニ依ル（法案第4条第1項）」としたうえで、具体的には「土地ニ付テハ賃貸価格ノ二十倍」をもって評定（法定評価）することとしている。これは「収益還元法」の考えに基づく計算原理が規定の背景にあったことが指摘できる。しかし、審議の過程で修正が行なわれ、その結果、収益還元法の考え方に基づく土地の計算原理は後退して、関係規定が削除され、最終的には、政府（税務官署）が「相続開始ノ時ノ価額」を個々に決定することとした。帝国議会の議事録からは、こうした修正の背景として、政府提案の「賃貸価格の二十倍」という簡便化された収益還元法では、個々の土地の事情を十分反映した地価を得られないことが、多くの議員に理解されたことが読み取れる。加えて、当時、既に市街地（特に東京）の土地の売買価格が収益還元法では説明出来ないものになっていたという事情が推察できる。この修正は大きな意味を持つ。修正された相続税法を施行するために、税務官署は相続税事案発生の都度、個々の土地の評価を行うという業務を遂行することになったが、そのことが税務官署における土地の評価技術の発達を促すことにつながってくる。また、土地評価の実際の運用面では、売買事例とバランスを軸とする取引事例比較法が重視され、収益還元法は例外的にしか使用されなくなってくるのである<sup>69</sup>。

---

<sup>68</sup> 田中（2010）94頁。

<sup>69</sup> 井上、藤井（1998）358頁。国税庁職員の井上一郎と藤井保憲は、相続税導入以前の、

明治 38 年の相続税導入時の土地評価の議論に収益還元法が検討されていたとは極めて興味深いことである。米国の場合は補論のとおり、収益還元法が主な土地評価方法であり、もしここで収益還元法が日本でも採用されていた場合は、それ以降の相続税のあり方もしくはタックスプランニングのあり方が大きく変わっていたことが想像される。しかし、実際に評価方法として採用された、税務官署が相続税事案発生の都度、個々の土地の評価を行うという実務は、税務官署における土地の評価技術の発達を促し、以降は現在に至るまで、その技術に則った制度が用いられていくことになる。

明治 38 年の相続税法のプロセスについて記すと、同法は相続が開始すると、相続人は、そのことを知った日から 3 か月以内に、相続財産の目録並びに相続開始前 1 年以内の贈与の価額及び相続財産の価額から控除すべき金額の明細書を政府に提出しなければならない（11 条）、とされた。財産目録等の提出を受けて、政府（税務署長）は、相続税の課税価額を決定し、これを納税義務者に通知する（13 条）ことになる。この相続財産の目録には、相続財産の種類、数量、価額が記載されるので、相続財産の価額の評価は、一次的には、納税義務者によって行われたことを示すものである。それを受けて上記のとおり、政府（税務官署）が「相続開始ノ時ノ価額」を個々に決定し、通知するのである。このような賦課課税制度は昭和 21 年まで続くことになる<sup>70</sup>。

## 第 2 項 昭和 22 年から昭和 38 年まで

昭和 22 年には、相続税法の全文が改正され、申告納税の時代に入った。相続税における土地評価の面では、昭和 21 年の財産税法<sup>71</sup>により、財産の全般にわたる画一的な評価が行われていたので、その財産税の評価額を基とし、売買実例価額の上昇に応ずる一定倍率を乗じて評価する方法を採用した。これが昭和 25 年まで続いた<sup>72</sup>。

昭和 25 年には、シャープ勧告に基づき、相続税法は、遺産取得者課税方式を採用して、その全文が改正され、併せて富裕税が創設された。いずれも、個人が取得した又は保有する財産の価額を課税標準とすることでは共通している。翌昭和 26 年に国税庁は、富裕税財産評価事務取扱通達（以下「富裕税通達」と略す）を定めた。従って課税庁における相

---

明治初めからの土地評価の歴史を整理している。

<sup>70</sup> 高津（1984）68－72 頁。相続税における土地評価の沿革については前述の井上、藤井（1998）と共に税務大学校教授の高津吉忠の研究が注目される。

<sup>71</sup> 財産税は昭和 21 年に 1 年限りで臨時的に課税された税である。

<sup>72</sup> 高津（1984）72－73 頁。

続税の財産評価事務は、富裕税通達、各年分の個別通達等によって運用された<sup>73</sup>。

土地の評価方式については、昭和 26 年からしばらくの間は、土地は地目のいかんを問わず、賃貸価格倍数方式によっていた。これは財産税における評価方式を踏襲したものと見て良い。宅地の評価倍数は、財産税における方法とほぼ同じ方法によって定められていた。ただ、この時期の特徴は、評価倍率を売買事例価額及び精通者意見を基として定めていたことである。昭和 30 年、国税庁は長官通達「宅地の評価について」によって、宅地の評価方法として、賃貸価格倍数法により難しい地域に、路線価方式を導入した。この時の路線価方式は、現行の路線価方式の原型をなすものである。この路線価方式の導入に伴い、国税庁は、都道府県の最高路線価を自ら評定し、全国の宅地評価の均衡を図るとともに、これを公表している。農地については、昭和 29 年から人口が 10 万人以上の都市の付近にあるものについて、一般農地より田は 2 割、畑は 2 割～5 割の割増をした評価倍数により評価した。その後、昭和 35 年の評価基準から、農地評価に宅地比準方式が導入され、昭和 36 年からほぼ現在と同じ評価方式が確立している<sup>74</sup>。

### 第 3 項 昭和 39 年から昭和最後まで

固定資産の価額を課税の基礎とする租税には、相続税・贈与税のほか固定資産税、不動産取得税及び登録免許税があり、これら諸税の評価の統一への動きが昭和 30 年代にあり、同 39 年の「相続税財産評価に関する基本通達」（以下「評価基本通達」と略す）の制定へと繋がる。筑波大学の品川芳宣名誉教授と公認会計士・税理士の緑川正博は、相続税財産評価の在り方を研究し、いくつかの共同研究<sup>75</sup>を発表している。昭和 39 年の評価基本通達制定以降の不動産評価の歴史を、彼らの研究に則して述べていくことにする<sup>76</sup>。

基本通達は、昭和 39 年に制定されている。当時は、上述の「相続税財産評価に関する基本通達」という名称であったが、平成 3 年 12 月に、地価税の導入にも対応するため、「財産評価基本通達」と改められている。昭和 39 年以前は、相続税の評価は、富裕税の取り扱い（「富裕税財産評価事務取扱通達」（昭和 26 年 1 月 20 日付直資 1-5））に準じていたわけであるが、富裕税の廃止等もあって、昭和 39 年にこの評価基本通達が成立したので

---

<sup>73</sup> 高津前掲 73 頁。

<sup>74</sup> 高津前掲 74-75 頁。

<sup>75</sup> 例えば、品川、緑川（2005）、品川、緑川（1997）。

<sup>76</sup> 特に以下の記述は、品川、緑川（2005）を参考にしている。

ある。

この昭和 39 年の制定に先立って、昭和 34 年に総理府に設置された固定資産評価制度調査会<sup>77</sup>から、昭和 36 年に総理大臣に対して、財産評価に関する答申が出されている。これは固定資産税と相続税を対象にした答申で、その中で特に土地などを中心とした評価の在り方が提言されている。この昭和 39 年の評価基本通達の制定では、すべての財産の評価方法が定められ、現在の評価通達の原型が出来上がった訳である。昭和 39 年の評価基本通達における大きな柱の一つに土地の評価の適正化があり、路線価方式もしくは倍率方式の基本型がこの時にできている。

最初に通達改正が行われたのは、2 年後の昭和 41 年である。この昭和 41 年の通達改正は、一つは評価通達 4-2 が設けられ、不動産業の土地等については路線価を適用しないことになり、動産の棚卸資産と同じように評価するという考え方が採用された。加えて、宅地の評価については、標準宅地比準方式等が廃止され、現行の路線価方式と倍率方式の二本立てにするという措置が採られている。

昭和 43 年には、基本通達とは関係なく、相当地代を収受している貸宅地の底地の評価を 20%減額できるとする個別通達（相当の地代を収受している貸宅地の評価について（昭和 43 年直資 3-22））が出されている。相当地代を収受していることは、借地権が存在しないことを意味する。よって借地権が存在しない底地は 100%で評価することが適当であると考えられるが、当時、東京国税局長から、20%の評価減を計上しても良いのではないかとの上申があり、国税庁長官がこれを認めたものである。この時の取扱いは、昭和 60 年の相当地代通達に非常に大きな影響を持つことになる。

昭和 50 年には、個別通達の形式で小規模宅地の評価減が設けられ<sup>78</sup>、また生産緑地の評価方法も新設された。特に小規模宅地の評価減については、事業用又は居住用の 200 m<sup>2</sup>までの宅地については通常の 80%で評価するというものである。この評価減については、昭和 58 年に措置法に織り込まれるまでは通達で規定していた。この時点における、この個別通達の最大の問題は、このような課税軽減が相続税法上の「時価」の解釈通達として可能かどうか、という点であった。なぜならば、時価解釈と関係がなく、政策的措置であるということになると、租税法律主義の原則に違反することになる訳である。そのような議論もあ

---

<sup>77</sup> 会長は、財政学が専門の一橋大学 井藤半弥教授であった。

<sup>78</sup> 昭和 50 年 6 月 20 日付直資 5-17 「事業又は居住の用に供されていた宅地の評価について」。

り、この個別通達は昭和 58 年に廃止され、代わりに租税特別措置法 69 条の 3 で手当をされることになった。

昭和 60 年 6 月 5 日にいわゆる相当地代通達<sup>79</sup>が発出された。これは法人税の相当地代を収受している場合は権利金の認定をしないという取扱いとの関連で、そのような相当地代の授受が行われている場合の相続税、贈与税の課税関係、特に底地の評価をどうするかという取扱いが定められ、また、相当地代と通常の地代を収受している間にある場合も、それぞれの中間的な底地等の評価の方法が定められた。

#### 第 4 項 平成時代

平成に入るとバブル経済の隆盛そして崩壊と、土地の価格自体が乱高下するために、その評価方法も影響を受けることになる。

平成元年 3 月 29 日付けで、いわゆる負担付贈与通達が発出されている。これは昭和 63 年 12 月 30 日の消費税法成立時に、租税特別措置法 69 条の 4 が設けられ、相続開始前 3 年以内に取得した土地等あるいは建物等については、路線価等の相続税評価額ではなく、その取得価格で課税することになった。これにより被相続人の死亡直前の土地購入により相続税負担を減少させるケースに対処した。しかし、当規定は贈与税にはなかった。負担付贈与通達というのは、負担付贈与や低額譲渡のような取引で行ったみなし贈与については、その財産の時価を通常の取引価額で評価するというものである。

平成 3 年 12 月の改正は、平成 2 年に地価税が創設されたこともあり、土地の評価が最大のテーマとなった。この時に最もインパクトが強い改正が、奥行価格逓減から奥行価格補正への変更である。従来は奥行価格逓減という方法により、表通りから 100m 程度の奥行きがあると、市街地では全体で 6 割程度に評価が下がっていた。しかし、当時の土地利用実態から考察すると、ビル街や大規模な百貨店が進出するような商店街の場合は、ある程度の奥行きがないと却って価格が下がってしまうという実情があった。そこで逓減率に代えて奥行価格補正率という方法で評価し、市街地の場合は評価額を引き上げるよう促したものである。

いわゆるバブル期の財産評価の改正の最終的なものと言えるのが平成 4 年の改正

---

<sup>79</sup> 昭和 60 年 6 月 5 日付直資 2-58、直評 9「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」。この通達は法人税の取扱いと贈与税、相続税の取扱いが合体したという意味で注目されるものである。

で、土地の評価割合を公示価格水準の 70%から 80%に引き上げている。加えて、前述の平成 3 年の奥行価格補正率への変更があまりに急激なものであったために、8 月 27 日付けの個別通達で、3 年間で段階的に評価を引き上げるという措置が取られている。

平成 6 年には定期借地権の制度ができたことに対応して定期借地権の評価方法が改正され、また広大地の評価が制定されている。この平成 6 年の改正通達については、平成 10 年に早速、定期借地権の底地の評価が非常に高すぎるとの指摘を受け、実態調査を行うに及んでいる。その結果、平成 10 年 8 月 2 日付けで大幅な見直しが行われている。

平成 11 年にも多くの通達改正がなされており、まず、不整形地の評価減割合の引き上げを行い、従来の 3 割から 4 割に引き上げている<sup>80</sup>。加えて、私道の評価を 3 割まで引き下げている<sup>81</sup>。更に、貸家建付地の評価について、マンションが空室であった場合の評価方法について、最高裁判決<sup>82</sup>と実務との兼ね合いを調整し、貸家建付地の空室部分の取扱いを明示した<sup>83</sup>。

平成 12 年の通達改正の背景は、その前年の小渕恵三首相による、相続税の最高税率 70%が国際的に非常に高い水準にあるので見直す必要がある、との問題提起があった。しかし、結局、その問題提起は税制改正には繋がらず、通達改正によって相続税改正の代替を果たそうとしている。この時の改正の柱は取引相場のない株式の評価であるが、土地の評価に関しても、路線価が設定されていない私道等に特定路線価を設定する<sup>84</sup>等を行っている。

平成 14 年の改正は、土地の部分については都市計画により利用が制限されるセットバックを必要とする宅地の評価および都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価について、「資産税関係質疑応答事例集」により公表されていたものを、整理して通達化している。具体的には、セットバックを必要とする宅地は、評価通達に従って評価した価額から、将来、建築物の建替え等の際に道路敷きとして提供される部分につき、その価額を 70%控除して評価され、セットバックとされる部分の宅地は 3 割相当額で評価されることになった。また、道路となることが予定されている都市計画道路予定地の区域内にある宅地につい

---

<sup>80</sup> 評価基本通達 24。

<sup>81</sup> 評価基本通達 24。

<sup>82</sup> 最高裁判所（平成 10 年 2 月 26 日判決）、平成 8 年（行ツ）第 202 号「相続税更正処分等取消請求上告事件」。

<sup>83</sup> 評価基本通達 26。

<sup>84</sup> 評価基本通達 14-3。

ては、通常、2階建ての建物しか建築できない等、建築に制限を受けることから、その宅地についても利用制限が認められること、かつ、道路用地として買収されるまでに相当長期間であることが一般的である。従って、評価通達によって評価した価格に、地区区分、容積率、地積割合の別によって定めた補正率を乗じて評価することとされた<sup>85</sup>。

平成16年の改正では、広大地の評価方法が改正され、従来の有効宅地化率から新たに定めた広大地補正率を適用することとなり、その広大地補正率に地積を乗じて評価率を算定することになった。また、近年、重要文化財に指定される文化財建造物が増加していることから、それらが課税対象となる件数の増加も見込まれるため、その評価方法が明らかにされた。

以上、相続税の財産評価の内、不動産の部分の歴史を検討してきた訳であるが、それはバブル経済崩壊の時期を境に分類できる。バブル経済崩壊までは、不動産価格は右肩上がりに上昇してきており、その状況における適正な資産評価はいかにあるべきか、を基準に評価を設定している。それに対して、バブル経済崩壊後は、不動産価格はむしろ下落に転じており、評価基準も例えば広大地の評価など微調整を行うケースが多くなっている。代わりに非公開会社株式の評価などの不動産以外の評価基準の改訂が増えてきているのである。

## 第5節 現行の不動産評価<sup>86</sup>

それでは現行の不動産評価について整理することとする。

土地の評価の原則は、財産評価基本通達1項の(2)の時価の概念である「その価額はこの通達の定めによる価額である」ということが代表的な規定になっている。この土地の評価の原則は、市街地を形成する宅地については路線価方式、それ以外の土地については固定資産税の倍率方式が採用されている。そのいずれも売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士等の鑑定評価額、精通者意見価格等を総合して評価している。また、実務的には、仲値を評定してその仲値の8掛けで評価するという手法がとられている。

平成3年の通達改正では、奥行のある宅地の評価に係る価格補正が奥行価格逓減

---

<sup>85</sup> この他、平成14年の改正では、土地区画整理事業施工中の宅地について、事実上、従前の宅地を制限なく利用している場合の評価方法が明らかにされている。

<sup>86</sup> この現行の不動産評価の部分も、品川、緑川（2005）136－161頁を参考にしている。



から奥行価格補正に変更になっている。これは補正率が変わったという問題ではなく、地価税の導入に対応して地価の適正な評価を行うという趣旨で行っている。しかし、結果的には、例えば 100m の奥行きのある土地の場合、評価額が 50% から 60% は上昇している。よって経済界からの要望もあり 3 年間にわたって段階適用する旨の個別通達（平成 4 年、課評 2-10）が出されている。

不整形地や無道路地、崖地などは奥行のある宅地と同様の現状にあるので、地価の上昇局面または下降局面における調整が必要であるというのが相続税の実務上の問題である。実務的には、この問題は大きく、従来の評価減の割合が 3 割から平成 11 年の通達改正の 4 割まで拡大されている。

蔭地割合が 65% 以上で普通住宅地区の A 地区に存在する場合、不整形地補正率表があり初めて価格が 6 割まで下落する。つまり 4 割の評価減となる。それ以外は蔭地割合によって、蔭地割合が 50% 位で住宅地であれば 80% 前後、高いものでは 87% 等と評価される。広大地の評価については平成 16 年の通達改正で大幅に改正され、5,000 m<sup>2</sup> 以上は 65% まで評価減を計上できるようになっている。

貸宅地の評価は、原則的には、更地の価額から借地権の価額を控除するという仕組みが採られている。問題となるのは、定期借地権の場合である。定期借地権等の底地の評価については、評価通達 25 の(2)によって、定期借地権の価額を控除するという考えである。これも残存期間に応じて、簡便法で 15 年を超えるものは 20% 控除、10 年から 15 年は 15% 控除、5 年から 10 年は 10% 控除、5 年以下は 5% 控除ということで、最高 20% は控除しても良いと表現している。つまり、底地は、最低でも 8 割評価になる訳だ。しかし、これでは、定期借地権の底地の評価としては高すぎるという指摘もあり、平成 10 年 8 月 2 日の通達改正で個別通達が出され、底地は 45% まで評価減ができる方向となった。これらの一連の通達改正によって、現在の底地は 55% から 75% に評価されている訳である。

貸家建付地の評価については最高裁平成 10 年 2 月 26 日判決を踏まえ、平成 11 年に評価通達 26 が改正された。これは横浜地裁段階から実務上問題になっていた、貸家建付地で、一部賃貸されていない空室部分が生じた場合の処理の問題である。改正通達は賃貸割合によって評価するとしており、分母を当該家屋の各独立部分の床面積の合計とし、その合計のうち課税時期において賃貸されている各独立部分の床面積の合計を分子にして賃貸割合を計算する。つまり、賃貸部分に応じて価値の評価を調整する訳である。賃貸割合が 100% を割り込めば、つまり空室部分が生じると自動的に評価が上がる仕組みとなっている。

生産緑地については評価通達 40-2 に取扱いが定められており、生産緑地法の改正を受けた通達となっている。具体的には、課税時期から買取りの申出をすることができるまでの期間に応じて 10%から 35%の評価減を認め、いつでも買取申出をすることができる生産緑地については 5%としている。

以上、日本における土地評価の実際を見てきた。収益還元法が中心で、納税者と課税庁が合意に達しない場合は裁判を通して解決する米国と比較して、日本では土地の評価法が極めて詳細に規定されており、これらを巧みに用いることによって納税者は相続税への対策が行われてきたとすることができる。

## 第 6 節 終わりに

本章では日本企業と相続税の関わりについて検討してきたが、戦前の三井、三菱といった大財閥にとっても相続税対策というのは想定外の問題で、その対応に苦渋しているということは興味深い。また戦後の松下電器産業やソニーといった大企業でさえ創業者一族への事業継承という点では、不動産を介するという平凡な方策を取らざるを得なかったということは、シャープ税制の課税の垂直的公平性が担保されていた証という事もできなくはなからう。このような状況もバブル経済崩壊後の平成不況の中では雇用の確保等の政策的な要請から、事業承継税制の議論へと発展していくのであるが、そこには常に課税の公平性というシャープ勧告の要請と対峙するのである。

しかし現行の相続税に関しては新たな問題も提起するのである。というのは第 1 章、第 2 章で検討した米国の遺産税の場合は、課税対象が高額の遺産の場合となり、一般の国民にとっては遺産税が身近な租税とはなっていないく、増大する社会保障費の調達という「財政問題」を解決する財源として遺産税が必要であるとの合意も容易に形成できよう。しかし日本の場合、平成 27 年以降の相続税では、課税対象が一般の国民にまで及んでくる可能性がより高くなる。この場合、持ち家を売却して納税に充てるというケースも増えてくる訳で、その価値に代わる社会保障を行政によって提供できるのか、という議論が発生する可能性もあるだろう。ここに持ち家において一家の主が家族を扶養するという、日本の相続の場面において伝統的な「家族の責任」の概念と相続税の関係が問われて当然であると考えられる。この問題は容易に結論を得るものではなく、相続税のような長い期間に一度だけ課税されるという税の大きな改正には慎重な議論が必要であろう。

## 終章 資産税のあり方について

### 第1節 歴史的分析の必要性

本稿は米国における遺産税、日本における相続税を歴史的に分析するものである。ひとつの起点は2010年の米国での遺産税廃止である。日本ではこれまで相続税の廃止など議題にもほとんど上ったことはないのに、なぜ米国では廃止という事態になるのであろうか。この問いかけに対する研究を進めて行くと比較的早期に出会った本が、マイケル・グレーツとイアン・シャピロの著作『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』である。第2章でも指摘した通り、この「デス・バイ・ア・サウザンド・カット」の本来の意味は凌遲刑（りょうちけい）という、清の時代まで中国で行われた処刑の方法のひとつのことである。これは生身の人間の肉を少しずつ切り落とし、長時間苦痛を与えたうえで死に至らず刑で、歴代中国王朝が科した刑罰の中でも最も重い刑とされ、反乱の首謀者などに科された。今回、この罪の対象となったのは遺産税という訳だ。米国の価値観を損ねる制度を、長い時間をかけて廃止させようという運動が遺産税を廃止に追い込んだということである。

実は米国において歴史的な考察が行われているのは遺産税ばかりではない。法人税についても2010年にカリフォルニア大学ロサンゼルス校教授のスチーブン・バンク (Steven Bank) 教授は著書『剣から盾へ (From Sword to Shield)』の中で、19世紀から20世紀初頭にかけて株主の脱税に対する対策（剣）として機能した法人税が、節税のための盾と変容したと指摘している。法人税に対する認識が時代とともに変遷していったということであろう。

遺産税の場合は、1916年の創設時は第一次世界大戦による「財政問題」が直接のきっかけであったが、その背景には立志伝中の実業家であるアンドリュー・カーネギーが1900年以前から示していた富の集中の抑制という考えも潮流にあった。その富の集中の抑制、つまり「富の再分配」という考えは1930年代にフランクリン・ルーズベルト大統領が遺産税政策の中心課題としていった。それに伴い遺産税も累進性を増していくことになる。

フランクリン・ルーズベルト大統領の政策は以後の米国の租税政策に大きな影響

を持つことになる。第一にルーズベルトは、富裕層の米国人の財政的な責任を強調し、租税政策に対して道徳的なアプローチを採用したことである。ルーズベルトは行政法の専門家の助けを得ながら、富裕層への税率を高めていった。また第二に、租税に関する新しい政策コミュニティの発達である。1930年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなく、彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していたのである。その中には戦後日本の租税政策に大きな影響を及ぼしたシャープ勧告を行ったコロンビア大学のカーン・シャープ教授やシャープ使節団のひとりであるハーバード大学のスタンレー・サリー教授も含まれていたのである。この事実から考えるとルーズベルト政権の租税政策の影響はわが国にも及んでいると考えることもできよう。

米国における遺産税の存続、発展には当初より反対の運動が起きている。1925年や1926年の遺産税廃止の闘争では、全米商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）のような中小企業団体は、32の州知事を巻き込んで廃止を支持している。このような企業経営者が遺産税を反対する理由は、少し後の1951年に出版されたハーバード・ビジネス・スクールのキース・バタース教授らの著書『課税の効果：企業合併（Effects of Taxation: Corporate Mergers）』においてその一部を知ることができる。彼らは遺産税の非公開会社の所有者に対するインパクトは高い所得税と低いキャピタル・ゲイン税率とによって増幅されるとしている。中小企業の所有権が遺産の一部として移転された場合、遺産税は移転後すぐに支払わなければならない。非公開会社の所有者は、遺産に対し死亡税を支払う十分な利益を獲得し、十分な流動性を保持するよう持分を流動化させる圧力にさらされている。結果として遺産税の負担は中小の独立企業の消滅や同じ業界のより大きな企業と合併することになり、自由競争を妨げる経済的な集中を促進させる要素となっている。これが反対の理由というわけである。

しかし1925年当時には、農業団体である米国農業連合会は、廃止に反対している。彼らが反対した理由は、米国において課税は「納税者の担税能力に応じて課す」べきであると強調している。この時代には農民はほとんど遺産税を払っておらず、米国農業連合会は遺産税の廃止は農民の税負担を増加させる要素であると判断したのである。米国では企業経営者のみでは遺産税改革を促す勢力とはならず、農業従事者との協働を得て初めて改革が成就されるようである。

中小企業税制は1950年代から1960年代を通してサブチャプターS企業の創設や

配当金の税額控除など法人課税緩和が実現する。その後に遺産税の廃止運動が本格化することになるのである。そして全米独立企業連盟といった中小企業業者の団体と米国農業連合会といった農業団体など 45 の団体によって 1995 年に設立された同族企業遺産税連合のような熱心な反課税活動家が、極めて裕福な家族の財務的支援を得ながら、民衆の反課税の気持ちを巧みに利用して遺産税を廃止に導いていった訳である。その背景には 1990 年代を通じた好景気により培われた米国人の自分の将来に対する「楽観」的ともいえる見方、価値観があることは否定できないだろう。マイクロソフトなどの企業経営の成功談が「米国社会の気質」を変化させた、ということだろう。

しかしその遺産税の廃止も 2010 年の 1 年間のみとなっている。遺産税の廃止は 2001 年法によって実現したのであるが、2000 年代には遺産税廃止の世論を後押しした 1990 年代の好景気も下火になってしまった。加えて 2008 年の投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻、いわゆるリーマン・ショックによる金融危機の発生などで歳入は落ち込み、またオバマ大統領による医療保険制度改革など社会福祉の充実により歳出が膨らんだため、「財源の確保」のため遺産税廃止を恒常化する余裕はなくなったのである。このような財政環境の激変がマイケル・グレース教授らの遺産税、スチーブン・バンク教授の法人税の歴史的な研究に繋がったのかもしれない。

また第 2 章では米国連邦議会の、特に公聴会における議論を分析することによって連邦遺産税に対する成立プロセスの特徴を 3 つの類型として分類することを試みた。つまり特徴の第一は主に所得税制定において見られる増分主義ではなく、急進的な改正が多いということであり、このことは遺産税等の複雑性や控除額が高く、一般の国民には課税対象となることが少ないこと等が起因している。第二の特徴としては、党派による対立軸が存在していないことであり、第三の特徴としては地域的な特徴で、議会での発言者が都会選出というより田園地帯から選ばれた議員が多いということである。第一の特徴は行動経済学の分析手法である「タックス・サリエンス」および「メンタル・アカウンティング」も用いてその特徴について検証を試みた。この 3 つの特徴は第 5 章の信託における経営権の留保の場面、および第 6 章の資産凍結関係の税法の改正のところで確認できるのである。

もちろん、この間にも遺産税の構造そのものは進化している。その代表的な点が第 4 章で分析した世代跳梁税の創設、改訂であろう。デュポン家のような大資産家は主に信託を利用した世代跳梁移転によって巨額の財産を孫やひ孫に低い租税負担で移転していたの

であった。このような状況をシャープ使節団の一員でもあったコロンビア大学のウイリアム・ビックリー教授は1947年に著書『累進課税の指針』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造の中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している。このような指摘を受けて1976年に世代跳梁税が創設され、1986年においてより効果が高い、現行制度の原型が出来ている。この世代跳梁税の改正に際して、中心的な役割を果たした法律家がハーバード大学のスタンレー・サリー教授（Stanley S. Surrey）である。サリー教授は、それまで富裕層によって重用されてきた信託を利用した富の移転を、課税負担における垂直的公平性を確保するための世代跳梁税創設に尽力してきた訳である。従ってこの時期の世代跳梁税の創設、改正はニューディール税制の延長と考えることもできよう。この世代跳梁税の改革に際しても農業団体や中小企業経営者が大きな役割を果たしたのは本稿で示した通りである。

また租税法に限らずリーガル・システムにおいては明確な規定が存在しない場合は、裁判において紛争の決着を図る事になる。第3章で議論した通り、遺産税の場合は特に未公開株式の評価に関して裁判上の争いになることが多い。このことにより企業経営において重要な意思決定を迫られることがあるのである。前述のキース・バタース教授らの研究によると未公開株式の評価に関する裁判の判決における不確実性が未公開企業売却の要素となっているという。未公開会社の評価については日本の場合、「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日付直資56）が資産評価のための画一的ルールが存在していると対照的である。非公開会社の評価に関しては、米国においては画一的な評価方法、あるいは評価のための公式が定められていないのは、各会社にとって適切な価格を決定するためには個々の事情を勘案して決定する方がより水平的に公平であるという考えに基づくのであろう。またわが国においては会社の経営権に関して評価する規定がなく、課税の公平性の見地からは問題となるだろう。

このようにして分析してみると米国の遺産税に関しては、未公開株式の評価や遺産税そのものの改廃まで存在しており、日本の相続税制度を知る者にとっては変化に富んでいると感ぜられる。というのは日本における戦後の相続税を含む税制の歴史は米国のように大きな変化は認められないからである。遺産税のような通常、数十年に一度の課税に関しては変化の程度は大きくない方が課税の公平性から考えて望ましいと考えられる。そこに本稿では日本におけるシャープ勧告の「理論と哲学」の意義を認めた訳である。次に日本の相続税の歴史を復習しておこう。

## 第 2 節 日本における相続税の展開

本稿では日本の相続税を議論する前に、そもそも日本において相続とはどういうものであったか、を議論した。そこでは歴史的に見て日本では相続を実施する際、相続人の資格について一定の選考、選抜を行うようになってきたことを明らかにしている。明治時代における日本最初の相続税はそのような相続人の資格について一定の選考、選抜を行った後になされた家督相続に対して配慮したものであった。このような状況であるから第二次世界大戦前の、家督相続に配慮した相続税制におけるキーワードは「家族の責任」と考えた。つまり「家族の責任」を果たすことができる人に対して低減税率の適用など相続税の優遇を得られるという意味である。

しかしその家督相続制度に立脚した相続制度は第二次世界大戦の敗戦により廃止を余儀なくされる。敗戦はわが国の統治機構に大きな影響を及ぼすこととなったが、税制が例外とはいかなかったのである。日本の租税政策は米国の占領下において実施されたシャープ勧告の制度化により戦前とは制度が一変した訳である。このシャープ勧告こそが戦後における日本の税制の「理論と哲学」の支柱となるのである。

金子宏教授は、シャープ勧告の歴史的意義について 6 つの点を掲げている。第 1 は、民主的租税観、第 2 は、公平の原則、第 3 は、税制の中立性の原則、第 4 は簡素な税制の必要性の提唱、第 5 は、地方分権の推進と地方自主財源の充実の必要性を強調したこと、そして第 6 は、税務行政の改善である。特に課税制度を議論する上では、第 2 の、公平の原則の意義が大きい。

シャープ勧告は相続税、贈与税について遺産所得税の体系と、両者を合わせた累積的資産移転税の制度を勧告した。累積的資産移転税は、シャープ税制によって採用されたが、制度が複雑すぎて納税者の理解が得られないという理由で昭和 28 年に廃止となっている。その結果、贈与・相続によって資産を取得するごとに各人の取得財産の価額を課税標準として課税するという、一般的な遺産取得税の体系が続いたが、昭和 33 年の改正で法定相続人が民法所定の法定相続分にしたがって相続したと仮定した場合の税額の合計額を、各相続人および受遺者にその取得した財産の価格に応じて按分する、というわが国独自の制度が採用されて、現在に至っている。

日本における相続税制度やその変化に対して企業経営の立場から何らかの働きか

けがあったのだろうか。本稿では戦前の相続税に対する企業側の対応として財閥の三井と三菱を分析したわけであるが、三井家の人々の相続税の重税に対する慌てぶりを考えると特に軍部が強くなった昭和初期の政府に対して財閥側が強力に働きかけをしたとは考え難いであろう。

では第二次世界大戦後の場合はどうだろう。パナソニックの創業者である松下幸之助は、税金の要らない日本という所謂「無税国家」論を提唱していたことはよく知られている。しかし全く租税を徴収する考えがないかというところではなくて、昭和 54 年の講演においては「うんと金のある人は、所得の格差を多少調整する意味において、国家に対して税金を納める。富裕税一本でいく。何もほかのものは要らない。取るものは富裕税一本である。そうすると、税の徴収もきわめて簡単で、税金を取るための費用というものは、現在の十分の一も要らない。いわゆる国費の一部は十分の一に減ってしまうということになるわけです。<sup>1)</sup>」と富裕税のみの税収構造を主張している。これは「富の再分配」の考えの極端なものと位置づけられよう。しかし松下幸之助は短期的に富裕税といった考えを実現させようと行動をしていなく、昭和 54 年に自ら設立した松下政経塾における人材育成を通じて、より長期的な視点から自らの考えを実現させようとした点で他に類をみないものである。

パナソニックもソニーも大企業であるが、中小企業の場合はどうだろうか。米国の場合も遺産税廃止の推進勢力は中小企業の経営者であったのである。多くの中小企業関係団体の要請を受けて、通商産業省・中小企業庁は、昭和 55 年 10 月に「中小企業承継税制問題研究会」を発足させ、約半年間の研究で、昭和 56 年 3 月に「中小企業事業承継税制に関する報告書」をとりまとめ、一般に公表している。その後、昭和 57 年 7 月に、政府の税制調査会に設けられた「中小企業株式評価問題小委員会」は、昭和 57 年 12 月に集中討議を行い、12 月 20 日、税制調査会総会への報告を直前に控えて、成案を得ている。この小委員会の改正提案に基づき、政府税制調査会および自民党税制調査会は昭和 57 年 12 月 23 日、昭和 58 年度税制改正の方針を明らかにし、「事業承継税制」の創設が決定されるに至っている。

これらの中小企業の事業承継税制の創設には、終戦後から 30 年近く経って、戦後設立された多くの企業で経営者の代替わりを迎えたという事情もあるであろう。しかし、より大きな要素は、当時の土地価格の高騰の問題であった。従って昭和 58 年 1 月 14 日に閣

---

<sup>1)</sup> 昭和 54 年 11 月 7 日 読売国際経済懇話会。松下政経塾 (2010) 200 頁。



議決定された「昭和 58 年度税制改正の要綱」の骨子は中小同族会社の株式評価方法の改善と個人事業者の事業用土地の評価の改正であった。しかしこのような政策税制の制定に関しても、一方では常に「課税の公平性」を議論される。つまり政策税制としての事業承継税制は、その政策目的の現実的妥当性、その達成度または効果、他の代替手段との選択可能性、その措置によって失われる課税の公平の内容、程度等を勘案して、たえずそのあり方の見直しを図る必要があるとの意見が主張される。これらの主張がなされるのはシャープ勧告の「理論と哲学」が息づいているからである、といえよう。

このように戦後の日本の税制を議論する上にはシャープ勧告の「理論と哲学」というのはバイブルのように常に参照されるものであったといえることができるのである。それでは次に日本の相続税の今後についても言及しておきたい。

### 第 3 節 日本の相続税の今後

米国における遺産税、日本における相続税の展開を議論する際に農業従事者とともに企業経営者が大きな役割を果たしたことは本稿において指摘してきた通りである。そこで主に企業経営のスタンスで遺産税・相続税を議論してきた本稿においては、相続税の今後について主に企業経営者の考えを通して考察していきたい。

経済界きっての論客とされる牛尾治朗は、東京都知事も務めた評論家の猪瀬直樹との対談で、租税負担の現状について、「儲かっている 3 分の 1 の企業と、裕福な 5% の人がほとんどの税金を払っている状態です。残りの 95% のうち、所得が最高に多い人でも税金は年間約 30 万円です。ちなみに子供が 1 人いますと、それ以上の受益があります。裕福な 5% の人だけが、負担のほうが多いわけです。『タックス・ペイヤー』というのは、受益よりも負担の多い人のことを指しますが、ならば、日本を『タックス・ペイヤー・デモクラシー』の国にしないといけません。<sup>2)</sup>」と、まず租税負担の公平化については改善の余地があるとしている。また同じ対談集において財政学者で一橋大学名誉教授の石弘光は、働く人の 4 分の 1 が所得税を納めていないなどの「税の空洞化」に対して「課税最低限」というと貧しい人に手厚い政策のように受け取られがちですが、これは錯覚です。賃金が年功序列になっている日本では、結局は若い人が税金を払っていないだけなのです。そして

---

<sup>2)</sup> 猪瀬 (2002) 51 頁。

このことが若い人の政治的無関心を招き、税金の使徒を監視する義務感を失わせているのです。<sup>3)</sup>と指摘している。これらはシャウブ勧告における民主的租税観や、公平の原則の観点から現状の制度においても未だ問題があることを示しているし、改善すべき点であるとも考える。

しかし、シャウブ勧告の内容に関しても日本の現状に即した場合に再検討すべきこともあるのも事実である。例えば最近（平成 25 年 5 月 15 日）の日本経済新聞に牛尾治朗は、「わが国が直面する真の危機とは、デフレ脱却後もなお残る高齢社会の負担増と財政危機であり、かつ、それに与野党が目を背けていることだ。これからの日本は、社会保障を削減しつつも、なお国民に負担増を求めなければならない。成果の分配ではなく社会的なコストを誰がどう負担するかが政治の課題となっている。<sup>4)</sup>と指摘している。シャウブ勧告当時とは異なる、新しい社会における負担のあり方、つまり税制のあり方は日本にとっても喫緊の課題となっている。

牛尾は、日本社会が直面する課題の背景にあるのは、民主主義と市場経済の緊張の高まりであると指摘する。そして民主主義を適切に機能させる、民主主義と市場経済の新たな日本型モデルを議論している。その解の手掛かりとして、1970 年代後半に田園都市構想を示した大平正芳元総理大臣の政策研究会の議論を掲げている。同研究会では、それまでの欧米社会をモデルとした近代化論に対し、むしろ歴史的に形成された日本型組織の肯定的側面を重視する認識を示し、「重要なのは、日本型組織を安易に全否定することではない。歴史的に形成されてきた日本のイエ型組織の現代版ともいえる日本型組織を新たな社会状況に適応させることが必要だ。」と主張している。ここで「新たな社会状況」とは最近における経済の低成長や高齢化、財政危機等を意味している。本稿では相続の視点から家族制度という日本型組織を議論してきた訳であるが、この「新たな社会状況」の中ではとりわけ高齢化社会における「家族の責任」と関係が高いと考える。例えば高齢化した両親の介護などの負担責任を物理的に果たしてきた者に対して、租税負担、つまり経済的な責任は現在のままで良いのかは今後の議論の対象となろう。第二次世界大戦前は「家族の責任」を基準に租税負担を考慮していたのである。

また本稿では米国で遺産税を廃止に導いた要素のひとつを「楽天的な「米国人の気質」と指摘した。米国の場合は、ビル・ゲイツのような起業家の活躍により 1990 年

---

<sup>3)</sup> 猪瀬前掲 257 頁。

<sup>4)</sup> 日本経済新聞 平成 25 年 5 月 15 日朝刊 29 頁。(経済教室)

代は好景気で、自分の将来に「楽天」的な米国人が増えたのであった。これに対し、日本では逆に相続税課税強化の方向に進んでいる。この理由には、それに対し日本はバブル経済崩壊後の長期的な不景気が続行していて「楽天」的にはなれなかったという状況にあった。しかし平成 24 年に政権が自民党に復帰し、第二次安倍晋三内閣になってからの経済政策、いわゆる「アベノミクス」により日本人の気質も変化し、相続税の廃止も議題に上るかもしれない。実際、サントリーホールディング社長の佐治信忠社長は、消費税増税の議論の中で「消費増税の論議については「将来的には 15% ぐらいにしなければ社会保障は成り立たないが、景気が悪いときの増税は問題」と厳しく批判し、その代替案として、相続税を一定期間、ゼロにすることで「若者にお金を使ってもらう施策が必要。官僚には『損して得を取る』という発想がない。これまで税金を上げれば、そのまま税収が増えるという考え方で失敗してきた。<sup>5)</sup>」と別の角度から相続税の一時廃止を提唱している。相続税の廃止はシャウプ使節団の一員であるビックリー教授の累進課税制度の主張とは相容れないところである。しかしそのような議論も政策的に提起される可能性もあるのである。

本節の後半にはシャウプ勧告の中における検討すべき課題も指摘した。しかしこのことがシャウプ勧告を否定することにはならないと考える。むしろ今後における日本の環境の変化もシャウプ勧告の「理論と哲学」に照らし合わせて、改善すべき点を議論する、としたほうが米国で見られるような、特に相続税における不公平は生じなくなるはずである。その意味でシャウプ勧告の「理論と哲学」の意義は今後も色褪せることはないと考えるのである。

#### 第 4 節 今後の研究の方向性

さて最後に遺産税や相続税の資産税に関しての今後の研究の方向性を記しておきたい。

本稿は日本におけるシャウプ勧告の評価も一つの目的としているために、シャウプ使節団の出身国である米国の遺産税を取り上げてきた。『シャウプ勧告』の作成背景と日本の相続税への役割」と副題にも記したが、シャウプ使節団が日本を訪問した際の米国の遺産税体系の反省に立って、シャウプ勧告が作成されたことは最早いうまでもないだろう。他

---

<sup>5)</sup> 平成 24 年 2 月 12 日付 産経ニュースから平成 26 年 3 月 23 日引用。  
[http://sankei.jp.msn.com/west/west\\_economy/news/120212/wec12021218000004-n2.htm](http://sankei.jp.msn.com/west/west_economy/news/120212/wec12021218000004-n2.htm)

国についても遺産税のような資産税は大きな議論の対象になっているようである。

例えば英国では相続税が課せられる他、生前における贈与についても原則として相続税の対象としている。しかしながら 1986 年に潜在的免税贈与という概念が導入され、ほとんどの生前贈与は潜在的免税贈与として扱われている。潜在的免税贈与に区分されると、贈与者とその贈与の時点から 7 年以内に死亡した場合のみ納税義務が発生する。つまり死亡する 7 年以上前に贈与をしておけば、ほとんどの生前贈与は非課税になるということである。このような英国特有の概念が存在することにより英国ではタックス・プランニングの余地が大きいとされる。住宅価格が上昇する 2006 年には、野党である保守党は相続税を廃止して、短期キャピタル・ゲイン税と置き換えるべきことを提唱している<sup>6</sup>。英国でも相続税は議論の対象となっており、その経緯は検討すべきであろう。

フランスでは相続税自体は存在するが、2007 年 8 月以降、夫婦間および同居の兄弟間の相続税が非課税とされた。また子に対する相続税・贈与税の控除を大幅に拡大した結果として、贈与の利用の意味が多少減少しているという。またアジア諸国に関しては中国、インド、マレーシア、タイ、ベトナムには相続税、贈与税がなく、シンガポール、香港には相続税はあるが、贈与税はない。但し、シンガポールでは、死亡前 5 年以内の贈与は相続財産に加算される<sup>7</sup>。これら新興国の中には海外の富裕層を国内に呼び込むために、相続税等を彼らに有利に設計する場合も考えられる。その租税政策や課税制度も研究していくべきであろう。

以上のような海外の税制と我が国の税制との違いを利用した租税回避は今後は更に増えるに違いない。この国際的な租税回避の分野も研究が進められるべきである。この分野の裁判例として平成 23 年 2 月 18 日の「武富士事件」の最高裁判決は記憶に新しいところである。この事件は、親が保有する国外財産を海外に居住する子に贈与した事例である。贈与の実施は 1999 年に行われているが、当時の税制<sup>8</sup>では日本に住所を有しない者への国外財産の贈与は日本の贈与税の対象外とされていた。相続税法において住所についての定義規定は特になく、相続税法基本通達において「法に規定する「住所」とは、各人の生活の本拠をいうのであるが、その生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判

---

<sup>6</sup> 渡辺 (2012) 21 頁。

<sup>7</sup> 渡辺前掲 22 頁。

<sup>8</sup> 平成 12 年の税制改正後は、受贈者が日本国籍である場合は、贈与者または受贈者のいずれかが贈与前 5 年以内に日本に住所を有している場合には、贈与税の対象とされている。

定するものとする。」と規定されているのみである。この事件は、この「生活の本拠」が日本であるのか香港であるのかが争われている事件で、財産が国内財産・国外財産のいずれであるか、については争点となっていない。東京地裁では納税者勝訴、東京高裁では納税者敗訴となっている。

最高裁では、「本件贈与を受けたのは赴任の開始から約2年半後のことであり、（中略）、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位（合計4年）で賃借した本件香港居宅に滞在して過ごし、（中略）これが贈与税回避の目的で仮装された実体のないものとはうかがわれぬ」とし、「本件贈与を受けた時において、本件香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、本件杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということはできない」として、香港に生活の本拠があると判断している。また、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきであり、主観的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、（中略）各滞在日数を調整していたことをもって、現に香港での滞在日数が本件期間中の約3分の2（国内での滞在日数の約2.5倍）に及んでいる上告人について前記事実関係の下で本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する理由とすることはできない」として、客観説を貫き、東京高裁判決を破棄している。この「武富士事件」は日本人の活動が国際化する中で資産税の観点から「課税の公平性」を実質的に確保することが難しくなってきたことを示しているが、このような国際的な租税回避の問題に関する研究も必要となろう。

第2章では米国の信託税制に関して分析したが、以前は信託を用いて世代跳梁移転の形で巨額の資産を孫やそれ以下の世代に対して著しく低い租税負担で移転していたのである。そのスキームが世代跳梁税の創設でほとんど効果を示さなくなっている。ではデュポン家のような資産家は現在どのような事業承継スキームを用いているのか、もしくは何もせずにいるのか、は研究すべきであろう。具体的には本稿でも触れたところであるがピエール・デュポンが1937年に創設したロングウッド・ファンデーションのような非営利団体を通じての資産管理について研究すべきである。また本稿で度々議論した経営権の評価については今後も検討すべきであろう。この問題は特に第5章でバイラムの裁判事例を用いて検討してきた。企業の価値は経営者によって導かれていることは疑いのないところであり、その評価をいかにすべきか、ということは課税の水平的公平性の確保の点

から重要と考える。日本でもその要素を企業評価に導入することは必要と考えるのである。

また租税法の分野を一部逸脱するが、資産の移転と「家族の責任」について検討すべきである。わが国においては第二次世界大戦前、親族を扶養するなどの「家族の責任」を果たせる人間を選抜し、家督を継がせるという家督相続の制度があり、その制度の上に課税制度も立脚していた。戦後はそのような仕組みは排除されたのであるが、社会保障費の上昇を抑えるためと QOL (Quality of Life: 生活の質) を向上させる等のために、現在、改めて社会保障の担い手としての家族が注目を集めている。そういう「家族の責任」を果たしている家族とそうでない家族が存在する場合に、両者の租税負担が同じでいいのかは研究する必要があるだろう。確かに現在でも首都圏に位置する等の資産の状態により、小規模宅地等の特例などの規定があるが、それらが十分であるかの検証は常時必要である。

本稿は米国における連邦税である遺産税について議論しており、州レベルの相続税についてはほとんど検討しなかった。しかし遺産税が創設された 1916 年までに既に多くの州では遺産税や遺産所得税の体系の死亡税を導入しており、現在もオハイオ州やケンタッキー州などで州税としての死亡税が実施されている。既述のとおりシャウプ勧告は地方分権の推進と地方自主財源の充実の必要性を強調している訳であるが、そのような項目を勧告にするに至った米国の地方制度と沿革についても興味あるところであろう。

以上、今後の研究の方向性のいくつかを示しておいたが、相続税、遺産税のような資産税については研究の蓄積は現状では限られていると感じざるを得ない。今後も引き続き議論や分析が必要であろう。

## 補論 米国における不動産評価

### 第1節 はじめに

第8章において、わが国において不動産が相続の際の有効な節税手段として用いられてきたことを指摘し、その不動産の評価方法を検討してきたのであるが、日本と米国の制度を比較検討する本稿においては米国における不動産評価方法についても言及する必要がある。ここで米国における不動産評価については分析することとしよう<sup>1</sup>。

### 第2節 米国における不動産評価の規定

米国における連邦所得税、遺産税および贈与税に関する不動産の評価は、財務省手順 (Revenue Procedure) 79-24 に規定されている。この規定が網羅する「改良されていない不動産 (unimproved real property)」の範囲は、価値を増加させる大きな建物、構築物または他の改良物が存在しない土地、として定義される<sup>2</sup>。

評価対象の資産価値を最も良く示すものは、評価日現在もしくは以前における独立当事者間 (arm's length) 取引の金額である。評価対象の資産が最近、独立当事者間取引の対象になっていない場合、改良されていない不動産 (unimproved real property) の価値を見積もる最良の方法は、市場データを用いる方法か、もしくは比較売上高法 (comparable sales approach) である。この比較売上高法は、評価対象である資産に最も類似した資産の、独立当事者間の売上高を用いる。ここで用いられている売上高取引は、公正な市場価格に関する次の定義に従うことになる：

「所得税規則 (Income Tax Regulation) 1.170A-1(c)(2)、遺産税規則 (Estate Tax Regulation) 20.2031-1(b) および贈与税規則 (Gift Tax Regulation) 25.2512-1 に定義されている公正な市場価格は、双方とも売買を強制されていない、そして双方とも関連する事実について合理的な知識を持っている買い手 (willing buyer) と売り手 (willing seller) との間の当該資産の取引価格を言う。公正な市場価格は、資産に対して現金または現金等価物で支払われる定額であり、評価の目的に関係なく同額である。<sup>3</sup>」

比較売上高は、税務署職員 (tax assessors)、不動産ブローカー、評価者、行政担当者もしくは他の情報源から入手できる可能性がある。評価者はまず、評価対象資産と比較対象資産の詳細な調査を行うべきである。評価対象資産と比較対象資産の調査中、次の要素

<sup>1</sup> この補論は McDaniel, Repetti and Caron (2009) pp.719-723. を参考にしている。

<sup>2</sup> 財務省手順 (Revenue Procedure) 79-24, Section 2.

<sup>3</sup> 財務省手順 (Revenue Procedure) 79-24, Section 3. 01.

または情報を考慮する必要がある：

- (a) 道路、学校、商業施設、交通機関および他の設備への近接状況を含む立地。
- (b) 形状、地形上の特徴そして総面積。
- (c) 土地の使用に関する制限および地域区分。
- (d) 正面の道路および利用しやすさ。
- (e) 利用可能な公共サービスおよび水利権。
- (f) 存在する地役権 (easements)、通行権 (rights of way)、リース他。
- (g) 土壌の特徴。
- (h) 雑草、低木、樹木および森林などの植生 (vegetable cover)。
- (i) 鉱物資源の状況。
- (j) 水辺の権利 (riparian rights)。
- (k) 価値に影響を与える他の要素。

買い手の名前、売り手の名前、不動産譲渡証書 (deed book) とそのページ番号、売買の日付、売買価格、資産の概要、抵当の金額および期間、測量結果 (property survey)、調査した価値、税率および評価者が評価した公正な市場価格を含む追加の情報が必要とされる。

比較資産売上高法 (comparable property sales) の詳細には、法的に許される「最高かつ最善の用途 (highest and best use)」との類似性の考察、売買の日にと評価日との間の間隔、近隣地域に影響する経済的類似性と傾向を含まなければならない。もし、売買が、差押え物件 (distress sale)、強制競売 (forced sale)、または売り手によって提供された異常な条件により交渉すべきものである場合は、無視しなければならない。売却価格が、買い手、売り手、不動産ブローカー、または弁護士、名義書換会社 (title company) によって確認された場合は、証明力 (probative value) を比較資産売上高法 (comparable property sales) の使用に関して付与しなければならない。この時に、当事者によって売買に関して何らかの強制があったかどうか、または、購入価格に影響を与える何らかの動機があったかどうか、について決定する必要がある<sup>4</sup>。

比較資産売上高法は、販売価格が、資産間の違いが調整された後のみに用いることができる。調整を行うにあたっては、評価者は評価対象の資産に対して調整を行わなければならない。多くの資産の特徴は、同じ価値であり、売買価格には調整を必要としない。また不動産の価格が、売買の日にと評価日とで変動がない場合を除いては、時間に関する調整は必要である。調整は評価者の判断による結論であり、通常は割合 (パーセンテージ) の変化という形で示される。

市場データまたは比較資産売上高法から決定された結果は、一般的に評価対象の

---

<sup>4</sup> 財務省手順 (Revenue Procedure) 79-24, Section 3. 02.



改良されていない不動産 (unimproved real property) の価値の羅列になるかもしれない。そのような値は、単純に平均化するべきではない。再調査 (review) は比較売上高 (comparable sales) に関して実施すべきで、項目的に最も調整が少なく、および(または) 全体的にも最も調整が少ない売上高が、評価対象資産に対して比較対象 (comparable) であるべきである。当該調整において、適切で意味のあるデータが用いられている事、そしてそれぞれの調整が適切に配分されている事を確かめるために再調査されなければならない。そして評価者は2つ、もしくは3つの調整後の売上高が、市場データか、もしくは、比較売上高法 (comparable sales approach) によって、改良されていない不動産 (unimproved real property) の最も信頼できる公正な市場価格の見積もりを示すことを結論づけることになるのである<sup>5</sup>。以下には、不動産価格をより複雑にすると考えられる項目を3例、紹介しておこう。

#### 第1例 改良された不動産 (improved real property)

改良された不動産 (improved real property) については、裁判所はしばしば、収益還元法 (capitalization of income method) が比較売上高法 (comparable sales approach) に加えて用いられる<sup>6</sup>。

#### 第2例 断片的な所有権 (fractional interests)

裁判所はしばしば、断片的な所有権 (fractional interests) に対して「少数持分割引 (minority discounts)」を許してきた。このことについてボストン大学のジェームズ・レペティ (James R. Repetti) 教授は次のようにコメントしている。

「不動産における、分割できない所有権 (undivided interests) の少数持分割引という言葉は誤った表現である。つまり土地における分割できない断片的な所有権は、単に所有者が、他の所有者と衝突しない方法で土地の使用を享受する権利を有しているにすぎない。個人が不動産における分割できない所有権を90%保有する場合にさえ、その不動産の全体の価値の90%と等しくはない。なぜならば、その資産の90%の排他的な所有権を得るには、資産の分離された部分を得る必要があるのである。従って、購入者は、90%の個人の価値を決定するに際して、分離された部分を獲得する費用や不確実性を控除することになる。例えば、「ピルスベリーの遺産対長官 (Estate of Pillsbury v. Commissioner)」のケースでは、不動産の非流動性と所有権の持ち主が他の共同持ち主と不動産を共同で支配しな

---

<sup>5</sup> 財務省手順 (Revenue Procedure) 79-24, Section 3. 03.

<sup>6</sup> Shepherd v. Commissioner, 115 T.C. 376, 392 (2000), aff'd, 283 F.3d 1258 (11<sup>th</sup> Cir. 2002) 参照。

ければならないという事実を反映して、租税裁判所は不動産の 77%の分割できない所有権に対して 15%の割引を認めている<sup>7</sup>。不動産における、分割できない所有権 (undivided interests) の所有者は、当該不動産の一部を分割し、全ての支配権を得ることができるので、割引率は株式の少数株主よりも低くなり、通常、土地全区画の価値を配分したものの 10%から 20%程度、低い値となる。対照的に非公開会社の少数株主割引は通常、平均して 20%から 30%である<sup>8</sup>。」

### 第3例 合有不動産 (joint tenancy) の評価

内国歳入法 2040 条によると、他の不動産合有者が、その不動産の取得に関与していない範囲で被相続人の遺産に含めることになる。1998 年に示された「ヤングの遺産対長官 (Estate of Young v. Commissioner)<sup>9</sup>」のケースでは、租税裁判所は、2040 条(a)項の下に算定される金額については以下の通り、少数株主割引は認められるべきではないとしている。

「2040 条(a)項の仕組みの下では、被相続人の総遺産に含められる金額は、死亡時に実際に移転される資産の権利の評価に依拠しない。代わりに、被相続人の総遺産には、被相続人と他の人間が保有する合有不動産の全ての資産価値の、他の人間が負担をした部分を除く価値が含まれるとする。原告の議論とは反対に、当該規定は、買い手 (willing buyer) が、被相続人の死亡日に被相続人の合有不動産に対して、いくら支払うかを尋ねてはいない。なぜならば死亡の瞬間に、被相続人は最早、資産における所有権を持っていないからである。被相続人の意思や無遺言の承継 (intestate) による移転である 2033 条により統治される資産とは異なり、当該資産は生存者の権利により移転される。死亡の前に被相続人が合有不動産における彼の権利を売却した場合 (そしてそうすることにより合有不動産と生存者の権利を引き離す) でさえも、買い手 (willing buyer) が支払う価値は、2040 条における国会によって選択される手法と必ずしも比較しない。2040 条(a)項は、合有不動産の見せかけの算入式 (artificial inclusion)、つまり資産の全ての価値から生存する合有不動産の保有者の負担分を控除したものを示している。2040 条(a)項における法律上の控除を除いては、全ての所有権以下が含まれるという事実以上の手当てはない。

この見せかけの算入式の結果、2040 条は被相続人によって保有された断片的な所有権 (fractional interests) の価値についての適格性を取り扱っている訳ではない (2033 条の下においてはそれは事実である) と結論づけている。2033 条において適用されているように断片的な所有権 (fractional interests) の割引は、共有 (concurrent ownership) の間

<sup>7</sup> Estate of Pillsbury v. Commissioner, 64 T.C.M. 284 (1992).

<sup>8</sup> Repetti(1995) pp.428-429.

<sup>9</sup> Estate of Young v. Commissioner, 110 T.C. 297 (1998).

題もあって当該所有権はその配分された持分よりも価値が劣るという考えに基づいている。これらの問題は持分の統一性（unity）および所有の統一性によって創出されている。しかしながら、死亡の瞬間に合有不動産における共同所有は分離され、従って、共同所有に関わる問題は緩和される。我々は、ヤングの資産は断片的な所有権（fractional interests）の割引とは関係がないと結論づける。」

米国には上記の合有という法律概念があり、この点、日本の不動産制度よりも複雑であるが、こと財産評価という点に関しては、規定の数は多いとは言えない。

### 第3節 農業又は事業で使用される不動産の特殊用途評価

通常不動産は上記の通りに評価されるが、用いられている用途が農業や非公開会社の場合は異なる評価方法が納税者の選択により認められている。第2章で述べたところではあるが、1976年法は、2032A条を設けることによって、農場や非公開会社（closely held business）において用いられる財産（real property）においては、「最高かつ最善の用途（highest and best use）」ではなく、「現在の使用法（current use）」に基づいて評価できるという優先的評価法（preferential valuation method）を定めたのである。この特殊用途評価（special use value）の目的は、遺産税を支払うために遺族が家族農場の一部を売却する可能性に対して一定の対策を設けたのである。2032A条の規定を用いると、例えば、ある農場主が「現在の使用法」において150万ドル、「最高かつ最善の用途」で220万ドルの評価価値の不動産を有するとして、遺言執行人は150万ドルの評価を用いることができる、ということである<sup>10</sup>。

この特殊用途評価の選択を行うには厳格な要件が設定され、次の項目の全てを満たす必要がある<sup>11</sup>。

・調整後の総遺産の少なくとも50%が、非相続人の死亡時において、適格な用途（つまり農業もしくは非公開会社の事業の目的）に専ら用いられている不動産もしくは動産から構成される<sup>12</sup>。割合の要件を算定する目的には、該当資産は「最適な用途（most suitable use）」において評価されると考えられる。

---

<sup>10</sup> 2032A条(e)(7)および(8)は「現在の使用法」における評価方法を定めている。またこの特殊用途評価は、2016年には1,110,000ドルまでの控除を認めている（Rev. Proc. 2015-53.）。

<sup>11</sup> 2032A条については独立行政法人 中小企業基盤整備機構による報告書「諸外国における中小企業の事業承継関連法制度等調査」（平成18年3月）に詳しい（31-36頁）。

<sup>12</sup> 2032A条(b)(1)(A)および(b)(2)。また農業等の定義については2032A条(e)(4)および(5)参照。

- ・非相続人の死亡以前の一定期間、非相続人による所有および重要な参加が必要とされる<sup>13</sup>。
- ・適格な相続人は家族の一員でなければならない<sup>14</sup>。
- ・その他の要件は 2032A 条および様式 706 に規定されている。

この特殊用途評価による節税額は、非相続人の死亡から 10 年以内に相続人が当該資産を処分したり、もしくは適格な用途を放棄したりした場合には追徴されることになる<sup>15</sup>。

#### 第 4 節 終わりに

米国の場合は第 3 章において分析した非公開会社株式と同様に、それぞれの物件が強い個性を有する不動産においては、その評価価格が課税庁と合意に至らない場合は、納税者は裁判を通じて決定する習慣があり、詳細な規定は必要ないと考えられているのであろう。この点が米国における不動産評価の特徴と言える。この米国の不動産の評価と比較して、日本における不動産の資産評価は前章で検討してきたとおり、より詳細に規定されており、それが故に不動産を通じての相続税対策が取られると語られることが多いのである。

---

<sup>13</sup> 内国歳入法 2032A 条(b)(1)(C)(ii)。「重要な参加」の定義については 2032A 条(e)(6)参照。

<sup>14</sup> 内国歳入法 2032A 条(e)(2)。

<sup>15</sup> 内国歳入法 2032A 条の趣旨を担保するために、内国歳入法は 6324B 条を設けている。

引用文献：

序章

- (1) David Laro(1999)、*Judge Laro's Views on Discounts & Valuation Reports*、Judge & Lawyers Business Valuation Update, June 1999.
- (2) George Cooper(1977)、*A Voluntary Tax? New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance.*、Columbia Law Review, Vol.77, March 1977, No.2.
- (3) Hellwig, Brant J.(2003)'Revisiting Byrum' *Virginia Tax Review* 23 (2003): 275
- (4) Horvitz, Selwyn A. (1974) 'Retention of Control: The implication of the Byrum Case' 32<sup>nd</sup> Annual N.Y.U. Institute.
- (5) 畠山 武道(1979)、『租税法』、青林書院新社。
- (6) 金子 宏(2000)、「シャープ勧告の歴史的意義－21世紀に向けて－」、租税法研究 第28号 有斐閣。
- (7) 金子 宏(2002)、「相続税制度の構造的改革」、税研 2002年3月号。
- (8) 金子 宏(2010)、『租税法理論の形成と解明 上巻』、有斐閣。
- (9) 金子 宏(2014)、『租税法』第19版、弘文堂。
- (10) 川端 康之(2004)、「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」、日税研論集 56。
- (11) 水野 忠恒(2000)、『国際課税の制度と理論 国際租税法の基礎的考察』、有斐閣。
- (12) 三木 義一(1995)、「相続税の基本原則の法的再検討」、租税法研究 第23号 有斐閣。
- (13) 野津 高次郎(1939)、『米国税制發達史』、有斐閣。
- (14) 柴 由花(2006)、「連邦遺産税廃止の背景と包括的所得概念に基づく税制改革案の意義」、明海大学不動産学部論集 14。
- (15) 首藤 重幸編(2004)、『世界における相続税法の現状』、日税研論集 56。
- (16) 渋谷 雅弘(1994)、「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価」、法学協会雑誌。
- (17) 渋谷 雅弘(2003)、「財産評価の課題－アメリカとドイツ－」、税研 2003年3月号 (139号)。
- (18) 渋谷 雅弘(2008)、「相続税の本質と課税方式」、税研 2008年5月号 (139号)。
- (19) 高野 幸大(2011)、「遺産税方式の問題点に係る若干の考察－アメリカの連邦遺産税制度を素材として」、日税研論集 61。
- (20) 谷口裕之編(2013)『平成25年版 財産評価基本通達逐条解説』大蔵財務協会。
- (21) 碓井光明 (1981)、「租税法の課題と将来」、ジュリスト 1981年1月1日 (No.731)。
- (22) 海原 文雄(1983)、「英米の改正税法と財産計画(三・完)」、九州大学 法政研究 49 55-108.
- (23) 渡辺裕泰(2012)、「相続税廃止の世界的潮流と日本」、税経通信 2012年5月号。

## 第1章

- (1) A.E. Holcomb(1925)、 *Proceedings of National Conference on Inheritance and Estate Taxation* 、 The National Tax Association.
- (2) Ackerman, Bruce(1999)、 *Taxation and the Constitution* 、 Vol. 99, Columbia Law Review.
- (3) Adrian W. DeWind(1950)、 *The Approaching Crisis in Federal Estate and Gift Taxation* 、 California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.
- (4) Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel(1947)、 *Federal Estate and Gift Taxes* 、 Government Printing Office.
- (5) Andrew William Mellon(1924)、 *Taxation: The People's Business* 、 The MacMillan Company.
- (6) Arthur W. Blakemore and Hugh Bancroft(1914)、 *The Inheritance Tax Law* , The Boston Book Company.
- (7) Cooper, A. Jeffrey(2010)、 Ghosts of 1932: The Lost History of Estate and Gift Taxation, Florida Tax Review, Volume 9, Number 10.
- (8) Edwin R.A. Seligman(1914)、 *The Income Tax, A Study of the History, Theory and Practice of Income Taxation at Home and Abroad* , The Macmillan Company.
- (9) Edwin R.A. Seligman(1929) *Economics of Farm Relief* , The Columbia University Press.
- (10) Edwin R.A. Seligman(1931) *The Essay in Taxation* , The Macmillan Company.
- (11) Eisenstein, Louis (1955)、 The Rise and Decline of the Estate Tax, 11 Tax Law Review 223 1955-1956.
- (12) Green, William Raymond(1933)、 *The Theory and Practice of Modern Taxation* , Commerce Clearing House.
- (13) Harriss, C. Lowell(1940)、 *Gift taxation in the United States* , American Council on Public Affairs.
- (14) Hugh Bancroft(1917)、 *The Inheritance Taxes for Investors: Third Edition* , The University Press.
- (15) Jens Beckert(2004)、 *Inherited Wealth* 、 Princeton University Press.
- (16) John R. Luckey(2012)、 ‘*A History of Federal Estate, Gift, and Generation-Skipping Taxes*’ edited in Jacob A. Hughes (edited) ‘*Estate and Gift Taxes*’ 、 Nova Science Publishers, Inc..
- (17) Joseph J. Thorndike(2013)、 *Their Fair Share: Taxing the Rich in the Age of FDR* , Urban Institute Press.
- (18) Joulfaian, David(2013)、 *The Federal Estate Tax History, Law, and Economics* , US Department of the Treasury.

- (19) Kathy Medve(1987)、*Estate Tax returns Revisited, 1916-1931*、Statistics of Income Bulletin, Volume 6, Number 4.
- (20) Leland, Simeon E. (1926), The Future of the Estate Tax, 4 National Income Tax Magazine 9 1926.
- (21) Louis Eisenstein(1948)、*Estate Taxes and The Higher Learning of The Supreme Court*、Tax Law Review.
- (22) Max West(1908), *The Inheritance Tax*, The Columbia University Press.
- (23) McDaniel, Repetti and Caron(2009)、*Federal Wealth Transfer Taxation – Sixth Edition*、Foundation Press.
- (24) Michael Graetz, Ian Shapiro(2005)、*Death by a thousand cuts*、Princeton University Press.
- (25) Myers, Gustavus(1939), *The Ending of Hereditary American Fortunes*, J. Messner.
- (26) Paul, Randolph E. (1947), *Taxation for Prosperity*, The Bobbs-Merrill Company.
- (27) Read, Harlan Eugene (1918), *The Abolition of Inheritance*, The Macmillan Company.
- (28) Rignano, Eugenio (1924), *The social significance of the inheritance tax*, A.A. Knopf.
- (29) Shultz, William J. (1926), *The Taxation of Inheritance*, Houghton Mifflin Company.
- (30) Trowbridge, Delger (1925), *Recent Inheritance Tax and Estate Tax Decisions*, California Law Review, Volume XIV, November, 1925, Number 1.
- (31) United States of America, Government of Commercial and Labor(1907)、*Inheritance-Tax Law*、Government Printing Office.
- (32) William Vickrey(1947)、*Agenda for progressive taxation*、The Ronald press company.
- William Vickrey(1992)、*Updated Agenda for progressive taxation*、The American
- (33) Economic Review, Vol. 82, No.2, papers and Proceedings of the Hundred and Fourth Annual Meeting of the American Economic Association(May, 1992).
- (34) 新井 誠(2008)、『信託法 第3版』、有斐閣。
- (35) 有賀 夏紀(2002)、『アメリカの20世紀』、中央公論新社。
- (36) 道垣内 弘人(2007)、『信託法入門』、日本経済新聞出版社。
- (37) 川端 康之(2004)、「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」、日税研論集 56。
- (38) 野津 高次郎(1939)、『米国税制發達史』、有斐閣。
- (39) 柴 由花(2006)、「連邦遺産税廃止の背景と包括的所得概念に基づく税制改革案の意義」、明海大学不動産学部論集 14。
- (40) 渋谷 雅弘(2003)、「財産評価の課題ーアメリカとドイツー」、税研 2003年3月号 (139号)。

- (41) 高野 幸大(2011)、「遺産税方式の問題点に係る若干の考察ーアメリカの連邦遺産税制度を素材として」、日税研論集 61。

## 第2章

- (1) Adrian W. DeWind(1950)、*The Approaching Crisis in Federal Estate and Gift Taxation*、California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.  
American Law Institute(1969)、*Federal Estate and Gift Taxation – Recommendations of The American Law Institute and Reporters' Studies*、American Law Institute.
- (2) C. Lowell Harriss(1954)、*Sources of Injustice in Death Taxation*、National Tax Journal Vol.VII, No.4 December 1954.
- (3) Charles L. Ballard, Don Fullerton, John B. Shoven, John Whalley(1985) 'Replacing the Personal Income Tax with a Progressive Consumption Tax' Chapter in NBER book *A General Equilibrium Model for Tax Policy Evaluation* , (p. 171 - 187), University of Chicago Press
- (4) Chelcie C. Bosland(1963)、*Estate Taxation and Mergers*、National Tax Journal, Vol. XVI No.2.
- (5) David Laro(1999)、*Judge Laro's Views on Discounts & Valuation Reports*、Judge & Lawyers Business Valuation Update, June 1999.
- (6) "Discussion Draft" Relating to Estate Valuation Freezes, Hearing before the Committee on Ways and Means House of Representatives, One Hundred First Congress, second session, April 24, 1990. Serial 101-102. (1990年4月下院公聴会)
- (7) Eisenstein, Louis (1955), The Rise and Decline of the Estate Tax, 11 Tax Law Review 223 1955-1956.
- (8) Estate and Gift Tax Problems Arising from the Tax Reform Act of 1976, Hearing before the Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally of the Committee on Finance, United States Senate, Ninety-Fifty Congress, First Session, July 25, 1977. (1977年7月上院公聴会)
- (9) Estate Tax Reform and the Family Business, Hearing before the Committee on Small Business House of Representatives, One Hundred Fourth Congress, first session, January 31, 1995. Serial 104-9. (1995年1月下院公聴会)
- (10) Family Enterprise Estate and Gift Tax Equity Act and Miscellaneous Tax Bills, Hearing before the Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally of the Committee on Finance United States Senate, Ninety-Sixth Congress, second session on S.2775, S.2805, S.2828, S.2904, S.2967, and H.R.7171, August 4, 1980. (1980年8月上院公聴会)
- (11) Federal Estate Tax: Uncertainty in Planning under the Current Law, Hearing before the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Tenth Congress, First Session, November 14, 2007. (2007年11月上院公聴会)
- (12)



- (13) Galle, Brian (2013), 'Carrots, Sticks, and Salience,' 67 Tax L. Rev. 53 2013-2014.
- (14) Gamage, David (2013), 'On The Future Of Tax Salience Scholarship: Operative Mechanisms And Limiting Factors,' 41 Fla. St. U. L. Rev. 173 2013-2014.
- (15) Gamage, David and Shanske, Darien(2011), 'Three Essays On Tax Salience: Market Salience and Political Salience' 65 Tax Law Review 19 2011-2012.
- General Tax Reform, Panel Discussions before the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Third Congress, First Session on the Subject of General Tax Reform, February 5, 6, 7, 8, 20, 22, 23, 26, 27 and 28, 1973. Part 10 of 11. Estate and Gift Tax Revision. (1973年2月下院公聴会)
- (16)
- (17) Griswold, Erwin N. (1991), 'In Memoriam: A. James Casner' Harvard Law Review, Volume 104, March 1991, Number 5.
- (18) Harold M. Groves and Wallace I. Edwards(1953)、 *A New Model for an Integrated Transfer Tax*、 National Tax Journal, pp.353-360.
- (19) Harold M. Groves(1950)、 *Retention of Estate and Gift Taxes by the Federal Government*、 California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.
- (20) Harry J. Rudick(1950)、 *What Alternative to the Estate and Gift Taxes*、 California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.
- (21) Heller, Walter(1955), 'Appraisal of the Administration's Tax Policy' 8 National Tax Journal.
- Individual Income Tax Reduction, Hearing before the Committee on Finance, (22) United States Senate, Eightieth Congress, First Session, April 22, 23, 24, 25, 28, 29, 30, May 1, and 2, 1947. (1947年4月および5月上院公聴会)
- (23) J. Keith Butters, John Lintner and William L. Cary(1951)、 *Effects of Taxation: Corporate Mergers*、 Harvard University Press.
- (24) Jeffrey B. Liebman and Richard J. Zeckhauser (2004) 'Schmeduling' (未公刊論文) <http://www.hks.harvard.edu/jeffreyliebman/schmeduling.pdf>
- (25) Jeffrey H. Birnbaum and Alan S. Murray(1987)、 *Showdown at Gucci Gulch*、 Vintage.
- (26) Julian E. Zelizer(1998)、 *Taxing America*、 Cambridge University Press.
- (27) Kaplow, Louis(1989), 'Horizontal Equity: Measures in Search of a Principle' National Tax Journal Volume XLII, No.1, March, 1989.
- Kenneth F. Scheve Jr. and David Stasavage(2012)、 *Democracy, War, and Wealth: Lessons from Two Centuries of Inheritance Taxation*、 American Political Science Review (Vol. 106, No.1 February 2012).
- (28)
- (29) Larry M. Bartels(2004)、 *Unenlightened Self-Interest*、 American Prospect (June, 2004), <http://prospect.org/article/unenlightened-self-interest>.

- (30) Larry M. Bartels(2005)、Homer Gets a Tax Cut: Inequality and Public Policy in the American Mind、Perspectives on Politics(March 2005, Vol.3/ No.1)
- (31) Lee Anne Fennell (2002), 'Death, Taxes, And Cognition,' 81 N.C. L. Rev. 567 2002-2003.
- (32) Lily L. Batchelder(2009)、*Estate Tax Reform: Issues and Options*、Tax Notes (February 2, 2009).
- (33) Linder, Marc (1995), 'Eisenhower-Era Marxist-Confiscatory Taxation: Requiem for the Rhetoric of Rate Reduction for the Rich, 70 Tulane Law Review 905.
- (34) McDaniel, Repetti and Caron(2009)、*Federal Wealth Transfer Taxation – Sixth Edition*、Foundation Press.
- (35) Michael Graetz(1997)、*The Decline (and Fall?) of the Income Tax*、W.W. Norton & Company.
- (36) Michael Graetz, Ian Shapiro(2005)、*Death by a thousand cuts*、Princeton University Press.
- (37) Morse, Susan Cleary(2008),Using Salience and Influence to Narrow the Tax Gap,' 40 Loy. U. Chi. L.J. 483 2008-2009.
- (38) Musgrave, Richard A.(1990), 'Horizontal Equity, Once More' National Tax Journal Volume XLIII, No.2, June, 1990.
- Revenue Revisions of 1950, hearings before the Committee on Finance, United States Senate, Eighty-First Congress, Second Session, July 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12 and 13, 1950. (1950年7月上院公听会)
- Revision of Federal Estate Tax Law, Hearing before the Committee on Finance, United States Senate, Ninety-Fourth Congress, Second Session, May 17, 1976. (1976年5月上院公听会)
- (40) Robert A. Dahl and Charles E. Lindblom (1953) 'Politics, Economics, and Welfare,' University of Chicago.
- (41) Schenikt, Deborah H. (2011), 'Exploiting the Salience Bias in Designing Taxes,' 28 Yale J. on Reg. 253 2011.
- Small Business Tax Incentives, Hearing before the Committee on Finance United States Senate, One Hundred Fourth Congress, first session on S.105, S.161, S.628, S.692, S.867, and H.R.1215, June 7, 1995. (1995年6月上院公听会)
- (43) Small Business Tax Reform: Joint Hearings before the Select Committee on Small Business and the Subcommittee on Financial Markets of the Committee on Finance United States Senate, Ninety-Fourth Congress, First Session on Study of the Business Tax Structure as It Affects Small Business, June 17, 18 and 19, 1975. (1975年6月上院公听会)
- (44)

- Small Business Tax Reform: Joint Hearings before the Select Committee on Small Business and the Subcommittee on Financial Markets of the Committee
- (45) on Finance United States Senate, Ninety-Fourth Congress, First Session on Study of the Business Tax Structure as It Affects Small Business, Part 2, September 23, 24, 25 and November 13, 1975. (1975年9月および11月上院公聴会)
- (46) Stanley S. Surrey(1950)、 *An Introduction to Revision of the Federal Estate and Gift Taxation*、 California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.
- (47) Stanley S. Surrey(1973)、 *Pathways to Tax Reform*、 Harvard University Press.
- (48) Stanley S. Surrey(1976)、 *Reflections on the Tax Reform Act of 1976*、 Cleveland State Law Review, Vol.25.
- (49) Steven A. Bank(2010)、 *From Sword To Shield*、 Oxford University Press.
- Tax Reform Proposals-XII, Hearing before the committee on Finance, United State
- (50) Senate, Ninety-Ninth Congress, First Session, July 10,1985 (Agriculture, Timber and Small Business). (1985年7月上院公聴会)
- Taylor, Shlley E.(1982),'The availability bias in social perception and
- (51) interaction' edited in Daniel Kahneman, Paul Slovic and Amos Tversky (edited) 'Judgment Under uncertainty: Heuristics and biases,'Cambridge.
- (52) Thaler, Richard (1980),' Toward A Positive Theory Of Consumer Choice,' Journal of Economic Behavior and Organization 1 (1980) 39-60.
- The First Step: Death Tax Reform, Hearing before the Subcommittee on Tax, Finance, and Exports of The Committee on Small Business House of
- (53) Representatives, One Hundred Fifth Congress, second session, March 25, 1998. Serial 105-41. (1998年3月下院公聴会)
- The Impact of Estate Taxes on Small and Family-Owned Businesses, Hearings before the Subcommittee on Tax, Finance, and Exports, Committee on Small
- (54) Business, House of Representatives, One Hundred Fifth Congress, First Session, Washington, DC, June 12, 1997. Serial No.105-14. (1997年6月下院公聴会)
- What would repealing the death tax mean for small business?, Hearing before the Subcommittee on Tax, Finance, and Exports and Subcommittee on Rural
- (55) Enterprises, Business Opportunities, and Special Small Business Problems of The Committee on Small Business House of Representatives, One Hundred Sixth Congress, first session, May 13, 1999. Serial 106-12. (1999年5月下院公聴会)
- (56) William Vickrey(1947)、 *Agenda for progressive taxation*、 The Ronald press company.
- William Vickrey(1992)、 *Updated Agenda for progressive taxation*、 The American
- (57) Economic Review, Vol. 82, No.2, papers and Proceedings of the Hundred and Fourth Annual Meeting of the American Economic Association(May, 1992).

- (58) Witte, John F.,(1985) 'The Politics and Development of the Federal Income Tax,' The University of Wisconsin Press.
- Yanna Krupnikov, Adam Seth Levine, Arthur Lupia and Markus Prior(2006)、
- (59) *Public Ignorance and Estate Tax Repeal: The Effect of Partisan Differences and Survey Incentives*、National Tax Journal (Vol. LIX, No. 3, September 2006).
- (60) 浅川 哲郎(2009)「予算と心理学に関する一考察」九州産業大学商経論叢第50巻第2号。
- (61) 森田 朗(2007)『制度設計の行政学』、慈学社。
- (62) ジョセフ・ステイグリッツ、カール・ウォルシュ(2002)、『入門経済学 第3版』、東洋経済新報社。

### 第3章

- (1) Ronald D. Aucutt(1999)、*IRS Proposes New Rules for Reporting Gifts*、Shannon Pratt's Business Valuation Update, February.
- (2) J. Keith Butters, John Lintner and William L. Cary(1951)、*Effects of Taxation: Corporate Mergers*、Harvard University Press.
- (3) Michael Graetz, Ian Shapiro(2005)、*Death by a thousand cuts*、Princeton University Press.
- (4) William G. Gale and Joel Slemrod(2001)、'Rhetoric and Economics in the Estate Tax Debate' National Tax Journal Volume LIV, No. 3.
- (5) W. T. Hackett(1950)、*Estate Taxes Are Destroying Small Business*、The Commercial and Financial Chronicle, July 6, 1950.
- (6) Internal Revenue Service(1998),'IRS Valuation Training for Appeals Officers Coursebook' CCH.
- Wojciech Kopczuk and Emmanuel Saez(2004)、'Top Wealth Shares in the United States, 1916-2000: Evidence from Estate Tax Returns' National Tax Journal Volume LVII, No. 2, Part 2.
- Wojciech Kopczuk(2015)、'What Do We Know about the Evolution of Top Wealth Shares in the United States' The Journal of Economic Perspectives, Vol.29, No.1, pp. 47-66.
- (8) David Laro and Shannon Pratt(2011)、*Business Valuation and Federal Taxes*、Wiley.
- (9) David Laro(1999)、*Judge Laro's Views on Discounts & Valuation Reports*、Judge & Lawyers Business Valuation Update, June 1999.
- (10) Edmund Leet(2001)、*The History of the American Society of Appraisers*、American Society of Appraisers.
- (11) McDaniel, Repetti and Caron(2009)、*Federal Wealth Transfer Taxation – Sixth Edition*、Foundation Press.
- (12)

- (13) Shannon Pratt and Alina Niculita(2008)、 *Valuing a Business- 5th edition*、 McGraw Hill.
- (14) Thomas Piketty(2014) 'Capital in the Twenty-First Century,'Belknap Press.
- (15) Roy B. Sawyers(2001), 'Restructuring Estate and Gift Tax' National Tax Journal Volume LIV, No. 3.
- (16) Joseph J. Thorndike(2013)、 Their Fair Share: Taxing the Rich in the Age of FDR、 Urban Institute Press.
- (17) 渋谷 雅弘(1994)、 「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価」、法学協会雑誌。
- (18) 渋谷 雅弘(2003)、 「財産評価の課題－アメリカとドイツ－」、税研 2003年3月号 (139号)。

#### 第4章

American Law Institute(1959)、 *Restatement of the Law of Trusts* , 2nd ed. 慶応義塾

- (1) 大学信託法研究会訳「米国信託法リステイメント」信託協会『信託』88号、1971年、26頁。

American Law Institute(1969)、 *Federal Estate and Gift Taxation –*

- (2) *Recommendations of The American Law Institute and Reporters' Studies*、 American Law Institute.

American Law Institute(1984)、 *Federal Estate and Gift Tax Project: Study on*

- (3) *Generation-Skipping Transfers Under the Federal Estate Tax*、 American Law Institute.

- (4) Howard E. Abrams(1987)、 *Rethinking Generation-Skipping Transfer*、 Southwestern Law Journal, Vol. 40.

- (5) Berle, Adolf A. and Means, Gardiner C. (1932), *The modern corporation and private property* , Macmillan.

- (6) Daniel J. Balz(1976)、 *Congress looks at Death and Taxes But Outlook is Far From Certain*、 National Journal (March 13, 1976).

- (7) Alfred D. Chandler and Stephen Salsbury(1971)、 *Pierre S. du Pont and the Making of the Modern Corporation*、 Harper & Row.

- (8) George Cooper(1977)、 *A Voluntary Tax? New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance.*、 Columbia Law Review, Vol.77, March 1977, No.2.

- (9) Duke, Marc(1976), "The Du Ponts" Saturday Review Press.

- (10) Louis Eisenstein(1946)、 *Modernizing Estate and Gift Taxes*、 TAXES-The Tax Magazine, September .

- (11) Louis Eisenstein(1948)、 *Estate Taxes and The Higher Learning of The Supreme Court*、 Tax Law Review.

- (12) Erwin N. Griswold(1984), 'In Memoriam: Stanley S. Surrey' Harvard Law Review, Vol. 98.
- (13) Raymond W. Goldsmith(1958)、 *Financial Intermediaries in the American Economy Since 1900*、 Princeton University Press.
- (14) Iowa Law Review(1974)、 *Contemporary Studies Project: Large Farm Estate Planning and Probate in Iowa*、 59 Iowa L. Review 794.
- (15) Jerome Kurtz and Stanley S. Surrey(1970)、 *Reform of Death and Gift Taxes: The 1969 Treasury Proposals, The Criticisms, and a Rebuttal*、 Columbia Law Review, Vol.70.
- (16) Securities Exchange Commission(1974)、 *In The Matter of Christiana Securities Company, E.I. Du Pont De Nemours and Company*、 <http://www.sec.gov/rules/ic/1974/ic-8615.pdf>.
- (17) Stanley S. Surrey(1950)、 *An Introduction to Revision of the Federal Estate and Gift Taxation*、 California Law Review, Vol.38 March, 1950 No.1.
- (18) Stanley S. Surrey(1976)、 *Reflections on the Tax Reform Act of 1976*、 Cleveland State Law Review, Vol.25.
- (19) Stanley S. Surrey, Paul R. McDaniel and Harry L. Gutman(1987)、 *Federal Wealth Transfer Taxation*、 The Foundation Press, Inc..
- (20) Treasury Department(1969),'Tax Reform Studies and Proposals', Joint Publication, House Committee on Way and Means Senate Committee, Ninety-First Congress, First Session.
- (21) William Vickrey(1947)、 *Agenda for progressive taxation*、 The Ronald press company.
- (22) William Vickrey(1992)、 *Updated Agenda for progressive taxation*、 The American Economic Review, Vol. 82, No.2, papers and Proceedings of the Hundred and Fourth Annual Meeting of the American Economic Association(May, 1992).
- (23) David Westfall(1970)、 *Revitalizing the federal Estate and Gift Taxes*、 Harvard Law Review, Vol. 83.
- (24) 新井 誠(2008)、 『信託法 第3版』、有斐閣。
- (25) アルフレッド チャンドラー(2004)、 『組織は戦略に従う』、ダイヤモンド社。
- (26) 安保 哲夫(1971)、 「両大戦間期におけるアメリカの長期金融機関」、法政大学社会学部学会『社会労働研究』 第18巻 第1号。
- (27) 田中 實、山田 昭(1989)、 『信託法』、学陽書房。
- (28) 松井 和夫(1986)、 『現代アメリカ金融資本研究序説』、文眞堂。
- (29) 水野 忠恒(2000)、 『国際課税の制度と理論 国際租税法の基礎的考察』、有斐閣。

## 第5章

- (1) Berle, Adolf A. and Means, Gardiner C. (1932), *The modern corporation and private property*, Macmillan.  
Estate and Gift Tax Problems Arising from the Tax Reform Act of 1976, Hearing before the Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally of the
- (2) Committee on Finance, United States Senate, Ninety-Fifth Congress, First Session, July 25, 1977. (1977年7月上院公聴会)
- (3) Hellwig, Brant J.(2003)'Revisiting Byrum' *Virginia Tax Review* 23 (2003): 275
- (4) Horvitz, Selwyn A. (1974) 'Retention of Control: The implication of the Byrum Case' 32<sup>nd</sup> Annual N.Y.U. Institute.  
Revision of Federal Estate Tax Law, Hearing before the Committee on Finance,
- (5) United States Senate, Ninety-Fourth Congress, Second Session, May 17, 1976. (1976年5月上院公聴会)
- (6) Joseph J. Thorndike(2013)、*Their Fair Share: Taxing the Rich in the Age of FDR*、Urban Institute Press.
- (7) 海原 文雄(1983)、「英米の改正税法と財産計画(三・完)」、九州大学 法政研究 49 55-108.
- (8) 加護野 忠男、伊丹 敬之(2003)、『ゼミナール経営学 第3版』、日本経済新聞出版社。
- (9) 川口 幸彦(2008)「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」、税務大学論叢57。  
外山 興三(1971)「United States v. Estate of Grace, 395 U.S. 316 (1969) --
- (10) Reciprocal Trustの価値がestate taxの適用上は、被相続人のgross estateに含まれるとされた事例」、アメリカ法1971119-124.
- (11) 中田直茂(2013)「事業承継と信託」ジュリスト 1450号(2013年2月号)。  
米田保晴(2011)「会社法・信託法・経営承継円滑化法・新事業承継税制を利用した事業
- (12) 承継 ―現行法下で可能な親族内事業承継スキームの鳥瞰―」信州大学法学論集 第17号。

## 第6章

- (1) Bittker, Clark and McCouch(2005),'Federal Estate and Gift Taxation' West.  
"Discussion Draft" Relating to Estate Valuation Freezes, Hearing before the
- (2) Committee on Ways and Means House of Representatives, One Hundred First Congress, second session, April 24, 1990. Serial 101-102. (1990年4月下院公聴会)

- (3) Robert A. Dahl and Charles E. Lindblom (1953) 'Politics, Economics, and Welfare,' University of Chicago.
- (4) Estate and Gift Tax Problems Arising from the Tax Reform Act of 1976, Hearing before the Subcommittee on Taxation and Debt Management Generally of the Committee on Finance, United States Senate, Ninety-Fifty Congress, First Session, July 25, 1977. (1977年7月上院公聴会)
- (5) Estate Freezes, Hearing before the Subcommittee on Energy and Agricultural Taxation and the Subcommittee on Taxation and Debt Management of the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred First Congress, Second Session, June 27, 1990. (1990年6月上院公聴会)
- (6) Gazur, Wayne M. (1989), Congressional Diversions: Legislative Response to the Estate Valuation Freeze, University of San Fransisco Law Review, Volume 24, Number One, pp.95-154.
- (7) Hellwig, Brant J.(2003)'Revisiting Byrum' *Virginia Tax Review* 23 (2003): 275
- (8) The Impact of Estate Taxes on Small and Family-Owned Businesses, Hearings before the Subcommittee on Tax, Finance, and Exports, Committee on Small Business, House of Representatives, One Hundred Fifth Congress, First Session, Washington, DC, June 12, 1997. Serial No.105-14. (1997年6月下院公聴会)
- (9) Lipton, Richard M., Carman, Paul., Fassler, Charles. And Schwidetzky, Walter D. (2008), *Partnership Taxation Second Edition*, Lexis Nexis.
- (10) Major Estate and Gift Tax Issues, Hearings before the Subcommittee on Estate and Gift Taxation of the Committee on Finance, United States Senate, Ninety-seventh Congress, first session (Volume 2)(1981年6月上院公聴会)
- (11) McDaniel, Repetti and Caron(2009)、*Federal Wealth Transfer Taxation – Sixth Edition*、Foundation Press.
- (12) Gary R. Trugman(2002)、*Understanding Business Valuation: Second Edition*、AICPA.
- (13) Thornton, D. John(2004), *Family Limited Partnerships - The Continuing Saga*, 63rd N.Y.U. Institute.
- (14) Witte, John F.,(1985) 'The Politics and Development of the Federal Income Tax,' The University of Wisconsin Press.
- (15) 渋谷 雅弘(1994)、「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価」、法学協会雑誌。
- (16) 品川 芳宣(2013)、「持分あり医療法人に対する課税の現状と課題(上)(下)」、税理Vol.56 No.8. Np.9.
- (17) 大学教育社(1998)『新訂版現代政治学事典』、大学教育社。
- (18) 高橋 祐介(2008)、『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』、清文社。
- (19) 平野 嘉秋(1993)、「パートナーシップ税制の法的構造に関する一考察 — 日米比較を中心として—」、税務大学校論叢23。



(20) 山本 桂一(1969)、『フランス企業法序説』、東京大学出版会。

## 第7章

- (1) Henry Shavell(1948)、*Taxation Reform in Occupied Japan*、National Tax Journal Vol.1.
- (2) William Vickrey(1947)、*Agenda for progressive taxation*、The Ronald press company.
- (3) 新井 誠(2008)、『信託法 第3版』、有斐閣。
- (4) 我妻 栄(1969)、『民法研究VII-2』、有斐閣。
- (5) 道垣内 弘人(2007)、『信託法入門』、日本経済新聞出版社。
- (6) 平田 敬一郎、忠 佐市、泉 美之松(1979)、『昭和税制の回顧と展望<上巻>』、大蔵財務協会。
- (7) 穂積 陳重(1888)、「相続法の三変」、法協50号(遺文集第二冊所収)。
- (8) 石井 良助(1980)、『日本相続法史』、創文社。
- (9) 神野 直彦(1984)、「シャープ勧告における資産課税 —相続税・贈与税を中心に—」、租税法研究 第12号 有斐閣。
- (10) 金子 宏(2000)、「シャープ勧告の歴史的意義—21世紀に向けて—」、租税法研究 第28号 有斐閣。
- (11) 金子 宏(2002)、「相続税制度の構造的改革」、税研 2002年3月号。
- (12) 金子 宏(2014)、『租税法』第19版、弘文堂。
- (13) 国枝 繁樹(2002)、「相続税・贈与税の理論」、財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』11号。
- (14) 来栖 三郎(1976)、「相続税と相続税度」、田中二郎先生古希記念論文集『公法の理論・中』有斐閣。
- (15) 水野 忠恒(2010)、「シャープ勧告60年の評価と課題」、金子 宏編『租税法の発展』有斐閣。
- (16) 三木 義一(1995)、「相続税の基本原理の法的再検討」、租税法研究 第23号 有斐閣。
- (17) 水野 勝(2006)、『税制改正五十年 —回顧と展望—』、大蔵財務協会。
- (18) 中川 善之助(1964)、『相続法』、有斐閣。
- (19) 中里 実(2008)、「相続税廃止論者が見落としていること」、税研 2008年11月号(142号)。
- (20) 大蔵省財政史室編(1977a)、『昭和財政史 第7巻』、東洋経済新報社。
- (21) 大蔵省財政史室編(1977b)、『昭和財政史 第8巻』、東洋経済新報社。
- (22) 大蔵省財政史室編(1990)、『昭和財政史 昭和27～48年度 第6巻』、東洋経済新報社。

- (23) 大村 巍(1975)、「相続税の誕生」、税務大学校論叢 9号（昭和50年5月15日発行）。
- (24) 坂入 長太郎(1989a)、『大正昭和初期財政史』、酒井書店。
- (25) 坂入 長太郎(1989b)、『昭和前期財政史』、酒井書店。
- (26) 櫻井 四郎(1959)、『相続税』、中央経済社。
- (27) 武田 昌輔(1983)、『近代税制の改革』、ぎょうせい。
- (28) 武田 昌輔(1993)、「相続税の今後の在り方」、税経通信 1993年8月号。
- (29) 渡辺裕泰(2012)、「相続税廃止の世界的潮流と日本」、税経通信 2012年5月号。

## 第8章

- (1) 江戸 英雄(1951)、「三井財閥の終焉」、雑誌「塔」1951年5月号。
- (2) 星野 靖之助(1968)、『三井百年』、鹿島出版会。
- (3) 井上 一郎、藤井 保憲(1998)、「相続税における土地の時価評価」、税務大学校論叢 31号（平成10年6月30日発行）。
- (4) 岩崎 政明(2008)、「事業承継税制」、日税連論集 58。
- (5) 久保田 晃(1966)、『三井 企業グループの動態3』、中公新書。
- (6) 上月 英子(2009)、「不透明な政治経済情勢の中でも議論を止めてはならない」、税理 2009年6月号（Vol.52 No.7）。
- (7) 三島 康雄、長沢 康昭、柴 孝夫(1981)、『三菱財閥』、日本経済新聞社。
- (8) 中井 信彦、『三井本社史』、未刊行。
- (9) 野田 一夫(1967)、『財閥』、中公新書。
- (10) 岡本 康雄(1979)、『日立と松下（上）』、中公新書。
- (11) 下谷 政弘(1996)、『持株会社解禁』、中公新書。
- (12) 品川芳宣、緑川正博(1997)、『相続税財産評価の論点』、ぎょうせい。
- (13) 品川芳宣、緑川正博(2005)、『相続税財産評価の理論と実践』、ぎょうせい。
- (14) 高津 吉忠(1984)、「相続税における土地評価のあゆみ」、租税法研究 第12号 有斐閣。
- (15) 田中 治(2010)、「事業承継税制のあり方」、租税法研究 第38号 有斐閣。
- (16) 富岡 幸雄(1983)、『中小企業の相続税はこうなる』、税務経理協会。
- (17) 富岡 幸雄(2001)、『事業推進型承継税制への転換』、ぎょうせい。
- (18) 渡辺 美智雄編(1987)、『相続税制改革の視点』、ぎょうせい。
- (19) 安岡重明、石川健次郎、千本暁子(1982)、『三井財閥』、日本経済新聞社。

## 補論

- (1) McDaniel, Repetti and Caron(2009)、*Federal Wealth Transfer Taxation – Sixth Edition*、Foundation Press.
- (2) Reppetti(1995), 'Minority Discounts: The Alchemy in Estate and Gift Taxation', 50 *Tax L. Rev.* 415.

## 終章

- (1) 猪瀬 直樹(2002)、『日本復活のシナリオ』、PHP研究所。
- (2) 松下政経塾編(2010)、『松下幸之助が考えた国のかたち』、PHP研究所。
- (3) 渡辺裕泰(2012)、「相続税廃止の世界的潮流と日本」、*税経通信* 2012年5月号。